平成３０年

島本町議会９月定例会議　会議録

平成３０年　９月　３日 開議
平成３０年　９月２８日 散会

平成３０年　９月　３日（第１号）
平成３０年　９月　５日（第２号）
平成３０年　９月　６日（第３号）
平成３０年　９月　７日（第４号）
平成３０年　９月２８日（第５号）

島　本　町　議　会

平成３０年島本町議会９月定例会議会議録目次

第　１　号（９月３日）

○出席議員……１
○議事日程……２
○開議の宣告……５
○会議録署名議員の指名……５
○諸般の報告……５
○一般質問……５
・戸田議員……５
・福嶋議員……１５
・河野議員……２５
・岡田議員……３７
・村上議員……４３
・大久保議員……５０
・清水議員……６３
・中田議員……７４
・伊集院議員……８８
○延会の宣告……９９

第　２　号（９月５日）

○出席議員……１０１
○議事日程……１０２
○開議の宣告……１０４
○延会の宣告……１０４

第　３　号（９月６日）

○出席議員……１０７
○議事日程……１０９
○開議の宣告……１１１

○第 7 号報告　平成２９年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について……１１１
○第 8 号報告　平成２９年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告
について……１１２
○第 9 号報告　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
の専決処分について……１１３
○第５８号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……１１７
○第５９号議案　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……１１８
○第６０号議案　工事請負契約の締結について
（平成３０年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事）……１１９
○第６１号議案　工事請負契約の締結について（島本町衛生化学処理場解体工事）……１２７
○第６２号議案　平成２９年度島本町水道事業剰余金の処分について……１３８
○第６３号議案　島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について……１３９
○第６４号議案　島本町立幼稚園設置条例の一部改正について……１４６
○第６５号議案　島本町立キャンプ場設置条例の廃止について……１６２
○第６６号議案　平成３０年度島本町一般会計補正予算（第２号）……１８０
○第６７号議案　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）…１８０
○第６８号議案　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）……１８０
○第６９号議案　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）……１８０
○第７０号議案　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）……１８０
○第７１号議案　平成３０年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）……１８０
○延会の宣告……２１５

第　4　号（ 9 月 7 日）

○出席議員……２１７
○議事日程……２１８
○開議の宣告……２１９
○第 1 号認定　平成２９年度島本町一般会計歳入歳出決算……２１９
○第 2 号認定　平成２９年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算……２１９
○第 3 号認定　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算……２１９
○第 4 号認定　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算……２１９
○第 5 号認定　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算……２１９

○第 6 号認定　平成２９年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計
歳入歳出決算……２１９
○第 7 号認定　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算……２１９
○第 8 号認定　平成２９年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算……２１９
○第 9 号認定　平成２９年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算……２１９
○第１０号認定　平成２９年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算……２１９
○第１１号認定　平成２９年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算……２１９
○第１２号認定　平成２９年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算……２１９
○第１３号認定　平成２９年度島本町水道事業会計決算……２１９
○大綱質疑（第１号認定から第１３号認定）……２４２
・人びとの新しい歩み（戸田議員）……２４２
・自由民主党クラブ（野村議員）……２５４
・公　明　党（岡田議員）……２６９
・大阪維新の会（塚田議員）……２８０
・コミュニティネット（東田議員）……２９３
・会派に所属しない議員（河野議員）……３０７
○散会の宣告……３２２

第　5　号（ 9 月２８日）

○出席議員……３２５
○議事日程……３２６
○開議の宣告……３２７
○行政報告……３２７
○各常任委員会委員長報告（第１号認定～第１３号認定）……３２８
○第１号認定～第１３号認定の討論・採決……３２９
○第７２号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について……３６５
○第７３号議案　平成３０年度島本町一般会計補正予算（第３号）……３６５
○第７４号議案　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）…３６５
○第７５号議案　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）……３６５
○第７６号議案　平成３０年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）……３６５
○散会の宣告……３７２

※付議事件の議決結果……３７５

平成３０年

島 本 町 議 会 ９ 月 定 例 会 議　会 議 録

第　１　号

平 成３０年　９月　３日（月）

島本町議会９月定例会議　会議録（第１号）

年　月　日　　平成３０年９月３日（月）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田　淳	２番	大久保　孝幸	３番	東田　正樹
４番	平井　均	５番	河野　恵子	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	中田　みどり	11番	野村　篤	12番	伊集院　春美
13番	福嶋　保雄	14番	村上　毅		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	副町長	小田　哲史	教育長	持田　学
総合政策部長	北河　浩紀	総務部長	由岐　英	健康福祉部長	原山　郁子
都市創造部長	名越　誠治	都市創造部理事	柏木　栄一	上下水道部長	水木　正也
消防長	近藤　治彦	教育こども部長	岡本　泰三	会計管理者	永田　暢

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	村田　健一	書記	小東　義明

議事日程第１号

平成３０年　９　月　３　日（月）午前１０時開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　諸 般 の 報 告

日程第３　一　般　質　問

戸 田 議 員　１．性同一性障害ＧＩＤの生き方を支える
～高度な個別的対応を求めて～
２．その香り、必要ですか？
～人工的な香りの害から子どもを守ろう～
３．建築設計者の選定はプロポーザル方式で
～国土交通省の見解と国際基準～

福 嶋 議 員　１．災害発生時の学校・園・所の対応
２．防災服等の装備は適切か？
３．島本町の光害低減に向けて照明調達方針を問う
４．総合計画の分野別計画との関係を問う

河 野 議 員　１．旧道路公団寄付金（補償金）使用実績・今後の計画を問う
２．地下水１００％の水道―府内自治体の自己水保有状況を問う
３．大阪北部地震被害―やまぶき園等の被災者支援を問う
４．急がれる第四保育所耐震化、保育士確保策等を問う

岡 田 議 員　１．若山台調整池の凍結について
２．災害時の備蓄品に液体ミルク

村 上 議 員　１．島本町内における今後の土地活用について
２．その後のＪＲ島本駅西地区の開発について

大久保議員　１．島本町における自主防災組織と防災体制について
２．島本町における保健所行政の周辺自治体との連携について

清 水 議 員　１．災害に対する危機管理について
２．大阪北部地震の対応について

中 田 議 員　１．駅西の業務代行予定者募集に係る事業提案書の情報公開について
２．島本町自然環境調査等業務報告書に昆虫類の確認種リストが掲載されていなかった件について

３．駅西タウンミーティングについて

４．島本町の都市農地について

伊集院議員　島本町の地下水保全と大阪広域水道企業団について vol. 1

日程第４　第　７　号報告　平成２９年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第５　第　８　号報告　平成２９年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について

日程第６　第　９　号報告　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の専決処分について

日程第７　第５８号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第８　第５９号議案　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第９　第６０号議案　工事請負契約の締結について（平成３０年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事）

日程第10　第６１号議案　工事請負契約の締結について（島本町衛生化学処理場解体工事）

日程第11　第６２号議案　平成２９年度島本町水道事業剰余金の処分について

日程第12　第６３号議案　島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

日程第13　第６４号議案　島本町立幼稚園設置条例の一部改正について

日程第14　第６５号議案　島本町立キヤンプ場設置条例の廃止について

日程第15　第６６号議案　平成３０年度島本町一般会計補正予算（第２号）

第６７号議案　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

第６８号議案　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第６９号議案　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

第７０号議案　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

第７１号議案　平成３０年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）

日程第16　第　１　号認定　平成２９年度島本町一般会計歳入歳出決算

第　２　号認定　平成２９年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

第　３　号認定　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
第　４　号認定　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
第　５　号認定　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
第　６　号認定　平成２９年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
第　７　号認定　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
第　８　号認定　平成２９年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
第　９　号認定　平成２９年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
第１０号認定　平成２９年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
第１１号認定　平成２９年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
第１２号認定　平成２９年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
第１３号認定　平成２９年度島本町水道事業会計決算

（午前１０時００分　開議）

川嶋議長　おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより平成30年島本町議会９月定例会議を開きます。

それでは、本日の会議に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から９月28日までの26日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、９番　戸田議員及び13番　福嶋議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第２、諸般の報告を行います。

会議規則第129条第１項ただし書きの規定により、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣いたしましたので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第３、一般質問を行います。

通告の順によりまして、戸田議員、福嶋議員、河野議員、岡田議員、村上議員、大久保議員、清水議員、中田議員、伊集院議員の順で行います。

それでは、最初に戸田議員の発言を許します。

戸田議員（質問者席へ）　おはようございます。平成30年９月定例会議、戸田より一般質問を行います。

（Ｉ）「性同一性障害ＧＩＤの生き方を支える ～高度な個別的対応を求めて ～」

「マイナンバーの通知カードの再交付について」です。

マイナンバー通知カードには、番号、住所、氏名、生年月日、性別等が記載され、内容に変更が生じた場合は、裏の追記欄に新たな情報が記載されます。性同一性障害――以下、ＧＩＤと言います――の方は、裏書きではなく再交付を希望されるのではないかと思います。性別適合手術などを受け、新たな生き方を選択した人にとって、マイナンバー通知カードの裏書き記載欄は明らかに不利益をもたらすからです。

ＧＩＤの方が戸籍上の性別や名前の変更を理由に再交付を願い出られた場合、島本町はどのように対応しますか。総務省が示している再交付申請要件の「市町村長が特に必要と認めるとき」という規定に当てはまると思いますが、いかがでしょう。

健康福祉部長　それでは、戸田議員の一般質問のうち、「性同一性障害ＧＩＤの生き方を

支える」のご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「マイナンバーの通知カードの再交付について」でございます。

マイナンバーの通知カードの再交付にかかる事務につきましては、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」に、通知カードの交付を受けている者から再交付申請があった場合、再交付しなければならないとする要件が規定をされております。

その要件といたしましては、①通知カードを紛失し、焼失し、または著しく損傷した場合、②通知カードの追記欄の余白がなくなった場合、③錯誤、または過失により通知カードを返納した場合、④国外転出等により通知カードを返納した後、いずれかの市町村の住民基本台帳に記載され、通知カードの再交付申請があった場合と規定されているほか、住所地市町村長が特に必要と認める場合におきましても、再交付が可能である旨が規定されているところでございます。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」第３条に基づく審判により戸籍の性別が変更された場合には、住民基本台帳に記録されている性別についても変更となります。通知カードには住民票に記載されている所要の事項を記載することから、通知カードにおける性別の記載についても変更する必要が生じることになります。

現時点では、このような申し出はございませんが、性同一性障害の方から通知カードの再交付申請の申し出があれば、「住所地市町村長が特に必要と認める場合」として、通知カードを再交付することが可能であると認識しております。

以上でございます。

戸田議員　ＧＩＤの方にとっては、名前や性別を変更したことが裏書きされることで、カードの提示が、そのままカミングアウトに繋がります。むやみに知られたくない過去の情報が刻まれ、なおかつ提示を求められるのです。政府によるアウティングと言っても過言ではないと私は思います。幾つもの苦悩と困難を乗り越え、自認する性で生きていくと決意されたその意思は尊いものです。けれども、マイナンバー制度は彼ら、彼女らに、さらなる生きにくさを強いることになる。その想像を超える精神的負担と社会的不利益を、多少なりとも取り除く運用方法を見出さなければなりません。

ご答弁によりますと、「町長が特に必要と認める場合」として再交付が可能である。すなわち、この場合、手数料を支払うことなく再発行が可能という認識でよろしいですか。

健康福祉部長　戸田議員ご質問のようなお申し出がありました場合、マイナンバーの通知カードの再交付につきましては、国の「個人番号カード交付事務費補助金交付要綱」等を踏まえますと、現時点では有料で再交付することを予定しておりますが、今後、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

戸田議員　島本町の再交付申請用紙には､再交付を受けようとする理由の欄がありますが、

ＧＩＤの方は性別変更、氏名変更などと書かなければならないのでしょうか。理由欄への記載方法として、「住民票に記載された内容の変更によるもの」という記述は、一例として可能ですか。

健康福祉部長　通知カードの再交付の申請にあたりましては、先ほど申し上げた「事務処理要領」に基づく通知カード再交付申請書を提出していただく必要がございます。提出いただいた申請書の記載内容及び住民票に記載されている所要の事項等の確認を行ったうえで、そういった記述での受付は可能であると認識しております。

以上でございます。

戸田議員　今の二つのご答弁、一定理解しました。

ＧＩＤの方に対して、家庭裁判所の審判書の提出を義務づけて通知カードの再交付を認めている自治体が、先進事例と見なされてしまっています。ある自治体が、氏名変更を理由に再交付を認めるきっかけとなったＧＩＤ当事者にお会いしました。なぜ、家庭裁判所の審判書を提出しなければならないのかという思いを強く持っておられました。

ご答弁によると、裁判が確定して戸籍の性別が変更された場合には、本来、住民基本台帳の記載に基づき通知カードも変更する必要があるのですから、家庭裁判所の審判書の提出を求める必要は、特別な場合を除いては基本的にはないと理解していますが、この認識に間違いはありませんか。

健康福祉部長　先ほどもご答弁申し上げましたように、戸籍の性別が変更された場合には、住民基本台帳に記載されている性別も変更となり、通知カードに記載される性別記載も変更となります。しかしながら、通知カードの記載事項が変更になった場合は、原則として通知カードの裏面に変更となった事項を記載することが基本であり、再交付は例外的な措置となります。例外的措置を行う場合に提出を求める書類につきましては、自治体が判断するものと考えておりますが、本町といたしましては、提出いただいた申請書の記載内容及び住民票に記載されている所要の事項等の確認を行ったうえで、適切に再交付事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　適切に、それぞれの事情に寄り添った対応を求めたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

自らの性自認を他者から受容されることは、人の生存に関わる重要な利益であり、身近な人の理解にそっと支えられて日常を送りたいという性的少数者の願いに高度な個別的対応で配慮することは、行政に課せられた大きな課題であると私は思います。自らの性自認で人生を歩もうと決意された方が、正式な手続きによって通知カードの再発行を認められることが重要です。紛失した、汚れたなど、虚偽の理由でもって通知カードの再交付を求めることも可能です。しかし、そのような手法でしか過去の情報を消せないとしたら、制度そのものに問題があると私は思います。

私が、マイナンバー制度に強く反対する理由の一つです。個人番号カードに切り替えることによって裏書き問題を解決しようとする自治体もあるかも知れない。しかし、それは本人が自ら選択し得る手法の一つに過ぎず、行政がそれを促すなど、断じてあってはいけないことだと思います。

次に、「国民健康保険の性別と氏名表記」について問います。

ＧＩＤの人たちが保険証に記載する性別を巡っては、厚生労働省が 2012 年、戸籍上の性別を裏面に記載すれば、表面は「裏面参照」と記載しても良いとの判断が示されているはずです。従前、規定がなかった氏名についても、事情により戸籍を変更せず、住民基本台帳に基づいて男性名が記載されていた方、通称である女性名の記載を求めて京都府酒販国民健康保険組合に相談されたことを機に、厚生労働省は「保険者の判断で氏名表記をして差し支えない」との見解を示しています。つまり、島本町が決められる。改名しない限り変更できないという認識は改められました。島本町はどのように対応しますか。ご答弁をお願いします。

健康福祉部長　次に、「国民健康保険の性別と氏名表記について」でございます。

国民健康保険におきましては、性同一性障害の方の被保険者証の性別表記及び氏名表記について、「保険者の判断により表記方法を工夫して差し支えない」との事務連絡が厚生労働省から発出されております。また、大阪府におきましては、平成 30 年度からの国保広域化にあわせて策定されました「大阪府国民健康保険運営方針に基づく事務運用」におきまして被保険者証の交付について定められており、氏名表記については、被保険者証の表面の氏名欄には「通称名」を記載し、裏面の備考欄に「戸籍上の氏名は○○」と記載し、性別表記については、被保険者証の表面の性別欄は「裏面参照」と記載し、裏面の備考欄に「戸籍上の性別は男（または女）」と記載するものとなっております。

運用方法としまして、性同一性障害を有する方の氏名及び性別表記の変更につきましては、機微な情報であり、同一世帯の被保険者に対しても知られたくない場合もあると想定されることから、被保険者証等の一括処理では戸籍上の氏名及び性別を出力し、本人が窓口に申請に来られた際に再発行を行うこととなっており、現時点では、このような申し出はございませんが、当該事務運用に基づき事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　現時点では、このような申し出がないということでした。

そこで問うわけなんですが、大阪府の「国保運営方針」に基づく事務運用であること、申請があれば再発行するということからすると、広報で知らせたり、ホームページに掲載することが可能、むしろ必要であると感じますが、いかがでしょうか。ご答弁を求めます。

健康福祉部長　ホームページ等への記載につきましては、他自治体の状況等も踏まえ、今後

検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　よろしくお願いしたいと思います。

事情により改名していない場合、医療機関において受診時に戸籍上の氏名で呼ばれたり、他人の保険証は使えませんと言われたり、人間ドックで異性の更衣室に案内されたり、心理的苦痛を抱えて生きている方は少なからずおられます。当事者が求めておられるのは、こういった苦痛から解放される制度の存在と周知であって、必ずしもカミングアウトを前提とした社会的理解ではありません。すでに29年８月31日付けで、厚生労働省から各都道府県に通知が、この件については出されていると思いますので、ホームページ掲載などでの周知は可能と思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

最後に、「印鑑登録証明書と住民票記載事項証明書について」です。

総務省は2016年12月12日、性同一性障害や性自認に配慮し、印鑑登録証明書と住民票記載事項証明書について、性別を記載しない取り扱いを「差し支えない」と通知していると認識しています。

これを受けて、島本町ではどのような検討、改善をしましたか。

健康福祉部長　次に、「印鑑登録証明書と住民票記載事項証明書について」でございます。

平成28年12月12日付けで、総務省から各都道府県住民基本台帳等担当部長宛てに発出された「住民票の写し等の交付に係る質疑応答について（通知）」及び「印鑑登録証明事務に係る質疑応答について（通知）」を受け、同年12月13日付けで大阪府から府内市町村宛てに発出された「住民票の写し等の交付及び印鑑登録証明事務に係る質疑応答について（送付）」におきまして、性同一性障害等に配慮し、印鑑登録証明書や住民票記載事項証明書に男女の別を記載しない取り扱いとして差し支えない、ことが示されております。

本町におきましては、住民基本台帳システムにて住民票記載事項証明書及び印鑑登録証明書の交付処理をしておりますが、現行の住民基本台帳システムの仕様におきましては、性別の記載を省略して発行することができない状況となっております。今後につきましては、他市町村の状況を参考にしながら、取り扱いについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　男女の別を記載しない取り扱いについてはシステム改修が必要で、現行の住民基本台帳のシステムの仕様では性別欄省略はできないということです。「個人情報保護法」は行政機関に対し、必要最少減の個人情報の収集・保管を求めていますが、公文書の性別欄そのものを削除することについては、私は慎重であるべきと実は考えています。よって、これについては必ずしも改善を求めているわけではありません。体と心の性が一致しないと感じている人にとって、性別は人権の中核に属する問題ですが、一方で、

実は人格の一部に過ぎません。

最後に、この問題、人権尊重の視点から問いたいと思います。

大切なことは、人としてある基本的な人権を、ＧＩＤであるがゆえに諦めなければならないということがあってはいけない、性的少数者であるからといって、人としてある基本的な人権を諦めなければならないということがあってはいけない。こういうことではないでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

健康福祉部長　先ほどから種々ご答弁申し上げておりますように、マイナンバーの通知カードの再交付、また国民健康保険証の性別記載、また印鑑登録証明と住民票記載事項証明の記載欄につきましても、様々な配慮が、国等におきましても通知によりまして実施するように示されているところでございます。これらを踏まえまして、担当部局といたしましては適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　Ⅱつ目の質問に移ります。

「その香り、必要ですか？ ～人工的な香りの害から子どもを守ろう ～」

2017 年夏、ＮＰＯ法人日本消費者連盟が期間限定で開設した「香害 110 番」に、200 件を超える訴えが寄せられました。香料によって息ができなくなる、吐き気、頭痛、目に異常が生じるなどの健康被害は以前から報告されていたそうですが、近年、目立って香りの強い商品が販売されるようになり、「香害」と呼ばれるようになっています。

1)香りの害について、消費者行政を所管するにぎわい創造課の認識を問います。

都市創造部長　それでは、「人工的な香りの害」について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、「香害」とは、近年、洗濯用洗剤やヘアスプレー、ハンドクリームに至るまで、人工的な香料を使用したものに対し、敏感に反応する体質をお持ちの方が、吐き気や頭痛などに悩まされることであると認識しております。

現在のところ、本町の消費者相談室にはこの件でのお問い合わせはなく、また消費者庁からも注意喚起を促すような通知等はございませんが、近年、目立って香りの強い商品の販売も増加してきており、その陰で、こうした影響を受けている方々がいらっしゃるということを認識しなければならないと考えております。そのため本件に関する対応策については、国や他自治体の状況を注視するとともに、消費者相談室にお問い合わせがあった場合につきましては、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　消費者相談室に相談がなくても、実は私自身が過去、化学物質過敏症に悩まされてきた当事者でもあり、また町内ではありませんが、転校を余儀なくされる生徒と保護者の苦悩を知ったからこそ、今、こうして質問しているのです。

特に被害が深刻なのが衣類の柔軟仕上げ剤、新しいマーケットになっています。香りの成分には様々な化学物質が存在するため、発症原因と症状が多様で、診断方法や治療

方法も十分に確立されていません。健康被害として認められることが困難なため、社会的認知度が低いまま、香りの害に苦しむ人が増えています。

2)子ども達が保育・学校教育施設で、知らず知らずに香りの害にさらされています。他市においては、教室に入れず、学校に通えず、学習権の侵害に及ぶケースもあると聞き及びます。『学校だより』などを活用して、香料等の使用について配慮を求めるなど啓発活動に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育こども部長　それでは、「保育所・学校教育施設において香料等の使用についての配慮を求める啓発活動」につきまして、ご答弁申し上げます。

柔軟剤や洗剤だけでなく、香水や整髪料、シャンプーや制汗剤、さらには玩具に至るまで、近年、目立って香りの強い商品が発売されています。これら香りの強い商品による、いわゆる「香害」については、国民生活センターに専用相談窓口が設置されるなどの対策が講じられており、一部の自治体においてはホームページや広報、情報誌などを活用して、「香料自粛」の注意喚起が行われているということは聞き及んでおります。

香りは、人の感情や行動に様々な効果を与えるものであり、自分自身には心地よい香りでも、他の人には不快な場合もございます。いずれにいたしましても、今後、国や大阪府からの通知などが発せられた際には、その通知内容を踏まえ、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　過去、化学物質の危険性が指摘された時期が幾つかありました。1990 年代後半のダイオキシン、それに続く環境ホルモン、シックハウスなどです。そして今、香りの害が問題になり始めています。

ですが、その原因となる化学物質について、マスコミが報じることはあまりありません。テレビＣＭの多くが衣類・台所洗剤、柔軟仕上げ剤、シャンプー、芳香剤であることを思うと、マスコミによる啓発には期待できそうにもありません。政府の安全対策も十分ではない。

香りは、鼻腔を通して直接脳に作用します。だからこそ、植物の精油によるアロマテラピーに治癒的効果が期待されいるのです。自閉症や注意欠陥、多動性障害といった神経系の発達障害を引き起こす危険性が高まるという研究報告も、海外ではあるとのことです。花粉症などと異なり、年間を通じて継続的に影響を受けます。化学物質過敏症の方は炭鉱におけるカナリアであり、症状のあるなしに関わらず、本来必要ではない化学的・人工的な香りが人体に及ぼす影響、特に胎児・乳幼児に与える影響について、大人はもっと敏感であって良いと思います。

質問します。商業的・人工的な香りの害から子どもを守るため、消費者行政の立場から各家庭への啓発を強く求めたい。いかがでしょうか。

都市創造部長　生産者の立場でなく、消費者の権利を守るという消費者行政の立場におい

てどのようなことができるかにつきましては、国の動向や他自治体の事例なども参考に、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　最後に、例えば宝塚市のように化学物質過敏症についてのポスターを作成し、「昨今、香料による被害が注目されていることから、改めてポスターを作成する。保育所や学校などでも広く啓発する。」と、市長自らが答弁されている自治体もあります。山田町長のお考えをお聞かせください。

山田町長　香りの問題であったり化学物質過敏症等につきましては、まだまだ一般的には広く認知がされていない状況と認識をしております。私自身も、あまり香りの強い柔軟剤等には少し気分が悪くなるといったこともありますので、宝塚市のように啓発を行っている自治体や国の動向を参考にしながら、今後、検討をしてまいりたいといふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員　ぜひ、よろしくお願いいたします。

（Ⅲ）「建築設計者の選定はプロポーザル方式で　～国土交通省の見解と国際基準～」

主に、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成しているパンフレットに基づいて質問いたします。

物品購入のように、購入するものの内容や質があらかじめ具体的に特定され、誰が行っても結果の同一性が保障されている場合には、競争入札によって調達することが適切です。けれども、建築設計の場合は、設計の内容があらかじめ目に見える形になっているわけではなく、設計者によって結果に差が生じます。設計料だけで判断できるものではなく、発注者の要求する性能・品質に応えられる技術力はもちろんのこと、想像力、経験、教養、柔軟性、コミュニケーション能力などを総合的に審査したうえで選定することが、極めて重要になると思います。設計チームの持つ専門家としてのノウハウがあらかじめ確かめられるためには、一般競争入札ではなく、プロポーザル方式がふさわしいと私は考えます。

1)点目．公共施設においては、建築設計者をプロポーザル方式で審査・選定すべきと考えますが、いかがでしょう。また、保育園や認定こども園の設置運営に関わり民間事業者を公募により選定する場合、建築・設計者の選定について、町はどのような方針を示していますか、あるいは示す予定ですか。町の考えに準じて一般競争入札が行われているとすれば、改善が必要と私は考えます。いかがでしょうか。

総務部長　それでは、「建築設計者の選定はプロポーザル方式で」について、ご答弁申し上げます。

まず、「公共施設の設計にかかる事業者の選定方式について」でございます。

プロポーザル方式につきましては、「内容が技術的に高度なもの、または専門的な技

術が要求される業務で、提出された技術提案に基づいて仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる場合」に採用する契約方式であり、本町といたしましても、高度な知識、技術や創造性、構想力、ノウハウや応用力等が要求される業務を対象としてプロポーザル方式を採用しており、最大の効果といたしましては、複数の者から企画・技術等の提案を受け、その中から意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、業務の目的に最も合致した企画・技術能力等を有する者を選定することが可能となり、民間企業の持つノウハウやアイデアを活かした、より効果的な業務が実施できるものであると認識いたしております。一方で、提案書を作成するために十分な時間を設定する必要があることから、契約の締結までに時間を要することや契約額が高くなりやすいことなど、事業遂行において一定の課題もあると認識いたしております。

従いまして、事業者の選定方式につきましては、今後におきましても事業の内容や履行期限等を総合的に判断し、適切に選択する必要があるものと考えております。

以上でございます。

教育こども部長　続きまして、教育こども部所管の「保育園や認定こども園の設置」について、ご答弁申し上げます。

民間事業者が保育園等を設置する際には、国と大阪府から保育所等整備交付金などの補助金を受けることができます。交付を受けるには、民間事業者の工事等事業者の選定や契約方法については一般競争入札に付するなど、当該自治体が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければならないこととなっております。そのため、これまでの本町での保育園、小規模保育事業所などの整備にあたりましては、一般競争入札による事業者選定を基本とする「地方自治法」の定めを各整備事業者にお伝えしてきたところでございます。

なお、本町では、保育園等整備事業者を決定する際には、募集要項を提示し、一般公募を行っており、応募事業者からは、その応募時に提出する書類の中で、建物の構想、内部の配置などの提案内容が示されることとなります。本町といたしましては、それらの提案内容を勘案したうえで事業者の選定を行っており、一定、その時点で本町の方針は反映できているものと考えております。

いずれにいたしましても、本町に選定された際の提案内容をもとに仕様を示し、事業が進められていることをご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

戸田議員　仕様では駄目だというのが私の考えで、この質問しているわけなんですけれども、二つ目の質問に移ります。

国際建築連合が発表している「建築実務におけるプロフェッショナリズムの国際推奨基準に関するＵＩＡ協定」というのがありまして、建築家とは、単に登録・免許を有する者をいうのではなく、「国民の福祉、また空間、形態、歴史的文脈の見地からの社会

の居住スタイルの文化的表現を擁護することに責任を負う者」と定義されています。

美術や気候条件に関する知識はもちろん、建築内部における事務作業、保育内容、教育、医療、あらゆる分野においての快適な環境についての知識が求められます。はたして、これらの総合力を競争入札で審査・選定することができるとお考えですか。ご答弁をお願いします。

総務部長　それでは、「公共施設の設計に関わる競争入札について」でございます。

事業者の選定につきましては、価格競争入札で選定できる場合と、価格競争入札では困難な場合がございます。先ほどご答弁申し上げましたとおり、事業者の選定方式につきましては、それぞれの事案の内容等を総合的に判断しながら決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　時間の許す限り、質問を続けます。

民間保育園の整備において、建築設計者の選定は一般競争入札を基本とする本町の考えを伝えてきた、とおっしゃいました。その結果、一般競争入札が行われましたか。例えば、高浜学園、水無瀬神宮敷地内のパワフルケアさん、島本の郷、やまぶき園ではどうだったのでしょうか。確認します。

教育こども部長　地方自治体が契約を行う際の大原則は、「地方自治法」第 234 条に規定のとおり一般競争入札に付することとなっておりますことから、本町としても、整備事業者に対しては同内容をお伝えしているところでございます。しかしながら、それはあくまでも原則であり、プロポーザル方式の採用や随意契約を否定するものではございません。

なお、ちなみに例をあげられました教育こども部所管の高浜学園、あと水無瀬神宮敷地内で整備予定の民間保育所、そして健康福祉部所管の地域密着型特別養護老人ホーム『島本の郷』、ふれあいセンター敷地内の整備を開始している障害者地域生活拠点施設のいずれの整備につきましても、実施設計につきましては、基本設計事業者との随意契約により対応されております。

以上でございます。

戸田議員　建築設計者の選定は一般競争入札は向かない、というのが私の考えです。今のご答弁によると、これらの場合は事業者選定プロポーザルの際に示された基本設計的なプラン案の作成者との随意契約、こういうことになるかと思います。

では、今後、公共施設を整備する場合、設計者の選定については一般競争入札、プロポーザル方式、どちらが妥当と考えておられますか。町としての見解をお示しください。

総務部長　どちらが妥当かということでございますが、公共施設を整備する場合の設計者の選定につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、本町におきましては高度な知識・技術が必要な業務や、創造性、構想力等が要求される業務等の場合についてはプ

ロポーザル方式を採用いたしておりますが、十分な時間を要することや契約額が高くなりやすいなど、課題もございます。従いまして、先ほどご答弁申し上げましたとおり、事業者の選定方式につきましては、事業の内容や履行期限等を総合的に判断をし、適切に選択してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　設計者の選定を入札に頼る先進国は、日本以外ではほとんど見当たらないそうで、建築設計の競争入札は世界的に通用しない方法であり、このことからも国土交通省は、公共施設の建築設計者の選定は入札ではなくプロポーザル方式で選定することを勧めていると思います。ですが、残念ながら多くの自治体で、未だ基本原則によりということで、競争入札が主流になっているのが現実です。国際競争力、建築設計士の社会的地位の向上という視点からも、改善されるべきものです。

公共施設の建築設計者の選定については、国交省が求めるプロポーザル方式を採用していただきたい。再度、お考えをお聞かせください。

総務部長　国交省が示されているプロポーザル方式につきましては、当該業務の内容が技術的に高度なもの、または専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成するほうが優れた成果を期待できる場合に、採用しているものと認識をいたしております。繰り返しになりますが、本町におきましても、先ほど申し上げましたようにプロポーザル方式を採用してきているところでございます。

公共施設の建築設計＝国交省のプロポーザル方式でということでございますが、事業者の選定方式につきましては、事業の内容や履行期限等を総合的に判断し、適切に選択をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　今回は建築設計ということをテーマに質問しているわけですけれども、あらかじめ、物品購入のように購入するものの内容や質が具体的に特定されていない場合、例えば各種の計画の策定等にも、この考え方は実は当てはまると思います。

公共施設の建築設計者の選定方法について、あるいはクリエイティブなことが求められるものについて、どのようにして選定していくかということについて目指すべき方向性を速やかに調査・検討されることを強く求めて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

川嶋議長　以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

引き続き、福嶋議員の発言を許します。

福嶋議員（質問者席へ）　それでは、通告書に基づき、福嶋保雄の一般質問を行います。

一つ目の質問として、「災害発生時の学校・園・所の対応」について、質問いたします。

今年は６月以降、多くの自然災害が発生しました。大阪府北部を震源とする地震では、

通勤通学時間帯での地震の発生であり、移動中のため、安否確認や連絡が迅速にできないなど、多くの課題があったかと思います。

一つ目の質問です。まず、「学校・園・所での初動対応」はどのようにされたのか。時間経過とともにお答えください。

教育こども部長　それでは、福嶋議員の一般質問、「災害発生時の学校・園・所の対応」につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「災害発生時の学校・園・所での初動対応について」でございます。

平成30年6月18日午前7時58分に発生いたしました大阪府北部地震の際は、小・中学校においては児童生徒の登校時間帯でございました。本地震発生時の学校の初動対応といたしましては、登校してきた児童生徒の安全を一番に確保するため、原則、運動場に誘導し、集合させ、安否確認を行いました。

また教育委員会といたしましては、各学校に、児童生徒の安否確認を行うとともに、敷地内及び校舎内の被害状況を確認したうえで、余震への備えと、町内の被害状況が把握できるまで待機を指示いたしました。そして、町内各所及び各学校の被害状況並びに教職員の出勤状況を踏まえ、9時30分に休校を決定するとともに、各学校に対しましては、保護者へのメール配信等と、お迎えや集団下校により児童生徒を安全に下校させるよう指示いたしました。

下校状況といたしましては、中学校では休校措置を受け、すぐに一斉下校を行い、概ね10時半頃までに下校を完了いたしております。小学校では、お迎えと集団下校体制を取り、概ね12時頃までに、数名お迎え待ちの児童を除いて下校を完了いたしております。

小・中学校以外の児童施設につきましても、同様に運動場・園庭への避難を原則として、職員を含めた安否確認を行ったところです。

具体には、町立幼稚園におきましては、８時５分に休園を決定し、直ちに保護者へのメール配信を行い、保護者に対してお迎えをお願いいたしました。町立保育所におきましては、8時25分に休所を決定し、直ちにメール配信を行い、保護者に対しお迎えをお願いいたしました。

なお、町立第四保育所の児童等につきましては、施設が未耐震であることを踏まえ、ふれあいセンターに一時的に移動する措置を講じたところでございます。

学童保育室におきましては、８時45分に休室を決定し、直ちに保護者に連絡を行い、お迎えをお願いをいたしました。

以上でございます。

福嶋議員　その対応を行われる中、教育委員会として、学校・園・所として、現状認識されている「課題と対応状況」について、お教えください。

教育こども部長　次に、「教育委員会、学校・園・所として、現状認識している課題と対応状況について」でございます。

課題といたしましては、今回の震災を受けて、これまでのマニュアルでは大規模地震における休校措置の判断に時間を要することから、教育委員会といたしましては、地震時におけるマニュアルの改定を行い、震度５以上で学校が休校措置にて対応できるよう各学校・園・所に示すとともに、各校・園・所にマニュアルの見直しと具体的な動きを想定した訓練を実施するよう周知いたしました。各学校・園・所においては、教育委員会の改定マニュアルに基づき個別マニュアルの見直しを行ったところでございます。

また、災害発生の時間帯により教職員の出勤状況が異なるため、どのような時間帯に発生しても対応できるように、教職員一人ひとりの常日頃からの危機管理意識を高める必要があると考えております。

さらに、児童生徒が、今後、社会で生きていくうえで、地震や風水害などの緊急事態に直面した際に、正しい知識のもと、個々の判断により行動できる力を身に着けることができるよう、教育活動全体、また各教科における防災教育を通じて、さらに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　「大規模地震発生直後における施設管理者による建物の緊急点検」ということを、敷地内及び校舎内の被害状況の確認ということでやられたと思うのですが、それはどのように具体的にやられたのか、お教えください。

教育こども部長　「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検について」でございます。

地震発生直後は、まず教職員で、校舎内において教室や廊下のガラス、壁、天井、照明器具、棚などの破損がないかを点検し、一時的な安全確認を行いました。翌日の６月19日には、本町職員と教職員により、授業再開に向けて通学路の状況を確認するため、建物や壁の倒壊や、屋根からの瓦等の落下の恐れ、道路の陥没や通行に支障がないかなど、目視による安全点検を行ったところでございます。

また、教育委員会が所管する園・小・中学校、保育所、教育センター、歴史文化資料館、町立体育館及びふれあいセンター図書室については、地震発生日に大阪府教育庁施設財務課から示された「建物被災状況チェックシート」に基づき、建築技術職員を含む町職員４名の２班体制で、大きなクラックの有無や工作物の傾き、窓ガラスの割れなど11項目を、目視により緊急点検を実施いたしました。

耐震補強がなされていない棟を保有する第三小学校、第二幼稚園、第四保育所、教育センターなどの教育委員会所管施設を含む、応急危険度判定が必要と判断された町有施設については、応急危険度判定士による点検を実施したところでございます。

以上でございます。

福嶋議員　教育委員会には、事故等発生時に十分に対応できる体制を確立し、学校を積極的に支援することにより児童生徒等や教職員の安全を確保するとともに、地域の「防災

計画」や「国民保護計画」など、地域の一員として対応を検討すべき立場でもあると思います。地域の一員として検討すべき安全上の課題への対応は、学校だけで取り組むことは困難なことから、教育委員会が積極的に関係部局や関係機関との連携を図り、学校を支援することが大切です。

避難所開設後、学校施設全体の最適な活用を考えたとき、現状の体育館だけを使用するのではなく、要支援者、赤ちゃん、病人等への対応を想定した「教室や廊下の活用」も事前に検討しておくべきと考えますが、いかがでしょうか。

総務部長　それでは、「避難所として教室や廊下の活用」について、ご答弁申し上げます。

災害時に開設する避難所につきましては、大規模災害時を除き、学校教育活動の重要性に鑑み、規模や機能などの観点から各学校の体育館を避難所として指定しているところであり、近年の大規模災害においても課題とされる避難者ニーズの多様化に対応すべく、避難所に必要な備品等の充実に努めているところでございます。

しかしながら、体育館には空調設備がないことから、本年のような酷暑の中での長期間にわたる避難所生活は、被災者にさらに疲労を与えるほか、病気になるなど、劣悪な状況になることが考えられます。そうした場合におきましては、学校現場とも連携し、指定箇所以外についても柔軟な対応が図れるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長　ただいまの「避難所としての教室や廊下の活用」について、教育こども部として、ご答弁申し上げます。

災害の規模や状況によっては、体育館以外に、校舎内の教室においても避難所としての活用を想定しておかなければなりません。各学校においては、避難所を開設しながら学校再開をしていくことが可能であるかという点についても十分留意し、使用可能な教室の選択及び優先順位を確認していく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、そのような判断が迫られた際には、危機管理担当とも連携し、児童生徒や教職員の安全を確保したうえで、可能な範囲で適切な避難所開設に向けて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　以上、１点目として「災害発生時の学校・園・所の対応」について、質問させていただきました。

今回の災害発生時の対応状況を確認され、課題と認識された地震時におけるマニュアルの改定をされ、各校・園・所のマニュアルの見直しと具体的訓練を実施するよう指示されたとのこと。迅速な是正を行っていただき、感謝申し上げます。

また、今回、避難所運営で顕在化してきた課題を、教育委員会を含めた役場、学校、園・所、地域等との共有と、避難所運営マニュアルへの反映をお願いし、次の質問に移りたいと思います。

二つ目の質問は、「防災服等の装備は適切か？」について、行います。

災害対応時、防災服を着ている職員と、着ていない職員がいたように思うのですが、何が違うのか、お教えください。

総務部長　それでは、「防災服等の装備」について、順次ご答弁申し上げます。

まず、「防災服の着用の有無の違いについて」でございますが、職員には防災服として、青色の作業着上下とレインスーツ、ベルト、ヘルメット、長靴を貸与いたしております。災害の予測や災害の発生状況に応じて職員による配備体制をあらかじめ定めており、当該職員が災害業務に従事する際には、原則防災服を着用することといたしております。

以上でございます。

福嶋議員　「防災服に着替える必要性」は何か、また「現行の防災服を導入したのはいつ頃」なのか、お教えください。

総務部長　「防災服着用の必要性並びに防災服の導入時期」について、ご答弁申し上げます。

「防災服着用の必要性について」でございますが、町職員が防災服を着用して災害対応に当たることにより、町職員として町民を守る自覚を一層促す効果が見込まれることや、住民が一目見て町職員であることが認識できることを目的として、統一した防災服を着用しているところでございます。また、災害対応時におきましては、屋外での作業に従事することが多いことから、その機能性を備えた作業着としております。

「防災服導入時期」でございますが、平成５年度から現行の防災服への更新を行ったところでございます。

以上でございます。

福嶋議員　また、「防災服を貸与している範囲」をお教えください。

総務部長　防災服につきましては、町長、副町長、教育長、一般職員及び再任用職員に対しまして、貸与いたしております。

以上でございます。

福嶋議員　近年、大規模災害が増え、迅速な復旧を図るために、自治体間での協定や受援体制の強化が図られるとともに、様々な地域から応援に行く、来られる方の識別が容易にできる防災服を着用した他団体の職員をよく見かけますが、「島本町の職員派遣時はどのように対応しているのか」、お教えください。

総務部長　他団体への応援の際には、消防職員については活動服等、町職員については防災服を着用し、業務に従事しております。

今回の大阪府北部を震源とする地震の発生に伴う高槻市への町職員の派遣時におきましては、本町の腕章と防災服の上から町名を明示したベストを着用し、本町職員であることがわかるように表示をし、業務を行ったところでございます。

以上でございます。

福嶋議員　他団体を応援する場合、受援を受ける場合、どのような業務があり、どのような「業務の依頼に対して職員を派遣するのか､依頼するのか」、お教えください。

総務部長　まず、「他自治体を応援する場合」でございますが、平成30年7月の豪雨では、関西広域連合における府県単位でのカウンターパート方式によって被災県の支援を実施しております。大阪府につきましては、滋賀県、和歌山県とともに広島県の支援を実施しているもので、本町におきましては関西広域連合の枠組みの中で、大阪府を通じて、災害応援の派遣先、業務内容や期間及び人数等について要請があり、可能であれば積極的に職員を派遣することといたしております。これまでも、上下水道部職員による給水活動や、消防職員による救助活動等に職員を派遣したほか、熊本地震では住家の被害調査業務に職員を派遣いたしております。

先般の大阪府北部を震源とする地震における高槻市への派遣につきましては、罹災証明書の交付事務に従事するため職員を派遣いたしております。

また、「本町へ職員派遣を要請する場合」につきましては、被害状況などによって求める職種は変わるものと考えておりますが、他市と同様に罹災証明書の交付事務や、住家被害調査の事務などが主になるのではないかと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　島本町の防災服は、作業時の注意喚起のための反射シート、容易な所属判別のための大きな「島本町」の表示、個人名の表示などがなく、防災服としての機能が十分に具備されているとは言えません。

近年の防災服の利用頻度、利用方法を考えるとき、他自治体が使用しているような防災服や安全靴の導入など、「活動場所に適した装備への更新が必要」と考えますが、島本町は、いかがお考えでしょうか。

総務部長　現在の防災服も、先ほどご答弁申し上げたような防災服の機能を満たしておりますが､議員ご指摘のとおり､他の災害派遣職員が多数混在している被災地における「島本町の職員である」という識別性につきましては、考慮されておりません。このようなことから、大阪府北部を震源とする地震における高槻市への支援の際には、事務作業であったため、本町の職員として識別が可能なように腕章と町名を表示したベストを着用して対応いたしましたが､屋外での復旧作業等におきましては､機能性が劣るとともに､夜間の視認性などにおいても対応しておりません。

現在の防災服は、配付されてから長いもので25年間経過しており、今後、防災服の導入を行う際には、そうした識別性や夜間視認性等につきましても考慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　以上、二つ目として「防災服等の装備は適切か？」と題し、防災服を身近な一

例として質問を行いました。

災害の発生状況は年々大きく変化しており、その事態に最前線で対応いただく役場職員の方々が、必要な機能を有する装備を活用できることは大前提だと思います。防災服等関連装備は、活動場所に適した装備への更新が適切にできるよう、見直し年限を定め、更新を行っていくなど検討をお願いし、次の質問に移ります。

三つ目の質問は、「島本町の光害の低減に向けて　照明調達方針を問う」と題して行います。

幅広く使用されてきた蛍光灯照明器具が、2019 年３月末、国内の主要メーカーで生産終了となる見通しとなり、照明の、発光ダイオード（ＬＥＤ）などの半導体照明、Solid State Lighting＝ＳＳＬ化の取り組みが進んでおります。2010 年に政府が策定した「新成長戦略」と「エネルギー基本計画」の第２回改定に盛り込まれ、2020 年までにＬＥＤや有機ＥＬなどの高効率次世代照明を、出荷ベースのフローで 100％普及させるとの目標を掲げ、また「エネルギー基本計画」には、2030 年に在庫（ストック）で 100％普及させるとの目標も付け加えられました。

こういう背景の中、島本町が管理されている「照明・照明器具はどのような種類のもの」があるのか。例えば道路照明、街路灯、防犯灯や、学校施設、ふれあいセンターなどにどのような種類のものがあるのか、お教えください。

都市創造部長　それでは「光害低減に向けての照明調達方針」に関するご質問につきまして、順次ご答弁申し上げます。

まず、「島本町が管理している照明・照明器具の種類について」でございます。

本町では、交通安全の確保や犯罪防止を目的に、街路灯や防犯灯を設置しております。また、学校施設やふれあいセンターにおきましても、その用途に応じた屋内照明、屋外照明を設置しております。

なお、照明器具の種類といたしましては、蛍光灯、水銀灯、ＬＥＤ等がございます。

以上でございます。

福嶋議員　2020 年までにＬＥＤ･有機ＥＬなどの高効率次世代照明をフローで 100％、2030 年までにストックで 100％という政府目標でありますけども、現有の照明・照明器具の劣化、置き換え対応並びに新規の照明・照明器具の設置において、どのように目標に対応していくのか。島本町の「照明や照明器具調達の方針」について、お教えください。

都市創造部長　続きまして、「照明、照明器具の調達方針について」でございます。

新規照明器具の設置や、経年劣化による老朽化に伴う照明器具の更新にかかる調達方針につきましては、現時点において具体的な方針は策定しておりません。しかしながら、「水銀に関する水俣条約」が平成 29 年８月に発効され、平成 32 年以降、一定含有量以上の水銀使用製品の製造等が禁止となることについては、本町といたしましても認識しております。

このため、道路照明である街路灯や防犯灯、また学校施設、ふれあいセンターの屋内照明・屋外照明におきましても、今後、財政状況も勘案しながら、ＬＥＤ化に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　今後、ＬＥＤ化による照明や、照明器具の置き換えを進めるとのことですが、ＬＥＤは従来の照明に比べ、発光面積が小さいが明るい、指向性が強い、エネルギー効率が良いなどの特徴があります。

この特徴は、利用するうえで利点にも欠点にもなります。ＣＩＥ（国際照明委員会）による「屋外照明施設による障害光抑制ガイド（2003 版）」の公表、環境省においては平成 10 年に、屋外照明の適正化等により良好な光環境の形成を図り、地球温暖化防止に資することを目的に、「光害対策ガイドライン」「地域照明環境計画策定マニュアル」「光害防止制度に係るガイドブック」が続けて取りまとめられております。また、警察庁の「安全・安心のまちづくり推進要綱」が 2014 年に、日本防犯設備協会の「防犯灯の照度基準」が 2015 年に改定されております。

今、例示しましたように、多くのガイドライン、要綱、基準が改定されておりますが、今後、「照明や照明器具を調達するときに留意すべき事項」として認識され、「調達時の仕様や受け入れ時点の検査等へ反映が必要な事項、既存物への是正すべき事項」として認識されていることについて、お教えください。

都市創造部長　続いて、「今後の照明、照明器具調達時に留意すべき事項等について」でございます。

光害につきましては、現在、法令等の規制はございませんが、環境省では、良好な光環境の形成を目的に「光害対策ガイドライン」を策定しており、良い照明環境の条件は、「照明による周辺環境に及ぼす影響の最少化を図りつつ、照明の目的・効果が期待通り効率的に達成されていること」としております。

現在、本町が設置しております街路灯につきましては、設置当初の基準に基づき設置しております。日常点検結果により、経年劣化に伴う老朽化による補修を行う際には、現状復旧を基本として維持管理を行っております。また防犯灯につきましては、新たに設置する場合にはＬＥＤ灯具を基本とし、「島本町防犯灯設置及び維持管理基準」により設置を行っております。

なお、既存の防犯灯につきましては、故障の状況に応じて、修繕もしくはＬＥＤ灯具への更新を行っているものです。

ご指摘の「光害」に対する考え方につきましては、本町といたしましても認識いたしており、照明設備を設置することで、その照明器具から漏れる光が周辺の動植物や人間の諸活動へ影響する恐れがあることから、照明の目的に応じ、適切な照射レベルの照明器具を設置することが必要であると考えております。

一方、特に安全や防犯を目的とした設備で、安易に照度を低くして所定の照明効果が得られなければ、本来の目的を達成できず、そこに投入された照明エネルギーのすべてが無駄になるだけではなく、住民の生命、身体、財産等の安全が脅かされることとなります。そのため「島本町防犯灯設置及び維持管理基準」においても、「設置には、周囲の状況に基づいて安全性と効率性が確保され、周辺環境へ十分配慮することとする」と記載しているように、公共的な照明設備の設置については、様々な角度から総合的な判断が必要になるものと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　ご答弁、ありがとうございます。「光害への対応を計画的、体系的に進める必要」があると思いますが、町長のお考えをお示しください。

山田町長　「光害への計画的・体系的な対応」についてのご質問でございます。

各施設のＬＥＤ化に向けた抜本的な見直しにあたっては、一定の行政コストも発生し、また設置にあたっては、何より設備本来の目的を達成する必要がございます。そのため、今後、照明器具の設置の際は、設置場所の状況を把握したうえで、環境省から示されている「光害対策ガイドライン」の考え方や、近隣自治体の取り組み状況等を踏まえながら、屋外照明の適正化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　以上、３点目として「島本町の光害低減にむけて、照明調達方針を問う」と題して質問を行いました。ご答弁の中にありました、防犯灯の故障の状況に応じて修繕もしくはＬＥＤ灯への更新を行うとのことですが、既存の位置で蛍光灯からＬＥＤへの置き換えを実施した場合、ＬＥＤ照明の特性上、明るく照らす場所と、従来より暗くなってしまう場所が出てしまいます。平均照度は問題ないが明暗がつきすぎ、防犯上良くないということから、防犯灯の照明基準が従来、クラスＡ・クラスＢというものから、クラスＢ＋というものが新たに作られた経緯もございます。防犯灯が明るくなったけど、暗く感じる場所が増えて、かえって、そこに人が隠れててるんじゃないか不安になる、と住民から言われないようにも、ＬＥＤ灯への更新時はクラスＢ＋への対応をお願いいたします。

また、島本町の街路灯で、上方に漏れる障害光の多いもの、家庭の窓や農作物、ホタルなどの野生動物の棲息領域で、我々が歩行しない、生活領域でない場所を明るく照らしているものも少なくありません。ここ 20 年ほどで順次作られているガイドライン等の判断基準は、環境への配慮を強め、光害や障害となる光をなくしていく傾向となっておりますので、従前で良かったから同じ照度のＬＥＤに置き換えるだけでいいという考え方ではなく、時代に遅れないような適切な仕様に適合する灯具への置き換えや設置をお願いいたします。

また、障害となる光が多い灯具については優先的な対応の検討をお願いいたしまして、

次の質問に移りたいと思います。

四つ目の質問は、「総合計画の分野別計画との関係を問う」と題して行います。

「島本町第五次総合計画」の策定に取り組まれているところでありますが、それを実現するための「具体的な施策の体系」の考え方について、お教えください。

総合政策部長　それでは、「総合計画の分野別計画との関係」について、ご答弁申し上げます。

まず、「施策体系の考え方について」でございます。

現行の「第四次総合計画」は、本町の将来像及び政策の大綱を示す基本構想、それを実現していくための施策体系等を示す基本計画、各施策における具体的事業等を示す実施計画の、三つの階層で構成いたしております。また、多様化する行政ニーズに対応するため、法令等に基づき分野別の個別計画を策定いたしており、各施策分野においては「総合計画」を支え、具体化する役割を果たしております。

「第四次総合計画」では、各種施策について、「人間尊重」「自然環境の保全と都市環境の整備」「自律・創造・協働」「まちの基盤整備」「保健・医療・福祉」「教育・生涯学習」などの七つの分野に分け、その下に、さらに中分類、小分類の施策・事業を配し､各分野の個別計画等との整合を図りながら施策を進めているところでございます。

次期総合計画におきましても、今後の策定作業の中で施策分野の区分や体系について検討し、より分かりやすく、実態に則し、進捗管理や個別計画との連携が図りやすい設定を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　今、お話のございました「分野別マスタープラン」について、具体的にお教えください。

総合政策部長　「分野別マスタープラン」につきましては、それぞれ計画を策定し、「総合計画」や、国・府等の関連計画との整合を図りながら施策を進めているところでございます。個別分野において、その分野の基本計画・上位計画として位置づけられる計画、いわゆる「マスタープラン」と呼ばれる計画につきましては、法的に明確に位置づけられているものと、そうでないものがあり、すべての計画の位置づけや序列が明確に決まっているわけではございません。

なお、個別分野における中心的な計画といたしましては、主なものとして、「都市計画マスタープラン」「環境基本計画」「地域防災計画」「子ども・子育て支援事業計画」「公共施設総合管理計画」などがございます。

以上でございます。

福嶋議員　各々のマスタープランは、計画策定時期がそれぞれ違うと思うのですが、「どのように施策を反映させていくのか」、お教えください。

総合政策部長　各計画については、策定時期や計画期間等がそれぞれ異なりますが、双方

の調和や連携が図られるよう、施策内容等を確認しながら事務を進めており、両者の整合に努めているところでございます。

その一方で、「総合計画」のうち、基本計画や実施計画と分野別計画との関係性で見た場合、双方の調和は図られつつも、役割が競合・重複している点もございます。このため、次期総合計画の策定にあたりましては、これまで以上に各分野の個別計画を体系的に位置づけられるよう、検討してまいりたいと考えております。あわせまして、今般策定いたしました「第６次行財政改革プラン」におきましては、改革の推進項目の一つとして「計画策定事務の見直し」を掲げており、本町の各種計画について、位置づけや必要性、業務量及びコスト等を検証し、他計画との統合や廃止、方針・指針等への転換、策定事務の簡素化などの見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　「総合計画」が、いつ、どのように各マスタープランに反映されていくのかを、誰もがわかるように「時間軸のある体系図」を示し、より説明しやすくできるようにする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

総合政策部長　「総合計画にかかる体系図について」でございますが、「総合計画」と個別計画の関係性について、分かりやすく示したり説明していくことについては、今後の「総合計画」の策定作業の中で整理をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　四つ目の質問は、「総合計画の分野別計画との関係を問う」と題して行いました。

「総合計画」と各分野の基本計画、上位計画として位置づけられるマスタープランの策定時期や、計画期間等がそれぞれ異なりますが、各分野の個別計画、各事業の位置づけを体系的に示し、その必要性、業務量及びコスト等を検証、「見える化」することは大変重要なことですので、積極的なご推進をお願いし、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

川嶋議長　以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 14 分～午前 11 時 25 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員（質問者席へ）　日本共産党・河野恵子です。四題の質問通告を提出させていただいております。質問の関連上、通告の１、２、３、４を２、３、１、４の順に沿ってやらせていただきます。２と３は概ね北部地震被害に関わる質問であります。１、２については今後のまちづくり、都市計画、そして保育の問題でありますので、担当課におかれましては、円滑な答弁をよろしくお願いをいたします。

２点目．「地下水 100％の水道――府内自治体の自己水保有状況」を伺います。

2018 年６月 18 日、大阪北部地震発生後の大阪広域水道企業団及び島本町の浄水場における「町内への給水状況、また他自治体への給水（支援）活動等」について、説明を求めます。

上下水道部長　それでは、「地下水 100％――府内自治体の自己水保有状況を問う」について、ご答弁申し上げます。

まず、「大阪北部地震発生後の大阪広域水道企業団及び島本町浄水場における町内への給水及び他自治体への給水活動、支援活動等について」でございます。

本年６月 18 日、午前７時 58 分頃に発生いたしました大阪北部地震におきまして、大阪広域水道企業団水につきましては、枚方市内にある村野浄水場から北部幹線にて高槻市域を経由し、島本幹線の水無瀬分岐まで送水していただいておりますが、枚方大橋に添加しております水管橋の空気弁が破損したため送水が一時停止されましたが、その後の復旧作業などにより送水可能となったことを受けまして、翌 19 日の午後１時頃に受水を再開したところでございます。

一方、本町におきましては、同地震の発生とともに、若山台一丁目地内に位置する低区配水池内に設置しております緊急遮断弁が作動いたしました。その後、施設の安全点検を実施し、早急に配水を開始いたしましたが、配水管内の流速の急激な変化や送水管への空気の混入等によりまして、町内各所において水道水の濁りや白濁が発生いたしましたことから、洗管作業を行い、その解消に努めたところでございます。

なお、町内各所の取水井、大藪浄水場、導水管、送水管及び配水管などに大きな損傷が生じなかったことから、断水には至らず、町内における応急給水活動や他自治体への支援要請などについては行っておりませんが、他市への給水活動・支援活動につきましては、高槻市水道事業管理者から要請があり、日吉台配水池に職員２名を派遣、また上牧東公園に給水車１台、職員２名を派遣し、給水袋を配布するなどの応急給水活動に従事したところでございます。

以上でございます。

河野議員　今、上下水道部長から北部地震直後の給水についての状況をお聞きいたしました。実際には、こういった報告は一議員の一般質問によるものではなく、本来であれば広域水道企業団の議会、あるいは様々なツールによってつまびらかにされるものと思いますが、今の時点で、企業団のホームページ等によっては十分に情報が収集できなかったということ。私たち議員においては議会の議事録を読む、あるいは町の総会等の資料を閲覧させていただく、そういうことによって資料は収集できる立場におりますが、今後もこういった給水関係、被災状況については、大阪広域水道企業団からの丁寧な説明を求めていただくように求めますが、続きまして、②点目の質問をさせていただきます。

今、ご答弁いただきました経緯について、「大阪広域水道企業団としての検証結果、

今後の維持管理等」について、伺います。

上下水道部長　次に、「大阪広域水道企業団としての検証結果、今後の維持管理等を問う」についてでございます。

お尋ねの大阪北部地震発生後における大阪広域水道企業団としての検証結果についてでございますが、今回の大阪北部地震において被害を受けました水道管につきましては、すべて昭和40年前後の古い管でした。現在、破損した管の材質の分析等の調査を実施しておりますが、老朽化した施設を着実に更新していくことが重要であると改めて認識をされておられます。

また、今後の維持管理等につきましては、既存の送水管の更新にあたっては、その水道管を停止して更新すると送水能力が不足することから、これまで、その代替の送水能力の確保及び事故・災害時のバックアップ機能の確保を目的として、バイパス送水管や系統連絡管といった施設整備を先行して進めてこられており、近々完成予定とのことであります。今後、さらに老朽管や耐震性の低い既設の水道管の更新を進めることで、耐震性を高め、より一層の安定供給を図り、適正な維持管理に努めると伺っております。

以上でございます。

河野議員　今、改めて今後に向けての大阪広域水道企業団としての検証結果、伺いました。相当な老朽化をされているということを知らされるわけですけれども、島本町としては、この大阪広域水道企業団に対してものを言う場所というのが、広域水道企業団の議会ということになります。奇しくも今年度は、川嶋議長が３年に一度の北部議長会の範囲での議会議員として出席されることになっておりますので、過日の全員協議会でも、鋭意、こういったライフラインに関わるもの、あるいは災害に関わる状況について、早急なる情報提供などをもっとしていただけるようにということを、私の気持ちを伝えさせていただいたところでありますが、今後についても、こういった情報収集・提供に努めていただくとともに、島本町としての地下水90%の今の能力、これが今回の地震においては、他自治体への給水活動という点で、一部、皆さんの生活の最低基準を満たす一助となられたということについては、大変、感謝を申し上げる次第です。質問としては、ここで終わらせていただきます。

次は、３点です。「大阪北部地震被害、やまぶき園等の被災者支援」を伺います。先ほどの2018年６月18日の北部地震を指しております。

地震発生後、２週間の在宅状況を余儀なくされた利用者・家族への代替施設等のフォローアップ、通所先変更などの意思確認及び再開後の環境の著変について、「職員も含めた心身の健康状態の把握や負担軽減」などについて、島本町のアフターケアはどのようであったか、内容を伺います。

健康福祉部長　それでは、３点目の「大阪北部地震被害に伴う町立やまぶき園等の被災者支援を問う」につきまして、ご答弁申し上げます。

去る６月 18 日に発生しました大阪北部を震源とする地震に伴い、町立やまぶき園の建物につきましては内部の壁等に複数のひび割れが入っていたことから、地震発生翌日の６月 19 日に、大阪府の協力のもと実施した被災建築物応急危険度判定におきまして、建物に立ち入る際には十分に注意が必要となる「要注意」と判定されました。

この判定結果を受けまして、利用者の安全確保の観点から、安全が確認できるまでの間、休園することを決定したうえで、６月 21 日から、本町の職員及び町立やまぶき園の指定管理者である社会福祉法人四天王寺福祉事業団の職員で順次利用者宅を訪問し、現状を説明するとともに、利用者の状況を確認し、事業所の変更等の意向がある方につきましては他事業所との連絡調整を行うなど、できる限り利用者の希望に沿えるよう支援を行っております。

また７月２日からは、役場庁舎地階の職員休憩室及びふれあいセンター諸室におきまして、暫定的に通所事業等を再開いたしましたが、引き続き当該法人との連絡・調整を密に行いながら利用者の状況を把握するとともに、他事業所の受入状況等の情報収集に努めております。また、本町の職員が月例の町立やまぶき園保護者会に出席させていただくことにより、経過報告や意見交換を行っているところでございます。

担当部局としましては、町立やまぶき園の建物におきまして事業を再開するため、専門家による詳細な調査を行い、復旧要否の方法を決定する被災度区分判定の実施に向け調整を行ってまいりましたが、封じ込めを行っているものの、建物の天井裏にアスベストが使用されており調査期間が長期に渡ること、また調査費用が多額であることが判明したため、被災度区分判定の実施を見送り、建物自体の使用停止を決定したことにつきまして、８月 16 日付けで議員の皆様にご報告させていただいたところでございます。

このため、新たな拠点施設が整備される今年度末までの間につきましては、役場庁舎地階の職員休憩室にあわせ、９月３日からはふれあいセンター４階にございます展示室を中心に、事業を継続することといたしております。

いずれにいたしましても、限られたスペースと設備の中で事業を継続していくことに課題があることは十分に認識をいたしておりますが、今後とも、町立やまぶき園の利用者等の状況やニーズを把握するとともに、当該法人との連絡調整を密に行い、適切な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　詳しい答弁をいただきましたところですが、先ほど答弁いただいた中にも、本日から、いよいよ役場地下１階とふれあいセンターの展示室に絞った形で支援を展開されるというところで言いますと、私としては過日から、口頭による申し入れではありましたけれども、この６月の北部地震以降、役場の地下１階の休憩室、ここにはトイレは男女別でありますけれども、障がい者用トイレがありません。そういう意味では、手すりを必要とする、あるいは洋式のトイレが男性用にはなかったということで、そういっ

た介助を必要とする方が排泄をする場合には、職員が介助のもとで、エレベーター等を使いながら、１階の障がい者用トイレ、あるいは洋式トイレを使わざるを得ないという実態も聞き及んでおります。

また、私たち議員は日々目にするところであります、心を痛めている、皆さん、そうだと思いますが、生活介護という主に重度の方々におきましては、いったん、車両等の送迎によって、この役場地下１階の職員休憩室へ移送をされた後に、職員さんの手によって車いすに乗り、車両では行けますけども、相当勾配のある中庭から町道の歩道まで、毎日のように車いすで介助をし、ふれあいセンターのあちこちの部屋を転々とされながら、また支援を終えられると、その勾配のきつい坂道を車いすで後ろ向きに介助をされて、役場の地下１階の支援のほうの部屋へ戻っていかれると。これが７月、８月という、この猛暑をついて、連日、休所日以外は職員さんによって介助を行われていたということですね。

非常にヒヤヒヤとさせられながら、こういった中で現状においては労災認定などのような、職員さんの心身に及ぶ悪影響はなかったのか。ちょっと、これは突然の質問ではありますが、特に私のほうにはご報告はいただいておりませんが、心身に及ぶ職員さん及び利用者への影響はなかったのか、改めて確認をさせていただきます。

健康福祉部長　先ほどもご答弁いたしましたように、四天王寺福祉事業団の職員の方とは、日々、連絡調整を行いながら事業を実施しているところでございます。現時点で把握している範囲におきましては、議員ご指摘のような事項は発生していないと認識しております。

以上でございます。

河野議員　今の段階では、胸をなで下ろして、安堵して、今の答弁を聞かせていただきましたが、私たち議員も体感していると思います。この平成での非常に最大の猛暑と言われる中で、何とか利用者の安全を守るために必死になってやっていただいた職員さんが、一定、涼しくなった頃に心身の様々な影響が出てこられる。腰痛や頸肩腕症候群、そういったことが現れる前に、衛生状態、労働衛生の観点からも、町として、町立の施設が被災したわけですから、町の責任において、その点の管理も含めて、指定管理者の法人以上に注視をしていただきたい。このことは要望に止めておきます。

ですが、９月から、２ヵ所に絞られるということになりましたが、実質的には、まだインターネットやパソコンなどの機器が青葉の町立やまぶき園の施設に残存していると聞いております。ですので、様々な申請事務や、日々の利用者の皆さんの指導や援助に対する記録や様々な事務処理については、青葉の施設に戻りながら事務処理をされなければならない。余儀なくされているというふうに思っておりますが、その点、間違いないですか。

健康福祉部長　現在、町立やまぶき園の施設内には、ケース記録やインターネット端末な

どを残した状況でございますことから、常時ではございませんが、指定管理者である社会福祉法人四天王寺福祉事業団の職員が、施設内でやむを得ず事務を行っている状況でございます。今後につきましては、事務所機能の移転に向けまして、場所の確保をはじめましてインターネット環境の整備などの課題整理を、現在、行っているところでございます。

以上でございます。

河野議員　この町立やまぶき園においては、来年度４月以降、新たな法人による拠点施設への移行ということが目前に迫っております。施設職員の皆さんにおいては、非常に年度末に向けて、支援利用者の皆さんへの福祉向上についてモチベーションを高めるべくやっておられると思いますが、今のハード面の環境においては非常に過酷であると、まだまだ言わざるを得ません。

その点については、町立の施設が被災したということですので、最大限の環境整備を短期間で行っていただきたい。このことは強く申し上げまして、次の質問に移ります。

１点目です、３番目の質問になります。「旧道路公団――現状ではＮＥＸＣＯ西日本――の寄附金（補償金）の使用実績、今後の計画」を伺います。

日本共産党町会議員団は、タケノコ山枯れ問題において、過去では議会質疑では、最近では 2013 年 12 月会議、12 月 10 日の日本共産党議員団・佐藤前議員によるもの、また前会の６月会議では私・河野より一般質問において、旧道路公団（現ＮＥＸＣＯ西日本）との平成 10 年３月 31 日付け締結の「名神高速道路改築に係る流末水路の整備に関する協定書」、これは情報公開請求により入手しております。この３億 5,017 万５千円の負担金にかかる質疑をしております。以下、３点について、伺います。

①点目です。これを基金管理、繰り入れの意思決定や、支出支払い命令、残高把握等の執行部の職務分掌及び現金の流れの詳細について、説明を求めます。

②点目です。４ヵ所の特定水路についての整備状況を伺います。

全部、いっぺんに行きます。③点目です。過去のタケノコ山枯れの事案や水路整備、地下水位低下等に対する地権者等の要望について、伺います。

④点目です。ＪＲ島本駅西地区土地区画整理事業での、この水路整備などの計画内容を伺います。

都市創造部長　それでは、「旧道路公団寄付金の使用実績、今後の計画を問う」につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「基金管理、繰り入れの意思決定、残高把握等について」でございますが、当該負担金につきましては、ご承知のとおり、平成 10 年３月 31 日付けで締結しております「名神高速道路改築に係る流末水路の整備に関する協定書」に基づきまして、町内の名神高速道路より下流域にある流末水路の整備にかかる費用負担として収入したものでございます。

当該負担金の残高把握等についてでございますが、通常の基金管理に伴う繰り入れ、繰り出し、残高把握については、基金繰入金の予算を所管しております財政課で行っておりますが、お尋ねの水路整備等にかかる負担金につきましては担当課において残高把握しており、歳出が伴う場合は、担当課において予算計上し、基金充当の可否や活用について財政課と協議のうえ、事務執行及び支出命令を担当課において行っております。

続きまして、②点目の「水路の整備状況について」でございます。

流末水路のうち、主要な対象水路である溝田水路、柳川水路、津梅原水路、中溝水路の整備内容といたしましては、日常的な水路パトロールの点検結果により、経年劣化により老朽化した水路の補修を行っております。また、昨今の突発的な集中豪雨や、台風の大型化に伴う浸水状況などを勘案し、部分的ではございますが、水路形状により排水能力が低下している箇所におきまして、機能回復を目的とした改良工事などを実施いたしております。

続きまして、④点目の「ＪＲ島本駅西土地区画整理事業に伴う水路整備などの計画内容について」でございます。

当該事業に伴い、現時点において、本町としてインフラ整備を実施する計画内容といたしましては、防災機能の向上や環境保全の推進を目的として整備を行う必要があると考えております。具体的には、当該事業区域内の主要な下水道本管の整備や、当該事業区域外からの既設水路における排水系統の改修や付替え、さらには事業区域外周辺の道路整備等の実施の可否について、検討を行っているところでございます。

なお、当該基金活用の方針につきましては、現時点で決定いたしておりません。

私からは、以上でございます。

総合政策部長　それでは、③点目につきまして、私のほうからご答弁を申し上げます。「地下水位低下等に対する地権者等からの要望について」でございます。

過去に、名神拡幅工事により地下水が変動しタケノコの生育に影響があったとして、地権者等からご要望をいただいておりましたが、旧道路公団において詳細な調査を行い、複数の専門家の意見を踏まえて慎重に協議・検討された結果、タケノコの生育と工事との因果関係は認められない、との最終的な見解が示されております。

以上でございます。

河野議員　四つの点について、答弁をいただきました。今、ご答弁いただきました③点目の過去のタケノコ山枯れについては、私が議員１期目の際に、最終的には平成 20 年あたりまで一般質問などで質問させていただいております。また、この点については二度ほど国土交通省に参りまして、様々なレクチャーやヒアリングを受けてきた経緯は、すでに議事録に載っているとおりで、紹介すると時間がありませんのでしませんが、この点について、「名神高速道路改築に係る流末水路の整備に関する協定書」ということですが、この金額が、残高もときどき確認をさせていただいております。

今すでに、２億6,194万６千円が残高として残っているということですが、先ほどの④点目の質問で、島本駅西地区土地区画整理事業で使う方向については、まだまだ方針は決定されていないということですが、これは都市計画審議会で配付された「ＪＲ島本駅西地区のまちづくり（資料２）」というのを議員のほうにも、後日、説明を受けるためにいただいております。そこの15ページには、島本町が唯一この事業に対して公金を投入するという意味での「島本町関連工事の概要」として示されていますが、大きく３点ございます。下水道地区幹線の整備、土地区画整理事業区域外の排水のための既存水路の改修及び付け替え、土地区画整理事業区域外の道路整備、この３点が、今のところ明らかになっている島本町の公金投入をしたうえでの公共工事であるというふうに説明をいただいていると認識していますが、概ね、この理解には間違いがありませんか。

都市創造部長　議員からご紹介いただいたとおりでございます。

以上でございます。

河野議員　ということになりますと、この、今、私たちが紹介しました「流末水路の整備に関する協定書」によって、当時、３億数千万の寄附金、現地の方から見れば「補償金」と言われております。様々な被害、流末水路に及ぶ影響、因果関係こそ認められなかったものの、タケノコ山の地下水位、周辺の地下水位の低下によるタケノコの減産、これは有害鳥獣などの影響もありますが、山に水がなくなっている、このようなことが言われ続けております。

一方で、この残高である２億数千万の金額については、島本町の関連工事、公共工事の「土地区画整理事業区域外の排水のための既存水路の改修及び付け替え」、これの財源に充てるということは技術上可能になるのか、答弁を求めます。

都市創造部長　ご指摘いただきましたとおり、技術的には可能になるのではないかと担当としては考えておりますが、まだ具体的な方針等については決定しているものではございません。

以上でございます。

河野議員　方針を決定される前に、先ほど長々と紹介いたしました寄附金、「補償金」が、当時、協定を締結されて、支払われた当時から現在までの経過をしっかりと再確認され、今、職員さんもずいぶん新しく代わっておられます。当時の交渉や経過、タケノコ山の地権者のご苦労などについても、やはり振り返り作業をしていただいて、山の地権者の声も聞き、本来の使われ方について確認作業をしっかりしていただきたい。このことを質問させていただきます。

このことについては、この一般質問だけで終える予定はありません。また別のところでもやりますが、しっかりと、この２億数千万の残高の使途については、山の地権者の意見も聞いていただきたい。答弁を求めます。

都市創造部長　種々、ご意見いただきましたことも踏まえまして、適切に対応してまいり

たいと考えております。

以上でございます。

河野議員　４点目に移ります。「急がれる第四保育所の耐震化、保育士確保策など」を伺います。

①点目です。2018 年度予算の町立保育所への「派遣保育士導入の事務執行状況」を伺います。

続いて、「今年９月１日時点での保育所待機児童数」について、伺います。

③点目です。2019 年度消費税 10％増税時の保育の無償化が言われておりますが、この秋に私立幼稚園募集時期及び町立保育所・幼稚園募集事務に際してどのように対応されるのか。及び保育料についてどうされるのか。「説明文書等への町の対応」を伺います。

教育こども部長　「急がれる第四保育所耐震化、保育士確保策等」について、順次ご答弁申し上げます。

「派遣保育士導入の事務執行状況について」でございます。

近年、保育士の確保は全国的な課題であり、町広報誌への掲載やハローワーク、民間の求人広告などを活用して保育士の確保に努めておりますが、必要数の確保には至っておりません。本年度におきましては、人材派遣を活用した保育士確保の予算を計上しており、指名競争入札により派遣事業者を決定するための事務を進めてまいりましたが、保育士の確保ができない等の理由により、指名業者 10 社全てが辞退となり、入札の執行に至らなかったのが現状でございます。その後、新たに５社の派遣事業者に打診したところ、１社のみが応じたため、当該事業者と契約を締結するための事務を現在進めております。

次に、「本年９月１日時点での保育所の待機児童数について」でございますが、待機児童数は 44 人でございます。

次に、「平成 31 年度に実施される保育無償化について」でございます。

幼児教育無償化の方針については、閣議決定がなされたということは承知しておりますが、国等からの正式な通知は現在なく、新聞報道等による情報しか入手できておりません。今後、国等からの通知が発せられた際には、その通知内容に基づき、適切に事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　続いてまいります。「第二幼稚園・第四保育所の一体的整備方針」に対して、６月 25 日に住民有志より教育長、町長、そして私たち議会議員全員に「提言」「緊急要望書」が出されております。特に第四保育所については、第二幼稚園廃止後、認定こども園の整備と併行して耐震改修を進める方針において、この住民有志の緊急要望書は「即建て替え、代替施設」への方向転換をいち早く迫られたものと私は捉えています。

６月会議での論議、タウンミーティングでの意見をどのように検討し、反映したのか、

答弁を求めます。

教育こども部長　「第二幼稚園・第四保育所の一体的整備方針に対しての住民有志からの緊急要望書について」でございます。

第四保育所の耐震工事につきましては、平成32年度に開園予定である民間認定こども園の開園にあわせて実施する予定といたしておりました。しかしながら、大阪府北部地震の発生や、タウンミーティングでのご意見を頂戴する中で、現計画上の32年度中の耐震工事までは約２年の期間を要することから、それまでの間に具体的な安全面での対応を講じることができないか、現在、早急に検討を進めておるところでございます。

現時点でその対応策をお示しする段階には至っておりませんが、大阪府をはじめ関係機関と鋭意協議を行っているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

河野議員　続けて質問させていただきます。⑤点目です。認定こども園を公立でなく、社会福祉法人または学校法人の運営による整備を進める、そういう町の方針について、「町財政上の効果」はどのように考えているのか、答弁を求めます。

続けてまいります。「第６次行財政改革」、過日、正式にパブリックコメントを経て決定をされたと聞いておりますが、これの行革との関わりについて、保育士配置基準の見直し、特に４～５歳児の保育について、私は軽視をされているのではないか、軽く見ているのではないかという懸念があります。

さらに給食の民間委託について、アレルギー児への対応など、小・中学校給食とは比較にならない保育所の業務が凝縮されていることも鑑み、拙速に進めるべきではない。栄養士や保育士の意見はどのようになっていますか。答弁を求めます。

教育こども部長　まず、「認定こども園を民間により整備する場合の財政上の効果について」でございます。

民間事業者が認定こども園の整備を行う場合には、現行補助制度である厚生労働省所管の保育所等整備交付金及び文部科学省所管の認定こども園施設整備費補助金を活用することができます。例えば、建設費を国の補助要綱上の標準とされる約３億円といたしますと、そのうち補助金と事業者負担分を除き、町の負担は約４千万円程度と試算をいたしております。一方で、公立で整備を行う場合は、地方交付税の算入対象とはなりますが、補助金のように単価設定などがなされたものではなく、保育所整備分として歳入した額というものは明確ではなく、多くの費用は、自治体が単独で負担することとなります。

運営費としては、民間の場合、施設型給付費があり、児童年齢による単価や、その他項目ごとの加算分が明確に設定されていることから、安定的に確保できる財源が得られることになります。公立で行う場合については、整備費と同様の地方交付税対応となるものでございます。

最後に、「保育士配置基準の見直し等について」でございます。

保育士が全国的に不足しており、確保が困難なことを一因として待機児童が発生をいたしております。このような状況の中で、多くの自治体においては、保育士配置基準について国基準を基本に保育所運営を行っていますが、本町においては、独自の保育士配置基準により保育所運営を行っていることから、一部の年齢児を対象として、今後見直しを検討する必要があるものと考えております。

「保育所給食の一部民間委託」については、保育所内での調理業務のみを委託することを想定しており、アレルギー対応、離乳食を含めた献立業務や食材の調達は、従前どおり町が行う予定でございます。能力・実績を踏まえ適切な事業者を選定し、町の指導監督及び事業者との十分な連携により、これまでどおり、安心で安全な給食を提供できるよう、現場職員と連携し、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　今、部長のほうから答弁をいただきました。第二幼稚園廃止が、後日の議会でまた大きく論議をされようとしております。

この認定こども園整備に関わって、すでに過日８月 28 日、子ども・子育て会議において、島本町幼保連携型認定こども園整備運営事業者募集要項が素案として示されており、私も手元に寄せております。この内容を拝見しておりますと、今までに第二幼稚園関係者や、あるいは先日出された緊急要望書、提言などを踏まえられて、特にソフト面について、そのあたりを配慮されたものというふうには、一見、感じているところです。

その点について、この緊急要望書、あるいは認定こども園に対する保育の提言を出された内容については、募集要項作成にあたって、どの程度反映されたのか、部局としての答弁を求めます。

教育こども部長　民間認定こども園の公募要項を作成するにあたりまして、他市町村の整備の際の募集要項を取り寄せ、研究をいたしました。また、現場職員の声、タウンミーティングでの住民の皆さんのご意見、子ども・子育て会議での委員の皆さんからの意見、そして、これまで議会等において議員の皆さんとの質疑で認識をいたしました内容等について、可能な限り反映させていただいたものと思っております。

具体には、事業者については、これまで保育所等の運営を経験している既存園運営者とすること。また支援教育・保育の実施を求める。そして、そのために適切な職員の確保、看護師等の配置、町保育士基準の遵守などでございます。

今後の予定といたしまして、10 月 1 日に正式の募集要項を公表して、事業者募集を開始する予定でございます。

以上でございます。

河野議員　今の答弁を踏まえて再度お訊きいたしますが、一番、肝心なところの第二幼稚園の教職員及び園長、教頭、また保育士の職員さんなどからの意見聴取などはどのようにされて、募集要項策定に至られたのか、改めて伺います。

教育こども部長　当然のことながら、第二幼稚園の廃園の方針の決定に至るまでの過程においても、随時、説明を行っておりまして、その都度現場職員の声をお聞きをいたしております。その際には、現在の第二幼稚園の自然を可能な限り活かした後継施設であるほうが望ましいなどの意見もありまして、今回の募集要項においてもお示ししたとおり、審査項目の一つに、「自然豊かな立地を活かした教育・保育プログラム」という項目も入れております。

これらの現場の意見を踏まえながら、たたき台を作成し、改めて現場を統括する保育所長、幼稚園長に対し説明し、意見聴取を行い、それらの意見を踏まえて、今回、８月 28 日の子ども・子育て会議におきまして素案を提示し、会議の中で意見をいただいたところでございます。

いずれにいたしましても、現場を預かる職員の声を踏まえ作成した募集要項であることにつきまして、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

河野議員　募集要項に関しては、６月議会に複数の議員、もちろん私も含めて相当な注文をさせていただいたと思っております。ただ、今回の住民からの緊急要望書においては、もう一つの大きな課題、第四保育所の代替施設、緊急施設として、実は私などは、やはり新たな代替施設を設けることが一番の解決策だというような認識でおったんですが、先日、この認定こども園に関わるタウンミーティングを行われた際に、現場に参加された方から聞き及ぶところではありますが、第四保育所が耐震基準を満たしていない、そこに０歳から６歳に至るまでのお子さんが定員を超えて入所されていると、非常に危険な状態であるということで、保護者の皆さんが、我が子の安全の保育を願うために何を考えられているかと言えば、広瀬の整備予定である株式会社パワフルケアの認可保育所へ、４月以降、最優先で入所させてもらえるんではないかというお考えを持っているということを改めて知りました。当然のことであろうと思います。

しかしながら、これが来年４月の開所としては非常に――私の見たところではありますが、予定どおりの工事が進んでいるようには見受けられません。広瀬の保育所の整備、開所時期について、今現在の進捗状況はいかがでしょうか。秋の募集はどうなさるおつもりでしょうか。いかがですか。

教育こども部長　四保の代替施設、タウンミーティングでパワフルケアさんが今回計画されております民間の保育所についてのご意見が出たということは、そのとおりでございます。今、パワフルケアによる水無瀬神宮境内内における 90 人定員の保育園整備につきましては、かねてから 31 年度中の可能な限り早い時期ということで、ご説明をさせていただいておりましたが、現時点では９月の開設になろうかなと、遅くとも９月頃になろうかというふうに聞き及んでおります。

ただ、今後、まだ埋蔵文化財等の調査等もありますので、それによって前後するもの

と認識をいたしておりますので、現時点で、来年度４月当初の募集の段階での保育の施設としては、対象になってこないのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

川嶋議長　１分、切っておりますので。

河野議員　そうなりますとね、第四保育所の今、緊急対策は鋭意頑張っていただいておりますが、待ったなしという状況であります。また、保護者の方が大いに期待されている広瀬の保育所については、約１年先以上かかる可能性がある、とても待ってはいられない、ということがあります。

例えば、すでに整備されている高浜学園の、この玄関近くにある一時保育室、これを運用する。もともとは第二幼稚園の――もし仮に廃止された後、認定こども園に 150 人を超える子ども達が一時的にそちらへ移動するということを想定されていましたが、これは２年先まで待てないということになりますと、すでに整備されている民間の法人に対して、この一時保育を運用する、保育士付きで子どもさんを移動していただく、緊急避難としての活用を強く求めますが、いかがですか。答弁を求めます。

教育こども部長　高浜学園の施設を利用してはどうか、ということでございますが、第四保育所耐震化につきましては、認定こども園整備を待たず、できるだけ早く対応しなければならないと認識をしております。具体な対応策としては、先ほど申しましたように今しばらくお待ちいただきたいわけでございますが、一時的な移動先として、現在、高浜学園は定員が 200 人、そして児童数が 150 人程度でございますので、50 人ほど、今現在空いておりますので、保育士等が確保できていないということもありますので、保育士の確保に努めたうえで、この高浜学園を活用するのは一つの有効な手段であろうというふうに考えております。

ただし、一時保育室に関しましては、通常の入所用ではなく、特別保育の一環として補助金を受けて整備しておりますので、現時点で受け入れ先としての活用は難しいと認識をいたしております。

以上でございます。

川嶋議長　以上で、河野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後０時 08 分～午後１時 10 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、岡田議員の発言を許します。

岡田議員（質問者席へ）　それでは、通告に沿って、一般質問をさせていただきます。

「若山台調整池の凍結について」です。

ＵＲ都市再生機構から移管を受けた若山台調整池。若山台の住宅開発に伴い造成された雨水調整池で、集中豪雨などの際には、雨水の一部がいったん調整池に流れ込み、下

流の雨水流量を調整するという、いわゆる雨水抑制施設として現在まで機能を有しています。

当時の日本住宅公団関西支社と昭和53年に締結した協定書には、「当該調整池は所用の条件が整備された時点で撤去するもの」とあり、平成22年12月に流域下水道高槻島本雨水幹線が供用開始され、接続可能となりました。町域内の雨水水路整備ができることにより、協定書に基づき所用条件が整備されたものと捉え、調整池は不要と考え、A調整池・B調整池統合縮小の場合はと、平成24年度には若山台調整池雨水調整機能検証業務委託され、検証されてこられました。検証結果によっては売却もと、発言されておられたかと記憶しております。

しかし、この年の平成24年８月14日未明、島本町では記録的なゲリラ豪雨で、水無瀬川緑地公園にある観測所では、時間当たり降雨量が111ミリの大災害が発生しました。このことがきっかけで、調整池の凍結を発言されました。

それから６年経過、自然は変わっています。私たちの意識を変えるべきです。大阪府をはじめ他府県においても、既存ストックを活用した暫定調整池の恒久化に向けた施策が議論されています。今こそ、調整池をこのまま残すことを住民に伝えるべきです。災害に強い地域づくり、行政はスピードが必要ではないでしょうか。どのように考えていますか。

都市創造部長　それでは、岡田議員からの一般質問、「若山台調整池」につきまして、ご答弁申し上げます。

現在、当該調整池の役割といたしましては、突発的かつ断続的に降り続く降雨などの際、雨水を一定量貯留し、下流域への雨水流出量を抑制する施設となっております。ご指摘のとおり、本町域内におきましても、平成24年８月には時間当たり100ミリを超過する突発的な集中豪雨により甚大な被害が発生しており、さらには毎年発生する台風の大型化や、突発的な記録的豪雨の多発化等を踏まえますと、当該調整池の役割は下流域への被害軽減策として、非常に効果的な雨水抑制施設であると認識いたしております。

また、先日の「平成30年７月豪雨」におきましても、集中的な降雨状況により、当該調整池の水位は平常時に比べ上昇し、下流域への影響を軽減しておりますことから、予測できない降雨の際にも、一定の貯水能力を発揮するものと認識いたしております。

加えまして、議員ご指摘のとおり、大雨による災害防止対策の観点から、大阪府をはじめ他の都道府県におきましても既存ストックを活用した施策が議論されております。

こういった様々な状況を踏まえ、現時点における本町の考え方といたしましては、「第６次島本町行財政改革プラン」にも掲げておりますとおり、雨水幹線接続後の状況を踏まえ、今後のあり方を検討し、慎重に判断する必要があると考えております。

以上でございます。

岡田議員　過去の資料を読みますと、当時、島本町は財政確保のため売却する方向で考え

られていたことが、よくわかります。平成24年８月14日、島本町は記録的ゲリラ豪雨で大災害が発生したことにより、調整池の縮小・売却計画を凍結されましたね。今回の答弁では、「第６次島本町行財政改革プラン」にも掲げているので慎重に判断していく、とありますが、私はそれでは対応が遅いと思います。

若山台の住民から、ゲリラ豪雨のときは調整池があふれそうで怖い、と連絡が来ます。余水吐けがあるので大丈夫と返事は返しますが、このことを考えますと、調整池は抑制する機能を十分果たしているものと考えますが、担当のほうはどのようにお考えでしょうか。

都市創造部長　当該調整池の機能・効果について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、当該調整池につきましては、突発的な集中豪雨や台風の降雨量が多い際には、山間部流域からの流入により、当該調整池の水位は平常時に比べ上昇し、下流域への影響を軽減しておりますことから、予測できない降雨の際にも一定の貯水能力を発揮するものと認識しており、調整池としての機能は十分に果たしているものと考えております。

以上でございます。

岡田議員　それでは、上下水道部長にお尋ねしたいと思いますが、この調整池は雨水排水能力・対応能力は時間当たり約48.4ミリと聞いておりますが、間違いないでしょうか。

上下水道部長　それでは、島本町におきます「流域関連公共下水道事業計画」における雨水の排水能力といたしましては、今、議員ご指摘のとおり、1時間当たり48.4ミリということで計画をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

岡田議員　それでは、また担当のほうにお訊きいたしますが、総雨量はどれぐらいですか。また、この調整池の年間の維持管理費は、どれぐらい財政として与えられているのでしょうか。

都市創造部長　「年間雨量及び当該調整池にかかる維持管理費用について」でございます。

平成29年度ではございますが、年間の総雨量といたしましては、平均約1,600ミリとなっております。また維持管理費用といたしましては、当該調整池内のオリフェス桝までの管理通路や、当該調整池は歩道にも隣接しておりますので、フェンス周辺の除草作業を行っております。年間の維持管理費といたしましては、約30万円となっております。

以上でございます。

岡田議員　ありがとうございました。それでは、質問に入ります。

西日本豪雨をはじめ甚大な被害が出る豪雨災害が、年々増えています。気象庁は、豪雨は地球温暖化が影響している、このような豪雨災害はこの先も起こる覚悟をして備えるべきだ、と言われています。

調整池を縮小、あるいは埋め立てて、万が一、これが事故に繋がった場合の責任は誰

ですか。町ですよね。「責任の所在」を、はっきり、今、訊いておきます。

都市創造部長　「万が一、起こった事故の責任の所在」について、ご答弁申し上げます。

今後、仮に当該調整池を縮小し、突発的な集中豪雨により浸水被害等の事故が発生した場合でございますが、まず、縮小するにあたり、関係法令や降雨条件などによる技術的な基準を考慮せずに縮小することはあり得ないものと考えております。

お尋ねの責任の所在につきましては、本町の管理瑕疵によって発生した事故については本町の責任になるものと考えておりますが、事故の発生状況や、その原因によって、責任の所在は変わるものと認識いたしております。

以上でございます。

岡田議員　府の資料を読みますとね、「下流河川における 50 ミリ対策まで」とありますが、法的根拠は全くありません、と書かれていました。町村が管理・検査をし、決めたらいいことではないでしょうか。下水道接続工事も平成 32 年度の竣工と言われていますが、それに基づいて検討するのではなく、町として調整池は残すと、国と府に伝えるべきではないでしょうか。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

都市創造部長　「当該調整池における国や府への協議」について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、大雨による災害防止対策の観点から、大阪府をはじめ他の都道府県におきましても、過去から既存ストックの考え方が議論されていることからも、暫定調整池の今後のあり方については慎重に判断する必要があると考えております。

現在、若山台住宅開発の際に暫定的な調整池として位置づけられた当時とは違い、近年は時間当たり 100 ミリを超過する、予測もできない集中豪雨が全国各地で発生しており、気象状況が大きく変化いたしております。

このことを踏まえますと、本町におきましても甚大な被害が発生いたしました平成 24 年８月の集中豪雨をはじめ、毎年のように繰り返される突発的な集中豪雨や台風接近時の大雨による被害などを勘案いたしますと、本町の考え方についても、異常気象に対応できるよう当該調整池をはじめとした既存ストックの活用については喫緊の課題であることも、十分認識いたしております。

今後、議員からいただいたご意見も十分念頭に置きながら、当該調整池の必要性につきましては慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員　部長、再確認させていただきます。担当のほうといたしましては、異常気象に対応できるよう調整池の必要は十分認識されていると私は理解しますが、それでよろしいでしょうか。

都市創造部長　種々ご答弁させていただきましたとおり、一定の必要性等については認識いたしております。

以上でございます。

岡田議員　最後の質問になるかと思います。

今回、なぜ若山台の調整池について一般質問したのか。それは、今だからできることがあるからです。大阪府をはじめ他府県においても、既存ストックを活用した暫定調整池の恒久化に向けた議論をされているのです。このときにこそ、大阪府と話し合いができるチャンスではないでしょうか。島本町の方向性を決めるべきです。

自然は変わり、気候変動する中、災害が頻発し、住民の防災への意識が高まっています。「調整池はそのまま残す方向に」と言われることが住民に安心していただくことができると捉え、島本町行政の対応の素晴らしさを見せてあげていただきたい。そして、これ以上、島本町の美しい環境を壊さないで欲しい。これが私の要望でございますが、町長はいかがお考えでしょうか。

山田町長　もちろん、町政を預かる立場といたしましては、災害に強い、災害に備えるまちづくりというものを目指しております。このことからも、先ほどから都市創造部長がご答弁させていただいておりますとおり、当該調整池のあり方につきましては、予測もできない集中豪雨が全国各地で発生しており、気象状況が大きく変化していることを踏まえますと、その必要性というものは、私も一定認識をしておるところでございます。調整池を残すと結論づけるにしても、今後、検証データに基づき判断をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員　部長、ごめんなさい。町長、ごめんなさい。先に部長から答弁していただきたいと思ったんですが、すいません、先に町長に答弁していただきまして申しわけない。前後になりましたが、部長、答弁、よろしくお願いいたします。

都市創造部長　先ほど町長のほうから答弁をさせていただいたと、私も同様の思いでございます。

以上でございます。

岡田議員　最後になりますので、要望させていただきます。

部長をはじめ町長も、調整池の必要性を認識されているということは理解いたしました。住民の生命・財産を守るためにも、財政と相談しながら、この調整池を整備されることを、最後、強く要望させていただきます。

それでは、２点目の質問に入らせていただきます。「災害時の備蓄品に液体ミルク」ということで、２番目の質問をさせていただきます。

厚生労働省は、乳幼児の液体ミルクの製造・販売を可能にする企画基準を定めた改正省令を施行しました。国内には、これまで安全性を確保する基準がなかったが、企業が製造・販売できるようになりました。液体ミルクは常温で保存ができ、容器に吸い口を装着すれば、すぐに飲める。粉ミルクのように湯で溶かしたり、ほ乳瓶の洗浄や消毒す

る、そんな必要はなく、海外では広く利用されています。大規模な自然災害が相次いだことも、液体ミルクに対する注目度を集めたようです。

清潔な水や燃料の確保が難しい災害時に、赤ちゃんの命を繋ぐ貴重な栄養源として、東日本大震災や熊本地震では、フィンランド製品が救援物資として被災地に届けられました。母親から歓迎されたと聞いております。

町にとっても、「災害時の備蓄品に国産の液体ミルク」を加えるよう検討してはどうでしょうか。

総務部長　それでは、「災害時の備蓄品に液体ミルクを」につきまして、ご答弁申し上げます。

本年の８月８日に乳児用の液体ミルクの国内販売が解禁されました。国内での販売にあたりましては、原料の種類や配合などについて厚生労働省の承認や、成分についても消費者庁の特別用途食品の表示許可など手続きが必要で、製造販売までには１年程度かかるとの報道がございます。

本町では現在、目標量を上回る粉ミルクを、アレルギー対策品を含め備蓄しておりますが、保存年限が他の備蓄食料は３年から５年間と長期間であることに比べ、粉ミルクは最長で１年６ヵ月となっており、更新サイクルが短くなっております。また、液体ミルクの保存年限はさらに短く、常温で１年程度であると聞き及んでおります。

液体ミルクの有用性につきましては議員ご指摘のとおりであり、今後、輸入品も含めて液体ミルクの備蓄等について、製品の販売や流通及び他団体の動向を見定め、事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員　現在、町が備蓄されている粉ミルクは何人分で、何日間、利用できるのでしょうか。

総務部長　「地域防災計画」に定めております粉ミルクの備蓄量につきましては、35 人に対する１日分を目標量といたしております。現時点で、ほ乳瓶 35 本と粉ミルク 89 人分を備蓄いたしておりますので、２日間の対応が可能でございます。

以上でございます。

岡田議員　仮に、避難場所でガスまたは電気が止まった場合、町の対応はどのようにされますでしょうか。

総務部長　避難所でのガス・電気が停止した場合の対応につきましては、まず、ふれあいセンターにおきましては､自家発電設備の稼働により 10 時間程度対応が可能となっております。小・中学校につきましては、町で 10 台保有しております災害時用の発電機の活用や、各小・中学校の備蓄倉庫に保有しておりますカセットコンロ、電気ポットや照明器具等を活用し、対応していくことを想定いたしております。

以上でございます。

岡田議員　また、地震により､何も持たないで乳児だけ抱きかかえて避難所に来たという、そのような住民さんに対する対応は、町はどのようにされてますか。

総務部長　乳児を抱えた親御さんへの対応についてでございますが、町では乳児向けの備蓄品といたしましては、ほ乳瓶、粉ミルク、紙おむつ、ウエットティッシュなどを備蓄いたしております。また、毛布・タオル等の備蓄品を活用していただくことなどにより、対応することを想定をいたしております。

なお、衣類など、その他の生活必需品につきましては、災害時における物資等の確保に関する協定書を町内の大型小売店２店と締結いたしておりますので、供給を受けられるものと見込んでおります。

以上でございます。

岡田議員　総務部長、「町内の大型小売店２店」という答弁がありましたが、これは、どことどこなんですか。

総務部長　株式会社ダイエーさんと、生活協同組合コープ神戸さんでございます。

以上でございます。

岡田議員　それでは最後になりますが、この液体ミルクが実際に流通するまでには、最低でもまだ１年以上はかかる見通しと言われております。液体ミルクは、乳児が必要な栄養素を加えた液体状の乳製品で、封を開ければ、すぐに飲ませられるのが特徴のようです。国内で普及すれば、夜中、また外出中でも授乳が格段に容易になることから、親にとっては、どれほど助かることか知れません。

保存期間が粉ミルクに比べ短いので、在庫管理の問題があるかと考えますが、「他団体の動向を見定め事務を進めていく」ということですが、ときには「島本町を見よ」というくらい､自治体先進事例として取り上げるよう要望したいと思いますが､部長の見解をお訊きいたしたいと思います。

総務部長　議員ご指摘のとおり、販売まで、あと１年少しという報道がありますけれども、有用性につきましては、議員ご指摘のとおりというふうに考えておりますので、備蓄に向けて進めていきたいと思っておりますが、粉ミルクよりもさらに高額であるというような報道もありますので、本町で購入して備蓄するのが望ましいのか、あるいは販売店と協定書を締結して必要なときに供給を受けていくというような形にするのが望ましいのか、そのあたりも十分見定めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員　ぜひ、よろしくお願いいたします。

これで、一般質問を終わります。

川嶋議長　以上で、岡田議員の一般質問を終わります。

引き続き、村上議員の発言を許します。

村上議員（質問者席へ）　それでは、一般質問を行います。

１点目です。「島本町内における今後の土地活用」について、お尋ねします。

島本町は、淀川沿いに細長く北西部に位置しており、その右岸側にあります。面積は1,681ha あり、その約 70％の 1,176.7ha が山岳丘陵地帯で占めているのが本町であります。そういった平地の少ない状況の中で、町有地や民有地など、まだ利用されていない土地を、いかに本町にとって有効利用できるかが、今後の本町をより良くするための大きな課題であると思っています。

将来、残存の土地がどのように整備され、開発されていくのか。現在、公表されているものを含めてお尋ねします。

そこで、まず 1)点目ですが、「水無瀬グリーンテニスクラブ跡地」について、お尋ねします。

この水無瀬グリーンテニスクラブの跡地については、すでに告知板が取り付けられており、その事業内容を見ますと、建築物の用途として事務所、研究所を造ることが掲げられています。その内容を見ますと、敷地面積は 3,306.02 平米、建物面積は 1,910 平米、延べ面積は 6,350 平米で、高さについては 25mとなっています。また、構造及び棟数は鉄骨造りの地上５階を１棟と、屋根付き駐車場と上空通路とのことです。この通路については、「現在協議中」と記載されています。また、建築工事の予定期間については 2018 年の８月１日から 2019 年９月 30 日までとなっており、建築主は積水化学工業株式会社と告知されています。

そこで質問ですが、本件の現状等について、お尋ねをしたいと思います。

新社屋の従業員の増員予定数、そこでの事業内容、そして「上空通路　協議中」と記載されていますが、どこと協議をされているのか。また、その通路の規模と現在の状況について。増築されるにあたって地域住民への説明会があったのか。また、地域住民の方から何か要望があったのか。また、本町にとってメリット・デメリットについて具体的にどのように考えているのか、お伺いしますとともに、建築物の平面図・側面図といったものがあるのか、お伺いします。

都市創造部長　それでは、村上議員からの一般質問「島本町内における今後の土地活用について」のうち、「水無瀬グリーンテニスクラブ跡地」について、ご答弁申し上げます。

まず、新たな社屋における「従業員の増員予定数」でございますが、現在の計画では、既存敷地から約 70 名の移動を含め、約 100 名の方が業務に従事される旨、お聞きいたしております。

また、新棟における「事業内容」につきましては、既存の研究所は高機能プラスチックスカンパニー開発研究所と位置付けされており、建築材料やスマートフォンに使用するフィルム等、様々な製品を開発研究されている一方、新棟では新規事業ニーズの発掘、知的財産管理、研究室を含む計画とされる旨、お聞きいたしております。

次に、「上空通路」にかかるご質問でございますが、現在、積水化学工業株式会社が

委託されております設計会社との協議を鋭意進めており、上空通路につきましては、道路から高さ約5.5m、横幅約3.0mの通路とし、転落防止用に約1.8mの柵を両サイドに設置する計画とお伺いいたしております。現在の状況に関しましては、当該上空通路の耐震性能に関する資料提出を依頼しており、計画内容に関する安全面の確認を行っているところでございます。

次に、「地域住民への説明会」につきましては、「島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱」第6条及び第22条の規定により、関係自治会への説明会を実施されております。その際、建物前面道路が通学路となっているため、子どもたちの安全確保に関するご要望をいただいており、細心の注意を払うとの回答をされたとの報告を受けております。

次に、当該事務所が建設されることによる「メリット」といたしましては、法人町民税や固定資産税の増額が見込まれます。「デメリット」といたしましては、朝夕の通勤時間における歩行者の交通量増加が予想されますが、当該開発と並行して島本駅前からの通路整備計画を予定しており、通勤時間の混雑緩和を図ってまいりたいと考えております。

最後に、「平面図・側面図」につきましては、計画段階のものを、打ち合わせの際に随時提出いただいております。

以上でございます。

村上議員　質問ですけども、町内で、今回、道路上に連絡通路という工事については初めてかと思いますので、参考までにお伺いします。

桁下空間が 5.5mとのことですが、何階部分に取りつくのか、また橋長は何mになるのか。桁の重量は何ｔぐらいになるのか。桁そのものは塗装桁になるのか、また耐候性鋼材を使った無塗装の桁になるのか、教えていただきたいと思います。

都市創造部長　上空通路の詳細にかかるご質問でございます。

上空通路の詳細につきましては、建設予定の新棟３階部分に取りつく予定とお聞きしており、橋長は約18.2mとの報告を受けております。

なお、重量、塗装につきましては詳細を把握いたしておりませんので、今後、協議を進めるうえで確認を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議員　今の答弁では、まだわかっていない部分もあるようですけども、できることなら桁については、塗装桁といいますか、そういったものを使用していただくように町としても要望していただきたいと思います。

なぜかと言いますと、耐候性鋼材を使うということは、錆が路面に落ちるというようなこともあり、通行される方にも、そういった被害にあわれるということで、今後、いろんな問題が出てくるかと思いますので、その点、よろしくお願いしておきます。

地域住民の方への説明会においても、子どもの安全確保に関して要望が出ていると言うことですので、十分、しっかりと対応していただきたいと思います。

そこで質問ですが、現在も上空通路について協議中とのことですが、いつ頃解決か、お尋ねします。

都市創造部長　上空通路の協議にかかるご質問でございます。まず、上空通路にかかる協議の終了時期につきましては、年内を予定いたしております。現時点におきましては、耐震性能に関する資料について下協議を行い、追加資料の提出依頼を行っているところでございます。

なお、現在の計画段階で安全性に関する基準を満たしているとの報告を受けており、今後につきましては安全性に関する詳細確認を行うとともに、適切な維持管理についても協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議員　その仮設現場については、交差点とか、いろいろ交通について、いわゆる歩行者、車についても非常に厳しい部分もあるかと思いますので、竣工までの工事期間中はもとより、竣工後も、交通安全に関しては十分注意を払って対応していただくように施工者のほうにも要望していただきたいと思います。

それでは、次に２）点目ですが、「関西電力株式会社グラウンド跡地（ラグビー場の跡地）」について、お尋ねします。

関西電力株式会社グラウンド跡地の現状を見ますと、草木も生い茂った状態にあります。そこで質問ですが、この関西電力株式会社グラウンド跡地について、今後の動向について、本町としてどのような情報を持っておられるのか、持っておられないのか。持っておられるのであれば、お伺いします。

都市創造部長　続きまして、「関西電力株式会社のラグビー場跡地について」でございます。

当該グラウンドにつきましては、先般、関西電力株式会社から小野薬品工業株式会社に売却がなされたものと聞き及んでおります。現在、当該地を含めた地域につきましては用途地域等の変更にかかる検討を進める中で、各社のヒアリングを実施させていただいており、小野薬品工業株式会社からは、当該地に新たな研究施設の立地を検討されている旨、お聞きしているところでございます。

以上でございます。

村上議員　用途地域等の変更にかかる検討を現在進めているということで、「各社のヒアリングを実施」させていただいているということですが、もう少し詳細について、お尋ねします。

都市創造部長　「用途地域等の変更にかかる各社のヒアリング」にかかるご質問でございます。

各社のヒアリングの内容につきましては、役場周辺地域の企業の土地利用に関する課題等を把握するため、百山地域に立地している企業でございます小野薬品工業株式会社、関西電力株式会社、積水化学工業株式会社、株式会社関西アーバン銀行に対して、昨年度から実施しているものでございます。このヒアリングにおきましては、小野薬品工業株式会社から、近隣の用地を取得し研究施設の拡充を検討されている旨、お聞きしたものでございます。また、これらの企業のうち数社より用途地域の変更について要望があり、現在、用途地域の変更等について検討を進めているところでございます。

以上でございます。

村上議員　それでは、２点目です。「その後のＪＲ島本駅西地区の開発」について、お尋ねします。

山田町長は、平成29年４月の町長選挙で見事当選され、今日まで、いろいろな場面において対応してきておられると思いますが、その中でも一番の課題案件は、町長選において立候補者の争点の一つでもありましたＪＲ島本駅西地区の開発の問題ではないかと思っています。

このＪＲ島本駅西地区の開発について、選挙期間中の山田町長のチラシ『山田こうへいさんの考え』の中には、特に具体的に取り上げておられなかったと思っていますが、ただ、そのチラシの中で「大型開発ではなく、今ある歴史や文化を活かし、サントリー山崎蒸溜所から西側への人の流れを作ります。」と、大型開発を否定されていたように思います。

そこで質問ですが、そこで言われている「大型開発」というのは、ＪＲ島本駅西地区の開発のことを指しておられたものと、私だけでなく、その他の有権者の皆様も思われたのではないでしょうか。お尋ねします。

山田町長　それでは、「ＪＲ島本駅西地区の開発」にかかるご質問に、順次ご答弁申し上げます。

まず、選挙期間中、チラシ等において「大型開発を不要とする」旨の考えをお示ししておりましたが、この大型開発が暗にＪＲ島本駅西地区を示すものではないかと有権者の皆さんがお考えになったのではないか、とのご質問でございます。

選挙期間前の立候補予定者による公開討論会におきまして、ＪＲ島本駅西地区については、駅前の現在の農空間の価値を認識はしており、農空間として保全できれば理想であるが、それが無理であるのならば、島本町にあった開発をすべきであるという趣旨の発言をさせていただいております。その後も、「大型開発は不要。島本が活きる開発を。」ということで主張させていただきました。

選挙期間中に「大型開発は不要」という表現を用いて有権者の皆様にお伝えしたかったのは、例えば大型ショッピングセンターなどが立地するような、本町にあわないようなまちづくりを否定していたものであり、ＪＲ島本駅西地区のまちづくりそのものを根

本から否定していたものではございません。

以上でございます。

村上議員　開発については否定しておらなかった、ということであります。

そこで質問ですけども、では、その「大型開発とはどの地域を指しておられたのか」、お尋ねします。

山田町長　次に、「大型開発とはどの地域を指していたか」というご質問でございますけれども、これは町全体として、町にあわないような大型開発は不要であるという趣旨で申し上げておりました。

以上でございます。

村上議員　町内の特定の地域を指したものではないということですが、町長選挙中のことでもあります。なかなか理解しがたいものがあったのではないでしょうか。

仮に、大型開発＝ＪＲ島本駅西地区の開発を指していたのであれば、山田町長は立候補の時点においては、「ＪＲ島本駅西地区の開発について賛同の意思がなかったのではないか」と思いますが、確認のため、お伺いします。

山田町長　次に、私が立候補時点で、「ＪＲ島本駅西地区の開発について賛同の意志がなかったのではないか」とのご質問でございますが、先ほどもご答弁申し上げておりますとおり、できるだけ農空間を残したいという思いはございましたが、それが無理なのであれば、島本が活きる開発をすべきであると考えておりました。

また、町長就任後におきましては担当課のほうより詳しい説明を受けまして、これまでの経過であるとか現状を把握をし、ＪＲ島本駅西地区のまちづくりにつきましては、自然環境との調和を図りながら、住民利益を尊重したうえで、まちづくりを進めるべきであると、そういうふうに結論づけたものでございます。

以上でございます。

村上議員　町長就任後は、このまちづくりを進めることに強い意志を示されていることは理解いたしました。

そこで質問ですけれども、地権者の皆さんと十分協議をしていただいて、この事業を精力的に進めていただきたいと思います。町長は、施政方針においても開発について意欲を示しておられ、また、「このまちづくりを、単に無機的な都市への転換を目的とするものではない、桜井地区はもとより島本町全体の活性化を見据えた、未来志向で夢のあるプロジェクトにしなければならないと考えております。」とも言っておられます。また、そのためには「私は、事業を進めておられる土地区画整理準備組合のみなさまとともに、四季を感じられ、歩くことが楽しくなるような、将来にわたって親しまれる新たなまちの実現をめざし、住民のみなさまとも語らいながら、精力的にまちづくりに取り組んでまいります。」と、開発に強い意欲を示されておりますが、まだ町民の中には、町長になられてからの考えと全く正反対のように思われている方々がおられると思いま

すので、その点について、再度、お伺いします。

山田町長　選挙の立候補時点と現在、その後の私の方向性というもので、住民の皆さんが、ある意味で誤解をしているのではないかというようなご質問であるかと思いますけれども、私のまちづくりに対する考え方、それが正反対ではないかというご指摘でございますが、先ほどからたびたびご答弁を申し上げておりますとおり、立候補時点から、ＪＲ島本駅西地区のまちづくりそのものを根本から否定していたわけではなく、島本町がより魅力的なまちになるようにしたいということの考えでございます。

以上でございます。

村上議員　なぜ、こう執拗に訊くかと言いますと、町民の皆さんの中には、本件について山田町長の本心がどこにあるのか、よくわからない、と聞くからであります。従いまして、事あるごとに、町長はＪＲ島本駅西側地区の開発について、今後も強い決意を発信していただきたいと思います。

また、「町長と土地区画整理準備組合の皆さんとの思いは同じである」と思いますが、その点について、町長の考えを伺います。

山田町長　次に、「私と土地区画整理準備組合の皆様との思いは同じであるか」、というご質問でございます。

私は、立候補時点から、当該地区におけるまちづくりを否定しているわけではございません。これまで当該地区で農業に従事されてこられた皆さんの大切な農地においてまちづくりをされる以上、中長期的に見て「しまもと」らしい魅力的なまちづくりを行っていただきたい、そういうふうに考えております。

当然ながら、地権者のご意向はもとより、「駅前」という町の顔になるまちづくりでありますことから、住民の皆さんとも語らい、一人でも多くの方にご理解をいただきながらまちづくりを進めていくため、町といたしましても積極的に当該事業に関与してまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議員　町長も、この事業について積極的に関与してまいるとのことです。ぜひ、後世に残る開発を実現していただきたいと思います。

そこで質問ですが、また、昨年の 10 月から進めてこられたタウンミーティングにおいて、「地域における課題、島本をより良くしていくための提案」をテーマに進められてきました。そのタウンミーティングの中での意見においても、ＪＲ島本駅西地区のまちづくりが取り上げられています。どのような内容の意見が多かったのか、また意見に対する回答はどのようなものであったか、お伺いします。

山田町長　次に、「これまでのタウンミーティングにおけるＪＲ島本駅西地区にかかるご意見等」についてのご質問でございます。

これまで町内各所におきまして、地域における課題をテーマにタウンミーティングを

実施いたしましたが、その際のＪＲ島本駅西地区にかるご意見は数多くいただいております。その中には、農地等を保全すべきであるとのご意見や、駅前の開発を進めるべきであるとのご意見等、様々なご意見をいただいております。

こうしたご意見につきましては、当該地区でまちづくりについては、住民の皆さんと語らいながら取り組んでまいりたいという旨を、お伝えさせていただいているところでございます。

以上でございます。

村上議員　それでは最後に、本件について、これまでは開発する反対闘争的なものであったのが、今後は条件闘争的なものに変わってくると推測していますが、多くの町民の皆さんが、この開発について期待をされていることに自信を持って取り組んでいただきたいと思います。その点で、「町長の決意」をお伺いし、質問は終わります。

山田町長　最後に、ＪＲ島本駅西地区におけるまちづくりを進めていくにあたり、私の考えをお示しさせていただきたいと思います。

これまでの施政方針等でお示ししておりますとおり、当該地区におけるまちづくりにつきましては、桜井地区はもとより、島本町全体の活性化を見据えた未来志向で夢のあるプロジェクトにしなければならないと考えております。今後はこうした方針を具体化すべく、町といたしましては、引き続き当該まちづくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、具体的な今後の方針につきましては、現時点におきまして、お示しできる状況ではございませんが、タウンミーティングでのご意見や、準備組合の皆さまのご意見を総合的に鑑み、決定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

川嶋議長　以上で、村上議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後２時 02 分～午後２時 15 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き､会議を開きます。

引き続き、大久保議員の発言を許します。

大久保議員（質問者席へ）　それでは、通告どおりに質問に入ります。

「島本町における自主防災組織と防災体制」について。

これまで日本は、未曾有の大災害である東日本大震災をはじめとし、各地で大きな震災が発生しており、大阪北部におきましても、６月 18 日、震度６弱の地震が発生をしました。近い将来、南海トラフ地震のような大きな地震が発生する危険性があると言われております。

また、台風による豪雨などの大きな災害に備え、安全なまちづくりを進めるには、家庭内での備えをはじめとした「自助」に加え、隣近所の助け合いなどの「共助」が必要

です。現実的には、各自治会等の中で災害時に一人で行動できない災害弱者の方を見守り、お互いに助け合いながら安全に避難するには、お互いに協力し合えるように、日頃からの繋がりづくりと定期的な訓練が必要と考えます。この根幹をなす自治会が、自主防災会の役割を果たしているのが現状と認識をいたしますが、実際には、本町では自治会のない地域や、自治会のみで自主防災組織のない地域もあります。

また、平成29年４月１日現在における大阪府内の地域別自主防災組織の現況を見ますと、平均が90.4％と高い数値を示しているのに対して、島本町の組織率は49.9％と、低い数字を示しております。このような現状を踏まえまして、質問をしてまいります。

まず、島本町における「自主防災訓練の現状」を、お伺いします。

総務部長　それでは、「自主防災訓練の現状」について、ご答弁申し上げます。

本町には、現在22の自主防災組織が組織されておりますが、各自主防災会単独もしくは隣接する自主防災会合同で訓練を実施されており、訓練の実施内容等につきましては、自主防災会補助金関係書類等により把握をしているところでございます。

訓練実施に際しましては、自主防災会からの要請に基づき、危機管理室職員や消防職員が訓練に参加し、防災講座や訓練指導等を行っており、訓練の内容につきましては、初期消火訓練や炊き出し訓練など、実践的な訓練を実施されているところでございます。

また、市町の境を越えて、近隣の自主防災会と合同で訓練を実施している自主防災会もあり、これらの自主防災会での取り組み事例につきましては、定期的に開催しております自主防災会連絡協議会において事例紹介するなど、各自主防災会での訓練の内容充実に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　それでは訓練の内容ですが、避難訓練も重要であると認識をいたしますが、避難弱者の方の避難訓練もされているのでしょうか。また、近隣の自主防災会と合同で訓練をされているとのことですが、どこの地域と、どのような訓練をされているのでしょうか。

総務部長　災害弱者の方の訓練につきましては、車いすや、リヤカーによる避難誘導訓練を実施されております。

また、近隣の自主防災会と合同で実施されているのは、御所ノ内自主防災会、桜井西側・向陽ヶ丘自主防災会及び高槻市の神内一丁目自主防災会が、第三小学校におきまして消火やＡＥＤ訓練、避難所テント設営体験や炊き出し等の訓練を実施されております。

以上でございます。

大久保議員　わかりました。それでは、自主防災会において災害弱者の方の避難方法や安否確認は誰が担当するのか。個人情報の取り扱いなどが問題となると考えますが、現状をお伺いします。

総務部長　本町では、「避難行動要支援者支援プラン全体計画」を定め、高齢者・障害者

等の避難行動要支援者名簿を作成し、災害時に安否確認や避難行動の支援を行っていただく自主防災会等に名簿を提供し、災害時に取り組んでいただくこととしております。

名簿の提供にあたりましては、各自主防災会と「避難行動要支援者への支援活動に係る個人情報の管理に関する協定書」を締結し、個人情報の取り扱いについて適切に管理していただくこととしております。災害時には、本協定に基づきまして、担当者を定め、安否確認、避難誘導、避難支援を実施されるものでございます。

引き続き制度の周知に努め、より多くの自主防災会と協定が締結できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　それでは具体的に、災害時におきまして「避難行動要支援者への支援活動に係る個人情報の管理に関する協定書」に基づいて、誰が安否確認、避難誘導、避難支援を担当されるのでしょうか。

総務部長　６月に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震の際には、民生委員児童委員による安否確認を実施し、各自主防災会には避難誘導・支援についての協力を依頼したところでございます。現在、協定を締結している六つの自主防災会におかれましても、各地域の中で､それぞれ役割を決めて対応すると聞き及んでおります。

繰り返しになりますが、制度の周知に努め、より多くの自主防災会との協定の締結ができるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　制度の周知を、よろしくお願いします。

次の質問です。島本町の「自主防災組織の組織率」は 49.9％と、低い数字だと思いますが、その原因を分析されておられますか。

総務部長　本町の自主防災組織は、阪神淡路大震災の発生を受けて、平成８年に高浜自治会自主防災会が最初に結成され､その後も自治会組織を基盤に結成されております。 これに対し、他市の自主防災会は小学校区ごとに結成されているものが多いと聞き及んでおります｡本町のような自治会組織を基盤として自主防災会が結成されている場合では、空白区や未加入世帯を多く生み出す反面、身近なところで、顔の見える関係で自主防災会が結成されており、効果的な活動が可能であるものと分析しております。

組織率につきましては、課題の一つには、自治会の結成率の低下があげられると考えております。近年開発されております分譲マンションには、法定の管理組合が設立されており、新たな役員負担を生むこととなる自治会、自主防災会の結成には、どうしても消極的になってしまうと聞き及んでおります。二つ目には、これまで多くの自主防災会の設立を促してきた自主防災組織補助金でございますが、交付対象団体として、設立時に加入世帯が 100 世帯以上の団体としており、100 世帯未満の団体にとって設立の動機づけにならなくなっていることなど、これらが要因となっているのではないかと考えて

いるところでございます。

以上でございます。

大久保議員　本町は大型マンションが多く、総世帯数に対する非木造共同住宅の世帯数は約60%と推測されます。この大型マンションの管理組合は、自治会や自主防災会の役割を果たしているのでしょうか。また、自主防災組織補助金制度の要件「100 世帯」の団体の適用は、人口減少の現状にはあわないと考えてます。具体的には、どのような見直しが可能でしょうか。

総務部長　町内の大型マンションの管理組合にお訊きいたしましたところ、入居者間での交流イベントや、防犯・防災の担当を置かれている訓練等も実施されているとお聞きいたしております。

なお、自主防災会設立時の補助制度の要件が障壁となっていないかなど、実情を把握するとともに、他市の取り組み状況など勘案して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　ぜひ、ちょっと、見直しを要望します。

次の質問です。「自主防災組織を結成する方法」としては、自治会など既存の組織を活用して結成する方法と、既存の組織とは関係なく、新たにメンバーを集めて結成する方法と、大きく二つの方法があると思いますが、本町におきましては、どのような方法により自主防災組織を結成されているのでしょうか。

総務部長　「自主防災組織結成の方法について」でございます。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、本町におきましては、自治会組織を基盤に自主防災会が設立されております。このようなことから、自主防災会の結成されていない自治会空白区や100 世帯未満の自治会、また分譲マンションにつきましても、自治会設立の働きかけや、自主防災組織補助金制度の要件を検討するなど、自主防災会結成に向けた働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　本町では、新たなメンバーを集めて結成する方法は採用されていないと理解をしました。

次の質問なんですけども、問題は、自主防災組織のない「空白区の災害弱者の方の避難方法」であると思いますが、どのような対策をお考えでしょうか。

総務部長　先ほどご答弁申し上げました「避難行動要支援者支援プラン全体計画」に基づく避難行動要支援者名簿につきましては、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会に対しまして、町内全域の対象者名簿を提供しているところでございます。自主防災組織の「空白区での対応」につきましては、両組織との協議を含め検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　大きな災害を想定すると、空白区の対応が手薄となりがちです。対応を、よろしくお願いします。

次の質問です。今回、経験した大阪北部地震や西日本豪雨において、本町における「防災体制の問題点や改善点」をお伺いします。

総務部長　本年６月の大阪府北部を震源とする地震では、近隣自治体におきましては尊い人命が奪われるとともに、家屋への大きな被害やライフラインの停止、避難所生活が長期化するなど、大きな被害にあわれたところでございます。本町におきましても多くの被害が発生したものの、他団体のような甚大な被害は発生しなかったため、課題はあったものの、大きな混乱もなく災害対応ができたものと考えております。

しかしながら、通勤通学時間と重なったことで、交通機関が停止したことによる職員の参集状況や、児童生徒等への対応、帰宅困難者対策、各施設の安全確認等、それぞれの対応には課題があったと認識いたしております。中でも、中規模な災害であったことから、災害対応と役場の業務を並行して行ったことによる人員不足等があげられており、ほかにも地震の際に電算システムが一時的に停止したことによる影響があげられております。

今後におきましては、今回の経験や課題を踏まえ、災害対策等の見直しを行い、今後に備えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　役場の通常業務とＢＣＰに沿った災害時の業務を併行して実施するのは、不具合が生じると考えます。職員が疲弊しないように、また町民の安全のためにも、当初の被害が中規模であっても、二次災害の可能性も考えて、災害時の業務を優先すべきと考えますが、見解を問います。

総務部長　今回の地震災害のように災害対応が長期化し、職員数に制約がある場合につきましては、議員ご指摘のように二次災害発生の可能性もあることから、ＢＣＰに基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　今回の経験を踏まえまして、災害対策等の見直しを行うとのことですが、具体的に、どのような改善をされますか。

総務部長　今回の地震による対応の検証や課題等につきまして、各部で共有するとともに、それらを踏まえ、ＢＣＰにつきましても検証を行い、見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　今回の大阪北部地震におきまして、本町災害対策本部の設置は本庁舎内でしたが、余震や二次災害の危険性を考えれば適切であったのか、見解を問います。

総務部長　役場庁舎につきましては、旧耐震基準の建物ではございますが、被害後の状況

につきましては、被災後実施した応急危険度判定におきまして、使用可能との判定を受けておりますように、大きな損傷等はなかったところでございます。このことから、役場庁舎において各種行政事務を継続して実施しているところでございます。

以上でございます。

大久保議員　一つ、疑問があるんですけどもね。「応急危険度判定において使用可能との判断を受けた」とのことですけども、災害対策本部のほうが先に立ち上がっていませんでしょうか。

総務部長　災害対策本部設置についてのお尋ねでございます。

今回の地震につきましては、揺れが短時間であったこと、また目視により庁舎を確認いたしましたところ、大きな損傷等もなかったことから、災害対策本部を役場庁舎に設置し、災害対応を実施したものでございます。

以上でございます。

大久保議員　いろいろと判断材料はあったかと思いますけども、二次災害を考慮して、職員、町民の皆様の安全を考えれば、本庁舎内での災害対策本部の設置や通常業務は不適切であったと思いますが、町長の見解を問います。

山田町長　本町の「地域防災計画」におきましては、災害対策本部は町役場庁舎に設置することとしております。ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合等においては、ふれあいセンターに設置することとしております。地震の揺れや建物の損傷等から役場庁舎が使用不可能であるとの判断には至らず、災害対策本部を設置したところでございます。

なお、役場庁舎は耐震基準を満たしていない建物であることから、現在、新庁舎建設にかかる事務を鋭意進めているところでございますので、ご理解を賜りますように、お願いを申し上げます。

以上でございます。

大久保議員　いろいろな事情はあるかと思いますけども、今後、また大きな地震等がありましたら、必ずふれあいセンターのほうに災害対策本部の設置を要望のほうをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に入ります。本町における「避難指示・避難勧告の方法」を、お伺いします。

総務部長　本町における避難情報の伝達手段といたしましては、防災行政無線の放送に加え、広報車により地域住民の皆さんに周知することのほか、町ホームページへの掲載、携帯電話に強制的に受信させるエリアメール及びタウンメールの送信を行っているところでございます。また大阪防災情報ネットを介して、テレビ画面にテロップで映し出す仕組みもございます。このように複数の方法により発信し、住民の皆さんにお知らせしているところでございます。

以上でございます。

大久保議員　防災行政無線や広報車の音声は、大変聞こえにくいという声もありますが、本町の対策は何かお考えでしょうか。

総務部長　防災行政無線等の難聴対策といたしましては、スピーカーの角度を調整したり、町内を２区域に分けて時間差で放送したり、音声を男性・女性に代える等の対応をしてきたところでございますが、先日の台風第 20 号におきましては、防災行政無線の放送内容をホームページで再度確認できるよう対応したところでございます。また、町の指定した電話番号で防災行政無線の内容を聞き直すことができるサービスについても、現在、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

大久保議員　それでは、実際に避難指示・避難勧告における住民の皆様の避難行動、避難状況は、どのような状況でしょうか。

総務部長　６月の大阪府の北部を震源とする地震において、町の避難所における最大避難者数につきましては、帰宅困難者を含み 158 名でございます。また、平成 30 年７月豪雨につきましては最大 90 人の方が避難されており、災害の規模により異なりますが、近年に比べ避難意識が高まっており、避難者数は増加している傾向にございます。

以上でございます。

大久保議員　避難意識のほうが高まっているということですので、今後とも啓蒙のほうをお願いします。

次の質問です。自主防災組織には予算が執行され、資機材が交付されておりますが、その「内容と管理方法」をお伺いします。

総務部長　続きまして、「自主防災組織の資機材の内容と管理方法」でございます。

本町では自主防災会が設立された場合に、１自主防災会につき１回、世帯数に応じて、資機材の購入補助として自主防災組織補助金を交付いたしております。主な使途といたしましては、防災倉庫やチェーンソーなどの救助工作用具、会員のヘルメットなどの購入に用いられております。購入された資機材につきましては、防災倉庫や集会所で管理され、定期的もしくは自主防災会の訓練時に、始動点検等を行っておられる状況でございます。

以上でございます。

大久保議員　ご答弁に、食料の備蓄はなかったんですけども、食料の備蓄は自主防災組織の予算執行において適切ではないのではないかという声もありますが、見解をお伺いします。

総務部長　備蓄食料につきましては、本町におきましても重要物資備蓄目標量を定め、アルファ化米や高齢者用食料を備蓄しておりますが、目標量は町と府、それぞれ１食分であり、大規模な災害時には調達が困難な場合も想定されることから、各家庭においても

備蓄されることを基本といたしております。

このことから、自主防災会への補助金を活用して食料や飲料水を備蓄されることにつきましては、差し支えないものと考えております。

以上でございます。

大久保議員　わかりました。なるべく食料や水は各家庭内の備蓄を推進するように、よろしくお願いします。

次の質問です。全国の土砂災害や浸水のリスクのある指定避難所は、105 自治体で 約 7,700 施設にのぼることが取り上げられております。本町におきましても、今回の西日本を中心とした記録的な大雨の影響で、一部避難所におきまして雨漏りなどの不具合があり、使用できなかったと聞きましたが、今後の「避難所の維持運営」に問題点はないのでしょうか。

総務部長　本町の避難所は、体育館をはじめ日常から他の用途で使用されている建物を指定しておりますので、維持管理につきましては、当該施設の管理者により実施されているものでございます。運営につきましては、災害発生後に、避難所の開設に先立ち施設管理者等による建物の安全確認後に避難所として開設するもので、その手続きの迅速性が課題となっているところでございます。

以上でございます。

大久保議員　住民主体による避難先の確保や、広域避難を模索する動きもあるということですけども、本町の見解を問います。

総務部長　避難所の指定につきましては、自主防災会等から、小・中学校だけではなく、地域からより身近な集会所等を避難所に指定することについて相談を受け指定している箇所や、大型マンションの開発協議にあたって、近隣住民からの要望により、浸水時の避難場所としてマンションの共用部分を利用させていただくための協定を締結した例もあり、住民の皆さんがより安全に避難できる避難所等の確保に努めているところでございます。

また、広域避難に関しましては、近隣する高槻市、茨木市、摂津市、吹田市と本町の４市１町の枠組みで、また大山崎町とは２町間において、相互応援協定を締結しているところでございます。

以上でございます。

大久保議員　それでは、本町の避難住民の見積りと避難所の数、収容人数はどのようになっておりますか。お伺いします。

総務部長　本町で最も被害想定の大きな地震である有馬高槻断層帯地震による想定避難所生活者は 815 人でありますが、現在、地震災害時に使用可能な指定避難所 21 施設におきまして、避難していただくことは十分可能となっております。

以上でございます。

大久保議員　それでは、島本町内の「福祉避難所」は何ヵ所ありますか。

総務部長　６月の大阪府の北部を震源とする地震の発生によりまして、町立やまぶき園の建物が被害を受け利用できなくなったことから、現在、利用可能な福祉避難所は２ヵ所でございます。

以上でございます。

大久保議員　二次的避難所ではありますが、現状で対象者の収容は可能でしょうか。

総務部長　ふれあいセンター敷地内に建設予定の「障害者地域生活支援拠点等施設」につきましては、募集段階で福祉避難所として指定を受け、災害時には町に協力することを条件としており、建物内には福祉避難所として運用可能なスペースが設置されることとなっております。また、町では島本町社会福祉施設地域貢献連絡会と、要配慮者の受け入れ並びに福祉避難所の開設・運営協力について協定を締結しており、施設の空き状況等諸条件はございますが、連絡会に加入されている 23 施設におきまして、対応することができるものと考えております。

以上でございます。

大久保議員　それでは、島本町の「後方医療活動」についての現状をお伺いします。

総務部長　今回の災害におきまして、その枠組みを利用する事態には至りませんでしたが、「島本町地域防災計画」におきまして、災害拠点病院として、大阪府三島救命救急センター及び大阪医科大学付属病院を指定いたしております。また町災害医療センターにつきましては大阪府三島救命救急センターを、災害医療協力病院といたしましては水無瀬病院を指定しているところでございます。

以上でございます。

大久保議員　それでは、後方医療活動として、具体的に今までに訓練や協議などの動きや予定があるのでしょうか。

総務部長　毎年、高槻市医師会、高槻市薬剤師会及び高槻市と合同で救護所を設置し、応急措置、トリアージ等の災害医療訓練を実施しております。今後におきましても、訓練等を通じまして、相互に連携し、災害時に適切に機能するよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　本町の「災害用緊急ヘリポート」の指定が、淀川河川公園の１ヵ所ですが、その理由をお伺いするとともに、学校などの指定が可能であるなら、大災害に備えてぜひ見直し、指定数を増やしていただきたいと思いますが、見解を問います。

総務部長　本町では、平成 25 年３月まで百山４番にございました関西電力水無瀬体育施設をヘリポートに指定しておりましたが、施設の廃止に伴い平成 25 年７月に廃止いたしており、現在は、ご指摘の淀川河川公園のみとなっております。今後におきましては、現有施設での指定の可否について、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　それでは、西日本豪雨で、国が被災自治体を支援する担当自治体を決めて応援職員を派遣する「対口支援制度」が初めて運用されたということですが、本町は、この制度の対象となっていますか。

総務部長　平成30年７月豪雨におきましては、関西広域連合において、府県単位でのカウンターパート方式により被災府県の支援を実施されており、大阪府につきましては、滋賀県及び和歌山県とともに広島県の支援を実施しているところでございます。

本町におきましては、関西広域連合の枠組みの中で、大阪府内の市町村として対口支援制度の対象団体となっております。

以上でございます。

大久保議員　本町は対象団体となっているということです。町長を核として、職員の皆様の防災意識と防災対策をさらに向上していただくよう要望いたしまして、次の質問に入ります。

２点目．「島本町における保健所行政の周辺自治体との連携」について。

大阪府茨木保健所は、大阪府に11ヵ所ある保健所の一つで、大阪府の北東部に位置し、茨木市、摂津市及び島本町を担当しています。このほか、11保健所共通の業務に加えまして、広域栄養チーム及び薬事課・食品衛生課・環境衛生課・検査課は、２市１町以外の地域も広域に担当しています。

しかしながら、人的被害が甚大な広域災害やパンデミックが発生した場合、保健所行政と医療機関、医師会との連携が重要であるにも関わらず、高槻医師会等は高槻と島本町を管轄していますが、保健行政におきましては、島本町は大阪府茨木保健所の管轄下にある飛び地となっております。このような現状を踏まえまして、質問をさせていただきます。

大阪府下における保健所の飛び地は島本町唯一、１町だけとなっておりますが、「島本町における保健所の飛び地対策や課題」について、どのようにお考えでしょうか。

健康福祉部長　茨木保健所の主な業務といたしましては、地域保健・公衆衛生における普及啓発、企画調整、医事、薬事、健康づくり、広域栄養指導、母子保健・指定難病及び特定疾患・感染症・精神保健福祉などの健康相談、医療費公費負担申請、食品・環境衛生、検査に関すること等、多岐にわたっております。

特に本町と関連が多い業務といたしまして、地域保健課や企画調整課が所管する健康づくり、母子保健、指定難病や結核、感染症、精神保健福祉に関すること等があり、これらの業務につきましては、茨木保健所内に本町を担当する保健師等が配置され、個々のケースを支援するとともに、本町の保健師からの相談にも適宜対応いただいているところでございます。また、特定医療費（指定難病）の受給者証の更新申請受付の際には、ふれあいセンターを受付会場とするなど、地理的な隔たりによって住民の皆様に不利益

が生じることがないよう、一定の対策を講じられているものと考えております。

本町から茨木保健所まで出向く際には一定の時間を要することになりますが、現在の通常業務におきまして、課題はないものと認識しております。

以上でございます。

大久保議員　通常業務において課題はないとのことですが、地域的な隔たりについて、住民の方からご意見・要望等はないのでしょうか。

健康福祉部長　本町と茨木保健所に地理的な隔たりがあることにつきまして、本町といたしましては、住民の皆様からご意見・ご要望など直接把握はしておりませんが、茨木保健所におきましては、過去に、申請等のために来庁された本町の住民の方から、来所するのに時間がかかるとのお声があったと聞き及んでおります。

以上でございます。

大久保議員　過去にはあったということですが、今現在の本町の体制で、「不具合や課題」はないのでしょうか。

健康福祉部長　茨木保健所との連携が多い地域保健に関する業務につきまして、本町では、いきいき健康課に保健師を集約して配置することで、健康づくり、感染症対策、母子保健等に関する業務に対応できる体制を取っております。そのうえで、年度当初に本町及び保健所の業務分担一覧を双方で情報共有するなど、連携するうえでの体制づくりに努めているところでございます。

また、母子保健業務におきましては、平成 24 年 10 月から低出生体重児の届出が、平成 25 年４月から未熟児訪問指導が、大阪府から市町村に権限移譲されており、住民の皆様にとって身近な保健サービスの提供につきましては、市町村が実施する体制となっております。そのほか、保健師や栄養士などの専門職の人材育成につきましても、茨木保健所におきまして広域研修会を開催するなどの支援が行われており、現状の本町の体制におきましては、不具合や課題はないものと認識しております。

以上でございます。

大久保議員　それでは、６月に起きました大阪北部地震に際しまして、「茨木保健所と何らかの連絡や情報交換などの動き」はあったのでしょうか。

健康福祉部長　平成 30 年６月 18 日に発生しました大阪北部を震源とする地震の際には、茨木保健所が所管する茨木市、摂津市、島本町と高槻市を取りまとめて「地域災害医療本部」が設置され、本部会議におきまして情報共有及び連携を図ったほか、避難所の状況や保健師派遣の調整等につきましても、適宜連絡を取りながら対応したところでございます。

幸い、本町におきましては人的被害も少なく、また町内の医療機関におきまして通常診察が行えたこと、避難所についても翌日の６月 19 日 18 時には閉鎖したことなどから、茨木保健所から保健師の派遣について照会がございましたが、救護所の立ち上げや避難

所における保健師の巡回等の必要はなく、茨木保健所へ保健師の派遣は依頼しておりません。しかしながら、災害が発生した場合には、災害の状況に応じて茨木保健所の応援を受けながら対応することを、改めて確認しております。

以上でございます。

大久保議員　それでは、大阪北部地震の際、地域災害医療本部が設置されたとのことですが、どこに設置をされたのでしょうか。

健康福祉部長　地域災害医療本部につきましては、地震が発生した翌日の６月 19 日に大阪府茨木保健所に設置され、災害医療・保健医療対策の検討及び情報交換を行うため、第１回目の会議が同日午後６時 30 分から開催されております。この地域災害医療本部につきましては、保健医療分野における緊急的な対応の必要性が低下したことから、７月４日に活動を終了しております。

大久保議員　茨木保健所に設置されたとのことです。

大きな災害となればなるほど保健所が遠く感じられますが、中国などでは、すでに鳥インフルエンザの鳥から人への感染が確認をされております。今後、このような新しい感染症が蔓延し、パンデミックが起こる可能性や、広域災害が起こる可能性が高まっています。このような状態は、もはや「想定内」の災害として対策を考える必要がありますが、「今現在の茨木保健所の運営で現実的な対応が可能」なのでしょうか。

健康福祉部長　現在の感染症対策としまして、平成 24 年の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、本町では平成 26 年３月に「島本町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しております。その中で、新型インフルエンザの発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適切に聴取することが求められることから、本町と高槻市の圏域につきましては、茨木保健所・高槻市保健所を中心として、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、警察、消防等の管内関係機関からなる対策会議に参画し、管内の実情に応じた医療体制の整備を推進するとともに、情報共有及び連携体制を構築する旨が記載されております。

計画の策定にあたりまして、茨木保健所及び高槻市保健所と、本町における医療提供体制について協議いたしました結果、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく対策につきましては、医療機関に対する指導権限が「医療法」に基づくものであることから茨木保健所が対応すること、高槻市医師会、歯科医師会、薬剤師会の３師会との調整は、医療圏域が同じである高槻市保健所が、茨木保健所と島本町の協力を受けて対応することが取り決められているところでございます。

以上でございます。

大久保議員　パンデミックや広域災害などの状況におきまして、医療機関に関する指導権限が茨木保健所にあり、３師会との調整は高槻保健所が茨木保健所と島本町の協力を受けて対応する、とのことですが、具体的な内容をお示しください。

健康福祉部長　新型インフルエンザ対策における一例で申し上げますと、帰国者・接触者外来の設置や、外来診療及び入院対応する医療機関の確保等につきましては、医療機関に対する指導権限がある茨木保健所が対応することとなり、感染期の医療従事者の協力体制の調整や抗インフルエンザ薬等の処方箋の応需体制につきましては、高槻市医師会や薬剤師会との調整が必要になることから、高槻市保健所が茨木保健所と本町の協力を受けて対応することになるものでございます。

以上でございます。

大久保議員　それでは、茨木保健所の管轄下にある自治体で、防災・パンデミックに対応すべく合同訓練など実施されていますか。

健康福祉部長　「災害時の医療対策」につきましては、高槻市医師会、高槻市、島本町、その他関係機関におきまして、共同で「高槻・島本災害医療対策マニュアル」を策定しており、震度５強以上の地震が発生した場合は、大阪府三島救命救急センター内に救護対策本部を設置して、本町の医療対策担当部である健康福祉部と緊密な連携のもと、迅速かつ適切な対応を行うことになっております。さらに、本町を管轄する茨木保健所と連絡を密にしながら、被災や避難所の状況等を報告し、適宜必要な支援や情報を提供していただくことになっております。

大久保議員　それでは、平成 30 年度の訓練予定、訓練状況をお伺いします。

健康福祉部長　健康危機管理関係機関連絡会議につきましては、４月 26 日に開催され、本町からも職員が出席したところでございます。また新型インフルエンザにつきましては、現時点では本年度の合同訓練の詳細な計画が示されているわけではございませんが、茨木保健所と管内の医療機関とともに開催する予定があると聞き及んでおります。

大久保議員　最後の質問となります。将来、茨木市が中核市となった場合、本町はどのような対策をお考えでしょうか。

健康福祉部長　大阪府の保健所としましては、現在、11 の保健所があり、平成 31 年４月には寝屋川市が中核市に移行することにより、寝屋川市が新たに保健所を設置する予定と聞き及んでおります。

茨木市が中核市に移行することになった場合には、同様に茨木市が新たに保健所を設置することになり、本町を管轄する保健所につきましては、大阪府において新たに決定されることになりますので、本町といたしましては、住民サービスが低下することのないよう大阪府へ働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　わかりました。

本町の保健所の飛び地対策は難しい現状ではありますが、せめてパンデミックや広域災害には現実的な対応がしっかりとできるように、今後の周辺自治体の動きを注視するとともに、町民の皆様が不利益を受けないように、しっかりと大阪府への要望を継続し

ていただくよう強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

健康福祉部長　すみません。先ほどの私の答弁に答弁漏れがございましたので、追加でご答弁申し上げてもよろしいでしょうか。失礼いたしました。

先ほど大久保議員から、自治体での「防災・パンデミックに対応するための合同訓練の実施について」でございます。補足でご答弁させていただきます。

茨木保健所におきましては、管内の行政、消防、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院、警察を構成メンバーとした「健康危機管理関係機関連絡会議」が開催され、健康危機管理業務の一環として、感染症や防災をテーマとした取り組みの報告や意見交換が行われております。

また、新型インフルエンザにつきましては、毎年、茨木保健所管内の病院とともに合同訓練が開催されており、平成29年10月には管内の医療機関において「患者搬送訓練」が実施されたところでございます。この合同訓練以外にも、災害時の訓練につきましては、平成29年７月に内閣府主催の大規模地震時医療活動訓練にあわせて、管内の医療機関及び災害拠点病院と連携した訓練を実施するなど、広域訓練にあわせた訓練が実施されており、本町も参加することで、健康危機管理対策としての連携の構築に繋げているところでございます。

以上でございます。申しわけございませんでした。

（質問時間終了のベル音）

川嶋議長　以上で、大久保議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後３時05分～午後３時15分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、清水議員の発言を許します。

清水議員（質問者席へ）　それでは、一般質問を行います。

１番.「災害に対する危機管理について」ということで、①「７月５日からの豪雨について」。

平成24年８月14日の100ミリを超える大雨による災害や、ここ数年の台風や大雨による災害で、改めて防災・減災対策の重要性に気づいたと思います。今後も大雨による災害に備える必要があると思います。そこで、本年７月５日から続いた豪雨についての対応を伺います。

1)「豪雨に対する巡回状況及び被害内容」を伺います。

総務部長　それでは、「災害に対する危機管理」について、ご答弁申し上げます。

1）点目の「７月５日からの豪雨」のうち、「豪雨に対する巡回状況及び被害内容について」でございます。

平成30年７月の豪雨につきましては、７月５日午前６時41分に大雨（土砂災害）警

報が発表されたことから、島本町災害応急対策実施要領に基づく２次配備体制により、午前７時 45 分頃から、町内を五つのエリアに区分し、各班２名の５班体制で町内の巡視を実施いたしました。

巡視において町内の各水路の水位の上昇等を確認したところ、第三小学校横のマンボでの冠水を確認し、直ちに通行規制を行っております。そのほか、雨水幹線接続点のスクリーン班による点検及びゴミの除去作業を実施したほか、住民の皆さんからの通報に基づく現地確認及び土嚢設置等の対応を実施したところでございます。

同日の午後６時 16 分に、大雨（浸水害）警報が発表され、午後７時 45 分には土砂災害警戒情報が発表されたことから、降雨状況や水位に注視しながら、スクリーン班による作業や、百山アンダーパスの冠水による通行規制を実施いたしました。また、翌７月６日早朝の豪雨により、名神高速道路、東大寺地内の春日神社付近での土砂崩れによる町道東大寺６号線の通行止めや、山崎の椎尾神社付近からの土砂流出による町道山崎８号線の被害、若山神社付近からの土砂流出による町道尺代若山台幹線の被害、水無瀬川の谷川橋橋脚への流木、町内各所で路面冠水や水路溢水、倒木などを確認したところでございます。同日正午には土砂災害危険度情報がレベル４に達したため、町内の土砂災害危険区域に避難指示を発令いたしました。

翌７月７日には、高槻市神内一丁目のり面で土砂崩れの通報があり、被害が及ぶ恐れのある桜井五丁目区域にある住戸に対し、臨戸訪問を行い、避難を呼びかけたところでございます。その他、山間部を中心に巡視を行いましたが、その他土砂崩れ箇所等につきましては確認できませんでした。

翌７月８日午前４時 36 分には、全ての警報が解除になったため、町内の巡視を行い、特に異常個所も見受けられなかったことから､配備体制を解除したところでございます。

以上でございます。

清水議員　今ありましたが、町内を５ブロックに分けて、２名・５班体制で巡視したとのことですが、具体的には、どのような箇所を重点的に、また巡視手段にはどのように行ったか、詳細を伺います。

総務部長　巡視につきましては、町内を５ブロックに分け、過去に冠水が発生した場所や、前回の災害等で異常があった箇所等を重点的に巡視するよう指示いたしております。また、町内５ブロックでの巡視とは別に、雨水幹線のスクリーンの点検及びごみ等の除去等のための作業班を編成し、随時、巡視を行っているところでございます。

巡視にあたりましては公用車により行い、異常等を発見した場合については、携帯電話で災害対策本部等に報告を行うことといたしております。

以上でございます。

清水議員　それでは、山間部の巡視はどのようなエリア、どのような手段で巡視されたか、伺います。

総務部長　山間部の巡視方法につきましては、土砂災害の警戒区域や、過去の災害において被害が発生した箇所を重点的に、公用車により巡視を行っております。

以上でございます。

清水議員　巡視については今のようなことだったんですが、それでは、2)として「被害に対する処理の進捗状況」について、伺います。

総務部長　続きまして、「被害に対する処理の進捗状況について」でございます。

まず、谷川橋の橋脚部分の流木撤去につきましては、水無瀬川の水位の低下後に業者に依頼し、撤去をいたしました。次に、椎尾神社付近からの土砂の流出箇所につきましては、町道山崎８号線に土砂が流出しないように、配備職員において応急措置として土嚢を設置するとともに、比較的大きな土石の除去作業を行いました。次に、若山神社付近からの土砂流出による町道尺代若山台幹線につきましても、配備職員により、側溝や集水桝に滞留した土石の除去を行いました。椎尾神社付近及び若山神社付近、それぞれの箇所につきましては、後日、業者に依頼し、撤去作業を実施いたしました。

また、名神高速道路、東大寺地内の春日神社付近の土砂崩れにつきましては、西日本高速道路株式会社によりブルーシート等による保全作業が実施されており、現在、復旧工事等について検討されていると聞き及んでおります。

最後に、高槻市神内一丁目地内のり面での土砂崩れにつきましては、高槻市域内での発生でございましたので、高槻市と連携のうえ、降雨のたびに巡視を行い、状況を確認するなど監視警戒に努めているところでございます。

以上でございます。

清水議員　それでは、水無瀬川に架かる谷川橋橋脚部分の流木は現場を確認しましたが、次の大雨での災害防止に繋がるもので、安全を確保し、早期対応は非常に良かったと思います。また若山神社付近からの土砂流出対応、春日神社付近の土砂崩れについてはＮＥＸＣＯ西日本により対応されたこと、よかったと思いますが、椎尾神社付近からの土砂流出箇所については、発災時から数回現場を確認していますが、発災時から処理終了までの具体的な詳細を伺います。

総務部長　椎尾神社付近からの土砂の流出につきましては、7月7日の午前10時15分頃、町内巡視班からの報告により状況を確認いたしております。その後、都市創造部職員により現場確認を行った後、配備職員10数名による作業班を編成し、土嚢の設置により、道路に流出する土砂の流れを変え、その後、路上に散乱している石などの清掃を行い、応急的な処置を取ったものでございます。なお、後日、業者への委託により完全復旧いたしております。

以上でございます。

清水議員　職員が対応されたということなんですが、他市町村では、このような土砂流出に対して、どのような処理をされていますか。

総務部長　他市での対応についてでございます。今回は、道路の通行に支障が出ていたため、応急処置として職員を動員して対応いたしましたが、基本的には業者委託により対応をするもので、他市においては、あらかじめ当番業者を決め、現場の規模や緊急性に応じて委託すると聞き及んでおります。

以上でございます。

清水議員　このような被害、本町で業者に依頼できなかったのですか。

都市創造部長　災害対応でございますが、本町におきましても、過去から台風等の災害時には、あらかじめ決定しております応急対策業者により対応している事案はございます。直ちに応急復旧が必要であり、二次災害に繋がるおそれのある緊急性の高い事案につきましては当該応急対策業者に依頼し対応をしておりましたが、今回については、一時的な分については職員で対応させていただいたものでございます。

以上でございます。

清水議員　今回の土砂流出については、発災後から私も確認してたんですが、土嚢積み、それから土砂の撤去についても、20 数人の職員が出てたと思うんですが、この長雨、職員の負担というのはものすごく大きかったと思うんですが、それはどう考えられますか。

都市創造部長　確かに、配備職員については入れ替わり立ち替わりといいますか、奇数・偶数を入れ替えながら、長時間にわたって今回の豪雨対応に当たったところでございまして、議員ご指摘のとおり、体力的な部分も含めまして、相当負担があったのではないかというふうに認識いたしております。

以上でございます。

清水議員　この長雨、地震の後でまた長雨ということだったんで、職員の負担というのはものすごく大きかったとは思うんですが、他市町村では――確認はしてないんですが、こういう配備があるときには、もう業者が、ここで言えば役場の駐車場に待機するというようなことも聞き及んだことがあるんですが、そのようなことは他市町村ではあるんですか。

都市創造部長　他市町村におきますそのような対策について、詳細については私自身は把握しておりませんが、やはり住民の生命・財産を守る使命がございます行政といたしましては、そういう先進的な取り組みと言いますか、職員の負担もそうなんですけども、やはり住民の方にとって安心していただけるような対策については調査・研究して、必要性に応じて積極的に取り入れることも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員　ぜひとも、費用はかかるものの安全、それに業者に頼むと処理も速いと思うので、今後、検討をよろしくお願いします。

それでは、「各水路の沈砂池、若山台調整池やため池の状況」は、どのようなものでしたか。

都市創造部長　「各水路や沈砂池等の状況」でございます。

各施設におきましては、降雨量も多かったことから水位は上昇し、一部の沈砂池につきましては、山間部からの土砂が沈砂池内に流入しておりました。当該沈砂池の土砂につきましては、速やかに浚渫工事を実施する予定をいたしております。

なお、調整池につきましても、一定水位が上昇したことは確認いたしております。

以上でございます。

清水議員　調整池、先ほど一般質問でもあったんですが、Ｂ調整池については１万 4,200 平米、貯留面積があると数字が出ているんですが、今回の豪雨でどれくらいの面積に水が溜まったか、というのは確認できていますか。

都市創造部長　水位の上昇の確認のみでございまして、具体的な面積等については把握できておりません。

以上でございます。

清水議員　以前からも調整池の質問はいろいろとしてたんですが、今後、また雨降るときにはどれくらいの面積が、基本的にはＢ調整池というのは下流側のほうに本来の池の形状があって、上は単なる林やと思うんで、その辺も確認したうえで、今後は安全を確保したうえで検討していただきたいなと、それについては思います。

次の質問に行きます。今回の豪雨に対する対応について、「課題、反省点、改善点」があれば、伺います。

総務部長　「今回の災害対応に対する課題等について」でございます。

今回の豪雨災害の配備につきましては、７月５日の午前から８日の午後まで、４日間にわたり職員を配備し、災害対応を行っております。その間、職員 60 人以上の配備を 24 時間交代で実施しつつ、役場の日常業務も併行して行ったことにより、交代要員の確保に苦慮したことが大きな課題であったと考えております。

今後におきましては、今回の経験や課題を踏まえ、災害対策等の見直しを行い、今後に備えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員　今回、長雨やったということで、職員の負担は過大なものであったと思いますんで、先ほども質疑しましたが、職員の手を煩わさずに業者へ委託して職員の負担を軽減する等、今後、考えていただきたいと思うんですが、どうですか。

総務部長　業者委託の件につきましては、先ほど都市創造部長からもご答弁申し上げましたように、今後、職員の負担軽減策の一環といたしましても、他団体の状況等について調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員　わかりました。ぜひ、よろしくお願いします。

それでは、②として「大阪北部地震の対応について」を質問します。

阪神淡路大震災から24年目、東日本大震災から８年目、熊本地震から３年目となる本年６月18日午前７時58分に大阪北部地震が発生し、多くの人命、財産が失われ、本町でも震度５を観測し、多大な被害が発生しました。今後30年以内に起こり得る南海トラフ巨大地震の発生率が70～80％で、当町での予測震度は６弱、有馬高槻断層帯地震においては発生率が低いものの、予想震度は５強～６強となっています。

今後、起こり得る地震災害への防災・減災対策の参考とするために、６月に起こった大阪北部地震の対応について質問します。

1)「地震発生後からの組織動員状況」を伺います。

総務部長　それでは、「大阪北部地震の対応について」の1)点目、「地震発生直後からの組織動員状況」について、ご答弁申し上げます。

６月18日午前７時58分に震度５強の地震が発生したことにより、島本町災害応急対策実施要領に基づく５次配備体制を取ったところでございます。

職員の参集状況につきましては、発災後１時間で、対象者211名中87名が出勤し、配備についたところでございます。発災後３時間には132名、対象者の６割以上が出勤し、配備についております。

以上でございます。

清水議員　今回の地震では、電車がすべてストップしましたが、道路への被害は少なかったと聞き及びます。発災後１時間で参集した87名の職員の参集手段を伺います。また、町内在住者の人数を伺います。

総務部長　発災後１時間で参集した87名の職員につきましては、徒歩、自転車、バイク及び乗用車により参集いたしております。また町内の在住者につきましては、現時点で61人であり、全職員に対する比率は22.8％になっております。

以上でございます。

清水議員　災害時に職員が徒歩圏内に住めば、どのような事態になっても参集可能となると考えますが、職員が町内へ定住するような施策を考えたことはありますか。

総合政策部長　「職員が町内に定住するような施策について」でございますが、本町では平成25年度から、町内に居住する職員に対する借家にかかる住居手当の額につきまして、５千円を加算して支給する制度を実施いたしておりますが、大きな成果にまでは繋がっていないのが現状でございます。

危機管理体制を充実させる観点から、職員が町内または近隣自治体に居住していることが望ましいことは、ご質問のとおりであると考えております。しかしながら、居住・移転の自由が憲法で保障され、また「地方公務員法」に基づき、職員の任用は能力実証に基づき実施する必要がございますことから、強制力を伴うような施策の実施は困難であり、このことは本町に限らず多くの自治体が抱える課題でもございます。

以上でございます。

清水議員　今の答弁でもあったんですが、町内に職員が定住してもらうこと、これは喜ばしいことなんですが、他市町村でも大きな課題であるというのが現実だと思うんですが、それを解決するような施策、今後、考えていくようなお考えはありますか。

総合政策部長　先ほど申し上げましたように、なかなか強制力を伴うような施策というのは難しいというふうに考えております。現状で、先ほど申し上げましたように住居手当の額を一部上乗せをしているという施策を取っておりますけども、これだけではなかなか成果が出ていないという状況でもございますので、他の自治体でも同じような悩みを抱えておりますので、どういった施策が有効なのかということについては、今後、研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員　ぜひとも、職員に関わらず、島本に住んでいただきたいという定住促進という手段はあると思うんで、その一つの枠が職員であるというような考え方で、ぜひ考えていただきたいかなと思います。

2)として、「情報の収集・伝達状況」を伺います。

総務部長　「情報の収集・伝達状況について」でございます。

地震発生後、町内の巡視を行い、道路を中心に、建物の倒壊や大きな被害がないことを確認したところでございます。また各自主防災会に対し、町の配備状況の報告と、被害状況等の確認を行ったところでございます。

その後、第１回災害対策本部会議を行い、ふれあいセンターを避難所として開設することを決定いたしました。また、各部が所管する公共施設の被害状況や運営状況について確認するとともに、防災行政無線・タウンメール・ホームページで、施設の休館等について、お知らせをしたところでございます。

以上でございます。

清水議員　それでは、町内の巡視手段の詳細を伺います。

総務部長　巡視につきましては、豪雨災害の際と同様に町内を五つのブロックに分け、１班２名の５班体制で、公用車により実施いたしております。

以上でございます。

清水議員　巡視に関してはいろんな手段があると思うんですが、最近ではドローンを活用して被災状況等を確認している市町村があると聞き及びます。ドローンの活用についての認識があるのか、伺います。また、どのような内容ですか。

総務部長　ドローンの活用についてでございます。

災害現場でのドローンの活用につきましては、消防などで導入が進んでおり、防災分野での活用について、府内の団体において事例があることは認識いたしております。建物の倒壊のおそれや、道路等が寸断されて立ち入れないような危険な場所なども容易に撮影できるため、災害現場においては有効的な活用が期待できるものと考えております。

今後、近隣自治体での事例を調査・研究するなど、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員　今は災害に関してのドローンの話をしたんですが、普段、平常時からもドローンで情報を取る。別に災害だけじゃなくて、火災についても、いろんな有効性があると考えるのですが、その辺はどうお考えですか。

総務部長　先ほどもご答弁申し上げましたとおり、災害現場等においては有効的な活用が期待できるものと考えておりますので、今後、近隣自治体での事例を調査・研究するなど検討を進めていきたい、このように考えております。

以上でございます。

清水議員　それでは、3)として「災害広報の状況」を伺います。

総務部長　次に、「災害広報の状況」でございます。

災害状況等につきましては、災害対策本部からの情報を、２～３時間ごとにホームページにて発信をいたしました。また避難所開設状況などの重要情報につきましては、防災行政無線、ホームページ、タウンメール、大阪防災ネットを通じて、各テレビ局のテロップなどで住民の皆様にお知らせをしたところでございます。

以上でございます。

清水議員　わかりました。それでは4)として、「避難行動要支援者への支援、帰宅困難者への支援状況」を伺います。

総務部長　次に、「避難行動要支援者への支援、帰宅困難者への支援状況について」でございます。

「避難行動要支援者への支援状況」につきましては、発災直後から、民生委員児童委員及び職員により、避難行動要支援者名簿に基づき、電話または家庭訪問等により安否確認を実施いたしております。電話での確認が取れない方につきましては、職員が家庭訪問を行い、翌19日の午後には対象者全員の安否確認ができたところでございます。

「帰宅困難者」につきましては、地震発生直後に島本駅付近に緊急停車したＪＲの３種の列車から乗客が降車され、駅前広場に多くの方が滞留しているとの通報があり、誘導・整理班として３名の職員を島本駅前広場に派遣し、対応をいたしました。その後、第一幼稚園と第一中学校体育館を避難所として開設したほか、歴史文化資料館から椅子を搬出し､駅前広場で列車の再開を待たれている方に飲料水とともに提供いたしました。このほか民間企業によるＷｉ－Ｆｉスポットの設置や、住民の方による携帯電話の充電などの支援をいただいたところでございます。

なお、避難者数につきましては、一般の避難者も含んでおりますが、町内３ヵ所の避難所におきまして、午後３時の時点で最大158人の方が避難されておりました。

以上でございます。

清水議員　それでは、避難行動要支援者の安否確認について、もう少し詳細を伺います。

総務部長　避難行動要支援者の安否確認につきましては、民生委員児童委員の皆さんより、担当地区内の要支援者宅への架電または家庭訪問により安否確認を実施いたしております。民生委員児童委員の皆さんにより確認できなかった方につきましては、健康福祉部の職員により安否を確認したところでございます。

なお、発災翌日の午後には、名簿登載者全員の安否が確認できたところでございます。

以上でございます。

清水議員　それでは、次の質問なんですが、鉄道が終日運休し、帰宅困難者が多く出ましたが、帰宅困難者に対する対応マニュアルはあるのですか。また、あるのなら、どのようなものですか。

総務部長　本町の「地域防災計画」におきまして、帰宅困難者対策について「町として検討すべき内容」と記載いたしておりますが、具体的な対策を示した帰宅困難者支援のガイドラインについては策定いたしておりません。

以上でございます。

清水議員　今回、地震で電車が止まったということで、多くの人が電車から降ろされたというのは現認しているんですが、最初に止まった電車等については、もう皆さんが歩いて、高槻なりそこへ歩いていかれたんですが、今、「ガイドラインについては作成しておりません」とあるんですが、今後、作成するような予定はありますか。

総務部長　本町におきましては、ＪＲ、阪急等、鉄道が走っておりますので、今後、同様の震災が起こることは十分可能性としてありますので、ガイドラインにつきましては作成に向けて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

清水議員　そういうものを作っていただけると、ありがたいかなと。最初に止まった新快速なんかは、降りた人に、こちら消防団で回っていても、何も誘導ができなかったというのが現実ありますんで、その方達も、取りあえず体を休める場所はここですよっていう指示ができればありがたいかなと思うんで、今後、よろしくお願いいたします。

次に、5)「被害状況」を伺います。

総務部長　次に、「被害状況について」でございます。

公共施設への被害でございますが、町立図書館の天井等が損壊したため、復旧工事が完了するまで、来館者の安全確保のため休館をいたしました。

また、町立やまぶき園におきましては、旧耐震基準の建物であることから被災建物応急危険度判定を実施したところ、「要注意」の判定を受けたことにより、役場庁舎地下の職員休憩室及びふれあいセンター諸室において暫定的に再開し、復旧要否の方法を決定する被災度区分判定の実施に向け検討を行ってまいりましたが、調査期間が長期にわたること及び調査費用が多額であることなどから、使用を停止することとし、新たな拠

点施設が整備される今年度末までの間、職員休憩室及びふれあいセンター４階の展示室を中心に運営を継続することといたしております。

このほか、学校施設、人権文化センター等におきまして、窓ガラスの破損等が発生するなど、公共施設の多くでクラックの発生などの破損等が発生しておりますが、業務運営に支障を生じるような事態には至っておりません。

また、一般住宅等につきましては、瓦の落下、クラックの発生などの一部損壊により100件を超える罹災証明書を発行いたしており、住民の皆さんからの依頼に基づきまして、被災建築物・宅地の応急危険度判定を行い、判定結果により、改善に向けて専門相談機関に繋ぐなどの支援を行っているところでございます。

以上でございます。

清水議員　それでは、ブロック塀、石積み等には被害はなかったのですか。

都市創造部長　「ブロック塀・石積み等における被害について」でございます。

ブロック塀につきましては、被災建築物応急危険度判定により、「要注意」９ヵ所、「危険」が２ヵ所ございました。

次に、石積み等につきましては、被災宅地応急危険度判定により、「要注意」６ヵ所、「危険」が３ヵ所あり、そのうち本町が管理する石積みにつきましては、東大寺地区の３ヵ所でございます。

なお、被災宅地応急危険度判定はいたしておりませんが、その他、桜井台地区に２ヵ所ございます。

以上でございます。

清水議員　ブロック塀については「要注意」９ヵ所、「危険」２ヵ所、石積みについては「要注意」６ヵ所、「危険」３ヵ所、それから判定はしてないが２ヵ所と言われてますが、その後の対応というか処理というのは、今現在、どうなっていますか。

都市創造部長　今現在、確認できております分については、まず、ブロック塀の「危険」の２ヵ所でございますが、１ヵ所についてはもうすでに対応済みということでございます。あと石積み等についての「危険」の３ヵ所でございますが、そのうち２ヵ所については対応済みで、もう１ヵ所については、まだ対応ができておりません。

あと、応急危険度判定の実施はいたしてない桜井台地区の２ヵ所でございますが、現時点におきましては、２ヵ所とも対応のほうはできておりません。

以上でございます。

清水議員　対応できてないということなんですが、ブロック塀はさておき石積み等、豪雨が来ても浸水して壊れるということがあるんで、できるだけ応急処置だけでも早い目にしていただきたいと思います。

それでは、今回の地震に対する対応について、「課題・反省点・改善点」があれば、伺います。

総務部長　本年６月の大阪府北部を震源とする地震では、近隣自治体におきましては尊い人命が奪われるとともに、家屋への大きな被害やライフラインの停止、避難所生活が長期化するなど、大きな被害が発生したところでございます。本町におきましても多くの被害が発生したものの、他団体のような甚大な被害は発生しなかったため、課題はあったものの、大きな混乱もなく災害対応ができたものと考えております。

しかしながら、通勤通学時間と重なったことで、交通機関が停止したことによる職員の参集状況や、児童生徒等への対応、帰宅困難者対策、各施設の安全確認等、それぞれの対応には課題があったと認識いたしております。中でも、中規模な災害であったことから、災害対応と役場の業務を併行して行ったことによる人員不足等があげられており、このほかにも地震の際に電算システムが一時的に停止したことによる影響があげられております。

今後におきましては、今回の経験や課題を踏まえ、災害対策等の見直しを行い、今後に備えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員　ぜひとも課題解決していただきたいと思うんですが、職員の皆さん、６月 18 日の大阪北部地震、７月５日から７月８日の豪雨に対して、通常業務を行いながらの対応、本当にありがとうございました。

職員の災害対応の負担軽減のためにも、巡視においてはドローンの活用、被害処理においては配備体制の基準を検討する必要があると思いますが、業者を役場に待機させ、被害を早急に処理するような手法を取り入れる考えがないのか、最後に町長に伺います。

山田町長　住民の皆さんの生命と財産を守り、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めていくことは、我々行政職員としての責務であると認識をいたしております。

先ほど来、議員ご指摘のように、様々な手法を通して、いかに被害を最少減に止めるのか、また災害が発生した後に応急対策が迅速に、的確に行えるようにしていくということは重要な課題であるというふうに考えておりますので、議員ご指摘の件につきましては、担当部局において、しっかりと研究・検討させてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員　これで、一般質問を終わります。

川嶋議長　以上で、清水議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後３時 57 分～午後４時 45 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

引き続き、中田議員の発言を許します。

中田議員（質問者席へ）　2018年９月定例会議の一般質問を行います。

一つ目．「駅西の業務代行予定者募集にかかる事業提案書の情報公開」について。

公開請求された情報を、「ほとんど公開しないと判断した経緯」を問います。昨年３月に情報公開請求を行った駅西の業務代行予定者による事業提案書の公開を巡るやりとりについてです。

当初、掲載された情報の大部分が黒塗りで公開されたため、私を含む住民３人は、町のその判断は不当であると、「行政不服審査法」に基づき審査請求を行いました。そして、弁護士を含む第三者による審査会が開かれ、町の判断が正しかったかどうかが審査されました。その結果、町が公開しない理由として主張した内容は、ほとんどが採用できないものと判断されています。大部分を非公開とした町の判断が不当だったということです。

当初、町が大部分を公開しないと判断するに至った経緯説明を求めます。

都市創造部長　それでは、中田議員からの一般質問にご答弁申し上げます。

まず、「業務代行予定者募集にかかる事業提案書の情報公開について、ほとんどを公開しないと判断した経緯」についてのご質問でございます。

当該情報公開請求にかかる決定に至った経緯につきましては、情報公開請求に対しまして、情報を特定いたしましたところ、内容に第三者情報が含まれていると判断したことから、ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合及び業務代行予定者に対し、「島本町情報公開条例」第７条の３第１項に基づく意見照会を実施いたしました。

事業提案書につきましては、業務代行予定者が業務代行予定者募集要項を踏まえ、自社のまちづくりに関する技術的な知見や情報をもとに準備組合に対して一方的に提案した内容であり、提案内容自体が準備組合による承認を受けたものではなく、今後、協議等により内容が大きく変わる可能性が高い、との意見を受けたものでございます。

町といたしましては、提案の段階の情報であるにも拘わらず、内容を明らかにすることで、あたかも本情報に記載されている内容がすでに決定されている情報であるかのように捉えられ、住民の方々に不正確な理解や誤解を与えるだけでなく、地権者の財産や土地利用に関して、地権者住民が了解していない情報を実施機関の意思により公開することとなり、地権者が不利益を被ることは明らかであると考え、当該情報が同条例第５条第１項第３号に該当すると判断し、一部公開を決定したものでございます。

以上でございます。

中田議員　今、述べられた理由は、審査会でほとんど否定されたものです。

再度、質問です。なぜ、「情報公開条例」があったにも関わらず、このような判断になったのですか。

都市創造部長　今回の情報公開請求にかかる決定につきましては、組合施行の事業として民間事業であったことなどから、非公開とした部分を公開することによる影響の程度に

ついて詳細な検証が行えておらず、結果として、正確に「情報公開条例」の趣旨を踏まえた具体的・客観的な理由を十分にお示しすることができなかったものと認識いたしております。

中田議員　今のお答えも、最初の多くの部分を非公開とする決定は間違っていなかったけれども、うまく、その理由を作ることができなかったとおっしゃっているように聞こえます。「詳細な検証」が行えなかったのであれば、情報公開制度の趣旨に則り、公開の判断をしなければなりません。よって立つ先は条例であって、そうであれば公開するという判断になったはずです。

改めて問います。条例に従えば公開しなければならなかった情報を非公開とする決定を、なぜしたのか。条例を理解していなかったということでしょうか。

都市創造部長　今回の情報公開請求にかかる決定につきましては、当時において、「情報公開条例」の趣旨に則って判断をさせていただいたものではございますが、その判断が「妥当性に欠ける」という審査会の結果となったことにつきましては、条例の趣旨に対する熟慮が不足していたことも、その一因であったものと認識いたしております。

中田議員　わかりました。

次の質問です。「付帯意見についての見解」。

第三者による審査会は、町の主張を覆し、ほとんどの部分を公開することが妥当であるとした答申の中で、以下のような付帯意見を出されています。

「本審査会における審査の過程で確認された、改善されることが望ましい点について指摘しておきたい。条例第２条は、“町の所持または保管するすべての情報は、住民共有の情報として積極的に公開する”と公開の原則を規定していることから、非公開部分は可能な限り限定的にすべきであり、公開しないことを前提にどこを公開するかという考え方ではなく、公開することを前提に、どこが公開できないという考え方で事務を進めることが適切である。以上の観点から検討するに、今回の公開決定が情報公開の原則に則っていたとは言い難い。非公開部分について第三者に照会した結果が非公開を希望するのであったということ以外に、実施機関として十分に精査した経過が伺えない。情報の公開が原則である以上、たとえ第三者が非公開を望んだとしても、実施機関としてはそれに拘束されず、独自に精査する義務があるというべきであるし、第三者への照会にも、具体的、客観的な主張や、立証すべきとの注意を添えるなど工夫が必要であろう。今回の公開決定に対する町の姿勢は、情報公開の流れに逆行するともいえるものであり、情報公開についての姿勢を改められるべきである。」と、言われています。

つまり、非公開を望む開発業者と準備組合の意向を受動的に受け入れ、住民の「知る権利」を軽く見た行政を諫める内容となっています。この付帯意見に対する町長の見解を求めます。

山田町長　「付帯意見についての見解」にかかるご質問についてでございます。

本町といたしましては、前にご答弁を申し上げましたとおり、本件の情報公開請求を頂戴し、第三者照会の結果を踏まえ、本町「情報公開条例」の趣旨に基づき、当該情報を一部公開決定とさせていただいたところでございます。これを受けましての島本町情報公開審査会における審査結果につきましては、町といたしましても収受のうえ、内容を精読させていただいたところでございます。

議員ご指摘の答申書の付帯意見につきましては、今回の情報公開決定に関し、その姿勢を改めるべきものとのご指摘をいただいておりますことから、本町といたしましても本審議会の答申を真摯に受け止め、今後の事務に反映させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　情報公開制度は、住民の「知る権利」に基づき民主主義を支える重要な制度です。一方で、今回のように町が持つ第三者の情報を扱う場合は、公開が第三者の著しい不利益に繋がる可能性があります。行政の決定は、その両者のバランスを考慮して決定されるべきです。今回の付帯意見は、町の判断がバランスを欠いていること、つまり、第三者の利害を過度に重視し、住民の「知る権利」を不当に損なったことについて苦言を呈されている内容だと思うのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

山田町長　付帯意見につきましては、住民の権利を制限することになる非公開の決定については、可能な限り限定的で、その理由を具体的・客観的に示す必要があることを指摘いただいております。何より公開が前提である情報公開への町の姿勢を厳しく指摘いただいたことにつきましては、私といたしましても重く受け止め、今後の事務に反映させてまいる必要があるものと考えております。

以上でございます。

中田議員　「今後の改善点」について、問います。

駅西の情報に限らず、町が持つ第三者の情報を公開するときの姿勢についてです。行政は、常に「情報公開条例」に従い、第三者と住民の両方に対し、公平に振る舞うべきと考えます。

今回のような偏った判断が行われないようにするために、行政としては、今後、どういった対策を取るおつもりでしょうか。

総合政策部長　「今後の改善点について」でございます。

第三者に対する意見書提出機会の付与につきましては、「島本町個人情報公開条例」第７条の３に規定されており、第三者の権利利益の保護を図ることを目的としています。第三者が非公開を望めば、情報を見たいという請求者と利益相反の関係となることから、その調整については、本条例第５条各号に規定している非公開情報に該当するか否かを慎重に判断することが必要です。

本町といたしましては、今回の答申を真摯に受け止め、第三者への意見照会の際に非

公開を望まれる場合には、具体的・客観的に非公開情報に該当する合理的な理由があるか否かの確認を十分行ったうえで、適切に判断をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　次の質問に移ります。

二つ目．「島本町自然環境調査等業務報告書に昆虫類の確認種リストが掲載されていなかった件について」です。

2012 年、島本町は業者に委託し自然環境調査を行いました。この調査では、島本町に棲息する生物のリストアップが行われており、確認された種のリストは調査結果の根幹をなす極めて大事なものです。ところが、業者が提出した本調査の報告書について情報公開請求を行ったところ、確認された動物全 2,604 種のうち約８割を占める昆虫類 1,999 種の種名リストが報告書に掲載されていないことが発覚しました。

つまり、当時、行政は種名リストを欠いた欠陥のある報告書を、その中身を確認しないまま受け取り、かつ６年間、行政及び関係者のただ一人として、そのことに気がついた人がいなかったということになります。そこで質問です。

当時、2,200 万円もかけたこの調査は、何のために行われたのでしょうか。調査項目はどのように決めたのですか。なぜ、最も大事な種名リストを受領の際に確認しなかったのでしょうか。そもそも、それが重要だと思わなかったのでしょうか。「経緯説明」を求めます。

都市創造部長　それでは、「自然環境調査等業務報告書」に関するご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「本調査の目的」でございますが、地域住民の主体的参画により「環境基本計画」づくりがなされる際の、住民議論の促進に役立てることを目的としていたものでございます。またあわせまして、当時の厳しい雇用失業情勢に対応するための「緊急雇用創出基金事業」として実施したものでございます。

次に、「調査項目」でございますが、業者選定にかかる入札執行時の仕様書に示したうえで、業者決定後に、事業者が作成いたしました調査計画書に対し島本町環境保全審議会からご意見をいただき、確定いたしました。

次に、「報告書類内の種名リストについて」でございます。確認種リストをもとに作成された「目別の科種数や重要種の状況」に関する記載については、「環境基本計画」策定にかかる資料として活用を行っております。しかしながら、その基礎データとなります確認種リストが、電子媒体としては納品されていたものの、紙媒体としては一部が印刷されておらず、そのことについては、納品時に適切に把握しておく必要があったものと認識いたしております。

なお、確認種リストを含む本報告書については、「環境基本計画」策定にかかる基礎資料だけではなく、国が策定した「生物多様性国家戦略」の趣旨を鑑み、生物多様性の

基礎的なデータの蓄積に寄与するものとして活用できる重要なデータとして、保存期間を見直してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　再発防止への取り組みを伺います。

都市創造部長　今後における業務委託の成果報告書受領時の対応についてでございます。

委託業務完了時には、その内容によって、仕様書に定める様々な成果品の提出を求めております。ご指摘いただいております島本町自然環境調査等業務におきましては、成果品として、紙媒体と電子媒体の両方を成果品としておりました。このような場合におきましては、紙媒体と電子媒体の照合や、複数の担当職員による確認を行うなど、業務の改善に努めてまいります。

中田議員　そのような形式的な確認は、今回のように紙と電子媒体の間で内容に齟齬があった場合のみ有効で、電子媒体からも必要な情報が抜けて落ちている場合のチェックにはなりません。あくまで、受領時には内容の確認が必要です。

こういったデータを取り扱い、活用するためには、それなりの知識が必要で、当時の環境保全審議会でも調査報告書をどう取り扱うかについて話し合われたときに、同様のことが指摘されています。一方、行政職員が高度な専門的知識を備えることは現実的ではありません。このギャップを保管するために、環境保全審議会の学識経験者が存在すると思いますが、現在、環境保全審議会の学識経験者の中に、生物学を専門とされる方はおられますか。

都市創造部長　環境保全審議会の学識経験者についてでございます。

島本町環境保全審議会では、自然環境及び生活環境に関する様々な事項についてご審議いただくことから、限られた学識経験者の皆様で、すべての分野を網羅することは困難でございます。しかしながら、現在、島本町環境保全審議会には２名の学識経験者に委員委嘱いたしており、審議会の会長をお引き受けいただいております中瀬勲農学博士におかれましては、兵庫県の生物多様性配慮指針検討委員会の委員長を務めておられます。また、もうお一方の深町加津枝農学博士におかれましては、主に景観・生態保全論分野を研究されておられるなど、お二人とも、当該分野も含めた幅広い見識をお持ちであると認識しております。

中田議員　学識経験者の中には生物学分野を専門とされる方はおられず、農学の専門の方がお二人おられるということだと理解しました。

「環境基本計画」に掲げられている施策は、農林関係のみならず、生物、ごみ、水と大気など、幅広い分野にまたがっています。島本町環境保全審議会の規則によれば、学識経験者は４人以内、その他町長が必要と認める者については２人以内となっており、最大６人まで学識経験者をお招きできるものと思われます。「環境基本計画」の施策を実効性のあるものにするためには、もっと幅広い分野の学識経験者に審議会委員になっ

ていただき、それぞれの分野について、その知見を活かしていただくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。

都市創造部長　先ほどもご答弁いたしましたとおり、島本町環境保全審議会につきましては、町の自然環境や生活環境の保全に関する幅広い事項について審議いただく機関でありますことから、学識経験者につきましても、様々な分野の方に関わっていただくことが望ましいと考えております。今後におきましては、可能な限り多くの分野の有識者からご意見をいただけるよう、人選を進めてまいりたいと考えております。

中田議員　ぜひ、よろしくお願いします。

次の質問です。６月の議会でも述べましたが、町の重要種ヒメボタルが、役場の夜間照明設置によって個体数が激減している可能性についての指摘があり、町に適切な対処を求める要望が住民の方からありました。この指摘は、住民の方が個体数を数えた長期のデータに基づくもので、説得力があります。これに対し、町は照明の角度を下向きに調整し、ヒメボタルへの影響に配慮したいと回答されています。

この対応の効果を検証するために、今後、町は、調査をされている住民の方と連携して継続的にモニタリングを行い、個体数回復に努めていくべきと考えますが、いかがですか。これは重要な野生生物の保護を施策としてあげた「環境基本計画」にも整合しますし、もとになった調査報告書や環境住民会議支援費を含めて、「環境基本計画」作成にかかった約5,200万円を無駄にしないためにも重要だと考えます。

都市創造部長　ご指摘のとおり、ヒメボタルの個体数の減少要因の一つとして、役場中庭の防犯用照明の影響が疑われる旨につきましては､聞き及んでいるところでございます。

ヒメボタルをはじめとした重要種のモニタリングにつきましては、調査費用等の課題がございますことから、日頃から観察をされている有識者の皆様や、企業等と連携した対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　ぜひ、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。三つ目．「駅西タウンミーティング」について。

「駅西のタウンミーティングのスケジュールについて」です。

タウンミーティングは、非常に素晴らしい住民参加の手法だと評価しています。しかし、今回の駅西に関するタウンミーティングのスケジュールは、改善すべき点が幾つもあったと思います。８月１日に開催が広報され、２日～７日が申し込み期間、９日～11日までが開催というスケジュールは、あまりにタイトでした。

告知に気がつかない、すでに予定が入っているなど、参加したいのにできない方が多くいらっしゃいました。なぜ、このように住民が参加しにくいスケジュールを組んだのでしょうか。説明を求めます。

都市創造部長　続きまして、「ＪＲ島本駅西地区のまちづくりに関するタウンミーティン

グ」にかかるご質問でございます。

まず、「タウンミーティングのスケジュールについて」でございますが、今回のタウンミーティングについては、ＪＲ島本駅西地区における都市計画のスケジュールを鑑み、８月号の「広報しまもと」のほか、７月 23 日からのホームページにおいても周知させていただき、100 名以上の方にご参加いただいたところでございます。

なお、一部住民の方から、スケジュールがタイトであるというご指摘を頂戴しておりますが、開催日を複数回設定させていただいたことなど、住民の皆様にも広く参加していただけるように、可能な限り対応させていただいたところでございます。

今後におきましても、タウンミーティング等の住民の皆様のご意見等を伺う際の告知のあり方については、いただきましたご意見も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

中田議員　タウンミーティングのスケジュールは、大阪府の都市計画審議会の日程ありきで決めたわけではないのですね。確認です。

都市創造部長　タウンミーティングのスケジュールについてのご質問でございます。

今回、実施させていただきましたタウンミーティングの日程につきましては、事業の進捗状況等を勘案し、大阪府の都市計画審議会を含む都市計画手続きのスケジュールを総合的に鑑みたうえで､設定をさせていただきました。

中田議員　住民よりも行政のスケジュールを優先させた、という理解でかまいませんか。

都市創造部長　タウンミーティングのスケジュールにかかる再度のご質問でございます。

タウンミーティングの日程に関しましては、事業の進捗状況等を勘案し、大阪府の都市計画審議会を含む都市計画手続きのスケジュールを総合的に鑑みたうえで、設定をさせていただいたものでございます。また日程に関しましては、より多くの住民の皆様にご参加いただくため、事前にホームページでお知らせさせていただき、平日の昼間、夜間をはじめ休日も開催させていただいたところでございます。よって、住民の皆様のご意向よりスケジュールを優先した、という認識はございません。

中田議員　であれば、なぜ、このようなスケジュールでしたかが疑問です。確か１月の説明会で都市創造部理事は、急がなくてもかまわないという説明をされていたと記憶していますが、いかがですか。

都市創造部長　あのときの説明会において理事のほうの発言、急がなくていい、ちょっとニュアンス的にどうかなという部分あるんですけども、当初は計画的に進めたいということで、私自身も、計画どおり進めますというようなこと言うちゃったんですけども、その後、住民の方からいろんなご意見いただきまして、やっぱりスケジュールありきじゃないというようなニュアンスでお伝えしたという認識でございます。

以上です。

中田議員　遅らせることもできたはずなのに、行政の都合に固執して、住民の意見を聴取

する機会を不十分なまま行ったというように私は理解しています。

次の質問に移ります。「タウンミーティング後の住民へのフィードバック」について。

タウンミーティングでは、駅西のまちづくり案について、参加者から多くの問題点について指摘があったにも関わらず、行政は、そのすべてに答えられたわけではなかったと聞いています。参加者は、今回のタウンミーティングで述べた意見に対して何らかの対応がなされることを期待していると考えます。その期待に応えることは、住民参加の気運を育むうえで大変重要です。行政として、今回どのように応えるつもりでしょうか。

都市創造部長　次に、「タウンミーティング後の住民の皆さんへのフィードバック」にかかるご質問でございます。

住民の皆様から様々なご意見を頂戴しており、町としても、これらの一つひとつのご意見を真摯に承る必要があるものと考えております。一方で、本町における計画上の位置づけや、議会や都市計画審議会での意思決定、準備組合としての合意形成の状況など、これまでの経緯等を総合的に判断したうえで、政策的な方針を決定することとなるものと考えております。

そのため、現状では対応が困難なご意見もございますが、タウンミーティングにおけるご意見は、現状における町の考えを付したうえで、次回の都市計画審議会においてご報告することを予定しております。あわせて文化情報コーナーや町ホームページにて、住民の皆様へもお知らせしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　いずれにしても、住民の納得感を得ることが大事です。

駅前開発に関しては、地権者はリスクを負うので、その意思が最大限尊重されなくてはいけないというようなことを、行政はよくおっしゃいます。しかし、人口増や財政負担に伴うリスク、例えば待機児童問題や交通渋滞、空き家問題など、地権者以外の住民も、そういったリスクを負うわけです。

タウンミーティングに参加された方からは、そういったことに対する多くの不安の声があがっており、住民が納得されているとは言い難い状態だと感じています。町として、住民の納得感を、いつ、どのように判断するおつもりですか。

都市創造部長　住民の皆さんの納得感にかかるご質問でございます。

これまで、当地区のまちづくりに対しましては、農地等を保全すべきであるとのご意見や、駅前の開発を進めるべきとのご意見等、様々なご意見をいただいており、現状では対応が困難なご意見もございますが、今後のまちづくりに反映することのできるご意見につきましては、実現可能性等を総合的に考慮したうえで、準備組合に要望してまいりたいと考えており、現在、協議を進めているところでございます。これらを踏まえ、今後、検討させていただいた案を都市計画審議会にご報告し、ご意見を踏まえ、町として判断してまいりたいと考えております。

なお、住民の皆様すべての納得感を得ることは困難であるものと認識いたしておりますが、都市計画決定を踏まえ事業を進めていく中においても、町の考え方をわかりやすくお示しするとともに、地権者や住民の皆様のご意見を踏まえ、より良いまちづくりを行うことができるよう、積極的にまちづくりに関与してまいりたいと考えております。

中田議員　すべての住民の理解を得ることが困難だ、ということはわかります。ですが、できるだけたくさんの納得を得る必要があるのは事実です。その判断を、どういう基準で行うのか、という質問でした。都市計画審議会の了承が基準だというお答えだったのでしょうか。

都市創造部長　町といたしましては、今後、検討させていただいた案を都市計画審議会にご報告し、ご意見を踏まえ、町として総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　今のお答えでは、いつ、どのように判断をするのかが全くわかりません。全員の納得が得られないことは仕方がないこととして、総体として町民が納得しない状態で進めることは、住民の福祉の増進のためにある「行政」というものの正当性を失わせることになります。

次の質問に移ります。「タウンミーティング後の駅西地区のまちづくりの今後」について。

タウンミーティングの参加者からは、計画をこのまま進めるべきではないという意見が多数出たものと聞いています。行政として、これらの声を受け、今後、まちづくりをどうしていくおつもりでしょうか。

山田町長　「タウンミーティング後の駅西地区のまちづくりの今後」についてのご質問でございます。

タウンミーティングにおいては、ご指摘のとおり、計画をこのまま進めるべきではないという住民の皆様からのご意見をいただいた一方で、まちづくりを進めるべきであるといったご意見もいただいております。本町としましては、タウンミーティングでのご意見や、準備組合の皆様のご意見を総合的に鑑み、今後の方針を決定してまいりたいと考えておりますが、現時点におきまして、方針をお示しできる状況ではございません。

なお、タウンミーティングにていただいたご意見のうち、現状では対応が困難なご意見もございますが、まちづくりに反映できるご意見につきましては、実現性等を考慮したうえで準備組合に要望してまいりたいと考えておりますことから、鋭意協議を進めているところでございます。

以上でございます。

中田議員　都市計画の主体は、行政です。行政は公益を追及するため、リーダーシップを取る必要があると考えますが、いかがですか。

山田町長　行政のスタンスに関わるご質問でございます。ご指摘のとおり、地域として、

また町全体を見据えた公益性を追求することが、町としての都市計画の基本的なスタンスであると考えております。

以上でございます。

中田議員　タウンミーティングでは、「この計画の公益性は何か」という問いに、行政は十分答えられなかったと聞いています。

この地区を保留区域とするための協議の際には、駅前は文教ゾーンになっていたはずです。「都市計画マスタープラン」でも、学術施設と記載されています。これならば、一定公益性を認めることも可能と思います。しかし、現在のプランは保留区域として認められた際の根拠を欠いており、「都市マス」にすら反しています。この計画には公益性がありません。

全国的に人口が減少し、住宅が過剰になっています。駅前だからと言って、高層マンションを建てて人口が増えても一時的です。一方、現在のマンション建設ラッシュは、町全体が乱開発されているようなものです。交通問題、教育環境の悪化、空き家問題、これらは住民全体に生じるリスクです。地権者だけではなく、住民も、この計画でリスクを負わされています。「開発に期待する」という声は、１人も聞いたことはありません。そして、「反対闘争から条件闘争へ」などという計画ありきの姿勢はもってのほかです……（「そうだ」「言い過ぎだ」と呼ぶ者あり）……。

行政は計画を進める前に、これが公益であると、はっきりと打ち出すべきです。そのうえで、リスクがあるけれども公益が上回るので、この計画を進めさせて欲しいと住民に訴え、納得を得るべきです。それがまっとうな行政というものです。それができないのであれば、計画をこのまま進めるべきではない。その住民の声に従い、一から考え直すという決断をするべきです。町長の見解を問います。

山田町長　今後の進め方等につきましては、タウンミーティングでいただいたご意見、また地権者の方のご意見、またいろいろな方のやはり賛成・反対のご意見がありますので、それらを踏まえたうえで総合的に判断をしたいというふうに思っております。ただ、現在においては、現時点においては、今後どうするかという方針をまだお示しをできる状態ではございませんので、そのあたりはご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

中田議員　町長が胸を張って、これが町民のためになるのだと、そのような状態で計画は進めるべきです。現状、そうなっていないことは明らかです。

次の質問に移ります。「タウンミーティング全般」について。

タウンミーティングの種類によって、運営の仕方が違うことがあるようです。例えば、あるものには議員は参加できないが、あるものには議員が参加できるということがありました。これからタウンミーティングをどんどん開催していくべきだと思いますので、基本となる運営方針を定めておけば良いと考えます。

その際、私は住民意見をより良く把握するためにも、議員もタウンミーティングに参加できるのが望ましいと考えています。議員がいると、住民が萎縮して発言できなくなるという意見もあるようですが、実際問題、私が８月に初めて参加したタウンミーティングでは、私がいたことにより住民が萎縮し、発言を控えるようなことはなかったと感じています。タウンミーティングに多くの住民が参加できるよう、また行政、議員が住民意見に多く触れられるよう運営するための方針が必要と考えますが、いかがですか。

総合政策部長　それでは、「タウンミーティング全般」につきまして、ご答弁を申し上げます。

タウンミーティングにつきましては、昨年 10 月から「しまもトーク」と題し、町内各地域の課題などについて、住民の皆さんのご意見を直接お聞かせいただく場として実施しております。また、教育・保育施設、都市計画、商工関係など特定のテーマを設定し、各テーマに沿って対象者、定員、回数などを決めて実施しており、住民意見を広くお聞きする場として実施しているものでございます。

「議員のタウンミーティングへの参加」につきましては、議員の参加によって住民が委縮するかしないかは、個々の捉え方によって異なるため一概には言えませんが、各議員におかれましては、町が実施するタウンミーティングによらず、議員活動として個別に住民意見を聴取していただき、議会の場で議論していただければと考えております。

そのため、タウンミーティングにつきましては、できる限り一般住民を優先にご意見をお聞きする場として、今後も実施してまいりたいと考えております。

中田議員　一般住民優先ということは、そのとおりです。今回のご答弁、議員の参加を全否定されたものではないと理解しました。

次の質問に移ります。「島本町の都市農地について」です。

「都市農地に対する町の方向性」を問います。

全国的に農業従事者の減少、高齢化と後継者不足による耕作放棄や、相続税対策としての土地活用により、都市の農地が減少しています。一方で、人口減少時代を迎え、住宅ストックはすでに過剰です。また、都市農地に多様な機能があることが認識されるようになってきました。そこで国は、これまで「宅地化されるべきもの」としていた都市農地の位置づけを 180 度転換、「都市にあるべきもの」としました。このことは、これまでにも何度も言及しています。農地を残すことが国の方針です。

そんな中、先日の都市計画審議会では、町として農地をどうしたいのか、ビジョンが見えない、という指摘がありました。そこで質問です。

こういった全国的な農地を取り巻く状況を踏まえ、また町内の実情を踏まえ、島本町として、町内に残る農地を今後どうしていきたいと考えておられますか。方向性をお聞かせください。

都市創造部長　それでは、「島本町の都市農地」について、順次ご答弁させていただきま

す。

まず、「都市農地に対する町の考え方について」でございますが、本町の「第四次総合計画」においても、「近年、農業従事者が減少し、高齢化や後継者不足が深刻になっています。農業の担い手の育成や、農家の経営基盤を強化する取り組みが求められます。」と現状と課題を認識したうえで、「意欲のある農家が農業を続けられるよう、農業生産環境の整備や地産地消の取り組みを推進するなど、農業の振興を図ります。」とうたっております。現状においてもそのような認識のもと、農業振興に努めているところでございます。

また、「都市農業振興基本法」が施行され、農地が果たす機能が見直されていることにつきましては本町としても十分認識しているところであり、法律が施行されたことを契機として生産緑地制度の導入を進めるなど、新たに対策を講じてまいります。生産緑地制度の導入以外の新たな施策につきましても、本町の財政状況を鑑みたうえで、国や府の支援策や、他市町村の先進事例等も調査・研究し、農業施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

中田議員　「農地を所有していない者が農の担い手に」

先日、農林水産省農村振興局による『都市農業の現状と課題について』という講演を聞いてきました。その中で、都市農業の現状と課題の一つとして、以下の内容があげられています。「農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市農地の所有者自らによる有効な活用が困難となっている。一方で、都市では農地価格が高いため、農地を購入して農業を行うことは非常に困難。このため、都市において貴重な資源である都市農地の有効な活用を図っていくためには、農地所有者だけでなく意欲ある都市農業者が都市農地を借りて活用することが重要である。」と。

つまり、都市農地保全及び農業の後継者不足の解決策として、国は「農地を所有していない者が農地を借りる方法」に注目しているわけです。この件に関する島本町の認識を問います。

都市創造部長　続きまして、「農地を所有していない者が農の担い手に」についてでございます。

議員ご指摘のとおり、後継者不足の解消には新規就農者の参入が大変重要であり、都市の農地を有効に活用するためには、農地所有者自らが営農する手法だけではなく、農地を所有していない方が営農しやすい手法を充実させていく必要があるものと認識しております。そのため、町としても具体的な支援のあり方について、今後検討してまいりたいと考えております。

中田議員　「農地を所有していない者が農地を借りるためには」

前の視点から、農地を所有していない者が農地を借りるための制度について問います。町の農地には、現在、市街化調整区域と市街化区域の２種類の農地があります。市街化

調整区域で、農地を所有していない者が農地を借りるための制度について、ご説明ください。

都市創造部長　続きまして、「農地を所有していない者が農地を借りるためには」についてでございます。

農地を所有していない方が、市街化調整区域内で農地を賃貸借する制度につきましては、「農地法」第３条の許可による賃貸借制度及び「農業経営基盤強化促進法」に基づく利用権設定による賃貸借の制度がございます。面積が 20 a 以下の農地については「農地法」第３条の許可は与えられず、当該制度は利用できませんので、「農業経営基盤強化促進法」に基づく利用権設定による賃貸借を行うこととなります。

なお、「農業経営基盤強化促進法」に基づく利用権設定においては、地権者が土地を貸す際に躊躇される原因となる「貸した土地が返ってこないのではないか」という懸念に対し、期間終了後には賃貸借契約が自動更新されず土地所有者に返還されることになっていることから、地権者が土地を提供しやすくなるといったメリットがあるものと考えております。

中田議員　貸出の制度は整っているということです。農業の振興が町の方針です。町は、その方針に根ざし、所有されている方が新規就農者に土地を貸し出しても良いと思えるよう、制度周知の働きかけを積極的に行ってください。

「生産緑地申し出件数」についての質問です。

島本町では、今年度から生産緑地制度が導入されます。都市農地保全のための前向きな取り組みと評価します。これまでの申し込み件数を聞かせてください。

都市創造部長　続きまして、「生産緑地申請件数について」でございます。

ご質問の申請件数につきましては、平成 30 年８月 31 日正午時点で、９件の申請をいただいております。

中田議員　それに伴い、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」について問います。

都市農地保全のための生産緑地制度ですが、これまで生産緑地の貸付に関しては二つの大きな障害がありました。一つ目は、制度上、「いったん貸したら返して欲しいタイミングで戻ってこないのでは」という点、二つ目は生産緑地を他人に貸し付けた場合、納税猶予が打ち切られるため、「実質、貸与が困難になっていた」という点です。

この２点を解消し、生産緑地を持っている人が他人や企業などに貸しやすくなる法案である「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が、先日、公布されました。この法案については認識されていますか。

都市創造部長　続きまして、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律について」でございます。

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」は、平成 30 年６月 27 日に公布されております。先ほどご答弁させていただきましたとおり、当法律により、「農地法」第 17 条の

都市農地の賃借にかかる自動更新の規定が適用されず、賃借期間の終了後には都市農地が所有者に返還されることから、農地所有者が抱える「貸した農地が返ってこないかもしれない」といった不安を軽減し、農地賃貸借の円滑化に寄与するものであると考えております。

中田議員　「農地所有者に法制度の周知」をお願いします。

生産緑地の導入に際し、終身自作で納税が免除されるという税制面での優遇があるものの、「自分」が死ぬまで生産緑地を管理しなくては納税が免除されないという縛りが、生産緑地の指定をするかどうかの心理的ハードルになるという側面があったと思います。しかし、この「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行されれば、自分が管理せず、他人や企業などに貸し出しても相続税猶予が受けられ、かつ農地の返却時期も調整がしやすくなるわけです。

この点、生産緑地の導入を検討されている方に、ぜひ周知をしていただきたいと思います。いかがですか。

都市創造部長　続きまして、「農地所有者への法制度の周知について」でございます。

生産緑地地区の申請にかかる説明会につきましては、本年８月４日に開催し、申請の締切を９月３日までとしております。このため、今回の申請受付期間において、生産緑地地区の指定を検討されている方への周知については困難であるものと考えておりますが、次年度以降に再度申請を受け付ける場合においては、ご指摘いただいた都市農地の賃借の円滑化に関する事項を含め、周知を行ってまいりたいと考えております。

中田議員　「新規参入を考える農地を所有していない意欲ある都市農業者に、わかりやすい情報提供」を求めます。

農地所有者に対する情報の周知とともに重要なのが、新規就農を考える都市農業者に対する情報提供です。現在、町はどのように各種法制度の情報提供を行っていますか。

都市創造部長　続きまして、「農業に関する各種制度の情報提供について」でございます。

新規就農者に対する情報提供につきましては、現在は、主に窓口や電話での相談時において制度の紹介等を行っているところでございます。しかしながら、町ホームページにおいては、現時点で十分な情報提供が行えている状況ではないものと認識いたしておりますことから、今後、情報の充実に努めてまいりたいと考えております。

中田議員　ぜひ、よろしくお願いします。

私は先日、都市農地の活用事例を学ぶために東京に視察に行ってきました。そこで目にしたのは、行政が計画を作り、方針を立て、場合によっては予算を組み、住民ともに積極的に農地保全に取り組んでいる姿でした。予算措置を伴わないものとしては、行政が、農地所有者と農地を持たない市民団体との間で賃貸を斡旋し、団体が体験農園を運営できるようにした事例もありました。

農地は、食料生産の場のみならず防災拠点、子どもへの教育の場、コミュニティづく

りや文化醸成の場、生き物を育む場として、また景観保全、ヒートアイランドの緩和など、私たちに様々な恩恵をもたらします。特に、子育て支援・学童保育、セラピーや森のようちえん、子ども達の遊び場としての活用は印象的でした。都市農地の可能性は様々にあるのだと感じました。

島本町行政も、ぜひ農業振興の一環として、そして、住民の生活の質の向上のため、様々な農地活用の施策に今後取り組んでいただきたいと思います。

以上です。（質問時間終了のベル音）

川嶋議長　以上で、中田議員の一般質問を終わります。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

伊集院議員（質問者席へ）　それでは、一般質問を行います。一番最後になりましたので、お疲れのところと存じますが、しばしのお時間を頂戴いたします。

「島本町の地下水保全と大阪広域水道企業団について　vol．１」

名水百選にも選ばれた、島本町の売り・財産・誇りである島本町の地下水と、先般、６月議会でも質疑・討論で申しましたが、大阪府内の水道事業の状況において、避けては通れない議論をしなければならないことに、私自身の考えもありますが、結論ありきではなく、本当に島本町の将来、さらには未来を見据えて、住民の皆様にとってどうするべきことが一番ベストなのか、とことん議論をしていく必要があると、シリーズ化し、一般質問してまいります。

１．「島本町の地下水保全、水道事業」について。

(1)「第４次拡張事業」について。

現在の第４次拡張事業は平成 22 年度に届出されており、一応、計画目標年次の平成 27 年度。実際のところ、水道事業に関わる状況や、各報告等を伺っており、理解するところではありますが、本来ならば第５次拡張事業への認可を進めていかなければならない時期であると存じますが、進捗状況をお伺いします。

上下水道部長　それでは、伊集院議員からの一般質問について、ご答弁申し上げます。

まず、「第４次拡張事業について」でございますが、現在の第４次拡張事業につきましては、給水区域の拡張を要件に、目標年次を平成 22 年度、計画給水人口を３万 2,100 人、計画１日最大給水量を１万 3,400 ㎥として、平成 15 年２月に知事認可を受け、事業に着手し、鋭意、事業の推進を図ってまいりました。

しかしながら、節水器具の普及や、これまで増加傾向にあった給水人口がほぼ横ばいに推移するなど、水道事業を取り巻く環境の変化から、取水地点の変更及び浄水方法の変更を要件に目標年次を平成 27 年度に延伸し、計画給水人口を３万 2,100 人、計画１日最大給水量を１万 1,700 ㎥に下方修正し、平成 20 年６月に事業計画の変更を行い、また平成 22 年３月には給水区域の一部拡張を要件に軽微な変更に関わる届出を行い、現在まで事業推進に努めてきたところでございます。

その第４次拡張事業につきましては、平成 29 年度末までに大藪浄水場中央管理センターの更新を完了し、議員ご指摘の通り、目標年次である平成 27 年度からは遅れたものの、第４次拡張事業で予定していた工事については、ほぼ計画どおりに完了したところでございます。

今後につきましては、第二大藪取水井の供用を開始することに伴い、取水地点の変更を要件に第４次拡張事業の第２回目の変更を今年度に予定していることから、現在、大阪府と協議を進めており、今後も適切に水道事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　５年を目途に予定をされていたのかなと思っておるんですが、この基準などはあったのでしょうか。お伺いします。

上下水道部長　事業認可申請及び事業計画変更認可申請の際には、取水が確かかどうかの事情を明らかにする書類の添付が求められており、当時は大阪府水道企業よりの受水証明における期限との整合を図り、目標年次を設定したところでございます。

以上でございます。

伊集院議員　わかりました。受水証明書の関係上であるということで、理解いたしました。確かに、平成 22 年は島本町議会でもいろいろありました、９月・12 月議会にあがった大阪広域水道企業団の設立、この点の議論もありましたし、理解をするところです。

先ほどの答弁では、現在の第４次拡張事業の２回目の変更、今、大阪府と協議をされているようですが、いつ頃を目途に、どういう協議をされているのか、お伺いします。

上下水道部長　大阪府との協議内容についてでございますが、現在、大阪府健康医療部環境衛生課と、計画期間中の水需要の予測、人口、水量、それから取水地点の変更に伴う新設井戸の計画水量や水質及び目標年次の設定などについて、協議を行っているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員　わかりました。水需要の予測ですね、人口、水量。この点も、先ほどもありました西側の部分も関わってくるのか、ちょっとわかりませんが、ひとまず今の答弁をいただきまして、（2）の「地域水道ビジョン」、島本町の。この点に入っていきます。

平成 16 年６月に厚生労働省から「水道ビジョン」が公表され、平成 17 年 10 月、各水道事業者に対しても「地域水道ビジョン」を作成することが推奨されました。そして、50 年、100 年後の将来を見据え、平成 20 年改訂の「新水道ビジョン」も示され、島本町とされては平成 24 年７月版の、平成 24 年度から平成 33 年度が目標年次である「島本町地域水道ビジョン」を作成されておられます。

①全有収水量の約 84％を占めると言われる“生活用有収水量”は、給水人口や節水器具の普及、また節水意識の向上などの要因において、水量が減少しているという状況が

続いていますが、現在はどうか。数値もあわせてお伺いいたします。

上下水道部長　次に、「地域水道ビジョン」について、ご答弁申し上げます。

まず、「有収水量の状況について」でございますが、料金収入の対象となる水量である有収水量のうち、生活用有収水量（小口径水量）につきまして、過去５年間の実績で申し上げますと、平成25年度273万1,826㎥、平成26年度が268万4,810㎥、平成27年度で267万7,493㎥、平成28年度で265万6,652㎥、平成29年度では――見込みでございますが――265万5,890㎥という状況となっておりまして、議員ご指摘のとおり、節水器具の普及や節水意識の向上などの要因によりまして、平成25年度以降、減少傾向が続いておる状況でございます。

以上でございます。

伊集院議員　②“業務・営業用有収水量”と“工業用有収水量”も同様に伺います。それぞれ全有収水量に占める割合の数値もお伺いしたいと思います。有収水量全体の動きも伺います。

上下水道部長　次に、「業務・営業用有収水量と工業用有収水量、全有収水量に占める割合数値と有収水量全体の動きについて」でございますが、まず、業務・営業用有収水量（中口径水量）につきまして、過去５年間の実績と見込みによる全体有収水量に占める割合を申し上げますと、平成25年度で19万1,339㎥で6.1％、平成26年度で20万8,652㎥で6.7％、平成27年度で18万6,859㎥で6.2％、平成28年度で19万196㎥で6.3％、平成29年度の見込みでございますが、19万8,765㎥で6.6％という状況となっておりまして、特徴といたしましては、業務活動の状況により変動が見られ、平成27年度に減少したものの、それ以降は毎年度上昇している状況となってございます。

次に、工業用有収水量（大口径水量）につきまして、過去５年間の実績及び見込み、全有収水量に占める割合を申し上げますと、平成25年度で21万7,233㎥で6.9％、平成26年度で21万1,170㎥で6.8％、平成27年度で16万202㎥で5.3％、平成28年度で15万2,986㎥で5.1％、平成29年度見込みで15万6,087㎥で5.2％という状況となっておりまして、特徴といたしましては、企業における生産活動の状況により変動が見られており、平成25年度以降減少が続いておりましたが、平成29年度につきましては増加に転じておる状況でございます。

最後に、「有収水量全体の動きについて」でございますが、平成25年度が314万5,195㎥、平成26年度で310万8,679㎥、平成27年度で302万8,603㎥、平成28年度で300万6,216㎥、平成29年度見込みで302万4,310㎥という状況となっておりまして、平成25年度以降減少が続いておりましたが、平成29年度において増加に転じたところでございます。

以上でございます。

伊集院議員　では口径、大口口径、中口口径、その口径のほうの区分分けという、分類分

けですか、その点の基準をお教えください。

上下水道部長　各口径の分類についてでございますが、まず、小口径水量につきましては口径13㎜から25㎜でございます。中口径水量につきましては口径30㎜から50㎜、大口径水量につきましては口径75㎜以上となってございます。

以上でございます。

伊集院議員　昔は、島本町内も井戸が11ほどあったと思われますが、現在は9でしたか、そこからまた減っている状況でありますので、町内の井戸の経緯や状況ですね、お伺いいたします。

上下水道部長　現在、保有している井戸の本数と、これまでの経過についてでございます。

現在、本町の保有する井戸の本数につきましては、平成29年度末で6井となっており、また平成30年度において第二大薮取水井が供用できますことから、7井による自己水源の確保が可能となる予定でございます。

これまでの経過といたしましては、昭和34年当初から現在も取水しております水無瀬取水井をはじめ、昭和40年の第1次拡張事業から順次、大薮、門之内、天薬、溝田、国木原、馬渡、尾山、長田、堀込、鳥合と、井戸の本数を拡張しながら自己水源の確保に努めてきたところでございます。また、井戸の揚水量の低下や水質の悪化に伴いまして、平成29年度までの期間において廃井となりました井戸につきましては、門之内、尾山、溝田、馬渡、長田の5井でございます。

以上でございます。

伊集院議員　現在、5井廃止されて6井の中で経営されている状況ですが、この「ビジョン」の中の、③でお伺いしていきます。「財政収支の見通し」について、伺っていきます。計画ですね、この「島本町地域水道ビジョン」において、一つ、「収益的収支」についてです。

まず、収益的収支では、有収水量が減少傾向のため、収入が平成13年度から22年度実績からの推移で、約1億円ほど減少するというように記載されております。平成30年度と33年度を赤字が見込まれているという計画になっておりましたが、現状ではどうでしょうか。お伺いします。

上下水道部長　それでは、「地域水道ビジョン」におきます財政収支ということで、まず「収益的収支」における29年度の損益の対比と、平成30年度及び平成33年度での損益の見通しについて、ご答弁申し上げます。

「島本町地域水道ビジョン」での収益的収支の予測のうち、平成29年度の損益を461万1千円と見込んでおりましたが、平成29年度当期純利益は8,487万1千円となる見込みでございます。

なお、「島本町地域水道ビジョン」では、平成26年度における会計基準の変更前の数値ですが、変更前の当期純利益につきましては、長期前受金戻し入れを除く3,328万1

千円となります。いずれにいたしましても、給水原価の抑制により、予測を大きく上回る結果となりました。

また、平成30年度及び平成33年度での損益の見通しにつきましても、「島本町水道事業財政計画（平成30年度～平成33年度）」でお示しをさせていただいておりますとおり、収入増などによりまして黒字へと改善されるものと見込んでおります。

以上でございます。

伊集院議員　では、次に「資本的収支」について、お伺いします。

平成24年度以降は企業債の借り入れをせず、自己資金のみで運営されているという状況になっておりましたが、建設改良費は平均３億円程度――年間ですね――必要とされていました。平成22年度末の約15億円あった自己資金が、平成33年度末には約８億円になる見込みとなっておりましたが、この計画と現状についての分析・見解をお伺いします。

上下水道部長　続きまして、「資本的収支」について資金残高、平成29年度での見込みでの対比及び平成33年度末での資金残高の見通しについてでございます。

資本的収支の予測のうち、平成29年度の資金残高の見込みは９億5,395万８千円と見込んでおりまして、平成29年度での正味運転資金の見込みは９億6,649万２千円となりまして、約1,250万円上回る結果となっております。

また、平成33年度末での資金残高の見通しにつきましては、「島本町水道事業財政計画（平成30年度～平成33年度）」でお示しさせていただいておりますとおり、収入増により、大幅に増額となる見込みでございます。

以上でございます。

伊集院議員　それでは、その事業計画的なことをお伺いしていきます。

この「水道ビジョン」の中に、水道施設の診断で、ほとんどの施設ではマニュアルの件が記載されております。例えば、低区配水場でも「運転管理マニュアルが整備されていないため、維持管理が低い点数となっている」というような状況でした。すでに、この運転管理マニュアルは作成されていると思いますが、そのことによりまして、それぞれ指標を出していただいているんですが、総合の部分だけで結構なんで、このマニュアルが作成されれば、大変低い水準になっていたのが、どれぐらい指数が上がるのか。そこをお伺いします。

上下水道部長　配水池における運転管理マニュアルにつきましては、平成27年度におきまして、すべて作成済みとなっております。これによりまして、維持管理に関わります点数が25点から75点となりまして、50点上がる結果となってございます。

以上でございます。

伊集院議員　わかりました。それでは、その内容の中で、事業計画において施設整備事業や老朽化施設の計画的な更新、主要施設や主要管路の耐震化事業として年間約２億

5,700 万円の事業という形で、この「ビジョン」の中では計画されておりましたが、進捗状況、これまでの実績や状況についてお伺いします。

上下水道部長　施設整備計画についてのお尋ねでございます。

施設整備事業費におきます、平成 25 年度から平成 29 年度の５ヵ年での実績及び見込みでの総支出額で申し上げますと 16 億 8,647 万１千円で、年平均にいたしますと、約３億 3,729 万４千円の支出となってございます。主な事業の内容といたしましては、大薮浄水場送水施設整備、同高速凝集沈殿池整備、同管理棟耐震補強、同混和池等改修、同浄水池新設、同高圧受配電設備更新及び自家発電設備の新設、これにつきましては大阪広域水道企業団のほうへ工事委託したものでございます。また老朽配水管布設替えということで、事業としては行ったところでございます。

以上でございます。

伊集院議員　では、事業計画に基づき順次されているという状況です。

現在も続いている部分ですね、老朽配水管布設替えもありますけども、この配水管の整備について、要は特定財源なんかも含めた状況で説明をいただきたいと思います。

上下水道部長　それでは、配水管の整備についてでございます。

現在、老朽配水管――布設後 40 年以上経過している管路につきましては、計画期間を平成 26 年度から平成 35 年度とする「水道管路等更新計画」に基づき計画的な管路の更新及び耐震化に努めており、その財源につきましては、国の交付金といたしまして水道施設耐震化等事業のうち、水道管路緊急改善事業では給水収益に占める企業債残高が 300％以上であること、また老朽更新事業では資本単価が１㎥当たり 90 円以上が採択条件のため、本町の財政状況では採択が困難となりますことから、正味運転資金を活用している状況でございます。

以上でございます。

伊集院議員　一定、その水道事業の部分、財政的な計画で聞いていると、いい状況というか、いい部分かなという形になってきますけども、詳細の部分に入っていきますと、この後の建設改良積立金７億円から今回３億 8,800 万円を崩されておりますし、ちょっと決算や、この後の議案にかぶってきますので、ここで止めておきますが、今後の課題、先ほどもありましたように配水管の部分、送水管について、同じ整備について詳細をお伺いしたいと思います。

上下水道部長　それでは、送水管の整備について、ご答弁申し上げます。

送水管の更新及び耐震化につきましても、現時点では平成 36 年度以降、計画的に進めていく必要があるものと考えております。広瀬地区にあります大薮浄水場から、若山台地区にあります低区配水池へ水道水を送る管でございますが、事業の概要でございます。整備延長で約 2.7 ㎞、口径 600 ㎜の耐震管を新設する計画で、概算事業費といたしまして約 25 億円を見込んでおります。その財源につきましては、配水管と同様に、本町の財

政状況では国の交付金の採択が現状では困難となりますことから、正味運転資金等を活用する予定といたしております。

以上でございます。

伊集院議員　約25億円ほどかかるという部分であります。この点において、正味運転資金で活用していかなければならない島本町である、ということです。

２の部分を訊いていきますね、「大阪広域水道企業団」です。

３市５町１村と、先になりますが、統合決定も含めると、大阪府内10町村のうち６町１村が統合されます。先般も申しましたけど、意思表示ですか、されていない町村が河南町、熊取町、島本町の３町でした。うち一つは意思表示をされたという情報を伺いますが、この点、詳しく現状の情報をお教えいただきたいと思います。

上下水道部長　それでは、「大阪広域水道企業団」について、ご答弁申し上げます。

大阪府内構成団体におけます大阪広域水道企業団との統合につきましては、平成29年４月１日に四條畷市、太子町及び千早赤阪村の１市１町１村が、そして泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町の２市４町が平成31年４月１日の統合、能勢町が平成36年４月１日の統合に向けて事務が進められているところでございます。このことから、議員ご指摘のとおり、３市６町１村について統合の決定がなされており、構成団体のうち、町村では河南町、熊取町及び島本町の３町が大阪広域水道企業団との統合の決定がなされていない状況となっております。

しかしながら、河南町につきましては、大阪広域水道企業団に対し、平成33年４月の統合に向け、現在、検討中であるとの意思表示をされていると聞き及んでおるところでございます。

以上が、現時点での状況となってございます。以上です。

伊集院議員　では、河南町さんがそういう形で意思表示的な部分、その辺がどういうふうにしていいのかがよくわからないんですけど、要は、統合に至るまでの流れを確認いたしたいと思います。

上下水道部長　それでは、企業団との統合までの主な流れにつきまして、ご答弁申し上げます。

まずは、議会での参加表明が必要となってございます。議員全員協議会、各種委員会等での参加表明が必要ということでございます。それがなされましたら、次に覚書の締結ということになります。覚書の締結によりまして、企業団との統合に向けての詳細の検討・協議がなされていくということで、次に、その詳細な検討・協議の中で統合案を作成するということで、事務が進められます。まずは、統合素案ということで中間報告がなされ、次に統合案の素案の最終報告がなされるということでございます。この段階で、統合のメリットがない場合につきましては、統合検討の場から離脱ができるということでございます。覚書の締結＝統合ではないということが、確認されておるところでご

ざいます。

最終報告ということで、次の段階としまして統合案というものが取りまとめられます。その次に規約の変更ということで、議会の議決等の手続きが必要になってきます。まずは統合団体での規約の変更に向けましての議決、それから上記以外ということで、規約変更に伴います議会の議決が必要になるということでございます。

その後、基本協定の締結を行いまして統合へと進むわけでございますが、この一連の流れの中で、約３ヵ年を要するというふうに聞き及んでおります。

以上でございます。

伊集院議員　３ヵ年ほどかかると。確かに、たくさんのところの了解も得ないといけないですし、先ほどの順で行きますと、最初に議会での参加表明というのは、それは執行部さんが議会に持ってこられるというふうに受け止めていいんでしょうか。お伺いします。

上下水道部長　議会での参加表明につきましては、町長のほうから参加表明をしていただくという流れになってございます。

以上でございます。

伊集院議員　途中で、交渉がうまくいかなかったら離脱もできるという状況であるということは、伺いました。

では、その統合への意思表明、河南町も意思表示というんですかね、されたと。熊取町で言いますと、企業団水が 100%であるので、おそらく、そこの町さんにとってはメリットがあるんだろうというふうに思いますが、この統合することによってメリット・デメリット、一定、ちょっとお伺いいたします。

上下水道部長　大阪広域水道企業団との統合によるメリットということで、ご答弁させていただきたいと思います。

まずは、これまでの先行事例を踏まえてということで、大きく３点あると思います。まず１点目といたしましては、お客様サービスの維持向上に繋がるということでございます。２点目といたしましては、給水の安定性の向上に繋がるということでございます。３点目といたしましては、運営基盤の強化に繋がるということでございます。

運営基盤の強化の中では、定量的メリットといたしましては、施設整備において、施設の最適配置による一部施設の統廃合やダウンサイジングを行うことによりまして事業費の縮減が図れることができ、また府補助金を活用することによりまして、将来の水道料金の値上げを抑制することができるということでございます。定性的なメリットといたしまして、業務の一元化等による効率化や、企業団の持つ技術力や組織力の活用によりまして、非常時対応の充実及び技術継承の問題の解消等の効果が見込めるということでございます。

以上でございます。

伊集院議員　それでは、先ほど１において国のほうの補助金伺いましたが、この大阪府の

広域の部分の補助金ですね。府の補助金が出るというふうにお伺いしてますが、この説明を願います。

上下水道部長　それでは、府補助金の制度の概要について、ご答弁申し上げます。

府補助金とは、水道事業の統合に関わる国の交付金制度、水道事業運営基盤強化推進等事業に基づき交付されるもので、大阪府からの補助金、大阪府生活基盤施設耐震化等補助金のことでございます。補助金の対象となる事業でございますが、統合に向けての広域化事業及び運営基盤強化等事業でございます。

広域化事業につきましては、都道府県「水道ビジョン」に基づく圏域における事業であること、事業開始後５年以内に広域化を実現すること、３団体以上の広域化かつ総給水人口が５万人以上であること、資本単価が１㎥当たり 90 円以上であること、平成 36 年度までに着工すること、また計画期間は原則 10 年とし、平成 41 年度までの時限事業とするということでございます。交付率は３分の１となってございます。

また、運営基盤強化等事業につきましては、広域化事業に関わる対象施設の整備に要する事業費の総額を上限とし、広域化後の圏域において運営基盤を強化するために必要な施設の整備に関する事業となってございます。

以上でございます。

伊集院議員　あくまでも仮にですけど、仮に本町を含む３団体が企業団と統合する場合、本町の場合はその補助金、先ほどの採択では、国の採択には島本町、かすらないんですけども、この場合は活用できるのかどうか、お伺いします。

上下水道部長　仮に本町を含む３団体以上の団体が企業団と統合する場合において、本町が府補助金を活用できるか、ということでのお尋ねでございますが、本町におきましては、資本単価が１㎥当たり 90 円以上ということで、現在の状況でいきますと該当しない可能性はございます。また、府補助金のうち運営基盤強化等事業につきましては、企業団との統合を促進するための制度によりまして、企業団よりも優先的に活用することができまして、すべての団体が対象となりますが、平成 36 年度までに着工する必要がございます。

以上でございます。

伊集院議員　ということは、その運営基盤強化等事業の分の補助金だと活用できるという部分ですけど、優先的に活用できると。ちょっと私が解釈するには、早い者勝ちじゃないですけど、何か後になれば損するような状況になると思うんですけど、その点、端的にお伺いします。

上下水道部長　府補助金の活用について、特に運営基盤強化等事業についてでございますが、当運営基盤強化等事業につきましては、統合するすべての団体が対象ということになるというのが一つと、ただし運営基盤強化等事業につきましては、広域化事業費が上限ということで定められているということで、統合する団体、特に 10 万人以上の都市が

含まれる場合には、この活用にあたってはリスクというか、減少するということもございますので、統合する団体の状況、また統合する時期によって、一定、活用にあたっては減少する傾向にあるというところでございます。

以上でございます。

伊集院議員　10 万人以上の団体さん達とすると、またちょっと違ってくるという状況です。こういったことを考えた場合は、ほんとにどうしていくかという部分、今後、送水管だけで約 25 億円必要になってくるという状況であります。

今後の企業団の統合に向けた当面のスケジュールというのは、お伺いできますか。

上下水道部長　現時点でわかる範囲ということでございますが、平成 33 年４月の統合に向けまして、本年 10 月に統合に向けての検討・協議に関する覚書の締結が予定されているというふうに伺っております。

以上でございます。

伊集院議員　ほんとに島本町にとって大切な水ですし、このままずっと島本町の地下水が使えればいいなとは思うんですが、町長は、ご就任されてから大阪広域水道企業団の首長会議に出られていると思いますけど、何回ほど出席されましたか、お伺いします。

山田町長　平成 29 年度については３回開催されておりまして、３回とも出席をしております。平成 30 年度に入ってからは、現在１回開催されておりまして、そちらにも出席しております。

以上でございます。

伊集院議員　首長会議というのは、府内 43 市町村の大阪市以外が皆さん属して、42 市町村、各町長さん達、市長さん達が出られていると思いますけど、雰囲気的には堅いんですかね。ちょっと私も企業団の議会は出席したことがあるんですが、首長会議のほうが大変重要な課題をされていくというふうにお聞きしてます。平成 28 年に私、企業団での一般質問をさせていただいておりますが、このときに、もし島本町の――重要な内容というのは関わってくること、どういうことを議論されるかということをお訊きしましたが、その点は今のところ出たりしておりますかどうか、お伺いします。審議事項です。

山田町長　特段、本町に関しまして何か議題にあがったとか、そういったことはございませんし、私のほうからも、過去４回の出席においては、特別に発言をしたこともございません。

以上でございます。

伊集院議員　結局は料金改定とか、水源計画とか、そういう話を重要にされるという部分ですから、今、統合が始まっていっているという状況なので、大きな内容の話がそんなに今の時点ではないんだろうと思います。

では、いったん担当部でおわかりだったら教えていただきたいんですけど、以前私、一般質問させてもらったときに、自己水の部分、千早赤阪村が２ヵ所保有されている自

己水の中、１ヵ所が廃止されるという状況だったんですが、この後どうなっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。それともう１点、もし、おわかりだったらですけど、当時、企業団水の市町村は 11 団体、31 団体が自己水を保有されていたと。その現状が変わっていないかどうか、もしおわかりでしたら、その点もあわせてお伺いします。

上下水道部長　それでは、平成 29 年４月に統合されました千早赤阪村におかれます自己水の状況についてでございます。企業団との統合に関する協議・検討時におきましては、２ヵ所のうち１ヵ所については水源水量の低下や水質悪化などのおそれがあることに加えまして、今後の施設更新費用が経営を圧迫することから、千早赤阪村との協議の結果、廃止することとなっておるとのことでございましたが、平成 38 年度に企業団へ切り替える予定と伺ってございます。

また、企業団水の受水 100%、それから自己水を保有している団体との計数でございますが、現時点でも変わってはございません。

以上でございます。

伊集院議員　今後、もし島本町単独だけで水道やっていくのが難しいという状況になるのか、この点、ちょっと決算の時期に質問しましたので、数値的に詳しくは言いませんけども、厳しい状況になっていくと思いますので、本当に議論をしていかなければならないと思っております。

例えば、島本町は平成 22 年に広域企業団設立し、意見が言える状況で参加はしております。統合するというのは別として、参加をさせてもらっておりますが、ここで議論していくのに首長会議で、もし島本町が町村で単独一人、単発で残ってしまっているという孤立の部分を考えますと、島本町の意見というのを主張していこうとすると、再議により必要な賛成の人数が必要だというふうに伺っております。町長、それはどれぐらい必要かとおわかりでしょうか。要は、首長会議の再議において、どれだけの賛成が必要であるかということ、おわかりでしたらお教えください。

上下水道部長　お尋ねの首長での再議についてでございますが、３分の２以上の賛成が必要ということでございます。

以上です。

伊集院議員　再議により、３分の２の賛成が必要になってきます。こういった承認の必要性もありますし、要は町長、首長会議というのは町長しか出られない部分がありますので、できれば、その規約等も頑張って読んでいただきたいと思います。

今後、今の「地域水道ビジョン」、これが平成 33 年度までという計画になっていると思います。そろそろ次の計画を立てていくのかどうか。最後にそこをお伺いし、また続投をしていきたいと思いますので、今、平成 33 年度までの目標年次になっている部分は、次、またこのビジョンを作成されますか。また、そうすると、どの時期から事務処理に入られるか、お伺いします。

上下水道部長　お尋ねの「島本町地域水道ビジョン」につきましては、10 年計画ということでございまして、現計画が平成 24 年度から平成 33 年までの 10 年間ということで策定させていただいたものでございます。次期計画といたしましては、平成 34 年から平成 43 年までの間、また 10 年間ということで、今後、策定する必要があるというふうに認識をしておりまして、平成 32 年度には、次期策定に向けて事務を進めていく必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

伊集院議員　わかりました。この次期の計画を立てるにも、どうしていくのかという議論もしていかなければならないと思いますので、今後ともシリーズでさせていただきます。

現状の次の期になりますと、約 25 億円ほどの送水管事業にも費用がかかってくるという状況であるということ、その点を今後議論していきたいということを申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。

川嶋議長　以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日９月４日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、明日９月４日を休会とすることに決定いたしました。

本日はこれをもって延会とし、次会は９月５日午前 10 時から会議を開きます。

長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

（午後６時１７分　延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

一　般　質　問

戸田議員　１．性同一性障害ＧＩＤの生き方を支える
～高度な個別的対応を求めて～
２．その香り、必要ですか？
～人工的な香りの害から子どもを守ろう～
３．建築設計者の選定はプロポーザル方式で
～国土交通省の見解と国際基準～

福嶋議員　１．災害発生時の学校・園・所の対応
２．防災服等の装備は適切か？
３．島本町の光害低減に向けて照明調達方針を問う
４．総合計画の分野別計画との関係を問う

河野議員　１．旧道路公団寄付金（補償金）使用実績・今後の計画を問う
２．地下水１００％の水道―府内自治体の自己水保有状況を問う
３．大阪北部地震被害―やまぶき園等の被災者支援を問う
４．急がれる第四保育所耐震化、保育士確保策等を問う

岡田議員　１．若山台調整池の凍結について
２．災害時の備蓄品に液体ミルク

村上議員　１．島本町内における今後の土地活用について
２．その後のＪＲ島本駅西地区の開発について

大久保議員　１．島本町における自主防災組織と防災体制について
２．島本町における保健所行政の周辺自治体との連携について

清水議員　１．災害に対する危機管理について
２．大阪北部地震の対応について

中田議員　１．駅西の業務代行予定者募集に係る事業提案書の情報公開について
２．島本町自然環境調査等業務報告書に昆虫類の確認種リストが掲載されていなかった件について
３．駅西タウンミーティングについて
４．島本町の都市農地について

伊集院議員　島本町の地下水保全と大阪広域水道企業団について vol. 1

平成３０年

島 本 町 議 会 ９ 月 定 例 会 議　会 議 録

第　２　号

平 成３０年　９月　５日（水）

島本町議会９月定例会議　会議録（第２号）

年　月　日　　平成３０年9月５日（水）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田　淳	２番	大久保　孝幸	３番	東田　正樹
４番	平井　均	５番	河野　恵子	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	中田　みどり	11番	野村　篤	12番	伊集院　春美
13番	福嶋　保雄	14番	村上　毅		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	副町長	小田　哲史	教育長	持田　学
総合政策部長	北河　浩紀	総務部長	由岐　英	健康福祉部長	原山　郁子
都市創造部長	名越　誠治	都市創造部理事	柏木　栄一	上下水道部長	水木　正也
消防長	近藤　治彦	教育こども部長	岡本　泰三	会計管理者	永田　暢

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	村田　健一	書記	小東　義明

議事日程第２号

平成３０年　９　月　５　日（水）午前１０時開議

日程第１　第　７　号報告　平成２９年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第２　第　８　号報告　平成２９年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について

日程第３　第　９　号報告　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の専決処分について

日程第４　第５８号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第５　第５９号議案　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第６　第６０号議案　工事請負契約の締結について（平成３０年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事）

日程第７　第６１号議案　工事請負契約の締結について（島本町衛生化学処理場解体工事）

日程第８　第６２号議案　平成２９年度島本町水道事業剰余金の処分について

日程第９　第６３号議案　島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

日程第10　第６４号議案　島本町立幼稚園設置条例の一部改正について

日程第11　第６５号議案　島本町立キヤンプ場設置条例の廃止について

日程第12　第６６号議案　平成３０年度島本町一般会計補正予算（第２号）

第６７号議案　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

第６８号議案　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第６９号議案　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

第７０号議案　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

第７１号議案　平成３０年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）

日程第13　第　１　号認定　平成２９年度島本町一般会計歳入歳出決算

第　２　号認定　平成２９年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

第　３　号認定　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

第　４　号認定　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
第　５　号認定　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
第　６　号認定　平成２９年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
第　７　号認定　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
第　８　号認定　平成２９年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
第　９　号認定　平成２９年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
第１０号認定　平成２９年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
第１１号認定　平成２９年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
第１２号認定　平成２９年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
第１３号認定　平成２９年度島本町水道事業会計決算

（午前１０時００分　開議）

川嶋議長　おはようございます。

前会に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

（午前10時00分～午前10時35分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

執行部が台風第21号による災害対応を行っている状況を鑑み、先ほどの議会運営委員会にて確認いただきましたとおり、本日の会議はこれをもって延会とし、明日９月６日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日９月６日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。ご苦労様でございました。

（午前１０時３５分　延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

※付議事件なし

平成３０年

島 本 町 議 会 ９ 月 定 例 会 議　会 議 録

第　３　号

平 成３０年　９月　６日（木）

島本町議会９月定例会議　会議録（第３号）

年　月　日　　平成３０年9月6日（木）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田　淳	２番	大久保　孝幸	３番	東田　正樹
４番	平井　均	５番	河野　恵子	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	中田　みどり	11番	野村　篤	12番	伊集院　春美
13番	福嶋　保雄	14番	村上　毅		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	副町長	小田　哲史	教育長	持田　学
総合政策部長	北河　浩紀	総務部長	由岐　英	健康福祉部長	原山　郁子
都市創造部長	名越　誠治	都市創造部理事	柏木　栄一	上下水道部長	水木　正也
消防長	近藤　治彦	教育こども部長	岡本　泰三	会計管理者	永田　暢
教育こども部次長	川畑　幸也	教育こども部次長	安藤　鎌吾	都市創造部都市整備課長	橋本　祐一
都市創造部環境課長	三浦　了	上下水道部工務課長	梅若　英夫	教育こども部生涯学習課長	南田　篤志
都市創造部環境課参事	吉田　夏樹	都市創造部環境課参事	濱田　昌吾		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長　妹藤　博美　　書　　記　村田　健一　　書　　記　小東　義明

議事日程第３号

平成３０年　９　月　６　日（木）午前１０時開議

日程第１　第　７　号報告　平成２９年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第２　第　８　号報告　平成２９年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について

日程第３　第　９　号報告　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の専決処分について

日程第４　第５８号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第５　第５９号議案　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第６　第６０号議案　工事請負契約の締結について（平成３０年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事）

日程第７　第６１号議案　工事請負契約の締結について（島本町衛生化学処理場解体工事）

日程第８　第６２号議案　平成２９年度島本町水道事業剰余金の処分について

日程第９　第６３号議案　島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

日程第10　第６４号議案　島本町立幼稚園設置条例の一部改正について

日程第11　第６５号議案　島本町立キヤンプ場設置条例の廃止について

日程第12　第６６号議案　平成３０年度島本町一般会計補正予算（第２号）

第６７号議案　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

第６８号議案　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第６９号議案　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

第７０号議案　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

第７１号議案　平成３０年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）

日程第13　第　１　号認定　平成２９年度島本町一般会計歳入歳出決算

第　２　号認定　平成２９年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

第　３　号認定　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

第　４　号認定　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
第　５　号認定　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
第　６　号認定　平成２９年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
第　７　号認定　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
第　８　号認定　平成２９年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
第　９　号認定　平成２９年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
第１０号認定　平成２９年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
第１１号認定　平成２９年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
第１２号認定　平成２９年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
第１３号認定　平成２９年度島本町水道事業会計決算

（午前１０時００分　開議）

川嶋議長　おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

さて、職員の皆様におかれましては、連日の災害対応、本当にご苦労様でございます。また、報道等でもご承知のとおり、台風の被害による死傷者がおられます。亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました方々にお見舞い申し上げる次第でございます。

それでは、本日の議事に入ります。

日程第１、第７号報告　平成29年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

なお、本案については質疑を省略いたしますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇）　それでは、第７号報告　平成29年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の７の３ページでございます。

１の「健全化判断比率」についてでございます。

まず、「実質赤字比率」についてでございますが、実質赤字比率につきましては、地方公共団体の主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものでございますが、赤字額は生じていないことから、バーで表記いたしております。

次に、「連結実質赤字比率」についてでございます。連結実質赤字比率につきましては、各財産区特別会計を除くすべての会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものでございますが、これにつきましても赤字額は生じていないことから、バー表記となっております。

次に、「実質公債費比率」についてでございます。実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する実質的な返済額の大きさを、財政規模に対する割合の３ヵ年平均で表したものでございますが、算定結果につきましては 4.3％となっており、前年度より1.3ポイント改善しております。

次に、「将来負担比率」についてでございます。将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担すべき負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したものでございます。実質的な負債額より、その負債に充当可能な財源が上回っているため、バー表記となっております。

次に、２の「資金不足比率」についてでございます。

資金不足比率につきましては、公営企業会計の資金不足の状況を表すものでございますが、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計におきまして資金の不足額がないことから、バー表記となっております。

以上、まことに簡単でございますが、第７号報告の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

川嶋議長　以上で、第７号報告については報告を承ったものといたします。

日程第２、第８号報告　平成29年度島本町教育委員会の点検・評価にかかる結果報告についてを議題といたします。

なお、本案については質疑を省略いたしますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

教育こども部長（登壇）　それでは、第８号報告　平成29年度島本町教育委員会の点検・評価にかかる結果報告につきまして、ご説明申し上げます。

本報告につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第１項におきまして、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定をされております。

具体的にどのような形で点検・評価を行うのか、また報告書の様式、議会への報告の方法などにつきましては、各教育委員会の独自性にゆだねられておりますが、本町教育委員会におきましては、毎年、年度末に翌年度の町の教育にかかる重点目標を定めており、この「島本町教育・保育重点目標」の項目ごとに点検・評価シートを作成し、具体的な取り組み状況を点検のうえ、評価を行っております。

また、点検・評価の実施にあたりましては、「教育に関し学識経験を有する者の知見」を活用することとなっておりますことから、学校教育関係につきましては、昨年度に引き続き大阪成蹊大学副学長の三村教授、また生涯学習関係につきましても、昨年度に引き続き京都ノートルダム女子大学の岩崎教授から、助言をいただいております。

両名の学識経験者からは、就学前児童への対策、学校運営にあたってのＰＴＡや地域との連携、道徳教育のさらなる充実、学校図書館と町立図書館の連携などの指摘、助言をいただきました。

これらいただきました助言につきましては、今後の教育・保育施策や目標設定の段階で、現行施策の見直しも含めて検討し、今後の施策に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、助言いただきました内容を踏まえ点検・評価結果報告書を作成し、今回、提出させていただいたもので、今後、町ホームページでも公表する予定といたしております。

最後に、点検・評価にかかる今後の取り組みにつきましては、学識経験者からのご意見を踏まえ点検・評価結果を分析し、今後の教育・保育重点目標及び諸施策に反映させ

るとともに、継続して課題となっている事業等については早期に解決できるよう、迅速かつ計画的に取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

川嶋議長　以上で、第８号報告については報告を承ったものといたします。

日程第３、第９号報告　平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の専決処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長（登壇）　おはようございます。それでは、第９号報告について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、平成30年７月豪雨の影響により、山崎ポンプ場雨水沈砂池内に土砂が堆積し、ほぼ満杯となり、現状のままでは雨水ポンプの作動に影響が生じることが予想されるため同沈砂池内の土砂等の浚渫を、また平成30年７月５日での町立人権文化センター付近の町道水無瀬山崎幹線における道路面の沈下の確認等により、公共下水道島本１号汚水幹線管渠の内部等の状況を確認した結果、老朽化が著しく更新が必要との判断から、早急に管渠の布設替えを実施いたしたく、工事に関する歳入歳出予算の補正を、「地方自治法」第180条第１項及び「町長の専決事項の指定について」の規定に基づき、平成30年８月１日付けで専決処分としたものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、ご説明いたします。議案書の９の３ページをご覧ください。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億2,791万７千円としたもので、款項別の内容は９の５ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第２条の地方債の変更につきましては、９の７ページの「第２表　地方債補正」にお示ししております。

それでは詳細につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。９の11ページをご覧ください。「歳入」でございます。

第５款　繰入金、第２項　基金繰入金、第１目　財政調整基金繰入金1,400万円の増額でございますが、収支の調整を図るものでございます。

第６款　町債、第１項　町債、第１目　下水道債900万円の増額につきましては、島本１号汚水幹線布設替え工事に関わる特定財源でございます。

続きまして、９の12ページの「歳出」でございます。

第１款　下水道費、第１項　下水道総務費、第１目　一般管理費、第15節　工事請負費1,350万円の増額につきましては、山崎ポンプ場雨水沈砂池浚渫工事に関わるもので、災害復旧として実施するものでございます。

なお、本工事につきましては、契約期間を８月17日から９月28日とし、町内業者と

随意契約を締結しておりまして、山崎ポンプ場雨水沈砂池内の土砂等の場外搬出につきましては、すでに完了いたしてございます。

第１款　下水道費、第２項　下水道整備費、第１目　下水道建設費、第 15 節　工事請負費 950 万円の増額につきましては、島本１号汚水幹線布設替え工事に関わるもので、緊急対策として実施するものでございます。

なお、本工事につきましては、契約工期を８月 29 日から 11 月９日とし、町内業者と随意契約を締結しております。工事概要でございますが、工事延長として約 25m、口径 900 ㎜で、管種はヒューム管から耐蝕性のあるＦＲＰ管へと変更し布設替えを行うもので、割り込み人孔として２号人孔１ヵ所を設置、舗装復旧面積としては約 200 ㎡となってございます。工事期間中は交通整理員を２名以上配置し、昼夜間において片側交互による交通規制を予定しており、工事中の安全対策には万全を図る所存でございます。

以上、簡単ではございますが、平成 30 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の専決処分の説明を終わらさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本報告に対する質疑を行います。

戸田議員　災害への対策に、まず、お礼申し上げます。

質問いたします。沈砂池内の土砂堆積についてです。容量が 150 立米、そして浚渫対象土砂量が 140 立米と認識しています。ほぼ満杯という状況かと思います。台風 20 号の前に、すでに満杯になっていたと思っています。前回、いつ浚渫されましたか。主に７月豪雨で満杯になったものなのか、それとも長年の蓄積によって満杯になったのか。近年、記録的な大雨・集中豪雨が続いていますが、暗渠、しかも古い沈砂池の土砂堆積量を日常業務において確認する際、どのような作業をされているか、あるいはシステムはどのようになっていますか。

２点目、ポンプの稼働についてです。８月 10 日、現地にて説明を受け、２基をフル稼働させたと口頭で説明を受けました。稼働状況について説明を求めます、７月豪雨のときの稼働状況です。

山崎ポンプ場は、ポンプ４基を設置する計画で建てられ、粗め・細めスクリーン、沈砂池など、すべてそのような仕様になっていると思います。上流域の東大寺・山崎地区の雨水管整備状況や、町内、他の下水道公共事業との兼ね合いを見ながら、特定財源の確保に努め、残りの２基を追加するという方針であったと思いますが、この認識に間違いはありませんか。

しかし、近年の記録的豪雨の頻度を考えると、このままでは心配です。内水被害を避けるためには、あと二つ、急ぎポンプを設置する必要があると思いますが、いかがでしょうか。周辺自治会からの積年の……（「専決と関係してない」と呼ぶ者あり）……要望でもあります。見解をお示しください。

１点目の質問、以上です。

（「集中できないのでやめてください」「専決と関係あらへんやろ」
「そういうヤジは」「あります」他、議場内私語多し）

川嶋議長　議案の範囲内での答弁、よろしくお願いします。

上下水道部長　それでは、戸田議員のご質問に、順次ご答弁いたします。

まず、沈砂池内の土砂の堆積等についてのご質問でございますが、前回に実施いたしましたのは、平成11年度に実施をいたしてございます。それ以降は実施していないことから見れば、今回の豪雨、長雨によりまして影響があったものと認識をしてございます。

それと、山崎ポンプ場の管理等でございますが、日常管理につきましては専門業者に委託をしておりまして、特に雨水ポンプの施設関係では日常点検を毎月４回実施し、台風や降雨の後につきましては、目視ではございますが、施設の点検を実施し、安全確認を行うとともに、簡易な清掃作業を実施しておるということでございます。

引き続きまして、ポンプの稼働についてでございます。運転時間で申し上げますと、１号雨水ポンプが７月５日から７月７日の３日間で約14時間、稼働してございます。２号雨水ポンプが同じく３日間で約11時間稼働してございまして、２台で延べ約25時間の稼働となってございます。

それから、ポンプの計画等でございますけども、現在は山崎一丁目・二丁目地区などを排水区域としております公共下水道山崎雨水幹線の整備に向けまして、計画的に整備をするということで予定しております。本年度につきましては実施計画を行いまして、平成31年度から工事に着手する予定としてございます。

なお、整備にあたりましては、国の交付金を活用しながらということで考えてございます。また、この雨水幹線の整備にあわせましてポンプの増設についても検討することとして、今、予定をしているものでございます。

山崎ポンプ場におきます雨水ポンプの増設でございますが、本町の水無瀬川左岸地域における浸水対策としての重点課題の一つであると認識をしてございまして、その整備時期等につきましては、公共下水道山崎雨水幹線の整備状況を踏まえるとともに、その財源確保が必要になるものと考えてございます。

以上でございます。

川嶋議長　専決にかかる質疑の内容として、また内容も簡潔に質疑をお願いいたします。

戸田議員　はい。ポンプは現在２基、しかし、４基分の８槽がすべて満杯になる、沈砂池はすべて満杯になるという、そういう状況でした。従って、鋭意計画どおりに進めていただき、ポンプをあと２基増やすということ、必要だと思っております。

次に、桂川流域に設置されているゲートの開閉について問います。今回も５年前の９月の台風18号であったかと思いますが、そのときもゲートは閉めておられないと認識しています。かつて、ゲートを閉めるほど桂川の水位上昇が懸念されたことは……。

川嶋議長　専決にかかる質疑の内容で、お願いします。拡げすぎないようにお願いします。

戸田議員　ゲートの開閉について、マニュアルや基準などがあるのか。かつて経験したことがない対応が求められていますが、職員にも委託業者にも全く経験値がないのが不安であるということで、確認しておきます。

次に、バックウォーターについての認識です。これに関しては、バックウォーターのメカニズムを問うておきたいと思います。詳細については、また委員会でも問うことができますので……。

川嶋議長　専決にかかる質疑の内容で、お願いいたします。

戸田議員　私の認識では、十分に関連があると思っていますけれども……（「関連あるか」と呼ぶ者あり）……、議長からご指摘を受けましたので、委員会で問う等、配慮したいと思います。答弁をお願いいたします。

上下水道部長　それでは、現在、桂川に設置しておりますゲートの件について、ご答弁申し上げます。

ゲートの操作等につきましては、「淀川水系桂川山崎ポンプ場放流渠樋門操作要領」に基づきまして、運転管理を行っているものでございます。

それと、バックウォーターの認識ということでございますが、バックウォーターとは、下流川の水位の変化の影響が上流側に及ぶ現象ということで認識をしております。

以上でございます。

戸田議員　今回の浚渫がもし適切に行われていなければ、土等がポンプに引っかかり、ポンプが稼働しなくなるという、そういう懸念があったわけです。従って、沈砂池の浚渫とポンプの稼働、それに伴う桂川流域との水位の関係、これらは十分以上に関連していると思います。ハード面、ソフト面の充実を求めて確認した質問でした。

以上で、最後の３問目の質問は委員会にて行います。以上です。

川嶋議長　ほかに質疑ありませんか。

岡田議員　職員の皆さん、連日、本当にありがとうございます。お礼申し上げます、ありがとうございます。

簡単に質問させていただきます。山崎ポンプ場のほうは、すでに完了したという報告を聞いておりますが、島本１号汚水のほうが現状、遅れている状況になっているかと思いますが、この遅れている原因の一つは何かということを教えていただきたいということと、それと、そちらからいただいた資料の中には 29 年の 10 月に破損、30 年の７月５日にも破損が発生というふうにお聞きしてますが、一番最初に破損があるということを見つけられたのは、いつに見つけられたんでしょうか。

（「すでに議論終わってる」「それはいい」「遅れてるから」他議場内私語多し）

上下水道部長　それでは、岡田議員からのご質問でございます。

まずは、山崎１号汚水幹線の布設替え工事に伴います進捗状況ということでございますが、先ほども提案説明の中でもご説明をさせていただいたところでございますけども、

本工事につきまして町内業者と随意契約をしたということで、一応、契約工期といたしましては８月 29 日から 11 月９日ということで事務を進めておるところでございます。

現在の進捗といたしましては、施工業者によりまして、施工計画等の作成ということで検討されているという状況ということと、それと実際に現場に入るにあたりましても、今回、ヒューム管からＦＲＰ管に管種を変更するということで、このＦＲＰ管の材料の調達に関しまして非常に時間がかかるということで、実際、現場に入るのは、しばらく時間がかかるんじゃないかというふうに認識をしておるものでございます。

それと、今回の工事に関連するということで、１号汚水幹線管渠の破損の確認の状況ということでございますが、各議員の皆様のほうに別途に参考資料ということで図面等をお示しさせていただいてございますが、その中でも記載をさせていただいてございますけども、この事案に関しましては、平成 29 年の 10 月 25 日に、第１回目に破損を確認したということでございます。それにつきましては、同年の 12 月 22 日に一部は布設替えをして対応をしたところでございますけども、それ以降、本年に入りまして、７月５日、それから７月 17 日、また、そういう破損を確認したということで、今回の工事の発注ということで事務を進めさせていただいておるものでございます。

以上でございます。

川嶋議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第９号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第４、第 58 号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第 58 号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、現委員の任期満了に伴い、新たに任命するものでございます。

今回、任命の同意をお願いいたします森田美佐氏につきましては、現委員の中川依里氏が平成 30 年９月 30 日付けで任期を満了されることにより、新たな委員として任命するものでございます。

任期につきましては、平成 30 年 10 月１日から平成 34 年９月 30 日までの４年間でございます。

なお、森田氏の略歴につきましては、58 の２ページに記載させていただいておるとおり、平成 27 年３月に立命館大学文学部を卒業され、同年 10 月には英語リトミック mominoki を立ち上げられ、平成 28 年４月からは社会教育委員に就任いただいておりま

す。また、平成29年６月から株式会社リクルートスタッフィングにお務めでございます。

このほか、町内で初めてとなる子ども食堂mominokiを立ち上げられたほか、小学生のお子さんの保護者でもあり、教育委員として適任者であることから、今回、同意をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第58号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第58号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第５、第59号議案　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第59号議案　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、任期満了に伴い再任するものでございます。

今回、選任の同意をお願いいたします森正博氏につきましては、平成７年12月から公平委員会委員をお願いし、現在、６期目でございます。

新たな任期につきましては、平成30年10月１日から平成34年９月30日までの４年間でございます。

なお、森氏の略歴につきましては、59の２ページに記載のとおり、昭和46年３月に立命館大学法学部を卒業後、昭和50年４月に鎌倉法律事務所、昭和55年４月からは梅田法律事務所にお務めされ、昭和63年10月には森正博法律事務所を開設され、弁護士

として活躍されており、公平委員として適任者であることから、再任について議会の同意をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第59号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第59号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第６、第60号議案　工事請負契約の締結について（平成30年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市創造部長（登壇）　それでは、第60号議案　工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本契約の締結につきましては、平成30年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事の契約で、契約業者が確定しましたことから、議会の同意をお願いするものでございます。

まず初めに、本工事の大きな概要でございます。本工事は、ごみ処理施設の老朽化による能力低下を回復し、適正な能力の維持を図るものであり、本町が施設を操業するにあたり必要と考える箇所において、改修を行うものでございます。

それでは、議案書60の２ページの次に添付しております、第60号議案資料をご覧ください。

「１．工事の概要」につきましては、記載のとおりでございます。

次に、「２．契約の概要」でございます。

今回の契約にあたりましては、プラントメーカー以外の業者が受注することとなれば

責任の所在がわからなくなり、施設の性能が保証されないおそれがあるため、「地方自治法施行令」第167条の２第１項第２号、競争入札に付することが適さないものとして、随意契約により、議案参考資料１ページに添付しております「工事請負契約書」のとおり、大阪市此花区西九条五丁目３番28号　エスエヌ環境テクノロジー株式会社　代表取締役　下田栖嗣氏と、本年８月10日付け、契約金額１億4,271万1,200円で仮契約を締結したものでございます。

続きまして、工事の内容でございます。

資料２ページをお開きください。「議案参考資料１　工事概要書」でございます。３ページが目次、４ページから６ページまでが総則、７ページから11ページまでに本改修工事の具体的な仕様を記載しております。

続きまして、12ページをお開きください。「議案参考資料２　ごみ焼却処理施設フローシート（施工位置図）」でございます。着色いたしております部分が、ごみ焼却処理施設の改修工事を実施する箇所でございます。

まず、図面左部分の上下部にあります「耐火材補修工事」でございます。こちらは、１号・２号の焼却炉において、年間を通しての運転で高温にさらされ、焼損した箇所並びに膨張・収縮により破損し、損傷を受け、脱落・欠落した箇所の補修工事を行い、機能の回復を図るものでございます。

次に、図面左部分の上下部にあります「ガス冷却用配管補修工事」でございます。こちらは、経年劣化により腐食している１・２号炉のガス冷却用配管の取り替えを行い、機能の回復を図るものでございます。

次に、図面右部分の上部にあります「混合薬剤吹込装置補修工事」でございます。こちらは、経年劣化により磨耗損傷しているロータリーバルブ及び減速機付モーターの交換を行い、機能の回復を図るものでございます。

次に、図面中央の上部にあります「１号空気予熱器補修工事」でございます。こちらは、経年劣化による腐食により穴あきが発生している１号空気予熱器の伝熱管チューブの取り替えを行い、機能の回復を図るものでございます。

次に、図面右部分の上下部にあります「バイパスダクト取り替え工事」でございます。こちらは、経年劣化により磨耗損傷している１・２号反応塔出口部から、ろ過式集塵機出口部のバイパスダクトの取り替えを行い、機能の回復を図るものでございます。

次に、図面右部分の上下部にあります「バイパスダンパー（出口部）取替工事」でございます。こちらは、経年劣化により変形、歪み及び腐食が進行している１・２号バイパスダンパー（出口部）の取り替えを行い、機能の回復を図るものでございます。

最後に、図面右部分の下部にあります「２号誘引送風機本体ケーシング更新工事」でございます。こちらは、経年劣化により腐食している誘引送風機本体ケーシングの更新を行い、機能の回復を図るものでございます。

続きまして、13ページをお開きください。「議案参考資料３　粗大ごみ処理施設フローシート（施工位置図）」でございます。こちらも着色いたしております部分が、粗大ごみ処理施設の改修工事を実施する箇所でございます。

まず、図面中央にあります「破砕機補修工事」でございます。こちらは、経年劣化により磨耗損傷している上部軸受部のハウジング、カキ板の交換及びローターテーブル周縁の磨耗損傷箇所の肉盛り補修を行い、機能の回復を図るものでございます。

次に、図面中央部分にあります「排出コンベヤ補修工事」でございます。こちらは、経年劣化により磨耗損傷しているコンベヤ及び駆動部品の交換を行い、機能の回復を図るものでございます。

最後に、図面右部分にあります「トロンメル補修工事」でございます。こちらは、経年劣化により磨耗損傷している減速機付モーター及び駆動部品の取り替えを行い、機能の回復を図るものでございます。

続きまして、１４ページからの「議案参考資料４　補修履歴」でございます。14ページから16ページにかけましては「焼却処理施設」の補修履歴を、17ページから19ページにかけましては「粗大処理施設」の補修履歴を、参考資料として添付しております。

本工事は、ごみ処理をしながら工事を施工することとなりますので、工事関係者とも十分連携を図り、ごみを直接搬入される住民の方はもとより、ごみ処理に携わる職員への安全対策には万全を期し、施工いたす所存でございます。

なお、工期につきましては、議決いただきました日から平成31年３月29日までを予定いたしております。

以上、簡単ではございますが、第60号議案　工事請負契約の締結についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願いいたします。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員　議案審議に際して、例年のように現場を訪問しましたが、毎回思うことは、場内、行き届いた清掃と、整然とした整備状況であるということです。改めて感謝いたします。

場長の後継者の育成は、町の責務と考えています。包括的な民営委託は、現時点では、あまり現実的ではなく、安心して勇退いただける環境を整えるべきであると。今回、どこをどのように改修工事をされるかという、この選択において、そのことを大変強く感じました。今回のような例年の改修工事箇所の選定はもちろん、日常業務や精密機能検査、現場における作業と指揮、各事業者への対応など――これは工事請負契約も含まれるわけですが、経験的に職員が学ぶ必要があると思いますが、いかがでしょうか。

都市創造部長　それでは、場長を含め後継職員の育成に関するご質問でございます。

清掃工場につきましては、平成 22 年７月１日から非常勤嘱託職員として勤務してお

り、すでに８年が経過いたしております。場長の年齢等を勘案いたしますと、後任の場長の配置につきましては喫緊の課題と考えております。

このようなことを踏まえまして、本年４月１日付けで清掃工場に参事１名を配置いたしました。当該職員は、環境主管課におきまして 13 年の勤務経験がございまして、その間に清掃工場の施設改修や精密機能検査等に携わり、廃棄物処理や清掃工場の運営等に関する知識は豊富であるものと考えております。

今後、場長の後継者等の育成は必要かつ、先ほども申しましたが、大変重要と認識いたしておりますので、当該職員を中心に清掃工場での業務の経験を重ね、さらなる知識が身につくように、鋭意進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員　保障に関して、お尋ねしたいと思います。再利用品に関しては、消耗品を含めて１年間ですが、保障がないということですが、島本町におきましては、この再利用品って、過去に使われたことってありますか。今まで聞いたことがないと思うんですけれども、ありますか、再利用されたものを再度使うということは。

都市創造部長　再利用品の使用についてのご質問でございます。

やはり故障等、そういう部分、不安もございますことから、原則的には新しい物の活用ということで対応させていただいております。ただ、中には新しい物を工場内でストックしておりまして、それを活用したという事例は、過去にはあったというふうに記憶いたしております。

以上でございます。

岡田議員　１年保障ということですが、新しい物を購入されて、結局１年以内に、例えば故障したとか破損したっていうのは保障があるということですが、そういうことは、島本町では過去にそういうことはございましたか。保障期間の中で、保障を受けなければならない部分というのはございましたでしょうか。

都市創造部長　特に、そのような問題については発生いたしておりません。

以上でございます。

河野議員　過日、清掃工場の停電の報を聞いておりますので、いろいろと胸騒ぎをしているところですが、今回については、いただいた議案書、過日８月 28 日に現地を案内していただきました、視察したおりに気づいた点、また請求した資料、河１・人１に関わって質問させていただきます。

ちょっと順不同になりますけれども、８月 28 日に複数の議員で現地を視察させていただいております。概ね１年から２年ごとに一度、現地を案内していただき、この９月という時期でもありますので、昨年度の成果品を見せていただく及び今回のこの工事請負契約の予定を説明していただくということを目的にやっていただいておりますが、今回は決算の成果品を見るという、もう時間的に、いろいろ災害もありましたので割愛して、

この工事請負契約の内容のみの説明をいただきました。

私は全くこの件については、テーマについては専門ではありませんが、１～２年に一度歩いておりますと、今回、この工事仕様には入っておりませんでしたが、現地を見せていただいている間に、グレーチングメッシュといって、職員さんが日々歩き回られる網状の通路が、多少、ちょっと伸縮というか、グラグラッとする感覚を抱いております。そのことについては、当日、他の議員も同じような思いを持ってましたので、今回、保守点検のこの中身には入っておりませんが、至急、このテーマの工事にあわせて、でき得る範囲で安全対策として急いで対応して欲しいというふうに申し述べております。その点についての工事も含めるということは、技術上、可能でしょうか。答弁を求めます。職員の生命にも関わると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

もう１点は、2018 年度の当初予算では精密機能検査、二度目の検査が予算化されております。これから委託業者により精密機能検査が行われると聞いておりますが、ということで言えば、私の手元には３年前に行われた島本町清掃工場精密機能検査報告書、平成 28 年３月に完成された、株式会社地球環境システム研究所が作成された成果品をいただいておりますというか、閲覧資料を複写させていただいております。

これが今年度、新たな精密機能検査を行うということですので、私の理解としましては、この精密機能検査で求められている機能強化、機能向上、あるいは維持補修が一定完了するもの。その結果が、この工事請負契約の先ほどの説明内容に反映されているというふうに思いますが、概ね、その理解で間違いはないのか、答弁を求めます。

環境課長　まず、１点目の作業所内の通路のグレーチング、こちらにつきまして、一定のたわみはあるものと認識してございます。しかしながら、今回の工事の中では、ちょっと含むことは不可能ではございますけれども、検査をさせていただいたうえで、補修の必要等がございましたら、通常の補修の中で対応してまいりたいと考えてございます。

都市創造部長　３年前に実施いたしました精密機能検査で、一定、改修が必要と認められた部分についての改修は、すでに終わっているのかとのお問い合わせでございます。

すべてについて、完全に完了しているわけではございません。認識といたしましては、ほぼ完了しているという認識でございます。

以上でございます。

河野議員　わかりました。先ほどのグレーチングメッシュについては、議題外と言われるかも知れませんが、ただ、視察のおりに、この議題に関して説明のおりに、議員が素人ではありますが、気づいた点ですし、たぶん委託業者の皆さんなども日々移動に使われておられると。そういった業者からの日報などによっても、様々ないろんな危険箇所の指摘なんかもあるんではないかなと思っておりますので、改めて点検を求めておきます。

それと、今、部長のご答弁で、概ね精密機能検査で、この３ヵ年、課題とされたことについて、この工事請負契約で一定担保するものであるというような答弁をいただいた

と思いますが、特に、やっぱりダイオキシンの恒久対策に相当な高額な費用を投じており、今回も、そのダイオキシン対策について工事が含まれております、改修が含まれております。ここで、精密機能検査報告書の155ページですけれども、「ダイオキシン発生防止等ガイドラインへの適合状況」というものがありまして、概ねすべて適合されている、ただ連続運転の長期化、バッチ運転については△印がついているということであります。これはもう、かつてから私たち会派や党の議員団で指摘していたことではありますが、しかしながら、この運転の方式を変えるわけにはいかないという歴代のご答弁をいただいてますので、今日、明日にこれを変更することできないということは十分承知しております。

であれば、この「ダイオキシン発生防止等ガイドラインの適合」ということにおいては、今回の、このダイオキシン対策に関わる設備も含まれている工事について、これも一定担保し、ダイオキシン発生については抑制、十分にガイドラインを遵守するところに達することはできるのでありますか、ということを確認させていただきます。

都市創造部長　議員からご指摘いただきました部分についてなんですけども、もちろんのことながら、ダイオキシンの対策に寄与する工事をさせていただいて、当然のことながら適合するものでございます。

以上でございます。

東田議員　おはようございます。清掃工場の施設改修工事ですけども、今年度にあたりましては約1億4,200万ということで、昨年も確か2億円程度になったと思いますけども、昨年度に関しましては煙突のコンクリートの剥離とかね、利用者や施設の皆さんに危ないということで急遽やることになって、それが必要だったということは理解をしておるんですけども、毎年度、毎年度、多額な経費がかかって、ずっと維持補修しているわけですけども、私、個人的には毎年度1億円程度の予算ベースで見込んでいるんだろうなというふうに理解してたんですけども、どうも、ここしばらく、それ以上のお金がかかっているというふうに感じています。

財政のほうでね、これは「財政収支見通し」としては、毎年度どのくらいの予算見込んでおられるのか。それだけ、ちょっとお聞かせください。

総務部長　清掃工場の改修費用について、「財政収支見通し」でどの程度見込んでいるのか、というご質問でございますが、清掃工場につきましては、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っていくための重要な施設であり、不測の事態が生じないよう安定した施設運営を行っていくための改修費用につきましては、町にとって非常に重要な事業であるというふうに認識をいたしておりまして、予算総額との調整を図る中で、改修に必要な予算を可能な限り確保していく必要があるというふうに考えております。「財政収支見通し」につきましては、本年度と同程度の予算を事業枠として想定をいたしております。

以上でございます。

東田議員　それでは、本年度と同程度だから、約１億4,200万程度を毎年度見込んでたという､過去についても、そういう認識でよろしいんですか。

総務部長　過去につきましては、議員がご指摘されましたように、例年１億円程度を改修費用と見込んで､適切な維持管理に努めてきております。今、申し上げました本年度予算と同規模というのは、過日、お示しをしました「財政収支見通し」、それの算定にあたっての想定でございます。

以上でございます。

川嶋議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第60号議案　工事請負契約の締結について､人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

ごみ処理施設の老朽化による機能低下を回復し、適正な能力の維持を図るものです。契約金額１億4,271万1,200円、契約業者エスエヌ環境テクノロジー株式会社、随意契約によるものです。

今回、台風の被害により清掃工場が停電し、高槻市にお世話になり、協力体制の重要性が認識されました。しかしながら、ごみ処理に関しては広域化の方向性が定まっていない状態ですので、長寿命化に向けた改修工事の予算・契約は必須であると認め、賛成の討論とさせていただきます。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、賛成の方の発言を求めます。

村上議員　第60号議案　工事請負契約の締結（平成30年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事）について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

今回の提案の平成30年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事については､ごみ処理施設の老朽化による機能低下を回復させること、また適正な能力の維持を図るために発注され、工事請負契約を締結されたものであります。

本町の清掃工場においては、毎年、施設の改修工事が行われ、約１億円前後の改修工事が行われています。このことは、本町だけでなく他市町村においても同様の改修工事が行われており、必要経費であると思っております。

特に、本町の清掃工場は平成３年に竣工して、今年で28年目になります。一般的に、

清掃工場の寿命は約20年と言われておりますことから、毎年、施設の改修工事を実施しながら、ごみ焼却処理が行われています。今回の契約方法は随意契約で執行されましたが、このことは建設時に受注した業者のノウハウがすべてであることから、他の業者が参入することは難しく、そこには競争原理が働きにくい現実があるものと理解します。

従いまして、受注業者であるエスエヌ環境テクノロジー株式会社には施設全体の品質や機能回復に全力を傾けていただき、少しでも長く清掃工場の延命を図っていただくことを強く要望し、賛成の討論とします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第60号議案　工事請負契約の締結について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

すでに議案書等、また請求資料及びここ10数年来提出していただいております補修工事の履歴について精査をさせていただきました。加えて、8月28日に現地を視察、説明をいただいたところ、今回の図面及びこの議案については適正な、かつ最低限必要な工事であるというふうに認識し、賛成するものです。

ただし、現地視察の際に気づいたことについて、数点、述べさせていただきます。

私自身は、他の議員の方とも一緒に、１～２年に一度、この清掃工場の工事請負契約、１億円規模の工事内容について説明を受ける立場にありますが、今回の説明で現地に入った時点で、先ほど質疑でも申し上げましたとおり、メッシュグレーチング、あの通路のメッシュの部分ですね、ここに自分自身の体感として、たわみ、実際、体が沈むような感覚を覚えております。これは、ここ数年来、ずっと視察をしてきたときには一度も感じたことのない感覚でしたので、あくまで専門外の、門外漢の私ではありますが、これはこれでヒヤリ・ハットの一例として、至急再点検のうえ、必要な維持補修の工事に加えていただきたい。これは要望です。

それから、ここ数年来気づいたことですが、やはり先ほど来、他の議員からも指摘がありました。技術・技能の向上、一部の職員の方が非常に、このプラントに関しては町職員が精通をされているということは十分に承知しております。しかしながら、その精通されている職員が非常に限られているということ。また、この３～４年来、事前の工事内容の説明の際に、今までは町の職員だけで説明をされていたものが、この４～５年の間にエスエヌ環境テクノロジー株式会社の社員も同行されるということになっております。これは、双方において非常に有効なことであるというふうに思っておりますが、同行されている社員の方も、昨年着任されて、今年２年目を迎えるというようなことで、非常に委託業者、契約業者及び町職員ともども、技術・技能の向上及び経験の蓄積及び継承に苦慮されている中での、事故なく清掃工場を運営していただいているということでは非常に感謝とともに、町長におかれましては、この点については危機感を持って対応していただきたいと思います。

さらに、過日、停電ということを聞いておりますので、清掃工場操業そのものに関わることではありませんが、当然、空調施設などもストップしているのではないか、現地の職員さん及びこの契約業者の会社の社員さん、委託業者の皆さんの健康管理についても十分に留意していただきますようお願いをいたしまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　暫時休憩いたします。

（午前10時59分～午前11時00分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員　第60号議案　工事請負契約の締結について､公明党を代表して賛成の討論をいたします。

工事内容におきましては、全面的に賛成するものです。また、毎年、多額の改修工事費、この小さな島本町の町にとっては、住民に大変負担がかかっております。今後、広域を真剣に考えなければならない、こういうときに来ているのではないか。このことをしっかりと要望いたしまして、この第60号議案に関しましては賛成といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第60号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第60号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前11時01分～午前11時15分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、第61号議案　工事請負契約の締結について（島本町衛生化学処理場解体工事）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市創造部長（登壇）　それでは、第61号議案　工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本契約の締結につきましては､平成29年度に閉鎖いたしました島本町衛生化学処理場にかかる解体工事の契約で、契約業者が確定しましたことから、議会の同意をお願いするものでございます。

それでは、議案書61の２ページの次に添付しております、第61号議案資料をご覧ください。

「１．工事の概要」につきましては、記載のとおりでございます。

次に、「２．契約の概要」でございます。

今回の契約にあたりましては、平成30年７月20日に制限付き一般競争入札を執行し、その入札結果につきましては、議案参考資料１ページの入札調書のとおり、落札候補者として、大阪市中央区北久宝寺町三丁目６番１号　株式会社鴻池組大阪本店　取締役・常務執行役員・本店長　渡津弘己氏に決定し、資料２ページに添付しております工事請負契約書のとおり、本年７月27日付け、契約金額２億9,138万４千円で仮契約を締結したものでございます。

続きまして、工事の内容でございます。

資料３ページには議案参考資料１として、本解体工事前の「衛生化学処理場全体配置図」、４ページには議案参考資料２として、「放流管平面・横断図」を添付いたしております。

本工事は、アスベスト除去工事、施設解体撤去工事、放流管の解体撤去工事、解体物の処理・処分、跡地造成・整備等を行うものでございますが、工事に際しましては、災害・事故の防止等の安全確保はもちろん、騒音・振動等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努めてまいります。

また、本工事は性能発注方式で実施するものであり、発注仕様書に明記されていない事項であっても、本工事を遂行するために必要なもの、または工事の性質上当然必要と思われるものについては、全て受注者の責任・負担において実施するものでございます。

なお、「アスベスト除去工事」につきましては、本工事の事前調査にて、レベル３の非飛散性石綿含有建材（成形板等）の使用が確認されましたことから、法令等遵守し、適切に除去するものでございます。

加えまして、「放流管の解体撤去工事」につきましては、本町衛生化学処理場では、し尿等の処理水を淀川へ放流しておりました。このことから、施設の解体撤去に伴い、淀川河川敷に敷設している放流管についても解体撤去を行うもので、河川管理者である淀川河川事務所と協議のうえ、実施いたすものでございます。

次に、５ページをお開きください。議案参考資料３「解体後跡地整備計画図」でございます。

跡地につきましては、敷地の高さを、敷地周辺道路の高さで土舗装にて整地し、敷地周囲に仮設フェンスを設置するものでございます。本工事は、敷地周辺が住宅地となっていることから、周辺環境への影響が出ないよう十分注意し、施工いたす所存でございます。

なお、工期につきましては、議決いただきました日から平成32年３月16日までを予

定いたしております。

以上、簡単ではございますが、第 61 号議案　工事請負契約の締結についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願いいたします。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員　いよいよ衛生化学処理場を解体することになります。情報公開請求に基づいて入手している資料に基づいて問います。国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所との協議に関わる資料に基づいてでございます。

これは、お示しいただいている議案資料の参考資料４と関わりますが、放流口の取り扱いについてです。埋設されている放流口を撤去する必要がありますが、残しておく範囲について、どのような協議を行っていますか。残しておくことになる放流口はふさいでおく必要があると思いますが、国の見解はどのようなものでしょう。どういう措置をする予定ですか。

環境影響評価に関するスクリーニング会議というものが、国交省で行われると認識しています。有識者によって議論されると聞き及びますが、どういうことを協議することになるのか。アスベストの撤去との関連があるのでしょうか。

堤防敷の道路など、処理場敷地以外に使っている土地は、堤防の高さとあわせて盛り土などを行う必要があるのでしょうか。図面によると石垣がありますが、こういったものや、外周フェンスも撤去の対象になると思います。そのように高槻市より求められると認識していますが、それらの費用は、今回の解体撤去費に含まれていますか。

敷地内には、ごみが埋まっていました。これをどのように撤去しますか。費用はどれぐらいになると見積もっておられますか。

以上数点、お願いいたします。

都市創造部長　３点、ご質問いただいております。順次、ご答弁申し上げます。

まず、衛生化学処理場の放流管につきましては、淀川河川区域内に敷設していることから、撤去については、淀川河川事務所とこれまで協議を行ってまいりました。協議の結果、放流口から約 10ｍの範囲につきましては、淀川河川事務所におきまして過去に護岸強化を行っていることから、本工事で開削を行った際の影響を考慮し残置することとし、それ以外の約 90ｍの範囲につきましては、すべて撤去いたします。

なお、残置にあたりまして、無収縮モルタル等で充填し、残す分については措置することといたしております。

続きまして、スクリーニングについてでございます。淀川河川事務所工事実施スクリーニング会議につきましては、淀川河川区域において実施する工事において、施工範囲に棲む動植物等への影響を最少減とするため、施工方法や施工時期について有識者に諮らせていただく場であり、平成 30 年２月２日に開催されました会議に本町も出席いた

し、放流管撤去工事について説明を行ったところでございます。

その際、出席された委員からは、当該工事範囲において外来種であるイネ科のセイバンモロコシの生育が認められることから、これ以上種子が拡がらないよう、実が熟す前の８月頃に草刈りを行うことが望ましい、とのご意見をいただきました。その後、５月25日にスクリーニング会議委員２名の方と現地確認を行いまして、その草刈りの範囲については放流管から左右約３ｍの幅で行うことが望ましい、とのご意見をいただいております。またあわせまして、希少種等は棲息していないとも確認いたしております。

現地確認の際、８月頃に草刈りを行うことが望ましいとのご意見をいただいておりましたことから、本町におきましては、８月20日に職員による草刈りを実施いたしております。なお、本件については、アスベストとは関係はございません。

続きまして、費用的なものを含めての件でございます。

処理場敷地外の本町が占用している淀川河川区域内につきましては、処理場建設当時の原状に復旧するよう淀川河川事務所と協議をしており、箇所に応じた施工が必要と考えております。また、堤防敷につきましては、放流管の撤去や道路舗装面の撤去を行うことから、芝貼り復旧することといたしております。

なお、堤防敷きの石垣につきましては、堤防の原状復旧の際に強度等確認し、適切に対応してまいりたいと考えております。あと、外周フェンスにつきましては高槻市と協議しており、跡地整備後の敷地の高さを周辺道路とあわせることとしておりますことから、切り土等を行う必要があるため一度撤去することとし、跡地整備時に新たにネットフェンスを設置する予定といたしております。

なお、これらの費用につきましては、すべて本契約の契約金額に含まれております。

あと、敷地内のごみの撤去にかかるご質問でございます。衛生化学処理場の敷地内には、昭和42年頃に町内で回収いたしましたガラス、瀬戸物、木炭等の灰が埋設されておりますことが、事前の土壌汚染状況調査で判明しております。廃棄物層につきましては、産業廃棄物に該当するものと認識しておりますことから、法令等を遵守し、適切に処分いたす予定としております。

なお、具体的な工法等については、本契約後に提出される施工計画などで確認するものでございます。

最後に、この撤去費用についてでございますが、設計時に直接施工費として約３千万円と見積もっているところでございます。

以上でございます。

戸田議員　丁寧に、なおかつ的を射たご答弁をいただいたと思います。

次に、高槻市との協議を、私が認識する限り、３回行っておられるかと思います。市の政策経営室と町の総合政策部等の協議において、跡地の譲与に関して、敷地の境界全面に 1.8mのネットフェンスを設置、車両等の出入り口を設けるよう高槻市側から要請が

あったと認識しています。参考資料の３に関わることになると思います。が、すでにもうご答弁にもありましたけれど、このネットフェンスに関して思うところがあります。

跡地の譲与に際して更地にすること、外周の不法占拠の状況などにつきましては、本町の責任において誠実に行われるべきと考えていますが、更地とした後、フェンスを新たに設けることが本町の責務、経費の負担になるかどうかについては、一定疑問に思うところが正直ございます。この点について、ご説明をいただけますか。

都市創造部長　本工事については、一応、完了については平成 32 年３月 16 日までとしておりまして、その後、高槻市へ譲与するまでの期間につきましては、やはり本町の責任において適切に維持管理を行う必要がございます。そのことから、やはり周辺住民への生活環境の保全等考慮し、防犯上の面も含め敷地境界にネットフェンスを設置することは、当然のことながら必要であるという認識でございます。

以上でございます。

戸田議員　質問ではありませんが､今のご答弁、理解いたしました。納得いたしました。

以上です。

川嶋議長　他に質疑ありませんか。

岡田議員　今回のこの議案ですね、高槻の協力もありまして、やっとここまで来たという、本当に喜びでいっぱいです。

私は、この工事に関してほぼ納得はしておりますが、ちょっと重複するかも知れませんが、一番心配しているのは、やはり放流管の問題だと思うんですね。淀川のほうに流しておったという形になっておりますので。この放流管ですね、これは大体どれぐらいの長さで、淀川まで流されている管の長さって、どれぐらいまでありますでしょうか。

それと、予算が絡んできますので、それの責任が島本町はどの辺まであって、あとは国交省のほうにあるという、どれぐらいが島本町の責任範囲の区域になりますでしょうか。

都市創造部長　放流管にかかりますご質問でございます。

まず、放流管の長さでございますが、全長といたしまして約 100ｍでございます。

あと、責任についてでございますが、現状は、淀川河川事務所に対しまして使わせていただく許可をいただいて､本町が使わせていただいておりますので、放流管の撤去と、あと残置も、先っちょ 10 メーター残させていただくんですけども、当然のことながら、撤去後埋め戻す責任と、あと残置にあたってモルタル等できっちり穴をふさぐという部分については､すべて本町の責任で実施いたします。ただ、撤去等行った後には、本町の一定責任はなくなるものというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員　再度、ちょっと確認させてくださいね。淀川までのこの放流管の長さが 100ｍで、島本町は穴をふさぐ、要するに島本町寄りのほうの穴をふさぐということですよね。

それか、淀川に放流するところの穴をふさぐという理解ですか……、ごめんなさい、２人で対等で話したらあかんのですが、ふさぐということですよね。そうしますと、島本町が堤防という、そういうところまでの間のこの放流管というのは、やはり島本町が財政は負担せなあかんのじゃないかと思うんですけど、それはどれぐらいの規模で、負担額ってどれぐらいになるんですか。

都市創造部長　再度の放流管についてのお尋ねでございます。

まず、施設から淀川に向かいまして、全長といたしましては堤防も越えて 100mございます。施設から約 90mについては放流管が埋まっておるんですけども、それについてはすべて撤去をいたし、埋め戻しをいたします。それで、川から約 10mの部分については、すでに淀川河川事務所のほうで護岸の強化についての改修工事等も行っておりますので、そこは逆に、島本町がいじってもろたら困るという話になってますので、そのまま､先っちょの 10mについては残させていただくんですけども、ただ、放流管ということで穴が開いておりますので、その穴については埋めさせていただきます。それらの工事については、すべて島本町の責任において実施いたします。

あと、金額についてでございますが、直接の工事費といたしまして、約 590 万円でございます。

以上でございます。

岡田議員　そしたら最後の質問ですので。これは今回の解体工事の中に、この金額というのは入っているんですよね。はい、ありがとうございます。

それと、この工事期間が非常に長いと思うんですね。32 年の３月 16 日までが工事期限になっていて、長いと思うんですけれども、この辺は近隣の住民との話し合いというのか、その辺はきちんとできていて、何も近隣住民からの意見もなかったというのか、あったことを島本町が受け入れたというのか、その辺の近隣住民とのあれは全く何もないということを考えてよろしいんですかね。

都市創造部長　近隣住民の方へのご説明とか、ご意見等に関するご質問でございます。

まず、本施設については高槻市内にある施設でありますことから、今回、高槻市さんのほうに事務委託のほうを進めさせていただくとかが決まった段階、あと撤去に向けて設計であるとか、予算計上させていただきましたとかいう情報については、節目節目で近隣の自治会長であったり、自治会の連合会の会長でありますとか、そういう方々に対しては訪問等を行いまして、ご説明のほうは、今までもさせていただいております。

今回、より具体的に工事が始まるわけではございますが、契約のご同意いただきましたら、詳細な解体撤去に向けてのスケジュール、早急に業者と詰めまして、その後、地域のほうにきっちりとした形でご説明のほう、してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員　重複してますので、確認、１点だけさせていただきたいと思います。

確かにこの放流管の部分、昔の収支報告書の中では、やっぱり撤去にかかってくるには大きな金額が必要であろうという中で見られておりました。今回､全長 100 のうちの 90、島本町が担当されるという部分になりましたが、また放流管の部分の全長の部分を取られるということですけど、国交省と河川事務所等と、いろいろ協議を重ねていただいたこと、また高槻市とともに、この点のご苦労においては本当に感謝申し上げます。

先ほど、約 590 万円という部分で出ておりましたが、これの内訳みたいなものは出るんですかね。モルタルの部分でどれぐらいでという部分が、もし出るんであればお教えいただきたいということを、お訊きしておきます。

環境課長　放流管の工事に伴います工事請負金額でございますけれども、全体額としての約 590 万円というものは算出しておるんでございますけれども、詳細の金額につきましては設計段階のみで算出でございまして、現在のところ、ちょっと数字としては持っていないという状況でございます。

以上でございます。

福嶋議員　今回、工事期間が 19 ヵ月ですか、長いことわたっておりますけども、そういう中で、途中で消費税増税が想定されてます。これの金額としては、増税されたとしても金額は変わらないのか。あるいはまた見直しがあって金額が高くなるのかということが一つ目。二つ目は、支払いが全部一番後ろに行くと高い消費税を払わなくちゃいけないんだけども、消費税が変わる前後で支払いをされる予定があるのか。その辺の考え方、お教えください。

都市創造部長　２点のご質問でございます。

まず、消費税につきましては契約時点の税率が適用されますことから、それ以降、増税があったといたしましても、上がるということはございません。

あと、その支払いでございますが、工事の進捗見込みによりまして、今年度分の支払い、あと完了してからの支払いということで、２回に分けて支払う予定といたしております。

以上でございます。

東田議員　工事の請負契約の内容というか、さっきの答弁に対して、ちょっとわからないところがあったというか、この放流管の撤去にわたって全体で約 590 万円という、それはわかるんですけど、その後の詳細の単価というかそんなの、今、手元に持ってないから答えられないじゃなくて、そういう企業努力の部分とか、そんなの答えられるんですか、そもそも。契約金額とか、そんなのはわかるんやけど、そんなの答えられるの。

都市創造部長　詳細の単価等については、やはりお答えできないものというふうに考えております。

以上でございます。

東田議員　であるならば、さっきの答弁、ちょっとおかしいん違うかなっていうふうに思うんですよ。きっちり、注意して発言していただきたいと思います。

都市創造部長　議員ご指摘のとおりでございます。以後、注意いたします。失礼しました。

河野議員　ちょっと重なるかも知れませんが、先ほどの資料請求させていただきました、「近隣住民への説明のスケジュールなどがわかるもの」ということでは、人びとの新しい歩みの請求に対して「資料なし」ということで、あと関係機関との協議については資料をいただいております。

先ほど、部長のほうからご答弁いただいたんですけども、私自身はそこのところが、最終的なこの解体に向かう中で非常に、緻密に、誠実にやっていただきたいとしか言いようがないんですが、今のところは自治会長、連合自治会長さんとのやりとりということで、今度、アスベストも含む飛散防止も対応を迫られる解体工事ということになりますし、たぶん、久方ぶりに多くの工事車両の出入りがまた再開されるといいますか、そういうことになろうかと思いますので、地域への説明会みたいなものは、もともと高槻市側、あるいは近隣自治会側、自治会長さんからの求めというものはなかったのかということですね。なくても、こちらとしてはさせていただければというふうなところを、姿勢を示すというのが必要ではないかと思っておりますが、その点、ちょっと詳細な点、今、わかっている範囲であれば、お答えください。

都市創造部長　地域への丁寧な説明というご質問でございます。

私どもも当然のことながら、やはり丁寧な説明というのは必要というふうに認識はいたしております。ただ、やはり自治会長であったり、連合自治会会長であったり、あと当然高槻市のご意向等、その辺、今後、進めていく中で決まっていくものかなというふうに認識はいたしております。

以上でございます。

中田議員　入札調書を見ると、１社しか入っていませんよね。結果として１社になったとは思うんですが、どのような要因があったと考えられていますか。確認しておきます。

また、解体工事費用はトータルで約２億 9,100 万円ですが、その内訳を見ると、土工事に 5,282 万円と、一番多く計上されています。解体跡地整備図を見ると、クレイ舗装とか、砕石 10 センチとか書いてあるんですが、このあたりの、特別に何か配慮されてのこの工事なのか、お尋ねします。確認です。

都市創造部長　入札が、結果として１社になった理由でございます。

今回、予算計上するにあたりまして、数社からお見積もりを取らせていただいておりましたことから、その見積もりを取らせていただきました業者に、ちょっと確認いたしましたところ、やっぱり配置する技術者が不足していたというような形のお話、伺っております。おそらく、それが理由ではないかなという認識でございます。

環境課長　ご質問にございました、土工事の金額が大きいという部分についてでございま

す。

衛生化学処理場につきましては、周辺よりも約 1.5m程度、地盤が高いということでして、それを切り土するといいますと、処分する土が多くなるという部分。それからまた、先ほどのご質問等にもございました廃棄物層の処理、そういったものにもお金がかかりますことから、このような金額になっているというふうに認識してございます。

以上でございます。

清水議員　解体撤去ということなんですが、全体として、どれくらいまで解体物、２メーターであるとか３メーターであるとか、どの辺まで解体撤去するのかというのと、クレイ舗装については、具体的にどのような舗装なんですかね。まず、それだけ。

環境課長　撤去につきましては、現在、廃棄物層も含めまして、あと沈殿槽であるとか、埋まっている部分もございますので、そちらのほうまですべて撤去をさせていただく。そして、周辺地盤の高さまで埋め戻しをさせていただくというような形ですので、建物関係につきましては全撤去、埋蔵物も含めて全撤去というような形でございます。

最終仕上げにつきましては、真砂土で埋め固めるという舗装というような形で予定してございます。

以上でございます。

清水議員　解体については構造物すべてだと思うんですけど、内訳の中にも井戸解体とかあるんですけど、井戸をすべて深度までやるのかというのが一つと、それから、クレイ舗装にするのであれば表面的に大きいんで、雨水排水が間に合うのかなっていうのが一つ、気になっているんですけどね。以前は、そんなに外へは水が出なかったと思うんですよ。一面化して、そこへ雨が降ったときに、クレイ舗装であるから土は出ないと思うんですが、表面水をどう処理、考えているのか。

それと放流管の件なんですが、一方通行の一般道路、それと堤体の天端道路、そこをまたぐときに通行止めなり何なり、どういう処置で工事を進めようとしているのか、お教えください。

環境課長　数点いただきましたけど、まず、井戸につきましてでございます。井戸につきましては、周辺高さから約２ｍの範囲までを撤去いたしまして、それより深い部分につきましては砂利等で埋め戻すというような形で対応させていただく予定でございます。

それから、表面の雨水の処理につきましては、基本的には周辺の側溝に流れるよう処理をさせていただくことといたしまして、詳細につきましては高槻市のほうと協議をさせていただくということで、考えてございます。

それから最後の、通行路についてでございます。工事車両につきましては、基本的には河川敷側からの進入というような形で考えてございまして、周辺住宅のほうからの進入は基本的にはないという形で、設計をしてございます。通行にあたりましては、交通誘導員のほうを島本町側のほうに配置をいたしまして、そちらのほうから工事車両が出入

りするというような形で考えてございます。

以上でございます。

清水議員　井戸に関しては埋戻しするということなんですが、あと高槻市さんに移管するということなんで、きっちり埋め戻しておかないと、後で地盤沈下を起こしたりするんで、その点はよろしくお願いします。

それと、さっき言われてた雨水排水、今まで以上に一面化すると排水が出るんで、ちょっと、どの程度の側溝なのかは確認してないんですが、その雨水を処理できるかというのは確認しておいていただきたいと思います。

あと、さっき一方通行の道路とかって訊いてたのは、放流管の工事するときには、たぶん通行止めをかけるか、そういうことでちょっと尋ねたんですが、道路に関してもそうですけど、天端道路については自転車・歩行者がたぶん通ると思うんでね。どこで、どういう対応を取るかだけは、きっちり決めて欲しいと思うんですが。

都市創造部長　周辺道路、特に堤防道路についても、半分、生活道路的な形で使われている方もおられるという認識はいたしております。やはり放流管の撤去時におきましては、どうしても通行止めしなければならない期間というのも、当然のことながら出てまいりますことから、その分については高槻警察との協議、あと市との協議、あと周辺住民の方へのしっかりした情報提供等でご理解をいただいたうえで、適切に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第 61 号議案　工事請負契約の締結について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

島本町衛生化学処理場解体工事に関わるものです。かつて、し尿が農家の貴重な肥料だった時代がありましたが、化学肥料の普及とともに、また高度成長期時代の人口増により島本町がベッドタウンとして発展するに伴い、町営のし尿処理場の建設が急がれていました。立地場所の選定には困難を極めたと島本町史には書かれています。淀川への放流を考えると、すでに人家の密集する島本町内での建設は非常に困難であり、高槻市内の水田地帯に用地を買収、異例とも言える方式になったこと。地元住民、高槻市、市議会関係者の理解と尽力の賜物であった、ということなどが町史には記録されています。

昭和41年に竣工、「衛生化学処理場」と命名されたところにも、当時の時代背景が感じられるところです。

島本町は今日まで、合併を選択することなく独自のまちづくりを目指してきました。町史には、「当町の発展は、高槻市との密接な協力関係を抜きにしては考えられないであろう」とあり、過去からの高槻市との関係性の深さと、感謝の気持ちが、ここに表れています。

このたび、し尿処理委託が実現したこともまた同様であり、高槻市に跡地を譲渡し、市の意思で活用していただくことになったことは、極めて妥当な判断であります。島本町が責任を持って当該施設を解体撤去、更地にする工事の請負契約は必要不可欠なものと認めるものであり、また工事請負契約に関しましては、工事の内容に関しまして、アスベスト対応、埋設ごみの適切な処理、周辺の高槻市民との協議も含めて、撤去作業が適切に行われるよう、十分な管理監督を求めるものです。

このたび鴻池組ですか、１社からの応募となり、競争原理は働きませんでしたが、非常に大きな工事でもあり、一定、ご答弁により納得しているところであり、これを理由に反対とするものではありません。

長年、衛生化学処理場に関わってこられましたすべての方に心から感謝申し上げるとともに、この工事が無事完了するようお願いして、賛成の討論といたします。よろしくお願いいたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員　第61号議案、公明党を代表いたしまして賛成の討論をさせていただきます。

高槻市のご協力により、ここまでやってきましたこと、心からうれしく思います。また町の職員さんにおきましても、見えないところでのご苦労があったかと思います。

工事の内容におきましては、放流管の撤去、また管をふさぐ工事に心配をしておりましたが、確認させていただき、納得ができました。全体解体工事におきましては、近隣住民に報告、また連携を密にしていただきながら、くれぐれもトラブルのないよう要望させていただきます。

また、町長におきましても、元町長からの引き継いだ仕事とは言え、長年、島本町の課題でもありました、この衛生化学処理場の事務委託。議案が可決されましたら、ぜひ高槻市さんのほうにご報告に行っていただきたい。このように私たちは要望させていただきまして、この議案に関しましては賛成とさせていただきます。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員　第61号議案　工事請負契約の締結について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

この工事請負契約の締結については、島本町衛生化学処理場の施設解体撤去を目的と

した工事です。入札については、制限付き一般競争入札で行われ、株式会社鴻池組大阪支店が落札しました。工事内容は施設全体の解体ですが、レベル３のアスベストの使用施設の撤去や、施設外に設置された放流管の撤去があります。この株式会社鴻池組大阪支店の工事実績等により、安全面、技術面の確認もでき、工事請負業者として適確であると考えます。

工事にあたっては、アスベスト除去工事の計画段階から細心の注意を払い、飛散防止等に努めていただくこと。放流管撤去については敷地外の一方通行の道路や天端道路の横断作業もあるので、特に第三者災害の防止も含め、工事全体を安全に進めていただくことを要望し、賛成の討論とします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 61 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第 61 号議案は､原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 58 分～午後 1 時 00 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第８、第 62 号議案　平成 29 年度島本町水道事業剰余金の処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長（登壇）　それでは、第 62 号議案　平成 29 年度島本町水道事業剰余金の処分につきまして、ご説明申し上げます。

62 の２ページの次に添付しております、議案参考資料をご覧ください。

提案理由でございますが、「地方公営企業法」第 32 条第２項の規定に基づき、剰余金の処分を行うものでございます。

議案の概要でございますが、参考資料といたしまして、次のページに添付しております「平成 29 年度島本町水道事業会計決算書」の抜粋の上段の表、平成 29 年度島本町水道事業剰余金計算書の利益剰余金の未処分利益剰余金の欄をご覧ください。

今回の剰余金の処分につきましては､平成 28 年度の処分後の残高でございます繰越利益剰余金 2,523 万 7,185 円に、平成 29 年度における当年度変動額４億 8,790 万 2,686

円を加えました、平成29年度当年度未処分利益剰余金５億1,313万9,871円を処分するものでございます。

次に、左段の表「平成29年度島本町水道事業剰余金処分計算書（案）」、未処分利益剰余金の欄をご覧ください。

平成29年度当年度未処分利益剰余金５億1,313万9,871円の処分につきましては、議会の議決による処分とし、その処分額は４億8,762万1,307円で、その内訳でございますが、資本金に組み入れます４億5,462万1,307円につきましては、当期純利益に含まれております営業外収益である長期前受金戻し入れ5,158万9,662円と、企業債償還のために減債積立金から取り崩した1,503万1,645円、及び大藪浄水場中央管理センター監視制御設備更新工事委託及び大藪浄水場高圧受電設備更新工事委託に関わる費用の一部に充てるために建設改良積立金から取り崩した３億8,800万円を加えた合計額となってございます。

そして、減債積立金に3,300万円を積み立てようとするもので、その結果、繰越利益剰余金につきましては2,551万8,564円となるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度島本町水道事業剰余金の処分についての説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第62号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第62号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第９、第63号議案　島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇）　それでは、第 63 号議案　島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、子ども・子育て会議の担任事務にかかる事項を追加するほか、所要の改正を行うものでございます。

子ども・子育て会議につきましては、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成 25 年８月に設置した附属機関でございます。現在、学識経験者、子どもの保護者、事業主、労働者を代表する者など、10 名の委員で構成され、「子ども・子育て支援事業計画」を策定する際の意見聴取に対して具申することや、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項を調査・審議するなどを担任いただいております。

今回の改正の主な内容といたしましては、子ども・子育て会議の担任事務に、「児童福祉法」の規定より置かれる、附属機関が担うとされる事務の一部を加えるものでございます。

それでは、今回の改正内容につきまして、新旧対照表に基づき、順次ご説明申し上げます。

まず、改正案の第１号につきましては、現行条例に定める担任事務を規定するものでございます。

次に、第２号につきましては、現在、「児童福祉法」において、市町村長は、民間事業者が行う家庭的保育事業等を認可しようとする場合、認可に関する意見を聞くため、附属機関を置いているときは当該附属機関から、附属機関を置いていないときは、児童の保護者その他児童福祉にかかる当事者から意見を聞かなければならない旨が定められております。今回、子ども・子育て会議を、家庭的保育事業等の認可に関する意見を聞く附属機関として位置付けるため、規定するものでございます。

次に、第３号につきましては、大阪府から権限の移譲を受けた「児童福祉法」に定める事務のうち、民間事業者が設置する保育所の認可手続きなどにおいて、町長に対し意見を具申することについて、規定するものでございます。

次に、第４号及び第５号につきましては、家庭的保育事業者等及び放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう勧告するにあたり、町長に対し意見を具申することについて、規定するものでございます。これらにつきましては、「島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、すでに子ども・子育て会議の意見を聞かなければならない旨、規定されていることから、改めて、子ども・子育て会議の担任事務として一覧化するものでございます。

その他の改正につきましては、文言の整理を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、第63号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員　島本町の子ども・子育て会議が町長からの求めに応じ意見を具申する、その内容が、追加あるいは明文化されるものと認識しています。

まず、町が保育所の設置の認可を行うにあたり、現在は大阪府から権限移譲されています。町長から同会議に諮ることができるものと認識しますが、高浜学園の際は、大阪府児童福祉審議会において審査というか意見具申がされたと思います。権限委譲後、パワフルケアによる水無瀬神宮敷地内に設置される保育園は町の認定となると思いますが、これに先駆け、どこで審査がされるのか。島本町には児童福祉審議会がないと思いますが、その役割を子ども・子育て会議が担うという、そういう制度設計になっているのですか。確認します。

教育こども部長　１点、ご質問でございますが、保育所認可にかかる権限移譲前は、大阪府における都道府県児童福祉審議会である大阪府社会福祉審議会の児童福祉専門部会に対し、知事が意見を聴取する体制となっておりました。しかし、権限移譲に伴い本町が認可を行うことになったため、本町としての児童福祉審議会を設置する必要がございます。本町では、児童福祉に識見を持つ子ども・子育て会議を児童福祉審議会に位置づけ、意見をいただくこととしたものでございます。

今回の改正案をご可決いただきますと、水無瀬神宮境内における保育園整備は、子ども・子育て会議において意見を聞いていくこととなります。

以上でございます。

戸田議員　わかりました。

次に、家庭的保育事業については、これまでどうしてきたのですか。町の認定に際して、意見の聞き取りはどこで行ってきたのか、確認します。島本センター内のぬくもりのおうちについては、その前の公募において選定されなかった事業者を設置事業者にあてたという経緯がございました。その事業者が補助金を支給されて事業を行っているわけです。選定の仕方、保育の場所、それから設備などについて、もっとオープンな場所で、保護者の意見、専門家の意見が聞き取られていたらなという、そういう課題があったと考えています。これについては、もうすでに議論がありました。

今後、子ども・子育て会議に諮問することで、こういったことがどのように改善されるとお考えですか。

教育こども部長　家庭的保育事業等につきましては、制度開始当初から市町村認可事務でございまして、その際の町長が意見を聴取する対象として、市町村の児童福祉審議会または審議会を置かない場合は児童の保護者、その他児童福祉にかかる当事者の意見を聞くこととなっておりました。

よって、これまで小規模保育事業所の認可にあたりましては、子ども・子育て会議に保護者として参画をいただいている委員がおられますことから、この会議の中で意見を承るとの手法によって行っておりました。実績といたしましては、一昨年に、先ほどご紹介いただきました10月にＲＩＣホープ島本保育園、そして昨年３月にはぬくもりのおうち保育島本園に関し、ご意見をいただいたところでございます。

今後におきましては、この子ども・子育て会議を児童福祉審議会として位置づけますので、この中で取り扱う、これまで同様会議を開催して、その中で意見を聴取することによって行うものでございます。

以上でございます。

戸田議員　今のご答弁もそうなんですけれども、次に質問することは、小規模保育所に「著しい改善を要する事態」が生じた際、設置及び運営の向上に関する勧告を町が行う。これに際して、子ども・子育て会議に意見を求めることになると思いますが、同会議の担う役割が従前よりも相当重いものになると考えています。会議のメンバーは、これを理解され、承諾されているのでしょうか。その点について、見解を問います。

教育こども部長　役割が増えるのではないかというご指摘でございますが、家庭的保育事業等について「最低基準を超えて向上させるよう」勧告するにあたり、町長が子ども・子育て会議において意見を聴取することは、「島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に、先ほど総務部長からの説明の中にありましたように、規定をすでにされておりまして、子ども・子育て会議の規定に改めて規定するものでありますことから、これは新規の所管事務ではございません。

ただ、会議の委員の皆様には、今回、条例改正するにあたりまして、８月28日に子ども・子育て会議を行いましたので、その会議終了後、時間を取って、丁寧なご説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

中田議員　条例が一部改正された後の子ども・子育て会議で、まず予定されているのは、今の保育所の設置の認可ですよね。島本町で言うと、水無瀬神宮にできる90人定員の民間保育園の認可になると思いますが、その認可は、建物ができてからの時点で会議は開かれると思うんですが、その時点で、当初予定していた保育士等が確保できていないなどを理由に、認可しないということもあり得るんでしょうか。

教育こども部長　当然のことながら認可する時点で、当該保育園の整備施設等において不適格となるような内容が明らかとなれば、認可ができない場合も当然ございます。

ただ、予定保育士が確保できないということだけをもって、直ちに認可できないものではございません。いずれにいたしましても、私どもとしても待ち望まれている保育所整備でございますので、そのような認定できないという事態にならないように、事前に、事業を進めている段階から積極的に関与して、逐次進捗状況を把握して、その都度、適

切な指導のもと事業を進めて、整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　種々質問が出ましたので、１点ですけれども、この構成メンバーについて質問させていただきます。

条例の改正で、一定、この子ども・子育て会議の担任事務とするということですが、新たな認可事務ということを担うにあたって、先ほども質問の中にありました、必要な保育士が確保できていないということは、今の島本町においては、全国的にも非常に厳密に、そのあたりを推してはからないといけないという状況にはありますけれども、一方で、例えば財務状況はいいけれども、経験年数の少ない保育士さんが非常に多い、当然、人件費も安いということで言う財務状況の良さ。一方ではベテランの保育士さんを多く備えておられるがゆえに、それほど裕福ではない。様々な状況が保育の質を規定するわけですので、そういった角度で財務状況からも見れる、そして一方では保育所保育そのものの内容について、質や保育そのものについての精通された人はすでに兼ね備えていられるわけですけども、財務状況関係、会計関係ということについてチェックできる立場の人が、今の段階では不足していると私は思います。

ほかの自治体では、この近隣、北摂と比較してどうなのか。他団体の状況などもお示しください。

教育こども部長　委員の構成でございますが、先ほど議案説明の中でも総務部長からありました、現在の委員は10名でございます。内容を言いますと、学識経験を有する方として３名、そして子どもの保護者、公募でお二人。そして事業主を代表する方ということで島本町の商工会、そして労働者を代表する方ということで連合島本の方、そして子ども・子育て支援に関する事業に従事する方ということで園の先生方、園長をお二人、また社会福祉協議会の方々ということで、10名をお願いしておるところでございます。

確かに、現委員につきましては、財務状況について特に資格や職務上関連した、精通したという方はおられません。ただ、審議内容によっては、ご指摘のように財務、運営、経営にかかる知識を必要とする場合もあることは､必要なことは十分理解しております。その際には「島本町子ども・子育て会議規則」第６条におきまして、会議として「必要があると認めたときは、委員以外の関係者に対して会議への出席、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる」と規定されておりますので、本規定に基づき、協力を求めていきたいと思います。

近隣の状況で申しますと、高槻市さんの委員の中では財務・経営の特別資格を持っておられる方というのはおられないというふうに思っておりますが、茨木市、吹田市におかれては、会計に精通した方が入っておられるのが状況でございます。

以上でございます。

河野議員　まだ、この条例改正の内容では対応も可能、そういう場合においては対応も可

能かなというふうには推してはかるところではありますけれども、そもそも、この認可事務に関して、法人から提出される図書の中に、当然、財務状況に資する物も提出されると思われます。そういったものを出されたときに、それを読みこなせないということになれば、認可事務の適正にも関わるというふうに思いますが、その点の提出される図書と、今、構成メンバーにおいてチェックできるということについての担保があるのかと、答弁を求めます。

教育こども部長　先ほどのご答弁、繰り返しになりますが、今の現規則において、必要に応じて当該委員を参画させることはできますので、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　現実的には、民間保育園の施設長級の方もおられます。そういった方々が、自分自身の様々法人の理事会などで財務資料を見て、理事の一人としてチェックに当たっておられるという、日常的にやっておられるという能力を持っておられるということは十分わかっておりますので、今のメンバーがその能力を持っていないと言うているわけではありません。ただ、そういった点について状況に応じて、先ほど言われた補足するということも含めて、今後、厳格、厳密な対応をしていただきたい。これは要望に止めます。

以上です。

川嶋議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

子ども・子育て会議に、より多くの案件を諮問するための条例改正です。「地方の子ども・子育て会議について、その役割とは何か」という問に、内閣府は以下のように答えています。子ども・子育て会議は、「自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある」とのことです。

これまでも何度も指摘していることですが、島本町の子育て環境は、今、激変の時期

を迎えています。職員の方々が頑張っておられる様子はよくわかりますが、課題の多さに対して十分な職員の数が配置できていないと認識しています。とは言え、行政全体で見ても職員の数は十分ではありません。ここは、子ども・子育て会議により活躍していただき、より良い島本町の保育・教育環境に寄与していただくことを期待するものです。

現在の会議委員の方々は大変よく勉強しておられ、知識も、意欲も、経験も豊富にお持ちです。ですから、この条例改正を機に、今後、より多くの会議の場を持ち、委員から申し出あれば、先ほどの内閣府による子ども・子育て会議の役割で述べられていたように、審議のみならず、分科会等を作り調査活動をしていただくなど、予算措置なども視野に入れ、検討していただきたい。そして、それを本町の良い、子ども・子育て環境に反映していただくようにお願いいたします。

以上を要望しまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員　第63号議案　島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

子ども・子育て会議委員の皆様から町長及び教育委員会へ意見を具申する事項について、「児童福祉法」に基づく家庭的保育事業等の認可、保育所設置の認可についての事務、そして条例に基づく勧告事務について、家庭的保育事業者等並びに放課後児童健全育成事業者に対して行うよう一覧化することを主目的とした、条例の一部改正を行うものです。

委員構成は、学識経験者の方々３名、保護者２名、事業主代表者１名、労働者代表者１名、子ども・子育て支援に関する事業者３名の、合計10名で構成され、現委員の任期は平成29年10月１日から平成31年の３月31日までです。

このたびの条例一部改正にて、家庭的保育事業及び保育所設置認可について、島本町の方針と決定を、より子どもや子育て中の親御様にプラスになるよう改善へのご意見やご指摘をいただくことは、あくまでも意見の具申ではありますが、今後の事業改善に対し、より心のこもった、現実に即した情報を得る機会でもあります。

保育分野という、ここ数年は島本町での需要が大きい重要課題に対し、特定の志向に偏ることなくご意見いただけることをご期待申し上げまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第63号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第63号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第10、第64号議案　島本町立幼稚園設置条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育こども部長（登壇）　それでは、第64号議案　島本町立幼稚園設置条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、町立第二幼稚園を廃止する等のため、所要の改正を行うものでございます。

町立第二幼稚園は、昭和52年４月に創立して以来、40年以上の長きにわたり、町立第一幼稚園とともに本町における公教育、幼児教育の推進の一翼を担ってまいりました。しかしながら、近年、保育所の利用希望者の数は増加しており、待機児童も多く発生しているのに対し、幼稚園の利用者の数は減少傾向にあり、定員を下回っている状況にございます。町立２園を合わせた入園児数は、平成28年度は４月１日現在で208人と、１園の定員207人を上回っておりましたが、平成29年度は４月１日現在176人に、本年度については４月１日現在で153人にまで減少し、１園の定員を大きく下回っている状況にございます。そのうち、第二幼稚園に関しましては本年度の入園児数は33人であり、定員207人に対する充足率は15.9％となっております。

これらの現状を踏まえ検討した結果、第二幼稚園につきましては本年度をもって閉園することを、本年度の施政方針におきまして、お示しさせていただいたところでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表をもとに、ご説明申し上げます。新旧対照表をお開きください。

今回の改正の主な内容といたしましては、第二幼稚園の廃止にかかるものを含め、２点でございます。

１点目は、町立第二幼稚園を廃止することに伴い、関係規定を整理するものでございます。まず、第２条の表におきまして、町立幼稚園の名称等を規定しておりますが、同表から第二幼稚園に関する部分を削るものでございます。次に、第５条第１項におきまして、町立幼稚園で行う預かり保育について定義しておりますが、その定義規定から第二幼稚園に関する部分を削るものでございます。

２点目は、現行第２条の２におきまして長時間の預かり保育について、第５条第１項におきまして預かり保育について定義しておりますが、この二つの用語の定義をより明確化するものでございます。

その他の改正につきましては、文言の整理でございます。

施行期日につきましては、第二幼稚園の廃止にかかる改正部分につきましては平成31年４月１日、その他の改正部分につきましては公布の日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員　町立第二幼稚園の閉園に伴い、「幼稚園設置条例」から第二幼稚園を削除するもので、事実上の廃止条例と言えるものです。本来ならば、閉園という方針を掲げる前に、お示しいただく前に、識者、地域住民を交えた意見具申の場を設け、政策的な議論が必要だったと思っています。

今回、この場で公益性の担保、あるいは廃止後の土地の活用について、主に質問したいと思います。

第二幼稚園は、公共施設であり、避難所にも指定されています。廃止され、民間の認定こども園になれば､ハザードマップから避難所として消えることになるかと思います。これについては、既存の民間福祉施設や教育施設と同様、設置運営事業者が決定した後に、別途、災害対策として協議していくことであると考えています。

土地についてです。第二幼稚園の敷地面積は約５千平米、これをすべて無償で貸すという、そういった事業者の公募がなされると、子ども・子育て会議を傍聴して認識しました。事業者公募にあたって、この５千平米というのは必要不可欠なものでしょうか。これが１点目。

第二保育所２千平米、第四保育所３千平米と認識していますが、それらの敷地面積と比べて、たいそう広いように思います。200 人定員の高浜学園の敷地面積と比較してどうなのか、お答えいただきたいと思います。

広々とした庭園、十分なスペースは、第二幼稚園の最も特徴とするところでした。それを今後、十分な駐車スペースを確保したとしても、お示しいただいている定員規模の認定こども園を運営するにあたり、廃止した土地５千平米を全部それに活用するのかというのは、政策的な大きな議論であると思っています。例えば、一部メモリアル公園として町が管理して残すことはできないか。町が管理する公園に、子どもが利用できる公衆トイレを配置することで、災害の避難地としての敷地を確保することともなり、すべて認定こども園にしてしまうというのは、いかがなものかと考えています。一定の公共性を担保していただきたいと思うが、いかがですか。ご答弁をお願いいたします。

（「議案と関係ない」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　廃止後の詳細に関しては、あまり詰めてと言うか、拡げすぎないようにお願いいたします……（戸田議員・自席から「政策議論を。議長、ちょっと休憩を」と発言）……。今回の条例に関しましては、第二幼稚園の廃止に関してですので、その後に関し

ましては、詳細について、あまり拡げすぎないようにお願いします……（戸田議員・自席から「疑義があります､ちょっと休憩を取っていただいて」と発言）……。

暫時、休憩いたします。

（午後１時 33 分～午後１時 36 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁のほうも、しっかりと、その辺を踏まえての答弁、よろしくお願いいたします。

教育こども部長　種々、ご質問いただきました。

まず、高浜学園については３千平米でございます。第二幼稚園については、今現在５千平米ございまして、雄大とした土地で、のびのびと教育を実施してきました。それが今の実態でございます。

認定こども園については、園庭を広く活用して、園の考えや独創性を発揮したレイアウト、園庭の提案をいただいて、現面積を最大限活用した整備としていただきたいと私どもとしては思って、今、募集要項を作成しております。

既存の町立保育所においては、原則、特別な理由がないようなときは、自家用車等は乗ってこないようにとお願いしておるんですが、自家用車等乗ってこられる方々もおられるので、当然、そういう自家用車を停められるような駐車スペースなども考えて、５千平米は当然必要であろうというふうに考えております。

以上でございます。

（「質問してよ」「人のことはいいでしょう」ほか、議場内私語多し）

中田議員　廃止後のことについて、お尋ねします。

廃止した後は、公立の幼稚園が一つになる……（「うるさいな」ほか、議場内私語多し）……、議長、注意していただけますか。

川嶋議長　ご静粛に願います。

（「こっちに」ほか、議場内私語多し）

川嶋議長　皆さんです。

中田議員　すいません、質問を続けます。一つを廃止した後、幼稚園が一つになるわけです……（「うるさいで、聞こえへん」と呼ぶ者あり）……。

川嶋議長　暫時休憩いたします。

（午後１時 38 分～午後１時 39 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

中田議員　質問を、最初から始めます。廃止後、公立の幼稚園が島本町には一つになるわけですが、今、マンションがたくさんできて人口も増えています。一つの幼稚園だけで受け入れられるのかという心配はあります。民間の幼稚園があるとは言え、やはりお金がかかったりすることもあるので、公立に入りたいと住民が思ったときに確実に入れるということは、とても大事なことだと思うのですが、その点、いかがお考え、予測され

ておられますか。

教育こども部次長　町立の第一幼稚園、第二幼稚園につきましては、現在まで２園存続いたしておりまして、過去から、この推移として概ね減少傾向にございました。それで、一昨年については一幼・二幼合わせまして 170 人余りとなりまして、１園の認可定員というのは 207 名でございますので、昨年初めて、２園合計いたしましても１園の定員に収まったという状況でございます。

本年度につきましても、さらに減少傾向については進んでおりまして、２園合わせましても 150 人余りでございますので、現時点におきましては、１園の 207 人に収まっているという状況でございますので、人口が増えており、児童人口についても増えているというような状況ではございますけども、現時点では概ね全国的にも、町内におきましても、教育のニーズというよりも保育ニーズ、または認定こども園によるような教育・保育、両面のニーズというものが高まっておりますので、現時点においては、確かに、今後の将来の見通しというものについては不透明、不確実な部分ではございますけれども、今後の認定こども園の整備というものも含めまして、今回、１園については廃止させていただくということで、条例提案させていただいております。

以上でございます。

川嶋議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を……。

（「議長」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　声をあげていただけますか……（「質問出ると思ってました、申しわけありません」ほか、議場内私語多し）……。

声を出して、手をあげていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑を続行いたします。

暫時休憩します。

（午後１時 41 分～午後１時 42 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

岡田議員　今回、廃止ということで、大変さみしいものがございます。当初、207 名でしたが、年々と、この第二幼稚園が子どもの数が減っているということは、町の職員の方もご存じかと思うんですけれども、なぜ減ったのか、その辺を掌握されてますか。減った理由は何なんですか。

教育こども部長　なぜ、第二幼稚園の希望者が減ってきたのかということでございますが、先ほど来、ご答弁させていただいてますように、やはり保育ニーズが高まってきておるというのが１点。そして第二幼稚園については、やはり今後のことも含めて、立地の部分も含めて、また施設の老朽化、そのような点もあるかなというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員　ちょっと感覚が違うかと思うんですが、私が保護者の方からたくさん、意見集約した内容といたしましては、まず老朽化してるからということなんですが、トイレがまず汚いということが、たくさんの意見がございました。あと１点は遠いということと、この２点がね、保護者の方からたくさん意見を聞いた中には一番多かった点なんですが、今回、民間のこども園にお貸しするというんですか、募集するにあたって、この辺は改善できるという形で、町は、この公募されるということでよろしいんでしょうか。

教育こども部長　先ほど私もご答弁させていただきましたように、保育ニーズの高まり、そして老朽化と立地というところが、低下の原因を生んでいるのかなというふうに思います。

トイレが異臭、においがするということにつきましては、私どもも大きな問題だというふうに考えておりますので、今回、当然施設か新しくなる。そしてまたトイレのにおいの部分につきましては浄化槽の部分がございますので、募集要項、今現在策定しておりますが、その中では当然、合併浄化槽については一から新しくしていただく、そのように考えておりますので、その対応は可能かなというふうに考えております。

また、立地の部分につきましては、先ほど申しましたように５千平米という広い敷地でありますが、おそらく迎えに来てもらったり、いろんな部分で駐車スペースを広く取る必要があろうというふうに考えておりますので、その点については、今回、公募をかけて提案いただいた中の審査の中では、大切な項目として見ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員　最後の質問ですがね、５千平米で、先ほども全体的に使わなくてもいいじゃないかっていう、そういうご意見もありましたが、今現在の第二幼稚園のほうは、保護者の方っていうのは道路のほうに、ずっと車を停められているというのが、ここ何年来の形であったと思うんですけれどもね。この５千平米の敷地の中に、駐車をしていただくスペースを今後は取るというような、そういう考え方の理解でよろしいんですか。

教育こども部長　内容については、公募ですので、提案いただくというのが原則でございますが、今現時点でも、第二幼稚園については車での子どもを送ってくるというのは禁止しております。ただ、車で来られていて、近隣の住民の方から苦情が寄せられているときもあります。その点も踏まえて、今回は当然、敷地の中に駐車スペース、また駐車できるだけじゃなくて、できることなら回転場を取れるような、そういう提案があれば、当然評価をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員　今、５千平米の件について、あまり拡げてはということもありましたけれども、やはり 40 年を超える施設を、公共施設を廃止をして、その後の運営については一般会計

当初予算のとおり、民間の法人に運営をゆだねるということと、すでに子ども・子育て会議では募集要項の素案が示されておりますので、一定、議員においては、この募集の概要については把握している中での議論であります。ですので、今まで第二幼稚園運営において様々生じてきた課題については、しっかりと、そこの点は解消したうえで民間に運営をゆだねるということは、この議会において指摘したり、チェックをする、やはり大事な責務だというふうに、今、質疑を聞いていて思いましたので、私のほうもその点、多少ありますが、質問させていただきたいと思います。

そうは言いましても、アッという間の意思決定、当初予算編成、そして今回の廃止条例であったというふうに思っております。まだ１年経っておりません。昨年の９月 28 日に、第二幼稚園の今後のあり方に関する説明会、この説明会をもって、保護者、ＰＴＡの皆さんの、ほんとに断腸の思いでの、この方針を一定受け入れるということにおいて今に至っているということですから、この間、保護者の皆さんやＰＴＡの皆さんからお聞きした声は、やはりこういった本会議で反映することが、私たち議員の仕事だというふうに思っております。

そのうえで、様々、この公共施設、第二幼稚園を廃止することにおいて大きな懸念がされています。もともと保育の、園児さんの人員のことですね。先ほど部長の提案理由でちょっと気になったところが、今年度の入所人員のことの、幼児さんの申し込み人数が 10 数％という数字をお示しになりましたが、あくまで、この 2018 年度の入所の方々は、今年度末をもって第二幼稚園を廃止するということを知ったうえで申し込みをされてますので、当然、４歳から第一幼稚園を選ばれた方も相当おられたというふうに聞いておりますので、厳密に言えば、昨年４月の入所人員が、本来の私たちの第二幼稚園の入所ニーズであったというふうに、数字のうえでは、その点は厳密に計っていただきたいと思います。その点、いかがでしょうか。数字は一人歩きいたしますので、この春の入所ニーズは正式なニーズではないということになります。その点の数字の取り扱いは気をつけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、昭和 50 年３月７日提出の、この第二幼稚園を設置したときの当初の議事録を拝見させていただきました。設置ということでありましたが、委員会付託をされ、３月 29 日土曜日に議決がされて、第二幼稚園が新たに設置されておられます。この第二幼稚園が設置されたことによって、当時、１年保育だった島本町の公立幼稚園教育が、４歳児からの受け入れが可能になったというふうに示されています。そういうことですね。

しかしながら、今回のこの廃止条例に至っては、現時点において、この幼稚園の今の４歳・５歳の幼児教育に代わるスペースというものが十分に目の前にない状態で公共施設を廃止するということですから、やはりそのことによって発生する問題についても、課題を明らかにして、次に申し送っていく、対処をするということも課題だと思っております。

資料請求をさせていただいております。河４ですね、「第二幼稚園ＰＴＡの廃止方針の説明及び要望内容のわかるものと要望内容等」ということでいただきました。続いて、河５として「第二幼稚園の３歳児対象の取り組みや地域の子育て支援事業実績のわかるもの」をいただきました。第二幼稚園においては、３歳児保育というふうに称して、近隣の方の、４歳から入園されるにあたって一つの高いハードルを越えるために、子育て支援の一環として３歳児保育をされておられましたけれども、この点については、第一幼稚園に統合されるにあたって、こういった第二幼稚園でやってきた趣旨の幼児教育の中身は継承されるのかどうか。その点については、しっかりと現場で話し合いができているのかどうか、答弁を求めます。年に通算 20 回ほどやっておられます。非常に、地域からも期待され、また４歳から幼稚園に初めて入る、集団に入るお子さんにとっては貴重な場になっておろうと思いますが、いかがでしょうか。

それから、この町立幼稚園でも、相当昔から障がい児保育が行われてきております。幼稚園での支援教育の対象児童数を、河６、人 10 で請求をしております。第一幼稚園と第二幼稚園を比べますと、当然、第一幼稚園のほうが多いんですが、私が過去に卒園式、入園式、運動会等で拝見させていただいたところ、第二幼稚園は平屋造りということもあったのかなとは思いますが、相当、重度重複のお子さん、歩行に困難を来しておられるお子さんや、マンツーマンの対応が必要なお子さんなどが、多く入園されていたように思います。この点については、第一幼稚園はやはり２階建てであり、エレベーターがないということで言えば、このような重度重複のお子さんが入所されるにあたって、統合される第一幼稚園での保障などについては、現場の先生方とどのような話し合いをされたのか。その点は認定こども園にゆだねられるのか、答弁を求めます。

教育こども部長　まず、１点目のほうは、私のほうからご答弁させていただきます。

園児数の件でございますが、先ほどの私の議案説明の中で違和感を持ったということでございますが、私、先ほど議案説明の中でも、今年度の当初だけをお話ししたわけではございません。28 年度、29 年度についても、全体的な幼児教育のニーズの人数というのはお示しをさせていただきました。

今回、30 年４月１日では第二幼稚園 33 人ですが、29 年４月で大体 60 人ぐらいだったと思います。充足率で行くと、約 29%、30%ぐらいであったということでございますので、当然、私も今回 33 人になった経緯としては、募集の段階で第二幼稚園、今年度で閉園するということをお伝えしたからこそ減ったというのは十分認識したうえで説明させていただいておりますことを、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

教育こども部次長　２点目以降のご質問に対しまして、答弁させていただきます。

過去、第二幼稚園につきまして、開設以降、１年保育ではなくて４歳・５歳の２年保育というような展開がなされたということで、現時点でも、今後、こういった方々が受け

られるのかということでございますが、これも前の議員のご答弁で申し上げましたとおり、昨年は一幼・二幼合わせまして170人余り、今年度につきましては150人ということで、確かに本年度につきましては二幼が廃止の方向性がある中で、すでに初めから二幼じゃなくて一幼を選ばれているというような結果もあったかもわかりませんけれども、結果的には、去年も含めまして、それ以前から幼稚園のニーズ、または第二幼稚園のニーズにつきましては、どんどんと低下傾向にあったということについては間違いのないものでございますので、今後の開発、児童人口、保育ニーズの高まり等含めまして、不可欠な部分ではございますけども、町立第一幼稚園での受け止めについてはさせていただけるというようなことで、見込んではおるところでございます。

それから、貴重な３歳児保育につきまして、第二幼稚園でこういったプログラムというのを試行的にやっているということでございますが、これは昨年、第二幼稚園の廃止また今後の展望につきまして、二幼の保護者の方々とお話しさせていただいたときに、４歳・５歳で、今、在園の子どもさんだけではなくて、それよりもまだ下の兄弟の方がいらっしゃって、３歳であるとか２歳であるとか、そういった方についても、この第二幼稚園での保育について、いったんプログラムということになれば相当な時間がかかるものでございますけれども、園庭開放や、ほかの幼稚園開放の一環として、そういったものができるのであれば、その幼児教育が味わえるのではないかなというようなこと。その現場での受け止めとして、実際に具体化したものが、今年度から始めております、こういった幼稚園開放における３歳児を対象とした事業でございますので、今後、これにつきまして、第一幼稚園についてはもとから幼稚園開放ということで、小さな、未就園の子どもさんについても対象とさせていただいているんですが、いったん３歳に対して特化した二幼で行ったイベントにつきましては、今後、継承できるかどうか、また現場の職員の知恵を借りながら考えてまいりたいなというふうに考えております。

それから、障害児保育・支援保育についてでございますけれども、確かに過去、町立幼稚園につきましても、複合的に障害をお持ちの方について受け入れをしたような実績があったというふうに聞いてはおりますけれども、ただ、やはり幼稚園につきまして、これまで実績といたしましては、あくまでも介護員を配置して介添えと言いますか、安全面をまず第１に担保して、体の面でのサポートをさせていただくということが主ではございました。

ただ、26年度から保育所と幼稚園が教育委員会のなかで一元化されておりまして、障害児保育につきましては保育所のほうが、やはりこれまでの伝統的に実績を積んできた、ノウハウを培ってきたということもございますので、両者の幼稚園教諭、保育士も交えて、研究部会をこの４年間立ち上げて、十分に幼稚園におきましても、幼稚園の中でどのように障害児保育を展開していくかということについて、幼稚園教諭の中でも相当慎重に議論して、身につけ、実際にそういう保育を実践してまいったようなところがござ

いますので、今後、二幼の子どもさんも含めて、一幼で深めた障害児保育・支援教育については展開していきたいということと、あと、今後のことではございますけれども、認定こども園の募集要項の中でも支援教育ということについては必須と書かせていただいておりますので、この島本の中で、公民問わず、障害をお持ちの子どもさん、発達に不安のある子どもさんについては受け止めをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

川嶋議長　この際、暫時休憩いたします。

（午後１時 58 分～午後２時 10 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

戸田議員　私にとっての２問目の質問になります。資料人９でお示しいただいたように、町立保育園の子ども達が第二幼稚園のプールを、年間 20 日も訪れています。水無瀬川での川遊び、野外活動の際に、トイレ休憩で数回ではありますが、第二幼稚園を活用されいます。聞くところによると、園舎でお弁当を食べたりもしているようです。公立だからできることであって、民間認定こども園に同様のことを求めることはできかねます。二保、それから四保の子ども達にとって、二幼を、そして水無瀬川を訪れることは――きっと年長さん、５歳児とかだと思うんですけど、とても楽しみになっていると聞いています。

町が一部公園として管理することで、町立保育所の子ども達が川に親しむ野外活動の際に、トイレ休憩として活用できることにもなるのではないか。小さなあずまやがあれば、若山台の子育て世代の住民も活用できるかも知れません。この場合、遊具は必要ありません。災害時にテント等が張れるほうが良いと思います。トイレがあるということが非常に大事になると思います。

そういう公共性を残していただきたいというのが私の訴えであり、５千平米の活用を問う質問でございます。この点について、見解を問います。

教育こども部長　再度のお尋ねでございますが、先ほどもご答弁させていただきましたが、現時点では整備運営事業者に園庭を広く利用していただいて、園の考え、独創性を発揮した提案をいただきたい。そして、駐車・駐輪場の確保を入れた提案がいただけたらというふうに考えておりますので、土地を部分的に切って貸与するようなことは、現時点では考えておりません。

いただきましたご意見は参考とさせていただいて、今現在の予定では公募開始を 10 月１日としておりますので、10 月１日の公募開始に向けて、最終的な募集要項を作成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　公募開始が迫っていると、その前に質問をしたと。１問目の質問は、２問目の

質問を踏まえて、そういった意味でしたものでございます。

第二幼稚園の敷地面積は約５千平米、ほかの保育所と比べて格段に多いです。駐車場の必要性も理解している。そして、広々とした保育・教育をして欲しいというのが、第二幼稚園の保護者、そしてＯＢ皆さんの思いなんです。ですから、それは担保していただきたい。しかし、５千平米あれば、その一部を公園としたとしても４千平米、高浜よりも、第四保育所よりも、ずっと広いんです。ですから、それを検討していただきたいというふうに申し上げています。

けれども、災害対応、公園の整備などについて言及しているわけですから、部長お一人でお答えできる問題ではありません。しかし、公共施設を一つ廃止するにあたり、総合的な政策判断を求めているわけです。従って、私が最後に問いたいのは、この５千平米をすべて無償で貸与するのですか、ということです。そうだというふうにおっしゃっています。

しかしながら、まだ公募の募集要項は素案の状態です。ですから、素案だからこそ子ども・子育てに諮られた。ここで、このような意見を述べ、最後の私の見解を述べているわけです。それは難しいという厳しいご答弁ですけれども、参考とさせていただくと、意見として、おっしゃっているので、検討していただきたいなと総合的な判断として思っております。公園として残しておけば、これは、もし可能ならば、技術的に桜の木を１本でも残しておくことができれば、二幼の保護者、そしてＯＢの皆さんにとっても思い出になり、また川遊びのときに使えると。

子ども・子育て会議において――これ、質問しますね、最後に。募集要項につき意見聴取をされていましたが、あくまでも素案を提示されたのであって、検討の余地はまだまだあると考えます。もう１ヵ月しかありません。最後に、部長、そして町長のお考えを問うて、３回目の質問を終わります。よろしくご答弁、お願いいたします。

教育こども部長　先ほどご答弁させていただきましたように、今現時点では園の考え、独創性を発揮したレイアウト、園庭の設計を提案していただいて、また駐車場・駐輪場を十分に確保した提案としていただきたいと考えておりますので、土地を部分的に切って貸与する、今現時点では考えありません。ただ、ご意見につきましては参考とさせていただいて、10 月１日の公募の開始に向けて、最終的な募集要項を作成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

山田町長　ただいま担当部長からご答弁申し上げましたとおり、その駐車場を広く取る、また園庭を広く取って、敷地すべてをフル活用した形での募集要項を、今、素案を作成しているということで、そのようになっているというふうにも認識しております。ただ、今回、ご提案をいただきました内容につきましては、しっかりと教育委員会とも十分話をしながら、最終的な募集要項作成に向けて考えたいというふうに思います。

以上です。

東田議員　「島本町立幼稚園設置条例」の一部を改正する条例ですけども、第二幼稚園の部分が削除されるということです。先ほど、他のいろんな議員からの質問にもありますとおり、第二幼稚園が廃止されるということですけども、幼稚園のニーズが減っていって、それで第一幼稚園に全部入れるだろうという部分、それと保育ニーズの高まりですね。これにどうやって応えていくんだという部分に、応えていくために何をしなければならないのかというようなところで、民間の認定こども園を誘致するというような話やと思いますけども、そこに至ります途中経過というか、通過点だと思うんですね、この条例の廃止という部分は。

その後、いろんなふうに準備も進めていってやっていくんだと思いますけども、一番最初に、まず第１の目的は何なのかという部分で、やはり保育ニーズの高まりにいかに応えていくのだろう、というようなことを私は思うんですけども、そのような認識で間違いはないでしょうか。

教育こども部長　保育ニーズが非常に高まっております。そして待機児童も発生しておる。それらを十分解消していくためには、保育ニーズの高まりに応えていくための施設整備を検討した結果、今回、第二幼稚園を閉園して、認定こども園の整備に向かって事業を進めておる。ただいま東田議員からありました考えと同様でございます。

以上でございます。

東田議員　見解は同様であって良かったなとは思うんですけども、いろいろ、今、待機児童も相当控えてますし、やはり迅速に、しっかりと進めていって欲しいと思うんですよ。そのあたりについて、今、もう事務も進めていっていただいていると思うんですけども、いろんな状況の変化もあるでしょうけどもね、やっぱり決意の部分だけね、ちょっと確認しとかんと、安心できないかなと。ほんまに待機児童対策のために目一杯頑張っていただけるのかなというふうに、ちょっと心配しているんですけども、そのあたりについての決意だけ、町長にお伺いしておきます。

山田町長　東田議員からのご質問に、ご答弁申し上げます。

私の決意ということですけれども、募集をさせていただくのは10月１日ということで予定をしておりますので、それに関しては予定どおり進めさせていただくように考えております。ただ、その中でより良い方向が、もし考えられるのであれば、時間がない中ですけども、いろんなご意見を頂戴しながら、その中でできることは考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

河野議員　ちょっと、先ほど１問目答弁いただいてから続けられなかったので、わかりにくいかも知れませんけれども、先ほど資料請求に沿って質問させていただきまして、ご答弁いただきまして、概ね理解をしておりますし、ほんとに急であるということは申し上

げましたけれども、私も議員になってだいぶ長うございますし、今まで何をしていたのかと、逆に耐震化についてどうだったのかということは、地域や島本町内でこんな急激な意思決定をしなければならないような議論をしていたのかということで、お叱りをいただいている当事者でありますので、その点は重く受け止めておりますし、そもそも、その待機児解消もありますけれども、今、島本町で非常に大きな課題である耐震化ということを急がなければならないということにおいては、やはり、その後の、先日の北部地震という事態を受けまして、このたびの一般会計の当初予算での施政方針及び今回の廃止条例の提案というのは、やむなしというところでもありますが、一方で子どもさんの安全安心を確保するということ、それを最大限に目的にするということにおいて、保護者の皆さんの理解を得られているのだと思っております。

３歳児保育のことですけれども、先ほど次長のご答弁で、廃止ということが概ね視野に入ってきた段階で、相当精力的に教職員の皆さんとＰＴＡの皆さんとで対応していただいて、最後の第二幼稚園の、できるだけ多くのお子さんに過ごしていただくというための目的もあったのだなということは認識いたしました。

そのうちの一つのプログラムを、この間、視察をさせていただきましたし、やはり幼稚園に入園するにあたっての心構えとか、初めて集団に入るお母さん、お子さんを入れるお母さん方への不安とか、あるいは警察の方を招いての防犯教室などをされておられまして、非常に有意義だと思っております。この点は、今後、募集要項などにおいて、こういった取り組みは新たな施設に継承されるものも多いと聞いておりますので、これ以上、求めません。よろしくお願いいたします。

あと、そうは言いましても、もともと第二幼稚園のニーズが下がってきて、このたびの廃止に至っている背景には、就労支援型幼稚園をやって欲しかったと、第二幼稚園でやってくれないのかとというようなお声もありました。その点では、やはり廃止されて、一つの町立幼稚園に統合するという島本町のやり方ですので、就労支援型幼稚園の枠の拡大などは検討されているのか、答弁を求めます。

教育こども部長　現時点ではありますが、当然、検討はしております。

以上でございます。

川嶋議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　島本町立幼稚園設置条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して

賛成の討論を行います。

第二幼稚園に関しては、ちょうど１年ほど前に、保護者の方々に対し廃止の方針が示されました。唐突な知らせに、保護者の方々は戸惑われ、落胆し、反発し、不安な思いをされました。このように、保護者に様々な精神的負担を強い混乱を招いたのは、記憶に新しいところです。当時、これに対して心を痛めながらも、有志で独自に保護者意見を聴取し、当事者の声を聞いて欲しいと行政に働きかけてくださった方もおられました。

そういった働きかけを受け、第二幼稚園の廃止について、その後は教育長や町長が自ら説明会に出向き積極的に説明に努められたこと、保育・教育に特化したタウンミーティングを２種類開き、何度も開き、保護者と、広く住民の声を聞く場を設け、意見聴取に努められたことは大きく評価できるものです。また、１年限りとは言え、４歳児保育を受け入れた点も評価できます。

これに関してですが、第二幼稚園廃止に伴い、来年度、第一幼稚園に移られるお子さんに対する配慮をお願いしておきます。わかっていたこととは言え、全く新しい環境に変わることによるお子さんの心理的ストレスを緩和するために、できるだけ第二幼稚園の先生方には、子ども達と一緒に第一幼稚園に移って、引き続き子ども達を見ていただきたいと、そういった保護者の方からの要望もありますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

もう１点、タウンミーティングを開催されたことは評価できるものの、特に前半のタウンミーティングでは、せっかく意見を言ったのに、それがいつ、どのように第二幼稚園廃止後の民間認定こども園を設置する町の方針に繋がったのか全くわからなかった、というご意見を多数聞いています。また住民有志の方から町に提出された島本町の保育・教育に関する提言書にもあるように、廃止した後の施設を民間で運営する点については、未だ住民の納得が得られていないと感じています。

２回目のタウンミーティングでは、住民意見の反映という点で一定改善が見られたとは思うものの、島本町の保育・教育にまつわる急激な変化に、町の保育・教育の量と質に関しては多くの住民の方が不安に思うところです。待機児童対策に追われる中、職員の皆様におかれましても大変なこととは思いますが、今後、こういった住民の納得感、安心感を得るために、行政の意思形成過程の透明化を図っていただきたいと思います。

以上のことを指摘、要望いたしまして、賛成の討論とします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員　第 64 号議案　島本町立幼稚園設置条例の一部改正について、賛成の討論を行います。

先ほど質疑の中でも伺いましたけども、やはり、まずは何のためにやっていくのかという目的意識の部分だと思います。幼稚園のお子さん達が少なくなってきたり、保育ニー

ズが高まってきたり、第二幼稚園が耐震性も満たしていなかって、このまま続けていくのは無理であっただろうと、様々な要因があるのは事実ですけども、やはり、まず第一義として考えなきゃいけないのは、待機児童の解消であろうというふうに思います。

いろいろ、皆さん、ご意見もございますでしょうし、私もこの町で育ってきまして、一つの公共施設がなくなるというようなことに対しては、決して喜んでもいませんし、一抹の寂しさを感じるのも現実的な部分であろうかと思います。しかしながら、やはり、まず何をしなければならないかというのをしっかりと見据えて、目的意識を持って、またスピード感を持って、取り組んでいただきたいと思います。

それと、私たち議員としての責任の部分というのを常々感じるんですけども、100％皆さんに、いろんな住民の方からも賛同が得られるとは思いませんけども、やはり私たちが責任を持ってどのように判断していくか、それはやはり住民のために、ときには賛同を得られない決断もしなければならない。このようなものも議員としての責務であるというふうに考えております。

執行部におかれましては、目的意識をしっかりともって、計画性を持って、精一杯取り組んでいただきますようお願いいたしまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員　第 64 号議案　島本町立幼稚園設置条例の一部改正につきまして、公明党を代表して賛成の討論をさせていただきます。

我が家の５人の子ども達も、また孫に至るまで、大変お世話になった園であり、複雑な気持ちと、寂しさを感じるのは私だけではないと思います。

後に、民間のこども園を予定されていらっしゃいます。心配していました保護者からの保育ニーズは、解消されるとの答弁をいただきました。第二幼稚園は環境が良く、５千平米の敷地は、広いスペース、子ども達にのびのびと幼児教育をさせてあげることが大切かと思っております。

今後は、スケジュールどおりに進められ、現在、島本町が抱えている待機児童対策等、早急に解消できますことを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第 64 号議案　島本町立幼稚園設置条例の一部改正について、日本共産党、町会議員の河野恵子より賛成の討論を行います。

このたびの廃止条例に関しましては、先ほど質疑にも示しましたとおり、ちょうど１年前に教育こども部より方向性を示されました時点においては、やはり耐震改修、こどもの安全安心が急がれるということにおいて、十分な耐震構造にはなっていないということが１点、そして、増え続ける保育所の待機児童、保育所ニーズということがあるということ。大きくこの２点において、当時、第二幼稚園の現役のＰＴＡの皆さんは、このたびの第二幼稚園の廃止方針について、概ね了解、了解としか言えませんが、していた

だいたものと認識しております。

その後、第一幼稚園や、他自治体の公立の認定こども園などの視察なども、他の会派の方々とともに、あらゆる方策を考えつつ検討してまいったところですが、例えば、送迎バスにおいて第二幼稚園が廃止をされた後、第一幼稚園に統合された後の送迎バスの問題、こういうことについては、過日、第一幼稚園を尋ねまして、送迎バスのルートの問題や、様々説明を受けたところです。概ね教育こども部の説明どおり、今の見通しにおいては、送迎バスについても、第二幼稚園の今のＰＴＡの皆さんの要求はかなうというふうに見通しております。

ただ、一方で、島本町の教育大綱をまさに具現化するというのが、この第二幼稚園を取り巻く自然環境であったというふうに思います。この自然環境をもとに、第二幼稚園で教育実習などをされて、どうしてもここで働きたいと、島本町の公立の幼稚園の教諭になられたというような方も少なくないと聞いております。そういう意味では、島本町立第二幼稚園は、今後の未来を担う保育士さん、幼稚園教諭を養成するという、保育士や幼稚園教諭になりたいという人たちを育てる大切な場所であったのだなということを、廃止の方針が概ね見えてきた中で、様々第二幼稚園の大切さ、ありがたみを、今さらながらに知るところでありまして、これは提案されている町長部局、教育こども部皆さんの思い、断腸の思いと変わらない思いはいっぱいです。

ただ、質問にもさせていただいたとおり、これから廃止がこの議会で議決をされるということになった場合、なったときに、今後、この第二幼稚園が廃止をされるということについては、実はこれから保育を受けようとされている、幼稚園に入ろうとされている、第１子がこれから幼稚園だと言われる保護者においては、まだまだご存じないという方が、町内で相当見受けられます。この『平成 30 年度　子育て支援事業のご案内』というところにも、「第二幼稚園は、建設後 40 年余が経過し、現在の耐震基準を満たしていません。また、老朽化も著しいため、平成 30 年度末で閉じます。」と、かなりシンプルな表現をされています。これは募集停止ということを意味し、今後の第二幼稚園の廃止ということを意味している言葉でありますが、実は、この言葉で十分に、今の３歳未満のお子さんを持つお母さん方に、まだまだ伝わっていない。

そして絶対に第一幼稚園に入れるものだと思って、来年度以降の入園を心待ちにされている、そういった島本町立幼稚園を求めておられる保護者も少なくないということから、早晩、第一幼稚園統合の折には、希望される方がすべて入園ができる、あるいは就労支援型幼稚園の枠の拡充ということも質疑をさせていただきましたし、求める方を受け入れることができるということにおいては、今後は第一幼稚園の整備について、責任ある町、教育こども部の対応を強く求めるものです。

そして、願わくば今後の、この島本町の保育・教育施設のあり方については、せめて３年から５年前に整備方針を定め、議論をし、見通しを持ったうえで順次廃止や整備、

新設、統合などについて議決をしていくという、例えば町立やまぶき園のときのような、整備方針を定めて、今後の方針はどうあるべきかということの方向性を作ったうえで、それぞれの施設の統廃合を考えていくという方向性を持ってスケジュールを進めていただきますよう、これは町長及び教育こども部長、教育長に強く求めるものです。

しかしながら、この方針を決定された折りに、町長、教育長が先頭になって、この第二幼稚園のＰＴＡへの説明会に臨んでいただいたこと、その後も、参加者は非常に少なかったということは残念ではありますが、タウンミーティングや、第６次行財政改革のパブリックコメント等で、この第二幼稚園の廃止については再度住民意見の聴取に努められたこと、最大限、今でき得る範囲で事務局が取り組んでいただいたことについては感謝をするものではありますが、かつての保護者会、ＰＴＡのありようであれば、このような取り組みは大いに評価されているところですが、昨今の、本当に忙しい、子育て事情、保護者会・ＰＴＡ活動もままならない保護者においては、今後はさらに丁寧な対応が必要であろうというふうに考えているところです。

かつて、この島本町議会で 1975 年３月 29 日に、「幼稚園設置条例」の一部改正において、第一幼稚園に加えて第二幼稚園を整備していただいた。また、当時も財政難だったというふうに聞き及んでおります。財政難の中で、各別の方面に大鉈を振るったうえで、第二幼稚園を整備をしていただいた。この先人のご苦労と決断には感謝をするとともに、それらの財産を今後、島本町の子ども達に何らかの形で受け継ぐことができますよう決意とともに、この廃止条例には、断腸の思いですが、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員　第 64 号議案　島本町立幼稚園設置条例の一部改正について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

今回の条例の一部改正は、町立第二幼稚園を廃止する等のための所要の改正を行うものです。

町立第二幼稚園の廃止については、２月議会において、平成 30 年度島本町歳入歳出予算書、一般会計・第３款　民生費、第２項　児童福祉費、第１目　児童福祉総務費、第１節　報酬、社会福祉施設整備審査委員会委員９万円について、平成 30 年度末で閉園する予定の第二幼稚園跡地に民間認定こども園を設置するため設備運営事業者を公募し選定する予定との説明や、第９款　教育費、第４項　幼稚園費、第１目　幼稚園費、第 13 節　委託料、第二幼稚園解体設計業務 430 万円につきましては園舎の解体工事を行うため設計業務を委託する、等の説明をいただきました。また、民生教育消防常任委員会の委員からは、常任委員会の場で「議会に対する条例提案、様々な予算編成に関わる問題についてもお示しください」とあり、行政より「条例につきましては、島本町立幼稚園の設置条例の一部改正が必要になると思います。」との回答をいただいている内容であります。

２月議会においては、島本町議会として、これらの議案を慎重審議し、全員一致で可決しております。

今回の改正で、一部改正の長時間預かり保育及び預かり保育の定義を明確化すること等については、もう少しわかりやすく文言整理いただきたいというふうには思いますが、過去の丁寧な説明、討論を踏まえ、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

塚田議員　それでは、第 64 号議案　島本町立幼稚園設置条例の一部改正について、維新の会を代表し賛成の討論を行います。

私自身、第二幼稚園の卒園生でありまして、非常にさみしい気持ちはありますけれども、町内の保育ニーズ、また待機児童の課題を考えますと、この一部改正条例について賛成をするものであります。

認定こども園の設立に向けて、今後、町は動かれていくことだと思いますけれども、保護者の不安といたしましては、公設の幼稚園から民営に移るということで、質の担保がどうなっているのかというところも大きく心配されているところだろうというふうに思います。今後、募集要項等でその辺の質の担保をしっかりとしていただくことで、公営に負けないような民間もたくさん、今の時代には存在しているかとは思いますので、その辺がはっきりと示されるような施設の設立に向けて取り組まれていかれますことを強く要望しまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 64 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第 64 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 11、第 65 号議案　島本町立キャンプ場設置条例の廃止についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育こども部長（登壇）　それでは、第 65 号議案　島本町立キャンプ場設置条例の廃止について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町立キャンプ場を閉鎖するため廃止するものでございます。

町立キャンプ場につきましては、平成 30 年度施政方針でもお示しいたしましたとおり、ツキノワグマやスズメバチなどの危険に対する安全対策や、立地条件に起因する緊急時の対応、さらには費用対効果の面など、課題が多いことから、平成 30 年度の開設を最後に閉鎖する方向で、事務を進めてまいりました。

町立キャンプ場は、本町で唯一の野外活動可能な青少年教育施設として、長きにわた

って本町の青少年健全育成に大きな役割を果たしてきたものと考えております。しかしながら、施政方針でお示ししたものをはじめ目的面、施設面、立地面、環境面、運営面のそれぞれにおいて多種多様な課題があり、これらを抜本的に解消する方策が見当たらないことから、やむを得ず閉鎖の判断に至ったものでございます。原案どおり可決いただきましたら、今後、当該施設及び設備の撤去工事に向けた事務を進めてまいりたいと考えております。

なお、トイレにつきましては、町立キャンプ場に隣接するおおさか環状自然歩道の関係施設として大阪府が設置したものでありますことから、現在、担当課であるにぎわい創造課と大阪府の間で今後の取り扱いについて協議が進められており、現時点におきましては存続する方向で調整中と聞いております。

次に、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

今回の条例案の附則といたしまして、「島本町暴力団排除条例」の一部改正及び「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正を行うものでございます。いずれも、島本町立キャンプ場に関する項目を削除するものでございます。

最後に、施行期日は平成31年４月１日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

中田議員　島本町立キャンプ場設置条例の廃止について、質問します。

キャンプ場の利用者が少ないことが廃止の原因の一つになっていると思いますが、施設というものは、勝手に来たい人が来て利用してくれたらいいですよ、というものではなくて、利用を促進するために様々な事業を行うことが必要だと思います。例えば、芥川にあるあくあぴあも、大阪の自然史博物館も、様々なプログラムを組んで人を集め、努力をされています。

大沢のキャンプ場の利用人数が少ないのであれば、町がキャンプ場に連れて行って、自然体験をしてもらうようなプログラムを組む努力などをすべきではなかったのかと考えますが、こういう事業を町はこれまで率先して行ってきたでしょうか。質問です。

教育こども部長　本町のキャンプ場との関わりでございますが、町立キャンプ場の運営といたしましては、あくまでも施設使用許可の形態でございまして、プログラムの提供等については行っておりませんでした。ご指摘のプログラムの提供につきましては、専門的な知識やノウハウを有する青少年関係団体の支援を行うことで、住民の皆様に対する機会提供を図ってきたところでございます。

以上でございます。

中田議員　そういった事業を、本来であれば行政がすべきだったと考えます。

二つ目の質問です。キャンプ場廃止事務を進めるに伴い、青少年関係団体に対して行

った閉鎖に関する説明と、今後の支援の方法について協議した内容に関して、資料請求を行いました。内容を拝見したところ、大沢キャンプ場の代替案として、小学校の校庭でのキャンプ、淀川河川敷のバーベキュー場の使用、若山神社や摂津峡青少年キャンプ場の使用を、行政は提案されています。一方、青少年関係団体からは、各代替案について、それぞれの利点は認められているものの、立地や広さ、環境、使い勝手、予算の面からは、どれも大沢のキャンプ場の替わりにはなり得ないというようなご意見をいただいているものと理解しました。ご意見の中で印象的であったのは、青少年活動をするときに使える場所が減ると、活動も少なくなり、結果的に活動が先細りになり、後進も育たないといった意見、そして青少年事業を見捨てないでいただきたいという切実な訴えです。

「島本町青少年健全育成計画」によると、島本町は「次世代を担う青少年が自尊感情や協調性を豊かにし、自己実現力を培うこと」を目標にし、それを実現するための施策の三本柱の一つには、「青少年が自立して社会に参加・参画するまちづくり」を掲げられています。そして、それを実現するための具体的施策として、社会への参加参画のための場や機会の充実の必要性を、島本町はあげています。一方で町は、今回の大沢キャンプ場の閉鎖のみならず、これまでには町立プールを廃止し、ＹＹワールドも廃止し、青少年健全育成のための場や機会を減らしています。それぞれの廃止自体はやむを得ないものと考えますが、各事業や施設が果たしていた役割が補完される代替案がないことが、とても残念です。

そこで質問です。これまでの青少年教育事業の果たしてきた役割、そして青少年教育に対する町のビジョンを示していただきたい。そして、キャンプ場が廃止されることにより替わり得る事業は何と考えているか。その３点を、ご説明ください。

教育こども部長　町立キャンプ場につきましては、先ほど議案説明でもご説明させていただきましたように、本町で唯一の野外活動可能な青少年教育施設として、長きにわたって、本町の青少年健全育成に大きな役割を果たしてきたものと考えております。

本町といたしましては、今後、キャンプ場の果たしてきた機能をどのような形で補完していくべきかについては、現時点におきましては具体的な案をまだお示しすることはできないのが現状でございますが、本町の厳しい財政状況を考えていきますと、新たな設備投資を伴うような施策については、現実的ではないのかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、すでにご案内のとおり、10 月 1 日から試行的に実施されることになりました淀川河川公園島本地区におけるバーベキューエリアの設置や、青少年関係団体が他市のキャンプ場を使用する際の優先申請、また町内の学校における校庭キャンプの実現可能性の検討など、町行政だけでなく関係行政機関及び関係団体との協力連携を図りながら、今後、創意工夫をこらして検討、考えていきたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　関係協力団体や行政と連携していくということでした。ぜひ、よろしくお願いします。

近年の青少年の日常として、外遊びの減少に加え、ゲームやスマホ依存などもあり、外の世界との繋がりの希薄化が進んでいることがあげられると思います。このような状況で、日常と切り離された環境で自然に触れることが、青少年の健全育成に果たす役割の重要性として増しています。虫を捕ったり、魚を釣ったり、花を摘んだり、木に登ったり、穴を掘ったり、崖を登ったりと、それから暗闇の中で星空を見た、そういうような体験が子どもの社会性を育み、知能を高め、情緒を安定させ、幸福感を高めることに役立ちます。こういうことは、すでにエビデンスがあります。また、こういう体験は、郷土の自然環境を守りたいという気持ちにも繋がるでしょう。

大事なことは、こういう自然体験は、日常と切り離された環境で行われるべきだということです。そういう意味で、淀川のバーベキュー場や、小学校の校庭や、若山神社でのキャンプは日常の延長に過ぎず、大沢のキャンプ場の担ってきた役割に替わるには十分ではないと思います。

日常から離れるという意味では、本町は山の自然が重要です。例えば山吹渓谷、こういう場所は、スポーツは苦手だけれども屋外が好きだという子ども、例えば、虫をじっと見ることが好きだとか、たき火が好き、飯ごう炊飯が好き、木登りが好きだったり、生き物を捕ったり見たりすることが好きだ、そういう子どもにとって大切な場所になります。島本町におけるより良い青少年教育のため、まずは、町の持つ豊かな山の自然環境に誘導するような――先ほど設備投資を伴うのは難しいと言われましたが、設備投資はなくとも、山をフィールドにした事業をすることが必要だと思います。

この点、ぜひ、今後検討すべきと考えますが、いかがですか。また、このような事業は、町の「環境基本計画」にも適合することを申し添えておきます。見解を問います。

教育こども部長　今のご紹介がありました、ご指摘の山間部における様々な事業につきましては、今般、キャンプ場を閉鎖した、至った経緯を踏まえますと、開催時期、開催場所など、様々な課題を有しておりますので、慎重に検討していく必要があろうかというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員　第65号議案　島本町立キャンプ場設置条例の廃止についてということで、立て続けに、長年、青少年の健全育成に寄与されてきた施設を廃止するということが目前に迫っております。

私自身も小学生のときから、そして中学生のときには、当時、公立中学校の林間学校は大沢キャンプ場という時代で中学時代を過ごしております。様々、中学校から徒歩で大沢キャンプ場まで行くと。教職員の皆さんが重たい荷物を背負って、生徒達を引率す

るという思い出を持っておられる方も、この議場にたくさんおられると思いますが、とは言え、先ほど執行部のほうから説明があったように、現在の場所においてのキャンプ場の維持存続、さらなる拡充ということについて非常に限界があるということにおいては、当時、キャンプ場を切り拓いて開設されてきた当時のキャンプ・カウンセラー、あるいはボランティアの方々からも聞き及んでいるところです。現在地においての、このキャンプ場というものについては一定役割を終え、そして今の現時点の場所での改善ということは非常に厳しいものというところでは、私は理解をしているところです。ただし、一方では財政上の理由からということ、一言で片付けていただきたいとは思っておりません。

そういう点で、一般会計当初予算の際の討論で、相当、このことについては述べたつもりです。その点において、その後取り組まれたかどうか、議論をされたかどうかということを、質疑をさせていただきたいと思います。

当時、一般会計当初予算の施政方針でキャンプ場廃止を示されたときの資料請求に対しては、実は残念なことに島本町議会での議事録しか出てこなかった。これは非常に、討論でも違和感を禁じ得ないと。議会の論議だけでキャンプ場廃止の方向が決まったのかということを思いました。関係する、例えばリーダークラブ、青少年協会、こういった大沢キャンプ場の整備からボランティアを通じて開発などをされてきた、そういった団体の方からの聞き取り記録が一切ない中で施政方針が示されてしまったということについては、苦言を呈しておきます。

今回、そのことでは施政方針を示し、当初予算が可決されてから、いろんな関係団体の聞き取り、話し合いをされているということが、今回の資料請求、河８、人 12、人 13 で示されております。この内容は非常にわかりやすい、深い議論をされていると思いますが、本来、施政方針を示すにあたっては、こういった論議を踏まえて施政方針を示していただきたかった。それは当初予算が可決した後に、その関係団体の方に私が一議員として街中で、施政方針が示されたのを知っているか、ということを訊いたときに、長年、このキャンプ場でボランティアをされたり、ご自身も子ども時代を過ごされた。そういった方が、施政方針で示していたということを知らなかったという現実にぶち当たりました。

こういった手続きは絶対やめていただきたい。手続き論で反対する気はありませんが、一つ間違えば、これは住民からの大いなる反発を受けていたかも知れない。その点について、施政方針、意思形成過程における反省材料は大いにあったと思われます。その点は、ちょっと今後の参考に、ご答弁をいただきたいと思います。

また、とは言え、以後、いろんな団体と意見を聴取されました。河川公園でのバーベキューでは取って代われない青少年野外活動の趣旨の深さ、重さが、この中に示されています。河川公園でのバーベキューでは、大沢キャンプ場の果たしてきた役割は担えな

いんだということもわかりました。そういうことの中で、今、中田議員からも紹介がありましたが、学校の校庭でのキャンプということが一定、対案として議論がされているようですか、その点について、現時点ではどのような進捗になっているのか、答弁を求めます。

教育こども部長　２点、ご質問いただきました。

まず１点目、施政方針策定までの情報提供、決定過程の話でございますが、私ども教育こども部としては、施政方針、町長が示されますが、それまでの過程で十分ご議論をさせていただいたうえで､最終的な決定に至ったというふうに認識をいたしております。

２点目でございますが、校庭キャンプにつきましては、町立キャンプ場閉鎖に向けた青少年関係団体との協議において、団体関係者から今後の代替案の一つとして、お示しいただいたわけでございます。他市町村におきましても実施事例がありますことから、現在、調査・研究を進めておるわけでございますが、学校教育施設における火気の使用、そして騒音・匂いのほか、宿泊を伴う場合の管理体制など、課題がございます。学校との連携はもちろん、近隣住民の皆さんの理解、そして協力が不可欠でありますので、直ちに実現するかということについては困難かなというふうに考えております。

ただ、一方で野外活動を行うのであれば、日常から離れた山間部が望ましく、校庭キャンプが実現できたとしても、有効性に疑問が残るというご意見もあるのも事実でございますので、その点につきましても慎重に検討していくべきであろうというふうに考えております。

いずれにいたしましても、本件の実現可能性も含めて、青少年関係団体に対する今後の支援方法につきまして、引き続き、種々検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　そうは言いましても、過去においては手弁当で、そしてとても厳しい地形上の課題の中で、様々キャンプ場という形を造ってこられた方々や、利用されてきて大人になって、その後、ご自身もキャンプ・カウンセラーになっておられる方、親子３代にわたってキャンプ場を利用したという方も少なくありません。

そういったことについて、この２～３年間、ほぼ閉鎖とか開設中止という憂き目にあってしまったわけで、多くの方が、この大沢キャンプ場の場所に足を踏み入れていないというまま、廃止を迎えようとしております。その点について、社会教育関係団体や教育こども部において、この大沢キャンプ場についてのかつての実績や歴史を振り返る、どういったところであったのかということを、しっかりと記憶に止めるというような取り組みについて、何らか予定はされているのでしょうか。答弁を求めます。

それから、あとは、ちょっとこれは急に今、執行部の席の皆さんの顔を見て思ったことなんですが、そうは言いましても、一般会計当初予算のときの賛成討論の中で長々申し上げた中には、島本町の中の子育て、教育、青少年健全育成の観点からいきますと、

ここ10年ぐらいの間に、子ども達が親元や、指導者のもとから離れて、身近な大人を信頼して、日々の積み重ねた教育や保育の成果を大きく飛躍をする場として、野外活動や、こういった飯ごう炊飯、火気を使用しての調理などがあったのではないかと思います。薪割りなんかもあったと思います。

そういったことの場が、今、島本町からことごとく姿を消しております。町立プールの廃止、そして小・中学校においては支援学級のお子さんが１年に１回、宿泊訓練をする。これも廃止をされております。町立保育所においては、お泊まり保育もなくなっております。そういうことで、町立プールなどは親の了解を得なくても、50円玉を握って、お友達との約束、その日のうちに約束をし、海水パンツや水着に着替えて、自分の意思で参加をし、そこには監視員さんがおられて、安心のもとでプール遊びを楽しめると。いろんな意味での冒険とか飛躍の場が用意されていたわけですが、それがいよいよ、このキャンプ場がなくなることによって、保護者それぞれの教育観とか、保護者の経済状況によって、こういったキャンプがもう経験すらできないというお子さんも増えてこようと思います。

その点について、やはりこの間、毎年のように失われていく子ども達の飛躍の場みたいなところを、今、教育こども部、教育長などはどのようにお考えになっておられるのか。非常に大きな課題とは思いますが、お考えがございましたら、答弁を求めます。

そしてもう１点は、これはすべて教育こども部所管、教育委員会、教育事業ということではありますが、教育こども部だけで、この大沢キャンプ場の代替策を考えるというのは非常に、今の状況において厳しいものがあるとは理解しております。ましてハード整備ということになれば、今、耐震化、様々な公共施設の整備などが目前にあるわけで、キャンプ場の優先順位がその先を行くということは考えがたい。

そういう意味では、今後、こういった子ども達の青少年健全育成の場、ハード、ソフトをどうしていくのかということは、一方では町長部局において、環境ということになりますか、わかりませんが、町長部局においても併行して可能性を追求していく必要があるのではないかと。その点については、町長は野外活動の専門家であると私は認識しております。今、ここで急に尋ねられて、答えられるようなことではないかとは思いますが、教育こども部だけではなく、町長部局においても、こういった子ども達の飛躍の場所、冒険の場所について、島本町が果たせるのではないかという役割について検討を始めるべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

教育こども部長　閉鎖にあたっての記念行事等について、まず、１点目でございますが、本町で唯一の野外活動可能な青少年教育施設として、長きにわたって本町の青少年健全育成に大きな役割を果たしてきたものというふうに考えておるということは、先ほど来、ご答弁させていただいております。青少年関係団体の皆様をはじめ住民の皆様から愛着を持ってご利用いただいていることにつきましては、担当部局として心から感謝申し上

げる次第でございます。

当該施設につきましては、本年度もツキノワグマの目撃情報の発生を受けまして、開設中止をしたということもございますので、今、いただいた閉園にあたっての行事等を開催できる状況にはないんじゃないかなというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、社会教育団体の支援をしておりますボーイスカウト、ガールスカウトにつきまして、キャンプ場がなくなって大変ではないかというようなご意見でございますが、現時点も今、閉園が決まる前から、町内でのキャンプ場はご利用いただいておりませんで、他市町村の機関を使っていただいておるというのが現時点の状況でございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

山田町長　今後の方策といいますか、どのように考えているかということでございますけれども、確かに議員ご指摘のように、これから公共施設の整備などがありますので、大きなお金を使って新しく施設を整備していくということは、なかなか難しいものであるというふうに認識をしております。私個人といたしましては、先ほど言っていただいたように、長年、そういう野外教育活動、また環境教育活動、また青少年教育活動、そういったものに従事してきたことから、ハード面の整備というよりかはソフト面のほうで、そういった体験活動を子ども達に提供できる場を創出していくことは可能だというふうに感じております。

例えば、先ほど「環境基本計画」のお話もありましたけれども、しまもと環境・未来ネットによる環境教育活動、そういったものであったりとか、里山の整備をしていただいているような団体さんもたくさんありますので、そういった中で、一定整備された里山の中で、子ども達が自然に触れる機会を創出していくといったこと。また、それ以外にも他の市町村の公共施設を使わせていただいて、バスを仕立てて貸し切りバスで行くとか、そういった非日常を体験できるような自然体験活動などの機会というのは、たくさん可能なものであるというふうに感じております。

ただ、近年、私も所属しておりましたけども、生涯学習関係団体の中で、後任の育成というものがなかなかできていない部分もありますので、今、そのあたりの人材という部分が、少し弱くなってきているというふうには感じておりますので、そこをいかにまとめて次の世代を育てていくか、今が過渡期なのかなというふうにも感じております。

いずれにいたしましても、本町を含めて、関係機関と連携をしながら、そういったソフト面での創意工夫をこらしてやっていくということはできるかと思いますので、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員　クマが目撃されたということ、近年、ずっと聞いてきたわけですけれども、近

隣市における近年のクマの目撃情報について、どのように把握されているんでしょうか。

閉鎖が続いた理由として、クマの出没の危険性から廃止に至ったという点は否定できません。しかし、かといってハイキングが規制されているわけではなく、クマの対策については、結局のところ何も講じられてないという印象を持っています。大沢集落の方は、本当にクマが出るのですかと、心配されていました。特に、町から注意喚起がされているとも思えません。クマを理由にして、この際、廃止するというのではなく、当初の目的の柱であったと思われる青少年育成事業が一定の役割を終えたこと、そういった視点での説明責任が本来は求められていると思います。これについては、すでに議論がありました。青少年育成事業の成果をきっちりと検証して、今後に活かされることを求めたいと思いますが、この点、いかがでしょうか。

もう一つ、問います。住民ホール、町立プール、そしてキャンプ場が閉鎖されることにより、どれだけの経費が削減されているのか。概算で良いので、今一度、お示しください。プールとキャンプ場、ＹＹワールドの廃止は、財政面だけではなく職員の仕事を大きく削減していると考えています。生涯学習課としては、その仕事の削減になった分を、どこに充当して、現在、事務事業の充実を図っておられますか。

教育こども部長　まず、３点いただいた１点目でございますが、ツキノワグマの目撃情報でございますが、平成 28 年度につきましては、北摂地域におきまして６月から 10 月の間に 12 件、大山崎町におきましては 10 月に１件の、計 13 件発生しており、このうち、10 月の箕面市と大山崎町における目撃情報につきましては、一度に複数が確認されていると聞いております。また、７月上旬の大沢地区における目撃情報を受けまして、町立キャンプ場を途中閉鎖したということでございます。

そして昨年、29 年度につきましては、北摂地域におきまして、６月から 11 月の間に７件、このうち８月末の高槻市における目撃情報につきましては、町立キャンプ場から３キロ地点であったということもございまして、開設期間中における使用予定者がなかったことから、途中閉鎖には至らなかったものでございます。

そして平成 30 年、今年度ですが、８月末現在で、北摂地域において４月から８月の間に７件、発生しておりまして、５月下旬の尺代地区における目撃情報を受けまして、町立キャンプ場の開設を中止したものでございます。

そして２点目が、青少年健全育成の役割を終えて、成果を検証して、今後にどのように活かしていくのかということでございますが、先ほど来、ご答弁させていただいておりますように、町立キャンプ場につきましては、本町の青少年健全育成に大きな役割を果たしてきたものとも考えております。しかしながら、29 年度における使用件数は 21 件のうち、青少年関係団体の使用は１件に止まっております。少子化や価値観の多様化をはじめとする社会情勢を背景として、青少年活動への参加者数が減少するとともに、団体運営を支える指導者の世代交代が困難となってきたことは、かねてより大きな課題

として、青少年関係団体の皆さんとも認識を共有しておるところでございます。

町立キャンプ場といたしましては、すでに青少年健全育成の目的を実現する施設としては、一定、その役割を終えたものと考えているところではございますが、引き続き、本町における青少年健全育成や青少年関係団体の支援のあり方につきましては、団体関係者の皆様とともに検討してまいりたいと考えております。

そして、町立プールや町立キャンプ場の閉鎖で経費削減の概算金額について、まず、住民ホールについては私ども管轄しておりませんので試算はしておりませんが、この二つの経費削減については、経常的な施設運営経費としては、旧町立プールが年間 1,200 万円、町立キャンプ場が年間 200 万円かかっておりました。また、町立キャンプ場につきましては、施設・設備及び備品の老朽化等にかかる臨時的経費というのがございますが、これは平成 25 年度から 29 年度の５年間で、約 600 万円を使用しております。

以上でございます。

川嶋議長　この際、暫時休憩いたします。

（午後３時 10 分～午後３時 20 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育こども部長　答弁漏れがございました。生涯学習課として、事務が町立プールの閉鎖やＹＹワールドの終了等で減ってきた部分、どの辺の事務事業を充実しているのかということでございますが、町立プールの閉鎖やＹＹワールドの終了、今回、町立キャンプ場の閉鎖につきましては、それぞれで経常的経費、臨時的経費の削減となるものでございますが、当該削減額を生涯学習課所管の新たな事務事業に充当していくというものではなくて、本町における行革、行財政運営全般の健全化に一定寄与するものというふうに考えております。

生涯学習課所管の各種事業につきましては、与えられた人員、そして予算の範囲内におきまして､効果的な実施内容となるよう適宜見直しを図ってきたところでございます。今後につきましても、住民ニーズを的確に把握し、各種事務事業に反映できるように、部内統一して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　先ほど、住民ホールも含めて経費削減について問うたわけです。住民ホールについては管轄が違いますので、ここで数字のご答弁を求めることはしませんけれども、要は、言いたかったことは、経費の削減や、それから職員の、ＹＹワールドも含めて仕事が確実に削減されているということ。これを生涯学習課の事業にどう活かしていくのか。人材不足だ、手一杯だというのではなく、どう活かしていっているのかということを確認したかったわけです。

ところが、今のご答弁だと、これらの閉鎖に関しては、単に行財政改革の対象となっていたのだなという、そういうことにならざるを得ない。これは非常に残念だなと思っ

て聞いておりました。しかし、そのことをここで議論をして、町立キャンプ場の廃止に反対するということはありませんので、行財政改革の対象になったという、それはちょっと違うかなという、その思いだけをお伝えしたいと思います。

そこで、次の質問にいきますけれどもね、各家庭に残された、例えばキャンプ場に関わる写真を提供していただくなどして、今後、歴史文化資料館などで記念の企画展と、青少年育成事業の島本の歴史を振り返る講演会などを開催していただきたいと思いますが、いかがですか。まず、これ問います。

山田町長ご自身、島本町の青少年育成事業で育ち、そして育たれ、自らが多くの子ども達を、このキャンプ場で見守ってこられたと思います。ここで育った子ども達、若者が町内外でまちづくりの担い手となったり各方面で活躍されていると、私には想像ができます。今後、島本町において、子ども達に自然に親しめる遊びの場をどのように提供できるのか。この課題に一定の財源を充てていく必要があると、私は思っております。町長として、ぜひ取り組みたい事業、あるいは描いておられるビジョン等あれば、この場で、ぜひお示しいただきたいと思います。夢のプランでも結構です、お伝えいただきたいと思います。

教育こども部長　町立キャンプ場閉鎖にあたっての講演会等、記念行事についてでございますが、町立キャンプ場閉鎖にあたっても、本議案を可決いただきましたら、施設及び設備の撤去工事の事務を粛々と進めてまいりまして、円滑な閉鎖作業に努めることを第一義的に考えていきたいと考えております。ご指摘の各種事業につきましては、現時点では考えておりません。しかしながら、青少年関係団体のご意見を伺いながら検討はしていきたいと考えております。

以上でございます。

山田町長　今後の子ども達に対してのそういった取り組みということで、先ほど来、申し上げてますとおり、財政状況を鑑みると、やはり大型設備の投資などはなかなか難しいと。その中で、私としてソフト面でどのようにしていくのかというところでございますけれども、やはり、まずは町内の自然に親しむというところでは、環境教育という観点から、子ども達を野山に連れて行くといったことが、まず第一かなというふうには思っておりますので、そういう意味では、「環境基本計画」にもうたわれておりますとおり、それを実行していくためのしまもと環境・未来ネットであったりとか、そういった団体さんに、そういう体験活動の場を提供していただくというようなことが可能なのではないかなというふうには思っております。

そこに対して、行政として何かしら委託をしていくのか、例えば活動に対して補助をしていくのかというところは、また検討は必要があると思いますけれども、まずは、そういった島本の自然に触れていただくという機会の創出。それから非日常体験ということであるならば、島本以外の場所、他市町村のそういう宿泊施設等使ってキャンプ活動

していくと、そういった機会。過去に生涯学習課で確かバスを仕立てて、あれは青年の家か何か、そういったところへ連れて行くというような事業もされてたかと思いますので、それを行政がやるのか、また町内の生涯学習、社会教育の団体さんに担っていただくのかというところはありますけれども、そういったところへ、一定補助もしくは業務を委託してやっていただくということは可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員　「環境基本計画」、環境という言葉が町長から出たことに、大変安心いたしました。例えば、淀川河川敷公園の整備に関しても、生物多様性の視点を入れていく時代になっています。傍聴して、そのような学者さんが審議に入っておられる時代ということを知りました。このあたりの整備において、機を逃さず、環境という視点を入れていただきたいなと心から思っています。

また、町立のこのキャンプ場は島本町の歴史です、青少年の。ですから、企画展等、そういったもので生涯学習課の文化・歴史の事業として、ぜひとも取り組んでいただきたいと思いますが、再度、課長及び部長のご見解をお聞かせいただいて、最後、終わります。ぜひ、お願いします。

生涯学習課長　先ほどもお尋ねいただきました、これまでの町立キャンプ場が担ってきた役割等につきまして、歴史文化資料館での展示、またその他講演会等のご提案ということでございますけれども、先ほど部長からもご答弁申し上げましたとおり、まずは閉鎖に向けました今後の撤去工事等、作業にまずは努めてまいりたいと考えております。それを終了した後ですけれども、青少年関係団体のご意見も伺いながら、その可能性につきましては探っていきたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　前の議員の質疑とちょっと重複する点があるので、かぶっている部分はできるだけ削除いたしまして、お訊きをしていきますが、先ほど、第６次行財政改革、この中に記載されている状況なのかなと思いますが、この町立キャンプ場、確か先ほど臨時的経費の部分ですね、600 万円ほどおっしゃってたと思います。これは確か災害の際に、過去、27 年だったか、復旧工事をされている部分がありますが、その臨時的経費でおっしゃっているのは、そういう災害に関わる部分だけなのかどうなのか、お訊きをします。そして、この行革のほうが、最近の行財政改革は目標数値の数値的な金額は入ってませんので、先ほどお聞きした中での詳細で臨時的経費の部分をお訊きしたいのと、やはり使われている団体数がちょっと減ってこられてたという部分です。１人当たりの町負担というのは幾らぐらいに、最終的にはなっていたのか。その点を、お訊きしたいと思います。

それと、先ほど町長の答弁の中に、特定の団体名が入っていらっしゃいましたが、やはり青少年育成に関わるいろんな団体さんがいらっしゃいますので、ちょっと１団体だ

けの名前をあげられるというのはどうかと思いますし、どの団体さんにどういうものをしていくのかというのは、まだまだ議論されることであろうと思いますので、その点の見解を、再度、お伺いします。

教育こども部長　町立キャンプ場における臨時的経費の主な内容でございますが、平成25年度につきましてはテントサイトの補修で83万4,750円、そして平成26年度もテントサイトの補修で84万4,560円。平成27年度には土砂崩れの復旧といたしまして323万5,680円、28年度はございません。29年度についてはポンプ更新として82万9,440円を臨時的経費として使用いたしております。１人当たりの町負担額でございますが、これはあくまでも経常的経費の部分でございますが、平成25年度から29年度にかけては大体５～６千円程度になっております。そして臨時的経費を含めた費用としては、平均的に言いますと１万５千円程度となっておるところでございます。

以上でございます。

山田町長　議員ご指摘の件ですけれども、確かに複数の団体さん、多くの団体さんが町内で活動されております。私が申し上げたしまもと環境・未来ネットさんにつきましては、「環境基本計画」を推進するということで立ち上げていただいておる団体でありますので、一例としてご紹介をさせていただきました。それ以外の野外教育であったり青少年教育という部分に関しましては、様々な社会教育関係団体、生涯学習関係団体がございますので、そういった皆さんにぜひご協力をいただきながら、島本町の子ども達のため、また子ども達以外にも文化・芸術、そういった部分を含めて推進していただきたいというふうに思っておりますので、特定の団体名を申し上げましたのは、特段、特別な意味があってということではございませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

伊集院議員　１点だけ、再度確認します。５年間の数字出してもらったんですが、例えば24年にも台風があった部分があるんですけど、このときの臨時的経費、もし、おわかりでしたら、最後、それだけ確認させていただきたいと思います。

教育こども部長　平成24年度でございますが、テントの更新といたしまして、３基更新いたしておりまして、116万９千円を臨時的経費として支出いたしております。

以上でございます。

岡田議員　町立キャンプ場の廃止に関しましては、私は６月議会でも一般質問しておりますので、内容的には理解しているつもりでございます。

これ、議会で条例廃止が通りますと、きれいに整理するというような発言がございましたが、それはいつから取りかかるということですか。もう30年度から、すでに取りかかるという理解でよろしいんですか。

教育こども部長　今現時点の担当部としての予定でございますが、31年度当初には解体の実施設計を計上させていただけたらというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員　わかりました。実施設計されてからされるということですね、手をつけられるということで、よろしいんですね。それでは、わかりました。

それと、先ほど部長の説明の中で、公衆トイレは残す方向でというような発言もあったかと思いますが、担当のほうで大阪府と現在協議をしているというような内容のことも発言を先ほどされたかと思います。これは大阪府の建物ですが、この公衆トイレは、土地に関しては島本町の土地に建てられているんだと思うんですけども、その辺のことは大阪府ときちんと話し合いができているんでしょうか。どの程度、大阪府と話し合いができているのか。今、わかる範囲で教えていただければ、ありがたいと思います。

都市創造部長　大阪府が設置しております、トイレについてのご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、あのトイレが置かれております土地につきましては町有地でございます。トイレの設置の継続については、６月議会でもご答弁させていただいたんですけども、大阪府につきましては存続する意向ということで、これについては再度確認はいたしております。ただ、具体的な分については、まだ若干調整しなければならない部分がございますが、担当といたしましては、引き続き、あのトイレについては存続されるというふうに認識いたしております。

以上でございます。

東田議員　キャンプ場設置条例の廃止について、質問いたします。

いろんな質問あったと思うんですけど、その後、どうするのやみたいなのが、ほぼほぼあれだったんかなというふうには思いますけども、そもそも町でキャンプ場を運営していて、利用していただく。その中でスズメバチもそうですけども、クマの目撃情報があると。安全の担保ができないというのが、まず一番の理由だったんじゃないのかなと思うんですよ。そのあたりについての見解をお伺いしたいのと、確かに子どもの遊び場、減っていっているんで、皆さんが心配されるのはわかるんですけども、タイミングとしても、まず第一義に安全の担保だと思います。

それと青少年団体、お子さん達にいろいろ自然に触れあったり、学んだり、いろいろ支援していただいた団体だとは思うんですけども、そこにいろいろお話しされるなり、これからどういうふうに活躍の場を見つけていくんだというのも当然必要な議論だとは思うんですけども、私個人としては、そこも当然そうですけども、団体も含めて、島本町全部の子どもに、これからどういうふうに子どもの遊び場を提供していくんだっていうふうに思うんですよ。財政状況も確かに厳しいのも現実ですけども、子どもさん達の笑顔見て嫌がる人たちはなかなか少ないとは思いますんで、そのあたりについては、視点を大きく拡げるべきじゃないのかなというふうに思います。そのあたりについての見解も伺っておきます。

もう一つ、先ほど町長が森林整備、里山の整備とかをやっていらっしゃる方もおるの

で、そことかにも山、自然に触れあう機会とか設けたらどうかなみたいなことを言ってはりましたけど、私も森林整備のボランティア行って、山、なかなかしょっちゅうは行けないんですけど、行っているんですけども、ボランティアの方々も、例えば子ども連れてきて、この山の中で子ども遊ばそうっていう話をしたら、喜んでやってくれるとは思うんですけども、今現状、子どもを連れて行けるような状態でもないですし、そんな話、聞いたこともないんでね。ちょっと、その件については担当、どんな話されているんですかね、そのボランティア団体と。ちょっと、そのあたりについてもお伺いしておきます。

教育こども部長　閉鎖にあたっての、閉鎖理由についてでございますが、先ほど議案説明の中でもご説明させていただきましたように、東田議員、先ほどありましたように、町立キャンプ場についてはツキノワグマやスズメバチなどの危険に対する安全対策、立地条件に起因する緊急時の対応等について課題が多いことから、平成30年の開設を最後に閉鎖する方向で事務を進めてきたということで、当然のことながら、まず安全対策が一番の課題であろうというふうに考えております。

また、青少年健全育成団体等のご意見について、その団体だけじゃなくということでございますが、当然のことながら、事業を進めていくにあたっては、子ども達を含めて関係団体、関係者の皆さんのご意見も十分踏まえて、次の青少年健全育成の事業を、今の現状から深化していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

都市創造部長　森林整備にかかりますボランティア団体に関しますご質問でございます。

町長、先ほどご答弁させていただきました分につきましては、今後の、あくまでも可能性の一つとして述べられたものというふうに担当としては考えております。

以上でございます。

東田議員　今後の話ね、お子さんとかの遊び場の部分ですけども、議案とちょっと離れているような気もしますので、ここまでにしておきますけども、今回、こういう議案の提出に至った経過というのは、やはり安全の担保ができないっていうような部分だというふうに考えております。そのほかのことはね、やはり、まず、それを解決してから進めていくことかなというふうには思っております。

ボランティアのほうですけども……（「キャンプ場」と呼ぶ者あり）……、そういう……（「議長、キャンプ場です」と呼ぶ者あり）……。

川嶋議長　今、その質問をされてます。

東田議員　キャンプ場やで。答弁に対して訊いているんや……（「あんまり拡げないで」と呼ぶ者あり）……。もう１回言うて。

川嶋議長　暫時休憩します。

（午後３時41分～午後３時42分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

東田議員　いろんなご意見あるようですけども、議長が、これは駄目だとおっしゃるんだったら私はやめますし、そうじゃないんで質問させていただきます。

ボランティア団体に、そういう子どもの遊び場の可能性の話――可能性の話ですけどね、されるんであれば、やっぱりされるべきだと思いますし、ここで公の場所でそういう答弁して、向こう、全くみんな知らんままでというのも、ちょっとおかしな話違うんかなというふうになりますんでね。もし、そういう意向があるんであれば、やっぱり一定相談するべきかなと。関係ないとこで、知らんところで勝手に言ってしまうのもいかがなものかなと思うんでね。そのあたりについて、見解をお伺いしておきます……（「資料に出てます」「資料は資料や」と呼ぶ者あり）……。

山田町長　あくまで可能性の話をさせていただいたもので、町内にはたくさんの頑張っておられる団体様がおられますので、そういった団体様に対して、町のためにご活躍をいただきたいなという思いで発言を申し上げました。ただ、ここで発したことが一人歩きしてということもありますので、今後は気をつけたいと思いますので。

以上でございます。

川嶋議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第65号議案　島本町立キャンプ場設置条例の廃止について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

島本町で育ったたくさんの子ども達が、キャンプ場での野外活動を通じて多くのことを学びました。長年にわたり、島本町の財産であったと想像できます。実際にそうでした。レジャー化されていない大沢の里の風景、大杉、ヒメボタルと、素晴らしい自然環境の中にあり、ほかに得がたいキャンプ場であったと私は思っています。

本来ならば、これからこそ、その価値がますます高まる、高めていくべきところでありますが、老朽化対策、そしてクマに関わる安全対策等、また毎年のようにかかる経費負担に比べて利用者が減っていること、運営の担い手が青少年ではなくなっていることなどからしても、一定、役割を終えたものと考えざるを得ません。

開設にあたっては、住民自ら線路の枕木を運んで階段を整備し、官民が協力、ともに汗を流されて整備されたと聞き及んでいます。これまで運営に携わってこられたすべての方に感謝申し上げまして、賛成といたします。

以上です。

川嶋議長　反対の方の討論がないようでございますので、引き続き、賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第65号議案　島本町立キャンプ場設置条例の廃止について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

もう、「断腸の思い」という言葉はあまり連発するものではないと思ってますが、このたびの町立キャンプ場については、この議場で相当十分に、その役割、歴史などが議論されたことと思っております。

ただ、一般会計当初予算、施政方針で示された段階では、このキャンプ場を拠点に野外活動に取り組んで来られた団体の意思や考え方、疑問などが十分に表されていたとは思っておりませんでしたので、このたびの条例審議にあたり資料請求をさせていただき、「大沢キャンプ場使用団体や青少年健全育成団体と廃止にかかる意見交換、要望内容のわかるもの」を読ませていただきました。端的に、相当深いところを意見交換されたというふうに認識しておりますし、この議論が無駄にならないように、今後に繋げていただきたいと考えております。

また、島本町は地方公共団体であり、地方自治の本旨は住民福祉の増進だというふうに認識しております。ですので、このような歴史ある施設の幕を閉じる際には、やはり、それに替わる新たなもの、あるいはそれに替わるソフト・ハード面を一定整備し、最終的にこの廃止をした後は、一定、環境が向上したというふうに住民の方に判断していただけるような、そういった議論をするべきものだと思っております。その点では、校庭でのキャンプ、あるいは他施設を使ってでのキャンプ、野外活動ということが様々議論され、これから島本町の教育こども部だけではなく、町長部局においても様々な可能性を追求していただきたいし、議論は続けていただきたいと思っております。

また、今年度の予算においては、解体等のまだ予定は今後ということで聞いておりますけれども、解体設計、いろいろ実質的な廃止に向けての事務事業が必要であるということは十分にわかっておりますが、やはり関係団体の皆さんとともに、このキャンプ場の果たしてきた役割を、そのキャンプ場を利用したことのない人にもわかるような形で認識するような、様々な取り組みにも心がけていただきたい。

このことを申し上げまして、私自身は小・中・高と、いろいろな形でこのキャンプ場、あるいはこれに関わる環状自然歩道などを大いに堪能させていただき、今の自分に繋がっていると考えております。そういった場が次々と失われていく中で、はたして子ども達が島本町を愛し、郷土として、これからも守っていきたいという気持ちがどのように育てられるのかという点においては、私自身もこのキャンプ場から受けた恩恵をもとに、今後の施策や事務事業に反映できるように一住民として努めていきたい、というふうに決意をいたしまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員　第65号議案　島本町立キャンプ場設置条例の廃止については、私も子どもの頃活用させていただき、たくさんの思い出がある部分でありますが、やはり先ほどありました安心安全の部分ですね、クマ、スズメバチもありますが、土砂災害が平成27年にあり、その復旧に費用をかけられているという部分であります。やはり子ども達に提供する部分の安全の部分には、この災害復旧にも費用がかかってくるという状況であるということ。そして数字も出していただいた部分ではありますが、この一定の経費削減できたものは、先ほどもありましたように、子ども達のすべての方々にまた還元できるような形をしていただきたいと思っております。

そういった思いで、安全において致し方ないということにおいて、賛成をさせていただきます。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員　第65号議案　島本町立キャンプ場設置条例の廃止につきまして、公明党を代表して賛成の討論をさせていただきます。

費用対効果、またはクマやスズメバチの対策ができないといったことで、廃止することになりました。大杉の見学や自然歩道ハイカー、ボランティア活動グループにとっては大変貴重である公衆トイレは、ぜひ存続して欲しいという声を聞かせていただいております。府が設置されていることから、府と相談され、存続の方向へ持っていくということは理解できました。ボランティア活動の拠点として活用させていただきたいということで、ボランティア活動のグループの方から議会で声をあげてください、というお願いがございましたので、何点か、声をあげさせていただきます。

まず、活用させていただくにあたりまして、ボランティアの方々が伐採とか笹刈りをして、全体を明るく、見通しの良い疎林として整備し、そしてボランティア団体がしっかりと管理を続けるということ。また、夕方には活動をやめ、引き上げ、夜は無人とすること。また野生グマの出没がキャンプ場閉鎖の理由であるということは十分認識いたしておりますので、弁当ガラはきちんと持って掃除をして帰る。それで昼の活動中はラジオの音声を流し、ハイカーや鳥獣に人の存在を知らせる。トイレは活動しているときにはしっかりと清掃して引き上げる。いろんなことを約束させていただき、最終には失火ということもありますので、たばこも禁止をすると。

それで出退時はロックして、きちんと帰るというようなことで、ボランティア団体の人も使わせていただきたいという思いから、このようなことをしっかりと議会で声をあげさせていただいて、最終的には町がまたしっかりと検討されると思いますので、廃止条例が通りました後、しっかりと検討していただきまして、ぜひ、こういうボランティア団体のお声も検討していただき、結果を出してあげて欲しいなというふうに思いますので、そのようなことから、私たち公明党は、今回の廃止条例は残念ではございますが、

賛成とさせていただきます。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第65号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第65号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後３時55分～午後４時20分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12、第66号議案　平成30年度島本町一般会計補正予算（第２号）から第71号議案　平成30年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）までの６件を、一括議題といたします。

なお、本案６件は、一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇）　それでは、第66号議案　平成30年度島本町一般会計補正予算（第２号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の66の１ページでございます。

今回の補正予算につきましては、決算に伴う国庫支出金及び府支出金の過年度分の精算、大阪府北部を震源とする地震及び平成30年７月豪雨に伴う災害復旧費、ブロック塀等撤去補助制度の創設、本年４月の人事異動に伴う人件費などについて、ご提案させていただくものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ３億251万１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を113億9,637万５千円とするもので、款項別の内容につきましては、66の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第２条の債務負担行為の追加につきましては、66の７ページの「第２表　債務負担行為補正」にお示ししております２件であり、その内容につきましては、66の36ページの次に添付いたしております「債務負担行為に関する資料」に記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出予算補正の内容につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

66 の 11 ページからの「歳入」でございます。

第 15 款　府支出金、第２項　府補助金、第３目　衛生費府補助金９万５千円の増額につきましては、造血細胞移植によって定期の予防接種で得た免疫が失われた場合の再接種費用の助成にかかる府補助金でございます。

第 16 款　財産収入、第２項　財産売払収入、第１目　不動産売払収入 1,282 万円の増額につきましては、広瀬二丁目地内の町有地の売却によるものでございます。

第 18 款　繰入金、第１項　特別会計繰入金、第１目　後期高齢者医療特別会計繰入金３万１千円の増額及び第２目　介護保険事業特別会計繰入金 4,191 万３千円の増額につきましては、それぞれ前年度の一般会計繰出金の精算によるものでございます。

66 の 12 ページでございます。第２項　基金繰入金、第２目　財政調整基金繰入金３万５千円の増額につきましては、猫の去勢手術にかかる、ふるさと島本応援寄附金を繰り入れるものでございます。

第 19 款　諸収入、第５項　雑入、第５目　過年度収入 4,787 万１千円の増額につきましては、前年度の事業費確定に伴う、国・府の特定財源の精算でございます。

66 の 13 ページでございます。第 21 款　繰越金、第１項　繰越金、第１目　繰越金１億 9,974 万６千円の増額につきましては、前年度の実質収支の黒字額を繰り越し、歳入するものでございます。

続きまして、66 の 14 ページからの「歳出」でございます。

人件費につきましては、各費目に渡りますので、最後に一括してご説明申し上げます。

第２款　総務費、第１項　総務管理費、第１目　一般管理費 14 万４千円の減額のうち、66 の 15 ページの第 28 節　繰出金 24 万円の減額につきましては、地方公営企業にかかる繰出基準に基づき補正するものでございます。第 13 目　財政調整基金等積立金２億 1,659 万４千円の増額につきましては、前年度の実質収支が黒字となったことから、「地方財政法」第７条第１項及び「島本町基金条例」第２条第２項に基づき財政調整基金に 9,987 万３千円、今後も公共施設の整備が見込まれることから、公共施設整備積立基金に１億 672 万１千円、退職手当の基金の充実のため職員退職手当積立基金に 1,000 万円を積み立てるものでございます。

66 の 17 ページでございます。第３款　民生費、第１項　社会福祉費、第１目　社会福祉総務費 51 万３千円の減額のうち、第 23 節　償還金、利子及び割引料 212 万９千円の増額につきましては、前年度の事業費確定に伴う特定財源の精算でございます。第５目　国民健康保険費 261 万円の減額、66 の 18 ページの第６目　後期高齢者医療費 56 万円の増額及び第７目　介護保険費 34 万７千円の増額につきましては、各特別会計の繰出金を補正するものでございます。

第２項　児童福祉費、第１目　児童福祉総務費 80 万７千円の減額のうち、第 23 節　償還金、利子及び割引料 69 万３千円の増額につきましては、前年度の事業費確定に伴う特定財源の精算でございます。66 の 19 ページでございます。第３目　児童福祉施設費 163 万円の増額につきましては、家庭児童相談等の取扱い件数が増加傾向にあることから、家庭児童相談員１名を雇用するものでございます。第４目　ひとり親家庭福祉費 257 万円の増額及び第５目　児童手当費 294 万６千円の増額につきましては、前年度の事業費確定に伴う特定財源の精算でございます。

66 の 20 ページでございます。第３項　生活保護費、第１目　生活保護総務費 2,236 万円の増額のうち、第 23 節　償還金、利子及び割引料 2,234 万３千円の増額につきましても、前年度の事業費確定に伴う特定財源の精算でございます。

66 の 20 ページ下段から 21 ページにかけてでございます。第４款　衛生費、第１項　保健衛生費、第２目　保健ヘルス事業費 83 万７千円の増額につきましては、職員の産前産後休暇及び育児休業の取得に伴い、臨時職員１名を雇用するものでございます。第３目　予防費９万５千円の増額につきましては、造血細胞移植により定期予防接種の免疫が失われた方の再接種費用を助成するものでございます。

66 の 23 ページ下段でございます。第５款　農林水産業費、第１項　農業費、第２目　農業総務費 82 万１千円の減額のうち、第７節　賃金 62 万３千円の増額につきましては、職員の産前産後休暇及び育児休業の取得に伴い、臨時職員１名を雇用するものでございます。

66 の 24 ページ下段から 25 ページ上段にかけてでございます。第７款　土木費、第４項　都市計画費、第１目　都市計画総務費 1,207 万８千円の増額のうち、第 19 節　負担金、補助及び交付金 400 万円の増額につきましては、新たにブロック塀等の撤去費用にかかる補助制度を創設するものでございます。第４目　公共下水道費 1,400 万円の増額につきましては、平成 30 年７月豪雨により山崎ポンプ場の雨水沈砂池の浚渫工事が必要となったことなどから、雨水処理に要する経費として繰り出すものでございます。

66 の 25 ページ下段から 26 ページ上段にかけてでございます。第５項　住宅費、第１項　住宅管理費７万７千円の増額につきましては、平成 29 年度共益費の歳入歳出決算額が確定いたしましたので、積み立てるものでございます。

66 の 27 ページ上段でございます。第９款　教育費、第１項　教育総務費、第２目　事務局費 33 万９千円の減額でございますが、第７節　賃金 63 万５千円の増額につきましては、職員の病気休暇の取得に伴い、臨時職員の勤務日数等を増加するものでございます。第３目　教育センター費 23 万４千円の増額につきましては、大阪府北部を震源とする地震の発生に伴う児童及び保護者の不安等に対応するため、現計予算で各小学校にスクールカウンセラーを臨時的に配置したため、補正するものでございます。第４目　放課後子ども支援費５万円の増額につきましては、前年度の事業費確定に伴う特定財源の

精算でございます。

66の27ページ下段から28ページにかけてでございます。第４項　幼稚園費、第１目　幼稚園費83万５千円の増額のうち、第11節　需用費30万９千円の増額につきましては、町立第二幼稚園の閉園式典に必要となる費用を増額するものでございます。

66の29ページ下段から31ページにかけてでございます。第10款　災害復旧費、第１項　災害復旧費、第１目　災害応急対策費1,241万２千円、第２目　総務災害復旧事業費20万円、第３目　衛生災害復旧事業費10万円、第４目　土木災害復旧事業費1,100万円及び第５目　教育災害復旧事業費803万４千円の増額につきましては、今後の災害応急対策に備えて、大阪府北部を震源とする地震及び平成30年７月豪雨の発生に伴い、災害応急対策により執行した経費及び執行予定の経費を増額するものでございます。

最後に、66の32ページ以降の「給与費明細書」でございます。「特別職」につきましては、非常勤嘱託員の家庭児童相談員１名の雇用に伴う増額でございます。次に、「一般職」につきましては、本年４月の人事異動などに伴う職員配置を考慮し、補正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第66号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部長（登壇）　それでは、第67号議案　平成30年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の67の１ページをお開き願います。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、国民健康保険料の確定、人事異動に伴う人件費、仮算定決定通知書再送付に伴う通信運搬費、平成29年度国庫負担金等の精算に伴う補正予算でございます。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億4,926万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億876万２千円とするもので、款項別の内容は、67の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

続きまして、歳入歳出予算補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

67の９ページからの「歳入」でございます。

第１款　国民健康保険料、第１項　国民健康保険料、第１目　一般被保険者国民健康保険料3,433万７千円の減額及び第２目　退職被保険者等国民健康保険料122万６千円の増額につきましては、本年７月１日の国民健康保険の本算定によるものでございます。

次に、第３款　国庫支出金、第１項　国庫負担金、第１目　特定健康診査等負担金56万６千円の増額につきましては、前年度の負担金の確定による精算でございます。

続きまして、67の10ページでございます。第４款　療養給付費等交付金、第１項　療養給付費等交付金、第１目　療養給付費等交付金3,005万６千円の増額につきましては、

前年度の交付金の確定による精算でございます。

次に、第５款　府支出金、第１項　府負担金、第１目　特定健康診査等負担金 56 万６千円の増額につきましては、前年度の負担金の確定による精算でございます。

次に、第６款　繰入金、第１項　一般会計繰入金、第１目　一般会計繰入金 261 万円の減額につきましては、本年４月の職員の異動等に伴う人件費の減額、保険料仮算定決定通知書再送付に伴う通信運搬費の増、国保システム改修にかかる委託料の増等でございます。

続きまして、67 の 11 ページでございます。第８款　繰越金、第１項　繰越金、第１目　繰越金２億 5,379 万５千円の増額につきましては、平成 29 年度決算における前年度からの繰越金でございます。

次に、67 の 12 ページからの「歳出」でございます。

第１款　総務費、第１項　総務管理費、第１目　一般管理費 261 万円の減額につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきましたとおり、本年４月の職員の人事異動等に伴う人件費の減額、保険料仮算定決定通知書再送付に伴う通信運搬費の増、国保システム改修にかかる委託料の増等でございます。

次に、67 の 13 ページの第７款　基金積立金、第１項　基金積立金、第１目　財政調整基金積立金１億 9,531 万７千円の増額につきましては、保険料収入不足に伴う事業費納付金の財源不足に備え、積み立てるものでございます。

次に、第８款　諸支出金、第１項　償還金利子及び還付加算金、第２目 償還金 5,655 万５千円の増額につきましては、前年度の療養給付費等負担金の確定に伴い、超過交付分を返還するための増額でございます。

以上、簡単ではございますが、第 67 号議案　平成 30 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、第 68 号議案　平成 30 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

68 の１ページをご覧ください。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、出納整理期間に収入されました保険料を前年度繰越金として繰り入れ、広域連合へ納付、一般会計への返還、人事異動などを勘案した人件費の増額、仮算定決定通知書再送付に伴う通信運搬費等の補正予算でございます。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,430 万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億 9,144 万１千円とするもので、款項別の内容は、68 の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

68の７ページの「歳入」でございます。

第４款　繰入金、第４項　一般会計繰入金、第１目　事務費繰入金56万円の増額につきましては、本年４月の職員の異動等に伴う人件費及び保険料仮算定決定通知書再送付に伴う通信運搬費の増額でございます。

次に、第６款　繰越金、第１項　繰越金、第１目　繰越金2,374万５千円の増額につきましては、前年度保険料の繰越及び事務費でございます。

次に、68の８ページからの「歳出」でございます。

第１款　総務費、第１項　総務管理費、第１目　一般管理費56万円の増額につきましては、先ほど歳入でもご説明申し上げました本年４月の職員の異動等に伴う人件費及び保険料仮算定決定通知書再送付に伴う通信運搬費の増額でございます。

次に、第２款　後期高齢者医療広域連合納付金、第１項　後期高齢者医療広域連合納付金、第１目　後期高齢者医療広域連合納付金2,371万４千円の増額につきましては、前年度保険料の繰越分を広域連合に納付するものでございます。

次に、68の９ページでございます。第３款　諸支出金、第２項　繰出金、第１目　一般会計繰出金３万１千円の増額につきましては、前年度の事務費を一般会計に返還するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第68号議案　平成30年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第69号議案　平成30年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

69の１ページをご覧ください。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、前年度決算確定に伴う精算、人事異動等を勘案した人件費の減額及び介護保険料仮算定決定通知書再送付に伴う通信運搬費に関する補正でございます。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億1,327万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,627万４千円とするもので、款項別の内容は69の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

69の７ページからの「歳入」でございます。

第４款　支払基金交付金、第１項　支払基金交付金、第１目　介護給付費交付金９万６千円の減額につきましては、前年度介護給付費交付金の精算確定に伴い、相殺分を減額するものでございます。次に、第２目　地域支援事業支援交付金322万７千円の減額につきましては、前年度地域支援事業支援交付金の精算確定に伴い相殺分を減額するものでございます。

次に、第７款　繰入金、第１項　一般会計繰入金、第３目　職員給与費等繰入金 25 万３千円の減額につきましては、本年４月の異動等に伴う一般管理費の人件費分を減額するものでございます。次に、第５目　その他一般会計繰入金 60 万円の増額につきましては、介護保険料仮算定決定通知書の再送付に伴う通信運搬費の増額でございます。

次に、第９款　繰越金、第１項　繰越金、第１目　繰越金１億 1,625 万円の増額につきましては、前年度の繰越金でございます。

次に、69 の８ページからの「歳出」でございます。

第１款　総務費、第１項　総務管理費、第１目　一般管理費 34 万７千円の増額につきましては、先ほど歳入でもご説明いたしました職員の異動等に伴う人件費の減額及び介護保険料仮算定決定通知書の再送付に伴う通信運搬費の増額を行うものでございます。

次に、第２款　保険給付費、第１項　保険給付費、第７目　給付準備費 6,240 万１千円の増額につきましては、介護保険給付準備基金に積み立てを行うものでございます。

次に、69 の９ページでございます。第４款　諸支出金、第１項　償還金利子及び還付加算金、第２目　償還金 861 万３千円の増額につきましては、前年度の償還金確定に伴う精算金となっております。

次に、69 の 10 ページでございます。第４款、諸支出金、第２項　繰出金、第１目　一般会計繰出金 4,191 万３千円の増額につきましては、前年度の保険給付費等の精算金を一般会計に繰り出すものでございます。

以上、簡単ではございますが、第 69 号議案　平成 30 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

上下水道部長（登壇）　それでは、第 70 号議案　平成 30 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 70 の１ページでございます。

今回の補正予算につきましては、歳入では平成 29 年度繰越金の確定、一般会計繰入金及び特定財源の補正を、歳出では決算剰余金及び人件費等の補正のほか、島本１号汚水幹線管更生実施設計業務に関わります補正予算について、ご提案をさせていただくものでございます。

それでは、順次、ご説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5,252 万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 16 億 8,044 万１千円とするもので、款項別の内容は、70 の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第２条の地方債の補正につきましては、70 の５ページの「第２表　地方債補正」にお示ししております。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

70の９ページからの「歳入」でございます。

第５款　繰入金、第１項　一般会計繰入金、第１目　一般会計繰入金1,400万円の増額につきましては、先ほど第９号報告として、平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の専決にてご報告させていただきました、平成30年７月豪雨の影響による山崎ポンプ場雨水沈砂池浚渫工事等に関わる財源として、雨水処理に要する経費として一般会計からの繰り入れの増額をお願いするものでございます。

第６款　町債、第１項　町債、第１目　下水道債910万円の増額につきましては、島本１号汚水幹線管更生実施設計業務に関わる特定財源でございます。

第７款　繰越金、第１項　繰越金、第１目　繰越金につきましては、平成29年度の実質収支額でございます。

続きまして、70の10ページからの「歳出」でございます。

第１款　下水道費、第１項　下水道総務費、第１目　一般管理費、第４節　共済費12万１千円の増額につきましては、共済組合費の定時決定によるものでございます。第11節　需用費50万円の増額につきましては、西日本豪雨により山崎ポンプ場の排水ポンプの稼働時間が大幅に上昇し、ポンプに関わる燃料費に不足が生じることにより、増額をするものでございます。次に、第25節　積立金4,229万１千円の増額につきましては、先ほど平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の専決処分において財政調整基金からの取り崩しにより対応したことから、1,400 万円につきましては財政調整基金にそのまま積み立てることとし、決算剰余金については前年度繰越金の差額を積み立てるものでございます。

第２項　下水道整備費、第１目　下水道建設費、第４節　共済費１万２千円の増額につきましては、共済組合費の定時決定によるものでございます。次に、第13節　委託料960万円の増額につきましては、先ほど平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の専決処分にてご説明させていただきました、公共下水道島本１号汚水幹線管渠のうち、布設替え区間以外の約760ｍについて、本年度実施いたしました管内調査結果を踏まえ、予防保全の観点から早期に管更生による対策を実施いたしたく、島本１号汚水幹線管更生実施設計業務に関わります委託料の増額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）の説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第71号議案　平成30年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の71の１ページでございます。

第２条の、「収益的収入」につきましては 24 万円を減額し、「収益的支出」につきましては 361 万５千円を増額するものでございます。

71 の２ページでございます。第３条の「資本的支出」につきましは、資本的支出で７万８千円を減額するものでございます。

第４条の「議会の議決を経なければ流用することができない経費」につきましては、職員給与費で 310 万１千円を減額するものでございます。

今回の補正予算につきましては、本年４月の人事異動等によります人件費及び大薮浄水場管理棟改修工事実施設計業務の補正をお願いするものでございます。

それでは補正予算の内容につきまして、計画説明書により、ご説明申し上げます。

71 の６ページでございます。「収益的収入」でございます。

第１款　水道事業収益、第２項　営業外収益、第４目　他会計繰入金 24 万円の減額につきましては、人事異動により児童手当の支払いが一部不要となったことから、「地方公営企業に関わる繰出基準」に基づきまして、補正するものでございます。

次に、「収益的支出」でございます。人件費につきましては、各費目にわたりますので、最後にまとめてご説明申し上げます。

第１款　水道事業費用、第１項　営業費用、第１目　原水及び浄水費、節　委託料、大薮浄水場管理棟改修工事実施設計業務 670 万円の増額につきましては、大阪北部を震源とする地震の影響により、大薮浄水場の管理棟の外壁にて一部剥離等が見られたことから、改修工事にかかる実施設計業務のための補正をお願いするものでございます。

それでは、人件費の補正についてでございます。71 の９ページの給与費明細書でございます。当初予算策定時からの人事異動などを考慮し、現計予算を精査した結果、補正させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成 30 年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）の説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案６件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

戸田議員　多岐にわたり、ご説明いただきました。一般会計補正予算のほうからは、臨時職員の長期病休・育休に関わって問います。さらに災害に関わる対策補正、もう一つは会計年度任用職員についてです。また、国民健康保険等特別会計などについては、通信運搬費、郵便料について、お尋ねしたいと思っております。

まず、一般会計補正予算の臨時職員の、長期病休、それから産前産後育休に関わって、職員は正職員を配置するべきではないかという、そういう質問になるかと思います。期間に応じて、例えば半年以上、あらかじめお休みされることがわかっている場合は、正職員を配置するという考え方はできないでしょうか。女性の職員さんが多い保健師の方だけではなく、近年、一般職においても女性職員の新規採用が非常に増えていると感じ

ています。すなわちそれは、やがて必ず分娩特別休暇や育児休業休暇ですか、これが常に繰り返されるということになるかと思います。育休が取りにくい、育休を取る職員がいると課内の仕事は回らないという風土が育成されていくのは避けなければならない、これはまずいと思います。また、人事異動でカバーするということが繰り返されないためにも、男女を問わず育休、あるいは長期病休の職員がいる職場においては、正規職員を配置していくことが必要だと感じています。これについて、見解を問いたいと思います。１点目です。

それから、災害対策費です。補正で対応される件、２件あるかと思います。それについては、エンマ沈砂池並びに中谷川沈砂池ですか。エンマ沈砂池は確認したところ、もう速やかな浚渫が必要になっております。台風 20 号の以前に、すでに満杯でした。今回の 21 号の影響で大きな木が倒れ、そしてさらなる土砂の埋設が見られます。９月に、おそらく来るであろう、聞くところによると大体 4.5 回、平均して９月には台風が来るそうです。次の台風に対応できない状況になっています。急ぎ必要だと考えています。

これについての質問よりも、むしろ、一方、もう一つある東大寺の石積みブロックです。これについて膨らみが見られるとのことで補正があがっていますが、台風 21 号の影響は大丈夫だったのでしょうか。現状、どのような対策を取っているのか。また、撤去後にどのように復旧をされるのか。質問としては、東大寺のブロック塀１本に絞ります。

もう一つは、会計年度任用職員についてでございます。島本町に限らず非正規雇用の職員は、今や公務の中心的担い手です。保育士、図書館職員、学童保育室指導員、看護師、消費者相談員、ケースワーカーは、非常に非正規雇用の比率が高い職種です。そして、その多くが女性、あるいは若者です。かつて、当たり前のように正職員が担っていた恒常的業務を、非正規雇用の職員が正規職員とはほど遠い労働条件で担っているというのが現状。今回の法改正はこの実態を追認、固定化、なおかつ正当化するものであり、働く者の不利益になる危険性があると私は認識しています。そういう指摘がされていることを、ご存じでしょうか。また、非正規雇用職員の労働条件の引き下げにこの制度がならないよう、最大限の配慮を行う必要があります。これについての認識を問います。

国民健康保険事業特別会計の補正に関わり、これは後期高齢者、介護保険事業にも言えることですが、通信運搬費、郵便料について問います。保険料仮算定決定通知書の紛失と思われる再郵送事案に関わって計上されるものです。この件については、すでに他の議員が一般質問で詳細を質しておられます。個人情報の流出という観点から、質問します。

前に一般質問された、この時点において、個人情報の流出による可能性は低いと認識しているものの、明確な見解を示せるほどの情報は不足していると、このようにおっしゃっていました。現在、現時点で、個人情報の流出の可能性についてどう考えておられるか。その認識と根拠について、お伺いします。

１点目の質問は、以上にしておきます。お願いいたします。

総合政策部長　それでは私のほうから、まず、長期病気休暇、あるいは育休の職員に対して、正規職員を配置するべきではないかというご質問でございます。

町のほうでは、一定、職員定数というのを定めております。その中で、長期病気休暇についても何人かの職員が出てきておるわけですけども、その病休の期間というのは、１ヵ月であったり、３ヵ月であったりという、医師の診断書に基づいて出されるわけですけども、その後、延長というのもまた出てまいります。ですから、当初出てきた時点での期間というのは、なかなか見定めることが難しいというのが現状です。

また、育休についても、どれだけの期間を育休として取るかというのも選択されるわけですけども、それも当初から決まっているわけではございませんので、そのときの状況に応じて、最近では保育所に入れないとかいうような理由もあるわけですけども、そういったところをすべて正職員で配置というのは、非常に難しい状況にあります。

ただ、職場の中で複数人またがって、そういう休暇が出てきたときに、やはり少数の人数で業務をこなすというのは厳しい状況にはありますので、その辺については、第一には各部内で応援態勢を取って、次の人事異動の際に手当てができれば、そういう対応も取っていきたいと思いますし、次年度の職員の採用についても、その辺については考慮しながら、全体的な状況を見ながら、今、対応をしていっているという状況ですので、必ずしも、すべてを正職員で配置というのは、非常に難しい現状があるということがございます。

それと、会計年度任用職員につきましては、いろいろとご指摘をいただいております。この任期付きの任用を法定化することによって、自治体職員の非正規化が促進されかねないというようなご指摘とか、労働組合なんかからは、今回の制度についていろいろな批判とか疑義があるということが言われております。

特に疑義のある点で言われているのが、期末手当の支給が可能になるわけですけども、規定の中では「支給が可能である」というような言い回し方がされてます。これは「可能である」ということなので、絶対支給されるのかどうかという、そういう疑義があるというようなこととか、諸手当についても正規職員と同様「支給することができる」、これも「できる」という規定なんです。その辺がどうなっていくのかとか、雇用期間が最長１年、その後はその都度選考によって採用が決定されるというようなことがありまして、そういった点について、いろんなご意見があるというふうに思っておりますけども、この制度については、まだまだ疑義のある点もあって、すべて理解されていない部分もあると思いますので、その点については、今後、職員団体とも協議をしながら、内容については詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

都市創造部長　災害復旧にかかります、石積みに対するご質問でございます。

まず、今回の台風第21号にかかります影響でございますが、特段、影響はございませんでした。速やかに確認はいたしております。

あと、復旧の方法でございますが、復旧につきましては、いったん石積みをばらしまして、また積み直すという方法を行います。

以上でございます。

健康福祉部長　保険料仮算定決定通知書の個人情報流出についての見解について、ご答弁申し上げます。

６月定例会議におきまして、他の議員の一般質問におきましてもご答弁申し上げましたが、保険料仮算定決定通知書につきまして、その後、外部で発見された、また記載された個人情報が悪用され被害を受けた等の連絡は、現時点でも受けておりません。あくまでも、その事実をもってではございますが、現時点におきましても個人情報の流出の可能性は低いと認識しております。

以上でございます。

戸田議員　会計年度任用職員の制度について、ご答弁で問題点を指摘してくださいました。同じ思いを持っております。誤解が生じないように、対象者に説明を丁寧にしていただくとか、関係団体との協議が必要ではないかなと思います。これについては、まだまだわからないことが多すぎるな、という印象です。

臨時職員に関わり、長期休暇に関しては正職員をということなんですが、現状はなかなか難しいというご答弁、誠実なご答弁であり、また事実であろうと思います。しかし、大きく見れば、職員を削減したことが影響していると思います。災害対策に、これがどれほど影響しているかというのを、今回、目の当たりに見たように思っております。例年、繰り返される災害と、その複雑多様化する対応に、４月一斉採用のときだけではなく、多様な人材を確保して育成しておくこと。これは島本町民にとっても非常に望むことであり、住民の利益になると私は考えています。

全体的な職員の定数を増やしていくこと、徐々に。それを新規の大卒や高卒の４月の一斉の新規の採用だけではなくて、病休並びに産休等で一定の期間のお休みを取られる、そういった職員のところに臨時的に配置する。それだけではなくて正規職員を配置していく。このことによって、全体の年齢的なバランスを整えていかないと、20 年後、30 年後に、非常にアンバランスなことが起こると思っております。そういう意味で、もう一度、いかがですかと、見解を問いたいと思います。

健康福祉部長への再度の質問をさせていただきます。状況から考えて、印象的な判断に過ぎませんが、個人情報の流出はおそらくなかったであろうと判断しています、思っています。

改善策について、郵便局の窓口において、発送数が合致するまで配達のための仕分けを行わないよう事前に調整して、郵便局と調整してっておっしゃっていますが、ここが

ほんとに正直、驚いています。これはもう、こちらの問題というよりか、郵便局において、この作業はもう鉄則であるというのが私の今までの経験上、私も大量の郵送物を仕事の関係で郵便局に持っていったりすることは、過去ありました。これはもう郵便局における鉄則というのが、私の認識です。申しわけないですが、そう言わざるを得ない。

しかし、今後、このように改善していくとおっしゃっているので、よろしくお願いしたいのですが、少し、チェックリストを作られていますね。素晴らしいことだと思います。このチェックリストなんですが、健康福祉部だけではありません、大量に郵送物を郵便局に持っていかれるのは。このよくできていると感じているチェックリストを、もっと広く、庁内のすべての部局で共有して、その各課に合うように加工して、今後はすべての部において、このような対策が取られるべきではないかと思います。郵便局との受け渡し目的を調整することなどが、すべての部において必要ではないですか、という質問です。これ、健康福祉部長にお答えいただくのは、ちょっと違うのかと思うんですけど、いかがでしょうか。どなたかにお答えいただきたいと思います。

総合政策部長　職員採用につきましては、一般職については、最近では４月採用というのが多くございます。ただ、技術職、特に土木・建築とか消防、保育士については10月採用というのも、最近、取り組んでいるところでございます。多様な人材を確保するという意味合いでは、４月だけではなく、10月というのも当然ありかなというふうに考えております。

ただ、先ほどもご答弁申し上げましたように、今後、会計年度任用職員制度というのも始まりますので、こちらでの採用職員の人数なども考慮しながら、町全体の職員数について十分検討していきたいというふうに思っておりますし、定期的に各部局の課題なんかも聞きながら、職員採用については検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

健康福祉部長　保険料仮算定決定通知書の再送付案件につきましては、非常に大きな出来事であったと認識しております。被保険者の皆様をはじめ住民の皆様、また議員の皆様につきましても、ご心配とご迷惑をおかけした、非常に大きな案件でございますので、発生して直ちに開催いたしました――これを受けて開催したわけではないんですが、直後にありました庁議におきまして、各部長にこういった事案につきましてご報告をさせていただき、また一定の対応方針が決まりました後にも、手順書等を作成した旨を報告させていただいております。

この手順書につきましては、今まで各保険料の決定通知書等の送付時に、担当が今までの経験等に基づいて行っていた業務を「見える」化するというのが一つの目的でございました。まず初めに実施の担当者を決めまして、実施日、そして実施したものを確認、そして最終確認をするというふうな形の流れになっておりまして、今現在、どの時点まで事務が進んでいるのかというのを課内で共有するために作成したものでございます。

この事務手順書につきましては、各部局におきまして、もし活用いただけるのであれば、参考に、こういったものをお作りしたということで情報共有することは可能ではないかと考えております。

以上でございます。

戸田議員　郵便局において、数が確定するまで仕分けを行わないと、これは全庁的に必ず行っていただきたいと思いますし、今、ご答弁にあったように、せっかく改善されたこと、庁内で共有していただきたいと思います。

今回のことは大変残念でしたが、６月の一般質問でも質問された議員がおっしゃっているように、対応は非常に迅速であったと思います。また、一般質問によって、その詳細が明らかにされていること、島本町議会として非常によかったなと、今回の補正予算の前にしっかりと検証できていたというのを改めて思いました。

水道について、最後、お尋ねしたいと思います。島本１号汚水幹線管の更生実施設計業務でございます。これについては、道路の陥没が見られ、そして管の破損が見られ、破損がしやすい場所であるということなど、そして応急の修繕をされたけれども、新たな陥没が確認できたとか、いろんな経緯があったと思います。工事が遅れているという指摘も、先ほど別の議員からありました。

今回、特財を利用して実施設計をされるにあたり、この実施設計ができた後、これをどのように活かして、どのような計画で、この当該箇所を改善されていくのか、というのが１点。そして、細かいことなんですけれども、この「更生実施設計」と使っていらっしゃる、「更生」という、この意味が、何か特別の意味があるのか。この２点について、確認しておきたいと思います。

以上です。

上下水道部長　それでは、島本１号汚水幹線管渠の更生実施設計業務についてのお尋ねでございますが、今回の実施設計業務の発注にあたりましては、これまでの１号汚水幹線の今の現状、老朽化等々、カメラ調査や管内調査の結果を踏まえて計画をさせていただこうというものでございまして、今回の実施設計の成果を受けまして、「更生」ということで、管渠が老朽化をした段階で、一般的には管渠の布設替えということで今回もやらせていただいているケースと、現在、使用している管渠が一定の強度を持っているという場合には、内部を一定ライニングということをすることも一つの手法ということがございまして、そういう場合に「更生」という言葉でお示しをさせていただいているところでございます。

そういうことを踏まえて、今回の実施設計の中で、管渠を更生するにあたってもいろんな方法がございますので、その選定と、事業費等も、実施設計の中で概算事業費ということで一定算出をさせていただきまして、それを今後、計画的に実施をしていくということで、一定の実施計画的なものも、この実施設計の中で、今後活用するために成果と

して求めたいなというふうに考えております。

それで、今後、そういう実施計画ができましたら、実際に工事ということで、ある程度の事業費が出てくると思いますので、それを単年度ではなかなか、やはり進めるということも難しいという条件があろうかと思いますので、一定、事業を平準化する中で、財源としてどれぐらいかかるのかなと。それが特定財源が利用できるということで、今回は起債ということで考えてございます。国の交付金については、ちょっと活用ができないという状況がございますので、特定財源としましては起債等を活用して、今後、計画的に進めていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

川嶋議長　この際、暫時休憩いたします。

（午後５時 20 分～午後６時 00 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

大久保議員　それでは、第 66 号議案　平成 30 年度島本町一般会計補正予算について、３問ほど質問をさせていただきます。

まず、66 の 25 にありますブロック塀等除去補助なんですけども、これは 400 万という金額があがっておりますが、この見積りの根拠と、これで十分手当てができるんでしょうか。まず、１問目です。それから２問目ですけども、66 の 27 にありますスクールカウンセラーの謝礼ですけども、これ、地震の不安ということであがっているんですが、この 23 万４千円の内訳と、今後の必要性をお伺いします。それから、もう１点ですけども、66 の 30、町立体育館施設災害復旧工事の内訳なんですけども、これの必要性と、工事の箇所について、お伺いをします。

都市創造部長　ブロック塀の撤去助成制度にかかりますご質問でございます。

まず、400 万円、補正予算で計上させていただいております。その内訳といたしましては、１件当たり上限が 20 万円×20 ヵ所の 400 万円で計上させていただいております。

また、予算措置そのものが十分なのかというお問い合わせでございます。地震発生後、小学校の通学路の点検を行った結果でありますとか、あと応急の危険度判定等実施した中で、一定、約 20 件という見込みを立てて、今回、予算計上させていただいております。しかしながら、今回の台風におきましても、民地のブロック塀の倒壊という事象もございましたことから、今後もやっぱりこういう事業、非常にスピード感を持って行っていく必要がございますので、一定、予算措置等についても適切に対応する中で、住民の皆様の安全安心、守ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育こども部長　２点でございます。

スクールカウンセラーの件でございますが、こちらのほう、今回の震災を受けまして、

通常の当初予算としては各小学校におきまして月１回のスクールカウンセラーを設置しておりましたが、今回、震災を受けまして、６月 27 日から７月の 20 日の臨時的配置措置といたしまして、第一小学校から第四小学校まで、１日３時間、合わせて 15 日分の 45 時間。１時間当たりの単価が 5,200 円ですので、5,200 円×45 時間で 23 万４千円の予算措置をさせていただいたものでございます。

そして、66 の 30 の町立体育館施設災害復旧工事でございます。こちらのほうは体育館の裏側になりますが、裏側の部分のところでクラックが入っておりますので、その部分の部分補修を行うための費用として、29 万７千円の予算計上をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

大久保議員　スクールカウンセラーなんですけども、一定の役目を終えまして、取りあえずはこれで終わりかなということかなと思うんですけども、今後の必要性もあるのかなと思うんですが、そこら辺、ちょっともう１回、質問させてもらいます。

それから、もう１問なんですけども、先ほども質問がありましたけども、これは保険料仮算定決定通知書の再送付の件ですけども、私が一般質問をしましたときには、大体 140 万の見積りといいますか、それぐらいかかるんではないかなとおっしゃってましたが、今回、補正を見ますと、大体 100 万ちょっとなのかなと思うんですけども、何か見積もりの段階で齟齬があったんでしょうか。ちょっとお伺いします。

教育こども部長　スクールカウンセラーの再度のお尋ねでございますが、先ほど申しました震災対応として、６月 27 日から７月 20 日の間において臨時配置を行いまして、トータル件数といたしましては、四つの小学校で６件ございました。児童から４人、保護者３人、教職員１名、それで合わせて６件、１件において複数名おられた場合もありますので６件でございますが、一定、相談としてはおさまっていると感じております。ただ、当初予算で月１回のスクールカウンセラーの配置を行っておりますので、その中で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

健康福祉部長　保険料決定通知の再送付にかかるご質問でございます。

仮算定の再送付にかかりまして郵便代でございますが、特に国民健康保険の再送付にかかりましては、当初予算で仮算定分として 37 万円程度、本算定分として 41 万円程度を見込んでおりましたが、本算定にかかります費用が、若干、当初の見込みより減じたことから、当初予定していたよりも少ない補正額で済んだということでございます。

以上でございます。

岡田議員　補正予算に関して質問をさせていただきます。今、大久保議員のほうから質問がございましたスクールカウンセラーの謝礼について、質問させていただきます。

一定、おさまっているんではないかという発言がございましたが、私も学校の通学ボ

ランティア、朝だけなんですが、13 年間、させていただいております。この地震が起きましたときには、子ども達が朝、登校中でございました。だから、道路を歩きながら震災にあっていると思います、この時間帯は。私も道路の上で地震にあったのは初めてでございますが、それはそれはもう、私も何日間も、あの揺れは頭から離れることはできませんでした。その後、お母さん、また子ども達と､長年、ボランティアしてますので、子ども達がいろんな話をぶつけてくれます。たくさんの子ども達が、あれ以来、地震に対して、怖い、怖い、という声をよく聞きます。また保護者の方も、すごく子どもが地震に対して敏感になっているということも、保護者の方からお聞きいたしております。

だから私は、もうほんとに学校の中での地震に対する教育とか、いろいろはされてきているとは思いますが、学校の通学路での地震にあった、そのときの子ども達の対応というのを、どのように学校が指導されているのか。また、今、そういうふうにして６件ということをお聞きしましたが、本当にこれでいいのかなっていうのをすごく感じておりますので、少し実態を教えていただきたいなというふうに思いますので、その点、よろしくお願いいたします。

それと、ちょっと確認の意味で質問させていただきますが､下水道の整備費の中で 960 万、島本１号汚水幹線の設計業務があがってきております。私は、先ほど質問いたしましたときには遅れているということを発言してますが、これは担当部局のほうとしっかりと意見交換するときに、管がなかなか購入できるのが遅いので、その分遅れているということをお聞きしたんですね。それと先ほどの答弁で、いつ、この破損がわかったんですかと言うたときには、12 月と 10 月をおっしゃったと思うんですけれども、私は担当部局のほうから７月の５日に破損がわかったということをお聞きいたしております。

ちょっと、何か食い違いがあるかと思うんですけれども、結局、管が遅いので、管というのは 25 メーターということらしいですが、遅いので、この工事が遅れているということをお聞きしておりますが、これは、その管の接続するライニングとおっしゃったんですね、これは洗いながら作業するっていうことというのもお聞きしておりますが、こういう作業が終わってからですか、この実施設計業務というのがね。その順番的に、後で設計業務をするということで、間違いないでしょうか。ちょっと、その辺が理解ができていなくて、お願いいたします。

ここはね、もうほんとに近くの住民さんから何回も何回も、掘り返しては放ったらかし、掘り返しては放ったらかし、何回も何回も掘り返しているけどね、まだきれいにしていただいてないという大変苦情が多くて。それもお訊きしましたら、３回掘り返したっていうのも担当のほうからお聞きしましたがね。この実施設計業務というのが、すべて、そういうものが全部できあがってからの実施設計業務なんですか。その辺、ちょっとお訊きしたいと思います。

教育こども部長　岡田議員から、教育こども部に２点でございますが、今回の北部地震に

おきましては、小・中学校においては児童生徒の登校時間帯でございました。本地震発生時には、学校の初動体制といたしましては、まず、登校してきた児童生徒の安全を一番に確保するため、原則、運動場に誘導して集合させ安否確認を行う、そのような措置を取ってきたわけでございます。原則、そのような対応の中でやってまいりましたが、その対応の中で、子ども達の怖い思い等が発生して、学校にも登校できないという事例もあったと聞いておりますので、それを踏まえて、今回、緊急的に６月 27 日から、当初予算の先取りという形で、緊急措置としてスクールカウンセラーの臨時的な配置ということを決めさせていただいたわけでございます。

また、先ほどご答弁させていただきましたように６件ありましたが、その中で事例を１点、ご紹介させていただきますと、やはり地震後から一人でいるのが怖い、音に対しても怯えるようになったとか、そのようなお声は聞いております。そこに関しては、スクールカウンセラーから数度とお話を聞かせていただきながら、適切な対応を取ってきておるというところでございます。先ほども申しました臨時的措置は終了いたしましたが、相談があれば、真摯に、適切に、今後も対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

上下水道部長　それでは、岡田議員からのご質問につきまして、ちょっと時系列を踏まえて、再度、ご説明を申し上げます。

島本１号汚水幹線につきましては、全長といたしまして約 790 メーターございます。この１号汚水幹線につきましては、山崎ポンプ場からの圧送によりまして、硫化水素による影響を受けて、非常に老朽化が進んでいるということは、平成 29 年度にカメラ調査をさせていただいて、その結果については、議員の皆様にもご報告をさせていただいたところでございます。

そのうち、平成 29 年の 10 月に一部破損があったということで、その破損につきましては約５メーター程度ですけども、新たな管に布設替えを、29 年度にさせていただいた経過がございます。

それから、平成 30 年度に入りまして、先ほど議員のご指摘がありました７月５日に破損を確認させていただいて、応急処置をまずさせていただいた。それから２週間程度経たないうちに、７月 17 日にもまた破損があるということを確認させていただいて、応急修繕はさせていただいたというところでございます。その際には、先ほどご指摘がありましたが、仮復旧をさせていただいたところでございまして、その箇所が沈下をしているということで、付近の住民の皆様から苦情があったということは、議員のほうからもご指摘いただいておりますし、その対応については日々させていただいているところでございますが、そういう経過の中で、非常にこの１号汚水幹線については老朽化が進んでいるということで、今後の対策についてどうするんだということで、一定、この平成 30 年度に管内調査をさせていただきました。

その結果を踏まえて、今回、補正予算で計上させていただいた部分が、先ほどもちょっとありましたけども、管更生ということで、そのための実施設計の補正予算ということで、今回、補正をさせていただいている内容でございます。

先ほど、ご指摘のあった部分については、専決処分のほうということで対応させていただいた内容かというふうに思うんですけども、その専決処分をさせていただいた工事につきましては、新たに管の布設替えをするという中で、当初はヒューム管という材料を使っておったわけですけども、耐食性のあるＦＲＰ管に、今回更新をするということで対応させていただくところでございます。そのＦＲＰ管の材料の調達に非常に時間がかかるということで、なかなか現場に入れてないというのが今の状況ということで、現場の進捗が遅れているということでのご指摘だったというふうに理解をしてございますので、専決処分の内容と、今回の第３号補正であげさせていただいている実施設計とは、ちょっと内容が違うということでのご理解をしていただきたいと思ってます。

だから、管布設の工事につきましては随時進めておりますし、その工事が終了した際には、路面復旧ということで、約 200 ㎡ほど舗装復旧をさせていただくことによりまして、今、沈下ということでご迷惑をかけている区間については解消するものというふうに考えてございます。

以上でございます。

岡田議員　わかりました。ということは、管を埋設というんですか、やってから、上を結局、舗装するっていう意味だと思うんですけれども、これは管を先に結局埋めなあかんということですよね、順序で言えばね。その管の期限というのが 11 月まででしたよね。この工事は、じゃ、いつを予定されている工事で、今回、補正予算にあがってきているんですか、ということが１点。いいですか。

わかりました。教育こども部長の話、よくわかりました。スクールカウンセラーの件ですが、まだまだ子ども達の苦しい胸の内をわかってあげられてないということもあるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、子ども達をしっかりと守ってあげていただきたい、私はこのように思います。

私はほんとにボランティアをしている、そのお陰で子ども達がいろんな学校の話を聞かせてくれます。ですから、学校の様子はよくわかりますが、子ども達はたぶん、お母さんや学校の先生に言えないことでも言ってくれるのかなって、ときにはうれしくなるときがありますが、ほんとに苦しい胸の内で、一生懸命、地震の怖さに耐えながら学校に通学している子どももありますので、今後ともよろしく、子ども達をしっかりと学校で守っていってあげていただきたい、このように思いますので、ぜひ、よろしくお願いします。これは要望させていただきます。

それでは、上下水道部長のほう、説明していただいて、いいですか。

上下水道部長　再度のご質問でございますけども、今回、この島本１号汚水幹線につきま

しては老朽化が進んでいるということで、一定リニューアルというか、新しく管を更生するということも含めて検討する必要がございました。

それで、手法としましては、一つは新たな管に入れ替えるということで、掘削をして古い管を撤去しながら新しい管に入れ替えるという方法と、もう一つは管更生ということで、古い管を使いながら、中を、一定強度を保たすといいますか、耐食性のあるもので中を――「更生」という言葉がなかなか通じにくいのかも知れませんけど、管をリフォームするという意味の手法として、ライニングという、そういう手法があるわけでございますけども。

そういうことで、一部は新たな管に入れ替えた部分と、残りの区間については、管更生ということで施工させていただきたいというふうに思っております。そのための実施設計ということで、今回、第３号補正予算ということで計上させていただいております。

今回、その実施設計することによりまして、施工方法ということで、実際に施工するにあたりましては、山崎ポンプ場からの排水を止めることはなかなか、２時間ほど、もしくは３時間程度しか止められないという中で作業をする必要が出てきますので、そういう制約の中で、どういう工法が一番経済的で、効率性がある工法なのかということを、この実施設計の中で検討させていただきます。

その工法が決まりましたら、概算事業費ということで事業費を、760 メーターの区間を更生するにはどれぐらいのお金がかかるかということの試算をさせていただきます。そうすると、たぶん単年度、１年間では、その工事はできないということがある程度想定できておりますので、何年間かで工事をするための、それを平準化するために実施設計の中で検討させていただきます。

そういうことがある程度まとまりましたら、次、工事にかかるわけでございますけども、実施設計をこの平成 30 年度にさせていただきますので、工事につきましては平成 31 年度から、３ヵ年なのか、５ヵ年なのか、７ヵ年なのかという部分は、総事業費を掴んだ中で検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

東田議員　それでは、一般会計補正予算の部分で、まず、ご質問させていただきます。

ちょっと順番前後するんですけども、先ほど、他の議員からもありましたようにブロック塀の撤去補助ですね。これは８月から、もう実施されておられると思うんですけども、今日まで利用された方、実績等あるんであれば、お伺いしたいと思います。

それと先ほどのスクールカウンセラーですね。件数が６件であったということで、そういう判断されたっていうんですけども、相談事業であれ、こういうカウンセリングであれ、件数というのは一定傾向とか見るのに、それを見て判断されるというのはわかるんですけども、件数が少ないからやめてしまおうというのは、ちょっと違うんじゃないんかなというふうには思います。それで、一定、そういう判断されたというんであれば尊

重はしますけども、今後も、そういう不安を抱えておられるお子さんがおるんであれば相談に乗るというのは当然ですけども、どういう方法をもって相談に乗って、カウンセリングをしていくかというのを、ちょっとお聞かせいただきたい。

それと債務負担行為ですけども、会計年度任用職員制度対応例規整備支援業務委託、これの部分ですけども、法改正があって会計年度任用職員制度の導入に向けて例規整備、まず、この法改正の根底に流れている部分というのは、同一労働同一賃金というので私、思っているんですけど、それで間違いないのかという部分と、期末手当ですか、支給できるということになれば、一定、人件費にも何らか撥ね返ってくるんかなというふうには思います。そのあたりについて国からの財政的な支援等はあるのかないのか、まだ始まったばっかりなんでわからない部分もあると思いますけども、どのように見込んでおられるのかという部分です。

それと公共下水道の、先ほどからありますように下水管の更生の実施設計業務、専決処分で緊急的に対応しなければならないやつは布設替えを行ったということです。この全長の中でね、急いでやらなければならないやつは専決を行って、今回、実施設計にあがっている部分の延長というのは一定安全、しばらく安全だろうなというふうに見越されたのかという部分と、もう、あと緊急的に対応しなければならない部分というのは存在しないかというのを、ちょっとお伺いします。

都市創造部長　ブロック塀の除却等に対する補助金に関するご質問でございます。

まず、申請件数でございます。現時点におきまして、１件の申請書を受理いたしております。なお、本制度につきましては、6月18日に発生いたしました地震発生時まで遡って対応させていただくということで、実質、すでに除去されたブロック塀については２件、実績としてはすでにあがっております。

なお、今後、申請が見込まれる件数として、ご相談等は約11件ほど、もうすでに受けておる状況でございまして、今後、申請については約５件、あがってくる予定というふうになっております。今後もいろいろな形で周知のほう、積極的に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長　スクールカウンセラーのお尋ねでございますが、私の説明も足らずがあって申しわけございません。この臨時的な対応、地震を受けての臨時的な対応というのを、当初6月27日から1学期終わるまでやらせていただこうということで、7月20日までの間させていただいたものでございまして、年間を通じては3月まで、今後も引き続きやらせていただきます。また逆に、決まった月1回の日ですが、それ以外の日にもご相談があるようでしたら、適宜、その都度、対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

総合政策部長　会計年度任用職員についてでございます。

この制度そのものにつきましては、まずは多くの自治体で非正規の労働者が増えていっているという状況がある中で、任用制度の趣旨に合わないような運用がされているということが大きな問題になってます。それはどういうことかというと、臨時職員ということですので、例えば、守秘義務であったり服務規律が、我々一般職員とはまた異なるような形になってます。そういったとこら辺をきっちりと、守秘義務であったり服務規律を条例に位置づけて規定をしていくということで、こういう整備がされていっているというふうに我々は理解をしております。

それから、一時金が支給できるということになっております。この点については、本町でも、一応どれぐらいの影響が出るかという部分については試算をしております。平成29 年度に在籍している臨時、それから非常勤の職員で、任期が６ヵ月以上ある者を対象に算出をいたしますと、特別職の非常勤職員で約２千万円、それから臨時的任用職員で約８千万円という試算で、これは概算ですので、合わせると１億程度。これが最低かなと思うので、これ以上に人件費は、負担として新たに発生するだろうというふうに見込んでおります。

以上でございます。

上下水道部長　それでは、島本１号汚水幹線管更生実施設計業務についてのお問い合わせに、ご答弁申し上げます。

先ほど来のご質問でもご答弁申し上げておりますが、まず、島本１号汚水幹線といたしましては、総延長といたしまして約 790 メーターございます。そのうち、非常に老朽化が進んでいるという区間として 30 メーター、それについては緊急の対応が必要というふうに、これまでのカメラ調査と管内調査の結果を踏まえて判断させていただいております。残りの約 760 メーターにつきましては管更生ということで、今後、計画的に進めていきたいということで、今回、まず実施設計ということで補正予算の対応をさせていただいておるものでございます。

そのうち、管更生の区間につきましても、阪急京都線とＪＲ東海道新幹線の区間、約 42 メーターぐらいございます。やはり管更生を行う際には優先度ということで、この区間については優先的に、先に着手していきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

総合政策部長　すみません、一つ、答弁漏れがございました。この会計年度任用職員制度、先ほど１億円程度、一時金を出すというご答弁をさせていただきました。国の財政支援でございますけども、国は一定財政支援というのは言われてはおりますけども、具体的に、どういった形で支援をいただけるのかというところまでは、まだ踏み込んだ説明はございません。従いまして、全額を支援してもらえるのか、一部になるのか、交付税措

置になるのか、その辺はまだ明らかではありませんので、また明らかになった時点で、ご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

東田議員　債務負担行為については、導入までにまだ少し時間があって、それに向けて例規整備ということなんで、その間に状況も変わってくるでしょうし、調整されていくんだろうなというふうには理解をしました。

下水道の管更生の実施設計ですけど、要は今残っているとこ、この実施設計にかかっている部分は、当面、心配せんでもいいんだな、というふうな理解でよろしい。やっぱり、いったんああいうことが起こって陥没したわけじゃないですか。緊急的な対応をして、そこはちゃんと何とかやりましたよという後で、この部分は大丈夫だろうという判断で、実施設計で時間かけてやるふうに回したと思うんですけども、そこでまたへっこんだとか陥没したって、例えばバイクがこけたとかいう話になると、ちょっとしゃれにならない部分もあるんで。そのあたりについて、ちょっと心配しているんですよ。

上下水道部長　再度のご質問で、安全性の確保ということでございます。

下水道施設を管理している立場という中でも、今、議員ご指摘いただいている部分というのは十分認識をしておりますし、早期な対応が必要ということで、これまで取り組ませていただいたというふうには考えてございます。その中で、特にこの島本１号汚水幹線につきましては、山崎ポンプ場からの圧送という中で、非常に硫化水素が発生する区間であるということで、他の管渠よりも老朽化が進んでいるということについては、これまでのカメラ調査等で認識をしてございます。

その緊急対応ということで、約 30 メーターについては、この 29 年、30 年にかけて、新たに管渠を布設するということで実施をさせていただくもので、残りの区間につきましては、一応管内調査の結果を踏まえて管更生ということで対応させていただくことで安全性の確保はできるものというふうには考えておりますが、ただ、やはり早期に対応はしたいということで、この補正予算の中で、まず実施設計をさせていただいて、平成 31 年度から計画的に、できれば短期間にこの管更生を終えて、今、ご心配していただいているようなリスクについては回避していきたいなというふうに考えておるところでございます。ただ、100％担保できるかという部分については、正直、難しいところもあると思うんですが、最大限、努力していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員　重複しているところを避けていきますが、会計年度の部分ですね。最低限１億円ほどの、今から見ればそれぐらいを想定していかなければならないだろうということであります。今後は、やはり募集というのも出てくるでしょうし、今の段階では詳しくお訊きできる状況ではないと思いますので、それは理解しました、ということを報告しまして、一般会計のほうの質問をさせていただいております。

造血細胞移植後の定期予防接種ワクチンですね、歳入と歳出、９万５千円入っております。今年度から大阪府の部分での補助があると。１年目は10分の10の補助ということをお聞きしており、来年からは補助が２分の１という部分であるんですが、今回、この９万５千円というのはお一人で換算されているのか､積算の人数をお伺いすることと、実際に今、島本町の中でこういう方は、対象者がいらっしゃるかどうか、お伺いします。

健康福祉部長　議員お尋ねの再接種後の補助制度につきましては、現在、ご指摘のとおり、来年度以降は２分の１の負担になると考えております。

本補正の積算の根拠でございますが、９万５千円につきましては、大阪府の予算措置を参考にいたしまして、１年間で、本町の人口規模等勘案いたしますと、お一人の方が再接種した場合にかかる費用を計算しております。

以上でございます。

伊集院議員　大阪府の、参照されたということであります。これを、この９月議会にあげられてきたのは理由があるのか。他市町村調べますと、もうすでに、要は初年度って10分の 10 出ますので、手をあげていただく方を早めにやっぱり周知していくという部分で、他市でも、もう出されているところがあるんですが、島本町として今回、９月になったのは何らかの理由がありましたかどうかをお伺いします。

健康福祉部長　今回、９月補正をさせていただきました、その理由でございます。

当初、本町といたしましても、できるだけ早い時期に補正予算の上程をお願いすべく事務を進めておりましたが、高槻市医師会等と調整した結果、医療機関周知等に一定の期間を要するなどの理由から、９月に補正予算を上程させていただいたところでございます。

また、当補助制度につきましては、本年４月１日に遡って償還払い対応することも可能でございますので、補正予算をご可決いただきました後には、速やかに広報等で周知をいたし、またご申請がありましたら、４月１日に遡って償還払いで対応してまいりたいと考えておりますので、できるだけ住民の皆様に幅広く周知できるように、そして迅速に事務処理を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　となると、例えばお一人ではなくて、周知したことにもうお二人、３人出られた場合は、今回はお一人分ということですけど、その後でまた補正をあげられるというふうに考えたらいいでしょうか、お伺いします。

健康福祉部長　現時点では、本町の人口規模等勘案いたしまして、１名分を予算措置しておりますが、また広報、周知等により対象となる方がいらっしゃった場合、また転入してこられる場合なども想定されますので、その場合は同じ費目の中に予防接種の扶助費の予算費目がございますので、金額にもよりますが、そちらのほうの扶助費等の活用が、一つ考えられるのではないかと考えております。

以上でございます。

清水議員　先ほど東田議員も質問されてたんですけど、島本１号汚水幹線の実施設計なんですが、今、760 メーターのうちに緊急度２と３、中度と軽度というのがあるんですが、実施設計の段階で中度、ちょっと弱いところから実際に工事に入るとか、そういう形のものを取れるかどうかはわからないんですけど、その辺を配慮していただきたいなと思うんですけど。多年に、たぶんわたると思うんですけどね、工事実施には。その辺また、実施設計を発注するときに配慮していただけたらいいかなと。

それと、これは１号汚水幹線なんですけど、町内にはまだほかにも汚水幹線あると思うんですが、こういうような状態になっているかどうかわからないんですけど、疑わしい箇所があるのなら、早い目にカメラ調査して、陥没しないように対応していただきたいなというのが、もう１点です。

あと、一般会計で災害応急対策費用、費目の１、工事で 1,200 万、それから土木災害で 1,100 万あるんですが、ちょっと、その中身の主なものだけ教えていただけますか。

上下水道部長　それでは、島本１号汚水幹線管更生実施設計業務について、ご答弁申し上げます。

先ほど議員のご指摘もありましたが、工事にあたりましては多年度にわたるものというふうには認識をしてございます。そのうちで老朽度ということで、緊急度ということで一定判定をさせていただいておる中で、先ほどありました阪急京都線とＪＲ東海道新幹線の横断区間については、緊急度としましては２、中度という評価をさせていただいてございます。この区間につきましても両サイドにはマンホールがございますので、この間を優先的に施工することは可能というふうに考えてございます。

それと、他の幹線の状況ということでございます。ポンプの圧送によって排水をしている区間というのは、以前にもご質問がありましたが、尺代にもマンホールポンプを利用しての区間がございますが、その区間につきましては材質が塩ビ管ということで、このコンクリート管と比較しますと、その耐蝕性は多少ございますので、現実としてもあまり老朽化というのは進んでいないということも確認をさせていただいてございます。

そのほかの幹線ということになりますと、阪急水無瀬駅前から役場前を通って若山台団地のほうに上がる区間ということで、２号汚水幹線がございます。この幹線につきましても、以前にはカメラ調査をさせていただいたところでございますが、状態としては木の侵入とか、一部、ちょっと破損ということで、地下水の漏水というのは以前にもちょっと確認させていただいているところがございます。また、この区間については非常に汚水量が多いということもございますので、今後、この区間についても計画的に管渠の更新をしていきたいというふうには考えてございまして、今後の予定といたしまして、平成 31 年度の当初予算に、一定、カメラ調査の予算を計上させていただければということで、今、考えております。そのカメラ調査結果を踏まえて、今後、計画的に実施する際

には国の交付金も活用できればなということで、今、大阪府とも事前協議的なものはさせていただいているところでございます。

以上でございます。

総務部長　災害復旧関係の主なものということで、まず災害応急対策費、工事請負費 1,217 万３千円の主なものでございますが、まずは沈砂池の土砂等の除去ということで、沈砂池のエンマ川、中谷川、これが１千万円でございます。次に大きいものとして、これは実施済みでございますが、ふれあいセンター図書館の天井のクラック、照明の関係が 73 万 9,800 円、それから尺代地内の水路・管路内の土砂清掃で 60 万円でございます。あと、第二小学校の体育館の窓ガラスの破損が 29 万７千円等、学校関係の補修でございます。

それから、土木災害復旧事業費の 1,100 万円の内訳、主なものでございますが、東大寺二丁目地内ののり面の石積みブロックの補修に１千万円、それから街路灯１基の根本が破損し倒れているという、その撤去復旧に 50 万円。それから、桜井台地内の石積みブロックのひび割れ補修に 50 万円でございます。

以上でございます。

清水議員　汚水の件はできるだけ先手管理で、破損するまでにやってもらうほうが費用も助かると思いますので、ぜひとも今後も管理していただきたいと思います。

災害復旧費、今、聞いたら目一杯みたいなんですが、これはたぶん６月の地震と７月の豪雨災害やったと思うんですけど、ここで訊いていいかどうかわからないんですけど、今回の台風でも、たぶん、いろんな災害復旧費出てくると思うんで、やっぱり、今、災害復旧費に余裕がどれだけあるのかはわからないんですけど、今後、また改めて補正が出てくるのか、訊いていいですか。

総務部長　今回の台風第 21 号でも、町内、非常に大きな被害を受けておりますし、その復旧工事で、公費で対応しているものもございます。そして、今年は災害対応が非常に多い年でございまして、職員の人件費、これについても今後補正をお願いすることに――具体的な額はわかりませんけれども、なるんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員　重ねないように心がけたいと思いますが、民生費の児童福祉施設費の非常勤職員報酬、家庭児童相談員、増員ということで、すでに広報等で募集をかけておられたのは拝見しておりました。ただ、特定財源は今のところゼロというふうに示されていますけれども、例えば、介護保険のケアマネジャーであれば１人当たり 40 件、生活保護のケースワーカーであれば１人当たり約 80 件というのが、一定の標準として国などで示されている中で、家庭児童相談員に関しては、そういった基準みたいなものはないように聞き及んでおります。ですので、島本町においては非常に相談件数が多いということで、自治体としての判断として２人目の配置をされているんだなと認識しておりますが、間違いはありませんか。

ブロック塀については、もうたくさん質問が出ておりますけれども、島本町としての意思決定は早かったほうではないかなというふうに思っております。ただし、これも今のところ、まだ精算とかしてない段階で特定財源の話はどうかとは思いますけれども、すでに他団体のいろいろな交渉や、国会議員のヒアリング等でわかっている範囲でいくと、通学路に面したブロック塀の撤去に対しては国交省で２分の１が補助されるということを聞いております。この点については、もうすでに情報収集をされておられるでしょうか。ただし、今回、特に別に特別措置があったから、この予算があるというのではなく、経常的な制度の中で、こういったものがあるんだということを聞いておりますし、さらに本来であれば国や府で特別な措置をやっていただきたいとは思っておりますが、これは今回の補正に直接言うべきものではないと思っております。

また、震災による屋根に残った瓦においては、自治体が、これが被災した瓦だと認めれば、処理費用の 90%が、国が負担をするということも聞いております。この点について被災、災害ごみの補正予算も出てますので、そういった財源の確保については、一定確認はされているかどうか、答弁を求めます。

さらに、このブロック塀等撤去補助ですけども、一応、受付期間が２年半にわたって、2018 年６月 18 日から補助期間、2020 年の３月末までとなっておりますので、この 400 万というのは、あくまで今年度分ということで思っていればいいのでしょうか。来年度は来年度として、また実績にあわせて措置をされるということで見込んでおいていいのか、答弁を求めます。

以上です。

教育こども部長　家庭児童相談員の報酬の補正予算についてでございますが、家庭児童相談員の業務につきましては、先ほどご紹介いただきました相談業務、またケース会議への参加、相談業務の広報・啓発活動、各子育て支援事業への参加、要保護児童対策地域協議会の運営等々、お願いしているわけでございます。

相談件数の増加は、間違いなく増加しておりまして、例えば１点、虐待ケースの相談であれば、平成 27 年度、年間で 28 件であったものが､今現在 50 件程度ということで倍に増えておりますので、それらの対応をしていくにあたって、もう１名の相談員の配置が必要であろうということで考えまして、今回、７月からもう１名配置をいたしておりまして、その分の予算の補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

都市創造部長　まず、ブロック塀撤去助成制度にかかります国２分の１の補助の制度についてでございます。一定、認識はいたしております。ただ、具体的に該当する、しない等も含めまして、もっと情報収集する必要もございますことから、今回は歳出のみの予算を計上させていただいております。また該当するようでしたら、しかるべき対応は取らせていただきたく存じます。

あと、今回の400万円の予算が、この制度、約1年半継続する予定にしておりまして、今年度分かというお問い合わせでございます。今回の400万円については、平成30年度予算として計上させていただいております。31年度につきましては、また別途計上させていただき、審査のほうをお願いしたいと思っております。

あと、瓦の撤去にかかります国90%の補助制度についてでございます。ちょっと詳細な部分については、いろんな厳しい条件があるというふうには聞いております。誰が撤去する、本人が屋根から下ろしたら該当するであるとか、業者が登って下ろしたら、それは該当しないとか、いろんな細かな条件、要件があるというふうには聞き及んでおります。当然のことながら、本町で対応した分について該当するようでしたら、特定財源の確保には努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　ちょっと先のほうの話までしてしまって、恐縮です。今、目の前で起こっていることに対応を急いでいただかないといけないと思っておりますが、ブロック塀等撤去補助については、もちろん国の細かい、厳しい、何か出してくれるかわからへんようなね、そういうことはありますが、一定、これは特別措置ではないけれども、そういった制度が存在するということでは大いに活用していただくとともに、仮に、それで特定財源の確保に至った場合には、返ってきたなということにはなるかも知れませんが、私としましては、やはり、この台風第21号の到来によって、災害が重なることによって、持ちこたえていたブロック塀が持ちこたえられなくなるというようなことが、ここ数ヵ月の間で容易に想像できると思います。ブロック塀は撤去を急いでいただきたい。

その辺で非常に、費用負担の見通しが立たない様々な方々の苦悩というのも聞いておるところですが、ただ一定、撤去した後にね、家屋の中が丸見えになってしまうということも含めて、非常に躊躇されるのではないかなと思っております。ちょっと欲張りかも知れませんが、撤去した後の新たなフェンスの設置などについても、今後、お考えいただければ、そういったことに特定財源の収入を新たに活用するというようなことも、次にまた転用というか、発展させるというか、さらにブロック塀の撤去が推進、促進されるような方向に考えていただけられないかなと。そのことによって一つでも多く、早く、特に通学路に面しているものについては、目の前で大変なことが起こるということが絶対にないように、この点は、やはり急いで検討していただきたい。これは要望に止めますが、たぶん今までの相談件数の中で、撤去した後の対処みたいなことについても様々悩みが寄せられていると思いますので、その点で、もし、今わかっていることがあれば、お示しください。

家庭児童相談員については、わかりました。とにかく倍増しているということですし、昨今、本当に島本町ではまだ潜在しているかも知れませんが、他自治体のほうでも非常に厳しい虐待事例が報道されているところですので、その点はくれぐれも、この点の措置

は非常に迅速であったというふうに思っております。質問はいたしません。

以上です。

都市創造部長　今回、制度を構築するにあたりましては、まず安全を担保するというような部分に主眼を置かせていただきましたので、当然、部内で議論する中で、設置についてというような部分もあったんですけども、まずは撤去と、撤去を最優先で、私ども注力したいということで、このような制度にさせていただいております。具体的な相談の中で設置についてというのは、特段、聞いていないというのが実情でございます。

以上でございます。

中田議員　66 の 12 の、財政調整基金繰入金についてです。この額は、ふるさと納税のクラウドファンディングの猫の去勢分ということでした。この額は３万５千円ですけども、今年の３月まで応募をして、予定金額を上回って 11 万円、このクラウドファンディングには集まったと聞いています。一方で、この地域猫の去勢分は当初予算では７万５千円あがっていますよね。であれば、11 万円集まったら、この７万５千円分を上回る３万５千円分は猫の去勢分につくのかなと思っていたら、予算を超えた３万５千円分というのが基金に繰り入れされて、翌年度の予算の７万５千円分のうちの一部に使われるということだと思うんです。

ということは、ふるさと納税は事業別の応援みたいな形で募ってますけど、結局はクラウドファンディングで幾ら、０円だったとしても 11 万円だったとしても、この事業に対する予算が増えるということはないという認識でよろしいでしょうか。

都市創造部長　議員からご紹介いただきましたとおり、ふるさと納税として実績として確定しますのが年度末で、予算については、その確定前に組ませていただいているという状況でございますので、直ちにイコールの予算にはなかなかなりにくいということを、まず１点、ご理解いただきたいと思います。

それで、あと歳出が増えないのかというご質問でございます。今回、このような取り組みをさせていただいて、実績としてあがった部分と、あと、やはり地域猫に対する取り組みとして今も実績が積み上がっている状況がございます。そのようなものを総合的に勘案いたしまして、次年度以降の予算については、一定担当部局としては考慮してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員　わかりました。ということは、ふるさと納税のこのクラウドファンディングに予定額よりも多く寄附が集まれば、来年度の予算に総合的に見て増えるという可能性が高まるということですかね。ということでいいですか、確認です。

都市創造部長　クラウドファンディングでの歳入の状況でありますとか、実績、ご相談等も含めて種々総合的に勘案させていただきまして、担当部局といたしましては、予算のほうを要求してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

塚田議員　今、猫去勢の話が出たので、私も多く集まった分は、翌年度以降は増額してもいいんじゃないかなというふうに思ってます。なぜかというと、去勢できてない猫がいる以上は、また去勢できてない子猫が生まれるという悪循環になるかと思いますので、やっぱり、その元を絶つという意味では増額して、去勢する猫が一時期に多く対応できるほうがいいのではないかなというふうに感じてます。

質問なんですが、会計年度任用職員制度のほうで質問をさせていただきます。一つ、懸念してまして、まだ法改正等、制度決まってませんので、要らない心配になるかも知れませんが、人件費等、他自治体が今､頭を悩ましているかと思うんですけれども、近隣自治体と乖離が出てくるようですと、その職員さん、今、来ていただいている臨職さんが離れていってしまうのではないかなということを、ちょっと思っているんですが、そのあたり、制度決まる前ですけれども、どのようにお考えか、１点だけ質問します。

総合政策部長　会計年度任用職員につきましては、今、議員ご心配いただいているように近隣自治体との整合といいますか､ある程度情報も得つつ､金額については検討していく必要があると思っています。今の時点でも、例えば保育士なんかでも、どちらかと言えば需要が多いという中で、金額を島本町が上げれば、近隣自治体も上げる。逆のパターンもあるんですけども、そういった状況がありますので、そういったことも十分踏まえたうえで、金額設定等については十分慎重に検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

川嶋議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後７時 01 分～午後７時 10 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き､会議を開きます。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第 66 号議案　平成 30 年度島本町一般会計補正予算（第２号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第 66 号議案　平成 30 年度島本町一般会計補正予算（第２号）につき、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

災害復旧費については、大阪北部地震、７月豪雨に対応して行うものであり、当初予算を活用して後、対策後、実績により補正予算をされるもの、当該補正予算可決後すみ

やかに対応されるもの、いずれも必要不可欠なものと認めます。ブロック塀の補助金の制度について、迅速な対応を評価しております。災害に関しましては、概ね素晴らしい対応をしていただいたと思っております。この場をお借りいたしまして、改めてお礼申し上げます。

育休・病休等を取得する課の臨時職員配置、あるいは正職員配置は、災害対策時のことも鑑み、総合的な職員数、職員定数の見直しが必要であると質疑において求めたところです。債務負担行為に関わる会計年度任用職員の制度の導入にも関わることであり、これについては臨時的雇用職員の不利益にならない制度設計並びに近隣自治体との整合性を図る、そういったことが要るということ、質疑において明らかになりました。また当事者、該当者への丁寧な説明を求めるものです。

質疑では述べませんでしたが、広瀬二丁目の町有地売却収入 1,282 万円についても、特に疑義はなく、必要なものと認めます。歳入の増を図られたということについて、一定評価するものです。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員　第 66 号議案　平成 30 年度島本町一般会計補正予算（第２号）に対し、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

多くは語りませんけども、今回の第２号の一般会計補正予算、災害に対する対応、これが色濃く出ているものだと思います。他に関しましては、概ね人件費の補正、また先ほどもございましたように町有地の売却などあると思います。それと債務負担行為につきましても、複数年度にわたることから、今後、国の動向等注視していただいて進めていっていただきたいと思います。

また、大阪北部地震、豪雨への対応、それの災害復旧に向けまして、今回の補正予算でそれに関連する予算が多くあげられているということは、本来であれば９月議会に上程したかったような他の事業とかが、もしかしたら犠牲になっているのかなというふうに思います。事務にも相当な遅れが出ているんじゃないかなというふうには想像いたします。また、今回の台風もございましたし、本来、進めておられた事務に相当な遅れが生じて、それに伴って事務の負担も増えるとは思いますけども、何とか頑張っていただきますよう、この辺はお願いをしておきます。

以上、申し添えまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員　それでは、第 66 号議案　平成 30 年度島本町一般会計補正予算（第２号）について、大阪維新の会を代表し賛成の討論を行います。

まずは、大阪北部地震、台風などの災害に対する職員の皆様の迅速な対応に、感謝を

申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億 251 万１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 113 億 9,637 万５千円とするものです。この補正予算の内容ですけども、教育災害復旧事業費、災害応急対策費など、町民の皆様の生活を平常に戻すために必要不可欠な予算だと認めます。

しかしながら、スクールカウンセラーの人員不足などの課題が、本町にはまだあります。大阪府への要望など、今後のしっかりとした対応をお願いをしまして、賛成の討論とします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第 66 号議案　2018 年度島本町一般会計補正予算（第２号）に対しまして、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

人事異動に関わる及び災害対応に関わる人件費の補正については、何ら異議はございません。必要最低限であるというふうに認識しております。

また、質疑はいたしませんでしたけれども、会計年度職員の債務負担行為の部分につきましては、すでに３人の議員の方からの質疑がありまして、すべての質疑に対して私も同様の疑問を抱いておりますし、不安があります。国との制度の関連、また財源措置、地方交付税措置との様々な関係の中で、こういった小規模町村、さらに保育所や学童保育室を公共として持っている自治体においては、非常に大きな財産、人材を持っている町村ほど、非常に大きな負担が予測されるという点では、議会も含めて国に対しての財政措置を求めていかなければならないと、肝に銘じたところでもあります。

また、第二幼稚園の閉園の記念誌について、これも必要最低限のものだというふうに認識しておりますし、お金に換えられない、様々な面での全面的な教育こども部中心の支援をお願いしたいとともに、この記念誌というものは、私も過去に仕事で作ったことがありますが、単なるメモリアルではなく、今後、新たに整備される認定こども園などにも十分な引き継ぎの資料になるのではないかと。愛されてきた第二幼稚園の思いが手渡される貴重な資料になるというふうに大いに期待をしておりますし、存分にやっていただきたいなというふうに願っております。

ブロック塀に関しましては、すでに質疑で申し上げましたとおり、国の財政措置が非常に複雑であり、どれだけの特定財源になるかというところは非常に不安定要素ではありますが、しかしながら、自治体として安全なまちづくりのために補助制度を設置されたことについては感謝をしております。今後は、まだ考えている、悩んでいる方、躊躇されている住民に対して、丁寧な相談に対応されて、より危険なブロック塀の撤去が進みますように検討を引き続きお願いをいたしまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員　第 66 号議案　平成 30 年度島本町一般会計補正予算（第２号）に対し、自由

民主クラブを代表し討論を行います。

第２号補正は、歳入歳出３億 251 万１千円を増額し、総額 113 億 9,637 万５千円となります。法改正に伴い、会計年度任用職員制度の導入に向け、会計年度任用職員制度対応の例規整備支援業務委託に 199 万８千円計上、また例年同様の理由内容において、空き缶等の選別及び再資源化業務委託に 371 万６千円計上で、それぞれ平成 31 年度にまたがるため債務負担行為をされますが、新制度においては今後の議論といたします。

歳入歳出の主なものとしまして、まずブロック塀等撤去補助に 400 万円の計上、今週の火曜日にありました台風 21 号の被害においてもブロック塀の倒壊もありましたし、さらなる周知活動を願います。また、災害応急対策工事費は 1,217 万３千円の計上、ほかにも人権文化センター、また災害復旧事業費、その他教育災害復旧事業費、土木災害復旧事業費等、計上されております。台風被害にも、今後また新たに必要になってくるものも出てくる状況もありますので、再度の精査も願い、今回は大阪北部地震での災害復旧がメインになった補正予算であります。

そして、小児がんの治療として造血細胞移植を行った場合、移植前に得られた免疫が低下もしくは消滅し、感染症に罹患する頻度が高くなる現状に、再接種が必要となられる方で二十歳未満の方に、この予防ワクチンへの助成が今年度から始まります。歳入においては大阪府の補助金、初年度のみ 10 分の 10 の補助ですが、来年度からは大阪府の補助２分の１となり、本町の持ち出しが２分の１となります。こういった中で、小児がんのバックアップを続けていただきたいと思います。

また、我が会派の村上議員が一般質問でも一生懸命、猫の避妊においても訴えてまいりましたが、今回、財政調整基金の猫の去勢にかかり、目的寄附金として 11 万円を集められたということで、大変評価したいと思います。

最後に、町立第二幼稚園の閉園記念誌に 28 万９千円の計上であります。先ほどの廃止条例にも全会一致での可決が出たところで、あわせますと、昭和 50 年に５歳児を対象とした保育が始まりまして、昭和 53 年に４歳児・５歳児の保育を始められた。長年、愛された第二幼稚園であります。大変切ない思いでもありますが、やはり施設よりも、まずは子ども達を第一に考えます。過去からも一般質問、常任委員会でも追及してまいりました幼稚園の幼児教育と保育所の福祉事業との、この資質の違い、壁や段差を取り除ける認定こども園へと生まれ変わることは評価したいと思いますが、この昭和 50 年、53 年、そして平成 30 年度まで続いた歴史への閉館の記念誌を楽しみにさせていただき、賛成の討論といたします。

川嶋議長　暫時休憩します。

（午後７時 23 分～午後７時 25 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第66号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第66号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第67号議案　平成30年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第67号議案　平成30年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

平成30年度の仮算定決定通知書の一部の所在がわからなくなったことに伴い、全対象者に決定通知の再発行を行い、郵便通信費が二重に必要となりました。再発防止のための手順の改善をされたことは良いことです。

しかし、本件以外にも、これまで頻繁に行政におけるミスが起こっているように感じます。これらは、根本的には慢性的な職員不足に起因するのではないでしょうか。こうしたことは滅多にないのであればまだしも、頻繁に起こると、住民の不利益にも繋がります。ぜひ正規職員の定数を徐々にでも増やしていただきたい。このことを要望して、賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第67号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第67号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第68号議案　平成30年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第68号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第68号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第69号議案　平成30年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第69号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第69号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第70号議案　平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第70号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第70号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第71号議案　平成30年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第71号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第71号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日９月７日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日９月７日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

（午後７時３１分　延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第　７　号報告　平成２９年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第　８　号報告　平成２９年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について
第　９　号報告　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の専決処分について
第５８号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第５９号議案　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
第６０号議案　工事請負契約の締結について
（平成３０年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事）
第６１号議案　工事請負契約の締結について（島本町衛生化学処理場解体工事）
第６２号議案　平成２９年度島本町水道事業剰余金の処分について
第６３号議案　島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
第６４号議案　島本町立幼稚園設置条例の一部改正について
第６５号議案　島本町立キャンプ場設置条例の廃止について
第６６号議案　平成３０年度島本町一般会計補正予算（第２号）
第６７号議案　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
第６８号議案　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
第６９号議案　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
第７０号議案　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
第７１号議案　平成３０年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）

平成３０年

島 本 町 議 会 ９ 月 定 例 会 議　会 議 録

第　４　号

平 成３０年　９月　７日（金）

島本町議会９月定例会議　会議録（第４号）

年　月　日　　平成３０年9月7日（金）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田　淳	２番	大久保　孝幸	３番	東田　正樹
４番	平井　均	５番	河野　恵子	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	中田　みどり	11番	野村　篤	12番	伊集院　春美
13番	福嶋　保雄	14番	村上　毅		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	副町長	小田　哲史	教育長	持田　学
総合政策部長	北河　浩紀	総務部長	由岐　英	健康福祉部長	原山　郁子
都市創造部長	名越　誠治	都市創造部理事	柏木　栄一	上下水道部長	水木　正也
消防長	近藤　治彦	教育こども部長	岡本　泰三	会計管理者	永田　暢
総務部財政課長	森　泰昭				

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	村田　健一	書記	小東　義明

議事日程第４号

平成３０年　９　月　７　日（金）午前１０時開議

日程第１　第　１　号認定　平成２９年度島本町一般会計歳入歳出決算

第　２　号認定　平成２９年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

第　３　号認定　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

第　４　号認定　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第　５　号認定　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

第　６　号認定　平成２９年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算

第　７　号認定　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

第　８　号認定　平成２９年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算

第　９　号認定　平成２９年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算

第１０号認定　平成２９年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算

第１１号認定　平成２９年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算

第１２号認定　平成２９年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算

第１３号認定　平成２９年度島本町水道事業会計決算

（午前１０時００分　開議）

川嶋議長　おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第１、第１号認定　平成29年度島本町一般会計歳入歳出決算から第13号認定　平成29年度島本町水道事業会計決算までの13件を一括議題といたします。

まず、会計管理者から総括説明がございます。

会計管理者（登壇）　平成29年度島本町歳入歳出決算について、「地方自治法」の定めるところにより町議会の認定に付すにあたり、その概要をご説明いたします。

歳入歳出決算説明の１ページをご覧ください。

平成29年度の予算執行は、概ね編成方針に沿って事務事業を実施した結果、各会計で黒字決算となっております。

なお、土地取得事業特別会計、大沢地区特設水道施設事業特別会計は、収支同額の決算でございます。

それでは、会計ごとに決算の概要を申し上げます。

「一般会計」では、歳入総額117億4,516万509円、歳出総額115億2,424万1,301円で、２億2,091万9,208円の黒字決算となっております。平成30年度への繰越財源2,117万４千円を差し引いた実質収支では、１億9,974万６千円でございます。

翌年度へ繰り越すべき事業内容につきましては、10ページ及び18ページに記載しておりますが、繰越明許費として本年６月定例会議にてご報告し、ご承認いただいているとおりでございます。

２ページをご覧ください。「歳入」では、前年度に比べ10億3,012万9,718円（9.6％）の増となっております。歳入の主なものをご説明いたします。

「町税」は、前年度と比べ６億4,278万1,504円（13.9％）の増となっています。増額の主な要因は、一部法人の業績好調により町民税法人分が大幅な増額となったほか、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税及び都市計画税が増額となったことによるものです。

「各種交付金」におきましては、5,801万9,489円（2.9％）の増となっています。増額の主なものは、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、配当割交付金、地方交付税などとなっております。

３ページ、③の「分担金及び負担金、使用料及び手数料」でございます。使用料及び手数料の増額については、学童保育室保育料、保育所保育料及び幼稚園使用料が増となったものです。

「国庫支出金」は、２億1,190万3,615円（15.6％）の増となっています。国庫負担

金が大幅な増額となっております。この主な要因は、第四小学校校舎増築事業によるものです。国庫補助金の増額については、第二学童保育棟新築事業、第四学童保育室整備事業、臨時福祉給付金給付事業及び桜井跨線橋補修・補強事業によるものでございます。

「府支出金」は、7,349 万 5,142 円（9.0%）の減となっております。府補助金の減額については、平成 28 年度に介護施設等整備事業補助金があったことによるものです。

４ページの「財産収入・寄附金」は、町有地売却収入およびふるさと島本応援寄附金が減額となっています。

「繰入金」は、2,333 万 6,178 円、42.1%の減となっています。基金繰入金については、今年度は繰り入れを行いませんでした。

「町債」は、４億 3,383 万６千円（44.1%）の増となっています。

以上が、歳入の主な内容でございます。

次に、５ページからの「歳出」でございます。

歳出では、８億 9,594 万 4,553 円、8.4%の増となっています。

５ページの「人件費」では、特別職の退職手当の支給や、学童保育室指導員の増員に伴う報酬の増、人事院勧告に準じた一般職の給与改定等により、前年度と比べ 4,564 万 614 円、2.4%の増額となっています。

６ページ、「総務費」は、２億 3,509 万 9,670 円、16.6%の増となっています。増額の主な要因は、基金積立の増によるものとなっています。

「民生費」は、1,960 万 9,952 円、0.5%の増となっています。

次に７ページの「衛生費」では、１億 848 万 1,048 円、12.8%の増となっています。増額の主な要因は、清掃工場施設改修工事費が増となったことによるものとなっています。

「農林水産業費」は、1,264 万 4,533 円、15.1%の減となっています。減額の主な要因は、平成 28 年度に玉子排水機場の電動機修繕事業で負担金を支出したことによるものとなっています。

「商工費」は、2,124 万 9,621 円、54.1%の減となっています。減額の主な要因は、平成 28 年度に地方創生加速化交付金事業を実施したことによるものとなっています。

次に８ページの「土木費」では、7,724 万 1,345 円、8.4%の増となっています。増額の主な要因は、桜井跨線橋補修・補強事業によるものとなっています。

「消防費」は、1,238 万 4,431 円、3.3%の増となっています。

「教育費」では、５億 5,712 万 914 円、33.8%の増となっています。増額の主な要因は、第二学童保育棟新築工事、第四小学校校舎増築等工事及び第三小学校耐震補強等工事を実施したことなどによるものとなっています。

「災害復旧費」では、279 万 1,273 円、28.6%の増となっています。増額の主な要因は、倒木除去にかかる災害応急対策工事などによるものです。

「公債費」は、7,956 万 1,286 円、7.5%の減となっています。元金の減額は、主にふれあいセンターの建設のために借り入れした町債の償還が完了したことによるものとなっています。利子の減額は、主に町債が減少していること並びに金利が低水準で推移していることによるものとなっています。

以上で、「一般会計」の説明とさせていただきます。

次に、特別会計の決算について、概要説明をさせていただきます。

歳入総額、歳出総額、差引残額については、１ページをあわせてご覧ください。

11 ページ、「土地取得事業特別会計」の決算は、土地の先行取得がなかったことから、土地開発基金から生じた利子４万 2,901 円の積立のみを行っています。

次に、「国民健康保険事業特別会計」の決算は、「歳入」が 40 億 7,285 万 6,161 円、「歳出」が 38 億 1,906 万 596 円、差引残額は２億 5,379 万 5,565 円となっています。前年度に比べ、歳入で 8,914 万 9,218 円（2.1%）の減、歳出で１億 6,667 万 3,028 円（4.2%）の減となっています。歳入では、保険料が被保険者数の減により減額となっています。13 ページの歳出では、保険給付費で被保険者数の減により、総額として減になっています。

次に 15 ページ、「後期高齢者医療特別会計」の決算は、「歳入」が４億 5,402 万 3,518 円、「歳出」が４億 3,027 万 8,877 円、差引残額は 2,374 万 4,641 円となっています。前年度と比べ、歳入で 2,001 万 9,711 円（4.6%）の増、歳出では 1,149 万 3,812 円（2.7%）の増となっています。

次に 16 ページ、「介護保険事業特別会計」の決算は、「歳入」が 22 億 8,817 万 674 円、「歳出」が 21 億 7,192 万 958 円、差引残額１億 1,624 万 9,716 円の黒字決算となっています。前年度と比べ、歳入で１億 3,644 万 7,678 円（6.3%）の増となっております。歳出では１億 1,689 万 3,412 円（5.7%）の増となっております。増額の主な要因は、歳入では繰入金及び繰越金の増、歳出では主に保険給付費の増によるものとなっています。

次に 17 ページ、「大沢地区特設水道施設事業特別会計」の決算は、歳入歳出が 389 万 3,464 円の同額の決算となっております。

次に、「公共下水道事業特別会計」の決算は、「歳入」が 14 億 6,569 万 9,571 円、「歳出」が 14 億 3,043 万 5,556 円、差引残額 3,526 万 4,015 円となっています。前年度と比べ、歳入で２億 5,116 万 1,836 円（20.7%）の増、歳出で２億 3,840 万 5,333 円（20.0%）の増でございます。歳入では、国庫支出金及び町債の増、歳出では工事請負費の増によるものとなっています。

次に、「財産区特別会計」の決算でございますが、山崎、広瀬、桜井、東大寺、大沢の５財産区で、歳入決算額が１億 3,876 万 7,327 円、歳出決算額が 470 万 5,929 円となっており、差引残額１億 3,406 万 1,398 円となっています。「歳入」の主なものは、全財産区で前年度の繰越金収入でございます。「歳出」では、広瀬財産区を除く財産区で

当該地区自治会への運営補助金を支出しています。

以上が、特別会計の平成29年度決算の概要でございます。

財産につきましては、別冊№.３「平成29年度島本町財産に関する調書」に記載いたしております。19ページは、その概要でございます。土地・建物の増減、町債及び各基金の内訳等については、財産調書にそれぞれ記載をしておりますので、ご参照ください。

以上、簡単ではございますが、平成29年度一般会計ほか各特別会計及び財産区特別会計の決算と財産の説明とさせていただきます。

なお、「地方自治法施行令」第166条第２項に規定する「歳入歳出決算事項別明細書」、「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」、また「事務事業成果報告書」並びに「地方自治法」第233条第２項の規定により監査委員の審査をいただき、付されました各会計にかかる「決算審査意見書」をあわせて提出いたしておりますので、それぞれご参照のうえご審議賜り、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

川嶋議長　続いて各会計決算の概要説明でございますが、議会運営委員会で確認されておりますとおり、議案書添付の説明書をもって、執行部において朗読されたものとして取り扱うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認め、そのように取り扱うことといたします。

平成29年度島本町一般会計決算説明

それでは、引き続きまして、第１号認定　平成29年度島本町一般会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

本年度の一般会計の決算状況につきましては、平成29年度決算書(№.１)424ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額117億4,516万１千円に対し、歳出総額は115億2,424万１千円で、歳入歳出差引額（形式収支）は２億2,092万円の黒字決算となりました。また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源2,117万４千円を差し引いた実質収支額は１億9,974万６千円で、前年度に引き続き黒字決算となりました。

本年度決算においては、一部法人の業績が好調であったことから町の自主財源の多くを占める町税が大幅に増収となったことに加え、ふれあいセンターの建設にかかる町債の償還が完了したことなどから、収支は改善されました。しかしながら、今後は、社会保障関係経費の増加や、公共施設の老朽化対策に係る経費の増加など、多額の財源が必要であるため、引き続き、自主財源の確保をはじめ行財政改革に取り組むことにより、財政の健全化を進め、安定した財政運営に努める必要があります。

それでは、25ページ以降の「平成29年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書」に沿っ

て説明します。

「歳入」の主な内容についてです。

１．「町税」

町税の収入額は、52億6,671万４千円（前年度46億2,393万３千円）で、前年度に比べ６億4,278万１千円、率にして13.9％の増となりました。

①町民税は、28億4,409万３千円（前年度22億7,044万７千円）で、前年度に比べ５億7,364万６千円、率にして25.3％の増となりました。

町民税個人分については、給与所得者以外の所得割額の減などにより、前年度に比べ1,649万２千円、率にして0.9％の減となりました。町民税法人分については一部法人の業績が好調であったことから、前年度に比べ５億9,013万８千円、率にして120.2％の増となりました。

②固定資産税は、19億2,595万６千円（前年度18億6,810万３千円）で、前年度に比べ5,785万３千円、率にして3.1％の増となりました。この主な要因は、大規模な非木造家屋の増築によるものです。

２．「地方譲与税」

地方譲与税は、5,321 万６千円（前年度 5,312 万８千円）で、前年度に比べ８万８千円、率にして 0.2％の増となりました。

３．「利子割交付金」

利子割交付金は、1,178 万円（前年度 668 万９千円）で、前年度に比べ 509 万１千円、率にして７６．１％の増となりました。

４．「配当割交付金」

配当割交付金は、3,335 万２千円（前年度 2,438 万６千円）で、前年度に比べ 896 万６千円、率にして 36.8％の増となりました。

５．「株式等譲渡所得割交付金」

株式等譲渡所得割交付金は、3,367 万８千円（前年度 1,434 万８千円）で、前年度に比べ 1,933 万円、率にして 134.7％の増となりました。

６．「地方消費税交付金」

地方消費税交付金は、４億 8,038 万３千円（前年度４億 6,701 万７千円）で、前年度に比べ 1,336 万６千円、率にして 2.9％の増となりました。

７．「ゴルフ場利用税交付金」

ゴルフ場利用税交付金は、4,092 万６千円（前年度 4,283 万６千円）で、前年度に比べ 191 万円、率にして 4.5％の減となりました。

８．「自動車取得税交付金」

自動車取得税交付金は、2,713 万円（前年度 2,117 万６千円）で、前年度に比べ 595 万４千円、率にして 28.1％の増となりました。

９.「地方特例交付金」

地方特例交付金は、2,643 万３千円（前年度 2,587 万３千円）で、前年度に比べ 56 万円、率にして 2.2%の増となりました。

10.「地方交付税」

地方交付税は、13 億 4,612 万円（前年度 13 億 3,919 万３千円）で、前年度に比べ 692 万７千円、率にして 0.5%の増となりました。

普通交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額の差（財源不足額）を基準として交付されます。本年度の普通交付税は、13 億 694 万５千円（前年度 10 億 9,343 万円）で、前年度に比べ２億 1,351 万５千円、19.5%の増となりました。この主な要因は、前年度まで特別交付税で措置されていた生活保護にかかる経費が、平成 29 年度から普通交付税で措置されたことなどから、算定結果では財源不足額が拡大したことによるものです。

11.「交通安全対策特別交付金」

交通安全対策特別交付金は、287 万４千円（前年度 322 万６千円）で、前年度に比べ 35 万２千円、率にして 10.9%の減となりました。

12.「分担金及び負担金」

分担金及び負担金は、163 万４千円（前年度 157 万８千円）で、前年度に比べ５万６千円、率にして 3.5%の増となりました。

13.「使用料及び手数料」

使用料及び手数料は、４億 3,255 万４千円（前年度４億 1,949 万３千円）で、前年度に比べ 1,306 万１千円、率にして 3.1%の増となりました。

14.「国庫支出金」

国庫支出金は、15 億 7,020 万円（前年度 13 億 5,829 万６千円）で、前年度に比べ２億 1,190 万４千円、率にして 15.6%の増となりました。

①国庫負担金については、11億1,238万５千円（前年度９億8,179万１千円）で、前年度に比べ１億3,059万４千円、率にして13.3%の増となりました。この主な要因は、第四小学校校舎増築事業にかかる国庫負担金が増額となったことによるものです。

②国庫補助金は、４億4,280万８千円（前年度３億5,965万５千円）で、前年度に比べ8,315万３千円、率にして23.1%の増となりました。

1）総務費国庫補助金のうち社会保障・税番号制度補助金は、システム改修の財源となっています。また、通知カード・個人番号カード関連事務交付金については、社会保障・税番号制度の導入に伴い開始される、通知カード・個人番号カード関連事務の財源となっています。

2）民生費国庫補助金のうち臨時福祉給付金（経済対策分）の事務費補助金及び事業費補助金は、臨時的に実施した給付金支給事業の財源となっています。

3）土木費国庫補助金のうち防災・安全交付金は、道路ストック維持管理事業、山

ノ瀬橋外４橋補修・補強設計事業、民間木造戸建住宅耐震診断業務、民間住宅・建築物耐震診断補助及び民間住宅耐震改修等補助の財源となっています。また道路更新防災等対策事業費補助金は、桜井跨線橋補修・補強事業の財源となっています。

4）教育費国庫補助金のうち、子ども・子育て支援整備交付金は、第二学童保育棟新築工事及び第四学童保育室整備工事の財源となっています。繰越明許費にかかる学校施設環境改善交付金は、第三小学校耐震補強等事業の財源となっています。

③国庫委託金は、1,500万７千円（前年度1,685万１千円）で、前年度に比べ184万４千円、率にして10.9％の減となりました。総務費国庫委託金のうち、衆議院議員選挙事務委託金910万６千円については、衆議院議員総選挙の財源となっています。

15. 「府支出金」

府支出金は、７億4,054万４千円（前年度８億1,403万９千円）で、前年度に比べ7,349万５千円、率にして9.0％の減となりました。

①府負担金は、４億1,821万９千円（前年度３億9,776万４千円）で、前年度に比べ2,055万５千円、率にして5.2％の増となりました。この主な要因は、民生費府負担金のうち、障害者福祉費負担金において障害者自立支援給付費負担金が増額となったこと及び児童福祉費負担金において地域型保育給付費負担金が増額となったことによるものです。

②府補助金は、２億7,010万７千円（前年度３億6,328万９千円）で、前年度に比べ9,318万２千円、率にして25.6％の減となりました。

1）総務費府補助金のうち、地方改善施設整備費補助金5,156万３千円は、人権文化センターエレベータ棟設置工事の財源となっています。

2）民生費府補助金のうち、安心こども基金事業補助金192万８千円は、小規模保育設置促進事業補助に係る財源となっています。

3）教育費府補助金のうち、子ども・子育て支援整備交付金2,832９千円は、第二学童保育棟新築工事及び第四学童保育室整備工事の財源となっています。

4）振興補助金2,100万円は、ふれあいセンター指定管理料に活用しました。

③府委託金は、5,221万８千円（前年度5,308万６千円）で、前年度に比べ86万８千円、率にして1.6％の減となりました。

16. 「財産収入」

財産収入は、2,150 万３千円（前年度 5,674 万２千円）で、前年度に比べ 3,523 万９千円、率にして 62.1％の減となりました。この主な要因は、町有地売払い収入が減少したことによるものです。

17.「寄附金」

寄附金は 190 万３千円（前年度 561 万４千円）で、前年度に比べ 371 万１千円、率にして 66.1％の減となりました。この主な要因は、ふるさと島本応援寄附金が減少したこ

とによるものです。

18.「繰入金」

繰入金は、3,207 万２千円（前年度 5,540 万８千円）で、前年度に比べ 2,333 万６千円、率にして 42.1%の減となりました。

本年度の繰入金の内容は、次のとおりです。

（第１項　特別会計繰入金）

①後期高齢者医療特別会計繰入金150万8千円については、前年度事務費の精算金です。

②介護保険事業特別会計繰入金3,056万４千円については、前年度給付費等の精算金等です。

19.「諸収入」

諸収入は、１億1,709万６千円（前年度１億6,864万４千円）で、前年度に比べ5,124万８千円、率にして30.4%の減となりました。

20.「町債」

町債は、14億1,831万５千円（前年度９億8,447万９千円）で、前年度に比べ４億3,383万６千円、率にして44.1%の増となりました。

本年度の町債発行の内訳は、次のとおりです。

①総務債の一般単独事業債は、ふれあいセンター整備事業及び防災情報通信整備事業の財源として発行しました。また、一般補助施設整備等事業債は、人権文化センター整備事業の財源として発行しました。

②衛生債の清掃施設整備事業債は、掃工場施設整備事業の財源として発行しました。

③土木債の道路橋りょう事業債は、地方道路等整備事業の財源として発行しました。また、公共事業等債は、橋りょう補修・補強事業の財源として発行しました。

④消防債の消防施設整備事業債は、消防施設整備事業の財源として発行しました。

⑤教育債の学校教育施設等整備事業債は、第四小学校整備事業及び教育施設耐震等事業の財源として発行しました。また、一般単独事業債は、自然災害防止事業の財源として発行しました。

⑥臨時財政対策債は、前年度に引き続き発行しました。なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が、後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

次に、「歳出」の主な内容について説明します。

１．「議会費」

議会費は、１億2496万１千円（前年度１億2,829万円）で、前年度に比べ332万９千円、率にして2.6%の減となりました。この主な要因は、議員改選期に伴う議員期末手当の減額によるものです。

２．「総務費」

総務費は、16億5,320万４千円（前年度14億1,810万４千円）で、前年度に比べ２億3,510万円、率にして16.6％の増となりました。

主な支出として、

①総務管理費

・一般管理費では、退職手当として１億2,501万６千円を支出しました。前年度に比べ725万３千円、率にして6.2％の増となりました。

・財産管理費では、役場庁舎の耐震化の方向性について検討するため、庁舎整備検討資料作成等業務に140万４千円を支出しました。

・防災計画費では、全国瞬時警報システム新型受信機の購入費用として、143万１千円を支出しました。

・電算処理費では、社会保障・税番号制度の運用に係る統合利用番号連携サーバの総合運用テスト及びマイナポータル総合運用テストの費用として819万円、国が整備を行う中間サーバー・プラットフォームの利用負担金及び運営交付金として192万６千円を支出しました。

・広報費では、町広報番組「しまもとプラザ」の放送回数と更新回数を見直した結果、ＣＡＴＶ番組制作・放送業務が、昨年度と比べ1,066万１千円減となり、771万１千円を支出しました。

・財政調整基金等積立金では、２億9,729万６千円を支出しました。その主な内訳としては、各基金からの利子収入として４万５千円を各基金に積み立てるとともに、年度間の財源調整として２億5,437万円、前年度決算剰余金分として2,770万１千円及びふるさと島本応援寄附金分として８万円を財政調整基金に、町有地の売却収入分として 1,510万円を公共施設整備積立基金に積み立てました。

・ふれあいセンター管理費では、指定管理料として１億1,994万３千円を支出しました。また、防火シャッター改修工事に4,371万７千円、エレベーター耐震改修工事に4,989万円、倉庫棟外解体撤去工事に1,077万８千円を支出しました。

②徴税費では、航空写真撮影業務に415万８千円を支出しました。

③戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳システム改修業務に615万６千円、旅券発給事務に268万６千円、通知カード・個人番号カード関連事務委託交付金に236万１千円を支出しました。

④選挙費では、町長及び町議会議員選挙で729万２千円、衆議院議員総選挙で910万６千円を支出しました。

３．「民生費」

民生費は、41億2,685万８千円（前年度41億724万８千円）で、前年度に比べ1,961万円、率にして0.5％の増となりました。

各費目別では、

・社会福祉費で21億8,063万９千円（前年度22億2,086万７千円）

・児童福祉費で16億1,859万３千円（前年度15億7,016万４千円）

・生活保護費で３億2,167万３千円（前年度３億989万４千円）

・国民年金費で595万３千円（前年度632万４千円）

を支出しました。

その主な内容は、次のとおりです。

①社会福祉費

・社会福祉総務費では、経済的に困窮している方への相談支援や就労支援などを行う生活困窮者自立支援事業に1,115万６千円を支出しました。

・障害者福祉費では、「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスなど、障害者福祉事業に６億3,876万９千円を支出しました。

・年長者福祉費では、福祉ふれあいバスの運行関連費用としてガソリン代、運行業務委託料及び車両借上に合計510万３千円を支出しました。

・国民健康保険費では、国民健康保険事業特別会計への繰出金に３億827万２千円を支出しました。

・後期高齢者医療費では、大阪府後期高齢者医療広域連合への負担金などに　２億8,353万３千円、後期高齢者医療特別会計への繰出金に8,443万６千円を支出しました。

・介護保険費では、介護保険事業特別会計への繰出金などに３億9,182万円を支出しました。

・福祉医療助成費では、年長者、障害者、ひとり親家庭、子ども及び未熟児を対象とした医療費助成事業に２億561万４千円を支出しました。

・臨時福祉給付金事業費では、非課税の方を対象にした臨時福祉給付金（経済対策分）の支給を行い、給付費及び事務費として6,595万円を支出しました。

②児童福祉費

・児童福祉総務費では、子ども子育てシステム改修業務に229万円を支出しました。

・児童措置費では、保育士雇用補助金に544万９千円を支出しました。

・ひとり親家庭福祉費では、ひとり親家庭への相談支援や就労支援、児童扶養手当の支給などに１億902万１千円を支出しました。

・児童手当費では、児童手当の支給に５億2,961万５千円を支出しました。

③生活保護費

・生活保護受給者への生活扶助、医療扶助、住宅扶助などの扶助費として２億6,252万７千円を支出しました。

４．「衛生費」

衛生費は、９億5,381万９千円（前年度８億4,533万８千円）で、前年度に比べ１億848万１千円、率にして12.8％の増となりました。

①保健衛生費では、保健ヘルス事業費として、がん検診や妊婦健康診査等の健診業務、健康マイレージ事業の実施に１億808万６千円を、予防費として定期予防接種の実施に8,324万１千円を支出しました。

②環境衛生費では、河川水水質測定業務などに3,960万９千円を支出しました。

③清掃費では、ごみの収集業務、清掃工場の運転管理業務及び施設の改修工事などに、６億155万３千円を支出しました。

５．「農林水産業費」

農林水産業費は、7,089万４千円（前年度8,353万９千円）で、前年度に比べ1,264万５千円、率にして15.1％の減となりました。この主な要因は、平成28年度に玉子排水機場の修繕事業の負担金を支出したことによるものです。

６．「商工費」

商工費は、1,802万９千円（前年度3,927万９千円）で、前年度に比べ2,125万円、率にして54.1％の減となりました。この主な要因は、平成28年度に地方創生加速化交付金事業を実施したことによるものです。

７．「土木費」

土木費は、９億9,860万８千円（前年度９億2,136万７千円）で、前年度に比べ7,724万１千円、率にして8.1％の増となりました。

主な支出は、次のとおりです。

・桜井跨線橋補修・補強事業　１億7,895万５千円

・山ノ瀬橋外４橋補修・補強設計事業　3,445万２千円

・道路ストック維持管理事業　1,690万円

・まちづくり活動支援業務　97万２千円

・民間住宅耐震改修等補助　180万円

・防犯カメラ設置補助金　30万５千円

・淀川河川堤防防犯灯設置工事　710万１千円

・線引き見直し等業務　381万２千円

８．「消防費」

消防費は、３億8,210万１千円（前年度３億6,971万７千円）で、前年度に比べ1,238万４千円、率にして3.3％の増となりました。

主な支出としては、

・山間部における１１９番通報標識の購入に26万２千円を支出しました。

・消防団小型動力ポンプ２台分の更新に376万９千円、また、消防署小型動力ポンプ１台分の更新に130万５千円を支出しました。

・呼吸器用高圧空気圧縮機の新規購入に610万６千円を支出しました。

・分団車両１台分の更新に445万円を支出しました。

・通信指令室の電話交換機の更新に88万６千円を支出しました。

９．「教育費」

教育費は、22億346万３千円（前年度16億4,634万２千円）で、前年度に比べ５億5,712万１千円、率にして33.8％の増となりました。

①教育総務費では、第二学童保育棟新築工事に１億3,805万２千円を、第四学童保育室整備工事に3,972万５千円を支出しました。

②小学校費では、第四小学校校舎増築等工事に６億5,658万円を支出しました。また、第三小学校Ｂ・Ｃ棟校舎耐震補強等工事に１億8,699万７千円を支出しました。

③中学校費では、第一中学校屋内運動場舞台緞帳取替工事に124万７千円を支出しました。

④幼稚園費では、第一幼稚園屋上防水改修工事に1,704万円を支出しました。

10.「災害復旧費」

災害復旧費は、1,253万８千円（前年度974万７千円）で、前年度に比べ279万１千円、率にして28.6％の増となりました。本年度は、台風の接近や大雨警報等への対応にかかる職員手当及び町内で発生した被害に対する復旧工事にかかる費用を支出しました。災害応急対策費では、台風第21号の影響により町道等で発生した倒木の除去ほか、災害復旧に911万９千円を支出しました。

11.「公債費」

公債費は、９億7,976万５千円（前年度10億5,932万６千円）で、前年度に比べ7,956万１千円、率にして7.5％の減となりました。

元金は、８億9,027万６千円で、前年度に比べ6,664万６千円、率にして7.0％の減となりました。この主な要因は、ふれあいセンター建設のために発行した町債の償還が完了したことなどによるものです。

次に、利子は、8,948万９千円で、前年度に比べ1,291万５千円、率にして12.6％の減となりました。この主な要因は、元利均等償還及び元金均等償還の利子分が減少していること及び金利が低水準で推移していることなどによるものです。

次に、普通会計決算に関して説明します。平成29年度事務事業成果報告書の67ページ、「第17　財政に関すること」をご御覧ください。

普通会計とは、国が全国の決算の比較を行う統計処理のために一定のルールに基づき算定する想定会計で、本町の場合は、一般会計に土地取得事業特別会計及び大沢地区特設水道施設事業特別会計を加え、会計間相互の資金移動などを除いたものです。

財政分析のもとになる普通会計ベースの決算では、70ページ「２　普通会計決算に関す

る事項」の「⑴　財政分析指標」にありますように、平成29年度の普通会計決算の歳入歳出差引額は２億2,092万円で、翌年度へ繰り越すべき財源2,117万４千円を差し引いた実質収支は、１億9,974万６千円の黒字となりました。

また、単年度収支に財政調整基金の積立て・取崩しなどを差し引きした実質単年度収支については、４億2,651万円の黒字となりました。実質単年度収支の黒字の主な要因は、単年度収支が黒字となったこと及び財政調整基金からの取り崩しを行わなかったことによるものです。

財政指標のうち財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は88.1％と、前年度の98.9％から10.8ポイント改善しました。経常収支比率は、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源収入額に対する割合であり、具体的には、都市計画税を除く町税収入、地方譲与税、普通交付税などの収入を分母とし、人件費、扶助費及び公債費のように、縮減することが難しい支出を分子とした値で、経常経費に経常一般財源収入がどの程度あてられているかを表すものです。

経常収支比率が前年度より改善した要因については、次のとおりです。

分母である経常一般財源収入（臨時財政対策債を含む）では、町民税法人税割分が増額となったこと、また地方消費税交付金が増額となったことなどに加え、福祉事務所関係経費に対する特別交付税の算定が平成29年度から普通交付税による算定に変更となったことにより、総額が75億3,723万６千円で、前年度に比べ10億3,661万５千円の大幅な増額となりました。

次に、分子である経常経費充当一般財源では、ふれあいセンターの建設にかかる町債の償還が完了したことから公債費が減額となったものの、扶助費において社会福祉費、児童福祉費、生活保護費が増額となったこと、また介護保険事業特別会計への繰出金が増額となったことなどにより、総額が66億3,761万６千円で、前年度に比べ２億628万７千円の増額となりました。

以上により、分母である経常一般財源収入の増額が、分子である経常経費充当一般財源の増額を大きく上回ったことから、経常収支比率が改善したものです。

しかしながら、本年度の経常収支比率の大幅な改善は、一部法人の業績好調による町民税法人分の増額に加え、福祉事務所関係経費の算定が特別交付税から普通交付税に変更となったことによるものであり、主に法人の業績や制度改正による改善であったことから、今後、社会保障関係費の自然増に加え、公共施設等の老朽化対策などに多額の財源を必要とする中では、引き続き行財政改革等を進め、財務体質の強化に努める必要があります。

次に、74ページ、「（５）歳出（性質別）の推移」のうち、義務的経費などについて説明します。

１.「人件費」

人件費は、19億4,315万５千円（前年度19億1,329万１千円）で、前年度に比べ2,986万４千円、率にして1.6％の増となりました。この主な要因は、人事院勧告等による給与直しを行ったことによるものです。

２．「扶助費」

扶助費は、24億8,556万４千円（前年度23億5,882万３千円）で、前年度に比べ１億2,674万１千円、率にして5.4％の増となりました。この主な要因は、障害者福祉費や生活保護費の増などによるものです。

主な支出については、次のとおりです。

①社会福祉関係は、８億1,806万４千円（前年度７億8,726万９千円）で、前年度に比べ3,079万５千円、率にして3.9％の増となりました。主に臨時福祉給付金及び障害者支援費の増によるものです。

②老人福祉関係は、6,019万１千円（前年度5,919万８千円）で、前年度に比べ99万３千円、率にして1.7％の増となりました。

③児童福祉関係は、13億963万９千円（前年度12億2,816万１千円）で、前年度に比べ8,147万８千円、率にして6.6％の増となりました。

その主な内訳は、次のとおりです。

・民間保育園への給付費、運営補助等　４億6,803万２千円
（前年度３億９，６３３万３千円）

・児童手当　５億2,961万５千円（前年度５億3,819万円）

・児童扶養手当　9,477万６千円（前年度9,624万円）

④生活保護関係は、２億6,252万７千円（前年度２億5,357万７千円）で、前年度に比べ895万円、率にして3.5％の増となりました。

その主な内訳は、次のとおりです。

・生活扶助　6,481万９千円（前年度7,348万７千円）

・医療扶助　１億4,680万４千円（前年度１億2,174万９千円）

・住宅扶助　3,858万１千円（前年度4,038万８千円）

⑤教育関係は、3,301万１千円（前年度2,833万１千円）で、前年度に比べ468万円、率にして16.5％の増となりました。

３．「公債費」

公債費は、歳出説明の「公債費」のとおりです。

４．「繰出金」

繰出金は、14億8,023万８千円（前年度14億5,996万４千円）で、前年度に比べ2,027万４千円、率にして1.4％の増となりました。

繰出しの内訳は、次のとおりです。

・公共下水道事業特別会計へ４億2,500万円（前年度４億7,500万円）

・国民健康保険事業特別会計へ３億827万２千円（前年度２億9,303万９千円）

・後期高齢者医療特別会計及び大阪府後期高齢者医療広域連合へ３億 6,695 万円（前年度３億 5,109 万４千円）

・介護保険事業特別会計へ３億 7,997 万３千円（前年度３億 4,075 万７千円）

・土地開発基金へ４万３千円（前年度７万４千円）

５．「積立金」

本年度の積立金は、２億9,760万７千円（前年度5,349万８千円）で、前年度に比べ２億4,410万９千円、率にして456.3％の増となりました。

積立基金の状況については、76ページ、「⑺　積立基金の状況」をご覧ください。積立基金の平成29年度末現在高は45億6,014万円で、前年度より２億9,760万７千円増加しました。

続いて、町債の状況について、７８ページ「⑼　町債（事業別）の状況」をご覧ください。平成29年度末町債現在高は 114億9,315万３千円で、前年度末現在高に比べ、５億2,803万９千円の増となりました。

以上、簡単ではありますが、平成29年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。 よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、決算の状況、重点項目にかかる決算の状況、主な建設事業費の内訳等の参考資料も、ご参照いただきたいと存じます。

平成29年度島本町土地取得事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第２号認定　平成29年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

本会計については、土地開発基金及び公共用地先行取得等事業債の活用により、自主的・主体的なまちづくりを円滑に推進するため、公共用地の先行取得等、公有地の確保を図ることを目的としています。

平成29年度は、土地開発基金から生じる利子収入を同基金に積み立てました。

歳入総額及び歳出総額については、歳入歳出決算書№.２の20ページ「実質収支に関する調書」のとおり、ともに４万３千円となりました。その内容について、15ページ以降の「平成29年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」に沿って説明します。

歳入のうち財産収入については、財産運用収入として、土地開発基金利子収入４万３千円を収入しました。

歳出のうち諸支出金については、土地開発基金費として、財産運用収入である土地開発基金の利子収入４万３千円を同基金に積み立てました。

なお、土地開発基金の年度末残高については、２億7,377万４千円です。

以上簡単ではありますが、平成29年度土地取得事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年度島本町国民健康保険事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第３号認定　平成 29 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

一般状況については、平成 29 年度末時点で国保加入者数は 3,951 世帯、被保険者数は 6,238 人で、前年度に比べ、138 世帯の減、358 人の減となりました。

次に、決算状況については、歳入歳出決算書№.２の 68 ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額 40 億 7,285 万６千円に対し、歳出総額は 38 億 1,906 万１千円で、歳入歳出差引額２億 5,379 万５千円の黒字決算となりました。

歳入については、前年度に比べ 8,914 万９千円、率にして 2.1％の減となりました。増となった主なものは、前期高齢者交付金で１億 411 万３千円、繰入金で 1,546 万７千円、繰越金で 3,584 万１千円の増額となりました。減となった主なものは、国庫支出金で 5,062 万８千円、府支出金で 5,440 万６千円、共同事業交付金で 6,288 万２千円の減額となりました。

一方、歳出については、前年度に比べ１億 6,667 万３千円、率にして 4.2％の減となりました。増となった主なものは、総務費で 966 万５千円、諸支出金で 977 万２千円の増額となりました。減となった主なものは、保険給付費で１億 1,495 万７千円、共同事業拠出金で 3,437 万８千円の減額となりました。

なお、一人当たり年間医療費（療養給付費保険者負担分）は、一般被保険者分が 32 万 1,367 円、退職被保険者分が 34 万 7,115 円となり、前年度に比べ、一般被保険者分で 4,765 円（1.5％）の増、退職被保険者分で１万 5,401 円（4.6％）の増となりました。

以上、簡単ではありますが、平成 29 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。 よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年度島本町後期高齢者医療特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第４号認定　平成 29 年度島本町後期高齢者医療特別会計

歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

一般状況については、平成29年度末時点で平成29年度の被保険者数は3,766人で、うち65歳から74歳までの加入者が29人、75歳以上が3,737人で、前年度に比べ176人の増となりました。

業務については、前年度と同様、保険料の徴収、各種申請や届出の受付及び制度に関する相談などの窓口業務を行うとともに、督促や催告を行うなど滞納保険料の収納向上に努めました。

次に、決算状況については、歳入歳出決算書№.２の86ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額４億5,402万４千円に対し、歳出総額は４億3,027万９千円で、歳入歳出差引額2,374万５千円の黒字決算となりました。この主な要因は、保険料収入の繰越分となっています。

歳入については、後期高齢者医療保険料が、前年度に比べ 1,559 万９千円増の３億5,433万５千円となりました。

一方、歳出については、総務費で2,521万１千円、後期高齢者医療広域連合納付金で４億332万６千円となっており、後期高齢者医療広域連合納付金の内訳は、保険料等負担金が３億4,410万１千円、保険基盤安定負担金が5,922万５千円となっています。

以上、簡単ではありますが、平成29年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。 よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成29年度島本町介護保険事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第５号認定　平成29年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

介護保険制度について本年度は、「第６期介護保険事業計画」の最終年度として事務事業を推進しました。年度末時点で、要介護認定者数については計画値1,480人に対し、実績値1,314人となっており、計画をやや下回りました。また、サービス受給者については平成29年度サービス実績で、居宅介護（予防）サービスが計画の年間延べ人数１万824人に対して１万197人に、施設介護サービスが計画の年間延べ人数2,112人に対して2,242人となりました。

次に、決算状況については、歳入歳出決算書№.２の128ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額22億8,817万１千円に対し、歳出総額21億7,192万１千円で、歳入歳出差引額は１億1,625万円の黒字決算となりました。

歳入の主なものについては、保険料及び保険給付に係る法定負担割合に基づき、概算交付された国庫負担金等となっています。なお、これらの概算交付された歳入について

は、翌年度に精算される仕組みとなっています。また、地域包括支援センターが行う地域支援事業に対して、国、府、町及び支払基金（介護予防事業）からそれぞれ法定負担割合に基づき、補助金等が概算交付され、これらについても翌年度に精算される仕組みとなっています。

一方、歳出の主なものについては、職員の人件費、電算システム運用費用、介護認定に要する諸経費として、総務費で8,412万４千円、介護（予防）サービス等諸費、高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費及び特定入所者介護（予防）サービス費等の保険給付費で19億7,330万１千円となっています。なお、本特別会計は、平成27年度から平成29年度までの３ヵ年を一つの中期財政運営期間として、「第６期島本町介護保険事業計画」との整合性を図りながら、第１号被保険者の介護保険料率を定め運営しており、年度間の財政調整に用いる介護保険給付準備基金については、平成29年度末時点で１億9,130万４千円となっています。

以上、簡単ではありますが、平成29年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成29年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして第６号認定　平成29年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入総額及び歳出総額については、歳入歳出決算書№.２の140ページ「実質収支に関する調書」のとおり、ともに389万３千円となりました。本年度については、通常の検針・水質検査等業務のほか、ＵＦ膜交換工事を委託しました。

なお、本事業については、平成29年度事務事業成果報告書の197ページ「第２　大沢地区特設水道施設事業に関すること」に記載しています。

以上、簡単ではありますが、平成29年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成29年度島本町公共下水道事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして第７号認定　平成29年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

本年度の決算状況については、歳入歳出決算書№.２の168ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額14億6,570万円に対し、歳出総額が14億3,043万６千円で、歳入

歳出差引額は3,526万４千円となり、実質収支額は2,942万４千円の黒字決算となりました。

歳入の主なものについては、受益者負担金638万８千円、下水道費国庫補助金１億6,586万円、下水道債３億6,190万円などの特定財源収入のほか、下水道使用料で４億2,363万２千円、一般会計繰入金で４億2,500万円、また、平成28年度淀川右岸流域下水道維持管理負担金の精算返納金などの雑入で1,295万８千円となっています。下水道使用料の増については、人口普及率の上昇による接続人口の増加により処理水量が増となったことによるものです。また、前年度に引き続き受益者負担の世代間の公平化を図るため、資本費平準化債１億4,000万円を発行しています。

一方、歳出の主なものについては、一般管理費のうち、委託料では、今年度に発生いたしました道路面沈下に対応すべく汚水管の調査業務として、島本１号汚水幹線テレビカメラ調査業務103万円が主なものとなっています。負担金、補助及び交付金では、淀川右岸流域下水道維持管理負担金で前島ポンプ場等の雨水処理にかかる維持管理負担金１億8,070万円が主なものとなっています。

下水道建設費のうち、委託料では、土地等分筆登記業務139万円が主なものとなっています。工事請負費では、高浜一丁目の一部地域の面整備にかかります汚水管渠築造工事として6,082万６千円、雨水整備にかかります五反田雨水幹線整備工事（第1期）２億7,972万円（繰越明許費分を含む）及び今年度に発生いたしました道路面沈下に対応した島本１号汚水幹線復元工事502万２千円となっています。負担金、補助及び交付金では、淀川右岸流域下水道建設負担金3,132万円及び流域下水道高槻島本雨水幹線接続点工事負担金1,014万９千円となっています。

公債費については、町債の元利償還金等が７億604万３千円で、前年度と比べ1,387万８千円、率にして1.9％の減となりました。また、町債の平成29年度末現在高は60億3,068万３千円で、前年度に比べ２億1,362万４千円、率にして3.4％の減となりました。

なお、平成29年度末での整備済面積については、高浜一丁目の一部地域の面整備を実施したことから、前年度と比べ、約1.6ha増の約302.8haとなり、人口普及率は約95.5％となりました。今後とも、下水道事業の効率的な運営に努めるとともに、下水道財政の健全な運営を推進します。

なお、本事業については、平成29年度事務事業成果報告書の197ページから199ページまでの「第３　公共下水道事業に関すること」及び317ページから318ページまでの「工事請負費に関すること」に記載しています。

以上、簡単ではありますが、平成29年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成29年度島本町大字各財産区特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第８号認定 平成29年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算から第12号認定 平成29年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算までの５件について、一括してご説明申し上げます。

初めに、大字山崎財産区特別会計については、歳入総額215万３千円に対し､歳出総額は25万円で、歳入歳出差引額は190万３千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金となっており、歳出については、自治会に対する補助金となっています。

次に、大字広瀬財産区特別会計については、歳入総額174万２千円に対し、歳出総額は０円で、歳入歳出差引額は174万２千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金及び預金利子となっております。

次に、大字桜井財産区特別会計については、歳入総額１億3,165万８千円に対し、歳出総額は410万６千円で、歳入歳出差引額は１億2,755万２千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金及び預金利子となっており、歳出については、桜井公会堂の火災保険料及び自治会に対する補助金となっています。

次に、大字東大寺財産区特別会計については、歳入総額109万１千円に対し、歳出総額は15万円で、歳入歳出差引額は94万１千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金となっており、歳出については、自治会に対する補助金となっています。

最後に、大字大沢財産区特別会計については、歳入総額212万３千円に対し、歳出総額は20万円で、歳入歳出差引額は192万３千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金となっており、歳出については、自治会に対する補助金となっています。

５財産区特別会計については、歳入合計額１億3,876万７千円に対し、歳出合計額470万６千円、歳入歳出差引合計額１億3,406万１千円を翌年度に繰り越しました。

なお、各財産区の決算の詳細については、歳入歳出決算書№.２の169ページから228ページまでに記載しています。また、各財産区の決算の認定に先立ち、「島本町大字部落財産区管理会条例」の定めるところにより、それぞれの財産区管理会のご同意をいただいています。

以上、簡単ではありますが、平成29年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算から平成29年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成29年度島本町水道事業会計決算説明

それでは、引き続きまして、第13号認定　平成29年度島本町水道事業会計決算について、ご説明申し上げます。

決算書の２ページから５ページまでの決算報告書については、消費税及び地方消費税込みの金額で作成し、７ページから15ページまでの損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書については、消費税及び地方消費税抜きの金額で作成しています。

本認定については、「地方公営企業法（以下“法”という）」第30条第２項の規定に基づき、去る平成30年７月20日に監査委員の審査に付し、決算審査意見書をいただきましたので、法第30条第４項の規定にもとづき認定に付するものです。

まず、２ページ及び３ページの決算報告書の「収益的収入及び支出」について、説明します。

「収入」については、第１款　水道事業収益の決算額が６億3,569万４千円で、その内訳は、第１項の営業収益で５億3,697万５千円、第２項の営業外収益で9,871万９千円となっています。

「支出」については、第１款　水道事業費用の決算額が５億563万８千円で、その内訳は、第１項の営業費用で４億9,735万円、第２項の営業外費用で828万８千円となっています。また、法第26条第２項の規定による繰越額は452万１千円となっています。

次に、４ページ及び５ページの「資本的収入及び支出」について説明します。

「収入」については、第１款　資本的収入の決算額が4,064万９千円に対して、「支出」については、第１款　資本的支出の決算額が６億5,492万７千円で、差引き６億1,427万８千円の不足が生じましたが、その不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金並びに過年度分損益勘定留保資金にて補てんしています。また、法第26条の規定による繰越額は、１億7,466万８千円となっています。

「資本的支出」の主なものについては、拡張事業費にかかるもののうち、平成28年度から２ヵ年の事業である大藪浄水場中央管理センター更新工事委託２億5,900万１千円を、平成29年度から２ヵ年の事業として第二大藪取水井新設工事（前払金）3,553万２千円を、施設整備事業費にかかるもののうち、委託料として、水道管路更新実施設計業務2,548万８千円を、平成28年度から２ヵ年の事業である大藪浄水場自家発電設備新設及び高圧受電設備更新工事委託１億5,118万円を実施し、工事請負費として、公共下水道関連配水管移設工事2,049万８千円、青葉地区老朽配水管布設替工事3,387万７千円、広瀬地区老朽配水管布設替工事4,118万３千円及び平成29年度から２ヵ年の事業である第二曝気塔新設工事（前払金）５千万円を実施しました。

続きまして、７ページには損益計算書を記載しています。

１の「営業収益」については、４億9,750万１千円となっています。営業収益の大部分を占める給水収益については４億9,324万８千円で、前年度と比べ、増となりました。これは、事業所等における使用水量の増加によることが要因と考えられます。

次に、２の「営業費用」については４億8,106万７千円で、前年度と比べ、減となりました。

なお、受水費については、本年度は大阪広域水道企業団から年間32万7,970㎥を受水し、2,459万８千円（税抜き）となっています。

次に、３の「営業外収益」については7,679万１千円、４の「営業外費用」については835万４千円で、結果、経常利益は8,487万１千円となっています。

従いまして、平成29年度の純利益については、前年度と比べ400万９千円増の8,487万１千円となりました。これに、前年度繰越利益剰余金2,523万７千円、減債積立金及び建設改良積立金から振り替えたその他未処分利益剰余金変動額４億303万２千円を加えた平成29年度未処分利益剰余金については５億1,314万円となっています。

続きまして、８ページ及び９ページの「剰余金計算書及び剰余金処分計算書（案）」について説明します。

上段の剰余金計算書については、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の平成28年度末残高と、平成29年度中に変動のありました資本金及び利益剰余金の明細を記載しています。

利益剰余金のうち、減債積立金については、平成29年９月定例会議においてご可決賜りました剰余金の処分により減債積立金に600万円を積み立て、企業債の償還に1,530万２千円を支出したことにより、１億3,676万９千円となっています。建設改良積立金については、大薮浄水場自家発電設備新設及び高圧受電設備更新工事委託並びに大薮浄水場中央管理センター更新工事委託の財源と一部として３億8,800万円を支出したことにより、３億1,200万円となっています。未処分利益剰余金は、減債積立金及び建設改良積立金からの振り替えによる増及び平成29年度の純利益を加えたことにより５億1,314万円となり、その結果、利益剰余金合計は９億6,190万９千円となっています。

下段の剰余金処分計算書（案）として、先ほど申し上げました未処分利益剰余金　５億1,314万円のうち、資本金に４億5,462万１千円を組み入れ、減債積立金に3,300万円の積立てを行うことについては、今回、「第62号議案　平成29年度島本町水道事業剰余金の処分について」で、議会の議決をお願いしています。

続きまして、10ページ及び11ページには平成29年度末現在の貸借対照表を記載しています。まず、10ページの資産の部の１の固定資産については、有形固定資産のアの土地からキの建設仮勘定までの取得価額、平成29年度までの減価償却累計額を併記しているもの及び無形固定資産の電話加入権との合計額で、54億9,359万３千円となっています。

なお、固定資産の詳細については、36ページ及び37ページの平成29年度固定資産明細

書に記載していますので、ご参照願います。

次に、２の流動資産については、現金・預金８億7,845万３千円、未収金１億286万円、貯蔵品391万円及び短期貸付金２億6,000万円との合計額で、12億4,522万３千円となっています。従いまして、固定資産及び流動資産の資産合計額は、67億3,881万６千円となっています。

次に、11ページの負債の部の３の固定負債のうち、企業債については、償還期限が１年以降に到来するもので３億8,476万４千円、引当金につきましては、アの退職給付引当金１億3,391万７千円で、合計額は、５億1,868万２千円となっています。

４の流動負債のうち、企業債については、償還期限が１年内に到来するものとして1,532万７千円、未払金は9,032万３千円、賞与引当金は567万２千円、その他流動負債は4,881万９千円となっており、合計額は１億6,014万１千円となっています。従いまして、固定負債及び流動負債の負債合計額については、６億7,882万２千円となっています。

５の繰延収益ついては、長期前受金26億4,150万７千円から償却見合い分を順次収益化した長期前受金収益化累計額14億4,871万２千円を差し引いた結果、11億9,279万４千円となり、負債合計は18億7,161万６千円となっています。

続きまして、資本の部の６の資本金については、27億2,968万８千円となりました。

次に、７の剰余金については、資本剰余金が11億7,560万３千円となっています。利益剰余金については、先ほど剰余金計算書の説明の際に申し上げたとおり、減債積立金１億3,676万９千円、建設改良積立金３億1,200万円及び平成29年度未処分利益剰余金　５億1,314万円との合計額で、９億6,190万９千円となっています。

従いまして、負債及び資本合計額については、先ほどの固定資産及び流動資産の資産合計額と同額の67億3,881万６千円となっています。

以上が、決算諸表についての説明となります。

また、平成29年度の有収率については92.4％で、前年度と比べ1.2ポイントの減少となり、有効率についても94.9％で、前年度と比べ1.0ポイントの減少となっています。

なお、17ページから38ページまでに決算附属書類を記載しており、26ページまでの事業報告書には、「総括事項」として給水状況、建設改良事業及び経営についての概況を、続いて議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、工事、業務及び会計等に関しての内容を記載しています。27ページには有収水量口径別内訳を、28ページ及び29ページには平成28年度と平成29年度の経営分析及び財務分析を、30ページ及び31ページには給水原価構成表（税抜き）を、32ページから35ページまでには収益費用明細書（税抜き）を記載しています。

また、40ページ以降には、消費税及び地方消費税込みの詳細な決算説明書を記載しています。

以上、簡単ではありますが、平成29年度島本町水道事業会計決算の認定の説明を終わ

らせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　それでは、これより質疑に入りますが、各会計決算13件については常任委員会に付託し、審査することとなっておりますので、質疑の内容は大綱的なものに止めていただきます。

これより、決算 13 件に対し､会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を行います。

なお、質疑は人びとの新しい歩み、自由民主クラブ、公明党、大阪維新の会、コミュニティネット、河野議員の順で行います。

それでは最初に、人びとの新しい歩みの発言を許します。

戸田議員（登壇）　平成 30 年９月定例会議、人びとの新しい歩みを代表して、決算に大綱質疑を行います。

この夏、大阪府北部地震、７月豪雨、台風 20 号・21 号など、災害対策に従事されたすべての職員の皆さんに、まず、お礼申し上げます。

大阪北部地震の発災が通勤通学時間であったことから、ＪＲ島本駅周辺に三つの列車が停車し、駅周辺は移動困難者であふれていました。ひとたび大きな災害が起これば町内に止まるすべての方への救助活動、共助が必要になります。今回、移動困難者には近隣の住民が支援にあたられたと聞き及びます。ふれあいセンターへの避難誘導、第一幼稚園・第一中学校での避難所開設など、島本町職員の心のこもった対応が、住民の心をあたたかくしました。このたびの台風 21 号の被害は町内全域に及んでおり、今、その対策に多くの職員が従事していただいています。

振り返れば、平成 29 年度も、台風や大雨によって土砂災害、浸水害、暴風警報が繰り返し発令され、計７回の配備体制が敷かれました。７月から 10 月の４ヵ月の間に、一次配備５回、二次配備・三次配備がそれぞれ１回、延べ 168 名の職員が災害対策に従事されました。住民を代表するものの一人として､心からお礼申し上げます。

１）点目．「防災意識の向上と災害時の情報発信」です。

業務継続計画、いわゆるＢＣＰを策定されました。災害の知識及び対応方法を身につけ、計画に基づいて組織の一員として行動することが求められる職員ですが、いざというときには自らの身を守ることも含めて､臨機応変な対応ができる防災意識が重要です。職員研修における訓練・講義について、実践と見解をお示しください。

災害時には、避難所の開設状況や避難準備・避難開始発令など、多様な情報を正確に、迅速に、住民に伝えることが求められます。大規模災害には､防災対策本部に各方面から随時情報が集中すると予想されます。その混乱を軽減するためには、情報の収集方法と

効果的な提供のあり方が重要になります。共助・自助を適切に促すためにも、情報は重要です。災害時における情報提供の現状と課題をお示しください。

２）「財政分析と新たな総合計画基本構想」

普通会計決算の歳入総額 117 億 3,394 万 7 千円、前年度比 10 億 3,126 万 9 千円の増となりました。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 88.1％と、前年度より 10.8 ポイント改善、過去 10 年で初めて 90％を割り込みました。平成 21 年度の 103.6％と比べると 15.5％の改善。これはあくまでも数字上のものですが、過去 10 年と比べて、経常的な余剰財政を臨時的な財政需要に充当できる環境にあると言えます。

平成 29 年度、島本町は「総合計画基本構想」の策定に向け、議会の議決を得るための条例を策定しました。決算結果から見ると、山田町長らしい施策を明確にできる環境にあると思われますが、どのようにお考えでしょうか。

３）「過去と未来から考える島本町の適正な人口規模」

急激な人口増は、保育・教育施設の整備やインフラ整備など、町財政に多大な影響を及ぼします。町史がそれを物語っています。よって、今後の都市計画は人口急増を抑制し、年齢別人口構造のバランスを見極めながら慎重に進めていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

人口推移を見ると、過去、島本町の人口はおよそ３万人を最大値に横ばい、行政規模による島本町の適正人口の上限は３万人と見ることができます。「第四次総合計画基本構想」は、平成 31 年の将来人口目標を３万２千人と設定しています。これを超えることがないよう、都市計画による政策的な人口誘導が必要ではなかったでしょうか。今後は、昭和後期の２万５千人程度に緩やかに戻していくこと、持続的に若年層の転入を促す都市計画が望ましいと考えますが、いかがでしょうか。見解を問います。

４）「高槻市・島本町広域行政勉強会の成果と新たな連携」

平成 29 年度から、本町のし尿処理事務を高槻市に委託することになりました。両市町の効果と課題等につき検討を行い、結果を踏まえて、本町から事務委託について正式に依頼を行い、両市町の議会の議決を経て委託が実現したものです。協議の背景に、本町の衛生化学処理場が高槻市域内に所在するという特殊な事情があったとはいえ、ひとえに高槻市の関係者各位のご理解があって実現したことでした。

廃棄物処理の広域連携も、また同様に――これは「ごみ」の広域連携です――同勉強会において調査検討を行っていただきたいと考えます。まずは、両市町の現状把握とその共有、課題整理からはじめる必要があると思います。困難な課題ではありますが、双方の利点を見いだせるよう協議を重ね、適宜高槻市議会、島本町議会にご報告いただきたい。枚方市と京田辺市のように、府域を越えた広域連携を進めておられる自治体もあります。廃棄物処理、ごみ処理の広域化の課題について、お考えをお示しください。

５）「新たな非常勤職員制度の周知徹底を」求めます。

「地方公務員法」「地方自治法」の改正により――これは平成 29 年に行われました――平成 30 年度から導入される会計年度任用職員は、自治体職員の働き方と仕事にどのような影響を与えるのでしょうか。制度の概要について、説明を求めます。

総務省が示す制度導入に向けたスケジュールでは、平成 29 年度は実態の把握、任用適正化の検討、勤務条件の検討などが求められていると思います。平成 31 年春までの条例化に向けて、事務の進捗状況、今後のスケジュール概要などをお示しください。

６）「ＪＲ島本駅西まちづくり、住民参画に予算措置を」

平成 29 年度は、準備組合の事務局運営業務などを都市創造部から業務代行予定者に移行しました。平成 22 年度以来、交付要綱も定めないまま、まちづくり支援活動業務に費やした公費の総額は、平成 29 年度決算額 97 万２千円を加えて総額 700 万円を超えました。

にぎわい創造が目的ならば、ＪＲ島本駅東側から阪急水無瀬駅の再開発が最優先されるべきですが、阪急水無瀬駅再開発を目的にまちづくり協議会が発足する場合、同様に何の取り決めもなく支援を開始することが、はたして可能とお考えですか。速やかにまちづくり支援活動の交付要綱を策定するべきです。

また、予算規模 700 万円を上限に、島本駅西側のまちづくりの公共・公益性について住民参画で考える機会、住民の対話の場を設けていただきたい。本来ならば、ここから始める必要があったからです。答弁を求めます。

７）「第二幼稚園の跡地になぜ認定こども園が必要なのか」

第二幼稚園後に最もふさわしいのは、保育所なのか、認定こども園なのか、望ましい定員数はどれくらいか、どういう保育の継承が望まれているのか。まずは保護者や幼稚園教諭、保育士の意見を聞き取り、議論の過程がオープンにされなければならなかった。子ども・子育て会議において、公設公営、公設民営、民設民営の、それぞれの特質や財源の仕組み、財政課題が明示され、比較検討されなければならなかった。

町長、教育長が自らタウンミーティングで保護者と向き合われたことは評価しますが、政策決定の過程が明らかにされることなく、決まったことへの理解を求められるばかりでは、結局、「私たちの声は行政に届かない」という失望ばかりがクローズアップされます。なぜ、島本町は政策決定の過程をオープンにできないのですか。現場で働く職員の専門性、成熟した住民意見を活用できないのですか。ここを改めていただきたい。答弁を求めます。

そもそも、子どもの数が増え、事務量が激増、政策課題に向き合う余裕が持てていません。平成 26 年の機構改革により、保育所、幼稚園、学童保育、子ども・子育て支援全般を一つの課が担当しています。検証が必要ではありませんか。小・中学校と同様、教育こども部との人事交流についてはどうお考えですか。職員定数を見直し、実践的な政策ビジョンを描ける体制にすることが第一の課題と考えますが、いかがでしょう。

８）「第三小学校校舎の耐震化工事の遅れを問う」

平成 28 年度に着手した第三小学校校舎Ｂ・Ｃ棟の耐震化補強工事が完了しましたが、入り口玄関や給食棟のあるＡ棟の耐震化、すなわちＡ棟の山側への移設が全く進んでいません。そもそもの設計プランに無理があったと言わざるを得ません。なぜ、今なお工事に着手できていないのか、その理由は何か、改善策は検討されているのか、詳細説明を求めます。

学童保育室には激しい雨漏りがあり、躯体の老朽化が進んでいますが、これらは改善されたのでしょうか。過去、人びとの新しい歩みは第三小学校の基本構想について様々な点で無理があるとして指摘、私は一般質問において、建物を新しく建て替えることの合理性を主張しました。見送ることとなった第三小学校基本構想をどのように検証されていますか。

９）「保育士不足を緩和する潜在保育士の社会復帰」

長引く保育士不足を補うためには、潜在保育士の力を活かす必要があります。そのためには、まず保育士の処遇改善が必要です。学童保育室指導員は非常勤嘱託職員としての任用が可能になり、そのことによって職責の重要性が広く認識されることになりました。保育士も同様に、その職責の重要性にふさわしい処遇改善が行われなければなりません。学童保育室指導員にあって保育士にない「非常勤嘱託職員」という選択、この格差を改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。

勤務体系の柔軟性も求められます。週４日以上の勤務は、子育て中の母親にとっては厳しいものです。例えば、週３日の勤務で経験を積みながら、ご自身の子どもの成長にあわせて勤務時間を増やしていくという働き方が選択肢にあれば、社会復帰の希望に添えることになると思います。経験を積み、数年後にはベテラン保育士となってフルタイムで働かれる可能性もあります。柔軟性を持って勤務体系を見直す必要がありませんか。

就職希望者と就職先とのマッチングも重要です。厚生労働省の保育士マッチング強化プロジェクトである「大阪府保育士・保育所支援センター」は、市町村子ども・子育て支援事業計画で見込まれた教育・保育の量を確保するため、潜在保育士に求人情報の提供、保育士体験、復職応援セミナーなどを行っておられます。求職登録者はおよそ 1,800 名、就職希望者は 100 名程度、秋以降は希望者が 200 人になることもあるそうです。町域内の保育施設の求人情報を提供し続けることで、一定の効果が期待できるのではないでしょうか。活用できていますか。

10）「高齢者福祉を担う地域包括支援センターは直営で」

「第７期介護保険事業計画」には、地域包括支援センターの運営を民間事業者に委託する方向性が示されていると認識します。高齢者に関わる総合相談窓口、権利擁護、介護保険の要支援者のケアプランの作成及びモニタリング、自立の支援や困難事例に関する地域ケア会議、介護予防、認知症施策などに加えて、平成 29 年度は新たな介護予防・

日常生活支援総合事業におけるケアマネジメントも加わりました。

センター機能を町が担うことで、高齢者福祉のニーズ把握がより容易に行え、施策の立案と実行により良い効果をもたらすことは明白です。総合窓口の土日・祝日の開所や24時間の緊急対応は一つの課題ですが、これを主な理由に、町直営の優位性を手放してまでセンター機能の民間委託を進めなければならないなど、合理性のある説明ではありません。検討の進捗状況を問います。

11）「上下水道事業の公営企業審議会の設置を求める」

総務省が推進する、下水道事業の公営企業会計への移行集中期間です。経営状況と資産を正確に把握できる会計制度の導入が求められています。しかしながら、これは2014年「骨太の方針」により、民間能力の活用とともに推進されているものであり、公営企業会計への移行が民営化の足がかりになるのではないかと懸念します。資産規模が大きい上下水道企業に民間企業の触手が伸びれば、世界に誇れる日本の上下水道事業の公共性を失ってしまいます。国の根幹を揺るがす事態となるでしょう。見解を問います。

これまで、上下水道公営企業審議会の設置を求めてきました。財政運営、水道料金体系、各種計画の進捗状況などを審議する公営企業審議会は、今や必要不可欠な機関です。一般的に上下水道事業については本庁と離れたところに本部があり、ともすれば固定しがちな職員体制で職務にあたり、なおかつ工事請負契約の予算規模が非常に大きいという特徴があります。従って、専門家や地域住民を含む第三者による継続的な監視機能が働いていることが重要になります。公営企業会計に移行した後は、工事請負契約も議会における議決の対象外となり、審議会の必要性は確実に高まります。上下水道公営企業審議会の必要性について、認識を問います。

最後になります。12）「小児初期救急から見た三島救命救急センターの移設問題」

大阪府三島救命救急センターの移転について、場所は大阪医科大学付属病院の敷地内に計画されている新本館Ａ棟、運営主体は学校法人大阪医科薬科大学、運営形態は同病院の救急医療部内と合意形成が図られている。また、三次救急特化型である。この認識で間違いありませんか。

同施設は最低Ｉｓ値0.37、耐震課題を主な理由としての移転計画、事実上の民営化です。前の大阪府北部地震での施設被害状況はどのようなものであったか、確認します。

平成29年度の高槻･島本夜間休日応急診療所の利用実績をお示しください。これまで、年間約1,500件で推移。うち最も多いのが小児科でおよそ800件と、見過ごすことができない件数となっています。小児医療については、高槻市と島本町で小児初期救急医療体制を構築してきた歴史と、数年前から北摂の３市１町で広域化を図ってきた自治体間の連携があります。センター移転に伴い、三島二次医療圏における夜間救急の応急診療体制が課題となる中、とりわけ小児医療については、それに特化した医療センターの整備が求められると思いますが、見解を問います。

以上です。

総務部長　それでは、人びとの新しい歩みを代表されての戸田議員の大綱質疑のうち、総務部所管分について、ご答弁申し上げます。

１点目の「防災意識の向上と災害時の情報発信について」でございます。

職員による災害時の行動につきましては、災害時職員初動対応マニュアルにおいて、職員個々が「自らが災害対策本部の職員として災害対策の最前線で活動する者である」という意識を持ちつつも、二次災害を防止するため自身の安全確保を図ることといたしております。研修につきましては、新規採用職員を対象とした職員研修におきまして、危機管理室職員により「地域防災計画」に基づき、防災配備体制等について講義形式による研修を行っております。

今後におきましても、災害対応に従事する職員に対しましては、このことの重要性について周知をするとともに、訓練を通した防災技術の習得について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「災害時の情報提供の現状と課題について」でございます。

災害時の情報発信につきましては、防災行政無線、広報車、ホームページ、エリアメールやタウンメール、大阪防災情報ネットやテレビ画面のテロップ放送などを活用し、複数の方法での情報発信を行っているところでございます。また、災害時には各自主防災会に対してファックスにより町の災害配備体制の報告を行うとともに、各自主防災会からは、各地域の被害状況等について報告を受ける等の情報収集を行っているところでございます。

今後の課題でございますが、防災行政無線につきましては、天候やスピーカーからの距離、建物の反響により内容が聞きとれないなどの苦情をいただいております。このため、スピーカーの角度の調整や、町内を２区域に分けて時間差で放送するなどの工夫を行っているほか、防災行政無線の放送内容をホームページで再度確認できるよう対応しているところでございます。また、避難勧告等の発令時には該当地域に公用車による広報の実施や、携帯電話に強制的に受信させるエリアメール、登録制のタウンメールを活用するなど、複数の手法を用い情報発信を行っているところでございます。

今後におきましても、他団体の対応状況等を調査・研究するなど、災害時の情報発信について、より確実で効果的な方法を検討してまいります。

以上でございます。

総合政策部長　続きまして、総合政策部所管分について、ご答弁を申し上げます。

まず、２点目の「財政分析と新たな総合計画基本構想について」でございます。

平成 29 年度の決算につきましては､法人税を中心とする税収の大幅な増額や公債費の減額などにより、経常収支比率は大きく改善いたしておりますが、中長期的な傾向といたしましては、高齢化の進展による社会保障経費の増加や生産年齢人口の減少による税

収の減、老朽化した公共施設の更新・改修費用といった、本町の行財政運営を取り巻く環境は大きく変わっていないものと考えております。

そのため、次期総合計画につきましては、本年度から２ヵ年をかけて策定作業に取り組む予定でございますが、そのような課題が山積する中で、本町の魅力を高め、未来に希望が持てる、いつまでも住みたいと思えるまちづくりを進め、持続的に住民福祉の維持向上を図っていけるよう、総合計画審議会等におきまして、学識経験者、関係団体、地域住民の皆さまのご意見をいただきながら、今後 10 年間のまちづくりの方向性について検討してまいりたいと考えております。

次に、３点目の「過去と未来から考える島本町の適正な人口規模」についてでございます。

全国的に少子化・高齢化が進行する人口減少社会の中で、本町においては一時的に昨今の住宅開発等により人口増加はするものの、中長期的には減少傾向に向かうものと予測されます。平成 28 年３月に策定いたしました「島本町人口ビジョン」及び「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、転出入の均衡や合計特殊出生率の向上に向けた取り組みにより、人口減少の抑制や鈍化を図ることを目標として掲げております。

急激な人口の減少や高齢化の進展は、住民サービス、地域経済活動、コミュニティ活動などに影響を及ぼし、まちの活力の減退をもたらすことが懸念されます。本町といたしましては、今後も生産年齢人口を中心とした定住者の増加を図ることで、一定の人口規模とバランスの取れた人口構造の確保に努め、まちの活力を維持しながら、まちづくりを進めていく必要があるものと考えております。

現行の「第四次総合計画」においては、平成 31 年度の目標人口を３万２千人と設定しておりますが、次期総合計画における目標人口等の設定につきましては、現在の人口構造から社会増減や自然増減、住宅開発の動向等を踏まえて、計画策定の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、４点目の「高槻市・島本町広域行政勉強会の成果と新たな連携について」でございます。

本町のごみ処理の課題につきましては、本年８月策定の「第６次行財政改革プラン」におきましても、継続課題として「広域連携の推進」を項目の一つに掲げており、引き続きごみ処理の広域連携を目指して、各種検討・調整に努めてまいりたいと考えております。

なお、広域連携は連携する自治体との相互の信頼関係が極めて重要であるとともに、いずれの団体にとっても、住民サービスの向上や事務事業の効率化に繋がるものでなければ連携は困難でありますことから、これらのことを十分踏まえ、引き続き取り組んでまいります。

次に、５点目の「新たな非常勤職員制度について」でございます。

平成 29 年５月 17 日に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、平成 32 年４月１日に施行されることになっております。

今回の法改正は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付についての規定が整備されたものでございます。

具体的には、特別職及び臨時的任用の要件が厳格化される一方で、新たに一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度が導入され、会計年度任用職員には期末手当の支給が可能となります。これを受けまして、本町といたしましても法の施行に向けて必要な準備を行うべく、平成 29 年度におきましては、臨時的任用職員及び非常勤嘱託員に関する実態把握等を行ったところございます。

今後につきましては、会計年度任用職員制度が円滑に導入できるよう、常勤職員、国家公務員の非常勤職員及び近隣市町との均衡を図りながら、職員団体との協議を踏まえ、制度の構築を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長　続きまして、都市創造部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

６点目の「ＪＲ島本駅西まちづくり、住民参画にかかる予算措置について」でございます。

ご指摘のまちづくり活動支援業務につきましては、交付要綱等に基づいたものではございませんが、「総合計画」や「都市計画マスタープラン」での当該地区の位置づけ等を総合的に勘案させていただき、準備組合等のまちづくり組織に対して補助金を交付するような手法ではなく、町の必要な業務にかかる支援として予算措置をさせていただいているものでございます。

現状におきましては、町内の他地区において、地域の地権者間でまちづくりの機運が高まり、支援のご要望をいただいた際につきましては、ＪＲ島本駅西地区と同様、「都市計画マスタープラン」での位置づけなど、総合的に判断させていただいたうえで予算措置させていただくか否か、検討させていただく必要があるものと考えております。

また、他市町村で制度化されているような「まちづくり支援補助金制度」につきましては、先進事例として認識いたしておりますが、現在のところ制度化の予定はございません。今後も引き続き、このような事例を調査・研究してまいりたいと考えております。

なお、議員ご指摘のＪＲ島本駅西地区におけるまちづくりにかかる住民参画につきましては、これまでも意見募集やタウンミーティングの機会を通じて行ってまいりましたが、今後における参画の場につきましても、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長　続きまして、教育こども部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、７点目の「第二幼稚園の跡地における認定こども園の整備について」でございます。

町立第二幼稚園につきましては、施設の著しい老朽化や未耐震であること、幼児教育ニーズの低下に対して保育ニーズが高まっていることなどから、閉園し、民間事業者による認定こども園を整備することといたし、その考えを今年度の施政方針でお示ししたところです。

第二幼稚園のあり方に関しましては、昨年９月から 11 月にかけ、保護者懇談会や説明会の開催と、町長並びに教育長が参加した形で町内全域でのタウンミーティングを計６回開催いたし、広く子育て家庭の皆様からのご意見を頂戴したところです。

保育ニーズの高まりから、保育所としての整備も検討する過程の中で選択肢の一つではありましたが、当該第二幼稚園保護者から幼稚園としての存続を望む声や、今後、就学前児童に係るニーズがどのように変遷していくか不透明な中、短時間保育・長時間保育いずれも対応できること、また保護者の就労の有無を問わず支援教育・保育を提供できること、国において特に制度構築が進められていることなどから、いただいたご意見も踏まえ検討した結果、認定こども園としての整備が妥当であると判断いたしました。

また、平成 26 年度の機構改革により、就学前児童等を対象とする子育て支援、児童虐待をはじめとする家庭児童相談業務など、一つのセクションにおいて所管するため円滑に業務が履行できることや、教育委員会という同一部局に位置することで小・中学校との接続についてもスムーズに連携できることなど、一定の成果が表れているものと考えております。

また、保育士・幼稚園教諭の本庁での勤務につきましては、現場職員がより広い視野を持って事業にあたることができる、現場に精通したものが計画策定などに従事することでより実効性を担保できるなど、様々な効果が見込まれますことからも、今後検討していくべき課題と認識をいたしております。

次に、８点目の「第三小学校校舎の耐震化工事について」でございます。

第三小学校の耐震化工事につきましては、既存のＢ・Ｃ棟の耐震補強工事後に、Ｂ・Ｃ棟の北西側に新Ａ棟を増築する計画で事務を進めてまいりました。新Ａ棟を増築するにあたり、建築確認申請の手続きを行う前にＢ・Ｃ棟の既存建物状況調査報告書を作成し、大阪府へ提出する必要がございます。本報告書の内容について大阪府と事前協議を進めている中で、既存不適合と判断される「鉄筋を保護するコンクリートの厚み不足」が確認されました。既存不適合のＢ・Ｃ棟に新Ａ棟を増築することができないため、改善方法について大阪府と一般財団法人日本建築総合試験所と調整・協議を行い、既存不適合躯体の改修案を作成いたしました。現在、既存不適合躯体の改修案を含めた既存建

物状況調査報告書を大阪府へ提出し、書類確認を行っていただいているところであります。

なお、第三小学校基本構想につきましては、同校の敷地内で建築予定であった第四保育所は別敷地で建築する計画に変更となりましたが、校舎は引き続き耐震化に向けて事務を進めているところでございます。

また、第三学童保育室の雨漏りにつきましては、Ｂ・Ｃ棟の耐震化を行った際、改修済みでございます。

次に、９点目の「保育士不足を緩和する潜在保育士の社会復帰について」でございます。

保育士につきましては、報道等にもあるとおり、ほかの専門職に比べ賃金が低く設定されており、このことが保育士不足の大きな要因の一つであると認識いたしております。国におきましては、順次、賃金の改善を図っており、従前からある給付費への施設所属職員の平均勤続年数分の上乗せに加え、新たに副主任保育士等の役職者に対し、その職務・職責に応じた処遇改善の制度が設けられております。

本町の公立保育所運営では、臨時職員である保育士に大きく寄与いただいているところでありますが、人員としての充実を図るため、現在、正職員の採用を幼稚園とあわせて毎年度続けており、また任期付職員制度の活用など、あらゆる雇用の手法を活用して処遇の改善と、それに伴っての人材の確保に努めているところでございます。

また、勤務体系につきましては、保育士不足の中、必ずしも週５日勤務で早出・遅出などのシフトに対応可能でなくとも、応募者の相談には応じているところでございます。しかしながら、実態としてはローテーション編成を踏まえ、フルタイム勤務者中心での雇用となっていることから、現場の管理責任者である保育所長の意見を聞きながら、本町の保育所運営に資する適正な雇用形態について検討してまいりたいと考えております。

また、ご紹介のありました大阪府保育士・保育所支援センターにつきましては、本町も登録いたしているところであり、求人情報や体験入園が可能である旨を発信いただいておりますが、現時点で採用に結びついていないのが実状でございます。

以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、健康福祉部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、10 点目の「高齢者福祉を担う地域包括支援センターは町直営で」についてでございます。

地域包括支援センターの運営形態につきましては、平成 30 年度から平成 32 年度までを計画期間とする「第７期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」におきまして、本町での地域包括支援センター機能の強化を図るため、現在の直営方式から委託方式での事業運営の方向性をお示しさせていただいたところでございます。

現在、地域包括支援センターが担っている業務につきましては、まず、運営形態が直営・委託に関わらず、一体的に地域包括支援センターにおいて実施する業務である総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジャーに対する支援等を行う包括的・継続的マネジメント支援業務、総合事業のチェックリスト該当者に対するケアマネジメントや要支援認定者に対するケアプラン作成がございます。また、一般介護予防事業としての「いきいき百歳体操及びかみかみ百歳体操」の実施や、認知症施策の取り組みなども行っております。

今後も、高齢者数の増加が見込まれる中、地域包括ケアシステムをより一層推進していくことが求められており、認知症施策のさらなる推進や、在宅医療と介護の連携、地域の様々な活動主体が互いに連携し多様化する高齢者のニーズに対応するための生活支援体制整備、地域の高齢者施策の課題解決のための地域ケア会議の実施などの取り組みを、重点的に進めていく必要があります。

また、府内の市町村の状況を見ますと、「第７期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定時点におきましては、地域包括支援センターは府内 266 ヵ所に設置されており、そのうち 251 ヵ所、率にして約 94％が委託により運営されております。本町におきましても、これまで実施してきた高齢者に関する基本的な業務と新たに担う必要のある業務を、適切に、かつ迅速に推進していくため、また、地域包括ケアシステムを実効性のあるものとするためには、行政と民間がそれぞれの力を十分に発揮できる体制を構築し、民間の力が活用できるところはその力を借りる形で役割を分担することが、地域包括支援センターのさらなる機能強化に繋がると判断したものでございます。

なお、地域包括支援センターの運営形態が委託となった後も、地域包括支援センターを設置する責任主体は町であること、町における高齢者を取り巻く課題やその対応について、行政が責任を持って施策を立案し実施していくことに変わりはございません。

次に、12 点目の「小児初期救急からみた三島救命救急センターの移設問題について」でございます。

平成 28 年７月から平成 29 年度にかけまして、三次救急医療機関である大阪府三島救命救急センターの移転に向けた検討が行われており、平成 29 年度におきましては、医療関係者も交えた意見交換会が６回開催され、移転場所や運営主体・形態及び今後の協議事項について取りまとめられております。その後、公益財団法人大阪府三島救急医療センターの理事会において、取りまとめ内容を踏まえた協定の締結に向けた検討が行われ、本年５月に、学校法人大阪医科薬科大学、公益財団法人大阪府三島救急医療センター、大阪府並びに高槻市、茨木市、摂津市及び島本町の間で、「大阪府三島救命救急センター移転に関する基本協定」を締結し、移転場所は学校法人大阪医科薬科大学で建替え検討中の大阪医科大学附属病院の新本館Ａ棟とすること、移転は大阪医科大学附属病院の新本館Ａ棟の完成後の早期に行うこととし、その時期は別途協議して決定すること、移

転後の大阪府三島救命救急センターの運営主体は学校法人大阪医科薬科大学とし、大阪医科大学附属病院の救急医療部内に置くことについて合意に至っております。

なお、本年６月 18 日に発生いたしました大阪北部を震源とする地震におきましては、幸いなことに施設の被害はなかったとの報告を受けております。

平成 29 年度における高槻・島本夜間休日応急診療所の利用状況につきましては、内科 473 人、小児科 737 人、外科 215 人、歯科 12 人、合わせて 1,437 人の方が利用されており、小児科を利用される方が多い状況にございます。

三島二次医療圏小児救急医療の広域化につきましては、３市１町（高槻市、茨木市、摂津市及び島本町）の救急医療関係者が、数年をかけて、望ましい救急医療体制を構築していくための方策等について議論と調整を重ねた結果、「高槻島本夜間休日応急診療所」を活用して小児初期救急医療体制の広域化を図り、搬送先の病院選定に苦慮しておりました「かかりつけ医」を持たない小児救急患者が安心して医療を受診できる環境を整備することを目的として開始した事業であり、３市１町の各関係機関や医療関係者のご協力のもと、円滑な運営が行われているものと考えております。

高槻・島本夜間休日応急診療所における初期救急医療事業のあり方につきましては、今後、継続した協議が必要となりますが、本町といたしましては、引き続き関係機関と連携しながら適切に対応してまいります。

上下水道部長　最後に、上下水道部所管分について、ご答弁申し上げます。

11 点目の「上下水道事業の公営企業審議会の設置を求める」についてでございます。

近年、人口減少やインフラ老朽化が大きな課題となる中、公営企業においても、高度経済成長期に集中的に整備された施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しているところであります。

平成 26 年６月 24 日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針２０１４」において、「現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。」旨が明記され、また、民間能力の活用等の観点からも「地方公共団体におけるＰＰＰ／ＰＦＩの推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者によるＰＰＰ／ＰＦＩ事業への参入を促進する。」旨、指摘されたところでございます。

こうした中、本町の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業につきましては、公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表の作成等を通じて、まずは自らの経営・資産等を正確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上などさせるため、平成 31 年度からの「地方公営企業法」の適用に向けて、現在、事務を進めているところでございます。

また、民間能力の活用等につきましては、今後の人口減少や、施設・設備の廃止・統

合等が課題となる中で、施設の規模や配置が適正化され、投資額のほか維持・管理経費等の効率化に繋げるために、民間の資金・ノウハウ等の積極的な活用が急務との観点から示されているもの、と考えております。

「上下水道公営企業審議会の設置」につきましては、すでに導入されている団体の事例を見ますと、常設となっているものやそうでないものなど、その形態や委員の構成と人数は様々なものとなっております。また審議事項につきましては、常設の審議会の場合、事業計画や会計に関することが審議会付議案件となっているなど、経営・事業運営に関することについて、意見助言を受けるために活用されております。

同審議会の設置の必要性につきましては、下水道事業の公営企業会計への移行や、工事請負契約の議会における議決の対象外になるという理由ではなく、今後の水道事業を含め上下水道事業の経営健全化を進めていくうえで必要か否かを含め、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　詳細につきましては、各常任委員会で審議を深めたいと思います。よろしくお願いいたします。

川嶋議長　以上で、人びとの新しい歩みの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 06 分～午前 11 時 20 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、自由民主クラブの発言を許します。

野村議員（登壇）　それでは、平成 29 年度歳入歳出決算に対し、自由民主クラブを代表し大綱質疑を行います。

内閣府の平成 30 年８月「月例経済報告」によりますと、我が国の景気の現状判断は「緩やかに回復している」とのことであり、有効求人倍率は８月時点で 1.6 倍と、1974 年以来 44 年ぶりの高さ、失業率は 2.2％と、1992 年以来 25 年ぶりの低さとなるなど、雇用情勢は着実な改善が続いています。６月 18 日に発生した大阪府北部地震、そして平成 30 年７月豪雨と、島本町の住民の方々も被害にあわれる中、政府には被災中小企業・小規模事業者対策への特別相談窓口設置等の取り組み、自衛隊の給水支援等、早急な対応をいただきました。

島本町の職員の皆様におかれましては、災害対応にご尽力いただいたことに感謝申し上げるとともに、有事の際には、国・府と連携しつつ住民の皆様の安全安心へ注力いただきますよう、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、町長は就任後の施政方針にて「小さくても魅力あるまちづくり」を方向性として掲げ、「まちの現実や課題から目を背けることなく、改革・改善に取り組むことに邁進する」と誓われましたが、平成 29 年度のその施策と成果について伺います。

１）「財政状況について」

①財源確保策について。

平成 29 年度の決算は黒字決算であり、経常収支比率は約 88.1％と大きく改善しています。しかし、これは税制改正や、ふれあいセンターの建設に関わる町債の償還が終了したこと、特に町民税法人分の増加という一過性の要因が大きく、今後も行財政改革は継続すべきと考えます。

島本町の現在の人口は宅地開発の影響を受け増加傾向ですが、いずれは全国的な傾向と同様に、人口減少・少子高齢化等により生産人口等は減少し、本町の歳入が継続的に増加するとは思えません。また、歳出の面では安定的な住民サービスを維持するためにも財源確保は必要不可欠ですが、公共施設の耐震化における方向性の検討、雨水水路整備工事等、巨額な費用を必要とする案件が今後控えております。

平成 29 年度の財源確保策について、企業努力以外での施策を伺います。

②企業立地の促進について。

優良企業からの町民税法人分は、島本町で大変重要な財源の一つです。法人に、この島本へ留まっていただけるような施策、また島本を選んでいただけるような取り組み、成果について伺います。

２）「広域連携の推進について」

①ごみ処理及び消防等について。

ごみ処理及び消防をはじめとした広域連携の調整と協議状況について、現状を伺います。

②し尿処理について。

平成 29 年度４月より、高槻市のあたたかいご理解をもって始まったし尿処理の事務委託について、その成果とともに衛生化学処理場撤去の事務に関する状況を伺います。

３）「行財政改革について」

①職員の勤務時間縮減と人事評価制度について。

全庁的な時間外勤務の縮減状況と、その取り組みの現状について伺います。また、平成 28 年度に導入された人事評価制度について、その後の結果の活用の成果を伺います。

②プラン策定について。

「行財政改革プラン」の策定と検討の状況について、伺います。

４）「公共施設の安全安心について」

①公衆無線ＬＡＮの環境の整備について。

公共施設における公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）環境の整備について、その検討・成果を伺います。

②防犯カメラの整備状況について。

子どもをはじめとした生活弱者の安全安心を守るためには、抑止力や事後検証情報の

一つとしての防犯カメラは一定の効果があると考えます。防犯カメラの適切な運用と、公共施設の防犯カメラ整備状況について、伺います。

５）「姉妹都市提携都市との国際交流について」

平成 29 年３月に姉妹都市提携されたケンタッキー州フランクフォート市との国際交流について、平成 29 年度中の取り組みの成果を伺います。

６）「ＪＲ島本駅西土地について」

ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合が推進されている事業について、平成 29 年度で実施された島本町からの技術的支援と誘導の方策を伺うとともに、進捗状況を伺います。

７）「広報媒体の活用と情報発信について」

刷新された『広報しまもと』が定着し、広報誌が身近な存在であり、住民の皆様にとって重要な情報源となっています。『広報しまもと』の改善や、フェイスブックやホームページといった広報誌以外の各種広報媒体について、実施状況と成果を伺います。

８）「土砂埋立て問題について」

身近な場所に土砂集積所が存在し、近隣の方々の不安の声も聞き及んでおります。「土砂埋立て条例」を制定しましたが、他市町村からの過度の搬入を抑制し、安全安心に寄与することを意図した島本独自の規制について、成果を伺います。

９）「沈砂池の浚渫工事実施について」

平成 29 年度も多くの雨が降りましたが、年度中に実施された大雨被害を軽減する目的での沈砂池・水路の点検工事等、結果を伺います。

10）「都市農業の振興について」

生産緑地制度導入の検討など、島本町内の農業従事者の皆様が農地を継続できる環境整備を整えていただいております。小規模農家が多いことなど、島本町の地域特性を鑑みた取り組み等、成果を伺います。

11）「観光振興・定住促進について」

島本町を知っていただき、足を運んでもらい、住んでもらえる。認知度向上から、観光振興と定住促進までの流れを作り出すため、にぎわいづくりが担う役割は重要です。取り組みの成果を伺います。

12）「水道事業について」

水源に恵まれた島本町は、10％の高度浄水処理水の受水によって地震等災害に対するリスク分散を行いつつ、事業実施をされています。「水道事業財政計画」の最終年度であり、事業継続のうえで重要な財政面の状況及び老朽配水管の布設替え等、設備更新の状況について伺います。

13）「清掃工場について」

平成 29 年度は、例年の補修工事以外に、緊急性の高い追加工事となりました煙突改修等を行われましたが、成果と状況を伺います。

14）「年長者施策について」

①健康マイレージ事業の実施と健康寿命の延伸について。

健康寿命の延伸を目的とした健康マイレージ事業について、その実施状況と成果を伺います。

②「いきいき百歳体操及びかみかみ百歳体操」の活動について。

自主的に年長者の皆様が活動されている「百歳体操」は、身体的な介護予防の観点だけでなく、生きがいづくりとして、また人の輪を作り出す憩いの場としての効果が高いものです。活動の状況と、支援について伺います。

15）「福祉並びに子ども医療について」

①産前・産後ヘルパー事業について。

産前・産後ヘルパー事業について、つわり等による体調不良も利用可能になりましたが、成果を伺います。

②病後児保育と子ども医療について。

また、大山崎町のご配慮により、ＪＲ山崎駅前小規模保育施設の病児・病後児保育の利用が可能になり、子育て中の両親に心強い支援が増えました。保育料の一部助成制度の利用状況を伺うとともに、子ども医療費助成対象者の拡大に向けた検討・成果について、お伺いします。

16）「保育について」

①保育士の確保と民間保育園の誘致について。

待機児童の解消に向けた保育士の確保施策と、今後の就学前人口の動向に対応すべく計画されている民間保育園の誘致成果について、伺います。

②第四保育所の移転・建て替えについて。

施設の耐震性、老朽化が課題の第四保育所について、第二幼稚園との一体的な整備も含めた再検討状況と、成果について伺います。

17）「生涯学習と教育について」

①町立体育館の方針について。

住民の皆様に愛され、健康増進へと気軽に利用されている町立体育館ですが、体育館棟の耐震補強が必要であるとの診断結果を受けての年度内の検討事項を伺います。

②子ども達の安全安心について。

平成 28 年度・平成 29 年度設置の防犯カメラ運用について、平成 29 年度の状況はいかがでしょうか。また、子ども達が身の危険を感じるような事案の抑制に寄与しているのか、成果を伺います。

③図書館の広域利用について。

北摂７市３町での図書館の広域利用について、成果と実施状況を伺います。

最後です。18）「消防について」

火災、救命救急といった生命を守る根幹を担う消防行政について、平成29年度の出動状況、整備状況、検討事項を伺います。

総務部長　それでは、自由民主クラブを代表されての野村議員の大綱質疑のうち、総務部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、１点目の「財政状況について」のうち、「財源確保策について」でございます。

平成29年度の普通会計決算収支につきましては、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支ともに、昨年に引き続き黒字を確保いたしました。また財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は88.1％と、前年度より10.8ポイント改善いたしました。

経常収支比率の大幅な改善の主な要因につきましては、町民税法人分の大幅な増額や公債費の減額に加え、福祉事務所関係経費が特別交付税措置から普通交付税措置に変更されたことから、財政指数が大きく変動したものでございます。しかしながら、町民税法人分につきましては企業業績に大きく左右されること、また公共施設整備などの財源として多額の町債を発行しているため、公債費は今後上昇に転じることから、議員ご指摘のとおり、財政指数の改善は一時的な現象であると考えております。

このたび、平成29年度決算及び平成30年度現計予算を踏まえ、「普通会計中期財政収支見通し」をお示しさせていただいておりますが、少子化対策などの社会保障関係経費や公共施設の整備などに多額の経費が必要となる傾向に何ら変わりはなく、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込んでいるところでございます。

平成29年度における財源確保策の成果についてでございますが、特定財源は事業を推進するため重要な財源でありますことから、既存の国・府の補助制度に加え、国の補正予算の動向にも注視し、また、普通交付税措置のある地方債の活用など、総合的に精査しながら予算化に向けた事務を行うなど、積極的な財源確保策に努めてまいりました。

なお、平成29年度において、これら特定財源を活用した主な事業につきましては、人権文化センター改修事業、障害者グループホーム開設支援事業、道路ストック維持管理事業、桜井跨線橋補修・補強工事、山ノ瀬橋補修工事、通学路安全プログラム対策工事、第二学童保育棟新築事業、第四学童保育室整備事業、第三小学校施設耐震事業、第四小学校校舎増築事業などでございます。

今後におきましても、引き続き特定財源の確保等に努め、各事業の円滑な実施に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、４点目の「公共施設の安全安心」について、ご答弁申し上げます。

まず、①「公衆無線ＬＡＮ環境の整備について」でございます。

災害時に必要な情報伝達手段を確保するという観点から、防災拠点等に公衆無線ＬＡＮ環境の整備を行う場合、一定の地方財政措置を受けられることとなりました。このことから、災害時における通信環境の確保と利用者の利便性の向上を目的に、ふれあいセンターにおいてＷｉ－Ｆｉ環境を整備することを検討し、平成30年度予算に計上させて

いただいたところでございます。

次に、②「防犯カメラの整備状況について」でございます。

平成29年度末におきまして、町内の道路及び公共施設に設置しております防犯カメラは、通学路に20台、自治会設置のものが34台、ＪＲ島本駅自由通路等に８台、町営緑地公園住宅に５台、役場庁舎の中庭に向けて２台、町立第一幼稚園に３台の、計72台を設置いたしております。

防犯カメラの運用につきましては、本町では「島本町防犯カメラの設置に関する基本要綱」を制定しており、防犯カメラの設置及び運用に関し基本原則その他の必要な事項を定め、防犯カメラの適正な効用の発揮に資するとともに、個人情報の適正な取り扱いの確保に努めているところでございます。

公共施設等に防犯カメラを設置する際には、同要綱に基づき、当該防犯カメラの所管ごとに「防犯カメラの設置及び運用に関する要領」を定め、設置目的、台数、場所、画像データの管理、管理責任者、情報開示に関することなどを定めることとしており、防犯カメラの適切な運用と管理の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

都市創造部長　続きまして、都市創造部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、１点目の②「企業立地の促進について」でございます。

平成28年10月、日立金属株式会社山崎製造部が埼玉県熊谷市への移転を表明されたことを受け、当該地における企業立地を促進すべく関係者との協議等を重ねてまいりました。平成29年７月27日には、大阪府商工労働部の職員もご同行いただき、町長はじめとする本町職員が日立金属株式会社東京本社に出向き、執行役の方をはじめとする幹部の方に対して、企業誘致に関する要望活動を行いました。その後、同年10月に同社から、「生産機能は引き続き本町に残し、土地の売却は行わない」旨のご報告を受けたところでございます。

また、百山地域における「都市計画マスタープラン」上の位置づけを踏まえ、改めて土地所有者である企業に対して用途地域にかかる意向調査を行い、用途地域の変更のための事務を進めるなど、企業立地に関する取り組みを行ってまいりました。

今後におきましても、企業立地促進にかかる取り組みを進め、税収の確保を図り、町の持続的な発展に努めてまいります。

次に、２点目の「広域連携の推進について」のうち、②「し尿処理について」でございます。

し尿処理につきましては、平成 29 年４月から高槻市に事務の委託を行っておりますが、高槻市のご協力もあり、今日に至るまで円滑に事務を進めております。

なお、その成果でございますが、直営時と比較して経費が大幅に減額となっており、施設を直営で運転したと仮定した場合と比較いたしますと、約6,700万円の経費削減効

果であったと推計されます。

次に、事務の状況でございますが、衛生化学処理場につきましては、平成29年３月末をもって町内で収集したし尿及び浄化槽汚泥の搬入が終了しており、平成29年度は施設撤去に向けた準備として、残留汚泥処分等業務と解体工事設計業務を行ったものでございます。

なお、解体工事につきましては、本定例会議におきまして工事請負契約の締結についてご可決をいただきましたことから、速やかに着工し、平成32年３月までに施工完了する予定でございます。

次に、６点目の「ＪＲ島本駅西地区におけるまちづくりについて」でございます。

平成 29 年度におけるＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合に対する町からの技術的支援につきましては、平成29年度より、町から業務代行予定者に準備組合の事務局業務を移管させていただいたことから、主に事務局機能の引き継ぎを行ったものでございます。

また、まちづくりの誘導にかかる方策につきましては、準備組合において、まちづくりのコンセプトやゾーニング等を作成される際、「都市計画マスタープラン」等における位置づけとの整合を図り、より良いまちづくりを実施していただくことができるよう、協議を行ったものでございます。

なお、当該まちづくりの進捗状況といたしましては、現在、準備組合において事業計画の案を作成されている段階であり、まちづくりのコンセプトやゾーニングについて示されております。本町といたしましては、準備組合が作成されたまちづくりのコンセプトやゾーニングをもとに都市計画の案を作成し、都市計画審議会やタウンミーティングでの議論、また準備組合の意向等を総合的に勘案したうえで、今後の方針について準備組合と協議を行っているところでございます。

次に、８点目の「土砂埋め立てについて」でございます。

「島本町土砂埋立て等の規制に関する条例」につきましては、土砂埋立て等に関する町、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者、土地の所有者及び土砂を運搬する者の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的といたしまして、平成30年３月30日に制定し、７月１日から施行しているところでございます。

本条例施行後の状況につきましては、現在のところ、条例の規制対象となる案件にかかる事前相談や許可申請は発生しておりませんが、今後発生した際には、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、従前から対応しております、「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」の規制対象となる案件につきましては、大阪府の立ち会いに同行するなど、連携しながら継続的に対応しているところでございます。

次に、９点目の「沈砂池の浚渫工事実施について」でございます。

本町が管理しております沈砂池や水路につきましては、台風や集中豪雨が発生する雨季に備え、職員により町内の各沈砂池や水路の点検を実施しております。平成29年度におきましては、点検の結果、土砂等が堆積している４ヵ所の沈砂池や、主要な水路の浚渫工事を実施いたしました。また台風や集中豪雨の影響を受けた後にも、職員で点検を行い、土砂等の除去が必要な箇所については浚渫工事を実施いたしました。

今後につきましても、沈砂池や水路のパトロールを継続的に実施し、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、10点目の「都市農業の振興について」でございます。

平成28年４月の「都市農業振興基本法」の施行により、都市部における農地の機能が見直されており、法律が目指す都市農地の様々な機能については、本町といたしましても認識をしているところでございます。このような中で、これまで三大都市圏の特定市以外では一部の自治体においてのみ生産緑地の導入がなされておりましたが、今回の法の施行を契機とした生産緑地の導入につきましては、全国的にも先駆的な取り組みとして、今般、対応させていただいているものでございます。

これまでも、本町における都市農業にかかる支援策といたしましては、景観形成作物であるレンゲの栽培支援や、農業体験の場としてのファミリー農園の利用斡旋をはじめ、小規模農家の販路確立という側面からは農業振興団体協議会が行っております「やさい朝市」などの取り組みも支援してまいりました。また農業委員会と連携し、農地パトロールによる農地保全にも努めてまいりました。

今後におきましても、国の新たな支援策や他市町村の先進事例等も調査・研究し、農業施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、11点目の「観光振興・定住促進について」でございます。

平成29年度に実施いたしました取り組みとして、大山崎町及びサントリー山崎蒸溜所と連携し、『ジャパニーズウィスキー発祥の地を訪ねて』と題した、蒸溜所を含む本町の見どころをめぐるツアーを開催いたしました。そのほか「離宮の水」のブランディングによる名産品の開発に関しては、平成29年夏に認証商品が完成いたしました。また高槻青年会議所のご協力により、島本町の公式マスコットキャラクター「みづまろくん」が誕生したことも、まちのにぎわいづくりに繋がるものと考えております。さらに、おもてなしに関する事業者やボランティアによるシェアリングエコノミーの仕組みを活用した取り組み、ＳＭＡＬＬの運営につきましても、後方的な支援を行ってまいりました。

引き続き、これらの取り組みを複合的に活用しながら、まちの魅力発信に努め、定住促進に繋げてまいりたいと考えております。

次に、13点目の「清掃工場について」でございます。

平成29年度に実施いたしました清掃工場ごみ処理施設改修工事のうち、煙突補修工事

につきましては、経年劣化により煙突本体に亀裂や剥離が見受けられましたことから、頂部から５ｍをステンレス板にて補強､また中間部を炭素繊維シートで二重に巻くなど、煙突の機能回復を図るべく実施したものございます。

煙突補修工事の成果といたしましては、これまで炭素繊維シートにより補修を行っていたものを、昨年度の施工の際に排ガスが大気へ放出される付近の傷みやすい箇所のみステンレス板にて補強を行ったことにより、炭素繊維シートで補強を行うよりも耐用年数が延びるものと認識しております。

なお、現在のところ施工個所の問題はなく、適正に清掃工場の運転を行っているものでございます。

以上でございます。

総合政策部長　続きまして、総合政策部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、２）点目の「広域連携の推進について」のうち、①「ごみ処理及び消防等について」でございます。

ごみ処理の広域連携につきましては本町の大きな課題と認識しておりますが、現時点で具体的な協議等は進められておりません。本町といたしましては、広域化を目指しつつ、広域化の目途が立つまでは現施設の延命化を図りながら、不測の事態が生じないよう安定した施設運営を行ってまいりたいと考えております。

また、「消防の広域連携」につきましては、平成 28 年度から２ヵ年をかけまして、大阪府が主体となり、「消防力強化のための勉強会」において府内全域における消防力の強化に向けた課題や解決方策等について検討され、本年３月に取りまとめられております。本年度から、大阪府におきまして「消防広域化推進計画」が改訂されますので、同計画の検討結果を踏まえまして、今後の方向性等を検討する必要があるものと認識をしており、今後も消防の広域化につきましては、府内各消防本部の動向を踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

次に、３）点目の①「職員の勤務時間縮減と人事評価制度について」でございます。

本町では、平成 26 年策定の「時間外勤務の適正化方針」に基づき、職員の健康の維持増進や仕事と家庭生活の調和などを目指し、時間外勤務の抑制に向けた取り組みを進めております。

平成 29 年度における時間外勤務の実績は、選挙事務等一部の事務を除き、対象職員の合計で約３万 5,200 時間となりました。これは「適正化方針」を策定した平成 26 年度と比較いたしますと約１万 1,100 時間、率にして約 24％の縮減を行ったことになります。また平成 28 年度との比較でも約 2,100 時間、率にして約 5.7％の縮減となりましたが、一方で、平成 29 年度の下半期以降、各月単位では前年同月の実績を上回る傾向に転じていることから、これまでの取り組みによる時間数の縮減については、一定の限界を迎えているものと認識をいたしております。

このため今後は、本年８月策定の「第６次行財政改革プラン」に基づき、事務事業の見直しや業務効率化に向けた取り組みにこれまで以上に積極的に取り組み、限られた人員のもと、総労働時間の短縮を目指しながら、持続可能な行政運営に努める必要があると考えております。

「人事評価制度」につきましては、平成 28 年４月施行の「地方公務員法の一部を改正する法律」に基づき、本町におきましても全職員に本格導入し、目標設定、面談や評価結果の開示などを実施しております。また平成 29 年度から、評価結果の勤勉手当にかかる賞与や昇給への反映を行っております。

人事評価は、高い能力を持った職員を育成し、住民サービス向上の土台をつくることを目的としており、また、被評価者からの納得性を高めていく必要のある制度でございます。そのため、今後も随時、評価者、被評価者から出された意見等を参考に、必要な変更・改善を加えながら、よりよい運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、３）点目の②「行財政改革プランの策定について」でございます。

「第６次島本町行財政改革プラン」の策定にあたりましては、平成 29 年２月に庁内各部の次長級職員を中心とするメンバーで構成する行財政改革推進プロジェクト会議において協議を開始し、部会等を含め、様々な項目について検討を重ね、素案を作成した後、パブリックコメントを行い、本年８月に策定いたしました。

今後、本プランの具体化に向け事務を進めるとともに、条例改正等が必要な施策につきましては、調整や協議が整い次第、順次議会で審議いただきたく考えております。

次に、５）点目の「姉妹都市提携都市との国際交流について」でございます。

本町は平成 29 年３月に、アメリカ合衆国ケンタッキー州のフランクフォート市と姉妹都市提携を締結いたしました。本町の取り組みといたしましては、初年度ということもあり、住民の皆様への周知と交流の在り方を模索して取り組んでまいりました。

具体的には、国際交流事業推進会議を立ち上げて交流事業の内容を協議するとともに、広報しまもとへの記事掲載や、国際交流協会主催の講演会への出席、ふれあいセンターへの「姉妹都市コーナー」の設置など、住民の皆様への周知に努めたところでございます。また教育関連の交流として、町立第二中学校と第四小学校で姉妹校を定めて作品の交換といった交流を開始したほか、本年３月にはケンタッキー州の郷土料理を町立小・中学校の給食で配食いたしました。

なお、本町といたしましてはスモールスタートと位置付けて始めた交流ですが、本年７月にはフランクフォート市から 16 人の中学生が約２週間滞在し、人的交流も行ったところでございます。今後も、教育・文化・芸術・商業・観光等の分野で取り組み可能な交流を行ってまいりたいと考えております。

次に、７）点目の「広報媒体の活用と情報発信について」でございます。

『広報しまもと』につきましては、平成 27 年 10 月のリニューアル以後、住民に一番

身近な広報手段として親しみを持っていただけるよう、誌面の改良に取り組んでまいりました。昨年２月には全国広報コンクール大阪府代表に選ばれるなど、一定の評価をいただいたところでございます。また、フェイスブックにつきましては、各種イベント、ケーブルテレビなどの周知を行い、また昨年度から、台風や地震などの際に防災情報を提供する手段の一つとしての活用を行っております。ホームページにつきましては、スマートフォンへの対応やより町の魅力を発信できるページになることを目指してリニューアルを進め、本年７月から新たなホームページに移行し、スマートフォンでも見やすいように改善を図ったところでございます。

今後も、各種媒体を有効に活用し、住民の皆様へ、わかりやすい情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

上下水道部長　続きまして、上下水道部所管分について、ご答弁申し上げます。

12）点目の「水道事業について」でございます。

平成 29 年度につきましては、平成 26 年度から平成 29 年度までを計画期間とする「島本町水道事業財政計画」の最終年度にあたり、財政面の状況につきましては、資金額９億 3,408 万７千円を見込む中、平成 29 年度におきましては９億 6,649 万２千円となり、計画を上回る資金残高となっております。

また、老朽配水管につきましては、現在、計画期間を平成 26 年度から平成 35 年度とする「水道管路等更新計画」に基づき、計画的な管路の更新及び耐震化に努めており、平成 29 年度末での水道管路の老朽化率といたしましては約 39.8％で、耐震適合化率といたしましては約 26.9％となっております。

水道管路以外の設備更新といたしましては、「第４次拡張事業計画」に基づき、平成 29 年度では大藪浄水場の中央管理センターの更新が完了したところでございます。

引き続き、平成 30 年３月に作成いたしました、平成 30 年度から平成 33 年度までを計画期間とする「島本町水道事業財政計画」に基づきまして、計画的な事業運営に努めてまいります。

以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、健康福祉部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

14）点目の「年長者施策について」のうち、①「健康マイレージ事業の実施と健康寿命の延伸について」でございます。

平成 28 年７月から、住民の皆さまが楽しんで健康づくりを始めるきっかけとなるよう、健康マイレージ事業「しまもとスマイル健康ラリー」を実施しております。本事業は、住民の皆さまの主体的な健康づくりを支援し、健康づくりに対する機運を高めるため、自治体等が健康づくりに取り組む住民に特典を付与するとともに、健康を意識した行動を継続させるため、住民の皆さまに様々な情報提供等を行うものでございます。事

業の実施により、特定健康診査やがん検診受診率の向上、また医療の必要な方が早期の受診に繋がることなどが期待され、将来的に医療費や介護費の削減に繋がり、ひいては健康寿命の延伸に繋がるものと考えております。また、町内の企業との連携により特典に協賛品を活用するなど､町内の商工業の活性化に繋がるような仕組みとしております。

平成 29 年度におきましては、平成 29 年７月１日から平成 30 年１月 31 日の６ヵ月間を期間として 431 人の住民の皆さまにご参加いただきました。また抽選の結果、町内の 14 企業から協賛いただきました企業協賛品と町で準備した賞品を、当選された 259 人の方々にお渡ししております。

事業の成果としましては、「新たに町の健康づくり事業に参加する人が増加する」として掲げた目標に対し、本事業参加者の約 16％の方が、町の健康づくり事業に初めて参加されたというアンケート結果から、本事業が健康づくりに取り組むきっかけの一つになったものと考えております。また本事業の開始当初から、ふれあいセンターで実施している特定健診・がんセット検診に併設している保育の回数を増やしたり、子育て世代が集まる場に保健師が出向いて健康教育を実施したりと、若い世代の方に対して健康づくりに関心を持っていただけるように、健（検）診を受診しやすい仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。

引き続き、本事業のみならず、各種健（検）診の受診率の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、②「いきいき百歳体操およびかみかみ百歳体操の活動について」でございます。

「いきいき百歳体操及びかみかみ百歳体操」につきましては、高齢者の皆様が、住み慣れた地域と触れあいながら、いつまでも、いきいきと暮らしていただくための健康づくりと介護予防を図ることを目的として、地域代表者やサポーターの方々を中心に、各地域の自主的な活動として取り組んでいただいているものでございます。また当該活動への参加を通じて、参加者同士が地域での交流を深めていただくための居場所づくりの役割も果たしている活動であると考えております。

活動の状況につきましては、平成 29 年度末で、「いきいき百歳体操」は 40 ヵ所、「かみかみ百歳体操」は 37 ヵ所で活動されておられ、平成 28 年度からは「いきいき百歳体操」は１ヵ所、「かみかみ百歳体操」は２ヵ所の、実施場所が増えております。町といたしましては、地域拠点の立ち上げにかかる技術的な支援や地域で活動していただくサポーターの育成、地域での定期的な活動場所を確保するために施設を管理している団体へ協力を依頼するなど、間接的な支援を行い、地域での活動の拡大や継続的な実施に努めているところでございます。

次に、15）点目の②「子ども医療について」でございます。

本町の子ども医療費助成につきましては､平成 25 年 10 月及び平成 27 年７月の２回にわたり制度改正を行い、所得制限を撤廃するとともに、通院は小学生、入院は中学生ま

で拡大をしております。府内市町村の状況といたしましては、平成29年度当初では、本町を含む６市２町（豊中市・泉大津市・茨木市・和泉市・門真市・高石市・島本町・忠岡町）が同程度の助成内容となっておりましたが、現在では、本町を除く府内のすべての市町村が中学生以上までを助成対象としており、一部の自治体におきましては高校生まで助成対象を拡大していると聞き及んでおります。

子ども医療費助成の拡充に向けた検討状況としまして、本町が中学生まで通院助成を拡大した場合、およそ1,300万から1,900万円程度の支出が増える見込みであると試算しております。この増加分につきましては全額が本町の負担となりますことから、所得制限の緩和と対象年齢の引き上げについて、大阪府町村長会等を通じて大阪府に要望しているところでございます。また、平成30年度の施政方針でお示ししているとおり、さらなる制度拡充に向け、対象者の拡大に向けた検討を行い、一定の方向性をお示しする予定としております。

なお、拡充の検討に際しましては、本町の財政状況及び他施策との整合のほか、府内他市町村の状況も踏まえ、制度設計を行ってまいります。

教育こども部長　続きまして、教育こども部所管分について、ご答弁申しあげます。

まず、15）点目の「福祉並びに子ども医療」についてのうち、①の「産前・産後ヘルパー派遣事業について」でございます。

産前・産後ヘルパー派遣事業につきましては、子育て支援策の一環として平成27年度から実施しているものであり、出産前後に体調不良などで家事や育児を行うことが難しく、かつ親族などの支援が受けられない世帯にホームヘルパーを派遣し、調理と後片付け、衣類の洗濯などの家事と、健診・通院の付添い・生活必需品の買い物の付添いなどの育児支援を行っているものでございます。昨年９月から、家事・育児を行うことがより難しい、つわり時期なども利用できるよう、これまで産前２ヵ月前から利用開始できることとしていたものを、母子健康手帳交付後から利用できることといたしました。

現時点では、出産後の利用が多くを占めておりますが、サービス拡充にあたっては、妊産婦に最も近くにあって支援を行っている現場保健師からの「体調面でもっともつらいときの手助けを充実すべき」との意見を反映させたものであり、今後、サービス内容の周知が図られるうえで、さらに産前での利用が増加するものと見込んでおります。

続きまして、②の「病後児保育と子ども医療について」のうち、「病児・病後児保育」について、ご答弁申し上げます。

病児・病後児保育につきましては、普段、保育所や幼稚園に入園されている児童で、病中・病後の場合、専用室において保育を行う事業であり、大山崎町のご厚意により当該保育施設の島本町民の利用が可能となりました。本町といたしまして、利用者に対し２千円から４千円の利用料の助成を行っているところでございます。

この事業は、これまでも、保護者を対象とした子育てに関するアンケートなどにおい

て非常にニーズが高く、就労される保護者にとっては切実な要望となっておりました。特に当該保育事業では、病後児のみならず、現時点で病中の児童も医師の許可を前提として受け入れをしていること、また、就学前児童に加え小学生も対象としていることから、先行して実施している近隣自治体の事業に比べ格段に利用しやすいものとなっています。

本町からの利用料助成は昨年９月利用分からですが、平成 29 年度の７ヵ月分で延べ助成日数 46 日、延べ助成児童数 25 人と、月当たり約７日ご利用いただいているところであり、さらなる制度周知を図ってまいります。

続きまして、16）点目の「保育について」のうち、①「保育士の確保と民間保育園の誘致について」でございます。

保育士の確保につきましては、求人情報の町広報誌への掲載やハローワーク、民間の求人広告などを活用して取り組みを進めておりますが、思うような反応はなく、求人の状況は年々、厳しさを増しております。そのような状況において、本町独自の保育士確保策として、平成 28 年度に「島本町民間保育所保育士確保促進事業補助金」及び「島本町新規採用保育士等臨時給付金」制度を創設いたしました。平成 29 年度においても本制度を活用し保育士確保に取り組んでまいりましたが、一定の成果は得たものの、必要人数全ての確保には至っておりません。

いずれにいたしましても、保育士不足が原因としての待機児童発生という現状を回避すべく、引き続き保育士確保に向けた対策を検討し、講じてまいりたいと考えております。

また、民間保育所の誘致といたしましては、平成 29 年４月から島本町商業協同組合の事務所棟において、小規模保育事業所「ぬくもりのおうち保育島本園」が開設され、特に待機児童が発生している３歳未満児の定員拡充を図ることができました。さらには民間保育所整備・運営事業者を公募したところ、１社の応募があり、社会福祉施設整備審査委員会での慎重審査のもと、「おおむね妥当である。」との結果を受けたことから、定員 90 人規模の保育所が、水無瀬神宮境内で平成 31 年度中に開園することとなっております。

次に、②の「第四保育所の移転建て替えについて」でございます。

当初、第四保育所を第三小学校敷地内に移転建て替えする方針を持っておりましたが、設計の段階で運動場や保育所出入口の課題のほか、保育所運営上の課題も明らかになったことから、第二幼稚園との一体的な整備も含め検討を行ったところです。昨年来の第二幼稚園保護者との懇談会・説明会やタウンミーティング、議会等でのご審議を踏まえ、保育を主体とする２号・３号認定の定員を大きく確保しながら、幼児教育を希望される１号認定の枠も設ける、民間事業者による認定こども園の整備方針を持つに至りました。

また、現第四保育所につきましては、増大する保育ニーズへの対応を見据え、平成 32

年度における民間認定こども園の開園にあわせて耐震化を実施するとの考えでございましたが、大阪府北部地震の発生や、タウンミーティングでのご意見を頂戴する中で、現計画上の平成32年度中の耐震工事までは約２年間の期間を要することから、それまでの間に具体的な安全面での対応を講じることができないか、現在、早急に検討を進めているところでございます。

17）点目の「生涯学習と教育について」のうち、①の「町立体育館の方針について」でございます。

町立体育館につきましては、平成28年度に実施いたしました耐震診断の結果、２棟ある建物のうち、体育館棟について耐震性能を満足しておらず、耐震補強が必要であることが判明いたしました。

同館は、昭和56年の開設から37年を経過し、耐震性能以外にも施設・設備面において多くの課題を抱えており、経年劣化により老朽化した各体育室の床板、照明器具、給排水設備などの更新など、対策を講じる必要がございます。また、利用者ニーズの高さに対しまして恒常的に体育室の数が不足していることや、借地上に建設されていることなど、多くの課題がございます。

教育委員会といたしましては、これらの課題を解決するためには、移転新築を行うことが最も効果的であると考えているところではございますが、耐震補強と大規模改修をあわせて行う場合と比較して経費の差が大きいことから、今後、役場新庁舎の建設など優先課題の進捗状況を踏まえ、町財政との整合性を図りながら、最終的な結論を出す必要があると考えております。

次に、②の「子どもたちの安全安心について」でございます。

児童の通学時及び放課後等における安全安心を確保するとともに、犯罪の抑止や犯罪発生時の迅速な対応を図るため、平成28年度に各小学校区において、高槻警察署のご意見も踏まえ、主要な通学路への防犯カメラを設置いたしております。

防犯カメラの設置による犯罪の抑制効果についてですが、一概に評価できるものではありませんが、平成28年度と平成29年度を比較すると、島本町内における犯罪件数は全体として減少しており、一定の犯罪抑制効果はあったものと考えております。

次に、③の「図書館の広域利用について」でございます。

図書館の広域利用につきましては平成29年７月から開始いたしており、北摂７市３町にお住まいの方は、その区域内の自治体の垣根を越えて図書資料の貸出しが可能となっております。

実施状況につきましては、平成30年３月末現在で、本町における他市町からの登録者数が302人であり、全体の96.7％にあたる292人は高槻市在住の方でございます。また、貸出延べ人数は1,394人、貸出延べ冊数は4,669冊となっております。広域利用の開始に伴い業務量の増加などが懸念されることにつきましては、現在のところ登録の申請者

数も落ち着き、広域利用に起因する業務上の支障は生じておりません。多くの利用者からの「大変便利になった」というお声や、「図書資料の蔵書数が増えることにより、必要とする資料が入手しやすくなった」というお声をいただいており、一定の成果はあったものと考えております。

今後も、関係市町とともに円滑な制度運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

消 防 長　最後に、18）点目の「消防について」でございます。

平成29年度の出動状況につきましては、火災３件、救急1,340件、救助22件、その他の各種災害等402件の出動をいたしております。

主な施設・備品の整備状況につきましては、呼吸器用高圧空気圧縮機と桜井西側分団車両、小型動力ポンプ３台、電話交換機を更新いたしました。計画的に機器及び資機材を整備しており、課題なく消防活動の充実が図られたものと考えております。

消防の職務につきましては、その施設及び人員を活用して住民の皆様の生命、身体及び財産を、火災をはじめとする各種災害から保護し、被害の軽減を図るとともに、災害等による傷病者の搬送を適切に実施することでございます。

近年、地震、台風や集中豪雨などの自然災害が全国各地で頻発し、災害活動、救助事案も複雑多様化しており、住民の皆様の消防に対する期待はますます高まる状況であると認識をいたしております。今後も施設や資機材の整備につきましては、修理、管理状況を踏まえながら、順次、整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員　議会運営委員会の決定に従い、ただいまいただいた答弁を会派に持ち帰り、各担当常任委員会で詳細を質疑してまいります。

以上で、自由民主クラブを代表しての大綱質疑を終了いたします。

川嶋議長　以上で、自由民主クラブの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後０時19分～午後１時20分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、公明党の発言を許します。

岡田議員（登壇）　平成29年度、公明党を代表しまして決算大綱を行います。

◎「平成29年度普通会計決算」について。

歳入総額は117億3,394万７千円、前年度比10億3,126万９千円増。法人の業績の好調や、交付税の算定方法の制度改正によるもの。歳出総額は115億1,302万７千円、前年度比８億9,708万３千円増。経常収支比率88.1％、前年度より10.8ポイント改善しました。

住民サービスを維持するために、税収はもちろんであるが、不納欠損を発生させない、

また滞納者への税収及び滞納整理はこれからも必要であり、力を入れていくべきです。

平成29年度は、山田町長が就任され初めての年、いわば前町長の引き継いだ仕事をされたのであろうと思いますが、周りの職員に助けていただきながら、一つひとつ、やりきってこられたことでしょう。

◎「人権文化センター」について。

トイレのバリアフリー化、エレベーターの設置と、２ヵ所の工事ができましたことは評価したい。財源はどのようにされたのか。多くの住民の方から、喜びの声を聞いています。

台風になり、避難準備開始発令が出ると、避難場所であるふれあいセンターまで雨の中、歩いて行ったと言われていましたが、近隣住民に人権文化センターの避難場所はどのようにされているのでしょうか。

◎「清掃工場」について。

住民の皆様に分別の徹底をお願いされたことは評価したい。

広域的なごみ処理の実現に向け、平成29年度、どのような検討をされたのか。

また、包括運営についても全く見えてこなかったが。

◎「し尿処理委託」について。

平成29年４月より、高槻市に対し事務委託を行ったことは大変評価したい。

平成29年度は残留汚泥等の撤去処分を行い、撤去工事に関わる設計が行われました。高槻市・近隣住民との問題点はなかったのか。

◎「防災」について。

異常気象の頻発等で、全国各地で被害が発生しています。30年に一度、50年に一度という想定外の大雨が降っている現状で、住民の皆様の防災意識が高まりつつあります。危機管理室担当職員の皆様は、毎日、落ち着かない日々を過ごしておられることでしょう。ご家族も含めまして、ありがとうございます。

平成29年度の配備状況は７回で、８日間、災害応急対策活動をされています。内容と、仮眠はどのようにされているのか。また移動困難者（高齢者、障害者、外国人等）の取り組みは。

◎「学童保育室」について。

平成24年度の「児童福祉法」改正により、対象児童を小学１年生から３年生までを、４年生までに拡充されましたこと、評価いたします。住宅開発が進む中、現状のままでいいのか。

◎「国際交流」について。

アメリカ合衆国ケンタッキー州フランクフォート市と姉妹都市提携を締結されました。学校間交流等の取り組みをされています。また、島本町の子ども達をフランクフォート市に行かせる予定は。町内から広い世界へ行かせ、勉強させてあげることが大事だ

と考えます。

◎「幼児教育の段階的無償化」について。

幼稚園及び保育所等、市町村民税非課税世帯の第２子の保育料を半額から無料にされました。国のほうで、公明党は教育負担の軽減を強く訴えてきました。

認可外保育を含め３歳から５歳全員無償化、平成 29 年度の実態と、2019 年 10 月より全面的実施を目指し準備が進められていますが、町として対応されていますか。

◎「タウンミーティング」について。

町長自ら地域に出向き、地域の課題等について住民とともに意見交換をするというタウンミーティング、平成 29 年度は、開催回数は５回で 58 人、よく頑張ってこられたと思います。

町長は、職員の皆さんとも意見交換をされました。町長に就任され、現場の声を大切に、また職員一人ひとりとの面識もないため、面談されたことは評価いたします。２年目も同じように繰り返されることは、住民の目、職員の目は、町長の職務をどのように見ておられるのか、理解されることは難しいのではないでしょうか。

本来、現場に入り、現場の声を聞くのは議員がしていることですよね。

◎「ＪＲ島本西地区」について。

「自然と調和した、にぎわいと親しみのあるまちづくりに誘導する」と言われましたが、どの箇所をどのように誘導されたのか、理解できません。

次です。◎「水道管路更新等計画」について。

老朽配水管等の布設替えと耐震化は、今回の地震で配管に破断や亀裂が起きた。それぞれ埋設されている。法定では 40 年と言われていたが、40 年以上超えるものが府下では多く使われていた。水道管の更新が進んでいない。町では平成 29 年度現在、どれぐらい古い埋設された水道管があるのか。

◎「学校図書館司書」について。

公明党は強く要望してまいりました。平成 28 年９月議会、常任委員会において、川嶋議員は「読書は、成長期において心の安定や学力向上にも大変重要なこと」と指摘、各学校に１名ずつ司書配置を要望されました。

平成 29 年２学期より、図書館司書を２名新たに増員し、各校１名ずつの配置となり、小・中学校ともに全校配置が実現できたこと、大変評価いたします。各学校で連携を取り合われていると思いますが、学校図書館はどのように変わったのか。また子ども達の声があれば、聞かせてください。

◎「産前・産後ヘルパー派遣」について。

出産前後に、体調不良で家事や育児を行うことが難しい、親族などの支援が受けられない方へ、ホームヘルパーを派遣する事業です。妊娠つわりや切迫流産の方も利用できるよう充実されたこと、評価いたします。問題点はありませんでしたか。

最後です。◎「学校の安全対策」について。

防犯カメラ等、適切な運用とともに、子ども達の安全安心の取り組みについては、高槻警察、関係機関等と連携され、進めてこられました。通学路の総点検においても必要と思います。

大阪北部地震、ブロック塀の耐震化、1978年宮城県沖地震を契機に、81年の法改正で基準が強化されていますが、学校施設はどのように確認されていたのでしょうか。

以上でございます。

総合政策部長　それでは、公明党を代表されての岡田議員の大綱質疑のうち、総合政策部所管分について、ご答弁を申し上げます。

まず、１点目の「人権文化センター」のうち、トイレのバリアフリー化、エレベーターの設置工事の財源につきましては、地方改善施設整備補助金として、工事費の２分の１を国、４分の１を大阪府に補助していただき、残りの４分の１を本町で負担しております。内訳といたしましては、トイレ改修工事費3,200万400円のうち、補助対象工事費3,002万４千円の４分の３にあたる2,251万８千円を国・府で補助いただき、残りの948万2,400円を町で負担しております。また、エレベーター設置工事費3,919万2,120円のうち、補助対象経費3,872万7,720円の４分の３にあたる2,904万５千円を国・府で、残り1,014万7,120円を本町で負担しております。

本町といたしましては、関係各位のご尽力をいただきまして待望のバリアフリー化が実現に至ったことに感謝を申し上げますとともに、今後も利用者にとって人権が身近に感じられるよう、また住民の皆様により一層親しまれ、安全で安心して利用できるセンターとなるよう努めてまいります。

次に、６点目の「国際交流について」でございます。

本町は平成29年３月にアメリカ合衆国ケンタッキー州のフランクフォート市と姉妹都市提携を締結いたしました。本町の取り組みといたしましては、初年度ということもあり、住民の皆様への周知と、交流のあり方を模索して取り組んでまいりました。具体的には、国際交流事業推進会議を立ち上げて交流事業の内容を協議するとともに、広報しまもとへの記事掲載や、国際交流協会主催の講演会への出席、ふれあいセンターへの姉妹都市コーナーの設置など、住民の皆様への周知に努めたところでございます。また教育関連の交流として、町立第二中学校と第四小学校で姉妹校を定めて作品の交換といった交流を開始したほか、本年３月にはケンタッキー州の郷土料理を町立小・中学校の給食で配食いたしました。

なお、本町といたしましてはスモールスタートと位置付けて始めた交流ですが、本年７月にはフランクフォート市から16人の中学生が約２週間滞在し、人的交流も行ったところでございます。その際には、町内の一般家庭へのホームステイや学校での交流や体験、様々な団体による各種体験事業など、多くの皆さまにご協力いただきました。また

ホストファミリーからは、現地へ行ってみたいというお声もいただいており、国際交流推進にかかる機運の高まりなども考慮して、今後、子ども達を本町からフランクフォート市へ訪問させることについても、条件整備や財源など課題はございますが、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

総務部長　続きまして、総務部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、１点目の「人権文化センター」の後段部分、人権文化センターの避難場所としての運用についてでございます。

町内の避難所につきましては、地震、洪水等対応できる災害種別ごとに分類を行い、避難所として指定をしております。人権文化センターにつきましては、水無瀬川及び淀川の浸水想定区域内に位置しているため､台風や豪雨による警報発表時におきましては、避難所として開設しておりません。

なお、避難所の開設にあたりましては、職員による避難所の安全点検及び開設準備を行った後、避難勧告等の情報とあわせて開設する避難所について、防災行政無線や各種メール等により周知を行い、避難者を受け入れることとしております。

次に、４点目の「防災について」でございます。

平成 29 年度におきまして、夜を徹しての災害対応となりましたのは、９月 17 日の台風第 18 号と、10 月 22 日の台風第 21 号の接近に伴う配備の２回でございました。台風の接近に伴う配備につきましては、役場庁舎での気象情報の収集や、町内各所の雨量や水位の観測とあわせて、職員による町内パトロールや住民の方からの通報などによる異常個所の確認などの対応をしているところでございます。

一定の対応が終了した後、配備職員には庁舎内において休息等のため自席等で待機させており、対応が深夜におよぶ場合におきましては、配備職員は自席等で仮眠をとっているところでございます。

次に移動困難者への取り組みについてでございますが、避難行動に支援が必要な方に避難所へ移動していただくためには、交通手段や人員等、多くの課題がございます。そのため、本町では島本町避難行動要支援者支援プラン（全体計画）を策定し、避難行動支援者名簿を作成したところでございます。

平成 29 年度におきましては、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会及び自主防災会６組織の計８団体と個人情報の取扱いについて協定を締結し、提供に同意いただいた方の要支援者名簿を提供する事務手続きを進めてきたところでございます。

今後につきましては、避難行動要支援者支援制度の一層の周知及び支援団体を増やすための取り組みを行うとともに、支援団体と連携・協力し、平常時からも顔の見える関係の構築を行うなど、実際の避難に繋がるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長　続きまして、都市創造部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、２点目の「清掃工場について」でございます。

本町の清掃工場は、建設後すでに27年が経過しておりますが、延命化を図るため、毎年多額の費用をかけて施設整備を行い、施設運営に支障が出ないよう適切な維持管理に努めているところでございます。

今後におきましても、ごみの処理は、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るためにも非常に重要な事務であると認識しておりますことから、広域化を目指しつつ、広域化の目途が立つまでは、現施設の延命化を図りながら、不測の事態が生じないよう安定した施設運営を行ってまいりたいと考えております。

また、包括運営委託の導入につきましては、平成26年度に有識者４名による島本町清掃工場包括運営検討委員会において、検討しております。本委員会では、「包括運営委託を導入するのが望ましいものの、導入にあたっては、他事例も導入前に必要な施設整備を行っていることから、施設整備の実施時期や範囲を早急に決定する必要がある。また、施設整備の実施時期や範囲の決定に際しては、精密機能検査等の実施や、清掃工場の維持管理業者等と協議を行い、施設の状態を把握する必要がある。」と提言を受けております。

これを受け、本町では、平成27年度に清掃工場の設備・装置の損傷状況及び処理機能状況を把握するため、精密機能検査を実施いたしました。検査の結果、施設の整備状況は比較的良好であり、適切な維持管理ができているものの老朽化している箇所があることがわかったことから、これまでの間、本検査結果や毎年の保守点検結果及び清掃工場の要望も踏まえながら、予算との整合性を図り、施設整備を行ってまいりました。このようなことから、包括運営委託の検討につきましては、必要な施設整備が一定終了もしくは目途がついた段階で、導入の判断をしてまいりたいと考えております。

なお、今後の施設整備につきましては、現時点における施設の機能状況等を把握するため、今年度精密機能検査を実施しているところであり、この結果も踏まえながら、今後の施設整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、３点目の「し尿処理委託について」でございます。

し尿処理につきましては、平成 29 年４月から高槻市に事務の委託を行っておりますが、高槻市のご協力もあり、今日に至るまで円滑に事務を進めております。

また、衛生化学処理場につきましては、平成29年３月末をもって、町内で収集したし尿及び浄化槽汚泥の搬入が終了しており、平成29年度は施設撤去に向けた準備として、残留汚泥処分等業務と解体工事設計業務を行っております。なお、いずれの業務の実施にあたっても、特に大きな問題はございませんでした。

今後におきましては、本定例会議におきまして解体工事にかかる工事請負契約の締結

についてご可決をいただきましたことから、工程等が確定次第、工事の内容について速やかに近隣住民の皆様にご説明してまいりたいと考えております。

次に、９点目の「ＪＲ島本駅西地区」のまちづくりについてでございます。

当地区におけるまちづくりの誘導の方策につきましては、準備組合において、まちづくりのコンセプトやゾーニング等を作成される際、「都市計画マスタープラン」等における位置づけとの整合を図り、より良いまちづくりを実施していただくことができるよう、協議を行ったものでございます。

なお、現時点における、より良いまちづくりへの誘導にかかる具体的な取り組みといたしましては、地区計画において公園や緑地の設置はもとより、緑化率を 20%以上確保していただくことや、当該地区においても、今後、都市農業振興の一環として生産緑地地区の指定について誘導していること等があげられるものと考えております。また駅前エリアにおいては、周辺の住環境に配慮しつつ、近隣型の商業施設や医療施設等の立地を目指すことにより駅前の高度利用を図ってまいりたいと考えております。

今後につきましては、まちづくりの詳細について協議していく中で、より具体的な方策に基づき、「自然と調和した、にぎわいと親しみのあるまちづくり」を誘導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長　続きまして、教育こども部所管分について、ご答弁申し上げます。

５点目の「学童保育室について」でございます。

開発等により就学児童数の大きな増加が見込まれる第二及び第四学童保育室につきましては、平成 29 年度までに新たに施設を整備し、今後予定されている開発に伴う学童保育ニーズの増加にも対応できるだけの保育スペースの確保は完了いたしております。平成 29 年度の施設整備により、収容可能な児童数（定員）は、第二学童保育室で 152 人から 185 人と 33 人の増、第四学童保育室につきましては 134 人から 213 人と 79 人の増と、拡充しているところでございます。他学童保育室につきましては、今後の開発の状況に注視し、保育ニーズを満たすことができるよう適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、７点目の「幼児教育の段階的無償化について」でございます。

幼児教育無償化の方針については閣議決定がなされたということは承知しておりますが、国等からの正式な通知もなく、新聞報道等により情報しか入手していないのが現状であることから、今後、国等からの通知が発せられた際には、その通知内容に基づき、適切に事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、11 点目の「学校図書館司書について」でございます。

本町では、学校図書館司書を平成 29 年度２学期より全校に配置したことにより、開館日時が増え、図書だよりの内容や館内の表示物等の充実を図ることが可能となりました。

また授業や調べ学習等において、教科間の連携をスムーズに行えるようになったこと、そして常時開館することが可能となり、子どもの居場所の一つとなりました。また、本の購入時における選書の時間や本の修理・整理により多くの時間を確保できるようになったため、子ども達からは「予約していた本が早く届くようになった。」「どんな本を読んだらいいかわからなかったが、先生に聞くことができるようになった。」など、肯定的な声を聞いております。

今後は、さらなる学校図書館司書と教員の連携により、授業の充実を図れるよう引き続き調査・研究するとともに、読書を通して心を豊かにすることができる本との出会いを提供してまいります。

続きまして、12 点目の「産前・産後ヘルパー派遣事業について」でございます。

産前・産後ヘルパー派遣事業につきましては、子育て支援策の一環として平成 27 年度から実施しているものであり、出産前後に体調不良などで家事や育児を行うことが難しく、かつ親族などの支援が受けられない世帯にホームヘルパーを派遣し、調理と後片付け、衣類の洗濯などの家事と、健診・通院の付添い・生活必需品の買い物の付添いなどの育児支援を行っているものでございます。

昨年９月から、家事・育児を行うことがより難しい、つわり時期なども利用できるよう、これまで産前２か月前から利用開始できることとしていたものを、母子健康手帳交付後から利用できることといたしました。

事業を展開するうえでの問題点といたしましては、年々利用者数が増加していることに対し、ヘルパーが不足していることが挙げられます。現時点では、利用希望者に対し全く受けられずお断りしたということはございませんが、希望される日・時間帯に派遣が難しい場合もあり、その際は利用希望者と十分に協議を行い、代わりに利用できる日程を調整いたしております。しかしながら、今後、利用開始をつわり時期にまで拡大したことから、利用希望はますます増加することが見込まれるため、様々な手段を活用しヘルパーの増員に努めてまいりたいと考えております。

次に、13 点目の「学校の安全対策について」でございます。

通学路の安全対策といたしましては、児童の通学時及び放課後等における安全安心を確保するとともに、犯罪の抑止や犯罪発生時の迅速な対応を図るため、町内の主要な通学路 20 ヵ所に防犯カメラを設置いたしております。通学路自体の安全対策といたしましては、平成 28 年度から関係機関による通学路安全推進会議を設置し、「通学路安全プログラム」として、毎年、全校で安全点検を実施することとし、危険箇所や老朽箇所の改善に向けた取り組みを進めております。

学校・施設の耐震基準については、議員ご指摘のとおり昭和 56 年に基準が見直され、ブロック塀の基準については設置高さの制限が引き下げられており、このような基準のもと、学校・施設については３年に一度の施設点検において委託業者による目視点検を

実施し、老朽箇所や危険箇所の把握に努めております。

以上でございます。

上下水道部長　続きまして、上下水道部所管分について、ご答弁申し上げます。

10 点目の、「水道管路更新等計画について」でございます。

現在、老朽配水管につきましては、計画期間を平成 26 年度から平成 35 年度とする「水道管路等更新計画」に基づき、計画的な管路の更新及び耐震化に努めておるところでございます。

なお、平成 29 年度末での水道管の総延長といたしましては約９万 2,800ｍとなっており、そのうち、お尋ねの埋設後 40 年以上が経過しております老朽水道管につきましては、約３万 6,900ｍでございます。今後とも、財政計画との整合を図りながら、計画的な事業の進捗に努めてまいります。

以上でございます。

山田町長　それでは最後に、８点目の「タウンミーティング及び職員面談」についてのご質問に、私からご答弁申し上げます。

タウンミーティング「しまもトーク」につきましては、それぞれの地域でどういった課題があるのか、また地域でどのような取り組みをされているのかなど、私自身が地域に出向き、ご意見をお聞かせいただく場であるとともに、住民相互の意見交換の場として実施をしております。現時点で町内各地域を一巡いたしましたが、また来てほしいというお声もいただいております。

そのため、今後どのような形で実施するかにつきましては、現在、検討しているところですが、いずれにいたしましても、各地域の課題解決に向け、住民の皆様とともに考えることによって本町の住民自治の力を高め、住みよいまちづくりに繋げていくためにも、継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

また職員面談については、各職員の仕事内容を把握するとともに、それぞれ第一線で活躍する職員から現場の声を聴取し、政策立案や組織運営等に反映することを目的として、すべての正職員を対象に実施をいたしました。平成 30 年度におきましても、職員との相互理解をより一層深めるとともに、各現場の実情やその変化等を経年で把握しながら組織運営等に繋げたい考えから、平成 29 年度よりも簡素化した形で実施しているところでございます。

なお、面談の結果を人事評価等に活用することはございませんが、職員から聴取した内容を踏まえ、部局長と共有したほうが良いと判断した内容につきましては、個人が特定されない範囲で共有し、必要な指示を行っております。

以上でございます。

岡田議員　時間がございますので、私が所属していない委員会の箇所を少し質問させていただきます。

まず、今、総合政策部長のほうからありました国際交流の件ですが、島本町から子ども達を行かせてはどうかという質問に関して、財源を含んで、いろんな問題があるけれども検討してまいりたい、というふうにおっしゃっていただきましたこと、大変うれしく思っております。ぜひ検討、よろしくお願いしたいと思います。

それと、基本的なことですが、総務に関して、お伺いしたいと思います。監査報告書と事務事業報告書の用語が違うということに関して、私、今回、議員にさせてもらって初めての経験ですが、この用語というのはね、思うんですが、統一されてないということでよろしいんでしょうか。

例えば、経常収支比率、内容的には一緒ですが、前年度より「改善した」というのが監査の用語なんですね。事務事業報告書の中には、同じように経常収支比率が前年度より「下落した」というふうな表現になっているんです。それが1ヵ所じゃなくて、何ヵ所もなっているんですね。私は経常収支比率というのは減になってますので、「改善した」というふうに理解してるんですけどね。この「改善した」というあれと、一緒だと思うんですよ。でも、「下落した」という言葉になっているとね、何か悪かったんかなというふうにも思いますし、内容は一緒ですが、監査委員が報告される内容というのも、たぶん職員が書かれると思うんですけれども、同じ内容で、同じ状況で、いろんな事務事業とか監査の報告の用語が違う。内容は一緒であっても用語が違うということは、ちょっと私は、統一されたほうがいいのではないかって。

例えば、事務事業報告書とかはね、住民さんも目を通されると思うんですよ、傍聴に来られる場合ね。監査委員のこれは、住民さんは目を通されないかも知れませんけどね。そういうふうになったときには、ちょっと用語が違うから、どうなんやって思わはるん違うかなっておもって。できたら統一されたほうがいいのじゃないかなというふうには思いますが、ちょっと、その点。内容は一緒だと思うんですよ。前年度より減ですので、内容は一緒なんですけども、「改善」ということと「下落した」ということは、何か聞こえがちょっと違うかなと思うんですけど、この辺、基本的なことですが、説明していただきたいなというふうに思いました。

それと、最後なんですけど、総務です。今回、防災について私は質問をさせていただいておりますが、一番やはり驚いたのは、住民のために一生懸命やってくださっている職員さんが、徹夜されたときには仮眠の場所がなくって、自分の席で仮眠を取っておられるということに関して、すごく胸が痛む思いがしております。それと、やはり何日間も自宅に帰らないで、庁舎でね、「寝泊まり」という表現、いいかどうかわかりませんが、ほんとに泊まってくださっているって。中には10日ぐらいも泊まったという職員さんもいらっしゃるということをお聞きしておりますが、こういう長い間、できましたら、仮眠する場所とか、あるいは真夏ですので、泥んこになって災害対応をされている。この職員さんの姿も何度も何度も目にしております。私はね、最低限度、やはりシャワーは

……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……、これはつけてあげるべき。私、ほんとに今の今まで、このことに気がつかなかったという、ほんとに自分をすごく責める気持ちで、今回、質問させていただきました。

これだけ島本町のことを、島本町の住民のことを一生懸命やってくださっている職員さんを、徹夜されて、仮眠する場所もなくって、自分の椅子の下で寝てる。そういうようなこともお聞きしましたので、ぜひ仮眠する場所とか、最低限度シャワーは、今度、新しく庁舎できるっていう予定ですがね、ぜひ、これだけはほんとにやってあげてほしいというふうに思いますので、いかがでしょうか、この辺。

両方とも総務になりますが、お答えいただけますか。

総務部長　まず、１点目の経常収支比率の「改善」と「下落」の表現の仕方についてでございますが、経常収支比率、率でございますので、数値的に見たときには「下落」ということに、上昇・下落という表現になるかと思います。また、状態で見たときには「改善」、こういうことになろうかと思います。いずれにいたしましても、二通りの表現があるということについては、住民の方が見たときに誤解を招く可能性もあると存じますので、今後、検討させていただきたいというふうに考えております。

それから防災の関係で、職員のためにいろいろとご配慮いただくご意見いただいて、ありがとうございます。ほんとに災害対応に従事している職員、一生懸命やってくれていますが、議員、ご指摘いただきましたように、仮眠場所であるとかシャワーであるとか、そういう設備は現在の庁舎にはございません。議員もご指摘になられましたけれども、現在、検討しております庁舎の建て替え計画の中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員　少し時間がありますが、もう、これで終わらせていただきます。

できましたらね、この用語は、やはり資料によってバラバラでなく、同じ用語を使われるほうが、住民さんが目を通されるときに、同じ内容でありながら、「改善」というのは、まだ耳触りいいんですけど、「下落」という言葉を聞くと、同じ数字やのにどうしてかなというような、ちょっとわからないところがあるかなと思いましたので、言わせていただきましたので、これは検討していただいたらいいかなと思います。私の希望といたしましては、用語はできるだけ統一されたほうがいいんじゃないかなというふうに思いましたので、今回、言わせていただきました。

それと、シャワーと仮眠室ですね。これはぜひ、職員の皆さんのほうから言われるというのはすごく難しいことだと思いますので、議員のほうから言わせていただくほうがいいのかなという思いもございましたので、今回、言わせていただきました。ぜひ検討のほう、よろしくお願いいたします。

あとは、私、所属しております委員会で質問をさせていただきますので、これで私の

大綱質疑は終わらせていただきます。ありがとうございました。

川嶋議長　以上で、公明党の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後２時 00 分～午後２時 10 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き､会議を開きます。

引き続き、大阪維新の会の発言を許します。

塚田議員（登壇）　まず、先日の台風 21 号では島本町内でも大きな被害が出る中、連日、対応に当たられている職員の皆様に感謝申し上げます。また、今後においては健康に十分に留意され復旧対応に努められますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、平成 29 年度の決算に対し、通告に基づき、大阪維新の会を代表し大綱質疑を行います。

１．「行財政改革プラン」について。

「第６次島本町行財政改革プラン」の素案作成に向け、庁内のプロジェクト会議・部会において調査・検討を行われたとのことですが、調査・検討により得られた成果と、今後の課題を伺います。

２．高槻市のご協力により、し尿処理の事務委託を開始したことに伴い、衛生化学処理場の撤去に向けた取り組みを進められたとのことです。平成 29 年度の状況と、今後のスケジュール、また高槻市・島本町広域行政勉強会の状況について、伺います。

３．「人事評価制度」について。

平成 28 年度から本格実施となった人事評価制度について、平成 29 年度の課題、より良い制度とはどういったものを目指しているのか。また、そのために実施された制度変更について伺います。

４．「広聴に関すること」について。

これまでに実施されていた「町長席」に加え、タウンミーティング「しまもトーク」を実施され、町長自ら地域に出向き、地域の課題等について意見交換をされたとのことです。これらの会議で出た意見に対して、どのような対応をされているか伺います。また、町内向けの施策も重要ですが、町長の責務として対外的業務も重要であると認識いたしますが、町長の見解をお伺いいたします。

５．「ボランティア情報センターに関すること」について。

ボランティア情報センター開設後、３年が経過し、登録団体へアンケート調査を実施されたとのことです。ボランティア活動の活性化にどのような効果が得られたか伺うとともに、今後の課題を伺います。

平成 30 年度は、島本町でも地震、豪雨、台風災害に見舞われ、「災害に強いまちづくり」への取り組みが今後問われていくと思います。しかし、「災害に強いまちづくり」は一朝一夕でできるものではなく、過去の経験と検証により、ある程度の時間を要して

築き上げていくものであります。そうした点から、以降６点は防災関係の質疑をさせていただきます。

６．「水害対策」について。

平成 29 年度の水害対策の実施状況と課題について、伺います。

７．「地震対策」について。

平成 29 年度の地震対策の実施状況と課題について、伺います。

８．「防災とボランティア週間における防災訓練」について。

自治会長連絡協議会、自主防災会連絡協議会との共催で「防災とボランティア訓練」を実施し、初めての避難所運営訓練をされたとのことです。

実際の被災地において、ボランティアの受け入れがどこの自治体においてもスムーズに行かない現実があり、本年６月に発生した大阪北部地震、７月の豪雨災害においても、ボランティア・物資支援の受け入れがスムーズに行かないケースが他自治体において見受けられ、課題となっています。災害発生時の本町の受け入れ体制について、伺います。

９．「防災に関する出張講座等の開催」について。

全国で発生する災害により、防災に対する意識は年々高まっています。自主防災組織などに対し防災に関する出張講座を実施し、防災意識の向上に努め、自主防災組織などが実施する防災訓練に参加し、地域との連携強化に努められたとのことですが、防災講座の平成 29 年度の参加人数を伺います。また、自主防災組織などが実施する防災訓練に参加し、地域との連携強化に努められたとのことですが、連携強化の成果と課題について伺います。

10．「防災行政無線」について。

防災行政無線を活用し、種々の放送、一般行政連絡に利用されたとのことですが、防災行政無線運用の検証と、今後の課題について伺います。

11．「業務継続計画の策定」について。

大規模地震等の災害発生時にも円滑に業務を遂行し、適切に業務執行が行えるよう策定された「業務継続計画」について、策定時に明らかとなった本町が抱える課題を伺います。また、策定された「業務継続計画」の内容について、今後の検証方法等について伺います。

次に、12 番．「防犯対策」について。

防犯カメラの普及促進において、平成 29 年度に２自治会・３台のカメラ設置の補助を行ったとのことですが、町外からの犯罪者侵入時のことを考慮し、阪急水無瀬駅前、ＪＲ島本駅周辺において、防犯カメラの設置等必要でないかと考えますが、見解を伺います。

13．「ふれあいセンターの管理運営」について。

住民の福祉・保健及び文化教養の充実向上を図り、住民福祉の増進に寄与できるよう

施設及び設備の適切な維持管理に努められたとのことですが、センター内浴室の維持運営に問題はないのでしょうか。水訓練室とともに、利用されている町民の方のニーズを把握するとともに、将来継続可能な使用料の設定や、施設の今後のメンテナンス等について、見解を伺います。

14. 「感染症対策」について。

「予防接種法」に基づく各種接種の接種率向上を図るとともに、風しん予防接種費用助成事業を平成28年度に引き続いて実施されたとのことですが、特に妊婦の方の風しんワクチン等の接種は重要であり、接種率の現状と今後の課題について伺います。

15. 「救急医療体制」について。

救急医療のさらなる充実を図るために、３市１町の広域で初期・二次・三次及び小児救急医療体制の運営・整備に努めたとのことですが、具体的な内容と課題を伺います。

16. 「民間建築物の耐震化」について。

民間住宅については、耐震診断技術者派遣制度を広報やイベントにて普及啓発を実施し、耐震改修についての補助制度を実施するなど、耐震化率の向上を図られたとのことですが、平成29年度の実施状況と今後の課題について伺います。また、今回の大阪北部地震においての効果、課題についても伺います。

17. 「ふるさと島本応援寄附金」について。

返礼品事業者の募集をどのようにされているのか。またクラウドファンディング型ふるさと納税について、事業目標をどう設定されているのか、伺います。

18. 「企業立地の促進」について。

企業立地の促進に、平成29年度、どのような取り組みをされたのか、伺います。また、今後の取り組みについても伺います。

19. 「地域就労支援相談」について。

昨年度と比較し、相談数が大きく増加しています。対応できているか、また今後の課題を伺います。

20. 「水道事業」について。

町内布設の老朽配水管の更新・耐震化について、実施状況と今後の課題、特に財政面での支出について伺います。

21. 「校区の見直し」について。

百山地区の開発に伴う児童数の増加を見込み、校区の見直しを行ったとのことですが、同じ地区でありながら、違う小学校に通う児童がいるとのことです。今後のまちづくりにおいて、町としての見解、課題についての認識を伺います。

22. 「いじめ・不登校・虐待問題等対策」について。

不登校児童生徒の課題及び諸問題の解決に向け、教育相談体制の充実を図り、校内ケース会議の実施や、対象家庭への支援も含めた生徒指導対応の充実を図られたとのこと

ですが、この事業の効果や、担当に当たるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人員数など、今後の課題について伺います。

23.「保育を必要とする乳幼児の保育の実施」について。

待機児童及び過密化の解消に向け、民間小規模保育事業所を開設するとともに、平成31年度の開園を目指して、定員90名の民間保育所の整備・運営事業予定者を決定されたとのことですが、島本町内は新たに大型マンションが建設され、新たな待機児童を生む可能性はないのでしょうか。平成29年度の取り組みと、今後の対策・課題について伺います。

最後に、24.「消防団員普通救命講習の実施」について。

普通救命講習を実施し、消防団員の資質の向上に努められたとのことですが、その受講率と今後の課題を伺うとともに、他部署の職員の方の普通救命講習受講率を伺います。

以上です。

総合政策部長　それでは、大阪維新の会を代表されての塚田議員の大綱質疑のうち、総合政策部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、１点目の「行財政改革プランについて」でございます。

「第６次島本町行財政改革プラン」につきましては、平成29年２月に庁内各部の次長級職員を中心とするメンバーで構成する行財政改革推進プロジェクト会議において協議を開始し、部会等を含め、様々な項目について調査・検討を重ね素案を作成した後、パブリックコメントなどの手続きを経て、本年８月に策定したものでございます。主に平成29年度中において、プロジェクト会議及び部会において調査・検討を行い、これまでの行財政改革の取組成果や課題を踏まえ、「第６次島本町行財政改革プラン」及び関連方針を策定したものでございます。

今後の課題としては、策定いたしましたプランの具体化に向けて、関係部局において検討・調整を進め、適切に進捗管理や結果の公表を行いながら、各推進項目の実行を図っていくことが重要であるものと考えております。

次に、２点目の「広域連携について」でございます。

平成29年度におきましては、し尿処理の高槻市への事務委託開始に伴い、衛生化学処理場撤去に向けた調整などを行いました。

高槻市・島本町広域行政勉強会につきましては、平成29年度の開催実績はございませんが、小規模自治体である本町にとりまして、広域連携は効率的・効果的な行財政運営を推進するための重要な施策であり、今後におきましても、本勉強会における調査・研究等を通じまして広域連携を推進してまいりたいと考えております。

なお、広域連携は連携する自治体との相互の信頼関係が極めて重要であるとともに、いずれの団体にとっても、住民サービスの向上や事務事業の効率化に繋がるものでなければ連携は困難でありますことから、これらのことを十分踏まえ、引き続き取り組んで

まいります。

次に、３点目の「人事評価制度について」でございます。

平成 28 年４月施行の「地方公務員法の一部を改正する法律」に基づき、本町におきましても、平成 28 年度から人事評価制度を全職員に本格導入し、目標設定、面談や評価結果の開示などを実施しております。また平成 29 年度から、評価結果を勤勉手当にかかる賞与や昇給への反映を行っております。

制度の運用改善につきましては、平成 29 年度の実施に際し、被評価者の負担を軽減できるよう、また評価者が評価したポイントがより明確になるように変更を加えております。平成 30 年度の実施に向けては、一部、評価者となる職種の割当を変更したところでございます。

人事評価は、高い能力を持った職員を育成し、住民サービス向上の土台をつくることを目的としており、また被評価者からの納得性を高めていく必要のある制度でございます。そのため、今後も随時、評価者・被評価者から出された意見等を参考に、必要な変更・改善を加えながら、よりよい運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、５点目の「ボランティア情報センターに関することについて」でございます。

町のボランティア情報センターは、ボランティアに「参加したい方」と「参加してほしい方」を“情報”で繋ぎ、どのような活動があって、どこに問い合せをすればよいのかなどの情報を、ホームページなどで広く提供することにより、ボランティア活動の活性化に寄与することを目的としております。

平成 29 年度に実施いたしましたアンケートでは、情報発信やチラシの配架によって広く活動を周知できるなど登録してよかったという声がある一方で、登録してもあまり活動に変化がないなどのご意見もございました。本町といたしましては、このアンケート結果も踏まえ、今後のあり方につきまして、検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

総務部長　続きまして、総務部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、６点目の「水害対策について」でございます。

平成 29 年度の水害対策の実施状況と課題についてでございますが、ハード対策といたしまして、「島本町淀川右岸流域関連公共下水道計画」に基づき、国の防災・安全交付金を活用しながら、過去に浸水被害が甚大であった地域における公共下水道雨水幹線の整備を優先的に実施しているところでございます。

平成 29 年度の実施状況につきましては、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線との接続点（２－10）の上流域にあります百山・東大寺三丁目地区などを排水区域としております、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第１期）を平成 29 年３月に工事着手し、平成 30 年３月に竣工しております。また、４ヵ年の工事期間を要する公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第２期）につきましても、平成 32 年度の工事竣工に向け、鋭意、事業進

捗に努めているところでございます。

なお、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線との接続点（２－６）と上牧新川水路との接続につきましては、現在、高槻市において施工いただいているところでございます。

今後の課題につきましては、水害対策における水路整備には多額の費用が必要であり、その財源として、国の社会資本整備総合交付金の防災・安全分の確保が非常に困難になってきていることから、整備には相当の期間を要するものと考えております。

次に、災害に備えた取り組みといたしましては、大阪府による土砂災害警戒区域の見直しが行われたことから、島本町土砂災害ハザードマップの更新や、大阪府と合同で全住民を対象とした風水害夜間訓練の実施及び阪急水無瀬駅前広場に淀川の想定最大規模洪水による浸水位表示板を設置するなど、取り組みを実施いたしました。

また、本町が管理しております沈砂池や水路につきまして、台風や集中豪雨が発生する雨季に備え、職員により町内の各沈砂池や水路の点検を実施しております。平成 29 年度におきましては、点検の結果、土砂等が堆積している４ヵ所の沈砂池や主要な水路の浚渫工事を実施いたしました。また台風や集中豪雨の影響を受けた後にも職員による点検を行い、土砂等の除去が必要な箇所については浚渫工事を実施いたしました。

課題といたしましては、近年の気象変動による突発的かつ断続的な集中豪雨に対応できるよう、町域内の浸水状況を的確に把握し、効果的な雨水対策を講じていく必要があると認識いたしております。

続きまして、７点目の「地震対策」について、ご答弁申し上げます。

平成 29 年度の地震対策の実施状況と課題についてでございますが、地震対策の一環である耐震補助制度の平成 29 年度における活用実績といたしましては、民間木造住宅にかかる耐震診断補助が４件、耐震改修補助が２件となっております。また耐震補助制度の周知として、１月に開催された防災とボランティア訓練において、耐震ブースを設け大地震による戸建て住宅の被害状況及び耐震改修前後の写真等の展示や耐震化促進のパンフレットの配布などを行い、訓練参加者の皆様に耐震化の必要性等を啓発したところでございます。

今後の課題といたしましては、平成 28 年度に改定いたしました「島本町住宅・建築物耐震改修促進計画」に定める耐震化率の目標について、計画期間の最終年度である平成 37 年度までに確実に達成させるための具体的取り組みを検討し、展開していく必要があるものと考えております。

次に、町立小・中学校の耐震化につきましては、平成 28 年度までに小学校４校のうち第一小学校、第二小学校、第四小学校の３校、及び中学校２校の耐震補強等工事が完了しております。残る第三小学校の耐震補強等工事につきましても、基本構想に基づき、可能な限り前倒しして工事に着手してまいりたいと考えております。

また、保育所、幼稚園及び各小・中学校では、阪神・淡路大震災を契機とした１月 17

日から21日までの間の「防災とボランティア週間」だけでなく、９月の防災週間等、定期的に地震を想定した避難訓練を実施し、園児・児童生徒への防災への意識づけに取り組んでおります。

続きまして、８点目の「防災とボランティア週間における防災訓練について」でございます。

本町では、災害時のボランティアセンターの設置について、島本町社会福祉協議会と「島本町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」を締結しております。この協定は、災害時に効果的なボランティア活動を推進することを目的としており、社会福祉協議会がふれあいセンター多目的広場に災害ボランティアセンターを設置し、町内外のボランティアを受け入れ、各種団体の協力のもとに運営を行い、その費用を町が支払うという内容となっております。

今後につきましても、他団体の先進事例等の情報の収集に努めるとともに、社会福祉協議会との一層の連携・協力体制に努めてまいりたいと考えております。

次に、９点目の「防災に関する出張講座等の開催について」でございます。

平成29年度における出張講座等の開催状況についてでございますが、自主防災会等の要請に基づき12回開催しており、803人の方が参加されております。

成果についてでございますが、町立中学校での防災教室や幼児を対象としたもの、女性の視点での防災講座等、対象者を絞った防災講座が開催できたことにより、より多くの方に参加していただくことができたものと考えております。また、各地域で実施されております自主防災会の訓練につきましても、地域の特性を考慮した訓練を実施されている例や、防災におけるハード面での対策の取り組み状況や防災施設の見学、地域における災害時の危険個所の確認など、様々な訓練等を実施されており、必要な支援に努めてきたところでございます。今後につきましても、より一層の連携が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

課題でございますが、防災講座につきましては、メニューの多様化と内容の充実を図り、さらに多くの方に受講していただけるようにすることや、自主防災組織につきましても、新たな自主防災会組織の設立を推進し、より多くの地域で活発な防災活動が取り組まれるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、10点目の「防災行政無線について」でございます。

防災行政無線につきましては、平成27年３月にデジタル化を行い、音質の向上と可聴区域の拡大などを実施し、登下校の見守り、午後５時の定時放送に加え、災害時の情報伝達等に活用しているところでございます。しかしながら、天候によって屋内では放送内容が聞きとれないことや、普段の放送でも、地域によっては音量が小さかったり、音がマンション等に反射して輻輳し、内容が聞きとりにくい地域があること等把握しているところでございます。

現在、このような課題に対しまして、スピーカーの角度調整や、町内を２区域に分けて時間差放送を実施するなど聞き取りやすさへの工夫を行っているほか、災害時等の緊急放送につきましては、放送した内容をホームページに掲載しているところでございます。また、避難勧告等の発令時には該当地域に公用車による広報の実施や、携帯電話に強制的に受信させるエリアメール、登録制のタウンメールを活用するなど、複数の手法を用い情報発信を行っているところでございます。

次に、11 点目の「業務継続計画の策定について」でございます。

策定時の課題といたしましては、災害時に必要な職員と参集可能な職員の比較を行った結果、発災後 24 時間ごろから職員数に不足が生じはじめ、１ヵ月程度経過した時期には、災害復旧対応や停止業務の再開により必要職員数に多くの不足を生じることから、国・府等、町職員以外の人員の確保を検討していく必要があると考えております。

このことから、災害時における応急的な人的・物的支援受け入れのための「受援計画」につきまして、他団体の取り組み状況等を調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、業務継続計画の内容の検証につきましては、本年度の取り組みではございますが、本年６月の大阪府北部を震源とする地震において、各部において対応状況や課題等についての調査を実施しております。今後、調査結果の検証を行うとともに、必要に応じて業務継続計画の見直しを行い、災害発生時の応急対策が迅速かつ的確に行えるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、12 点目の「防犯対策について」でございます。

町外からの犯罪者侵入に備えた阪急水無瀬駅前やＪＲ島本駅周辺における防犯カメラの設置についてでございますが、ＪＲ島本駅につきましては、町管理施設でありますエレベーターや自由通路等に防犯カメラを設置しております。また阪急水無瀬駅につきましては、町が設置したカメラはございませんが、改札口付近に鉄道事業者が設置した防犯カメラがあることを確認しており、鉄道利用による町外からの犯罪侵入者につきましては、一定対応することができるものと考えております。

次に、13 点目の「ふれあいセンターの管理運営について」でございます。

まず、「浴室」につきましては、利用者に対するアンケート調査等は実施しておりませんが、特に一人暮らしの年長者の方からは、ふれあいセンターの浴室を利用することで安心して入浴できる、交流の場になっている等のお声をいただいております。また「水訓練室」につきましては、平成 27 年度末時点で登録されている水中歩行訓練事業の利用者に対して、参加状況、参加目的、訓練参加による健康状態の変化等についてアンケートを実施いたしました。その結果、回答者のうち約 90％の方が事業参加により健康状態が良くなった、または現状を維持していると回答されており、年長者等の皆様の健康増進に繋がっているものと考えております。

なお、指定管理者においても施設利用者に対するアンケートを実施しており、施設全

体としては、概ねご満足いただいているという結果が出ております。

今後とも、施設の設置目的である住民福祉の増進に寄与するという観点から、指定管理者を通じて利用者の満足度の向上に努めるとともに、施設を適切に維持管理していくという観点から、適切な水準の使用料を設定してまいります。

以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、健康福祉部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

14 点目の「感染症対策について」でございます。

風しん予防接種費用助成事業につきましては、大阪府風しんワクチン等接種補助事業に基づき平成 26 年度から実施しており、成人期における風しんの流行及び先天性風しん症候群の増加への対策を目的としております。

事業の概要としましては、妊娠を希望する女性やその配偶者、妊娠している女性の配偶者のうち、抗体検査の結果、十分な抗体がなく予防接種が必要な方に対し、麻しん風しんワクチン――ＭＲワクチンでございます――または風しんワクチンの接種にかかる費用につきまして、６千円を上限として助成するものとなっております。

本制度の開始当初から、婚姻届を提出されたときや妊娠を届け出たときにチラシを配付したり、地区医師会の協力を得ながら制度の周知に努めており、接種者数は平成 29 年度が 55 人、平成 28 年度が 54 人であることから、毎年度接種を希望される方が一定数おられる状況となっております。

大阪府風しんワクチン等接種補助事業につきましては、平成 26 年３月に国において策定された「風しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、平成 26 年度から５年間の計画で実施されており、平成 30 年度が最終年度とされていることから、本事業の継続につきまして、大阪府町村長会等を通じて大阪府に要望を行ってまいります。

次に、15 点目の「救急医療体制について」でございます。

三島二次医療圏での安定的かつ継続的な救急医療体制を確保するために、３市１町（高槻市、茨木市、摂津市及び島本町）の関係者で構成される三島二次医療圏救急医療検討会におきまして、三島二次医療圏における初期・二次・三次及び小児救急医療体制の維持及び運営等について、必要な事項の検討が行われております。その中で平成 28 年７月から平成 29 年度にかけまして、三次救急医療機関である大阪府三島救命救急センターの移転に向けた検討が行われており、平成 29 年度におきましては、医療関係者も交えた意見交換会が６回開催され、移転場所や運営主体・形態及び今後の協議事項について取りまとめられております。その後、公益財団法人大阪府三島救急医療センターの理事会において、取りまとめ内容を踏まえた協定の締結に向けた検討が行われ、本年５月に、学校法人大阪医科薬科大学、公益財団法人大阪府三島救急医療センター、大阪府並びに高槻市、茨木市、摂津市及び島本町の間で「大阪府三島救命救急センター移転に関する基本協定」を締結し、移転場所は学校法人大阪医科薬科大学で建て替え検討中の大阪医科

大学附属病院の新本館Ａ棟とすること、移転は大阪医科大学附属病院の新本館Ａ棟の完成後の早期に行うこととし、その時期は別途協議して決定すること、移転後の大阪府三島救命救急センターの運営主体は学校法人大阪医科薬科大学とし、大阪医科大学附属病院の救急医療部内に置くことについて合意に至っております。

課題といたしまして、大阪府三島救命救急センターの移転及び運営にあたり必要な財政支援の内容や、高槻島本夜間休日応急診療所における初期救急医療事業のあり方につきまして協議が必要となりますが、本町といたしましては、引き続き関係機関と連携しながら適切に対応してまいります。

以上でございます。

都市創造部長　続きまして、都市創造部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、16 点目の「民間建築物の耐震化の状況について」でございます。

耐震診断補助制度は平成 10 年度から実施いたしておりますが、耐震補助制度をより広く普及啓発し、民間住宅の耐震化を促進する取り組みとして、申請者の手続きの簡素化を図った耐震診断技術者派遣制度を平成 23 年度から導入し、平成 21 年度から実施している耐震改修補助制度とともに、広報、町内イベントや出前講座等で制度の普及啓発に努めているところでございます。

平成 29 年度の取り組みにつきましては、1 月に開催された「防災とボランティア訓練」において耐震ブースを設けさせていただき、写真の展示やパンフレットの配布などで、訓練参加者の皆様に耐震化の必要性を視覚的に啓発させていただいたところでございます。なお、平成 29 年度における補助制度の活用実績につきましては、先ほど総務部長からご答弁申し上げたとおりでございます。

今後につきましては、各種イベントにおける普及啓発の継続実施や、自治会等の地域組織を通じた間接的な働きかけを行うとともに、耐震補助制度の利用者が、どのような媒体から制度を知っていただいたかを聞き取りし、効率的な普及啓発方法を調査・研究してまいりたいと考えております。

なお、今回の大阪府北部地震において被災された住民も多数おられたことから、自らの住宅に対する耐震性確保に目を向けられる方が増えておられるものと考えております。このような関心のある住民の皆さんを耐震制度へご案内できるよう、各種取り組みを展開してまいりたいと考えております。

次に、17 点目の「ふるさと島本応援寄附金について」でございます。

返礼品の募集につきましては、これまで町の広報誌やホームページはもとより、商工会の会報などを活用し、行ってまいりました。

なお、平成 29 年度につきましては、「離宮の水」ブランディングの認証商品につきましても新たな返礼品として追加することを協議いたしましたが、現時点においては事業者からの申し込みはない状況でございます。引き続き返礼品の充実を目指し、町内の商

工振興に取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成29年度から実施いたしましたクラウドファンディング型ふるさと納税の事業目標につきましては、本町の特性や寄附金による取り組みとして適しているかなどの検討を重ね、事業の選定を行いました。

なお、事業の特性上、実施においては、原則的にあらかじめ歳出予算が確保されている必要があることから、当該事業の当初予算額を目標額と定め、寄附を募る仕組みとさせていただいております。

次に、18点目の「企業立地の促進について」でございます。

平成28年10月、日立金属株式会社山崎製造部が埼玉県熊谷市への移転を表明されたことを受け、当該地における企業立地を促進すべく、関係者との協議等を重ねてまいりました。

平成29年7月27日には、大阪府商工労働部の職員もご同行いただき、町長はじめとする本町職員が日立金属株式会社東京本社に出向き、執行役の方をはじめとする幹部の方に対して、企業誘致に関する要望活動を行いました。その後、同年10月に同社から、「生産機能は引き続き本町に残し、土地の売却は行わない」旨のご報告を受けたところでございます。

また、百山地域における「都市計画マスタープラン」上の位置づけを踏まえ、改めて土地所有者である企業に対して用途地域にかかる意向調査を行い、用途地域の変更のための事務を進めるなど、企業立地に関する取り組みを行ってまいりました。

今後におきましても、企業立地促進にかかる取り組みを進め、税収の確保を図り、町の持続的な発展に努めてまいります。

次に、19点目の「地域就労支援相談について」でございます。

平成28年度と比較し相談件数が増加しております要因といたしましては、再相談が増えているためでございます。一つの事例として、意欲がある相談者に対して回数を重ねながら丁寧に対応していることから、再相談の件数が増加するといった傾向にあるものです。また、相談者に対して定期的な学習支援を行いながら就労相談に応じているケースなどもあることから、再相談回数が増加する要因となっているものです。

いずれにいたしましても、相談者に寄り添い、丁寧に対応していることから再相談件数が増加したことによるもので、新規相談の急増などが原因ではなく、また現在の体制で対応ができている状況でございます。

今後の課題につきましては、就労支援の窓口が、それぞれの目的に応じて健康福祉部や社会福祉協議会、ハローワークなど様々あり、それらの情報を共有するネットワークの構築が一つの課題であると認識しております。

以上でございます。

上下水道部長　続きまして、上下水道部所管分について、ご答弁申し上げます。

20点目の「水道事業について」でございます。

現在、老朽配水管につきましては、計画期間を平成26年度から平成35年度とする「水道管路等更新計画」に基づき計画的な管路の更新及び耐震化に努めており、平成29年度末での水道管路の老朽化率につきましては約39.8％で、耐震適合化率につきましては約26.9％となっております。引き続き老朽配水管の更新及び耐震化に努めるとともに、あわせて老朽送水管等の更新及び耐震化につきましても、計画的に進めていく必要があるものと認識をしております。

しかしながら、老朽送水管の更新及び耐震化につきましては、概算事業費として約25億円を見込んでおり、その財源確保が大きな課題となっております。今後とも財政計画との整合を図りながら、計画的な事業の進捗に努めてまいります。

以上でございます。

教育こども部長　続きまして、教育こども部所管分について、ご答弁申し上げます。

21点目の「校区の見直しについて」でございます。

百山地区は、平成29年４月１日より、第三小学校から第二小学校へ指定校の変更をいたしました。変更の理由といたしましては、百山地区の開発だけでなく、町内において多数の住宅開発を控えていたことから、各小学校区における児童数の増加、施設規模等を勘案した結果、変更したものでございます。

なお、百山地区においては、平成29年４月１日の指定校変更以前から、「校区の弾力的運用制度」における調整区域となっており、第二小学校と第三小学校のどちらに就学するか選択できる地域となっています。ただし、平成29年４月１日の変更では、新しく開発される地域は第二小学校のみ、それ以外は激変緩和として今までどおり「校区の弾力的運用制度」の対象区域とし、第二小学校もしくは、第三小学校のいずれかを選択できるようにしています。

今後も、児童生徒数の増減の動向を注視し、必要に応じて、校区の見直しについては弾力的に行ってまいります。

次に、22点目の「いじめ・不登校・虐待問題等について」でございます。

いじめ問題への対応につきましては、各学校において定期的に学校生活アンケートを実施し、「いじめ」の早期発見、早期解決及び学校不適応等の実態把握に努めてきたところです。小・中学校におけるいじめの認知件数は、平成29年度においては、やや減少傾向にあるものの、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得ることであるという認識を持ち、個々のケースにおいて、しっかり児童生徒と向き合う取り組みを進めていく必要がございます。事案解決には、教職員とともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家を積極的に活用し、課題を有する児童生徒に対する個別の支援とともに、組織的な支援・指導を行ってまいりました。

また、虐待防止・対応につきましては、スクールソーシャルワーカーと、子育て支援

課の家庭児童相談員と、指導主事等による連絡会議等を定期的に開催し、児童生徒に対して多角的な家庭支援を連携し行ってきたところです。

今後の課題といたしましては、経験年数の少ない教職員であっても、いじめの早期発見と組織的な対応に向けてのスキルを身につけること及びいじめを許さない、いじめを見逃さないという教職員の人権意識の向上が喫緊の課題と考えております。また、不登校児童生徒や欠席が連続する傾向のある児童生徒については、定期的な安全確認及び継続的な支援と進路等の情報提供が課題であると考えております。

次に、23 点目の「保育を必要とする乳幼児の保育の実施について」でございます。

平成 31 年度中に開園予定の定員 90 人規模の民間保育所開園により、保育定員は一定拡充を図ることができますが、さらなる就学前児童人口の増加とともに保育需要の高まりから、保育利用希望のすべてを受け入れることは難しいものと想定をいたしております。そのため、平成 32 年度中の民間認定こども園の開園に向け、事業者を公募する事務を進めているところでございます。

待機児童が発生する原因としましては、施設面だけではなく、全国的な保育士不足の課題があります。町立保育所におきましては、求人情報の町広報誌への掲載やハローワーク、民間の求人広告などを活用して保育士の確保に努めているところです。また本町独自の保育士確保策として、平成 28 年度に島本町民間保育所保育士確保促進事業補助金及び島本町新規採用保育士等臨時給付金制度を創設し、平成 29 年度においても本制度を活用し、保育士確保に向けた取り組みを進めてきたところでございますが、一定の成果は得たものの、必要人数全ての確保には至っておりません。

私からは、以上でございます。

消 防 長　次に、24 点目の「消防団員の普通救命講習の実施について」でございます。

消防団員の普通救命講習の実施状況につきましては、消防団員としての資質の向上を目的といたしまして、平成 7 年度から毎年 1 回実施しております。平成 29 年度の受講者につきましては 26 名が受講しており、これまでの受講者数の合計は延べ 504 名となっております。また、平成 30 年 4 月 1 日現在、団員数 130 名のうち 125 名、率にして 96.2 %の方が受講されております。

次に、本町職員の受講状況でございますが、平成 30 年 4 月 1 日現在、消防職員を除く職員 212 名のうち 207 名、率にして 97.6%が受講しております。

いずれの受講率も高く、大きな課題はございませんが、今後も普通救命講習の普及啓発を継続して実施していきたいと考えております。

山田町長　それでは最後に、4 点目の「広聴に関すること」についてのご質問に、私からご答弁を申し上げます。

昨年 10 月から開始いたしましたタウンミーティング「しまもトーク」につきましては、それぞれの地域でどういった課題があるのか、また地域でどのような取り組みをされて

いるのかなど、私自身が地域に出向いて、ご意見をお聞かせいただく場であるとともに、住民相互の意見交換の場として実施しております。「しまもトーク」でいただいたご意見につきましては、要点録を作成し、全庁的に共有を図っており、各部局においては課題を認識しながら業務に取り組んでいるところでございます。

また、当然ながら対外的な業務につきましては、町長として重要な責務であると認識をしておりますが、並行して、住民のニーズなどを地域に出向いて直接対話することも重要であると考えております。

以上でございます。

塚田議員　細部につきましては、各常任委員会にて審査させていただきたいと思いますので、質問は以上です。ありがとうございました。

川嶋議長　以上で、大阪維新の会の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後２時 56 分～午後３時 15 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、コミュニティネットの発言を許します。

東田議員（登壇）　それでは、平成 29 年度決算審査を行うにあたり、コミュニティネットを代表し大綱質疑を行います。

まず最初に、町長はじめ職員の皆様方におかれましては、住民福祉の維持向上に日々ご尽力されていることに敬意を表します。特に本年につきましては、震災への対応をはじめ豪雨、台風などの対応に追われ、住民の皆さんの生命、また財産を守るため、日々ご努力されていることに感謝を申し上げます。

平成 29 年度決算につきましては、骨格予算は前町長のもと予算計上がされていますが、施策予算は山田町長のもと提案をされており、予算の執行も同様であることから、事実上、山田町政に対する初めての決算であると思います。施政方針で述べられた山田町長の決意がどのように具体化されたのか、また、施政方針の中で「住民福祉の維持向上と本町のさらなる発展に向けて、職員一丸となり、慎重かつ着実に町政を進めてまいりたい」と決意を述べられていますが、住民福祉の維持向上のため、町長が先頭に立ち、職員の皆さんが一丸となれるよう牽引できたのか、見解を伺います。

平成 29 年度決算において黒字決算となり、財政構造の弾力性を示す経常収支比率についても 88.1％と、前年度と比べ 10.8 ポイントの改善となっており、財政に関し良好であったと認められます。しかしながら、黒字決算となり、経常収支比率を大きく引き下げた要因は、個人町民税で減額があったものの法人町民税の増額、福祉事務所関連経費に対する特別交付税の算定の変更になったことによる増額等が大きな要因であり、外的な要因が主な理由であると言えます。

支出の面では増加傾向であり、社会保障費である扶助費についても、これまで同様右肩

上がりの傾向は今後も続くこと、公共施設等の老朽化対策などに多額の財源を必要とすることは明白であり、このような結果を踏まえ、今後の財政収支見通しに対する見解をお伺いするとともに、自主財源確保への認識について見解を伺います。

それでは、通告に従いまして、大きく 14 点、お伺いしたいと思います。

１．「広域行政について」

し尿処理に関わる事務委託が実現をしたことに感謝を申し上げます。小規模自治体である本町にとりまして、効率的な行政運営に向け広域連携を推進することは重要な課題であり、本町の将来像にも大きく影響するものであると認識をしています。

29 年度において、広域行政に関する事務はどのように行われたのか。また、高槻市・島本町広域行政勉強会の開催実績はどのようなものであったのか、お伺いをします。

２．「企業立地の促進について」

29 年度において、企業誘致に関して行った事務について、具体的な内容をお伺いします。

29 年度において黒字決算、また経常収支比率を大きく引き下げる要因となったのは町民税法人分の増収であり、今後も健全な財政運営を続け、自主財源の獲得により本町独自の施策展開のために、企業誘致は重要な課題であると認識をしています。企業を誘致するためには、当然のことながら候補となる用地も検討課題に入ると思いますが、この点について検討はされたのか、お伺いをします。

３．「徴収事務について」

本町においては、徴収計画に基づき徴収事務を行っています。徴収率の水準は高く、職員の皆さんの日々の努力に敬意を表します。

税の公平性の観点を踏まえ徴収事務を行い、納税者の実情に応じた適切な対応をしていただいていると認識をしていますが、この徴収率は現年度分のみの表示であり、過去から繰り越されている特別土地保有税 1 億 7,646 万 5,600 円については記載がされていません。これは町全体の収入未済額の 66.8%を占め、過去からも繰り越されていることから、本町独自での徴収は難しいことは明白ですが、税の公平性の観点からも、他の納税者への公平感、また次世代に負の遺産を残さないため、取り組まなければならない課題であることはいうまでもございません。

29 年度において、この点についての事務はどのように行われたのか。本町単独での徴収が困難であることから、大阪府地方税徴収機構への委託なども視野に入れた検討はされたのか、お伺いします。

４．「自主防災組織について」

自主防災組織の結成について。自主防災組織については 22 団体のままとなっていますが、新たな団体の結成は行われていないのか。自治会数に対して　自主防災組織の結成数は依然として低い現状ですが、自主防災組織の結成の阻害要因はどのようなものがあ

ると考えているのか、見解を伺います。

本町職員が自主防災組織に、出前講座として休日にも出勤され、努力をされていることに感謝申し上げます。自主防災組織の組織数と、出前講座の回数に乖離が生じてきていると思いますが、この要因についてはどのようにお考えか、見解を伺います。

５．「避難所開設について」

地震・風水害、土砂災害等の発生時、またおそれがあるときに、避難所が開設をされます。災害発生時において、全国的な報道を見ていますと、直接的な被害のほかに２次災害も多く見受けられます。避難所の開設・閉鎖のタイミングによっては、行き帰りの経路にも多くの危険が潜んでいると認識をしていますが、このような点において何らかの検討はされたのか、お伺いします。

６．「交通安全対策について」

町道高浜幹線について。当該路線から堤防道路へと抜ける通過交通をはじめ戸建て住宅の開発や大型マンションの建設などにより、交通量が増加し、登下校の児童、周辺住民の皆さんの安全に懸念が生じている町道高浜幹線の交通安全対策として、時間帯通行規制や許可車両以外の通行規制についての検討状況はどのようなものか。高槻警察署との協議、周辺住民の皆さんのご意向などの調査は行ったのか、お伺いします。

７．「福祉ふれあいバスについて」

福祉ふれあいバスについては、対象者の拡大、運行ルートの変更等、これまでも改善を行ってこられたと認識をしていますが、高齢者ドライバーへの運転免許の自主返納の推奨などにより交通手段の確保が困難になるなど、時代の変化とともに、住民の皆さんのニーズにも変化が生じていると感じています。

高齢者・障害者・妊婦・４ヵ月児健診受診者などが、町内の公共施設へ出かけることを支援するためを目的として運行されていますが、福祉ふれあいバスのあり方について、高齢者の方の交通手段の確保、外出の促進、また障害を持った方への社会参加の機会増進等も視野に入れた検討はされたのか、お伺いをします。

８．「待機児童対策について」

本町のみならず全国的な課題となっている待機児童問題について、29 年度において何らかの改善は見られたのか。また、民間事業者による認定こども園創設に向けての事務はどのように行われたのか。意思決定の過程も含め、お伺いをします。

また、お子さんを預けることができなければ働くことができないなど、待機児童対策は喫緊の課題ですが、早期の認定こども園設置に向け、方針決定後、ぶれない対応が必要であると思いますが、見解を伺うとともに決意をお伺いします。

９．「町立体育館について」

耐震補強が必要であることや、施設・設備面において多くの課題を抱えており、利用者ニーズの高さに対し体育室の数が不足していることや、借地に建設されていることな

ど、多くの課題がある町立体育館ですが、29 年度において、あり方の検討はどのようなものであったのか。新庁舎建設など財政との整合性も図る必要があることは当然認識をしていますが、これまでの賃借料は２億 4,580 万円となっており、29 年度においても 782 万 2,198 円の支出となっていることからも、現在の状態を続けていくことに疑問が生じています。この点について、いかがお考えか、見解を伺います。

10. 「公園の維持管理について」

本町地内において、児童公園 60 ヵ所、都市計画公園６ヵ所、その他都市公園５ヵ所、合計 70 ヵ所の公園が存在をしています。地域によって、お子さんが多い場所、少ない場所があり、利用頻度にも差があると思いますが、利用頻度の少ない公園については雑草が生い茂り、シルバー人材センターへの委託や、地元自治会の方、子ども会等で草むしりをしている光景もよく見かけ、負担は大きなものであると思います。

お子さんの利用頻度の低い公園についても、遊具の点検や除草作業等の維持管理を行っていることについては、労力に見合った成果が得られてないのではないかと思いますが、いががお考えか。遊具の替わりにあずまややベンチを設置し、高齢者の方の憩いの場に活用するなど用途の変更、除草作業についても透水性のある真砂土舗装等を行えば、一時的な支出はあるものの、長期的に見れば支出の抑制や事務の負担軽減に繋がると考えますが、このような点において検討されたことはあるのか、お伺いします。

11. 「タウンミーティングの開催について」

29 年度の町長の施政方針に対し、「小さな声を拾い上げる」ことの重要性について質問をいたしました。29 年度において、タウンミーティングを実施され、住民の皆さんの声を自らお聞きになったことだと思います。

住民説明会の開催なども町長の公約であり、実施されましたが、そのような場所に来られない方、また声を発することができない方達の小さな声は、町長に届いたのでしょうか。ときには様々な立場の方の意見を考慮し、小さな声に寄り添った立ち振る舞いも必要だったのではないかと思いますが、いかがお考えか、お伺いします。

12. 「人事評価制度について」

２年目となった人事評価制度ですが、１年目の制度検証を踏まえ、何らかの見直しは行ったのか。また、評価に対して納得がいかない・不透明さを感じるとの意見を伺っているとともに、平均評価であるＢランクの場合でも成績評価が引き下げられ、実質給与の減額が行われていることについて、どのようにお考えか。また、不公平感の要因はどのようなものであるとお考えか、見解をお伺いします。

13. 「職員体制について」

計画的に職員の採用が行われているものの、類似団体と比較して 20 名以上職員数が少なく、専門職についても不足が生じている状態であり、当然のことながら職員一人ひとりの業務量は多くなるのが現状であると認識をしています。

そのような現状の中、「時間外勤務の適正化方針」をもとに時間外勤務の適正化が行われていますが、相反する要素の中、時間外勤務の適正化を行うため事務事業の見直し等はされたのか。実績等も含め、お伺いをします。

14. 「職員への個人面談について」

山田町長就任以来、数ヵ月にわたり、全職員対象に個人面談を行われたとお聞きしています。この目的、面談した結果の活用実績、質問形式でパソコンをうちながら面談をされていたということですので、データも残っていると思いますが、管理職とのデータの共有はできているのか、お伺いをします。

組織としての各役職については、当然、ご理解をされているとは思いますが、各部局に管理職が存在し、各役職に応じた職務や責任があります。町長については、町全体のトップとして方針決定後は責任を取る覚悟を持って、副町長以下各管理職にまかせ、必要なときに報告を受け、指示を出し、広域行政をはじめ対外的な交渉など、町長にしかできない仕事に全力を注ぐべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、就業時間中に行われていることから、事務事業成果報告書への記載が必要となると思いますが、どのようにお考えか、お伺いをします。

山田町長　それでは、コミュニティネットを代表されての東田議員の大綱質疑のうち、２点のご質問に、私からご答弁を申し上げます。

初めに前段部分の、施政方針で私が申しあげた「決意の具体化について」でございます。

平成 29 年度の施政方針におきまして、私は「小さくても魅力あるまちづくり」を進めたいとの考えから、本町を「自然と調和し、人権が尊重され、性別や年齢、障害の有無などに関わりなくいきいきと活躍できる、個性と活力あるまち」に、より一層発展させるため全力を傾注すると決意を申しあげました。特に「まちづくりの根幹は人づくりである」との考えに基づき、財政との整合を図りながら、子育て支援と教育の充実に取り組むことを申し上げたところでございます。

平成 29 年度におきましては、前川口町長の施策を引き継ぎ、児童増が見込まれる第四小学校の校舎増築や学童保育室の整備などの施設整備を進めたほか、全ての小学校に専属の学校図書館司書を配置し読書活動の充実を図るなどの取り組み、民間保育園の誘致などの待機児童対策を進めてまいりました。また人権文化センターのバリアフリー化、障害者地域生活支援拠点等の施設の整備に向けた取り組み、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境づくり、業務継続計画の策定、雨水幹線の整備やインフラ長寿命化などのほか、役場庁舎の耐震化に向けた検討を進めたところでございます。

さらに、施政方針におきましては、住民と行政が互いに顔の見える、小さな自治体の良さを生かし、適切に情報共有や意見交換などを行いながら、協働のまちづくりを推進

することを申し上げました。

就任以来、定期的なタウンミーティングの開催など、私自身が地域に出向き、直接対話させていただく機会の拡充に努めてきたところでございます。あわせて、これまで先輩方が守り育ててきてくださった、このまちの豊かな暮らしを、より良い形で未来の世代に繋ぐため、課題から目を背けることなく、改革・改善に取り組むことを申し上げました。限られた行政資源のもと持続可能な行政運営を進めるため、「第６次行財政改革プラン」の策定作業を進めたところでございます。

そして、これらの施策は、決して私一人の力でできたものではなく、住民の皆様のご理解、議員の皆様のご指導ご鞭撻、関係機関の皆様のご協力とともに、職員の献身的な尽力があって推進できたものでございます。職員の頑張りが私の支えであることは、改めて申し上げるまでもありませんが、私といたしましては、引き続き、さらなる住民福祉の維持向上、まちの発展に向けまして、皆様のご協力を賜りながら、町政の先頭に立ち、全力を傾注してまいりたいと考えております。

続きまして、14 点目の「職員への個人面談」に関するご質問でございます。

平成 29 年度におきまして、各職員の仕事内容を把握するとともに、それぞれ第一線で活躍する職員から現場の声を聴取し、政策立案や組織運営等に反映することを目的として、すべての正職員を対象に面談を行いました。

ご質問にもありますとおり、私は本町を統括し代表する立場であり、町政全般の管理や職員の指揮監督とともに、対外的な役割も担っていることについては十分認識をいたしております。私がその職責を果たし、町政の発展を目指すうえで、職員が担う役割は極めて重要でございます。このため、私といたしましては、職員一人ひとりとの対話を通じ、各職員の担当業務の実情や仕事に対する想いなどを理解したうえで町政に邁進したいとの考えから、面談を実施したものでございます。

なお、管理職との情報共有につきましては、面談の結果を人事評価等に活用することはございませんが、職員から聴取した内容を踏まえ、部局長と共有したほうが良いと判断した内容につきましては、個人が特定されない範囲で共有し、必要な指示を行っております。

また、事務事業成果報告書につきましては、「地方自治法」に基づき前年度に実施した主要な施策及び事務事業の成果を説明する資料として作成しておりますが、私の公務の全てを掲載することは困難であると考えておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

私からは以上でございます。

総務部長　続きまして、総務部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、前段部分の「財政収支見通しについて」でございます。

平成 29 年度の普通会計決算収支につきましては、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支とも黒字を確保し、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、町民税

法人分の大幅な増額や公債費の減額に加え、福祉事務所関係経費が特別交付税措置から普通交付税措置に変更されたことなどの要因により、88.1％と、前年度より 10.8 ポイント改善いたしました。しかしながら、本年度の経常収支比率の大幅な改善は、主に一部法人の業績や制度改正による要因が主な理由であったことから、一時的な現象であると考えております。

今後の財政収支の見通しにつきましては、引き続き、扶助費などの社会保障関係経費の増加が見込まれ、また平成 26 年度以降、公共施設の耐震化等の財源として町債の発行が増加しており、その償還にかかる公債費についても増加に転じることとなるため、多額の財源が必要となることから、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込んでいるところでございます。

従いまして、引き続き自主財源の確保をはじめ行財政改革に取り組むことにより、歳入歳出の両面から財政の健全化を進め、安定した財政運営に努める必要があると考えております。

次に、３点目の「徴収事務について」でございます。

徴収事務につきましては、自主財源の確保と公平負担の原則から、支払い能力がありながら、再三にわたり催告をしたにも関わらず、全く支払いや納付相談に応じない方や、分割納付の誓約にも理由なく反故にされる方など悪質な滞納者に対して、「地方税法」に基づき積極的に滞納整理を進めているところでございます。

特に長期高額の滞納案件につきましては、毎月徴収担当者会議を開き、その中で優先順位を付け、個々の事案ごとに方針等を決定し、効率的かつ効果的な滞納処分を行い、滞納案件の圧縮を図っているところでございます。その結果、最近では、未回収残高は縮減傾向にございます。

ご質問の特別土地保有税につきましては、すでに債権確保のため当該不動産の差押え処分を行っており、これまで粘り強く滞納整理を進めてきたところでございます。具体的な滞納整理の状況につきましてはご答弁しかねますが、当該案件につきましては、これまで様々な経過を経て現在に至っている状況でございます。また、本年度から本町も参加しております大阪府域地方税徴収機構への引き継ぎの検討状況でございますが、平成 29 年度において、他の長期高額滞納案件も含め検討いたし、本年度に一定の引き継ぎを行っておりますが、当該案件における引き継ぎの有無については、「地方税法」第 22 条により、ご答弁は差し控えさせていただきます。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり税の公平性の観点と次世代へ負担を残さないため、喫緊に取り組むべき課題であると認識いたしております。

次に、４点目の「自主防災組織について」でございます。

現在、自治会 50 団体に対し、自主防災会は 22 団体となっております。自主防災会の中には複数の自治会の合同による自主防災会が２団体ありますので、自主防災会がない

自治会は 26 自治会ございます。

新たな自主防災会の設立が進まない要因といたしましては、大きく３点あると考えております。一つには、新たな役員負担が生じる自主防災会の設立よりも、自治会で訓練を実施するなどの自主防災会同様の活動を実施する自治会があるということ。また、近年開発されております分譲マンションにつきましては、法定の管理組合があり、管理会社や組合員による防災や防犯担当者を配置するなどの対策を取られており、新たな役員負担を生む自治会や自主防災会の結成には消極的になってしまうということを聞き及んでおります。二つには集会所などの施設を持たない自治会が自主防災会の拠点を定められず、検討が進まないこと。三つには、これまで自主防災会の設立を促進してきた自主防災会補助金において、設立時の資材等購入補助の要件に 100 世帯数以上の団体に適用していることがあり、大規模な自治会から順に自主防災会が設立され、残った小規模な自治会では、この要件を満たすことができないということ。以上があげられると考えております。

今後、こうした現状を踏まえて、新たな自主防災会の設立に向けた支援方策等検討してまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織数と職員による出前講座の回数の乖離についてでございますが、平成 29 年度におきましては、12 回の出前講座を実施しております。基本的には、自主防災会等の団体からの要請に基づき出前講座は実施しておりますが、各自主防災会の活動につきましては、出前講座の実施以外にも避難訓練や炊き出し訓練、消防本部の指導のもとに初期消火訓練やＡＥＤによる心肺蘇生法などの訓練、また防災研修施設の見学を実施されるなど、様々なものがあり、その活動の中の一つとして出前講座もあると考えております。

出前講座の実施につきましても、積極的に利用していただけるよう、周知方法や内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、５点目の「避難所開設について」でございます。

避難所の開設につきましては、災害種別ごとに、あらかじめ使用できる避難所の中から、施設の安全確認と開設準備が完了した段階で、避難情報とあわせて防災行政無線や各種メール等により周知を行っております。

避難勧告等の発令にあたりましては、避難所への避難を行う水平避難が容易である早い時期で、かつ明るいうちに、ということを考慮した発令を基本としており、これらが困難な場合につきましては、自宅等のより高い場所への垂直避難の周知を行っており、昨年度におきましては、夜間における集中豪雨を想定した風水害夜間訓練を実施したところでございます。

また避難所の閉鎖につきましては、気象警報が解除になった後、町職員による町内パトロールを実施し、安全確認を行った後に避難所を閉鎖し、２次被害の防止に努めてい

るところでございます。

以上でございます。

総合政策部長　続きまして、総合政策部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、１点目の「広域行政について」でございます。

平成 29 年度におきましては、し尿処理の高槻市への事務委託開始に伴い、衛生化学処理場撤去に向けた調整などを行いました。

高槻市・島本町広域行政勉強会につきましては、平成 29 年度の開催実績はございませんが、小規模自治体である本町にとりまして、広域連携は効率的・効果的な行財政運営を推進するための重要な施策であり、今後におきましても、本勉強会における調査・研究等を通じまして広域連携を推進してまいりたいと考えております。

なお、広域連携は連携する自治体との相互の信頼関係が極めて重要であるとともに、いずれの団体にとっても、住民サービスの向上や事務事業の効率化に繋がるものでなければ連携は困難でありますことから、これらのことを十分踏まえ、引き続き取り組んでまいります。

次に、11 点目の「タウンミーティングの開催について」でございます。

昨年 10 月から、タウンミーティング「しまもトーク」を開始し、それぞれの地域でどういった課題があるのか、地域でどのような取り組みをされているのかなどのご意見をお聞かせいただき、また、特定のテーマを設定したタウンミーティングや、各事業において住民説明会を行うなど、住民の皆様が直接意見を言える場を積極的に設けてまいりました。

「小さな声を拾い上げる」ことの重要性につきましては、昨年６月議会においてもご指摘いただき、タウンミーティングや住民説明会のような場所に来られない方や、声を発することができない方たちの意向を拾い上げられるよう、前町長の実施されていた「町長席」を昨年８月から再開し、役場庁舎だけでなく、町内の公共施設等において実施するなど、自ら出向くことにより、住民の皆様の意見をできるだけ拾い上げるよう努めてまいりました。

また、この他に、匿名で意見を言うことのできる「私の声」などもございますが、いずれにいたしましても、本町といたしましては、住民の皆様が様々な方法で自分の意見が言える環境を整えることで、住民自治を推進し、住みよいまちづくりを実現してまいりたいと考えております。

今後も、住民意識調査や各種の広聴手法とともに、相談支援の取り組みや窓口業務など、日常の様々な場面を通じ、住民の皆様からの「小さな声」を拾い上げられるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、12 点目の「人事評価制度について」でございます。

平成 28 年４月施行の「地方公務員法の一部を改正する法律」に基づき、本町におきま

しても人事評価制度を全職員に本格導入し、目標設定、面談や評価結果の開示などを実施しております。また平成29年度から、評価結果を勤勉手当にかかる賞与や昇給への反映を行っております。

制度の運用改善につきましては、平成29年度の実施に際し、被評価者の負担を軽減できるよう、また評価者が評価したポイントがより明確になるように変更を加えております。また、平成30年度の実施に向けては、一部、評価者となる職種の割当を変更したところでございます。

人事評価制度におきましては、評価の公平性や客観性、納得性を確保する必要があり、引き続き評価者・被評価者の双方から出された意見を参考に改善を加え、より良い運用に努めてまいりたいと考えております。

また、被評価者の納得性を高めるためには、評価項目や設定された目標に照らして、職員一人ひとりの職務遂行能力や勤務実績をできる限り客観的に把握したうえで、適切に評価を行うとともに、被評価者への丁寧な説明を行う必要があり、今後も定期的に評価者研修を行う必要があると考えております。

次に、勤勉手当の成績率につきましては、条例において、勤勉手当で支給できる金額の総額が規定されていることから、原資確保のため、全職員を対象に成績率を一律２％差し引いた率を標準の成績率としておりますが、評価結果により、不満の要因となることについては認識をいたしております。このため原資確保の手法につきましては、今後も引き続き、他団体の取組事例を調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、13点目の「職員体制について」でございます。

本町の普通会計における職員数は、平成29年４月現在で238人であり、国が人口と産業構造を基準に分類した類似団体との比較では、21人少ない結果となっております。一方、この職員数238人を人口千人あたりに換算すると7.8人になりますが、大阪府内の政令市を除く市町村平均との比較では、人口千人当たりで２人多く、府内の町村平均とはほぼ同水準となっており、引き続き経常的経費である人件費の抑制に留意しつつ、計画的な職員採用に努めてまいります。

また本町では、平成26年策定の「時間外勤務の適正化方針」に基づき、職員の健康の維持増進や仕事と家庭生活の調和などを目指した取り組みを進めておりますが、本方針では、時間外勤務の抑制に向けた取り組み方針の一つとして、「事務事業の見直し」や「民間活力の導入」を掲げております。

限られた人員のもとで高度化・多様化する住民ニーズに対応し、円滑かつ的確に行政運営を行うためには、行政職員が担うべき業務を不断に精査し、その絶対量を抑える努力が不可欠であり、既存事業の必要性の検証、それを踏まえた廃止や統合、効率的実施の観点からの民間活力の導入についても検討していく必要がございます。

事務事業の見直しにつきましては、平成29年度においても、イベント事業評価を踏ま

えた見直しや、衛生化学処理場、第二幼稚園、やまぶき園、地域包括支援センターなど、公共施設の管理方法等の見直しなどに取り組んでまいりましたが、引き続き本年８月策定の「第６次行財政改革プラン」に基づき、全庁をあげて精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長　続きまして、都市創造部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、２点目の「企業立地の促進について」でございます。

平成 28 年 10 月、日立金属株式会社山崎製造部が埼玉県熊谷市への移転を表明されたことを受け、当該地における企業立地を促進すべく、関係者との協議等を重ねてまいりました。平成 29 年７月 27 日には、大阪府商工労働部の職員もご同行いただき、町長はじめとする本町職員が日立金属株式会社東京本社に出向き、執行役の方をはじめとする幹部の方に対して企業誘致に関する要望活動を行いました。その後、同年 10 月に同社から、「生産機能は引き続き本町に残し、土地の売却は行わない」旨のご報告を受けたところでございます。

また、百山地域における「都市計画マスタープラン」上の位置づけを踏まえ、改めて土地所有者である企業に対して用途地域にかかる意向調査を行い、用途地域の変更のための事務を進めるなど、企業立地に関する取り組みを行ってまいりました。

今後におきましても、企業立地促進にかかる取り組みを進め、税収の確保を図り、町の持続的な発展に努めてまいります。

次に、６点目の「交通安全対策について」でございます。

町道高浜幹線につきましては、国道１７１号から淀川堤防道路への通過交通が非常に多く、当該路線については、一部区間におきまして通学路にも指定されておりますことから、本町といたしましても、当該路線の交通安全対策については重要な課題であると認識いたしております。

平成 29 年度におきましても、お尋ねの時間帯通行規制等につきまして、交通管理者である高槻警察署と協議を重ねてまいりました。現状といたしましても、規制を行った場合、地域にお住まいの方の日常生活への影響や、通行をめぐるトラブル発生の危惧など、様々な課題が多く、高槻警察署からも、規制については近隣自治体の事例も含め困難であると聞き及んでおります。

引き続き当該路線における安全対策について、地元自治会や大型マンションの管理組合、高槻警察署と定期的な意見交換を実施いたしており、様々な視点から、効果的な対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、10 点目の「公園の維持管理について」でございます。

本町が管理しております都市公園や児童公園につきましては、日常的な維持管理といたしまして、専門技術者による遊具の点検をはじめ、高木剪定や草刈等の美化作業を実

施しております。

ご指摘のとおり、各地域によって、公園を利用される年齢層は様々であり、高齢者の方々が多くお子さまが少ない地域につきましては、ご利用される方が少ない公園もあることも認識をいたしております。

現時点におきまして、過去には、一部の地域からのご要望で遊具の撤去や防草対策を実施した事例はございますが、全町的な取り組みには至っておりません。そのため今後、遊具更新や補修の際には、地元自治会の意見や利用状況も踏まえ、遊具で遊べる公園だけでなく、ベンチの設置など、憩いの場としてもご利用していただけるような、地域性を取り入れた公園整備を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、健康福祉部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

７点目の「福祉ふれあいバスについて」でございます。

福祉ふれあいバスにつきましては、65 歳以上の高齢者の方や障害をお持ちの方などが、役場やふれあいセンターなどの公共施設に出かけるための支援を目的として運行しており、高齢者や障害をお持ちの方などの公共施設への移動の利便性向上や、社会参加の推進に寄与する施策であると認識しております。

これまでも必要に応じて対象者の拡充や停留箇所の見直しや拡充等を行っており、平成 29 年度におきましては対象者の拡充について検討し、平成 30 年４月から「介護保険第２号被保険者のうち、要支援または要介護認定を受けている方で、自力で乗降できる方」を利用対象者といたしました。

平成 30 年度の施政方針としまして、高齢者や障害者等の皆様の利便性の向上や社会参加を促進するため、福祉ふれあいバスの今後の在り方について検討を行うことを掲げており、現在、福祉ふれあいバス検討プロジェクトチーム会議を立ち上げ、庁内関係部局とともに、今後のあり方について検討を進めているところでございます。

以上でございます。

教育こども部長　続きまして、教育こども部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、８点目の「待機児童対策について」でございます。

待機児童対策といたしましては、平成 28 年 11 月の大阪府内の公営住宅で初となる府営住宅での小規模保育事業所開設、それに続く平成 29 年４月の水無瀬駅前での小規模保育事業所開設と、保育定員の拡充を図ることはできましたが、就学前人口の増加や保育需要の高まりから、引き続き待機児童が発生しているところでございます。

待機児童が発生する原因としましては、施設面だけではなく、全国的な保育士不足の課題があり、保育士不足の解消のため島本町民間保育所保育士確保促進事業補助金及び島本町新規採用保育士等臨時給付金を実施しておりますが、これにより民間保育園においての保育士採用の実績があり、一定改善しているものと認識をいたしております。

民間認定こども園の事務についてでございますが、第二幼稚園廃園後の運営主体及び運営形態を含めご意見を頂戴すべく、町としての民間による認定こども園の整備の案をお示ししながら、第二幼稚園保護者を対象とした説明会や、広く子育て家庭を対象としたタウンミーティングなど行うとともに、子ども・子育て会議、町議会等での審議を踏まえ、方針を決定したものでございます。本年度に入りまして公募条件を主たるテーマとして、住民の皆様からご意見をいただく場としてタウンミーティングを行い、そこでの意見を踏まえ、現在、募集要項案を作成しているところです。

平成32年度の可能なかぎり早期に認定こども園を設置できますよう、引き続き、着実に事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、9点目の「町立体育館について」でございます。

町立体育館につきましては、平成28年度に実施いたしました耐震診断の結果、2棟ある建物のうち体育館棟について耐震性能を満足しておらず、耐震補強が必要であることが判明いたしました。

同館は、昭和56年の開設から37年を経過し、耐震性能以外にも施設・設備面において多くの課題を抱えており、経年劣化により老朽化した各体育室の床板、照明器具、給排水設備などの更新など、対策を講じる必要がございます。また、利用者ニーズの高さに対しまして恒常的に体育室の数が不足していることや、借地上に建設されていることなど、多くの課題がございます。

教育委員会といたしましては、これらの課題を解決するためには、移転新築を行うことが最も効果的であると考えているところではございますが、耐震補強と大規模改修をあわせて行う場合と比較して経費の差が大きいことから、今後、役場新庁舎の建設など優先課題の進捗状況を踏まえ、町財政との整合性を図りながら、最終的な結論を出す必要があると考えております。

以上のことから、現時点におきましては、具体的な検討を進めることが困難な状況にございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

東田議員　あくまで大綱でございますので、詳細についてはちょっと控えたいと思うんですけども、11番の「タウンミーティングの開催」について、総合政策部に答えていただいたんですけど、町長に訊いたつもりやったんで、ちょっと、うまいこと意思の疎通が図れてなかったので、お詫びしたいと思います。

「タウンミーティングの開催」の部分ですけど、「住民説明会の開催など、町長の公約であり実施されましたが、そのような場所に来られない方、また声を発することができない方達の小さな声は町長に届いたのでしょうか。ときには様々な立場の方の意見を考慮し、小さな声に寄り添った立ち振る舞いも必要だったのではないかと考えますが、いかがお考えか、お伺いします。」という部分、ちょっと町長にお答えいただきたいの

と、それと「徴収事務」の部分ですけど、あまりにも、「地方税法」の関係もあるんでしょうけど、漠然とした答えすぎて、よくわからないというのが実感でして。

私たち公金を預かって――税金ですよね、いろいろな予算とかやっていきますけども、それの原資は当然のことながら税金であると思います。それで、ここにも述べておりますけども、滞納されている方、高額から小さな額までいろいろあると思うんですけども、職員の皆さんもいろいろ徴収事務、実際のところ滞納されている方、お金もらいに行くって、しんどい仕事やと思うんですよ。それで、実際に困っておられる方にね、何とか分納でもいいんで納めてくださいよ、これだけずつでいいですから頑張ってくださいよって、お話しされていっていると思うんですよ。

そこにそれだけご努力を、税金ですから払わなければならないんですけど、そこを求めているんであれば、当然、悪徳といいますか、悪徳な高額滞納者、これは、やっぱりしっかり求めていかなければなりませんよね。それで、過去からこれ、ずっと引きずってきたのも、答弁にもいただいてますけども、差し押さえはしておりますけども、実際のところ、本町クラスの小さな自治体で、これをこの後どうこうできるという問題じゃなかったというのが、ここまで引っ張ってきた結果だと思っているんですけども。

であるならば、やっぱり大阪府の地方税徴収機構、ここに引き継ぐというのは当然のことやと思います。小さな額から、通常払っておられる税金納めていただいている方から、いろんな事情であれ滞納されている方にもいろいろ相談乗りながら税金、納めていただくのを求めているんですから、この辺りにつきましても、100%、当然、求めていくのが当たり前やと思うんですけども、その辺の見解についてお伺いしたいのと、29年度においての決算ですから、どっちにしても来年、30年の決算の数字見たら、どのような事務の引き継ぎが行われたかというのは明らかになるんですけどね。当然、100%求めているんですよね。そのあたり、お伺いしておきます。

山田町長　タウンミーティング等の開催において、小さな声をいかに拾っていったか、届いているかということのご質問でございますけれども、もちろん、すべての声をお聞きするというのはなかなか難しいことでありまして、また、声をあげていただかないことには、なかなか届かない部分もあるということですので、私といたしましては、できるだけ多くの機会を創出した中で、その中で、皆さんにお声をあげていただきたいという思いもございます。

ただ、声を本当にあげられないという方もいらっしゃるかと思いますので、そういう方達についてどういうふうにしていくかということは、今後の大きな課題であるというふうにも認識をしておりますし、また議員の皆様にも、ぜひ地域のお声をいただきましたら、行政のほうにもお届けしていただきたいというふうにも思いますので、「小さな声に寄り添った立ち振る舞い」というものが、ちょっと私にはどういったものかというのがまだまだ明確には見えておりませんけれども、できるだけ私といたしましては多く

の機会を作って、そういった声にも対応していきたいということで、やってきたつもりでございます。

以上でございます。

総務部長　徴収事務についての再度のお尋ねでございますが、徴収事務につきましては税の公平性の観点から、「地方税法」に基づきまして積極的に滞納整理に努めているところでございます。ただし、経済的な事情であるとか、特別な事情がある方については分納をしていただくとか、場合によっては免除するとか、そういったことも行っているところでございますので、議員ご指摘の、課税したものは 100%すべて取るという部分については、若干、事情によっては違いがあるというふうには考えております。今後につきましても、適正な事務の執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

東田議員　すいません、質問の仕方が悪かったようです。課税したものに対して 100%取るんではなくって、課税した人たちに――当然 100%欲しいですけども、いろんな事情を抱えている方おるんですから、そこに、当然いろんな相談もするでしょうし、免除することもあると思います。それは当たり前やと思います。そこで、町が判断した長期にわたる悪徳な高額の滞納者ですか、それに対しては 100%の努力をされているんですね、という意味です。

総務部長　１答目でご答弁申し上げましたように、支払い能力がありながら、再三にわたり催告をしたにも関わらず全く支払いや納付相談に応じない方、分割納付の誓約にも理由なく反故にされる方など、そういった悪質な滞納者に対しましては、「地方税法」に基づきまして積極的に滞納整理を進めているところでございますので、そういった部分については厳しくといいますか、粘り強く、滞納整理を進めていきたい、このように考えております。

以上でございます。

川嶋議長　暫時休憩いたします。

（午後４時 07 分～午後４時 07 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き､会議を開きます。

以上で、コミュニティネットの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

（午後４時 08 分～午後４時 40 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により､あらかじめこれを延長いたします。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員（登壇）　日本共産党・河野恵子です。2017 年度決算審査に対しまして、大綱質疑を行います。

前の通常国会では、国政における森友・加計問題の真相究明が行われない中、「カジノ推進法」の強行成立、一方で会期中に発生した大阪北部地震や西日本豪雨災害に多くの国会議員が現地入りしていただいたにも関わらず、抜本的な支援・復旧策の提起がなく、東北大震災の現状ともあわせまして、国民の命と暮らし再建・復興を願い、３月に野党で共同提出された「被災者生活支援生活再建法」改正もなされないまま閉会をされ、現行法では、大阪北部地震においては、隣接高槻市は全壊件数が満たされないため「支援法」が適用されない。現時点では、個人宅のブロック塀撤去補助などいち早く取り組んだ自治体ほど自治体独自の単独支出になるおそれがある。国・府からは、ほとんど財政上の救済がされない状況に至りかねません。

直後、「障害者雇用促進法」制定は、今日に至るまで、障害者雇用を政府機関により水増し報告したことも明らかになっております。どれほどの障がい者雇用を失い、奪ってきたのか。一般企業への就労を目指し、当時は少なかった知的障がい者授産施設を町立施設として設置し、これまで堅持してきた島本町の議会議員として、怒り心頭です。

一方で、性的少数者に対する問題発言など人権侵害にも歯止めがきかず、猛暑、地震や大雨・豪雨災害被害の復旧活動の途上、生活なりわい再建ままならない国土の復興を強く願う国民の暮らしは、この決算書から見れば大企業の好調とは対照的であり、地域経済、災害対応は現状維持もままならない状況を呈しております。

一方、島本町では 2017 年度、人権文化センターのエレベーター、障がい者用トイレ設置が完成しました。終戦記念の８月には、“満州引き上げ体験者の声を聞く会”が開催され、性的少数者の専門相談員を配置されるなど、人権擁護、人権回復への取り組みが進み、他機関との連携で就労支援事業の充実など、政治不信を払拭するかのごとく、地道で貴重な取り組みが行われております。

「国民の基本的人権」「住民福祉の維持向上」「国の社会保障や自治体の福祉施策」のあり方を問い、論議する、約１ヵ月にわたる決算審査は、単に過去に起こった出来事を振り返る議会ではありません。近年では、予算審査よりも決算審査の重要性こそが言われております。

度重なる災害への職員の皆さんの不眠不休の復旧、まちの再興への努力に報いるため、真剣な論議に努めて質問をさせていただきます。

１．「住民参加のまちづくり――タウンミーティングを地域ごと・テーマごと、町長、教育長が現地に臨み取り組んだ成果と、新たな課題」について、伺います。

①点目です。特に、１月に開催されたＪＲ島本駅西地区都市計画概略案説明会は、島本町独自では初の、そして、その後のパブリックコメントの実施等もあわせ、島本町の都市計画上、先例のない取り組みでした。その姿勢は大いに評価するものです。

他のタウンミーティングとあわせ、これらから得られた声や要望を受けて着手されたこと、政策立案に繋がったもの、住民・職員相互に理解を深められたものについて、説

明を求めます。

②点目です。教育こども部所管では、第二幼稚園、第四保育所の一体的整備に関わり、第二幼稚園廃止方針を中心としたタウンミーティングが行われました。その場に、保育所長、幼稚園長や現場管理職、若手保育士などを同席させることが必要であったと考えます。子ども、保護者の思いを聞き取り、現場保育士・幼稚園教諭という専門職が認定こども園制度にも精通し、整備方針を策定する中心になるべきでした。自らの実践と、公立施設の持つ役割と課題を客観的に分析できる好機にもなり得ます。

以後、現場が認定こども園誘致、あるいは公立施設での比較検討など、保育・教育施策の立案にも参画できるという体制は、ほぼ取られませんでした。今日に至り、私、議員自らも、この点の提起が著しく不十分であったと猛省をしております。この点は、今からでも遅くはありません。島本町に検証を求め、答弁を求めます。

③点目です。住民委員会制度の再構築においても、同様です。住民間でのまちづくりへの提言活動、政策提言に取り組む任意の団体に対してでも、専門職の派遣や助成制度を作る。一方で、管理職以外の若手職員も、分担して「しまもトーク」など、地域のタウンミーティングに入り、縦割りを廃し、地域を深く知り、住民との信頼関係を結ぶ。町政及び自らの仕事のあり方を構築する機会となります。見解を伺います。

２点目です。「ＪＲ島本駅西地区まちづくりにかかる都市計画の事務への住民不信や疑問の課題解決」について。

骨格予算の段階では、第三小学校のグラウンドには、私たち議員の一部から、そしてパブリックコメントでの異論が続出していたにも関わらず、2017 年度骨格予算の段階で、第三小学校グラウンドに町立第四保育所を新設・建て替える構想に向けて邁進しておられました。山田町長着任後に、これは方針変更をされています。

直後、土地区画整理事業には島本町も地権者であったこと、第三小学校も施行区域であったこと、学校敷地のＪＲ線路の境界に緑道まで通す構想が示されていたにも関わらず、教育こども部や学校長はじめ教職員、ＰＴＡに、十分な意見具申がされたとは思えない議会での答弁や、度重なる住民からの情報公開がほとんど黒塗りでの公開であったこと。土地区画整理準備組合が採用した事業協力者の当初の開発イメージも含め、資金計画や公金投入による町財政への影響や効果など情報がないまま発表された概略案は、すべて市街化編入による住宅用途のゾーニング、農地ゾーンを島本町として守り続ける農地・農業保全策の裏付けがない、地区計画による高さ制限などの不備などが指摘され、審議会、住民に歓迎されない事態を招きました。これら不作為や不十分さ、誠実さを欠く行政等の姿勢について、見解を伺います。

３点目です。「保育所整備、交通政策・交通安全策が全く追いついていない開発、市街化促進の検証が必要」です。

国策としての府県を超える――例えば京都縦貫道路開通、新名神高速道路の一部など

――大型道路の整備・開通に伴う交通至便という島本町の特色を受け、農地の宅地化、人口流入がスピードアップしています。すでに開発許可された住宅開発に間に合うよう、学校校舎増築、学童保育室の開設は完了されたこと。町内大手法人企業の撤退予定に対する、ここ数年来の町の幹部、町長の当年度に至る尽力については大いに評価をしております。

しかし、市街地の道路整備、歩道拡幅やバリアフリーが開発に追いつかず、さらに第二保育所民営化方針の際の保育需要予測の完全な見誤りの弊害が、当時の江川二丁目大型マンション建設の就学前人口急増に未だ対応できていないことが、深刻な待機児童に繋がっております。市街地道路の安全対策、開発地域での歩道の確保、町道桜井高浜幹線の渋滞など、町内全域の交通政策が問われております。ここで質問です。

①点目です。「都市計画マスタープラン」で示された、開発の際の敷地後退による歩道や車道拡幅などの取り組みの実績、一方で府道柳谷島本線沿いの商店開設などの残念な例に見る課題を伺います。

②点目です。ＪＲ京都線の青葉のマンボ、桜井村踏切の拡幅、島本駅ホームドアまたは可動柵の設置、百山・桜井地域名神高速道路高架下交差点の信号機設置や横断歩道の設置など、この間、党議員団や住民から要望を受けて、ＪＲ西日本はじめ高槻警察署など関係機関との協議経過はどうだったのか。答弁を求めます。

４点目です。「人工島での万博開催やカジノ誘致よりも災害に強いまちづくりこそ――大阪府の森林保全・河川整備の遅れ、これが島本町に及んだ影響等」について、伺います。

①点目です。水無瀬川・時間雨量 50 ミリ対応が 2017 年度に一定完成されたということを、2018 年５月時点で私は大阪府より説明を受けました。2017 年度において堆積土砂の撤去など実施がされない中、どのような措置により目標達成に至ったのか。大阪府の河川工事について説明を求めます。

②危険河川改修予算は、大阪府として増えてはおりません。当面の治水目標にも、40 年以上かかるものと聞いております。大阪府民には新たに徴収されている森林環境税制度創設、この増額分とあわせて大阪府による水無瀬川整備費用の推移とともに、時間雨量 80 ミリ対応の今後の見通しはどう示されておられますか。答弁を求めます。

③点目です。個人住宅、集合住宅の耐震診断・耐震改修工事にかかる公的制度の相談実績及び利用実績を伺いますとともに、太陽光発電やリフォーム助成について、検討はどこまで進みましたか。答弁を求めます。

５点目です。「ごみ・廃棄物処理のごみ減量の推進、長期包括外部委託導入について、財政上の効果検証、広域化の協議に向けた他団体との信頼回復について」、取り組みを伺います。

①点目です。長期包括外部委託導入について。財政上の影響について、その取り組み

と効果検証を伺います。清掃工場・ごみ焼却場の維持管理の方法として長期包括外部委託の手法が検討され、早10年以上の歳月が経っております。忠岡町による先例の検証や、ごみ袋の透明化等によるごみ減量推進なども含め、焼却炉の維持、財政上の効果について、議会、住民にご報告のうえで論議が必要ではありませんか。答弁を求めます。

②長期包括外部委託による委託料の事務費にかかる消費税額を鑑みると、当面は直営で、委託業者との連携や、運転管理の専門知識や技能の継承のため若手職員も登用するほうが良いのではないかと考えております。見解を求めます。

③事業系ごみ収集の適正化。１人当たりのごみ排出が減少していない中、ごみ減量の推進、広域行政に向けた他団体への協議に向けた誠実な方策など、取り組みについて伺います。

６点目です。「福祉・くらし――高齢者の交通権、移動の権利保障による健康寿命促進や、現役世代の“介護・子育ての安心”」について。

①点目です。高齢者の交通権、移動の権利保障について、2011年度以来、高齢者移送サービスが改悪された後、本制度に投入された予算額は激減しております。阪急バスにはノンステップバスが導入されている一方で、有料のタクシーでも町内や駅前でもつかまらない、予約もできない。遠方の医療機関や公共機関に行くために、自費であっても移動に困難を来している高齢者の声が寄せられております。福祉金制度など福祉制度の廃止等は、追跡調査の実施を踏まえて次の政策立案に進むべきです。見解を伺います。

②要支援認定対象者が認定更新の際、チェックリストで判定を受けた人数や、通所介護、訪問介護を外された事例と人数、その後の生活状況や介護状態の変化について、伺います。

③子ども医療助成です。高石市が中学校卒業までの通院医療費助成を実施の運びです。府内自治体で、小学校卒業まで通院費は島本町のみとなりました。次の改善の際には、高校卒業までの対象年齢引き上げを私たちは求めてまいりましたが、検討経過を伺います。

７点目です。「どの子も育ち、伸びる教育環境の整備と、格差・貧困をなくす対策」について。

①教育センターの果たす役割、発達・不登校相談体制について、職員体制及び相談件数の推移とともに、駐車場やバリアフリーなど、ハード面の課題について伺います。

②保育所待機児童の急増により、復職ができない、あるいは一時保育でしのぎながら復職している世帯の保育料負担は、まさに応能負担ではなく、応益負担となってしまっています。育児休業給付の支給額や、その期間などを鑑みると、待機児童家庭は経済不安と新たな貧困を生む。そういった実態をどう掴んでいたのか。かねてから臨時保育室、一時保育の低所得者助成なども求めてきましたが、検討はされましたか。答弁を求めます。

③日本国憲法では義務教育の無償を言いつつ、公立小・中学校では実際に保護者負担は少なくありません。就学援助が果たした役割について、答弁を求めます。

８点目です。「国の公務員リストラ、行革推進プランと、町職員定数条例との関連と是正策検討経過」

①公立保育所２ヵ所、幼稚園１ヵ所を保有する自治体として、正規職員の採用確保を進めた結果、教育こども部事務局の耐震化や保育所増設に当たる事務量増大に、定数上の改善がなされておりません。見解を求めます。

②図書館司書などの臨時職員の有給休暇取得状況の劣悪さが明らかになって以来、健康管理や勤務体制の改善を求めてまいりました。離職者防止、職員の健康増進に繋がったのか、伺います。

９点目．「地下水保全・安全安心の水道事業に向けた水質管理、工事監理等の技能向上・継承と、水道施設の耐震化」について伺います。

①地下水の水質管理や浄水業務、設計や工事監理などの技能向上の担保として、職員採用の取り組みと､今後の採用計画を伺います。

②公共下水道の公営企業会計化に向けた事務事業を踏まえ、現行職員体制、兼務状況の検証とともに、質の向上、住民への説明責任や情報公開が求められる中、公営企業審議会の設置の検討を 10 年来求めてまいりました。検討経過を伺います。

③水道管などの耐震化の進捗について、伺います。

以上、常任委員会審査のための資料を請求しております。取り計らいをよろしくお願いいたします。

都市創造部長　それでは、河野議員からの大綱質疑のうち、都市創造部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、１点目の①「ＪＲ島本駅西地区にかかる説明会、意見募集、タウンミーティングについて」でございます。

本年１月に実施しました説明会及び意見募集においては様々なご意見をいただき、中でも、再度、住民の皆様からご意見をお伺いする場の創設にかかるご要望を多数いただいたため、８月には計６回のタウンミーティングを開催し、住民の皆様から忌憚のないご意見をお伺いしたところでございます。

タウンミーティングにおいては、農地等を保全すべきであるとのご意見や、駅前の開発を進めるべきとのご意見等、様々なご意見をいただいており、現状では対応が困難なご意見もございますが、今後のまちづくりに反映することのできるご意見につきましては、実現可能性等を総合的に考慮したうえで、準備組合に要望してまいりたいと考えており、協議しているところでございます。

なお、タウンミーティングの際にいただいたご意見につきましては、現状における町の考え方を付したうえで、次回の都市計画審議会においてご報告することを予定いたし

ております。

次に、２点目の「ＪＲ島本駅西地区のまちづくりにかかる都市計画の事務について」でございます。

ＪＲ島本駅西地区のまちづくりにおける第三小学校の位置づけにつきまして、教育委員会等との情報の共有が不足しているとのご指摘をいただいたことや、情報公開において非公開とした部分について島本町情報公開審査会における答申の付帯意見として、その姿勢を改めるべきものとのご指摘をいただいたことにつきましては、本町といたしましても真摯に受け止め、事務に反映させてまいったところでございます。

具体的な部分では、関係部局との情報共有につきましては、今年１月に実施いたしました意見募集の回答の作成に際し、庁内関係部局と情報の共有を図り、協議のうえ、いただいたご意見すべてに回答させていただいたところでございます。また情報公開においては、島本町情報公開審査会の答申を踏まえ、非公開とした箇所の情報を一部公開決定としたところであり、今後においても情報公開の原則に基づき、行政としての説明責任を全うしてまいりたいと考えております。

このほか、本年８月に計６回開催いたしましたタウンミーティングにおきましては、地区計画の他、町財政への影響などについても、町長自らが地域に出向き、住民の皆様にご説明させていただきました。その際のご意見の中には、可能な限り当地区に関する情報を発信してほしい等のご意見をいただいており、本町といたしましても、ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合に積極的な情報発信を求めるとともに、都市計画手続きに基づく住民説明会等においても町の考え方をわかりやすくお示しするとともに、住民の皆様のお声も頂戴しながらまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、３点目のうち①「開発の課題について」でございます。

現在、町内における開発行為等につきましては、「島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱」において事前協議制度を設け、一定規模以上の開発行為等につきましては庁内の関係各課と事前協議を行っていただき、交通安全対策等を含め必要な協議・指導を行ったうえで、次の手続きに進んでいただくことといたしております。

ご指摘の最近の開発における歩道や車道拡幅などの取り組みの実績でございますが、主なものといたしましては、百山地区の関電グラウンド跡地における戸建住宅と共同住宅の開発の際に、事前協議におきまして、事業主側の協力を得て町道沿いに歩道を設置していただいております。また高浜三丁目地区の共同住宅建設の際におきましても、同様に町道の拡幅と歩道を設置していただいております。

次に、府道柳谷島本線沿いの店舗開設の例などに見る課題でございます。当該店舗開設の際におきましては、事前協議の際に可能な限り課題の解消ができるよう、事業主側と協議を実施いたしましたが、歩道の一部拡幅等につきましては、事業主側の一定の協力を得ることができたものの、その他の歩道の拡幅整備等の課題については完全に解決

することができなかったものと考えております。

次に、②「交通安全対策について」でございます。

青葉地区のＪＲ京都線マンボや桜井地区の桜井村踏切における安全対策につきましては、過去からＪＲ西日本とも協議を重ねておりますが、鉄道軌道部が高架となっていることや、踏切の角度、また周辺道路の環境整備が必要となることから、構造上の課題も多く、整備に必要な用地の確保等も含め、現状では抜本的な対策は困難であると聞き及んでおります。

また、ＪＲ島本駅の可動柵設置でございますが、国や鉄道事業者等で構成されている「ホームドアの整備促進等に関する検討会（中間取りまとめ）」においては、ホームから転落またはホーム上で列車と接触する事故が特に多い、利用者数 10 万人以上の駅を優先し実施する方針が示されております。本町といたしましては、今後、鉄道事業者として積極的に設置をいただくことが望ましいと考えておりますことから、国やＪＲ西日本の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、名神高速高架下交差点の信号機や横断歩道設置でございます。過去に交通管理者である高槻警察署と協議いたしましたが、隣接する道路の幅員や当該路線における信号機の距離により、設置できる条件が整わないことから新たな設置は困難である、との回答をいただいております。

次に、４点目の①「水無瀬川・時間雨量 50 ミリ対応」について、ご答弁申し上げます。

水無瀬川の時間雨量 50 ミリ対応に関して一定整備が完成されたという報告につきましては、堆積土砂の撤去などの工事によるものではなく、大阪府が平成 26 年度に策定した水無瀬川を含む「淀川水系淀川右岸ブロック河川整備計画（変更案）」に基づき、平成 27 年度に現況測量を行い、詳細に流況評価を実施された結果、部分的に余裕高が不足するものの、現況河川でほぼ流下断面は確保されていると判断された結果によるものと聞き及んでおります。

また、堆積土砂対策におかれては、大阪府が５年ごとに河道内での堆積状況を調査しており、直近では平成 28 年度に調査され、昨年度「河川特性マップ」にまとめられております。この中で、水無瀬川の状況は「洗掘箇所、堆積箇所が点在している」との結果で、大阪府が府内河川の中で優先順位をつけて、計画的に対策を実施していると聞いております。本町といたしましては、全国的に発生している超過洪水による被害を踏まえ、今後も引き続き、大雨災害対策について大阪府と連携し取り組んでまいります。

次に、②「水無瀬川整備費用の推移と、時間雨量 80 ミリ対応の見通し」について、ご答弁申し上げます。

水無瀬川の時間雨量 80 ミリ対応につきましては、過去から大阪府と協議を行っておりますが、府内における河川整備の進捗状況を踏まえ、今後、優先度を判断したうえで、整備に向けた検討を行う旨の回答をいただいております。本町といたしましても、引き

続き、大雨災害対策について大阪府と連携し取り組んでまいります。

次に、③の「個人住宅・集合住宅の耐震診断、耐震・改修工事の補助制度にかかる相談実績・利用実績」につきまして、ご答弁申し上げます。

平成29年度につきまして、個人住宅にかかる耐震診断の相談実績は６件、利用実績は４件となっております。また個人住宅にかかる耐震改修工事のほうは、相談実績・利用実績とも２件となっております。

一方、集合住宅にかかる耐震診断につきましては、毎年１件分予算措置を行っておりますが、相談実績・利用実績ともございませんでした。また、集合住宅にかかる耐震改修工事につきましては町からの補助制度は設けておらず、相談実績も特にございませんでした。

また、「太陽光発電」や「リフォーム助成」につきましては、福祉対応型のリフォーム補助制度以外は特段制度を設けておりませんが、今後につきましては、他市町における導入事例等を参考に、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、５点目の「清掃工場」に関するご質問のうち、①「長期包括外部委託について」でございます。

包括運営委託の導入につきましては、平成26年度に有識者４名による島本町清掃工場包括運営検討委員会において、検討しております。本委員会では、「包括運営委託を導入するのが望ましいものの、導入にあたっては、他事例も導入前に必要な施設整備を行っていることから、施設整備の実施時期や範囲を早急に決定する必要がある。また施設整備の実施時期や範囲の決定に際しては、精密機能検査等の実施や清掃工場の維持管理業者等と協議を行い、施設の状態を把握する必要がある」と提言を受けております。

これを受け、本町では、平成27年度に清掃工場の設備・装置の損傷状況及び処理機能状況を把握するため、精密機能検査を実施いたしました。検査の結果、施設の整備状況は比較的良好であり、適切な維持管理ができているものの老朽化している箇所があることがわかったことから、これまでの間、本検査結果や、毎年の保守点検結果及び清掃工場の従事者の要望も踏まえながら、予算との整合性を図り、施設整備を行ってまいりました。

このようなことから、包括運営委託の検討につきましては、ご指摘のとおり財政面での検討が必要であるとともに、議会でのご審議をいただく必要があると認識しており、必要な施設整備が一定終了もしくは目途がついた段階で、皆様のご意見を踏まえ、判断してまいりたいと考えております。

次に、②「清掃工場への若手職員の登用について」でございます。

清掃工場では、持ち込まれたごみや大型・引っ越しごみの申し込みなど受付業務を基本に、本町職員により対応しながら、必要に応じて委託業者との連絡・調整や、専門知識を身に付けるなど、施設の適正な運転を行っております。

職員の配置につきましては、人事異動の状況等も関連することから、人事部局との調整が必要ではございますが、ごみ処理の広域化や包括運営委託など、施設の運転管理の手法などを総合的に勘案しながら、対応してまいりたいと考えております。

次に、③「事業系ごみ収集等について」でございます。

事務所、店舗などの事業所から出たごみは、事業系ごみとして、事業者の責任で適正に処理することが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で義務付けられております。そのため、本町では事業者に対し、ごみの処理方法やごみの減量、リサイクルに努めていただくよう、ホームページや広報誌により啓発を行っております。今後につきましても、事業系ごみの適正処理の徹底と減量化・資源化の推進を図るため、継続的に啓発を行ってまいります。

また、ごみ減量等の施策については、平成27年３月に策定いたしました「島本町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、３Ｒの推進として、ごみ減量化（リデュース）、ごみの再利用（リユース）、ごみの再資源化（リサイクル）の取り組みを進めております。具体的な施策の内容としては、ごみの発生抑制のためのごみの適正な出し方に関する啓発を徹底するとともに、廃棄物減量等推進員への研修の実施、資源物の集団回収への支援、また平成28年度よりごみ袋の透明・半透明化を実施し、３Ｒの根幹であるごみの発生抑制に向けた取り組みを進めております。今後も引き続き、より一層のごみ減量等の施策を進めていく中で、他自治体が進める事例を参考に調査・研究し、本町に適したごみ減量等の取り組みを検討してまいりたいと考えております。

なお、ごみ処理の広域化につきましては、将来的な課題と認識しておりますが、現時点での予定はございません。本町といたしましては、広域化を目指しつつ、広域化の目途が立つまでは、現施設の延命化を図りながら安定した施設運営を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長　続きまして、教育こども部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、大きな１点目のうち②「第二幼稚園・第四保育所の一体的整備に関わるタウンミーティングについて」でございます。

教育委員会といたしまして、本庁の事務職員と保育所・幼稚園に所属する保育士・幼稚園教諭は、当然ながら組織上一体的な位置付けであり、日常の運営をはじめ諸施策の展開や改善すべき事項について、互いに情報共有、意見交換を図り、異なる考えであった場合は議論を交わしながら事業を進めているところでございます。

標記の課題につきましては、平成29年度の施政方針に掲げており、具体化を図るべく、本庁から現場の管理職員や一般職員に情報提供など行っており、特に園長や所長など管理職員につきましては、保護者懇談会や説明会、タウンミーティングに参画し、場合によっては司会を執り行うことや、保護者からの質問に対してお答えするなど、方針策定

時の中枢としての役割を果たしているものでございます。

なお、管理職員からは一般職員に対し組織的に情報共有や意見聴取が行われ、組織的に現場を交えての方針立案となっていると認識いたしております。

また、今後、より具体な計画策定にあたっては、現場職員の経験や知識を活用しなければ形とすることはできず、引き続き本庁・現場と一体となって事業を進めてまいる考えでございます。

次に、大きな７点目の①「教育センターの果たす役割、発達・不登校相談体制について」でございます。

教育センターは、地域に根ざした住民参加による教育事業の拠点としての機能を持ち、また教育活動を推進するため、教育相談や不登校児童生徒の適応指導や教職員の研修の場として多目的に活用しております。

教育センターの職員は、所長を含む３名体制でございます。相談業務は、臨床心理士や専門の相談員が就学に対する不安や質問、学校生活・学習についての教育相談及び子どもの健やかな成長と発達や療育に関わる発達相談について行っております。次に、相談件数でございますが、教育相談は昨年度より減少いたしましたが、発達相談は増加傾向にあり、特に小学校入学前の発達相談が増加しております。

また、不登校児童生徒への支援は、指導員やボランティアが適応指導教室「パコ」を開設し、本センターへの通所や訪問指導などを家庭・学校と連携して行っております。

教育センターのハード面の課題につきましては、駐車場や施設のバリアフリー化に加え、平成 27 年度に実施しました耐震診断では、結果、「島本町公共施設耐震化基本計画」における目標Ｉｓ値 0.75 を満たしておらず、耐震補強が必要であることが判明いたしました。教育委員会といたしましては、今後、施設の建て替え等を行う際は、「建築基準法」「大阪府福祉のまちづくり条例」等の関係法令の基準を満たすだけではなく、駐車場台数の確保、相談しやすい環境づくり等も勘案し、整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、②の「復職時からの利用を希望していた保育所待機児童家庭への対応策について」でございます。

育児休業明けからの保育所への入所を希望していて待機となってしまったご家庭の中には、育児休業を延長されたり、認可外保育施設や一時保育を代替的に利用することで復職されたりするご家庭がいらっしゃることは、本町におきましても一定把握いたしております。

このようなご家庭への対応策として、一部の自治体では、公共の空き施設を「臨時保育室」として改修し、設置する事例がございますが、本町におきましては、現在のところ活用できる空き施設がないため、「臨時保育室」の設置は難しいと考えております。このため、現状では必要な認可保育施設を速やかに整備してまいり、できる限り早期の

保育定員の拡充に努めてまいることが、取り得る対応策であると認識しております。

また、低所得者層世帯に対する一時保育の利用助成につきましては、国において、平成31年10月に幼児教育の無償化が実施され、その対象に、保育の必要性の認定を受けた世帯の一時保育について検討されていると聞き及んでいることから、その動向を注視しつつ、今後、実施のあり方を検討してまいります。

次に、③「就学援助が果たした役割について」でございます。

「学校教育法」第19条は、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」と定められております。就学援助は、学齢期の児童生徒が家庭の経済的な理由によって義務教育を受ける機会を損なう状況にならないように、教育の機会均等を担保していると認識しているところです。

なお、教育委員会といたしましては、「学校教育法」の趣旨を踏まえ、就学援助費として、給食費、学用品費、新入学用品、校外活動費、修学旅行費などの費用の一部を支給しております。

次に、大きな８点目、②の「図書館司書臨時職員の健康管理や勤務体制の改善について」でございます。

平成29年度当初の臨時職員の図書館司書は、常勤５名と非常勤８名の計13名でスタートいたしました。平成28年度の体制と比較いたしますと、非常勤で１名増員となっており、体制の拡充を図ったところでございます。

いずれにいたしましても、多くの臨時職員の皆さんのお力添えのもと運営している図書館でありますので、引き続き、働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

総合政策部長　続きまして、総合政策部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、１点目の③「住民との信頼関係の構築について」でございます。

住民委員会につきましては、平成30年度をもって従来の提言活動を終了される予定となっておりますが、必要に応じて職員も話し合いに参加し、意見交換をさせていただくなど、関与しているところでございます。

「しまもトーク」につきましては、それぞれの地域でどういった課題があるのか、地域でどのような取り組みをされているのかなど、町長自身が地域に出向き、直接住民の皆様と対話する場としていることから、町長とコミュニティ推進課長の２名で実施させていただいております。

なお、各種テーマを設定したタウンミーティングにつきましては、各部署において必要に応じ管理職以外の職員が出席している場合もあり、住民の皆様との対話を通じ、担当業務への認識を新たにするなど、効果があるものと認識しておりますが、休日出勤と

なることや日常業務への影響等を勘案いたしますと、出席者については十分精査する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、若手職員に限らず、職員が担当業務にかかる住民の皆様との信頼関係を築くことは重要でありますことから、タウンミーティングのみならず、普段の業務の中でも、意識して取り組んでいく必要があると考えております。

次に、８点目の①「教育こども部の職員定数について」でございます。

まず、ご質問に「公立保育所２ヵ所、幼稚園１ヵ所」とございますが、現時点では、公立保育所及び幼稚園各２園を管理いたしており、平成 30 年度末で第二幼稚園を閉園することとして事務を進めているところでございます。

教育こども部では、このほかにも学校施設等の耐震化対策や、保育所の待機児童対策などの懸案を抱え、限られた人員のもと、これらの課題解決に向けた事務を含む多くの業務にあたっていることは、十分認識をいたしております。

なお、現在、教育こども部の職員定数につきましては条例定数 70 人に対し 66 人となっておりますが、今後とも部内各課における業務の状況について定期的に状況把握を行い、町全体の職員体制の中で対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、健康福祉部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、６点目の①「高齢者移送サービスについて」でございます。

高齢者を対象とした移送サービス助成事業につきましては、「第５次島本町行財政改革プラン」に基づく個人給付の見直しにより、平成 23 年 10 月から、対象者や助成内容等の見直しを行いました。

現行の事業内容としましては、他の交通手段の利用及び移送が困難な 65 歳以上の方で、要介護２以上と認定された方を対象として、福祉施設への入・退所または通所するときや、病院へ入・退院または通院するとき、役場等官公署へ諸手続きのため出向くときに、タクシー等を利用する際の費用を助成し、その助成額につきましては１日につき３千円を限度、利用回数につきましては１ヵ月につき３日までとなっております。

平成 24 年度から平成 29 年度までの事業実績につきましては、平成 28 年度までは、実利用者数及び実績額ともに年々増加している状況にございます。平成 29 年度につきましては、前年度と比較し、実利用者数、実績額ともにやや減じておりますが、年々高齢者数が増加していること、また高齢者数の増加に伴い、要介護認定者数も増加することが見込まれることから、利用者数は増加するものと考えております。

今後、本年８月策定の「第６次島本町行財政改革プラン」に基づき、近隣自治体の状況や町の施策との整合、対象者の状況等を総合的に勘案し、チケット制の導入や対象要件等の見直しについて検討を進めてまいります。

また、高齢者や障害者等の皆さまの利便性の向上や社会参加を促進するため、「福祉

ふれあいバス」の今後のあり方についても、あわせて検討を進めてまいります。

次に、②「チェックリストで判定を受けた人数、通所介護等を外された事例、その後の生活状況や介護状況の変化について」でございます。

平成29年度から、新たに介護予防・日常生活支援総合事業を開始したことに伴い、それまで要介護認定の要支援１及び要支援２と判定された方で、訪問介護（ホームヘルプサービス）及び通所介護（デイサービス）のみを利用されていた方が、引き続き当該サービスの利用を希望される場合は、要介護認定の更新を行うのではなく、25項目からなるチェックリストによる判定を実施しており、平成 29 年度におきましては、延べ 103 名の方に対しチェックリストによる判定を実施いたしました。これまで要支援１及び要支援２と認定され、訪問介護及び通所介護のサービスを利用されていた方で、チェックリストによる判定の実施により、訪問介護及び通所介護のサービスが利用できなくなったという事例はございません。

なお、チェックリストによる判定により、総合事業の事業対象者と認定された方であっても、本人のサービス利用の意向を踏まえ、ケアマネジャーが中心になってサービス利用等に関するケアマネジメントを実施するとともに、サービスの利用による本人の生活状況等の変化についても、継続して把握に努めているところでございます。

次に、③「子ども医療費助成について」でございます。

他の議員の大綱質疑にご答弁申し上げましたとおり、本町の子ども医療費助成につきましては、平成25年10月及び平成27年７月の２回にわたり制度改正を行い、所得制限を撤廃するとともに、通院は小学生、入院は中学生まで拡大しております。

府内市町村の状況といたしましては、平成29年度当初では、本町を含む６市２町（豊中市・泉大津市・茨木市・和泉市・門真市・高石市・島本町・忠岡町）が同程度の助成内容となっておりましたが、現在では、本町を除く府内のすべての市町村が中学生以上までを助成対象としており、一部の自治体におきましては、高校生まで助成対象を拡大していると聞き及んでおります。

また、平成30年度の施政方針でお示ししているとおり、さらなる制度拡充に向け、対象者の拡大に向けた検討を行い、一定の方向性をお示しする予定としているところでございます。

なお、拡充の検討に際しましては、本町の財政状況及び他施策との整合のほか、府内他市町村の実施状況を踏まえ、制度設計を行ってまいります。

以上でございます。

上下水道部長　それでは最後に、上下水道部所管分について、ご答弁申し上げます。

９点目の「地下水保全・安全安心の水道事業に向けた水質管理、工事監理等の技術向上、継承と水道施設の耐震化について」でございます。

まず、①「職員採用の取り組みと今後の採用計画について」でございますが、水道事

業の技術職員等の配置につきましては、職員採用を所管いたします総合政策部とも協議を行っており、今後の採用計画につきましては、組織全体の職員体制等を検討したうえで策定されるものと認識しております。

次に、②「公共下水道の公営企業会計化に向けた現行職員体制、兼務状況」につきましては、職員数全体が限られる中、業務の専門性も踏まえると、一定の兼務はやむを得ないものと考えておりますが、公営企業として安定運営ができる体制について、総合政策部と協議を行っているところでございます。

「公営企業審議会」設置につきましては、平成30年２月定例会議において一般質問をいただき、その後、先行団体の状況等につきまして、現在、調査・研究中でございます。

次に、③「水道管などの耐震化の進捗について」でございます。

現在、老朽配水管につきましては、計画期間を平成26年度から平成35年度とする「水道管路等更新計画」に基づき、計画的な管路の更新及び耐震化に努めておるところであり、平成29年度末での水道管路の耐震適合化率は約26.9％となっております。また配水池の耐震化につきましては、現在、使用している５池の配水池のうち、第１高区配水池以外の４池につきましては耐震化が完了しており、平成30年度には第１高区配水池の耐震診断業務を予定しております。

引き続き、水道施設の耐震化に向けまして、適切に対応してまいります。

以上でございます。

河野議員　お疲れ様でした。多くの答弁、参考にさせていただき、民生については私、委員ですので、引き続き納得できない点や議論を深める点は委員会審査でやっていきたいと思っております。

なお、総務建設水道常任委員会所管については常任委員会にゆだね、審査資料を請求しておりますので、皆さんと共有しつつ議論を深めていきたいと思っております。

大綱質疑としては、以上で終わらせていただきます。

川嶋議長　以上で、河野議員の大綱質疑を終わります。

以上をもちまして、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を伺います。終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後５時25分～午後５時26分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第１号認定から第13号認定までの13件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、第１号認定から第13号認定までの13件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後５時27分から午後６時15分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、委員会の日程を職員から報告をさせます。

議会事務局長　それでは、日程についてご報告申し上げます。

総務建設水道常任委員会は９月 12 日（水）、13 日（木）。民生教育消防常任委員会は９月14日（金）、18日（火）。会議時間は、いずれも午前10時でございます。

以上でございます。

川嶋議長　お聞きのとおりでございます。

委員各位におかれましては、よろしくご審査賜りますよう､お願い申し上げます。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から９月27日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、明日から９月27日までを休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

次会は、９月28日午前10時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

（午後６時０６分　散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第　１　号認定　平成２９年度島本町一般会計歳入歳出決算
第　２　号認定　平成２９年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
第　３　号認定　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
第　４　号認定　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
第　５　号認定　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
第　６　号認定　平成２９年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
第　７　号認定　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
第　８　号認定　平成２９年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
第　９　号認定　平成２９年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
第１０号認定　平成２９年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
第１１号認定　平成２９年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
第１２号認定　平成２９年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
第１３号認定　平成２９年度島本町水道事業会計決算

平成３０年

島 本 町 議 会 ９ 月 定 例 会 議　会 議 録

第　５　号

平 成３０年　９月２８日（金）

島本町議会９月定例会議　会議録（第５号）

年　月　日　　平成３０年9月２８日（金）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田　淳	２番	大久保　孝幸	３番	東田　正樹
４番	平井　均	５番	河野　恵子	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	中田　みどり	11番	野村　篤	12番	伊集院　春美
13番	福嶋　保雄	14番	村上　毅		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	副町長	小田　哲史	教育長	持田　学
総合政策部長	北河　浩紀	総務部長	由岐　英	健康福祉部長	原山　郁子
都市創造部長	名越　誠治	都市創造部理事	柏木　栄一	上下水道部長	水木　正也
消防長	近藤　治彦	教育こども部長	岡本　泰三	会計管理者	永田　暢

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	村田　健一	書記	小東　義明

議事日程第５号

平成３０年　９　月２８日（金）午前１０時開議

日程第１　行　政　報　告

日程第２　第　１　号認定　平成２９年度島本町一般会計歳入歳出決算

第　２　号認定　平成２９年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

第　３　号認定　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

第　４　号認定　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第　５　号認定　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

第　６　号認定　平成２９年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算

第　７　号認定　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

第　８　号認定　平成２９年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算

第　９　号認定　平成２９年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算

第１０号認定　平成２９年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算

第１１号認定　平成２９年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算

第１２号認定　平成２９年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算

第１３号認定　平成２９年度島本町水道事業会計決算

日程第３　第７２号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第７３号議案　平成３０年度島本町一般会計補正予算（第３号）

第７４号議案　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

第７５号議案　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

第７６号議案　平成３０年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）

（午前１０時００分　開議）

川嶋議長　おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事に入ります。

議案等につきましては、お手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

日程第１、行政報告に入ります。

町長から、行政報告のため発言を求められておりますので、これを許します。

山田町長（登壇）　おはようございます。それでは、行政報告をさせていただきます。「過日の台風第21号にかかる本町の対応等について」でございます。

台風第21号は９月４日午後０時頃、日本では25年ぶりとなる、非常に強い勢力を保ちながら徳島県に上陸し、その後、速度を上げながら近畿地方を縦断しました。台風の接近・通過に伴って、近畿地方では猛烈な風が吹くとともに猛烈な雨が降り、これまでの観測記録を更新する記録的な高潮となったほか､広範囲にわたる停電が発生しました。

本町におきましても、４日午後に暴風が吹き荒れ、午後２時24分には消防本部の風速計で最大瞬間風速42.6mを記録し、町内に大きな被害をもたらしました。また、広範囲において停電が発生し､特に大沢地区では９月14日午後５時５分まで停電が続くとともに、停電による断水が同日午後11時頃まで続きました。

町では早急に災害対策本部を設置し、職員65人体制の３次配備を取り、町内巡視やスクリーン清掃、自主防災会への連絡、防災行政無線・ホームページ・防災メールによる注意喚起をはじめ避難所を開設するとともに、避難行動要支援者への電話連絡等を行ったほか、台風が通過した後の災害復旧作業など、災害対応を継続して行いました。

被害の状況でございますが、戸建て住宅等の瓦・スレート屋根の落下、飛来物による家屋等の損壊、ブロック塀の倒壊、カーブミラーの損壊、看板等の損壊、倒木などが多数発生いたしました。

特に山間部では倒木が広範囲にわたって発生し、道路をふさぎ、通行できない状況となったことから、大沢地区が一時孤立状態となりました。翌５日には長岡京市からのアクセス道路が仮復旧し、軽自動車の通行が可能となったため、食料・飲料水、発電機、ガソリンなどを運搬するとともに､今後も停電･断水が続く見込みの中で自宅での生活継続の意思等確認し、個々の希望に添って、福祉避難所への一時避難など必要な手続き等を進めました。

また清掃工場付近の町道尺代２号線において、約30mにわたる倒木、電柱の倒壊、電線の断線などによる車両の通行不能及び停電により清掃工場が操業できない状況となっ

たことから、「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」に基づき、９月７日までの間、町域内の可燃ごみを高槻クリーンセンターにおいて処理していただきました。

そのほかの公共施設では、町立第二小学校体育館及び消防本部車庫の窓ガラスが破損したほか、小学校３校・中学校１校において運動場の防球ネットが破損するなどの被害がありました。

災害復旧作業につきましては、配備職員による各家庭の災害ごみの回収や、倒木・倒竹の処理、カーブミラーの補修などを行うとともに、職員では処理不可能な大規模な災害現場については町内業者に委託し、復旧に努めました。また町内各所で発生した大量の倒木等は、森林ボランティアの里山クラブ、フォレスト島本、森のクラブの皆様に、長期間にわたって処理していただいており、現在もなお作業を行っていただいております。ご協力いただいている皆様の献身的な活動に、心から感謝いたしますとともに敬意を表する次第でございます。

最後に、今回の台風による戸建て住宅等の被害につきましては、家屋の一部損壊など多数発生しており、昨日 17 時現在で 110 通の罹災証明を発行いたしております。現在、町では住家の被害認定調査を行っており、家屋の被害が半壊以上に及ぶ方には固定資産税、各種保険料、保育料など、関係条例等に基づき減免等を行ってまいります。

なお、現行制度上、「災害救助法」における公的支援の対象外となっている一部損壊家屋への財政支援については、大阪府町村長会を通じ国に緊急要望をいたしております。

以上、本日時点での対応状況等について、ご報告させていただきましたが、今後とも議会及び住民の皆様に対しましては、必要に応じ、広報誌やホームページなどを通じまして情報提供に努めてまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

川嶋議長　以上で、行政報告を終わります。

日程第２、第１号認定　平成29年度島本町一般会計歳入歳出決算から第13号認定　平成 29 年度島本町水道事業会計決算までの 13 件を、一括議題といたします。

なお、本案 13 件につきましては、去る９月７日の本会議において所管の各常任委員会に付託していたもので、すでに審査が終了しております。

よって、これより各委員長の報告を求めます。

それでは、まず、総務建設水道常任委員長の報告を求めます。

平井委員長（登壇）　おはようございます。それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る９月７日の本会議において、本委員会に付託されました第１号認定　平成 29 年度島本町一般会計歳入歳出決算（所管分）ほか９件について、９月 12 日及び 13 日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件10件を一括議題として、所管部局ごとに審査を行いました。また、付託案件についてはすでに本会議において説明されたところではございますが、委員会審査の万全を期するため、執行部からの補足説明を求め審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、９月13日に討論、採決を行いました。

採決の結果、第１号認定（所管分）は賛成少数で不認定とすべきもの、そのほかの９件につきましては、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

川嶋議長　次に、民生教育消防常任委員長の報告を求めます。

村上委員長（登壇）　おはようございます。それでは、民生教育消防常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る９月７日の本会議において、本委員会に付託されました第１号認定　平成29年度島本町一般会計歳入歳出決算（所管分）ほか３件について、９月14日及び18日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件４件を一括議題として、所管部局ごとに審査を行いました。また、付託案件についてはすでに本会議において説明されたところではございますが、委員会審査の万全を期するため、執行部から補足説明を求め審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、９月18日に討論、採決を行いました。

採決の結果、第１号認定（所管分）は全員賛成で認定すべきもの、そのほかの３件につきましては、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

川嶋議長　これより、委員長報告に対する質疑を行いますが、審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案13件の各常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、第１号認定から、順次、討論、採決を行います。

なお、第８号認定から第12号認定までの各財産区特別会計の５件は、一括討論、一括採決といたしますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、第１号認定　平成29年度島本町一般会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

大久保議員　おはようございます。それでは、第１号認定　平成29年度島本町一般会計歳入歳出決算について、大阪維新の会の会派を代表して討論を行います。

平成29年度島本町一般会計決算は、歳入総額117億4,516万509円に対し歳出総額は115億2,424万1,301円で、形式収支額は２億 2,091万9,208円、実質収支額は、１億9,974万5,208円の黒字決算となっております。また経常収支比率は88.1％で、前年度に比べまして10.8ポイント改善をしております。この要因には、一部法人の業績好調や、交付税の制度改正によるものがあげられております。

しかしながら、今後も社会保障関係経費の自然増加や、公共施設の老朽化対策にかかる経費増加が増える財政構造が続くことが見込まれ、今後、ますます自主財源の確保、行財政改革に努める必要があると考えます。島本町が今後、健全な状態で存続していくために、町長を中心とし、合併を見据えた広域連携の構築を推し進めていただくよう強く要望をします。

健康福祉部について。

高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進として、福祉ふれあいバスの適切な運行に努められております。今後の高齢化や乗車数の変動を鑑み、今後の福祉ふれあいバスのあり方について、十分なご検討をお願いします。

「予防接種法」に基づく各種予防接種の接種率向上としましては、風しん予防接種費用助成事業を実施し、平成29年度に茨木保健所管内の医療機関において、風しんと診断された事例がなかったことを評価いたします。しかしながら、この助成金は平成30年度において終了するとのことです。本町としましては、今後の風しんの流行や妊婦さんの安全保護を考慮し、大阪府に対し、風しん予防接種費用助成事業の継続を強く要望していただくよう、お願いいたします。

介護予防事業としましては、通所型サービスＣを実施するにあたり、地域の「いきいき百歳体操」に継続して参加をする施策は、大変良い施策と評価をいたします。しかしながら、サポーターの方の高齢化も心配されますので、今後ともきめ細かい支援をお願いいたします。

教育こども部について。

通学路の見守りとしまして、2020年に新しい学校が島本町に誕生し、ＪＲ島本駅を利用する学生の増加が予想されます。この影響も視野に入れ、新しい通学路の見守りの施策もご検討をください。

いじめ・不登校・虐待問題等対策として、いじめに関しましては、平成29年度に島本町いじめ等防止基本方針を改定され、いじめを認知する際のハードルを下げ、学校のい

じめ対策組織としてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを参画させるなど、いじめを初期の段階で対応できるように取り組まれていることを評価いたします。虐待問題等対策に関しましても、各事案に対してきめ細かい対応をされていると認識をいたします。しかしながら、いじめ・不登校・虐待問題等対策に対するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの時間数や人員不足が、課題として残ります。子ども達の安心安全を守るためにも、今後とも大阪府への要望をお願いします。

保育を必要とする乳幼児の保育の実施として、全国的な保育士不足を受けまして、本町独自の保育士配備基準を見直す時期に来ていると考えます。あわせまして、待機児童対策として、母子手帳をもらった妊婦さんに対する保育施設等利用意向調査アンケートなどの導入をご検討ください。

教職員健康診断として、今後も乳がん検診のさらなる受診向上に向け、職員の皆様の啓蒙と、きめ細かい検診準備をお願いします。

町立図書館の管理運営として、平成29年７月、北摂地区７市３町の公立図書館の広域利用が開始され、本町の対応や、その成果について評価をいたします。しかしながら、臨時職員さんの人数や雇用対策に課題があると推察をいたします。町立図書館の平常運営を担保するためにも、職員確保に支障が生じないよう、今後とも対応をよろしくお願いいたします。

消防本部につきましては、消防団員普通救命講習の実施をされ、高い受講率で、消防団員の資質の向上に努力をされておられます。しかしながら、普通救命講習の普及に伴い、ＪＲＣ蘇生ガイドラインの今後の見直しにも対応すべく、心肺蘇生の質が問われていくことが現状と推察いたします。今後の課題として、心肺蘇生の質について取り組んでいただくよう、お願いをいたします。

総務建設について。

平成29年度は「しまもトーク」、町長による職員面談と、人との対話を重視される町長の積極的な姿勢があらわれた年でありました。今後は、その姿勢を町外へも積極的に発信していただきますように、お願いを申し上げます。

また、埼玉県への移転を表明されていた日立金属株式会社山崎製造部が、引き続き島本町に生産機能を残し土地の売却を行わないと決定されました。町長はじめ職員の方々が日立金属株式会社東京本社まで出向き、話をされたご努力の結果と評価をいたします。

また、業務継続計画については、外部へ委託する自治体が少なくない中、策定に取り組まれたご苦労とご努力に感謝を申し上げ、評価いたします。災害発生後に職員数が不足するなどの課題につきましては、今後、改善に向けご検討いただきますよう、お願いを申し上げます。

しかしながら、今回の庁舎整備検討資料作成等業務に対しては、今後の町財政の負担を考えれば、資料にある耐震化２案、建て替え２案に絞り込まれるまでの過程で、十分

な検討が行われたとは言えません。民間活力の導入の視点や、ふれあいセンターを含め既存の施設を最大限に利用し、最小限の床面積に抑えた新庁舎の検討が大きく不足しております。

このような観点から、本町の未来や方向性が問われる重大事業を判断する庁舎整備検討資料作成等業務としましては、不十分な予算執行であったと判断し、不認定とします。

川嶋議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第１号認定　平成 29 年度島本町一般会計歳入歳出決算に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の立場から討論を行います。

「小さくても魅力あるまちづくり」を掲げられた、山田町長就任１年目でした。その中で、一つの柱とされた「子育て支援と教育の充実」については、民間保育園の誘致、病児・病後児保育への助成、産前・産後ヘルパー事業の拡充、学校図書館司書の各校配置などは評価できるものです。特に学校図書館司書の各校配置に関しては、図書室の機能が十分発揮されることにより得られる教育的効果は高いものと思われ、素晴らしいことと評価します。

そして、平成 29 年４月１日の時点で全国の公立学校の耐震化率が 98.8％となる中、町内最後となった第三小学校の耐震化に着手、Ｂ・Ｃ棟の耐震化を完了したこと、第四小学校の校舎増築、第二・第四学童保育室を施設整備されたことも評価できます。

また、加熱する部活動が全国的に問題とされている中、教職員の長時間労働及び生徒の負担軽減のためにノークラブデーを導入し、各部活動の活動状況を教育委員会として把握し始めたこと、そして適切に活動するよう指導を行ったことは、教員と生徒の双方が安全で健やかな学校生活を送ることに寄与したものとして、高く評価できます。長期欠席児童生徒の状況把握に努められたことも、素晴らしい取り組みです。

保育環境については、課題が山積です。保育士不足や耐震化問題に加え、現在、町では住宅開発ラッシュにより人口増加が続いています。そのため待機児童問題は深刻化し、150％に近い過密な保育環境が継続しており、保育士にかかる過大な負担や保育の質の低下が懸念されます。こうした中、国より高いレベルの町の保育士配置基準を維持し、保育士の目が行き届きにくい状態になるのを避けたことは、高く評価できます。お子さんお一人お一人、かけがえのない大切な命です。安全性を高めるためには、一人の保育士が見る子どもの数を少なくすることが効果的です。今後も、町独自の保育士配置基準を堅持することを強く求めます。

その他にも、大阪府の最低賃金アップにあわせ臨時職員の時給を一部ではなく全体として見直したこと、人権文化センターのトイレ改修・エレベーターの設置、し尿処理の高槻市との広域連携に向けた取り組み、ふれあいセンターのエレベーターの耐震改修、情報公開制度・個人情報保護制度の『趣旨と解説』の改訂、生産緑地制度の導入の検討、災害対策本部となる庁舎の耐震化の検討を行い、方向性を示したことなどは、住民福祉

の増進、安心安全なまちづくりに寄与したものとして評価します。

また、ふるさと納税に関しては、返礼品競争への批判が全国的に高まる中、事業目的を特定して寄付を募るクラウドファンディング型制度を導入したこと。そして、その事業の一つに「島本地域猫を考える会」の活動を取り上げたことを特に評価します。猫の施設への搬送は、これまで年間20件近くあり、この多くは殺処分されていたものと思われます。この数が平成28年度以降ゼロになったのは、この会の活動のおかげです。避妊去勢手術の補助金を１件当たり３千円から５千円に引き上げ、これを支援したことは、動物愛護の観点から素晴らしいことだと思います。クラウドファンディングでは、予定額を超えて寄附が集まったこともありますので、今後も引き続き、こういった活動を支えるための予算措置の拡充に期待します。

認定にあたり、幾つか申し上げたいことがあります。

第三小のＢ・Ｃ棟の耐震化が完了した一方で、Ａ棟の建て替え増築については、Ｂ・Ｃ棟の既存不適格が府により指摘されたことで、進んでいません。事情があることはよくわかりますが、平成30年４月１日時点で全国の公立小・中学校で耐震化率が99.2％になっている中、未だ耐震化されていない校舎に児童を通わせている保護者の方の不安と児童の安全を考えれば、まずは１日も早く建て替え増築に取りかかることができるよう、努力していただきたい。そして、不安感や不信感を払拭するために、保護者を含む関係者に対して状況を説明することが、行政の最低限の努めと考えます。

部活動に関しては、ノークラブデー導入と、教育委員会が部活動の活動状況を把握したことにより、加熱解消に一定の成果が見られたことを評価しました。一方で、状況把握に用いたのは活動予定であり、これと実際の活動状況がかけ離れている事例が散見されました。今後は、予定ではなく活動実態を把握していただきたい。一般論ですが、加熱した部活が問題となるのは、その外部に対する閉鎖性が一因だと思われます。ですので、例えば部活の活動実績を各学校のホームページにあげるなどし、公開性と透明性を高め、問題が起こらないように努められることを期待します。

委員会では触れませんでしたが、昨年度は第二中学校の教員が盗撮をしたことにより懲戒免職処分がされました。部活動やクラス担任で、その教員と関わりの深かった生徒のショックは相当なものだったと聞いています。教員の性犯罪の原因の一つに、過重勤務によるストレスのためこみがあるとの指摘があります。中学校教員では、過労死ラインに達する週20時間以上の残業の主な原因が、土日の部活動だという調査結果もあります。子ども達に健全で質の高い教育環境を確保するためにも、せっかくの部活動ガイドラインが骨抜きにならないように注意し、教員の負担軽減策に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そしてもう一つ、平成29年度の第一中学校における部活動中の怪我率が、全国規模の調査結果と比べて有意に高かったことは見過ごせません。先日、さらに平成28年度のデ

ータも確認したところ、同様に怪我率が高かったことがわかりました。一中では、少なくとも２年連続で部活動の怪我が頻発しています。学校は、安心で健全な学びの場でなくてはなりません。過度の練習が怪我のリスクを高めることは常識です。休養を適切に取ることや､短時間で効果的な練習に努めるよう求めているガイドラインの遵守は､怪我の防止の点でも重要であることを改めて申し添えます。

不登校の問題については、まずは児童生徒が不登校にならないような、学校や教員による環境づくりが最も重要です。にもかかわらず、もし不登校という事態になれば、児童生徒本人への働きかけや、学校以外の受け皿を確保することが必要です。それと同時に、保護者の方への情報提供や配慮もとても大切です。これらが実現するよう、教職員の研修などを通じて意識改革を促すなど、今後の取り組みに期待します。

質疑では述べられませんでしたが、付属機関の委員選出については、定められた基準を遵守し、広い範囲から住民世論が反映できるように努め、担い手の育成に努めてください。

都市計画審議会に利害関係者が含まれている件では、複数の住民から疑問の声があがっていました。利益相反が疑われるような状態を避けるのは、もう世間の常識です。ルール違反になっていないからと、それを認める姿勢は改めていただきたい。

第二幼稚園の廃止についてです。住宅開発ラッシュによる待機児童増加対策のしわ寄せを一手に引き受けたのが、昨年度、第二幼稚園に通われていたお子さんと、保護者の方々です。閉園の方向性を示した昨年秋の唐突な説明会は、多くの保護者に精神的な負担を強いました。また、その進め方は、行政に対し不信感を持たせるに十分なものでした。猛省に値します。急激すぎる人口増加は、まちのあらゆる施策に負荷を与えます。ですから、町は都市計画などの手法を使って、急な変化が生じないよう、教育こども部を含め行政全体で政策的な人口誘導に取り組むべきでした。問題が生じてから、場当たり的に対応するような今のやり方は、本来、回避すべきです。また、もし回避できなかったとしても、町が引き受けるべき負荷を住民に押しつけるようなことになってはなりません。

住民意見の広聴についてです。住民と行政が協働し、創意工夫をもって魅力あるまちづくりをと、各種タウンミーティングや説明会を開催したことは画期的なことと評価できます。しかし、幾ら意見を聞いても、それをまちづくりに活かすことがなければ、住民参加のまちづくりなど、ただのお題目です。住民の皆さんから、ただのガス抜きだと言われても仕方がありません。現に、第二幼稚園の元保護者の方から先日届いた要望書では、保育・教育に関するタウンミーティングについて、意味のない、閉鎖的なタウンミーティングと、率直に表現されています。重く受け止めるべきです。行政として、大変な思いをしながらタウンミーティングを開かれていることは承知しています。だからこそ、このように受け止められたことは大変悔しいことではないでしょうか。

駅西の説明会、意見募集、タウンミーティングも同様です。せっかく生まれたまちづくりへの住民参加の気運、ここで芽を摘み取ってはなりません。島本町を風通しの良い町に変えるための大事な、大事な息吹です。大きく育てなければなりません。そのために、行政が何をすべきか、今一度、真剣に考えていただきたいと思います。

町の、駅西のまちづくりを含む都市計画に対する姿勢についてです。昨年度、ＪＲ島本駅西土地区画整理事業業務代行予定者募集にかかる事業提案書に対する町民からの情報公開請求に、町は「情報公開条例」を精査することなく、事業者と準備組合の意向を優先した形で、ほとんどの部分を非公開としました。この態度は改められるべきであること、弁護士を含む情報公開審査会の答申にて厳しく指摘されているところです。同じ態度は、情報公開だけでなく、島本駅西のまちづくりに対する町の姿勢にもあらわれています。改められるべきです。

また、これまで駅西の都市計画に対し住民が意見を言うことについて、人の土地のことに口を出すな、誰の土地だと思っているんだという非難の言葉を浴びせる例が見られますが、これがいかに的外れな主張であるかということを指摘しておかなければなりません。

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることにより、人びとの健康で文化的な生活と機能的な活動を確保するため、公的な観点から土地利用に一定の制約をかけることで成り立ちます。駅西開発に必要な都市計画の変更は、その制約のかけ方を変えようというものですから、地権者が好き勝手にできるようなものではありません。都市計画の変更に住民が意見をするのは、全くもって正当なのです。これを非難する行為は、都市計画に対する不勉強の表れだと言わざるを得ません……（「そこまで言うか」ほか、議場内私語多し）……。さらに、都市計画の変更に対して町民が意見を述べることは、個人の財産権の侵害にはならないこと、委員会質疑を通して確認されていることも付け加えておきます。

予算執行は、すべて住民福祉の増進のためにやるものです。平成29年度に行われた駅西のまちづくりに関わる情報公開請求に見られた町の姿勢、そして、これまでの駅西に対する町の姿勢は、地権者や事業者の意向を優先し、バランスを欠いたものだったと言わざるを得ません。

今後は、こういったことのないよう、また、今まで進められてきたのだからと安易な道を選択せずに、真に町のためになり、広く住民の合意形成を得られるまちづくりをしていただけるよう強く求めて、賛成の討論とさせていただきます……（傍聴席から拍手）……。

川嶋議長　すみません。傍聴の方は、お静かに願います。

次に、本案に反対の方の発言を求めます。

伊集院議員　第１号認定　平成29年度島本町一般会計歳入歳出決算に対しまして、自由民

主クラブを代表いたし討論を行います。

日立金属株式会社山崎製造部の転出を食い止めるため、我が会派を代表し村上議員が、東京の本社に足を運ぶべきと、一般質問でも訴えてまいりました。実際に東京本社へと足を運ばれたこと、また産前・産後ヘルパー派遣事業で妊娠・つわり等による体調不良時にも利用可能と拡大されたこと、評価しております。そして、働くお母さんやご家族の方々の念願、島本町の懸案でありました病児・病後児保育において、平成 28 年度に大山崎町のご配慮にて、前教育長はじめ職員に努力いただきまして、この 29 年度は利用者負担の一部助成が実施できたこと、大変評価しております。

また、高槻市の皆様のご配慮により、し尿処理の事務委託を開始いただき、この 29 年度は衛生化学処理場の撤去に向けての事務処理を進められました。今までお世話になった感謝の意も含め撤去後の土地を無償譲渡に際し、早期に高槻市の皆様にご利用いただけるよう、引き続き撤去事業をご尽力願いたいと思います。

29 年度の投資的な主な事業として、国庫、国等の特別財源を活用しながら道路ストック維持管理や桜井跨線橋補修補強に山ノ瀬橋補修、通学路安全プログラム対策の各工事並びに第二学童保育棟新築、第四学童保育室整備、第四小学校増築、第三小学校施設耐震などの各事業、さらにはふれあいセンターのエレベーター耐震改修工事や防火シャッター改修工事等、また人権文化センターのエレベーター設置やトイレ改修工事、そして町道尺代２号線に広瀬 40 号線ほか舗装補修工事、島本駅自由通路エレベーター戸開走行保護装置外取付工事、第一幼稚園の空調設置に向け電気整備工事設計などを進められました。

また、島本の安心安全を守っていただく消防分団の小型動力ポンプの購入は、29 年度として桜井分団に桜井西分団の更新をされ、桜井西側分団の積載車と消防署の小型動力ポンプも購入されました。

29 年度の特色では、台風・大雨による災害復旧費を補正し、災害応急対策費で人件費に工事費を含め 523 万 1,520 円に、農林水産業災害復旧事業費で森林保全整備に 341 万 9,391 円となりました。森林、農地等、緑や自然を守ることに、必ず人の手も必要不可欠であるということであります。

種々、主なものをあげましたが、最終的に歳入総額は 117 億 4,516 万１千円、歳出総額 115 億 2,424 万１千円で、実質収支は１億 9,974 万６千円、実質単年度収支は４億 2,651 万円であり、経常収支比率は 88.1％、財政構造の硬直化は、一過的にも改善できたところであります。

要因においては、国の交付税の算定方法の制度改正もあり、ゴルフ場利用税と交通安全対策以外の各交付金においては軒並み増額であり、中でも株式等譲渡所得割は前年度比 134.7％の増。また町税において、町内で購入いただいて自主財源に繋がるたばこ税も１億 140 万円を超え、何より緩やかな景気回復も含め、民間企業のご尽力において一

部法人の業績が大変好調であったことにより、町税は50億円を超えました。私自身の調査では、収入済み額での比較をいたしますと、15～16年ぶりの50億を超えたというところであります。この推移を維持できれば良いのですが、残念ながら、まだ一過性であるという点が大きく、次年度の交付税は減少傾向に出てくるということを見据えておかねばなりません。

町債においては、14億1,831万５千円で、前年度比４億3,383万６千円の増で、率で言えば44.1％の増となっています。元利償還金額を差し引き、29年度末町債の現在残高は114億9,300万円であります。

町税全体の収入未済額につきまして、２億6,429万2,370円で、調定額に対しまして4.8％。前年度比1.5％は減少できていますが、そのうち特別土地保有税分の割合は全体の66.8％を占めております。平成４年度以降、全く改善が見られない状況であります。我が会派の委員会質疑でも、また監査の指摘にもありますこと、今後は大阪府の徴収機構と連携を取りながら、改善へと努めていただきますよう指摘しておきます。

そして、町税全体の不納欠損は221万3,078円で、前年度より増加しております。「地方税法」第５条の７の第５項においては理解できますが、第18条において改善に努められたい。また金額は少ないですが、手数料の不納欠損は前年度比12倍となっております。収入未済額も不納欠損も、「地方税法」第15条の７の第１項、１号・２号で、無財産、生活困窮への免除される方々以外での行政努力の点、公平性の欠如がないよう、ご努力を願います。

種々を申し上げ、また保健福祉事業や新規事業も含め諸施策について、国の政策や方針に沿った、計画的に事務事業は執行されたものが多いと考えております。

しかしながら、今回の表決に至った理由を述べます。

まず１点目は、山田町長の選挙公報にも記載されていました、「広域連携の充実」をうたわれておりました。広域連携、広域行政について、29年度においては先人の多数の方々のご苦労とご努力があってこそ、結果に繋がれたものの事務執行であり、山田町長で新たな交流の気配も29年度では見られなかったこと。

２点目は、山田町長の選挙公報に「待機児童ゼロ」がうたわれております。現在、民間……。

川嶋議長　傍聴の方、お静かに願います。

伊集院議員　申しわけないです、発言権を執行させていただいております、傍聴の方もご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

待機児童ゼロがうたわれております。現在……、済みません、まだ全部を話してませんので、皆さんのご感想、ちょっと途中というのはやめていただきたいということを申し上げます。

現在、民間活力を経て箱物を進められていることは理解しております。ただ、一番の

根幹に保育士不足というのが根底にあることを鑑みますと、箱物だけでない施策を打っていかなければならないのは一目瞭然であります。

本町も、すでに保育士の臨時給付金や雇用補助の事業は進めてきました。それでも、町長がおっしゃる「待機児童ゼロ」にならないのであれば、やはり手法、施策を、29 年度でも考えて手を打っていかなかったのかというところは疑問に思っております。保育士の町基準は良いことですし、誇りでもあります。しかしながら、社会情勢を鑑みて施策を打っていかなければならないのも、言うまでもありません。29 年度内の常任委員会でも、他の議員からも公平性の観点で保育士基準についての訴えもありました。この保育士の、国基準であれば本来サービスが受けられる児童がいること、児童のその権利を阻害してしまっていることになってしまわないのかということも危惧しております。公約に掲げているならば、この 30 年度の施政方針でも待機児童のゼロはうたわれてないので、檄を飛ばしたいということで、理由にしております。

そして３点目は、ＪＲ島本駅西地区において、山田町長の施政方針では「まちの将来を見据え、新たなまちの顔となる駅前の玄関口として、自然と調和した、にぎわいと親しみのある街並みに誘導してまいります。」と表明されております。しかしながら、町長の公約、選挙公報には「大型開発ではなく」と記載をされており、また推薦人には、一貫してＪＲ島本駅設置から農地保全を訴えられている議員の名前も明記されておりました。有権者にとっては、期待されて投票された方々もいらっしゃったでしょう。そういう状況においては、29 年度は混沌とした情勢でありました。

先般の我が会派の議員の一般質問で、ようやくはっきりしてまいりましたが、町長のおっしゃる「大型開発」とは、答弁で「例えば、大型ショッピングセンターなどが立地するようなまちづくりを否定したものであり、ＪＲ島本駅西地区のまちづくりそのものを根本から否定したものではない」という答弁をいただきました。「その大型開発は島本町内のどの地域を示しているのか」という問いに対して、答弁においては「特定の地域を指定していたものではない」ということも理解いたしました。

その中で、29 年度の施政方針にある「誘導」はどう誘導したのかと、委員会でもお尋ねしました。市街地形成を促進、推進をするまちづくりを町として積極的に推進するためと、答弁があったところです。この施政方針は、29 年６月に表明されたものであります。この 29 年６月に覚悟を決めていたのであれば、職員が盾になるのではなく、町長が盾になってやらねばならなかったんではないかと、決意を持ってリーダーシップを図っていただくべきであったと言わざるを得ないです。

４点目に、この 29 年６月に覚悟を決められた中、平成 30 年１月 19 日の住民説明会、ＪＲ島本駅西地区の開発にかかる、山田町長になって初めての住民説明会でした。会場にお越しになった方々からは、町長の出席がないことの指摘、また町行政が「ふれあいセンター条例」を違反してしまうような状況になったこと、委員会での町長の答弁では推

測はできたと、また重要な施策であるという答弁がありました。町長は公務の優先順位に、この説明会ではなく、とある新年会を優先された。その団体さんにおいては、日夜、島本町民のためにご尽力いただいているところでありますので、町長が出席したいというお気持ちになるのも十二分にわかります。そのご尽力への感謝においては、別の機会でもあったんではないかという部分を思いますと、この日の公務の優先順位においては、３点目に申し上げた状況も鑑みますと、町長の出席がなかったことが、到底納得できかねます。

最後に、今回の税収は良い状況ではありますが、義務的経費が毎年上がってきます。人事院勧告や今後の賃金アップなど、法改正で人件費、また何より、生活保護や児童福祉に高齢者福祉などの社会福祉経費である扶助費においても 24 億 8,556 万４千円で、前年度比１億 2,674 万ほどの増額となっております。率で言えば 5.4%の増、毎年、５％前後の比率で増額、右肩上がりとなっております。

町長の選挙公報にも公約にもありますように、この先 50 年以上、島本町の未来にしっかりと責任を持つと記載いただいてますように、町長、その財政力を、よく見えたとしても、財政力だけでまちづくりは判断できないのもあります。「中期財政収支見通し」の中に、投資的経費にも入っていない多額の投資が必要になってくる課題は山積しています。そして、急速な少子化・高齢化、29 年度は高齢化率は 57.17%、島本町は緩やかな上昇でできているのも、開発があってくれるお陰でもあるということ。

そして廃棄物処理についても、町の清掃工場の老朽化の進行においては周知のとおりです。一般的に、清掃工場の寿命は維持管理経費と新設経費との費用対効果の比較から、約 20 年程度と言われております。本町の清掃工場は大切に使っていただいておりますので、すでに 27 年が経過しています。法改正等により計画対象地域外のため、本町単独での施設整備は事実上不可能に近いというところであります。また、ごみ処理広域化も望めない状況であります。現在の清掃工場を１日でも長く使用するため、29 年度は２億以上の費用をかけて、重点的に維持管理・補修に努められておりますが、将来を見据えた対策も十分検討いただくように、強く要望いたします。

いろいろな懸念を持って、今後ともご努力いただきたい。住民の声を聞くことも大変良いことであります。しかし、町長に必ず必要なことは、やはり決断力であります。リーダーシップでもあります。住民利益を尊重するに、決断力に迅速さが必要にもなります。決断できるのは町長お一人なんですから、職員の頑張り以上に頑張っていただきたいということを、檄を飛ばしまして、先ほども述べました４点の理由において、今回の 29 年度第１号認定は不認定とさせていただきます。

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員　第１号認定　平成 29 年度島本町一般会計歳入歳出決算におきまして、公明党を代表して討論をさせていただきます。

歳入総額117億4,516万1千円、歳出総額115億2,424万1千円で、差引額2億2,092万円、黒字決算となっています。一部法人の業績が好調であったことと、また経常収支比率88.1%と、前年度と比べ10.8ポイント改善しています。今後とも滞納整理は必要であり、力を入れていただきたい。

この平成29年度、特に評価するものといたしまして、し尿処理施設です。平成29年４月から高槻市さんに事務委託されました。このことは島本町にとって大きな実績であり、高槻市さんには心から感謝とお礼を申し上げます。

そして次に、桜井跨線橋の補修工事でございます。この工事、ＪＲ線路上のみを残すだけとなりました。耐震に重要なストッパーの取り付けは、職員の執念で、ものすごいスピードで取り付けられました。先日の地震では、すべての踏切が閉まり、警告音が鳴ったまま通れない状態が続きました。緊急車両も何も通ることはできません。島本町では、東西を結ぶ跨線橋のみが命の橋です。

また防災については、担当職員のご家族も含め、ありがとうございます。職員の仮眠場所、またシャワー等、しっかり要望させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

国際交流では、島本町の子ども達の成長のためにも、ぜひフランクフォート市の訪問交流を要望いたします。

民生におきましては、民生委員さんの仕事が広範囲であるため、軽減することが大切ではないでしょうか。

また、がん検診では受診率が前年度に比べ下がりつつあります。新聞によると、がんの生存率３年、５年と、高くなっており、早期発見・早期治療が重要であります。そのためにも、受診率に力を入れていただきたいことを強く要望いたします。

また、生活困窮者自立支援事業は、2015年に施行されました。生活保護の手前で困窮者を救っていく事業です。町は現在、就労準備の支援ができていないことから、検討されますよう要望いたします。

また、愛の一声事業は高齢化人口が増える中、利用者が減少しております。このことから、見直しが必要かと考えます。

こんにちは赤ちゃん事業と産前・産後ヘルパー派遣事業、国立成育医療研究センターの発表によりますと、妊産婦の死因は自殺が３割で一番多く、その原因に産後うつが多いと言われております。不眠、ホルモンのバランス、環境の変化によるもので、この二つの事業は大変大切な事業かと思います。ぜひ力を入れていただきたいと思います。また、この事業の中では、ヘルパーの人員が不足しているということをお聞きいたしましたが、このヘルパーの不足に関しましても、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

第三小学校Ａ棟増築工事は、職員の努力は十分理解できております。早急なる結論が出ることを要望いたします。

また、消防におきましても、広域化を要望させていただきました。検討のほう、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、ＪＲ島本駅西側開発には、多くの住民に不安と心配をかけております。このことは忘れることは絶対ないと思いますが、非常に議員としても残念な思いでいっぱいです。

この 29 年度の事業、全体といたしましては賛成するものでございます。

以上を申しまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員　おはようございます。それでは、第１号認定　平成 29 年度島本町一般会計歳入歳出決算に対し、コミュニティネットを代表し認定の討論を行います。

山田町長はじめ町職員の皆様方におかれましては、度重なる災害への対応の中、９月議会が開催され、日程の調整等行いながらの議会対応、大変ご苦労様です。

まず、歳入につきましては、平成 29 年度決算において黒字決算となり、財政構造の弾力性を示す経常収支比率についても 88.1％と、前年度と比べ 10.8 ポイントの改善となっており、財政に関し良好であったと認められます。

しかしながら、黒字決算となり、経常収支比率を大きく引き下げた要因は、個人町民税での減額があったものの法人町民税の増額、福祉事務所関係経費に対する特別交付税の算定の変更になったことによる増額等が大きな要因であり、外的な要因が主な理由であると言えます。それとともに、本町の特性である自主財源比率の高さが好結果を生む要因となったことは明白であり、これは先人から受け継がれてきたものです。今後も企業立地の取り組み等進めていただき、強固な財政基盤の確立に取り組んでいただきたいと思います。

総合政策部につきましては、人権文化センターのトイレのバリアフリー化、また長年の懸案であったエレベーター設置については、タイトなスケジュールの中、実現できたことを評価をいたします。

広域行政の推進において、し尿処理にかかる事務委託が実現したことを評価をいたしますが、29 年度において高槻・島本広域行政勉強会は開催されておらず、両市町間での信頼関係の確立に疑問が残るものです。

タウンミーティングの開催につきましては､結構な取り組みであると評価をしますが、その場に来ることのできない人、来ても発言することができない人、また町政に興味のない人など、様々な立場の方がおられ、その中で住民一人ひとりが等しく権利を持っていることから、あらゆる立場の方の意見を考慮し、町として将来的な展望も踏まえ、総合的な判断をするものでなくてはならないと考えます。

人事評価制度については、不公平感の原因となっている評価の仕方、また原資の獲得の仕方などを検証し、より良い制度の確立に努力していただくよう、お願いをしておきます。

総務部につきましては、徴収事務の長年の懸案である特別土地保有税について、過去とは違い、現在は大阪府地方税徴収機構が存在し、事務委託をすることが可能となっており、公平性の観点、また次世代に負の遺産を残さないためにも、適切に事務を進めていただきたい。

防災につきましては、防災ハザードマップの更新を評価するとともに、引き続き自主防災組織への支援を続け、また自主防災組織を持たない地域への関わり方について検討をしていただくよう要望します。

都市創造部につきましては、道路・河川の維持管理、また清掃工場の維持管理を適切に行ったことと評価をいたします。公園の維持管理については、各地域の特性を踏まえ、公園のあり方について検討されたい。また除草などの業務については、労力に見合った成果が得られるよう、根本的な見直しが必要であると考えます。

町道高浜幹線の交通安全対策については、地域の方、また通学する児童の安全確保のため、引き続き検討をしていただくよう要望いたします。

ＪＲ島本駅西側の開発に関わる住民説明会については、開催の趣旨についてのご理解が得られず、怒号が飛び交うようなものとなったことを残念に思うとともに、住民間での遺恨が残るようなものになったと考えます。今年度に行ったタウンミーティングでは、町長自ら、現在は保全か開発かという段階ではなく、土地区画整理事業を地権者とともに、どのようにしたらもっといいまちになるのか考える段階ですと、説明をされています。今後については、計画性を持ち、よりよいまちづくりができるよう事務にあたっていただくよう要望いたします。

健康福祉部については、高齢化率は29年度において27.17％、ひとり暮らしの高齢者の方は把握しているだけで1,256人となっており、高齢者施策の重要性は今後も高まっていくことが想定され、そのような状況の中、29年度に福祉ふれあいバスの今後のあり方について検討し、30年度よりプロジェクトチームを立ち上げられたことを評価するとともに、高齢者の外出促進、障害者の社会参加の機会増大等視野に入れた、前向きな検討を要望いたします。

認知症高齢者等見守りネットワークについては、協力機関と連携し、適切に事務を進められたと一定評価いたしますが、本制度を必要とされる方は潜在的に多数存在すると思われることから、制度の周知に関しては、介護認定の機会等活かし、アウトリーチの取り組みを進めていただきたい。

各種相談事業については、各相談機関において事業を実施され、相談件数も多く、積極的に事務を進められたと認識をしています。しかしながら、複数回、また相談機関を

またぎ、重複して相談に来られている方も存在すると思われること、相談を受けても直ちに問題の解決に繋げることが難しいことは認識をしていますが、様々な相談に的確に対応し、結果を出すためには、部局間を越えた連携を図り、本町におけるセーフティーネットの強化に今後も取り組んでいただきたいと思います。

教育こども部については、待機児童対策として第二幼稚園跡地に民間認定こども園の誘致を決定しており、意思決定の過程についても、保護者を対象とした説明会や、子育て家庭を対象としたタウンミーティングを行うとともに、子ども・子育て会議、議会の審議も踏まえ決定されたものであり、適切であると認めます。本町における待機児童対策として、目的意識と計画性を持ち、しっかりと進めていただくことを要望いたします。

また、第二学童保育棟の新築、第四学童保育室の増築を図り、学童保育を取り巻く状況に対応されたことについても評価をいたします。

町立体育館については、財政の整合性を図る必要があるため、直ちに答えを出すことができないことは理解をいたしますが、耐震化が必要なこと、毎年度多額の借地料を払っていることを考えれば、重要な課題であると言え、引き続き検討を要望いたします。

第三小学校の耐震化では、大変苦労されていることがよくわかりました。事業を進めていくに従い、問題点が発覚し、対応に苦慮されたと思います。鉄筋を保護するコンクリートの厚み不足、また検査済証がないことも問題ですが、40 年以上前のことなので、技術や道具、建設資材も、現在の水準とは大きくかけ離れていることは容易に想像でき、問題に対し、いかに取り組んだのか、児童の安全を最優先に取り組んだのかが問われるべきであると考えます。委員会での質疑の結果、協議にも数多く出向かれ、指摘された問題にも適切に対応されたと認めるとともに、今後も児童の安全を最優先に、積極的に取り組んでいただくことを要望いたします。また第三小学校につきましては、降水時の多量の雨水が流れ込む問題について、避難所であることも鑑み、他の部局とも連携を取り、早急な対応を求めます。

消防本部につきましては、呼吸用高圧空気圧縮機の購入、また小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプの更新等に努められ、山間部における「119 番通報標識」を設置し、山間部において、登山者の安全及び速やかに 119 番通報がなされるよう取り組まれたことを評価いたします。今後も職員の資質の向上に努め、資機材の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化している消防団分団詰所についても、必要なときに必要な機能が発揮できるよう、建て替えなどの検討も含め、適切な維持管理に努めていただきますよう要望いたします。

以上、申し添えまして、平成 29 年度島本町一般会計歳入歳出決算に対し、認定の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第１号認定　2017 年度島本町一般会計歳入歳出決算に対しまして、日本共産党・河野恵子より認定の討論を行います。

「小さなまちの豊かな暮らし」、これを訴えた山田町長による初年度の決算審査であります。「しまもトーク」による地域ごとのタウンミーティング、町長席を役場の場所から、やまぶき園や上下水道部庁舎、町営住宅集会室などへも拡げ、テーマごとにおいては第二幼稚園の廃止問題など、町長、教育長も出席のもと４回開催され、ＪＲ島本駅西地区まちづくり概略案説明会は、「都市計画マスタープラン」策定以来初の取り組みであります。かねてから、日本共産党として「都市計画法」第 18 条２の２等による、まちづくりの基本として求めてきたことが、ようやく実施されております。

また、前回の修正業務において、「都市計画法」18 条２の２や 19 条、基礎調査や住民の意向調査においてはなはだ不十分であったこと。また、そのことに対して、説明会に対するパブリックコメントには、従前の取り組みにはなかったことに多くの住民の方の共感を得て、また多くの意見が、過去最大の意見が寄せられております。パフォーマンスに頼らず、一方では精力的な町長の行動力、決断力にあわせ、膨大な資料作成、情報提供に奔走した職員においては激務であったとは思いますが、特に西地区都市計画については、過去の住民意見の取り扱いの瑕疵とも言える情報公開や熟議の欠落、この反動があらわれた、その重大さを身をもって知る年度であったと私自身は思っております……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。

まちづくりの住民参加の論議は、1990 年代の府営水道導入の際、町議会をも二分する議論以来とも言えるのではないかと考えております。昨今の執行部や議会が経験したことのない課題に至っていることと捉える必要があると考えます。重大な岐路において踏みとどまり、熟議を始める、2017 年度としての取り組みとしては、町長の実施された内容については評価をするものです。

個々の課題に移ります。全体として計画的及び適正に執行されたものと考え、認定するものではありますが、緊急対応や、次年度予算編成に向けた課題、特に改善を要するものについて、所管ごとに申し上げます。

総務建設水道常任委員会の所管です。

まずは、都市計画の問題です。土地区画整理事業準備組合の資金計画や、まちづくりの青写真などの情報公開を行わず、第三小学校の緑道整備の要望、施行区域に含めているにも関わらず、農地所有者の地権者のみを地権者とする取り扱いを執行部が続けてきたこと。せめて第三小学校教職員、ＰＴＡをはじめとする島本町の地権者としての意見を反映させる仕組みが不十分でありました。住民には、人の土地に口出しができない、農地を残したいなら買い取るしかないなどという単純な、また一方では住民間の分断を生じさせる根源になっております。未だ、このことは続いております。まちづくり支援業務で税金を支出し、島本町も地権者であるという認識に改める必要があります。「都市

計画法」や都市計画運用指針の趣旨を大いに活かして、このことの立て直しを図る必要があったと思われます。今後に期待しております。

交通政策の遅れ。現状、すでに起こっている開発において、車道の渋滞、自動車道の未整備、そして2020年には私立中高一貫校の開校が迫る中、名神高速道路高架下や周辺交差点の改良、中高生の通学路としての安全対策は、高槻警察署との本格的協議に入る時期であったと思われます。急がれる課題です。

現在、開発指導済みの住宅開発で、入居も始まっていない年度で、もうすでに跨線橋から町道桜井高浜幹線、国道171号線の交差点付近に渋滞が常態化しております。信号機の時差や、歩車分離などの検討も急がれます。その点を申し上げます。

今後、交通政策、島本駅ホームの安全面を考えますと、贅沢な駅前広場の新たな整備よりも、ホームの可動柵、転落防止柵の設置、駅員配置が優先されるべきであります。また帰宅困難者などへの緊急対応などを、ＪＲ西日本には求めていく必要が優先されると考えます。

水無瀬川の安全の問題です。上流部分の森林整備による倒木・流木対策が本当に急がれております。まさに、これは大阪府による事業として、要望行動をさらに強化をする必要があります。

町内の江川の企業の町外移転について、町長自ら幹部の皆さんとともに東京へ出向かれ、働きかけをされた。結果として一部移転に留まったということにおいては評価をするものですし、安堵をしておりますが、しかしながら、ＪＲ島本駅西地区開発による人口流入、就学前人口の増加、それに伴う保育・教育施設の整備の必要性ということの試算が、全く抜け落ちております。安堵している場合ではないという状況です。

これらについては、以前の交通政策や都市開発については「都市計画マスタープラン」の抜本的かつ細部の見直しを急がれること。「総合計画基本構想」策定が新たに始まろうとしております。交通政策、人口流入にかかる保育・教育施設整備、かかる財政収支見通し、防災にかかる河川整備など、情報公開と情報共有を住民と図りながら、見直しをすることが迫られております。

清掃工場、広域連携の問題です。広域行政勉強会が速やかに開始されないことの一つの原因には議会にも責任がある、私はそのように思っております。過年度における議会の様々な行動において、全会一致、あるいは住民の圧倒的合意をもって、代表して先方にものを言いに行くということが抜け落ちております。そのことや、度重なる様々な事案を重ねたことによって、近隣他市とのフラットな関係での交渉を難しくしている。このことについては、町長のみならず私たち議員も力を尽くす必要があると、反省とともに考えております。

また、清掃工場の今後については、町直営の運転、あるいは長期包括外部委託、町として清掃工場を持つという観点において、十分に財政の見通し、改修費の中身や、今の

ごみの状況などを、住民とまずは共有すること。そしてまた広域行政勉強会でのかつての歴史、様々な課題、様々なこじれの問題などについても、十分に全町民に周知し、理解を図ることが、広域行政勉強会や、あるいは他市との協議を始める第一歩だというふうに考えております。それができない間に他市に交渉を求めるということは、非常に困難であると考えます。

民生教育消防常任委員会所管について、申し上げます。

保育・教育施設におけるハード、ソフト両面での過密化が増大しております。小・中学校の一部で 40 人を超える授業が常態化し、そのクラス運営が繰り返され、これが２年生、３年生、４年生、５年生、６年生と、ずっと続いている学年が存在しております。これは大阪府、国への定数の改善を求めること、また国に対して保育士配置基準を改善することなどを求めることが第一義だと思い、町独自の努力が限界に来ていることを認識するべきです。

また保育所では、現在、山崎保育園では 130％超え、第四保育所では 149％、定員を超過して入所させている実態が続いております。幼児、生徒の皆さんの環境の改善は図られておりません、むしろ悪化しております。保育士、教職員の負担も、依然として続いております。これは大阪府内でもワーストではないでしょうか。

また、第四保育所耐震化が完了していない中において、保育士配置基準の国基準への緩和の議論がされることには、強い違和感と怒りを禁じ得ません。民間保育園での実施の可能性までが示されておりますが、原課の答弁のとおり、島本町の方針として決定しないまま、民間保育園にだけ国基準を押しつけることになることは許されません。また、今後、認定こども園誘致の際に、民間法人の参入への弊害ともなり得ます。公立保育所を運営し、保育の実施義務を果たす市町村として、民間保育園に３歳・４歳・５歳児の定員緩和、基準緩和を強要することは無責任であり、加えて言えば、保育士の労働強化と過密化を同時に激化させ、待機児童解消になるかも知れませんが、なったや否や、保育士の離職者の急増、保育事故の急増に直結することは、容易に想像できることです。多数が非正規保育士が占める超過密保育の中では、島本町においては、保育士配置基準の緩和は禁じ手であるということを強く訴えます。

今の過密状況は、江川の集合住宅開発の際に、「総合計画基本構想」の人口推計や人口目標及び「次世代育成対策推進法」に基づく就学前人口の推計の人口算出方式を無視し、過少な推計を行ったことが依然として続いていると私は考えております。そのことを解決するためには、私としては、提案としては、保育・教育無償化の前倒し実施及び待機児童の解消の目途が立つまでの間、以前から要望している待機児童家庭に対するファミリーサポートセンター、ベビーシッター、一時保育を利用され就労される家庭に対しては、認可保育所保育料を超える負担に対し島本町が補助し支えること。第四保育所、耐震化ができていない施設の代替策として、公立による０歳～２歳の小規模保育所整備、

または既存の民間保育園の余裕スペース活用の交渉など、早急な対応を求めておきます。もちろん、もう１ヵ所の民間保育園がさらに必要であることも見据えての対応を求めておきます。

第二幼稚園廃止方針、保育士・幼稚園教諭による認定こども園の現場視察はされませんでした。島本町の保育の政策の立案、政策判断に、現場の保育職員・幼稚園教諭の参画は十分あったとは言えません。廃止後、今後のモチベーションに関わる問題です。課題となります。

タウンミーティングは開催されました。しかし、一般住民のパブリックコメントをあえてしなかった合理的理由は、未だに見つかりません。第二幼稚園の保護者から、９月の６日付けに町長、教育長にも提出されおり、後に民生教育消防常任委員会、川嶋議長にも提出されている第二幼稚園保護者、ＰＴＡ、ＯＢの有志の方からも、今、通わせている保護者だけで第二幼稚園の判断することではないと、切実な訴えがあったことを肝に銘じる一つの要因だと思います。

第三小学校Ａ棟耐震改修工事にかかる不用額の問題です。検査済証の不備、Ｂ・Ｃ棟のコンクリートの厚み、かぶり不足等が原因であり、2018 年度以降の早期着工ができなくなる事態を招いております。管理者としての町、教育こども部としては、議事録でもすでに明らかな、50 年近く前の当時の施工業者が、今日に至るまで、ほかの町内の小・中学校の耐震工事等も請け負ってきております。このことを鑑み、公共施設の工事監理、検査の強化と再発防止、文書保存の再確認を求めておきます。

キャンプ場廃止方針表明に至る 2017 年度の取り組みについては、関係団体への意見聴取の不十分さが否定できません。改善を求めます。

図書館費、保育士以上に図書館司書の採用がされていません。正規職員はそのまま管理職としての職責を求められているのが、今の現場の実態です。採用、増員を求めます。

全体を通じ、非営利団体、法人等の委託事業に関する資料請求を行っておりますが、幾つか、収支報告の不備が散見されました。即時是正の指導を強めていただきたい。申し上げます。

最後に、評価すべき点は、まとめて申し上げます。

学校の耐震改修、第二小・第四小の増築工事、高槻市に対するし尿処理の受託をしていただくことによって広域連携がスタートいたしました。高槻市に対する感謝、そして今後の支援とともに、引き続き近隣の住民に対する丁寧な対応を求めておきます。

人権文化センター委託事業、人権ケースワーク事業に性的少数者のエンパワーメントを活用し、若年世代の相談員を登用されました。エレベーター設置、トイレ改修も実現しました。

第四小学校の重度障がい児に対する教室整備と看護師配置。臨時職員の賃金アップ、障がい者福祉各種政策作りに手帳所持者のみならずサービス利用者も含めた全数調査を

行ったことは画期的であり、他市に誇れる努力です。

道路・橋りょう改修、また20年来、保育士・保育所保護者に望まれてきた病児・病後児保育、これては大山崎の協力・支援のもとで実現できております。

また、７回に及ぶ配備に基づいた防災・災害対応によって、被害を最少減に止めることに努力されたこと。一方では、不眠不休で復旧支援にあたる職員の休憩室、シャワー室が実質的にないという状況は、急ぎ解消されるべきです。

最後に、消防費です。消防費、職員の経験年数、年齢構成の歪さ、消防力の整備指針の職員数レベルにはほど遠く及ばない中、研修・研さんの機会を増やし、効果的な備品購入など、呼吸用高圧空気圧縮機など機材整備を進められたものと認識しております。体制としては厳しい状況が続くことは避けられませんが、念頭に若手、中堅のより丁寧な育成を求めておきます。

2017年度決算の全体を概括しまして、保育所、幼稚園、小学校の耐震化の未実施・未着手の達成、また待機児童の解消、そして現行で認められている開発における交通安全、さらに森林・河川の安全対策などが、島本町の今後の最優先課題であることを、決算審査を通じて痛感しております。これらの解決の目途が立たないうちに、新たな大型開発に踏み出すことは、今の時点で踏み出すことは「まちづくり」ではなく「まちこわし」及び住民の不信感を生み出しかねないと、大いに懸念しております。

大阪府に対しては被災者支援、防災、健康予防が府民の最優先の願いであり、喫緊の課題であることを要望し、また人工島での万博誘致、さらにカジノの誘致や関連開発のストップを求めること。また国においては､決算書を見ておりますと、地方消費税交付金は２億4,582万４千円、社会保障財源交付金が２億3,455万円ということで、消費税８％増税についての効果が、はたして臨時福祉給付金最終年度において効果があったのかどうか。さらに、今後の国民負担にはとても対応できていないということが現れております。町民税個人分は、依然として低迷しております。現状では、１年後に消費税10％増税を進めようとする。この国に対しては、今からでもストップの声をあげるべきだと考えております。住民の暮らしや地方自治体への影響は計り知れません。

そのことを最後に申し上げまして、当決算としては認定の討論といたします。

川嶋議長　以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、総務建設水道常任委員会では不認定、民生教育消防常任委員会では認定であります。

第１号認定は、提案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　少　数　起　立　）

川嶋議長　起立少数であります。

よって、第１号認定は不認定とすることに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 24 分～午前 11 時 35 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第２号認定　平成29年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第２号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第２号認定は委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

引き続き、第３号認定　平成29年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

河野議員　第３号認定　2017年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対しまして、不認定との討論をいたします。

当初予算の反対以来、広域化について、あるいは連続保険料値上げについて、異議を申し上げてまいりました。この決算書についての歳入総額40億7,285万６千円、歳出総額38億1,906万１千円、歳入歳出差引額２億5,379万５千円、実質収支額は同額であります。この内容から見ても、また広域化の医療費の算定や分担金の方向性も鑑みると、当年度においては保険料の連続値上げはストップできた年度だと考えます。

昭和の時代から改善を見なかった厳しい減免制度も、最後まで改定されませんでした。黒字会計を見据えたうえで、国保料の連続値上げ、そして同時に厳し過ぎる減免制度とともに人間ドック助成制度がない、また特定健診項目が限られているなども含めて、近隣他市との比較の中でも、特定健診の受診率などの低迷に現れていると考えます。

また、後期高齢者医療広域連合議会などでは、当初からあった人間ドック助成制度に加えて、現在は脳ドック助成への拡充を求める論議が始まっております。自治体ごとのきめ細やかな予防事業や早期発見の事業が、国保広域化の名のもとで、今、縮減が図られ

ようとしている中で、島本町自らが「広域化で良くなる」というレベルの認識でいることが、大阪府全体の国保の議論のレベルを引き下げるというおそれを抱いております。

給付の点で申し上げます。特定健診の受診率実績、今後の目標達成の非現実さが委員会審査でも論議となりました。大阪社会保障推進協議会2018年度資料集の大阪府内自治体調査によりますと、2016年度の受診率は北摂近隣他市との比較でも、達成率は島本町は低いものです。2016年度実績で、同じ特定健診を無料にしている高槻市では41.1％、池田市43.2％、豊能町では有料の受検にも関わらず49.6％を占めております。さらに、国の標準に対する特定健診追加項目に心電図がないことが続いております。別途、これを付けようと思えば、１人当たり数百円から千数百円かかるのが実態です。

人間ドック助成なども、頑なに行いませんでした。広域化について一般質問や、保険料の６年後の高騰などについて指摘しましたが、医療費削減の効果策としての予防・健診などの充実がされておりません。

最後に、受動喫煙対策について申し上げます。種々質疑がありましたが、公共施設及び町有地無償貸与の施設内禁煙が徹底されているのかという疑問を抱いております。役場庁舎及び議会棟周辺の３次受動喫煙や匂い等の対策、これが様々なパブリックコメント、各方面のパブリックコメントでも、非常に厳しい、そして切実な声が寄せられておりました。住民全体の奉仕者でもある公務員及び選挙で住民の負託を受けた議員及びその議員が、その議会棟の対策については、本来、啓発、注意喚起など、深い見識と高い基準を設けるべき立場であります。その点において、受動喫煙防止へのハード・ソフト両面での姿勢は、本町は極めて消極的と言わざるを得ません。

今後は町有地無償貸与をしている公益的団体などの事務所、事務室などにも視野を拡げ、分煙・受動喫煙防止の実態把握とともに、抜本的な対策を求めて、本決算は不認定といたします。

川嶋議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員　第３号認定　平成29年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、自由民主クラブを代表して討論いたします。

国民健康保険制度は、その制度上、被保険者に自営業者、前期高齢者が多いものでありますが、医療技術の高度化等の要因によって保険料率が上昇と、保険料は年々値上げの状況であります。

平成29年度末時点で、国保加入者は3,951世帯、被保険者数は6,238人で、前年度に比べ138世帯、358人の減となる中、歳入総額40億7,285万６千円、前年度比2.1％の減。歳出総額は38億1,906万１千円、前年度比4.2％の減。また１人当たりの年間医療費は、一般被保険者分が32万1,367円で4,765円の増、退職被保険者分が34万7,115円で１万5,401円、4.6％の増とのことです。

今後とも高額医療に向かわない早期の段階で治療を行うためにも、特定健康診査やが

ん検診等の実施、受診促進に努めていただき、住民の健康管理や健康寿命増進が図られるよう、住民の皆様方へ周知も重ねて努められますようお願いし、認定の討論といたします。

川嶋議長　次に、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第３号認定　平成29年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の立場から討論を行います。

医療費削減の観点から、早期発見・早期治療を促すために特定健康診査の受診率を上げること、医療費適正化のためにジェネリック医薬品への切り替えを促すことも大事ですが、そもそも病気にならないための取り組みが医療費抑制、さらに持続可能な保険事業のために必要だと考えます。

そんな中、平成29年度は住民の方から受動喫煙防止にかかる意見が多く出ていました。受動喫煙に伴う深刻な健康被害の実態は、世界的にも科学的に証明されています。また、受動喫煙のみならず喫煙による本人の健康被害も深刻です。肺がんはもとより、様々ながんと喫煙との因果関係が科学的に証明されています。町民の健康と医療費削減の観点から、今後、ますます喫煙及び受動喫煙を減らす取り組みに努めていただきたいと期待しています。

また、加熱式たばこに切り替えて禁煙したと誤解している喫煙者が少なからずいると聞いています。誤解を解く取り組みも必要であることを付け加えさせていただきます。

以上、賛成の討論とさせていただきます。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第３号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　多　数　起　立　）

川嶋議長　起立多数であります。

よって、第３号認定は委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

引き続き、第４号認定　平成29年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

河野議員　第４号認定　2017年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対しまして、日本共産党・河野恵子より不認定の討論を行います。

国による保険料軽減制度の段階的廃止による、実質低所得に対して保険料値上げが行われた年度となりました。広域連合議会の専決の範囲ではありますが、変わり目の年度でもあり、意見表明をさせていただきます。

島本町の後期高齢者医療の対象者は、事務事業成果報告書でも明らかなように3,766人と示されております。そのうち軽減措置の段階的廃止の影響は、当初予算審議、そして常任委員会審査資料、河26・27により明らかになりました。この制度改定により、一つは政府が軽減措置廃止について、軽減している特例を一部廃止する方針を固め、中程度以上の所得層の世帯を対象に、75歳になるまで夫や子どもらに扶養されていた人たちに対する軽減特例を、2019年度までに３段階で全廃するものと聞いています。特例廃止の対象は、大阪で約100万人のうち約５万人に及ぶと聞いております。

また、年金収入が年153万円から211万円の中所得層の人、大阪では約10万人の人たちについて、所得比例分を５割軽減している特例を今年度に２割軽減とし、2018年度には廃止されます。マスコミ報道によれば、年金収入が年211万なら、毎月の保険料は全国平均で4,090円から6,290円に値上げします。75歳になるまで扶養されていた人は定額分の９割を軽減する特例を、当年度は７割軽減に引き下げ、2018年度は５割に縮小されます。2019年度以降は、77歳以上になると軽減が全廃されます。年金収入が年170万円であれば、平均保険料は月380円から、次年度には1,130円に、2018年度は1,890円になっています。さらに来年度以降、2019年度以降には、3,770円になる人も出てきます。

国民の多くの反対の世論を受けて、大阪府後期高齢者医療広域連合長をはじめ国への請願、陳情が重ねられ、均等割は今後据え置きとし、介護保険料軽減の拡充や年金生活者の支援給付金の支給とあわせて見直すことと聞いております。政府が、これまでこうした軽減措置を実施することになったのは、後期高齢者医療制度そのものへの国民の強い批判が起こったためでありました。自公政権が国民の批判をかわそうと設けたのが、この軽減措置でありました。

保険料は、２年ごとの見直しのたびに引き上げられております。制度発足時には全国平均が5,283円の中、大阪の平均はすでに6,574円でした。月額保険利用は、2016年度実績では全国平均は5,659円、大阪の平均は6,740円と引き上げられております。大阪の平均の保険料は、制度発足時から全国平均より１千円ほど高くなっております。

今回の軽減措置一部廃止は、中所得の軽減措置の廃止とあわせ、後期高齢者医療制度が発足して最も大きな変更点である、健康保険や共済組合では被保険者扱いとなっていた保険料負担がなかった方でも、後期高齢者医療制度の対象となった方は保険料の負担が生じるようになり、大きな負担、不満がなっていたところの軽減措置を、今回は全廃

するということでありまして、とても町会議員としても容認できるものではありません。

今、生活に汲々とする、また年金の受取額が減り続ける高齢者の保険料を引き上げるという政策は間違っていると考えております。政府は、後期高齢者医療制度の国費の投入を維持拡充、軍事費よりも優先をして、または、せめて国保会計討論の中で申し上げていた脳ドック助成や健診・相談の充実、大阪府の独自の救済策を広域連合にも求めつつ、島本町においては、町内の年長者が定期的な通院等もままならないような移動・移送の状態を改善することや、交通権、移動・居住の権利を保障する施策は、現役世代の私たちの安心にも直結するものです。

健康寿命の延伸などに努め、年長者の尊厳ある生活、年長者の知恵と経験を活かし、ボランティア活動にも参加をしていただき続けるまちづくりを強く求めまして、高齢者の尊厳と貧困問題の分岐点となる、当年度のこの後期高齢者医療の会計においては、不認定といたします。

川嶋議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第４号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　多　数　起　立　）

川嶋議長　起立多数であります。

よって、第４号認定は委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

引き続き、第５号認定　平成29年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

河野議員　第５号認定　2017年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対しまして、不認定の討論を行います。

委員会審査では、特に高齢者の尊厳、高齢者の貧困の観点を中心に質疑をさせていただきました。総合事業の開始に伴う通所サービスＣ、この委託事業の担当業者の選定においては、公平公正な観点で慎重に、適切に行われたと評価はするものですが、一方で「いきいき百歳体操」ありき、導入のあり方に課題を残したものと考えます。また、保険料第４段階に滞納者が集中しております。実質的に生活保護基準を下回る高齢者の階

層とも言えます。

一方で、次年度創設を目指し検討された独自減免制度は、すでに実施している他市町村においては、もう貧困対策としては極めて不十分だと言われ始めております。このことを申し上げて討論に入りますが、一般会計では生活保護費、事務事業成果報告書144ページを見ますと、保護受給対象の年長者世帯は2012年度33世帯であったものが、2017年度には51世帯に増えております。また医療扶助と介護扶助の合計額は、2012年度には１億692万2,195円だったものが、2017年度には１億5,083万6,048円と、1.5倍に増えております。年金受給額の減額、医療費窓口負担の増加及び介護・国民健康保険料の連続値上げ、高齢者夫婦の場合、いずれかが介護施設サービスを利用すれば、利用料以上に施設の光熱費負担、食費負担がのしかかっているのが現状です。

60代未満の現役労働者である、そのお子さんやお孫さんは非正規労働等で、その親の扶養や経済支援など望まれても対応できない。こういった高齢者は増加の一途であります。住宅を売り、貯金を使い果たしたうえで生活保護という最後の砦に至る、今後もこの傾向は増加の一途と思われます。

歳入の点から、申し上げます。独自減免制度は20年来見送られ続け、当年度もそうでした。高槻市の実績で積算しても、第１号被保険者の保険料にかかる負担は全額で30万円程度であったことは、日本共産党としても明らかにし、遅きに失した感があります。

第４段階の滞納額、他の段階と比べ17人、124万8,870円と、最高額を推移しております。所得の内容については、本人が住民税非課税だが住民税課題世帯であること、本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計は80万円以下ということで、本人の年金収入は月額７万円以下ということで、この方においては独自減免の対象にもならない階層であります。そういったことから滞納が増えていくという現状に対して対応が必要です。

給付の点で申し上げます。総合事業通所サービスＣについては、議会の指摘を受けて、随意契約でなく公募した点については、先ほど述べたとおり評価をいたします。一方で、要支援認定の被保険者のうち、福祉用具や住宅改造を利用されていない対象者が認定の更新の際、チェックリストを受け、振り分けを受ける。はたしてそのときに、「いきいき百歳体操」ありきなのでしょうか。「いきいき百歳体操」の高齢者であり、サポーターを務められる住民から議員の私に対し、お電話や不安の声が寄せられました。

行政に対する丁寧な説明を求める声はもちろんのこと、チェックリストにより、通所サービスＣ事業によって理学療法士さんの案内のもとで「いきいき百歳体操」へ移行される利用者の引き継ぎやフォローアップ、あるいは「いきいき百歳体操」へ繋がらなかった被保険者の追跡調査は必須であります。

また、事務事業成果報告書と委員会答弁等で、おさらい月間が２回実施のところを１回で良かったという実情や、年間の介護保険に対する苦情の受付件数が１件しかなかったという資料や答弁には、この介護保険の実態との違和感が禁じ得ません。

全体として、地域包括支援センターの民間委託が言われておりますが、夜間・休日の相談面接など対応が困難だということが、唯一の理由だとされております。民間委託によるデメリットやリスクについての検証は、まだ緒についたばかりであり、性急な判断をすべき段階ではないと考えます。

最後に、この「第７期介護保険事業計画」策定にあたり、国の調査項目・内容に変更があったということで、今回、高齢者に対する自由記述やアンケートの調査項目が廃止をされておりました。年長者、介護利用者の声がさらにわかりにくくなり、潜在化するおそれがあります。島本町としての再考を求めております。

以上の点を総合的に勘案しまして、不認定の討論といたします。

川嶋議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第５号認定　平成29年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の立場から討論を行います。

平成29年度から、介護予防日常生活支援総合事業が始まりました。総合事業に関しては、今後、ますます増える介護ニーズに備え、多様な主体が介護の担い手になれるようにとのことで、町として訪問型サービスＡ従事者養成研修に取り組まれましたが、まだ受講者が少ないとのこと、実際の従事者になる方も多くはない状態ということで、今後の検討課題と認識しています。

また、介護予防の観点からは、高齢者が積極的に社会に参加し、関わりを持ち続けることが大切です。これらに関係し、町内の福祉関係団体で構成される協議体を開催し、地域の団体の横の連携を強め、「島本町地域活動資源マップ」を作られたことは評価できます。

「第７期介護保険事業計画」へのパブコメには、地域包括支援センターの民間委託に反対する意見が複数寄せられていました。地域包括支援センターが直営であることにより、民間ではなく公の、町の職員である保健師さんが町内の高齢者を見守り、把握してくださっていることの安心感を手放すことは得策だとは思えません。

この点、今後、慎重に検討していただきますようお願いして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員　第５号認定　平成29年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

平成29年度歳入総額22億8,817万１千円に対し、歳出総額21億7,192万１千円で、歳入歳出差引額は１億1,625万円の黒字決算です。

平成27年度から29年度までの３ヵ年を一つの中期財政運営期間として、「第６期島本町介護保険事業計画」との整合を図りながら、第１号被保険者の介護保険料率を定め運

営されており、年度間の財政調整に用いる介護保険給付準備基金については、平成29年度末で１億9,130万４千円となっています。

また本年度末時点での要介護認定者数については、計画値1,480人に対し実績値1,314人、またサービス受給者については、平成29年度サービス実績で居宅介護・予防サービスが計画年間延べ人数１万824人に対し１万197人、施設介護サービスが年間の計画延べ人数2,112人に対し2,242人とのことです。

現在の体の状態をケアすることに加え、健康寿命を延ばすための地域包括支援活動や介護予防事業活動に、新規に認定される人を減らす、介護状態を軽減するという指標を設け、より効果の大きな活動になることを要望し、認定の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第５号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　多　数　起　立　）

川嶋議長　起立多数であります。

よって、第５号認定は委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前11時59分～午後１時00分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第６号認定　平成29年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第６号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第６号認定は委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

引き続き、第７号認定　平成29年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

清水議員　第７号認定　平成29年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

下水道事業は、生活汚水を下水管により直接排出し悪臭を抑えるなど、生活環境の改善や公共用水域の水質保全などの役割を果たしています。その役割を維持していくためには、下水道管渠工事の建設費用や、下水処理場等の維持管理をしていく膨大な下水道資産を適正に管理していく必要があります。

そのような状況下で、平成29年度決算については、歳入総額14億6,569万9,571円に対し歳出総額14億3,043万5,556円で、歳入歳出差引額は3,526万4,015円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源584万円を差し引いた実質収支は、2,942万4,015円の黒字となりました。

主な歳入は、使用料、国庫支出金、繰入金、町債でした。主な歳出は、淀川右岸流域下水道維持管理負担金、五反田雨水幹線整備工事（第１期）、公共下水道汚水管築造工事、島本１号汚水幹線復元工事、島本１号汚水幹線テレビカメラ調査業務等です。老朽化した島本１号汚水幹線の汚水管については、管の破損による道路陥没等の事故が起こり、復元するための工事です。またテレビカメラ調査業務を行い、老朽化した汚水管の状態を確認されていますが、同じような破損事故等が起こる前に、先手管理で汚水管の維持管理を行うことをお願いしておきます。

汚水の整備については、公共下水道の人口普及が約95.5％と拡大されたことを一定評価しますが、できるところから事業を進め、町全体の汚水整備が早期に完了し、汚水処理費が削減できるようにお願いしておきます。

雨水整備については、阪急水無瀬駅前周辺の浸水被害等の軽減に大いに有効である公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第１期）の竣工や、第２期の工事を発注し、雨水整備の推進をされたことを評価します。また、流域下水道高槻島本雨水幹線接続点工事負担金1,014万8,958円は、高槻市にお願いしている接続点（２－６）の工事の負担金で、ここ数年で完了し、上流部である柳川雨水幹線外２幹線の浸水対策に効果があるものと評価します。

大きな雨水整備の２工事が完了し、遅延なく上流部の整備が実施できるよう要望し、認定の討論とします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員　第７号認定　平成29年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算におきまして、公明党を代表して討論をさせていただきます。

歳入総額は14億6,570万円、歳出総額は14億3,043万６千円、差引額が3,526万４千円となっております。実質収支額は2,942万４千円の黒字決算となっております。下水道使用料の増は、人口普及率の上昇による接続人口の増加で、処理水量が増となったためだということです。

歳出において、特に、私は１点だけ申し上げておきます。

道路面沈下により、汚水管の調査をするため、島本１号汚水幹線にテレビカメラの調査を実施されました。道路沈下のため、埋め立てても道路表面の安定は難しく、近隣住民から苦情を受けておりました。このような事故に繋がらない、日頃の点検に力を入れていただきたい。このことを要望させていただきます。

今後は、下水道事業の効率的な運営と、下水道財政の健全な運営を要望いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員　第７号認定　平成29年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に対しまして、コミュニティネットを代表し討論を行います。

平成29年度歳入総額14億6,570万円に対し、歳出総額が14億3,043万６千円で、歳入歳出差引額は3,526万４千円となり、実質収支額は2,942万４千円の黒字決算になったことに、一定、評価をしているところでございます。

歳出として、道路面沈下に対応すべく汚水管の調査業務として島本１号汚水幹線テレビカメラ調査業務の実施、また工事請負費においては高浜一丁目の一部地域の面整備にかかる汚水管築造工事の実施をし、整備済み面積が平成29年度末で約1.6ha 増の約302.8ha になり、人口普及率は約95.5％に、また雨水整備にかかる五反田雨水幹線整備工事、道路面沈下に対応した島本１号汚水幹線復元工事等を行ってこられましたが、公共下水道事業には、今後とも老朽化した設備の維持管理に多額の費用がかかることも予想されますが、効率的な財政運営のもと、設備の維持管理に努められるようにお願いを申し上げて、認定の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　引き続き第７号認定　平成29年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につき、人びとの新しい歩みを代表して認定の討論を行います。

島本第１号汚水幹線において、管の老朽化による道路面の沈下が発生、迅速な対応が

なされました。しかしながら、平成30年度においても破損、応急修繕を繰り返すこととなり、カメラ調査をされ、新たに平成30年度には計画的な敷設替えに向けて予算措置をされたところです。山崎地区における汚水の排水状況や、山崎ポンプ場からの圧送により、元来、硫化水素が発生しやすい環境にあることから起こっていると考えられ、事故の未然防止に努め、引き続き適切な予算措置がなされるよう求めておきます。

ＪＲ鉄道線路脇の難工事となった五反田雨水幹線整備工事（第１期）を行われました。続く第２期以降の工事についても、引き続き安全対策を怠ることなく進めていただき、近年の台風・集中豪雨のあり方を考慮し、接続完了後も、対策の足し算と被害の引き算に努めてください。すなわち若山台調整池については、安易に埋立てということにならないように重ねて求めておきます。

桂川の水位上昇と、ゲートの開閉と山崎ポンプ場の運営、水無瀬川へのバックウォーター現象は密接に関わっていると思います。日吉ダムにおける調整放流を的確に把握するため､委員会の質疑では、淀川ダム総合管理事務所との情報共有の必要性を訴えました。引き続き、災害対応に努めていただきますようお願いします。

公共下水道事業は、施設の老朽化、災害対策に多額の費用が必要になることから、一般的には、今後、適正料金水準を求めることを目的として下水道料金を見直すということが考えられるようで、そういったことを視野に入れた企業会計方式への移行と認識しています。一般的には、そのことが避けて通れない課題となっています。よって、学識経験者や地域住民が参画する第三者機関である審議会を設置し、島本町の公共下水道事業としてどうあるべきなのかを検討できる場が必要と考えます。審議会設置による事業の透明化を求めておきます。

また、好評であったマンホールカードなどを活用しつつ、引き続き公共下水道事業の価値と重要性の広報に努めてください。

以上をもって、認定の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第７号認定　2017年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に対しまして、認定の討論を行います。

全体として、整備面積の拡大に努められ、公債費、町債残高の減少となっております。全体としては適正に執行されたものと考えております。

２点ほど、加えて申し上げますが、地方公営企業法適用化移行支援業務97万２千円について申し上げますが、この法適用移行に伴って、例えば決算書の№.３の「島本町財産に関する調書」にかかる、公共下水道にかかる財産及び調書などの記載が変更をされるものというふうに推察しております。そういった経緯に関しては、やはり初めてのことでありますので、議会にも都度、報告や丁寧な説明に努めていただきたいと考えております。

また、先ほどの討論にもありましたが、若山台調整池のことがあります。公共下水道事業の今後の計画や事業の推進については、「都市計画マスタープラン」が大きく影響しており、双方に規定をするものですが、雨水幹線や雨水排水において、この「都市計画マスタープラン」には、かつて若山台調整池の有効活用というものが、前回、修正業務において明記がされました。当時の都市計画審議会の議論においては、仮にここを廃止し、全く違う目的に埋立てもしながら利用したとしても、大雨災害にはあまり影響のないものという議論があったことを非常に憶えております。

しかしながら、2012年度のあの大雨・豪雨災害、史上最高の被害額12億円の被害をあげた大雨災害の後には、このような発言は全くなくなり、価値観は一変したものと思われますし、過日の質問などにおいても、この若山台調整池の取り扱いについては見直しを求める声が、この議場でも少なくなくあがっているということを考えますと、やはり「都市計画マスタープラン」も見直す必要に迫られているということも含めて、公共下水道の観点からも、その点については検討をしていただきたい。

その点を申し上げまして、認定の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第７号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第７号認定は委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

引き続き、第８号認定から第12号認定までの平成29年度島本町各財産区特別会計歳入歳出決算５件に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算５件に対する委員長の報告は、認定であります。

第８号認定から第12号認定までの５件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第８号認定から第12号認定までの５件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第13号認定　平成29年度島本町水道事業会計決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第13号認定　平成29年度島本町水道事業会計決算について、人びとの新しい歩みを代表して認定の討論をいたします。

平成29年度の１立米当たりの供給単価は163円９銭、給水原価は141円８銭で、１立米当たり22円１銭の黒字となっています。差益としては、前年度より若干良い数字となっています。流動比率、現金比率ともに上昇が見られ、経営分析結果を見れば、比較的恵まれた環境にあると言えます。

しかし、一方で、資金余裕額は約17億1,800万円あった平成25年度に比べ、約10億8,500万円と減少傾向にあり、施設整備・更新、維持管理等、災害への備えに多額の費用が必要になっています。引き続き、長期的視野に立った安定経営と、災害に対する危機管理の充実に努めてください。

質疑では述べられませんでしたが、わずかながら有収水量が増えている一方、有収率が若干低下していますので、その要因の把握と課題整理に努めてください。

大藪浄水場の更新については、中央管理センター更新工事を終えられたと認識しています。第二大藪取水井・第二曝気塔新設工事については、周辺住民との協議に時間を要したことを主な理由として、工事期間を延長されました。近年、大型工事が続いた大藪浄水場ですが、周辺住民への説明が十分ではありませんでした。信頼回復に努めることが大きな課題となっています。そのためにも、学識経験者や地域住民が参画する第三者機関である審議会の設置による事業の透明化を実現していただきたい。

なお、質疑では述べられていませんが、水道週間における新たな企画、純地下水と企業団水の飲み比べにより、前年度７人であった参加者が200人規模に増え、地下水への関心が深いことが改めて明らかになりました。この企画を大変評価するとともに、運営上の課題を精査して、引き続き市民に開かれた水道週間事業を続けてください。

地下水90％を維持しているおいしい水道水は、島本町の強みです。水のおいしさは、日常の豊かさです。ご飯や緑茶、コーヒー、紅茶、出汁やお豆腐の味を支え、暮らしの

豊かさを支えています。「島本町地域水道ビジョン」に大藪浄水場の包括的な民営委託を位置づけておられますが、民間委託には反対です。

しかしながら、ここで述べたいのは、審議会も設けないままに民間委託導入について検討するなどあってはならないということです。水道事業が抱える諸課題につき調査・研究し、民間委託以外の課題解決を含めて検討する、専門性を持って審議するのが望ましいと考えています。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第13号認定　2017年度島本町水道事業会計決算に対しまして、認定の討論をいたします。大綱質疑の答弁、決算資料、請求資料を審査し、総務建設水道常任委員会の傍聴等で、質疑に至らなかった点も含め討論をいたします。

安全安心、低廉を確保すべき水道事業として、過日の北部地震の際に、震源地との位置関係はあったとは思われるものの、それによって明暗を分けることはあったものの、断水をすることなく給水ができたこと、さらに他市からの給水支援の要請に応えるなど、広域連携支援に努められたことからも、2017年度における恒常的かつ計画的な耐震診断、老朽配水管布設替え工事等が適切に行われたことがあらわれたものと、私は認めております。

また、先ほどにもありました、６月に、全国的にも行われている水道週間について、かねてから要望しておりました地下水100％の水を、もう知らない住民の方が半分以上いてるのではないかということで、地下水100％を体験していただくコーナーの設置を求めておりましたが、このことに初めて取り組まれまして、７人だった入場者が200人に達し、島本町内外の関心の高さを窺い知る貴重な機会提供であり、今後の継続を求めるものです。

さらに大藪中央管理センター更新工事により、浄水業務、水質管理業務の効率化、安全性向上とともに、職員の執務環境の改善も図られたと認識しております。

ただ、次年度への重要な課題を残したものとしまして、本水道事業会計事務事業に関して、私自身、2017年度おいては12月議会、３月議会で一般質問に取り上げ、「水道施設整備指針」及び「騒音振動規制法」等に照らして、問題点の指摘をしております。第二大藪取水井の新設工事、第二曝気塔新設工事、決算書上では前払い金という形で示されておりますが、この騒音・振動については昨年度の、2017年11月末から12月にかけまして、島本町長宛て及び島本町議会議長宛てに、大藪浄水場における水道水用深井戸新設工事に関しての要望書が、近隣住民から提出をされました。また、大藪浄水場関連工事に関しても、ほぼ初めての取り組みと思われますが、近隣住民との意見交換会を開催され、その配付資料については全議員にも配付をいただいており、詳細については知っ

ているところです。

しかしながら、私自身、一般質問でも求めておりましたが、議会前に『水道事業年報』を2017年度、平成29年度版をいただいております。私は、ここの平成29年、2017年度のところに、しっかりと、こういった町長宛ての要望書が出ていたことについて記載すべきだということを求めておりました。過去にも1994年（平成６年）には近隣の水利組合長からの嘆願書が出された事実や、1995年（平成７年）に近隣自治会長や水利組合長から、「広瀬地区の災害用水、農業用水について再びお願い」というものが出された。そういったことの歴史的事実が刻まれております。この『水道事業年報』を作成されるご苦労は十分にわかっておりますし、非常に貴重な資料となっておりますので、こういったところにも、このような近隣住民から出された要望書や、意見交換会を初めて実施された、こういったことをやはり記載し、後世に残す、新たに検証する、そういった資料として明記を、改めて求めておきます。

その次に、2018年度の情報公開請求番号島水工196号及び過日の繰越等の審査資料をもとに、水無瀬川導水管移設工事についても大きな課題があります。前年度の水道部別館除却工事の際の影響や、因果関係が明らかにできないまま工事を終えるという事案を受けて、後に本工事に関しては家屋調査を付す、これも近年では初めての取り組みと思われますが、行われております。

騒音・振動の影響を最少減に止めること、家屋調査、工事の時間帯、周辺住民への丁寧な説明を求められたものでした。しかしながら、現在に至っても、この工事契約に付されている仕様書どおりに家屋調査の再委託がなされていたのか、また調査時の関係者の立ち会い、既存の損壊部の写真撮影等で、委託した島本町、受託業者とも明確な説明を、住民の納得を得る状況には全く至っていないと聞き及んでおります。

この工事の仕様書というものは、工事請負契約のイロハのイであるということを、私たちは痛いほど知っております。2016年度の工事に大きな課題を残していたことを重く受け止め、慎重に後の工事が発注できていたのか、契約を結べていたのか、改めて発注側の島本町の体制が問われているところであります。安全安心、責任ある誠実な対応をされること、周辺住民の今後の居住空間への安心を常に視野におき、十分な納得と信頼を回復されるよう、本工事の動向については今後も注視すべきであり、この事業が適正であったかの判断は、次年度においてすべきものと認識し、この点には踏み込みません。

また、委員会審査において尾山取水場の質疑があったというふうに記憶しております。こういうことも含めて、先ほどの公共下水道ででも申し上げましたが、当然ながら、水道部の財産にかかる調書は、一般会計や特別会計の調書には記載をされておりません。議員のチェックも入りにくいところであり、そこでまた問題が起こる可能性があります。

こういったことも含めまして、今後の人員配置に関しては、長年の経験者、専門職、参与職が一斉に退職をした年度でもありますので、今後の計画的な工務課、業務課ともの

職員登用配置とともに、これら住民の苦情や、法令条例、仕様書に基づいた適正な業務が問われた年度としても、水道事業公営会計としての助言者、専門的知見、第三者機関の設置は、もう避けられないものと考えます。さらに加えて言えば、顧問弁護士などの配置についても、即応できる体制が、今の島本町には必要ではないかと考えております。この点については、特に町長に求めるものです。

以上をもちまして、2017年度決算ということにおいては認定といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員　第13号認定　平成29年度島本町水道事業会計決算に対し、コミュニティネットを代表して討論を行います。

水道事業の使命は、低廉で、安全で安定した水道水を各家庭に供給することであります。その中で、平成29年度は拡張事業として、平成28年度から２ヵ年の事業である大藪浄水場中央管理センター更新工事委託及び平成29年度から２ヵ年の事業として第二大藪取水井新設工事前払い金等を実施。施設整備事業においては、委託料として水道管路更新実施設計業務をはじめ、平成28年度から２ヵ年の事業である大藪浄水場自家発電設備新設及び高圧受電設備更新工事委託などを実施。また工事請負費については、公共下水道関連配水管移設工事、青葉地区及び広瀬地区の老朽配水管の布設替え工事等を実施してこられました。また、平成29年度から２ヵ年の事業である第二曝気塔新設工事前払い金を実施されてこられました。これらの事業については、水道水の安定供給及び効率的な業務を進めるうえにおいて欠かすことのできない事業であり、一定の評価をしているところです。

しかし、住宅開発により給水人口の増加は見込めるものの、節水意識の高まりや節水機器の普及等により、給水収益が見込めない中で、今後ともより一層の効率的な事業運営に努められ、また安全で安定した水道水の供給に努めていただくようお願いを申し上げ、認定の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員　第13号認定　平成29年度島本町水道事業会計決算につきまして、自由民主クラブを代表し討論を行います。

平成29年度の水道事業収益は、税抜き５億7,429万2,113円であり、平成28年度収益より3.7％の減で、純利益は8,487万1,041円でした。

「島本町水道事業財政計画」、平成26年度から平成29年度までを計画期間とするものは、最終年度である本年、資金残高が９億6,649万２千円であり、計画を超える資金残高とはなりました。工事の実施につきましては、深井戸の改修工事や、各種、他の議員からもあります広瀬地区老朽配水管布設替え工事等、実施されております。

同じく住宅開発によって、今後の水の需要に関しましては、増加傾向にはあるかと思いますけれども、安全かつ安心の水の供給に関しまして、今後もよろしくお願いいたし

ます。

委員会の中で認定させていただきました要因としまして、水道代の支払い方法、こちらの収納率向上に関しまして、コンビニ収納手数料に関して、高額な１件当たり64.8円という金額のものでありますけれども、収納率向上に寄与していただいていること、また今回、平成29年度、高槻市、関西大学との共同研究を行われ、それによって「地震マップ」という成果を出された。こちらは平成29年度という成果でございましたけれども、こういった要因が、今、平成30年度でのそういった地震等に対しての一定の成果も出ているのかなという形で、そういった官学に及ばず産官学との繋がりを今後強めていただければ、関係各所との連携、そして、こういった水道に及ばず多種多様な災害に対応できる状況もつくれるかと思います。

今後も、概ね適切に事業を実施していただいているとこ、そして、こういった新しい試みに関して実施されていくことを期待しまして、認定の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第13号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第13号認定は委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第３、第72号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、第76号議案　平成30年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）までの５件を、一括議題といたします。

なお、本案５件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第72号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、大阪府の最低賃金が本年10月１日から現行の909円から936円に、27円引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

本町では、現在、臨時的任用職員として29職種を設定しておりますが、今回の大阪府の最低賃金の改定に伴い、最低賃金を下回る４職種について引き上げを行うものでござ

います。

具体の職種につきましては、議案参考資料の新旧対照表をご覧ください。

まず、事業補助員及び事務補助員につきましては現行の時間額910円を940円に、プール監視員及びキャンプ場管理員につきましては現行の時間額920円を950円に、それぞれ30円、引き上げるものでございます。

なお、プール監視員につきましては現状では予算措置をしておりませんが、町立プール廃止の際、喫緊の課題であった学校施設等の耐震化を最優先で取り組むこととし、その後、町立プールについては、そのあり方を改めて検討することといたしておりましたため、職種として残っているものでございます。また、キャンプ場管理員につきましては、前の本会議で「島本町立キャンプ場設置条例」の廃止についてご可決いただいたところでございますが、その際に附則におきまして、平成31年４月１日の条例施行にあわせ、キャンプ場管理員の項を削る改正を行っておりますので、現状では職種として残っているものでございます。

最後に、今回の改正に伴う影響額につきましては、年間で約100万円でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（登壇）　それでは、第73号議案　平成30年度島本町一般会計補正予算（第３号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の73の１ページでございます。

今回の補正予算につきましては、台風第21号等に伴う対応として災害復旧費の増額のほか、「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正に伴い、必要となる予算を計上させていただくものでございます。

第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,682万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を114億1,320万３千円とするもので、款項別の内容につきましては、73の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

73の９ページからの「歳入」でございます。

第15款　府支出金、第３項　府委託金、第１目　総務費府委託金１万２千円の増額につきましては、大阪府最低賃金の改正により、大阪府議会議員選挙事務に従事予定の臨時職員の賃金改定分の府委託金を増額するものでございます。

第18款　繰入金、第２項　基金繰入金、第２目　財政調整基金繰入金1,681万６千円の増額につきましては、歳入歳出の財源調整のため増額させていただくものでございます。

続きまして、73の10ページからの「歳出」でございます。

臨時職員賃金につきましては各費目にわたりますが、先ほど、第72号議案で総合政策

部長から説明があったとおり、臨時職員の賃金改定により、今後の予算執行見込み額に不足が生じるものについて補正させていただくものでございます。

73の11ページでございます。第３款　民生費、第１項　社会福祉費、第５目　国民健康保険費２万８千円及び第７目　介護保険費１万７千円の増額につきましては、臨時職員賃金の改定に伴う各特別会計の補正予算にかかる繰出金でございます。

次に、73の15ページでございます。第10款　災害復旧費、第１項　災害復旧費、第１目　災害応急対策費300万円の増額につきましては、台風第21号に伴う対応並びに今後の災害対応に備えて、時間外勤務手当及び管理職特別勤務手当を増額させていただくものでございます。第５目　教育災害復旧事業費1,331万円の増額につきましては、台風第21号により破損した小･中学校の防球ネットを復旧させるため増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第73号議案のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部長（登壇）　それでは、第74号議案　平成30年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の74の１ページでございます。

今回、補正をお願いいたします内容といたしましては、臨時的任用職員の賃金改定に伴う補正予算でございます。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億879万円とするもので、款項別の内容は、74の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

74の７ページからの「歳入」でございます。

第６款　繰入金、第１項　一般会計繰入金、第１目　一般会計繰入金２万８千円の増額につきましては、本年10月の臨時的任用職員の賃金改定に伴う増でございます。

次に、74の８ページの「歳出」でございます。

第１款　総務費、第１項　総務管理費、第１目　一般管理費１万４千円の増額及び第５款　保健事業費、第１項　特定健康診査等事業費、第１目　特定健康診査等事業費１万４千円の増額につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきましたとおり、本年10月の臨時的任用職員の賃金改定によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、第74号議案　平成30年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

続きまして、第75号議案　平成30年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書75の１ページでございます。

今回、補正をお願いいたします内容としましては、臨時的任用職員の賃金改定に伴う補正予算でございます。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,630万２千円とするもので、款項別の内容は、75の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

75の７ページからの「歳入」でございます。

第３款　国庫支出金、第２項　国庫補助金、第２目　地域支援事業交付金５千円の増額につきましては、包括的支援事業費の臨時的任用職員の賃金改定に伴う増額のうち、国負担分を増額するものでございます。

次に、第５款　府支出金、第２項　府補助金、第１目　地域支援事業交付金３千円の増額及び第７款　繰入金、第１項　一般会計繰入金、第２目　地域支援事業繰入金３千円の増額につきましても、包括的支援事業費の臨時的任用職員の賃金改定に伴う増額のうち、府及び町負担分を増額するものでございます。

次に、第７款　繰入金、第１項　一般会計繰入金、第５目　その他一般会計繰入金１万４千円の増額につきましては､介護認定審査会費の臨時的任用職員の賃金改定に伴い、増額するものでございます。次に、第７款　繰入金、第２項　基金繰入金、第１目　介護保険給付費準備基金繰入金３千円の増額につきましては、包括的支援事業費の臨時的任用職員の賃金改定に伴う増額のうち、第１号被保険者保険料負担分を増額するものでございます。

次に、75の９ページの「歳出」でございます。

第１款　総務費、第２項　介護認定審査会費、第１目　介護認定審査会費１万４千円の増額、第３款　地域支援事業費、第３項　包括的支援事業費、第１目　包括的支援事業費１万４千円の増額につきましては、臨時的任用職員の賃金改定に伴い増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第75号議案　平成30年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

上下水道部長（登壇）　それでは、第76号議案　平成30年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の76の１ページでございます。

第２条の「収益的支出」につきましては、２万７千円を増額するものでございます。

今回の補正予算につきましては、「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正により、事務補助員の賃金単価が改正されることに伴い予算に不足が生じますことから、補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、計画説明書により、ご説明申し上げます。

76の５ページでございます。「収益的支出」でございます。

第１款　水道事業費用、第１項　営業費用、第１目　配水及び給水費、節　賃金２万７千円の増額につきましては、現在、雇用しております臨時的任用職員２名分に関わるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成30年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）の説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案５件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第72号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第72号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第72号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第73号議案　平成30年度島本町一般会計補正予算（第３号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第73号議案　平成30年度島本町一般会計補正予算（第３号）について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

災害応急対策費として職員の時間外勤務手当、管理職特別勤務手当、教育災害復旧費として小・中学校の防球ネットを新しくする工事費用、いずれも必要なものと認めます。

防球ネット復旧工事請負費については、その妥当性が担保されるよう適正な入札手続きを求めておきます。具体的に言いますと、相見積もりを取って、適切な金額をはじき出すということです。第二小学校は名神高速道路に隣接していることから、防球ネットの果たす役割は極めて重要であります。このことから、防球対策については多面的に精査され、設置されるよう求めておきます。

また、前に可決された第72号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、すなわち大阪府の最低賃金の改正に伴う事務補助員等４職種の時間給の改正に関わる賃金についての補正予算、これは必要不可欠なものと認めるものです。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。よろしくお願いいたします。

川嶋議長　暫時休憩いたします。

（午後１時52分～午後１時52分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第73号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第73号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第74号議案　平成30年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第74号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第74号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第75号議案　平成30年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第75号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第75号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第76号議案　平成30年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第76号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第76号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、９月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から､次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを、休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、平成30年島本町議会９月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、12月13日午前10時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

（午後１時５６分　散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

行 政 報 告

第 １ 号認定　平成２９年度島本町一般会計歳入歳出決算

第 ２ 号認定　平成２９年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

第 ３ 号認定　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

第 ４ 号認定　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第 ５ 号認定　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

第 ６ 号認定　平成２９年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算

第 ７ 号認定　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

第 ８ 号認定　平成２９年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算

第 ９ 号認定　平成２９年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算

第１０号認定　平成２９年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算

第１１号認定　平成２９年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算

第１２号認定　平成２９年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算

第１３号認定　平成２９年度島本町水道事業会計決算

第７２号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第７３号議案　平成３０年度島本町一般会計補正予算（第３号）

第７４号議案　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

第７５号議案　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

第７６号議案　平成３０年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成３０年 ９ 月２８日

島 本 町 議 会 議 長

署名議員（９番）

署名議員（１３番）

平成３０年島本町議会９月定例会議の結果は次のとおりである。

事件番号	件名	結果
一般質問	１．性同一性障害ＧＩＤの生き方を支える ～高度な個別的対応を求めて～ ２．その香り、必要ですか？ ～人工的な香りの害から子どもを守ろう～ ３．建築設計者の選定はプロポーザル方式で ～国土交通省の見解と国際基準～	９月３日 戸田議員
	１．災害発生時の学校・園・所の対応 ２．防災服等の装備は適切か？ ３．島本町の光害低減に向けて照明調達方針を問う ４．総合計画の分野別計画との関係を問う	〃 福嶋議員
	１．旧道路公団寄付金（補償金）使用実績・今後の計画を問う ２．地下水１００％の水道―府内自治体の自己水保有状況を問う ３．大阪北部地震被害―やまぶき園等の被災者支援を問う ４．急がれる第四保育所耐震化、保育士確保策等を問う	〃 河野議員
	１．若山台調整池の凍結について ２．災害時の備蓄品に液体ミルク	〃 岡田議員
	１．島本町内における今後の土地活用について ２．その後のＪＲ島本駅西地区の開発について	〃 村上議員
	１．島本町における自主防災組織と防災体制について ２．島本町における保健所行政の周辺自治体との連携について	〃 大久保議員
	１．災害に対する危機管理について ２．大阪北部地震の対応について	〃 清水議員
	１．駅西の業務代行予定者募集に係る事業提案書の情報公開について ２．島本町自然環境調査等業務報告書に昆虫類の確認種リストが掲載されていなかった件について ３．駅西タウンミーティングについて ４．島本町の都市農地について	〃 中田議員
	島本町の地下水保全と大阪広域水道企業団について vol. 1	〃 伊集院議員

事件番号	件名	結果
第７号報告	平成２９年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	９月６日 報告を承る
第８号報告	平成２９年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について	〃 報告を承る
第９号報告	平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の専決処分について	〃 報告を承る
第５８号議案	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第５９号議案	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第６０号議案	工事請負契約の締結について（平成３０年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事）	〃 原案可決
第６１号議案	工事請負契約の締結について（島本町衛生化学処理場解体工事）	〃 原案可決
第６２号議案	平成２９年度島本町水道事業剰余金の処分について	〃 原案可決
第６３号議案	島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第６４号議案	島本町立幼稚園設置条例の一部改正について	〃 原案可決
第６５号議案	島本町立キャンプ場設置条例の廃止について	〃 原案可決
第６６号議案	平成３０年度島本町一般会計補正予算（第２号）	〃 原案可決
第６７号議案	平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	〃 原案可決
第６８号議案	平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	〃 原案可決
第６９号議案	平成３０年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）	〃 原案可決
第７０号議案	平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）	〃 原案可決
第７１号議案	平成３０年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）	〃 原案可決
第１号認定	平成２９年度島本町一般会計歳入歳出決算	９月２８日 不認定

事件番号	件名	結果
第２号認定	平成２９年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算	９月２８日 認定
第３号認定	平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第４号認定	平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第５号認定	平成２９年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第６号認定	平成２９年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第７号認定	平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第８号認定	平成２９年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第９号認定	平成２９年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第１０号認定	平成２９年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第１１号認定	平成２９年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第１２号認定	平成２９年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第１３号認定	平成２９年度島本町水道事業会計決算	〃 認定
第７２号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第７３号議案	平成３０年度島本町一般会計補正予算（第３号）	〃 原案可決
第７４号議案	平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	〃 原案可決
第７５号議案	平成３０年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）	〃 原案可決
第７６号議案	平成３０年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）	〃 原案可決